



令和元年9月 3日 開会

令和元年9月30日 閉会

令和元年9月定例会

# 美作市議会会議録

令和元年9月3日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和元年第4回美作市議会9月定例会)

令和元年9月3日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第7 発議第4号 決算特別委員会設置について
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について  
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 報告第3号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)  
報告第4号 出資法人等の経営状況について  
・美作市土地開発公社  
・(株)特産館みまさか  
・(有)大原農業振興センター  
・(株)作東バレンタインホテル  
・(株)雲海  
・(株)みまちゃんネル  
報告第5号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更)
- 日程第11 認定第1号 平成30年度美作市一般会計決算の認定について  
認定第2号 平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について  
認定第3号 平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について  
認定第4号 平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について  
認定第5号 平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について  
認定第6号 平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について  
認定第7号 平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について  
認定第8号 平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について  
認定第9号 平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について  
認定第10号 平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
認定第11号 平成30年度美作市水道事業決算の認定について  
認定第12号 平成30年度美作市病院事業決算の認定について  
認定第13号 平成30年度美作市下水道事業決算の認定について
- 日程第12 議案第57号 美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

- 議案第58号 美作市印鑑条例の一部を改正する条例について  
 議案第59号 美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第60号 美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
 議案第61号 美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について  
 議案第62号 市道路線の認定について  
 議案第63号 市道路線の変更について  
 議案第64号 令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）  
 議案第65号 令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 議案第66号 美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣
3番	岩	崎	清	4番	岡	野	鉄	舟
5番	中	山	忠	6番	倉	地	重	夫
7番	重	平	直	8番	安	藤		功
9番	金	谷	の	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	14番	鈴	木	悦	子
15番	岩	江	正	16番	日	笠	一	成
17番	内	海	健	18番	岡	本	泰	介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

12番	山	本	重	行	13番	尾	高	誉	久
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明											
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮								
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明							
市	民	部	長	景	山	二	男	教	育	次	長	山	名	浩	二								
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一								
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広							
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅								
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春
代	表	監	査	委	員	東	内	義	典	監	査	事	務	局	長	神	原	秀	哲				

6. 職務のため議場へ出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源をお切りください。

また、傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。

なお、携帯電話その他の電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和元年第4回9月美作市議会定例会を開会いたします。

15番岩江正行議員が通院のためおくれます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により12番山本重行議員、13番尾高誉久議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る8月27日及び本日3日、議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下、関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議いたしましたので、御報告をいたします。

市長から送付されました議案は、諮問2件、報告3件、承認1件、決算認定13件、条例の制定、改廃6件、市道路線の認定、変更2件、補正予算2件の計29件でございます。

議員からは、議会運営委員会で決算特別委員会の設置について発議をいたします。また、8月26日までに受理した請願1件、陳情6件は委員会付託とし、審議をいたします。

会期につきましては、本日9月3日から30日までの28日間とし、会議日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

本日1日目は、諸般の報告として、4月、5月、6月の例月出納検査の報告、組合議会の報告が1組合、行政報告、特別支援学校調査研究特別委員会及び議会改革特別委員会からの中間報告、議員からの発議の後、議案の一括上程、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行います。

続いて、9月5日、6日と9日から11日までの5日間に一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託いたします。

一般質問につきましては、通告順に発言し、質問回数は1通告事項で3回までとし、質問時間は45分といたします。

議案質疑につきましては、9月5日午後5時を通告期限といたしますが、通告する際は所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。

認定第1号から認定第13号につきましても、決算特別委員会を設置し、議員全員で各会計決算を審査いたしますので、質疑は控えていただきますようお願いをいたします。質問回数は3回までとし、一括質疑といたします。通告しない者の質疑につきましては、通告者の後に行い、1議案につき1件といたします。

予備日は、9月4日、12日、20日、休会日は24日から27日といたしております。最終日は9月30日とし、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日3日から30日までの28日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3日から30日までの28日間と決定いたしました。

## 日程第3 諸般の報告

**議長（岡本 泰介君）**

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告は、お手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、勝田郡老人福祉施設組合議会からお手元に配付しております資料をもとに報告を行います。

山本重行議員。

**12番（山本 重行君）**

おはようございます。

それでは、去る8月2日に開催されました令和元年8月勝田郡老人福祉施設組合議会臨時会について報告をいたします。

美作市議会からは出席は2名でございます。

まず、津山市の改選と美作市の構成がえにより空席となっておりました議長、副議長選挙を行い、議長に津山市の松本義隆議員、副議長は私が務めることとなりました。

次に、上程された議案は1件で、議案第1号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岡山市町村総合事務組規約の変更について」は、東備、勝英、倉敷地区、津山地区農業共済事務組合の脱退と八ヶ郷合同用水組合の加入に伴い、規約を変更するもので、原案のとおり可決いたしました。

以上で令和元年8月勝田郡老人福祉施設組合議会の臨時会の報告といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

## 日程第4 行政報告

**議長（岡本 泰介君）**

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、恒例に従いまして美作市行政の状況について報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、財政の状況でございますけれども、今議会におきまして平成30年度の決算について報告をさせていただきますけれども、財政の状況については地方債残高が減少し、基金の残高についてはほぼ前年並み、そして健全化判断比率の中で実質公債費比率、将来負担比率はいずれも低下をし、財政状況的にはさらなる改善が達成をされております。

大きな懸念材料でありました地方交付税の合併算定がえにつきましては、合併15年目を迎え、終着点が見えてまいりました。来年度には最後の加算がなくなります。目的税などの新たな財源確保に向けて取り組む中で、当市の財政に問題が生じないようにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

美作市事業用発電パネル税、いわゆる法定外目的税でございますけれども、これにつきましては太陽光発電事業者の方々を納税義務者として、本市の安全・安心な生活環境の保全を目的とした防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、新たに創設を目指しております。

実施に当たりましては、地方税法の規定等に基づきまして総務大臣の同意が条件となります。また、太陽光発電は、再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法、巷間ではいわゆるFIT法と呼ばれておりますが、これに深くかかわることですので、経済産業省にも大きく関係がございます。したがって、昨年の夏以降、総務省及び経済産業省の御指導をいただきながら制度設計を行ってまいりました。

太陽光発電施設がFIT法の施行後、急速に拡大をし、平成30年12月時点で美作市内に418件、認定容量の合計で約5万2,000キロワットアワーの太陽光発電施設が設置されて、事業が行われております。そして、今年度中には土居地区で約15万キロワットアワーの施設が稼働予定でございます。さらに2万キロワットアワーを超えるものも計画が進められております。これらの施設は市内全域に及んでございまして、大規模施設の近隣のみならず、他の地域からも防災対策について住民から強い要望がございました。このことから、大規模施設だけではなく、太陽光発電事業の影響による財政需要に充てるため、発電出力10キロワットアワー以上の野立て、つまり屋根置き型を除いて置くということでございますが、野立てによる事業者の方々にパネル面積に応じて広く事業者の方に公平な御負担をお願いしようとするものでございまして、こ

の新しい税が総務省の同意等の後、施行され、各種対策へ充当されれば、さまざまな被害の未然防止等につながり、太陽光発電事業に伴うリスクや負担が軽減され、地域住民との円滑な関係の構築、ひいては事業者の方々にも一定の受益をもたらすものと考えてございます。

新税の税額につきましては、パネル1平米当たり年間50円としてございまして、事業者の方には新たな御負担となりますが、御協力を賜りますよう、この場をかりてよろしくお願いを申し上げます。なお、売りに対する負担の割合は、FIT価格の安いほうでいくと高くなるんですが、18円という最近の価格を当てはめた場合においても約1.7%程度ということになります。

次に、行政懇談会についての報告でございまして、今年度も議会が終わる前の9月の末ごろから12月の初旬までの日程で行政懇談会を各地域で開催をさせていただきたいと思っております。行政懇談会におきましては、今までもそうございましたけども、市全体にわたる大きな課題、あるいはそれぞれの地域の方々を抱える、細かいけども重要な課題などについて活発な御議論をいただき、当市の施策の推進に大きな力となってまいりました。市民の皆様方の声を直接お聞きすることで、我々が気づいていなかった課題解決の糸口になることも多々ございました。このような機会を活用して、市民の皆様方の御期待、御要望に沿った行政運営をさらに拡大をしていきたいと思っております。市民の方々にはこぞって御参加を賜りますように、この場をかりて御案内、お願いを申し上げさせていただきます。

次に、過疎対策についてでございますが、この過疎対策といいますのは、随分前になりますけれども、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法という名前で議員立法によって制定をされたものでございまして、その後4回にわたって施行されたそれぞれの議員立法による特別措置法に基づき、計画的な対策が推進をされております。ちなみに過疎債はこの法律が根拠となって使われている制度でございまして、同法が切れますと過疎債が使えなくなるという状況でございます。いずれにしましても、この過疎法のおかげをもちまして、さまざまな事業が展開をされておりますが、まだまだ過疎問題、これが解決されたわけではなく、さらに言いますと近年においては消滅可能性の問題が多く自治体に言われるなど、さらに対策が必要という状況でございますので、我々といたしましては現行の過疎地域自立促進特別措置法を令和2年度末をもって単純に失効させることはできない、そのように考えております。地方創生を実現するためにも、東京一極集中を是正し、地方への新しい人、流れをつくることが重要である、新たな過疎対策に係る法の制定がそのためにも必要であるということで、かなりこのところ市長会においても強い危機感を持って取り組む必要があるという認識になり、このたび同様の問題を抱える県内の市に呼びかけ、岡山県市長会において過疎対策の推進に関する特別委員会を設置することが決定をされたわけでございます。今後、現行法にかわる新たな制度設計、あるいは過疎地域の財政基盤のさらなる充実強化などについて、具体的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、美作岡山道路の北部延伸について申し上げます。

美作岡山道路等を活用した岡山圏域と鳥取圏域及び周辺市町の連携強化に係る研究会と、えらい長い名前でございますが、北部延伸のための私ども岡山県サイド、具体的には当市並びに勝央町、奈義町でございますが、そして鳥取県サイド、鳥取市、智頭町、これを平成29年3月に設置をいたしております。そして、平成31年1月には三県境地域創生会議へ道路局長をお招きをし、北部延伸についても説明を申し上げますとともに、その場をかりて勝田の地域の住民の方々がかたがたに道路局長に要望書を提出する、そういった動きが見られたところであります。

また、直近の動きといたしましては、令和元年7月22日に鳥取市において、先ほど申し上げた研究会の第2回目が開催をされました。周辺市町の現状、連携強化に資する道路の課題、鳥取圏域と岡山、美作圏域に



おける物流の状況、平成30年7月豪雨災害等における各市町の被害状況等について説明をし、そしてそういった課題を解決するために北部延伸が必要であり、そのルート案につきましては勝央ジャンクションないし美作インターチェンジ付近から勝田地域を経由して、智頭町の鳥取道のインターチェンジに北上するルートということが妥当ではないかということで、参加自治体の合意賛同を得ることができてございます。そして、研究会としての要望書を作成し、活動していくことについても決定をされたことから、この7月26日には広島市の中国地方整備局、そして8月2日には東京において、岡山県、鳥取県選出の国会議員や国交省の本省の方々に地域高規格道路美作岡山道路の北部延伸についての要望書を提出をいたしております。その際、国交省の幹部からは、53号線の黒尾峠の代替ということ、特に冬場あるいは地震の場合における安全性の確保ということから、53号の機能を担うものであるという点に深く留意をした対応をしてほしいという御助言もいただいているところでございます。今後につきましては、議会の皆様方の御協力を頂戴しながら、住民の方々ともどもに熱心に取り組んでいければと期待をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

交通問題が続きますが、交通弱者対策として、いわゆる実証実験という形で実施をしておりますタクシー利用補助事業の状況についてでございますけれども、新規登録者が毎月40名程度増え続けてございまして、7月末現在で1,394人、平成30年度末でございますと1,225人でございますので、この数カ月で相当の数、100名以上200名弱増えたわけでございますが、今年度4月からの利用便数も月平均2,768便、参考までに申し上げますと、平成30年度は全体で1,963便でありましたので、これも著増をしております。御利用をいただいている市民の方々からも大変に好評をいただいております、市の交通弱者対策としてほぼ定着をしつつあるということを考えておりますので、来年度からはいわゆる実証実験ということではなくて正式にこれを制度化をしながらやっていくべきということで、担当部局にその正式制度化の検討をお願いをしているところでございます。

また、これに若干関係しますが、今年度から英田バスの循環線を廃止をし、そのかわりに民間事業者によるデマンドタクシーの運行を行ってございますが、これにつきましては今までよりも利便性が向上したと、特に天神地区等については全く循環バスの便益を享受しなかった、新たにこれができるというふうなことで好評をいただいておりますし、また財政的にも少しでございますが負担の軽減になっているという状況でございます、他の地域の循環バスについても利用実績等を踏まえた上で、今申し上げた英田地区の事例を参考にしながら、来年度以降のさらなる交通対策の充実に向けての検討に生かしていきたいというふうな考えているところであります。

次に、特別支援学校の問題でございますが、この8月20日に開催を頂戴しました当議会の特別支援学校調査研究特別委員会で、岡山県との協議内容の概要を報告をさせていただきました。また、委員会からは、幾つかの追加的な資料整理と、論点整理という課題も頂戴をしているところでございます。本市が策定した美作市立特別支援学校高等部整備計画案をもとに、岡山県教育委員会と事前相談を継続中でございますけれども、生徒数の推計、ダブルスクールをどうするか、保護者負担をどうするかというふうなところに今後の焦点があるかというふうな考えているところでございます。県とは引き続き協議を進める必要がございますけれども、いずれにしても議員の方々のお意見、あるいは市民の方々の御意見をもう少し丁寧に伺いながら、前向きに設立に向けて取り組んでまいりたいというふうな考えているところでございます。

次に、自衛隊の体育学校の件でございますが、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方への政府機関の移転が一時主要な取り組みの一つとされておったわけでありまして、5年ほど前に本市としては自衛隊の体育学校の移転への取り組みをお願いし、それなりの結論を得た、つまりだめじゃなくて前ぶれと

してラグビー等の合宿を美作市で行うということになったわけですが、そして、その一環としてさまざまな形で合宿が行われておりますが、具体的問題として女子ラグビー部の合宿が、これも御案内のとおり8月29日からきのう、9月2日までの5日間の日程で行われました。また、自衛隊の体育学校のアーチェリー一班については、7月26日は射場などの施設確認のため、監督が当市を訪問されております。会場等に好印象を持っていただくことができましたので、今後アーチェリー一班についても合宿の実施が期待されているところであります。さらに10月7日から16日までの10日間の日程でございますけれども、これもややおなじみになりましたが、自衛隊体育学校陸上班、その中の特に競歩と中長距離の班でございますが、またことしも合宿を当地で行っていただく予定になっております。この合宿中には防衛省の関係者にもお越しをいただき、本市が御提案申し上げてる学校誘致場所等についても、御先方の人事がかわっておりますので、改めて御視察をいただくということにしているところでございます。

一方、政府機関の移転全般について申し上げますと、ごく一部の組織が、機能が移転をされているわけですが、全国市長会においても、どうも今までの動きを総括すれば、いわゆる竜頭蛇尾であったんじゃないかと、こういう感覚を皆さん持っておられます。政府機関の移転につきましては、地方にとって働く場の確保や地域産業への波及効果の問題などを含めて非常に重要であって、この点を国全体の課題として積極的に取り組むよう、改めて岡山県市長会、中国市長会そして全国市長会を通じて、国に強く働きかけていきたいと考えております。そして、このような動きにつきましては、当市だけでなく、全国に幾つか同じ気持ちでそれぞれの市長会を通じて全国市長会に上げていこうという動きがあることを、あわせて御報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

昨日、平成29年度一般会計決算に関しまして、地方自治法第242条に基づく住民監査請求が行われたということを知りました。これは、市民の権利が自治法に基づいて認められたわけでございますけれども、この権利が適正に行使されたものと受けとめておりまして、これを尊重したいというふうに考えております。

以上、行政の一端を報告を申し上げます。議会の皆様、そして市民の皆様の当市の行政に対する御理解、御支援の一助になればと考えております。

なお、諸議案の提案説明につきましては、この後、副市長において行いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で行政報告を終了いたします。

## 日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について

議長（岡本 泰介君）

日程第5、「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

特別支援学校調査研究特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定しました。

山本重行委員長。

**12番（山本 重行君）〔登壇〕**

それでは、これより特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告をいたします。

去る8月20日、議員控室におきまして、市長、教育長以下関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。委員は1人欠席でございました。

まず、基礎的な調査の対象者とニーズについて、執行部より説明を受けましたが、委員から、学校を設立し、運営するという事になると、生徒数の推計が必要であり、分析できる資料を提出してほしいとの発言があり、改めて提出するよう求めました。

次に、岡山県との協議の進捗状況について説明を求め、執行部から、平成29年に2回、平成30年に8回、平成31年4月に1回、岡山県教育委員会との事前相談として、生徒数の推計の根拠、通学エリアの考え方、ダブルスクール、寄宿舎の考え方、現在設置を検討している場所の施設整備について、また保護者負担について、開校時期と開校に向けた具体的なスケジュールについて、また給食、食事の考え方、通級指導、学び直しの考え方、入学者選抜試験の考え方についても話をしてきたが、本年4月に県教育委員会に対し、実施年度を1年以上延長し、継続して議論を続けること、所管事務が教育委員会へかわったこと、特別委員会で議論されていることを報告し、今後、特別委員会と議論を進めていく中で、設置場所、定員の方針が改めて決定するまで県教育委員会との協議は見合わせている状況であるとの報告を受けました。

委員から、県教育委員会との協議の内容がわかる議事録の提出と事業費や経営に関する試算の提示を求める発言があり、議事録については、県教育委員会の了解を得られれば後日提出する、事業費などの試算については、再度精査し、提示したいとの答弁がありました。

また、財政シミュレーションについての実施について発言があり、秋に予定したいとの答弁がありました。

また、委員から、ダブルスクール、学び直しの説明を求める発言があり、ダブルスクールについては支援学校卒業後の生活設計の支援を考えている。学び直しについては、社会貢献コースの聴講や寄宿舎での共同生活など、生活自立体験でのサポートを行うために特別支援学校を開放していくことも考えにあり、経費については、企業版ふるさと納税など、民間の外部資源があれば考えていけるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、子ども、保護者が何を求めるのか意識調査を行い、提示するよう発言があり、個人情報の点から難しい点があるが、できる範囲で考えたいとの答弁がありました。

特別委員会としても、今後、保護者の代表者から意見を伺う方向で調整することを再確認いたしました。

以上のことから、議会閉会中に引き続き調査を行うことにつきまして御承認をいただきますようお願いいたします。

以上、特別支援学校調査研究特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中間報告が終わりました。

ただいまの特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

## 日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

議長（岡本 泰介君）

日程第6、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

日笠委員長。

16番（日笠 一成君）〔登壇〕

議長の許可を得ましたので、これより議会改革特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る8月20日、議員控室におきまして、3月定例会で閉会中の継続審査となっております陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情」、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」の2件を議題といたしました。委員3名は欠席でございました。

この陳情2件については、いずれも特別委員会で既に協議をしている内容であり、まずは特別委員会として協議をしていくことが決まっております、今回は委員会の中継放送について協議を行いました。

執行部から、放送環境が整っていないこと、特に新たに委員会の放送を行うと通常の放送ができなくなることから、委員会の放送を行うことはできないとの回答を受けていたため、私と重平副委員長とでみまちゃんネルと協議をする機会を持ちました。その場で、放送設備、人的配置、放送枠などの説明を受けましたので、その内容を報告いたしました。この件については、引き続き特別委員会で協議を続けることといたしました。

したがって、陳情第2号、陳情第3号についても、引き続き継続審査とすることといたしました。

以上、議会改革特別委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

## 日程第7 発議第4号「決算特別委員会設置について」

議長（岡本 泰介君）

日程第7、発議第4号「決算特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

〔以下朗読〕

以上でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第4号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成でございます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後、決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することにいたします。

**日程第 8 諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」**

**諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」**

**日程第 9 報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」**

**報告第4号「出資法人等の経営状況について」**

・美作市土地開発公社

- ・（有）特産館みまさか
- ・（有）大原農業振興センター
- ・（株）作東バレンタインホテル
- ・（株）雲海
- ・（株）みまちゃんネル

報告第5号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」

日程第10 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（柵原、吉井、英田火葬場施設組合理約の変更）」

日程第11 認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」

認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」

認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」

認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」

認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」

認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」

認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」

認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」

認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」

認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」

認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」

認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」

認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」

日程第12 議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」

議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部

を改正する条例について」

議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」

議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」

議案第62号「市道路線の認定について」

議案第63号「市道路線の変更について」

議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」

議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第8、諮問2件、日程第9、報告3件、日程第10、承認1件、日程第11、認定13件、日程第12、議案10件、諮問第4号から諮問第5号、報告第3号から報告第5号、認定第1号から認定第13号、議案第57号から議案第66号を一括議題といたします。

なお、日程第8から日程第10につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

初めに、日程第8、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

令和元年12月31日に任期が満了となります勝田地域人権擁護委員について、安東勢輔氏を人権擁護委員の候補者として、再任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、安東氏の略歴を申し上げます。

住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

安東氏は、平成29年1月1日から人権擁護委員として現在も御活躍されておられ、ここに再任推薦しようとするものでございます。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成でございます。よって、諮問第4号は同意することに決定いたしました。

諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

令和元年12月31日に任期が満了となります大原地域人権擁護委員について、山本滋氏を人権擁護委員の候補者として、再任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、山本氏の略歴を申し上げます。

住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

山本氏は、平成29年1月1日から人権擁護委員として現在も御活躍されておられ、ここに再任推薦しようとするものでございます。

御審議の上、何とぞ御意見を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第5号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第5号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕



**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、諮問第5号は同意しないことに決定しました。

続きまして、日程第9、報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

まず、1件目についてでございます。

専決処分の日、令和元年6月13日。損害賠償の額、16万1,000円。事案の概要及び和解の要旨、令和元年5月18日午前10時ごろ、美作市東谷上542番地先路上において、公用車をT字路で方向転換をするために後退させたところ、停車中の相手方車両に接触し、相手方車両のフロントバンパー等を破損させたものであります。この事故で破損した相手方車両の修理費を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

次に、2件目でございます。

専決処分の日、令和元年7月2日。損害賠償の額、5万1,948円。事案の概要及び和解の要旨、平成31年4月8日午後3時30分ごろ、美作市壬生87番地、大吉コミュニティセンターにおいて、相手方が同施設を利用するため敷地内の駐車スペース奥の空き地に自家用車を駐車していたところ、同施設の軒天——軒下ですね——に設置されていた通気口のカバーが落下、衝突し、車両のフロントガラスを損傷させたものであります。この事故で損傷した車両の修理に係る費用を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

次に、3件目についてでございます。

専決処分の日、令和元年7月12日。損害賠償の額、1万7,442円。事案の概要及び和解の要旨です。令和元年6月5日午前10時50分ごろ、美作市林野243番地先路上の信号機のない3差路で一旦停止していた際、自車の進行方向左側から自車方向へ進入してきた車両を通過させるため後退したところ、自車後方に一旦停止していた相手方車両、原動機付自転車ですが、これと接触し、相手方車両のバックミラー等を破損させたものであります。この事故で破損した相手方車両の修理費を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

次に、4件目についてでございます。

専決処分の日、令和元年8月5日。損害賠償の額、8万6,000円。事案の概要及び和解の要旨ですが、令和元年7月4日午前9時50分ごろ、美作市上山861番地1先の路上で自車を駐車するため後退したところ、駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両の右側後部を破損させたものです。この事故で破損した相手方車両の修理費を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

以上、御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

今、副市長より説明を受けました。この内容を、4件ありますが、4件ともホフマン方式をとったとしても市側の責任が10割。その内容は、施設が1件、それから運転に係るものが3件です。この和解の要旨のところを見ますと、運転に係るものがいずれも停止中、それから一時停止していた、駐車中のと、相手の車が動いてるわけじゃないんですけども、市側が10割の責任を持たなきゃいけないというのが起こった原因は何でしょうかというのがまず最初の質問であります。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

事故が起こった原因でございますけども、3件ともいずれも車両の後退によるものでございます。後方の十分な確認ができてなかったということが原因であるというふうに思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

今の答弁は、ちゃんここに書いてあるからそれぐらいのことは私もわかるんですが、原因は何かと聞いたのは、例えば昨日お酒をたくさん飲んで、どうも二日酔いがあったとか、どうも仕事をし過ぎてそういうことがあったんじゃないかという原因を聞いてるわけです。もし、あったとすれば、職場管理としていろいろと対策を練らなきゃいけないと思うんですが、その辺はいかがですか。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

それでは、2回目の御質問ですけども、実際にそのときの職員の状態というのを確認はいたしておりません。しかしながら、この交通安全ということにつきましては、常日ごろから職員のほうにも啓蒙なりしておりますし、また今回事故を起こした後に、その所属のほうよりバックするときは助手席に座ってる人間が後方に出て確認をすとかというふうなマニュアルづくりをさせていただいております。

〔4番岡野鉄舟君「もうよろしい」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第3号を終わります。

ただいまより10分休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を開きます。

内海副議長が通院のため欠席されました。また、ここで東内代表監査委員が出席されております。

それでは、報告第4号「出資法人等の経営状況について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第4号「出資法人等の経営状況について」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項において、市が出資する法人、借入金の元本もしくは利子の支払いを保証し、または損失補償を行う等、債務を負担している法人につきまして、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが規定により義務づけられております。この規定に基づきまして、美作市土地開発公社、株式会社特産館みまさか、有限会社大原農業振興センター、株式会社作東バレンタインホテル、株式会社雲海、株式会社みまちゃんネルの6件につきまして、平成30年度の経営状況及び令和元年度の経営状況、事業計画や予算の状況ですが、これを御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、それぞれ担当部長から御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

それでは、美作市土地開発公社から御報告を申し上げさせていただきます。

美作市土地開発公社は、公有地の先行取得及び合併前に英田土地開発公社が造成した作東産業団地の分譲などを行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、株式会社特産館みまさかの平成30年度決算概要について御報告申し上げます。

同社は、道の駅彩菜茶屋と彩菜みまさか箕面彩都店を運営しており、主に市内及び近隣市町村で生産加工された農林産物などを販売しております。

〔以下朗読〕

次に、有限会社大原農業振興センターの平成30年度決算概要について御報告申し上げます。

大原農業振興センターは、農作業の受託、育苗、ライスセンター、黒大豆乾燥施設の管理運営、野菜苗、農業資材、肥料、農薬の販売などを行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、株式会社作東バレンタインホテルの平成30年度決算概要について御報告申し上げます。

〔以下朗読〕

次に、株式会社雲海の平成30年度決算概要について御報告申し上げます。

株式会社雲海は、平成25年4月2日に設立され、同年7月1日から指定管理者として大芦高原国際交流の村の運営を始めましたが、経営難に陥り、平成26年2月20日の株主総会で解散を決議しておりました。その後、精算の手続が中断しております。

〔以下朗読〕

事業計画のほうはございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、株式会社みまちゃんネルの経営状況につきまして御報告申し上げます。

みまちゃんネルは、美作市内と西粟倉村内の視聴者の方を対象としたケーブルテレビ番組やテレビコマーシャルの制作、放送を行っております。また、平成27年度からは美作市情報化推進に伴う管理支援業務を受託しております、ケーブルテレビの障害対応や光ケーブルのサポートも行っているところでございます。平成25年3月に株式会社を設立し、同年4月から業務を開始しております、今回は本年2月28日までの第6期の決算概要報告を行うものでございます。

〔以下朗読〕

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で補足説明が終了いたしました。

報告第4号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

公社全体を一度に質問すればいいですか。それとも、公社ごとにされますか。つまり、今の公社全部をずっと、非常に質問が多うございますが。

議長（岡本 泰介君）

1つずつのほうがわかりやすくいいんじゃないですか。

4番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、1つずついきましょう。

議長（岡本 泰介君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

まず、土地開発公社を何点か質問いたします。

まず、交通結節点整備用地、解体工事、いわゆるもうもう工房跡地ですが、平成30年度につきましては1,925万円ということですが、トータルで29年度ぐらいから始まっていると思うんですが、全体工事費はどのくらいになったかということでございます。

2点目は、公社で造成したものでございますが、現状は皆様御承知のように利用者が多いということですが、今は所有権は公社にあると思いますが、美作市とどういう交渉とございますか、その辺をされてるかということが2点目でございます。

続きまして、南部産業団地（三保原区画）の用地取得でございます。

質問の第1点は、平成30年度の事業報告書の1ページでございますが、1、用地取得、(2)取得造成事業で3,869万8,000円でございます。一方、先ほど説明された平成31年度の事業計画の1ページでは、2、取得・造成で6,829平方メートル、そして売却のほうで6,829平方メートルとなっておりますが、この仕組みがわからないので御説明をいただきたいと思っております。

南部産業団地の2点目でございます。

平成31年度の予算実施計画では、南部産業団地、4ページでございますが、売却益7,937万2,000円となっておりますが、これは予算でございますからどうかと思うんですが、売却先っていうのはもうほぼめどをつけていらっしゃるのかということでございます。

そして、3点目、平成30年度の貸借対照表の3ページでございます。資産合計が7億1,812万円と、前年度末ですね、平成30年3.31が7億1,812万円になっておりますが、これが今回審議の対象になっております31年3月31日現在では7億9,783万7,000円となっております。この間、約8,000万円増になっているんですが、これはどのように考えたらいいかということでございます。

以上、もうもう工房跡地と南部産業団地について何点か質問いたしましたので、お答えいただきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

土地開発公社についてでございますけど、報告第4号で本日配付しております経営状況で、事業報告書、決算報告書の次に附属明細表というのをつけております。こちらの2ページをごらんください。横長のものがございます。

公有用地明細表というのがございまして、資産の区分で左側2行目になりますが、交通結節点整備等用地につきましては期首残高が9,430万5,545円でございます。これが当期増加高が1,925万84円ございまして、期末残高は1億1,355万5,629円となっております。交通結節点の現在の……

[4番岡野鉄舟君「いや、工事費が幾らかかったかと聞いたんですよ」と呼ぶ]

工事費はこの表にございます1,818万6,800円でございます。

それから……

[4番岡野鉄舟君「ちょっと部長、29年度の決算書を見ますと、1,279万円ぐらいあるわけです、工請がね。平成30年度決算が1,925万円ぐらいです。ですから、ぱっと足せば3,200万円ぐらいになるんですが、そうじゃないんですか。要するにあそこを解体して、造成をした工事費っていうのは、その額になるんじゃないんですか。今おっしゃられたのと違うでしょう」と呼ぶ]

済みません。30年度に支出した工事費について先ほど答弁させていただきました。もうもう工房跡地の解体工事につきましては、平成29年が1,279万7,080円、それから平成30年が1,925万84円、これで建物のほうをあわせて解体を、撤去……

[4番岡野鉄舟君「ですから、私申し上げましたように、3,200万円ぐらいが解体でかかったとおっしゃられたらわかるんですが、今のこの明細表ではそれは出てきませんよね」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

わかります、岡野議員、ようわかるんですよ、言いたいことはわかって、立たれずに言われるのもいいんですが、遠藤部長、もうちょっとおたくも答えることが的を射てないからああいうやりとりになるんですよ。トータルで幾らかということ聞かれたんだからトータルを答えんと、そりゃああいうことになってくるんですよ。ですから、今までの過去3年間なら3年間のトータルが幾らかということをはっきり教えてください。そうせんと、あんなやりとりになってしまうんです。お願いします。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

済いません、現在の（聴取不能）と勘違いいたしました。失礼いたしました。

工事費は、御指摘のように3,200万円幾らになります。先ほどの29年度と30年度の合計数値ということになります。

それから、この用地の買い取りにつきましては、もともと市のほうから先行取得してほしいという依頼を受けて、公社のほうで取得しているものでございます。

それから、三保原区画の平成30年度に上げております事業費が主に用地取得に係るものでございまして、令和元年度で造成工事を行っております。それらを合わせまして……。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤部長、質問は今3つあったと思うんですよ。そのことじゃない。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

はい、そのことです。今、3番目を答えてるつもりです。

**議長（岡本 泰介君）**

1番から（聴取不能）の差がどうして出たんかとか、それから相手先のめどは立ってるのかとか。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

はい、それを続けて。

**議長（岡本 泰介君）**

聞かれたことに答えられんと、また同じようなやりとりが起きますので。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

令和元年度において造成工事を行いまして、それらを合わせて売却して売却益を見込んだらということになります。

事業原価のほうは4ページの裏側、ページが飛んでおりますけど、完成土地等の売却原価の説明欄のほうに7,559万3,000円上がっておりますけど、こちらになっております。

それから、売却益は経費に対して5%の利益を上乗せして売却益となるように見込んでおります。

**議長（岡本 泰介君）**

聞いてないことばかり答えて。遠藤部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

それ今4番のつもりだったんですけど。

**議長（岡本 泰介君）**

聞かれとることに答弁になってないようなんで休憩します。もう11時45分になりましたので、1時まで休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

岡野議員に対する遠藤経済部長の答弁から入ります。

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

それでは、3番目の質問から答弁をさせていただきます。

土地開発公社の令和元年度の事業計画で三保原区画の事業でございますが、面積では6,829平米を計上しております。この平米数を取得、造成して、同面積を令和元年度に売却するという事で事業概要をあらわしております。

それから、4番目の質問で売却先についてですが、売却先は決まっております。

それから、5番目の平成30年度の決算と29年度の流動資産の差額、7,971万6,000円の差がございますが、公有用地の増が1,925万円、これが交通結節点の用地でございます。それから、開発中土地、三保原区画でございますが、こちらが3,869万8,000円でございます。そのほかに現金預金が2,301万8,000円増額になっておりまして、これは借入金の増によるものでございますが、こういったことで差額が生じております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

売却先のことについて質問いたします。

決定しているということで、言えないんですね。

そこで、仮の質問でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律ということで、工業団地を誘致する場合に公社が先行取得するんですが、取得して造成するときに、例えば京阪神のほうからあるAという会社が美作市に来る場合に、そのための用地を先行取得して、それで売るといのはわかるんですが、例えば美作市にもうずっと地元として会社を営んでいるところの隣地に、非常にテリトリーの部分に用地をそういうふうな公社で取得、造成をして売るといことについてどうか。素人的な考え方で見たときに、ええ、それはいいのというふうな、市民の人からの問い合わせも現実にあったわけなんですけど、これはこういった案件の場合に公社はどのように整理をされておりますか。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

市内での企業での工場整備ということですが、工場について市外の工場から市内の工場のほうへ移転が見込まれたこと、これが市内企業の生産基盤の強化につながるということ。それから、本社機能が強化されるということになるんですが、それによって優良企業が市外へ流出することを防ぐことができるということで、なおかつこの団地造成で確実な土地の販売が相手先に見込めるというようなことで実施してございまして、会社のほうとしては今回の土地開発公社による事業で、その工場用地について賃借料を毎年払っていくような契約じゃなくて、土地開発公社で事業をすることによって、自社所有の土地として取得して、工場を立地することができる、そういうメリットがあって、公社のほうへ依頼する形で事業がされております。同様の場合があれば、こういう方法で行っているというふうな考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

確認をいたしますが、例えば私の隣地に公社経由での土地を所有するという場合は、公有地の拡大の推進に関する法律といいますか、公社の業務としては適法であるということですね。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

業務としては適法と考えます。

議長（岡本 泰介君）

土地開発公社についての御質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃ、次の件に移ります。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

また遠藤部長になるんですが、取って食おうというもんじゃありませんから、書いてあることを聞くだけですから、落ちついて聞いていただきたいと思います。

まず、特産館みまさかですが、平成29年度と平成30年度の営業利益を比較してみたんですが、平成29年度は1,068万円ですね。それで、平成30年度が719万円なんですが、△の350万円。この原因をどういうふうに整理をされているかというのが質問の1点です。

質問の2つ目、同じように貸借対照表で平成29年度と平成30年度の流動負債を比較してみました。貸借対照表で29年度は5,719万7,000円ですね。平成30年度が7,126万1,000円。つまり、約1,300万円ぐらい流動負債が増えているんですが、これはどういうふうな理解をしたらいいかということでございます。

それから、質問の3つ目。よろしいですか。同じく貸借対照表の中で、平成29年度と30年度比較で固定負債の退職給与引当金が同じ125万5,000円なんですが、御承知のように、退職する人のために積立金、減価償却と同じようなものなんですが、果たして職員の人がかわっておられれば、引当金はかわってるんじゃないかなと思うんですが、同じなんですが、これはまたどうして同じなのかという質問でございます。

それから、ラストクエスチョンですが、質問の4番目、平成30年度と平成31年度、令和元年度の売却総利益、販売及び一般管理費、営業利益を縦軸に置いて比較してみました。申し上げますと、売り上げの総利益は、平成30年度が1億8,825万円です。それから、31年度の収支予算では1億9,959万円、増が1,134万円になっております。販売管理費のほうを見ますと、同じような比較をしてみますとプラスの392万円というふうに増えております。

それで質問なんですが、営業利益が30年度と31年度で742万4,000円増えているわけなんですけど、現実こういうふうに伸ばせるんですかと、収支予算に無理はないんですかという質問です。

以上、4点を質問いたします。

〔経済部長遠藤宏一君「休憩をお願いします」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、調べるのに時間がかかるそうなので、休憩よろしいですか。

〔4番岡野鉄舟君「はい」と呼ぶ〕

答弁調整のため暫時休憩します。

午後1時09分 休憩

午後1時48分 再開

議長（岡本 泰介君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、平成30年度の経常利益が減少したということですが、平成30年度におきましては売上高が564万5,000円減少いたしております。これは、農家から出荷いただくものに係る販売手数料は158万1,000円増加しましたが、一般売り上げによる利益が216万5,000円減少、それから厨房の利益も168万5,000円減少しました。この仕入れ販売による粗利の減少、それから厨房の利益の減によって経常利益が減少したということですが、

それから2番目に、流動負債が前年度に比べて増額になつたということですが、1,406万4,000円増加になっておりますが、これは買掛金が672万8,000円の増、それから未払い消費税が554万3,000円の増、預かり金の増が122万5,000円、それから未払い費用の増は102万3,000円ということで増加しておりますが、これらは解消いたしております。

それから、固定負債の退職手当の引当金についてですが、対象の職員に変更はございませんが、引き続き適正な額を引き当てていくということで取り組むということですが、

それから4番目に、令和元年度の事業計画ということですが、これについては前年度の計画に比べまして、農家から出荷いただく委託販売の販売手数料になるわけですが、こちらを795万6,000円の増と見込んでおまして、多くの方に出荷いただけるように取り組みたいということ。それから、仕入れ販売のほうにおいて売り上げ原価のほうを減らすということで、粗利を、利益率を改善して収益につなげたいということで、販売手数料の増とあわせて売り上げ総利益1,312万9,000円の増を見込んでおります。厨房部門の収益改善にも積極的に取り組みたいというふうに考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

わかりました。

それでは、特産館みまさかについてほかにございせんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

特産館みまさかの令和元年度第26期事業計画について、来年度どえらい増やすというて書いとんじゃけども、今年度は、30年より実績を上げないけんというて書いとるから、上げてもらわにや困るんじゃけども。ちょこちょこわしもみまさかも寄らせてもらいますし、それから箕面のほうでも何か知らんけど近くに大きなスーパーか何かができる、それに対抗するような措置をどういうふうな形の中で今度取り組んでいくか、そんなとこをできましたら聞かせていただきたいなと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

事業計画につきましては、平成30年度は大阪での地震や台風による災害があつて営業できないということもありました。当市におきましても、スイカなどにおいて大きな被害がありまして、スイカ祭などができないということもありましたが、令和元年度についてはそういったことがなくて、ブドウや桃につきましても積極的に出荷していただいて、ブドウ祭りなどを開催して、売り上げを増やしていきたいということですが、

それから、近隣に店舗が開店しております。少し離れてラ・ムーというのと、それから店舗の近くに8月にシェフカワカミという店がオープンしたということを知っておりまして、そちらの野菜の金額の表示など

を研究しながら、箕面彩都店の戦略を考えていくということになると思います。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

余り簡単過ぎると思うんじゃないけども、近くにラ・ムーができた、もう一つできた。今までと比較検討して、どのような形の中で売り上げが変わってきとるか、それについて、ほんなら本年度はこういうふうな形の中で取り組もうという、その意気込みを聞きたいわけじゃから。この前、西粟倉のあわくらんども行きました。倉地議員とずっとそこら辺をいろいろと視察して回りよったんじゃないけども、この夏休みの最終の土曜日、日曜日、大原の楽市楽座やこうにも全然お客おれへん。愛の村に上がってもおらん。じゃけども、林野に出てそれほど大したお客さんおれへん。今まであっこ観光バスが入りよった、そのみまさかの彩菜茶屋はな。なぜそういうふうな形の中でお客の流れが変わってきたんか。それについては、今いるお客を取り込もうとするのはどがいしたらええんかというような意気込みぐらひは聞かなんたら。ラ・ムーというたら、非常に品物が安いということでは有名なんよ。倉敷の本社も行ったことある。それに対抗するのはどがいしたらええんか。西粟倉のあっここのあわくらんどやこうも物すごいお客で土曜、日曜は車が置けんから、倉地議員は遠くのほうへ置いて、1億円のトイレよりかまたずっと奥のほうへ置いてあっこに行つたんじゃないけど、あわくらんどへ。ガードマンまでついとる。うちのはさっぱりじゃというようなことじゃ、これは今言よるあんたの話聞きよつたら、なるほど、やっぱり意気込みを感じんけん、こうなつとんかなと思うて、今、話を聞いたんじゃないけど。

それから、檜のどこの、道の駅あるじゃろう、津山市の檜。あっこらでも品物が違う、ここの彩菜茶屋と。わしは割合先祖を大事にするほうで、お花をよう買いに行くんじゃ。ずっと今まではその彩菜茶屋を利用してもらいよつた。最近行つたら、品物が薄いと悪い、品物が。この檜とこ行ってみんさい、やっぱしよそのもんを研究してこなんたら、なぜあんなだけ人が多いんかというような研究をして、来年度の事業計画、目標はここじゃという目標が出とんだったら、今の状態じゃこの売り上げ減つても増えりゃへんぞ。その辺のとこを聞かせてください。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

箕面のほうでございますけど、ラ・ムーは開店しましたけど、箕面彩都店にとっては郊外から彩菜茶屋へ買い物に来ていただく方も多く、ラ・ムーについては大きな影響を受けてないというふうに報告を受けております。ですが、シェフカワカミは8月にオープンしたばかりでして、現在のところ野菜がかなり安い値段がついてるといったような情報もあります。店舗の大きさはそれほど大きくないというには聞いておるんですけど、先ほど議員もおっしゃいましたように、箕面彩都店は鮮度というか、そういうものが一つの売りでございます。彩菜茶屋で買ったものはほかのスーパーで買ったものより日もちがすると、いい商品が売っていると、そういったことを消費者の方にわかっていただくように努力しながら、信頼を裏切らないように販売を続けていくことが重要だと思います。

それから、こちらの彩菜茶屋についても、切り花などの出荷については、生産者の方が高齢化しているということもあって出荷が減っているように聞いておりますので、この辺も生産者について対策を考えていかなければならないというふうには思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

品物の関係について、生産者のような話ばっかしよるけども、あわくらんどやこうはミカンつくったり桃つくったりしよらへんぞ、あっこは。品物が薄いというたら、お客は買いに寄らんのじゃ。あっこはもうキャベツと大根はかないというたら寄りゃへんのよ。あそこ行ったら何でもそろうんじゃというていうたら、また皆そっちへ足へ向けて寄ってくれるわけじゃ。前に大原の楽市やこうでも指定管理に出さない間、あそこの職員が努力しよった。努力しよったらお客はあっこへ寄りよったよ。観光バスがあっこにとまっとって、ぞろっとお客が入りよった。あれ見てみなさいよ、今。土曜、日曜お客おれへんが、あっこ。そこの彩菜茶屋でも観光バスが来て、農協のところずると入れて、あそこで買い物しよったんじゃ。矢野商店と両方で買って帰りよった。今見りゃへんがな。だから、あんたのような簡単な形の中で商売ができるなら結構なこっちゃけども、もう少しよそとの比較、ここの彩菜茶屋に何が足らんのか、そういうなもんが聞きたいのよ、今回は。だから、ことしはこれを目標に取り組みもうと思うとんじゃとかというような。生産者がどうのこうのというような問題じゃないが、そうでしょう。とりあえずお客は待たなしやから。品物切れたというたら、あっこ行ったら何もないと、こうやるんじゃから。なかつたらよそからでも買ってきてぐらいな、そういうふうな商売していかなんだらお客は逃げてしまう。そういうことで、今後の目標をきちっともう一度答弁してください。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

目標ということにはならんのでんですけど、今年度の特産館の取り組みといたしまして、桃やブドウについてギフト用の対象にならない、いわゆるB品とかC品とか言われるものですが、こちらのものについて価格とか品質をそろえる取り組みをしております。こういったことでお客様の信頼を裏切らないように、値段に合った品物が彩菜茶屋では買えるといったことに取り組んでいきたいということで、株式会社特産館みまさかは昨年から取締役会の設置会社になっております。取締役会で協議しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかにございませんか。特産館みまさか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは続きまして、大原農業振興センターはございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

午前中から午後続き御迷惑をおかけしとるという気持ちもありませんのんですが、お話をしておきたいのは、この出資法人等の5法人については、美作市は出資してるから関与は及ぶんですが、後ろにいらっしゃる監査委員も権限が及ばないんです。我々議会も権限が及ばないんです。あえて報告を受けるこの9月議会に質問したり、今、岩江議員が言われたように、どうやって収益を上げるかということをお話して、執行部がちゃんとするという、これしかない。だから、私は細かい質問が多いんですが聞いておるといことを理解していただきたい。もう重箱の隅をほじくつとんじゃないかということをお話したら困りますので、それだけこの1回の報告が大事だということをお話をし、質問をいたします。

大原農業振興センターですが、質問の第1番目は、損益計算書を29年度と30年度の対比をしてみたわけなんですけど、売り上げの総利益が1,179万円から195万1,000円と約1,000万円も減っているんですけど、これはどういった理由かというのが第1番目の質問でございます。

それから、質問の2番目は、貸借対照表で固定資産の中に減価償却の累計額を書く方法があります。平成28年度につきましては、約690万円ぐらいの減価償却の△を立てていて、29年度につきましては738万円の△の累計額を立てているんですけど、今回の30年度を見ますとそれがないんですけども、減価償却の計上の方法について、当然損益計算書の中には出てくるんですけど、貸借対照表からこれなぜ減らされたかというのが2つ目の質問でございます。

3つ目の質問でございますが、30年度の損益計算書の中で営業外収益の雑収入が2,008万5,000円ございます。私の聞き漏らしかもしれませんが、これがどういった内容かという、以上、3点でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、損益計算書による平成30年度の売上総利益の減でございますが、大原農業振興センターは売上高が大幅に減少いたしました。1,843万7,000円売上高が減少しております。これは、仕訳の変更、自社で消費しておいた資材、農薬、育苗、肥料などについて、自家消費のものも売り上げに計上するというような取り扱いがずっと続いておりましたが、その取り扱いを改めた、そういう仕訳の方法を変更したことによって910万2,000円の減ということで、これは実質的な減にはなっておりません。仕訳の変更ということで、方法が変わったということでございます。そのほかに、もう食料用米は生産をやめまして、交付金を得るために飼料用米を生産しておりますけど、こういうことで売上高が減ったということでございます。

それから、2番目の質問の貸借対照表の固定資産の減価償却累計額の計上方法でございますが、大原農業振興センターにつきましては平成29年度まで取得価格と減価償却累計額、その両方を計上するという方法で決算報告をずっとしておりました。ほかの出資法人の貸借対照表を見ていただくとわかると思いますが、そちらでは帳簿価格、取得価格と今までの減価償却累計額の差額のみでほかの法人については決算の表示をしておりますので、平成30年度からはほかの法人の表示方法にあわせて、ちょうど簿価で表示するような形になっております。

それから、平成30年度の損益計算書の営業外収益で雑収益というのが増えておりますが、中国四国農政局から、いわゆる転作関係の交付金を受けております。農政局分が1,545万7,605円ございますけど、これは飼料用米を生産したことによる交付金、それから麦、大豆を生産したことによる交付金、また大規模な作付であること、二毛作に取り組んでおること、こういったことで農政局のほうから交付金を得ることによって雑収益を得ているということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

次の質問ですが、最後に質問いたしましたその交付金なんですけど、これを31年度の事業計画で見ますと約2,213万円、これに当たるんだろうと思うんですけど、もしこれがなければ経常利益で△が出ますので、資本金を食うような形になってくるんですけど。

質問なんですけど、これは来年度もその翌年度も出るんでしょうか、出る見込みがあるんでしょうかという質問です。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

今の話を若干補足をしながら答弁をいたしますと、大原のセンターにつきましては、今まで必ずしも十分に農林水産省が持っている予算措置を適用してきませんでした。したがって、例えば米なら米でほんの少し出る助成金を得ながらやっておったわけですが、それをさまざまな形で出されている補助金や、あるいは交付金の的確に対応できるように、生産の仕方、その他を改良したがゆえに、今、利益が回復をしているというのが基本的な姿であります。

次に、その（聴取不能）で申し上げますと、例えば普通の米をつくりますと粗利は大きいんですね。同じ労働コストがある、農薬がある、そして売り上げの米は、簡単に言いますと飼料用米より高いわけですから、粗利は大きいんですがその後の利益率がぐっと下がってるんですね。飼料米につきましては交付金が出るものですから、結局転作しても得になるように交付金の額は決めてありますので、粗利ベースでは米のほうが多いんだけど、最後に残るネット利益でいうと転作したほうが得になるような形で農林省が組んでいると、そこを活用してるということです。

次に、それじゃ次年度の作付はどうするかということになるんですが、作付前に基本的には農林省は継続をするかしないか、あるいは新しい転作種目はこうなんだということを、令和2年度予算が今、概算要求になってますけども、12月ごろに予算はセットしますので、そのころからこういうことですよということを全国に広報します。それを見て、作付計画をもう一回練り直すということになります。農林省の総予算が減らない限り、さまざまな形で補助、助成が出てきますので、それを的確に対応しながらいく。その期間は、先ほど言いましたように、1月から3月までの間に対応できるものは対応していくと、こういう考えであります。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

[4番岡野鉄舟君「よろしい」と呼ぶ]

ほかに。

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

2つほどお尋ねしたいと思うんですけど、先ほど市長の答弁もあつたり遠藤部長の説明もありまして、従前に比べると経営改善は進んでいるんだろうというふうには考えております。

その中で、例えば貸借対照表の中で長期の借入金で348万円計上されております。これらについての内容をお聞かせ願いたいのと、損益計算書では役員報酬として、法定福利費等を合わせまして1,389万円程度計上されておりますけども、この役員報酬の人数ですね、受け取っておられる人数、その他の従業員に対する支出っていうのはここに計上されているようには見えないんですけども、このあたりのことの説明をお聞かせ願いたい。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

大原農業振興センターの長期の借入金ということでございますが、トラクターを1台更新しております、国庫補助の該当になったということで300万円程度の補助金を受けた上で、後を長期借入金を行って、

トラクターを取得しとるということになっております。

それから、職員につきましては、大原農業振興センターは農業をしておる会社ということで、職員が役員を兼ねるといような形になっております。3名分の人件費を計上いたしております。

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

トラクターの更新ということで、半額は国庫補助ということでございました。これの償還は何年ぐらいかということ。

それから、役員が職員を兼ねるといことでもございましたが、今、人数のほうはお聞かせいただけませんでしたけども。3人とおっしゃったのかな。失礼しました。3人で全てやれるんですよね、これ。3人で全てやっていらっしゃるのだろうか。できないですよね。その他の人件費はどこに計上してあるのかなといふふうに思ったものですから、お尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

トラクターの減価償却の期間は7年とお聞きしております。

それから、3人の職員のほかに季節的な雇い入れをやっておりますが、それらについては明細を申し上げられません、売上原価のほうへ計上されております。

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

私は一般管理費で見るべきだろうといふふうに思ってるんですけども、そのあたりが売上原価のほうに入ってるということで、少しわかりにくいといふふうに思います。できましたら、一般管理費等で見ていくほうがより現実的なんではないかなといふふうに思いますけど、このあたりは今後御検討いただきたいと。

あわせて、この農業振興センターは、大原の赤田地区にまだ旧農協が持っておりましたライスセンターもございます。また、古町にも施設がございますけれども、随分老朽化しておまして、これらは今後大きな予算が必要になってくるという、そういった可能性もあるわけでありまして、このあたりについて慎重に進めていながら、より効果的な、そして将来のそういった不安材料を少しでも軽減できるような運営をぜひ行っていただきたいと、このように要望しておきたいと、思います。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

お尋ねするんじゃないけども、部長、もち麦を奨励しとるわな、もち麦を、美作市が。それで、これを刈り取る時に普通のコンバインじゃいけないのじゃろう。何か知らん、ぐるぐる回るようになって刈りよんじゃけども。これは、3反、4反の人があの機械は何ぼするんと言ったら、とんでもない高いことを言よんじゃけども、これは振興センターでこういうふうな機械があるのかなのか、どんなかな。ちょっとそれを。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

コンバインについて回転式のようなコンバインがもちろんございますが、もち麦の栽培につきましては稲作で使っているコンバインが転用できるということで取り組んでいただいております。

**議長（岡本 泰介君）**

よろしいですか。

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

部長、私ようこういうことに精通してねえんですけど、私の記憶では大原のこの振興センターというものはいつも赤字で、このセンターをどうしようかということで、営農組合云々にやって、それで市長が答弁されたように、早う言えば農林省に対する一つの手法というようなものも、当時そういうことは知識がなかったというか、思いつかなかったから、今現在はこのようにすばらしい改善ができとんじやないん。私が聞きよんのは、ぱっと見たのに、利益をこんだけ生んどんかとびっくりしよんじやけど、それを普通のことに言わずもうちょっと強調して言わないけんじやないかなと思うたんが、市長も控え目だんと思うんじやけど、こういうときは言わんと、市民の皆さんは見よんじやから。悪いことは謝やらにやいけんけど、ようやったときはちいとは自慢して物を言わにや、いつもこつつも執行部はへまばあやりよるよるにしか私は聞こえんので、もうちょっと積極的な答弁を経済部長やってほしい。そういう答弁を市長の答弁を交えてもう一遍お伺いしたいんですけど。いや、我々OBとしても、現地に行ったこともあるんじやけど、もうこれ解散せないけんじやというよるなときもあつたでしよう、議員の皆さん。大原振興センターをどうするか、これから先。このことがすごう改善されたことをもっと強う言いなさいよ。非常に腹が立つとんですよ。よろしく。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

せっかくのお尋ねですんで思いのあるところを申し上げますと、1点目はお尋ねにありましたように、これ劇的に収益が改善をいたしました。まさに一時期はこれ将来存続できるかどうかということでありましたけれども、民間の中で非常に経営の能力の高い方をお願いをして、三顧の礼をもって社長にお迎えをしたわけであります。

二、三点改善点が顕著にございまして、1つは職員の方々が新しい経営の仕方についてだんだん習熟をしてきたということであります。例えばコスト管理でいいますと、今までは農協から資材をぽって買ってたんですが、今は農協と例えばコメリとか、あるいは山陽薬品とか、見積もり合わせをした上で一番安いところから買うと。結果として、農協で買うこともあるんだけども山陽薬品から買うこともあればコメリから買うこともあるというような形で、コストの削減もそれなりに進捗をしてきてるといよるなことで久しぶりに利益が出ておりますが、今期の利益は450万円ぐらゐあるんですけど、それが実は利益剰余金のほとんどであるということであります。今後につきましては、先ほど岡野議員に答弁したように、農林省の施策の変化を的確に見きわめながら運転をしていくといよるなことになるんで、継続的にこいつた形の利益が出ることを期待ができるなといよることで思つてるといよるのが1点目。

2点目は、このセンターがある種復活をしたもんでありますので、大原地域における集団的な営農組織の中核母体となつて、さらにこのセンターの守備範囲が拡大をし、よつてもつて例えば耕作放棄地の問題であるとか、あるいは収益の改善であるとか、いろんな農業にまつわる問題についてここを中心としながら、大

原から場合によっては作東まで行くのかもしれませんが、営農改善が進んでいく兆候が出始めています。ただ、岡野議員がおっしゃったように、あるいは岩江議員がおっしゃったように、幾つか投資が必要になってくることがありますので、そのときに我々がどう対応するか、会社の借り入れだけでやれるのか、市から借入保証が要るのかどうか等々を考えていかなきゃいけないという課題もまたありますが、ただしそれらの課題は積極的な拡大のための課題だというふうに位置づけがだんだん変わってきてることを申し上げて、答弁いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

市長の答弁は常にプラス思考の答弁をされるから、1月から3月にこれが農林省のメニューにまたのつて、この2,000万円からの交付金というものが受ければ非常に将来は明るいと思ってるんですけども、余りプラス思考で考えとると、市長もよく責められますが、常にプラス思考で考えられるがために慎重さがないというて責められるので、慎重の上にも慎重を期して取り組んでいただきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

私がプラス思考というよりも現場がそういうことになっているということなんですけど、課題がないとは言えません。守備範囲を拡大する、事業範囲を拡大するということに、人手が不足してるということは否めないわけでありまして、先ほど言いましたように、社長1人それから取締役が3人でやってるんですけど、社長は給料をほとんどもらってない中で頑張ってるんですけども、取締役ばかりの会社じゃもたんわけですから、そこへ本来の従業員の方があと一名、2名要るんじゃないかという声は聞いたことがあって、それがなかなか集まらないという課題があることは確かであります。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかに大原農業振興センターについてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、次に参ります。

作東バレンタインホテルについて。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

平成28年、29年、30年と3つの項目について並べて数字を見ました。1つは売上高、そして売上原価、それでそれから出てくる売上総利益を数字で並べてみますと、売り上げの総利益が29年度から30年度は下がって、31年度は、熱海のV字回復じゃありませんが、V字回復をするようになってまして、売り上げの総利益が2,000万円増えるように数字の上では出ております。売上高が29、30の増が3,600万円、売り上げの原価が1,500万円です。費用よりも売上高のほうが倍以上あると、このV字回復を、公募された新しい社長になっていらっしゃるんですけど、具体的に31年度の事業計画、予算執行に向けてどのような取り組み、特異性を出されていくのかを1点だけ質問いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。



**経済部長（遠藤 宏一君）**

令和元年度のバレンタインホテルの事業計画でございますが、売り上げについては前年の計画と比べますと1,500万円減額した計画にはなっておるんですが、宿泊客で見ますと8,650人と前年と同じ数字、それから婚礼については50組、前年の計画は55組ということで、50組の婚礼をとりたいたいということで計画をしております。それから、レストランについては8,500人、前年の計画が9,500人ということで1,000人減った計画ということで、宴会については435組ということで、前年と同じ組数を見ております。

新しい支配人になりまして、職員の意識改革など積極的に取り組んでいただいておりますし、外部へのアピールといいますかPR、宣伝活動につきましても、非常に積極的に行っていただいております。また、レストランの利益率の改善といいますか、彩葉茶屋のところでも申し上げましたけど、レストラン部門の収益改善を図っていくことも重要だと思っておりますので、非常に支配人には頑張っていただいとるところですけど、市といたしましても応援してまいりたいというふうに思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

経済部長が触れられなんだところに私は一番の焦点があると思ってお尋ねいたしますけど、たしか過年においては婚礼の数が五十何件が三十何件に減ったようで、それがかなりの金額をおっしゃったと思うんですけど、新たな支配人が誕生して、この方の手腕がここに書いとるように50組を目標にするという、当然しかるべき支配人の裏づけがあっておっしゃられてることと期待いたしますが、もし支配人がそのような何らかの施策をお持ちなら、経済部長が御存じならお答えいただければよろしいし、御存じないんだったらもう答弁は結構でございますけど、どうでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

特別何がということはないんですがございますけど、婚礼については年号がことし変わりました。ある程度予約を入れていただいた方も今年度はあると思っておりますので、本当に今後の取り組みが重要になつとるところで、その辺の職員の補強もされておりますし、そういう状況でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

若干補足を申し上げますと、これ議員も御記憶だと思いますけれども、せんだっての6月議会においてバレンタインの条例の改正をさせていただきましたが、これはどこの宿泊施設あるいは婚礼場でもやっけるように、シーズンプライシングとってハイシーズンはハイでいくというような提案を積極的にやっていたのが手始めの一着でした。現在ランチ営業というものを拡大すべく、新メニューの練り込みというか、これをやっているというふうに向っております、またぜひ御利用いただけるような機会があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それからもう一個は、これは当初予算に計上しておきましたが、私ども美作市が関与しているさまざまな観光施設、宿泊施設があるわけでありまして、これらがお互いにお客さんを紹介する、ホテルに泊まった後キャンプするとかというふうなことで、いろいろ相互の連携利益というのを出そうということをお願いしたわけでありまして、それについて議会で御承認をいただきましたが、その結節点というか、コント

ロールセンターとしてバレンタインホテルの会社がいろいろ頑張っていくつつあると、こういうような状況であることも新規施策の一つとして改めて確認をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、次に雲海に入ります。

雲海に関しての御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、次にみまちゃんネルについてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、以上で報告第4号「出資法人等の経営状況について」、質疑を終了いたします。

以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第5号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するものです。

健全化判断比率を構成している4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計が現金収支において黒字決算のため該当がなく、あわせて実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも改善傾向にあり、全てが早期健全化基準以下となっております。また、資金不足比率につきましては、普通会計を初め公営企業会計においても資金不足が発生しておらず、健全な状態にあります。

以上、報告させていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第5号を終わります。

続きまして、日程第10、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更）」を副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更）」を御説明申し上げます。

柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約第11条第2項中、管理者に事故あるとき副管理者から職務代理者を選出する方法を明確にする規約の変更について急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年8月5日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

討論はないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成でございます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

それでは、ここで10分間休憩して、次に入ります。

午後2時36分 休憩

午後2時46分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

日程第11、認定13件、日程第12、議案10件について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第1号から認定第13号並びに議案第57号から議案第66号まで、13件の認定並びに10件の議案につきまして一括して御説明申し上げます。

まず、認定第1号から認定第13号、「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」外12会計につきまして、一括して御説明を申し上げます。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度美作市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、都市と農村の交流施設特別会計、老人保健施設事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計におけるそれぞれの歳入歳出及び収入支出決算に対しまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入されます。これに伴い、本市における会計年度任用職員の給与等に関する事項を定めるとともに、関係条例においても法施行の趣旨を踏まえた所要の整備を行う必要があることから上程するものです。

次に、議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

住民票やマイナンバーカード等へ旧氏——古い氏ですね——を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、住民基本台帳に旧氏が記載されている者については、旧氏での印鑑登録が可能となるため、所要の改正を行おうとするものです。社会において旧氏を使用しながら活動する方が増加している中、婚姻等で氏に変更があった場合でも従来称してきた氏を公証することができることから、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することができるようになるものと考えております。

次に、議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

既に条例において規定しております停留所名が記載された料金表につきまして、市民の利便性を考慮し、バス停の改廃等を適時適切に行えるようにするため、上限額を定めた上で普通使用料の規定の一部を規則に委任にするため、改正しようとするものです。

次に、議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が令和元年5月24日付で改正され、10月1日から施行されます。これに伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料を定めた美作市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法施行令が改正され、令和元年10月から3歳以上児の保育料が無料となることを受けて改正するものです。あわせて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、主食費、副食費ともに保護者から徴収可能な費目に位置づけられたことにより、主食費及び副食費の単価を明記するとともに、低所得世帯及び第3子以降の副食費免除対象者を規定しようとするものです。

次に、議案第62号「市道線路の認定について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。

該当路線は、市道認定基準に適合するもので、真加部地内1路線、友野地内1路線、檜原上地内2路線、巨勢地内1路線、海田地内1路線、栗井中地内1路線の合計7路線です。

次に、議案第63号「市道線路の変更について」を御説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定に基づく路線変更として、法第10条第3項の規定において準用する法第8条第2項の規定により提案するものです。

該当路線は、市道認定基準に適合するもので、豊国原地内1路線、栗井中地内2路線の合計3路線で、既存市道の起点または終点を延伸して認定を行おうとするものです。

次に、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」を御説明申し上げます。

令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億703万4,000円を追加し、予算総額を209億9,034万1,000円とするもので、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更を行っております。

主な内容といたしましては、歳入におきまして幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料の収入がなくなる一方で、国においてこれに見合う額として地方特例交付金などの財源措置がなされることを予算に反映させようとするものです。歳出におきましては、総務費では地域の集会施設の修繕費が300万円、民生費では子どもの第三の居場所づくり事業が3,000万円、商工費では観光施設の修繕費が411万1,000円、土木費では河川の緊急支援災害防止対策事業が5,600万円、また消費税率改正に伴う指定管理料の増額と債務負担行為の追加が8件などとなっております。今回の補正予算の財源として第三の居場所事業助成金3,000万円、河川整備事業債5,540万円などを計上しております。

次に、議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ3万円追加し、予算総額を36億6,833万5,000円とするものであります。また、債務負担行為限度額を29万3,000円追加します。歳入におきましては、前年度繰越金の3万円の増額、歳出では栗井、英田、梶並診療所の指定管理委託料の消費税増税分として3万円を増額しております。債務負担行為の追加は、栗井、英田、梶並診療所の令和2年度から令和5年度までの管理運営事業に対する消費税増税分に係る限度額の追加でございます。

次に、議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。主な改正点といたしましては、教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供に要する費用のうち、これまで保護者から徴収できるとされていた主食費に加え、副食費が追加されたことを反映させるとともに、副食費について一定の基準に基づき免除規定を設けるものです。あわせて、特定地域型保育事業への参入を促すため、同事業の運営基準のうち、特定教育・保育施設等との連携の要件緩和をするものです。

以上、議案並びに認定につきまして御説明を申し上げます。

なお、認定に関する詳細につきましては、会計管理者、各担当部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

認定第1号から認定第10号について、山本会計管理者に説明をしていただきます。

会計管理者。

**会計管理者（山本 和毅君）〔登壇〕**

失礼いたします。ただいま上程されました認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」までの説明をさせていただきます。

なお、金額は1,000円単位に丸めさせていただき、できるだけ簡潔に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔以下朗読〕

以上で平成30年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。326ページ以降に主要事業成果説明書をつけてございますので、お目通しをいただきたいと思います。まことに粗雑な説明となりましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

御苦労さまでした。

続いて、認定第11号、認定第13号について補足説明を求めます。

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕**

失礼いたします。それでは、上程されました認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」補足説明をさせていただきます。

まず、概要についてでございますが、決算書の16ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成30年度末の給水人口は2万143人で、前年度より298人減少し、給水戸数は9,895戸で、前年度より2戸増加しました。年間総配水量は320万7,059立方メートル、年間総有収水量は240万343立方メートルで、有収率は74.85%と、前年度より2.04ポイント下がりました。

この原因としましては、給水人口の減少はもとより、配水管の老朽化等によります破裂事故が多発したこと、また水道の普及とほぼ同時期に設置している各家庭の給水管についても、老朽化等により漏水件数が急増したことが主な要因でございます。

また、工事関係につきましては、13ページのほうに記載しておりますとおりでございまして、市民の皆様には低廉で清浄な水道水を常時安定供給していくことを念頭に、平成30年度は主に老朽管の更新工事、送配水管及び各浄水場の機械設備の更新工事、道路改良などに伴います受託工事等の実施をしております。

美作市の水道普及率はほぼ100%に達しておりますが、近年の生活の多様化、異常気象によります災害時の水源の確保、給水施設や水質管理の機能を強化することが求められております。市民の暮らしに不可欠な水道の供給を継続して行うため、老朽施設の更新や施設の再編を行うとともに、無駄を省き、経費の削減を図り、健全で効率的な事業運営に努めてまいります。

〔以下朗読〕

続きまして、認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要についてですが、決算書の27ページのほうをお開きいただきたいと思います。

美作市の下水整備状況は、昭和52年に美作地域で着手してから毎年整備を進めておりまして、現在の処理区域面積は1,516ヘクタールで、市内全ての整備が完了しております。

平成30年度末の水洗化人口は2万3,683人、前年度比502人減で、水洗化率のほうは87.15%、前年度比0.53ポイント減となりました。年間総処理水量は297万147立方メートル、年間有収水量は281万2,001立方メートルとなっております。

また、工事関係につきましては、23ページ以降に掲載しております美作処理区下水道環境更生工事、美作浄化センターの最終沈殿池修繕工事及び反応タンク曝気攪拌機駆動減速機更新設備工事、また道路改良などに伴います受託工事等を実施しております。

下水道事業につきましては、公共水域の水質保全と市民の皆様に快適な生活環境を提供することが目的であります。耐用年数の経過した施設の維持管理の費用が増加傾向にあります。今後は、維持管理や更新改築に重点を置いた経営の時代に入ろうとしております。施設の統廃合をさらに検討し、下水道設備の効率的な維持管理を行うことにより経費節減を図り、着実な更新投資に努め、持続可能な下水道事業の実現に向け、経営基盤強化に取り組んでまいります。

〔以下朗読〕

以上でまことに簡単な説明でございますが、平成30年度美作市水道事業決算及び平成30年度美作市下水道事業決算の認定についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

引き続き、認定第12号について補足説明を求めます。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

ただいま上程となりました認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、決算書ページ13、1、概況（総括事項）をごらんください。

平成30年度の患者数は前年度と比較し、入院が849人、3.1%の増、外来におきましても160人、0.5%の増となりました。収益的収支は、収益決算額が10億8,551万1,000円、前年比3,624万8,000円の増となりました。費用決算額は9億4,614万3,000円、前年比3,530万8,000円の増であり、差し引き1億3,936万8,000円の純利益となり、前年比94万円の増でございます。資本的収支では1,034万7,000円で、小型回診型超音波画像診断装置の更新を行いました。また、企業債償還金は3,576万円でございます。

以上が概要でございます。

〔以下朗読〕

また、平成30年度は地域医療の臨床研修協力病院としまして研修医を12名、また医学部学生を3名、看護実習生を13名受け入れました。今後も継続可能な地域医療サービスの提供主体としての役割を十分認識し、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えます。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議くださいますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日程第11の補足説明が終わりましたので、ここで東内代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

代表監査委員の東内です。

議長のお許しをいただきましたので、市長から審査に付されました平成30年度美作市各会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査及び公営企業会計決算審査、そして財政健全化に関する意見書について御説明を申し上げます。

まず最初に、一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査につきまして御説明をいたします。お手元の意見書をごらんください。

目次をめくっていただきまして、1ページから説明させていただきます。

第1の審査の対象は、平成30年度美作市一般会計決算以下、9会計についてでございます。2つの項目については会計ではございませんが、審査の対象としております。

第2の審査の期間は、7月9日から8月26日まで行いました。

第3の審査の方法でございますが、お手元の意見書に記載のとおりですが、文章を少し読まさせていただきます。

審査に当たっては、都市監査基準に準拠し、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認いたしました。これらの計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否について、関係帳票及び関係資料を審査し、かつ関係職員から内容を聴取いたしました。あわせて既に実施した定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて検証するとともに、行政監査の視点でも随時審査を実施した、であります。

次に、第4の審査の結果ですが、意見書にも記載しておりますとおり、一部支払い遅延が見受けられましたが、審査した限りにおいては適正であると認められました。

2ページから43ページまで、先ほど各部長からのお話もございましたが、各係数を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、総括でございますが、大きく飛んで意見書の44ページをごらんいただきたいと思います。

6の結び、上から3行目ですが、平成30年度決算の状況を記載しております。これにつきましては、読み上げまして説明にかえさせていただきますと思います。

3行目からですが、歳入歳出決算の状況は、一般会計と9つの特別会計の総額で歳入決算額が306億6,439万円、歳出決算額が292億2,847万円となっている。これを決算収支で見ると、歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、一般会計では9億7,548万円、特別会計では2億2,381万円、総額で11億9,930万円の黒字となっております。ところが、単年度収支では、一般会計では6,973万円の黒字となっておりますが、特別会計では8,780万円の赤字であり、その結果、総額で1,806万円の赤字となっております。歳入につきましては、決算額306億6,439万円は予算現額316億348万円に対して97%、認定額310億4,596万円に対して97.2%の割合となっております。不納欠損額は3,214万円で、内訳は一般会計が1,686万円、国民健康保険特別会計が1,060万円、介護保険特別会計が450万円、後期高齢者特別会計が17万円となっておりますが、審査したところ、いずれも関係法令に基づき、適正に処理されているものと認められました。

一方、収入未済額は8億4,943万円であり、内訳は一般会計が3億240万円、国民健康保険特別会計が1億2,805万円、介護保険特別会計が1,154万円、簡易水道特別会計が362万円、住宅新築資金等貸付事業特別会



計が3億9,809万円、老人保健施設特別会計が11万円、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計が366万円、後期高齢者医療特別会計が193万円となっております。前年の収入未済額は8億7,480万円で、本年度は少し減少はしているものの、このような多額の収入未済額は、市民に不公平感を抱かせるだけではなく、納付意欲を低下させるものでございます。税負担の公平性はもとより、自主財源確保の観点から、常に徴収不能のリスクを念頭に置き、早期に個々の情報を十分調査の上、差し押さえ等の債権保全策を講じるとい意識改革がこれまで以上に必要であると考えます。なお、不納欠損処分については、法令等の趣旨に沿って、引き続き厳正に処理対処することとされたい。

歳出については、決算額は292億2,847万円で、予算現額316億348万円に対し、92.5%の割合になっており、翌年度繰越額は10億6,788万円、不用額は13億713万円となっております。事業の実施に当たっては、極めて厳しい財政状況であることを踏まえ、適正な予算措置を講じ、多額の不用額が発生することなく、計画性のある効率的な予算執行に努めていただきたい。また、地方債の繰上償還4億7,451万円をしたことで将来的な負担の軽減に取り組まれたことは評価ができるものと記しました。

次に、45ページ中段のところから47ページ、アとしまして、総括意見、指導事項は次のとおりであるというところがございますけれども、①から⑤番までは昨年も同様の意見を掲載しましたので詳細な説明は省かせていただきますが、簡単に御紹介いたしますと、①の歳入歳出予算については、今後も厳正かつ確な執行に努めることとしております。不用額の発生についての先ほどのお話と同様でございます。

②の随意契約につきましては、これも昨年掲載させていただいたんですが、契約手続を行うに当たっては、競争性、経済性、不公平性及び透明性の確保に努め、職員一人一人がコスト削減意識を持って、適正な契約事務を行うことを期待するというふうに記載をさせていただきました。

次に、③の不用額についてですが、先ほども少し触れましたが、効率的な予算執行を行う上で多額の不用額の計上は望ましくないという観点から、次年度予算要求においては御留意していただいて、大きな不用額が発生しないように予算措置から考えていただきたいということでございます。

④は、支払いの遅延ということですが、これも毎年記載させていただいておりますけれども、この件につきましては例年指摘させていただいているところですが、ことしの4月から支払い遅延が生じた場合、会計管理者宛てに遅延になった理由や再発防止策を記載したてんまつ書の作成をお願いしているところでございます。そのせいか少しずつ支払い遅延も少なくなっているようでございます。

⑤は、収入未済額の解消についてですが、年々滞納額が増加している現状下であり、早期回収を図られたいということで記載をさせていただきました。

次に、⑥ですが、これは今回初めて記載したものでございます。市の庁舎や駐車場、土地の借り上げ料を毎年相当額支払っております。毎年多額の賃料を払っておりますけれども、賃貸契約である以上、今後も支払いが続いていくということから、費用対効果を検討していただいて、土地の購入等も視野に入れた対策をとっていただきたいということでございます。

次に、個別事項について御説明をいたします。

47ページ中段から49ページにかけて記載をしております。

まず、①番の内部統制の確立についてですが、平成29年6月に地方自治法の一部改正があり、内部統制に関する方針が定められました。この内部統制が導入された背景には、組織的な取り組みを徹底することにより、住民に信頼される行政サービスを推進することにあると思います。全ての業務について、ミスなく円滑にいく方法を模索したり、リスクを想定して、そのリスクを取り除く努力を図り、職員全体で取り組むことを期待するものでございます。

49ページの②の市営住宅の滞納整理についてですが、先ほども収入未済額の回収について申し上げましたが、滞納額の内容を十分検討され、法令の趣旨にのっとり対処願いたいということでございます。

③の定住促進住宅の入居についてですが、ところによりましては入居率の低いところがありました。非常に入居率の差があるということで、低調なところにつきましては、なぜ促進住宅が入居率が悪いのか、その理由を分析していただいて、ほかの住宅と同様な形になるように入居率を高めていただきたいと思いますということで記載をさせていただきました。

次に、④は指定管理者の業務報告の聴取についてということですが、私ども監査委員は直接指定管理業者について監査することができますが、その業者の一部分の書類を確認するにとどまるということがございます。その監査の効果が十分得られない可能性がありますので、指定管理業者に委託している部署が指定管理業者から業務報告を受け、その報告書の内容について監査委員が監査、調査をするという意味で記載をさせていただきました。

次に、⑤の個人情報業務委託先への監督強化でございますが、近年の個人情報の取り扱いについては、コンピューターを利用することが定番となっております。そのため、情報の管理業務を外部に委託しているのが現状でございます。このことから、個人情報の漏えいのないよう適切に取り扱われたいということでございます。

⑥は、補助金を支出している対象者の決算状況を見てみますと、一部に残金を繰越計上しているケースがございました。本来補助金は支出額の一部を補助するものであり、繰越金として処理するものではないことから、補助金については精算返納するような取り決めを変更していただきたいということでございます。

49ページをごらんください。

⑦の集会施設等の名称についてですが、異なる条例で管理されてる施設名が混在しております。いずれの条例を適用するのかわかりづらいことから、集会施設条例の対象施設はその全てを〇〇集会所とするとか、コミュニティハウス設置条例の対象施設は、その全てについて〇〇コミュニティハウスという呼称を使用することにより、条例と実際の集会所とかコミュニティハウスの名称等が一致することによって、どの条例を使うのか、地元負担になるのか市負担になるのか、そういったところがわかりやすくなるのではないかとということで、今後検討していただきたいということで記載をさせていただきました。

⑧の美作市農村高齢者交流施設三友荘の管理についてですが、当該施設は老朽化が進んでおり、その機能が十分に果たせていない現状にあることから、今後の活用方法について検討していただきたいと願いたいということでございます。

個別事情の最後になりますが、⑨の市営露天風呂の運営についてです。これも昨年も大きな声で意見を述べさせていただいたんですが、現状は昨年と全く変わっていない。例年の赤字を考えると、ひとときも放置できない状況にあると思います。今年度はぜひ抜本的な対策を講じていただけることを期待して、記載をさせていただきました。

最後になりますが、決算審査で指摘した事項については十分に検討を行っていただき、早急に改善していただきたい。幹部はもとより職員全員で内部統制の重要性を認識していただき、体制を整備し、行財政の健全運営に鋭意努力をしていただくことをお願いいたします。

以上、一般会計、特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、公営企業会計決算審査意見書について御説明をいたします。

意見書の1ページ、美作市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

審査の対象、期間及び方法は、一般会計と同様でございます。

審査の結果は、計数は符合して正確であり、予算の執行は審査した限りにおいては適正であることを認めました。

2ページから7ページには平成30年度の水道事業会計の決算状況についての計数を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、8ページをお開きをください。

8ページの結びのところでございますけれども、事業実績及び②の意見及び指導事項について御説明をさせていただきます。

先ほど部長からのお話もございましたが、水道事業は人口減の影響で給水人口も年々減少しておる中で、3,000万円という純利益を計上されておられます。ただ、これから各施設の老朽化も目前に迫ってきており、多額の支出が見込まれることから、経費の削減や給水人口の増加による収入の増など、健全な運営に御努力をしていただきたいと思います。

続きまして、病院事業会計でございますが、意見書の9ページから14ページに事業概要及び計数について記載しておりますので、後ほどごらんください。

15ページの結びをごらんいただきたいと思います。

内容について簡単にお話をさせていただきたいんですが、ここで病院会計につきまして特筆すべき点がございます。先ほど江見部長からもお話がございましたが、患者数の増加でございます。平成29年度も前年を大きく上回っておりますが、平成30年度も前年から入院と外来の数を合わせて約1,000人の増加がありました。このため、医業収益8億7,000万円、医業外収益2億1,000万円の合計額が昨年の10億円を上回り、10億8,000万円となっております。このことは、ひとえに病院長を初め、病院関係の方々の御尽力のたまものと認識しており、今後も引き続き御努力いただくことを期待しております。

次に、下水道事業会計でございますが、意見書の16ページから26ページまで計数を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、27ページをおあげいただきたいと思います。

27ページの結びの項目をごらんいただきたいと思います。

美作市の下水道事業は、昭和52年に着手してから平成25年に美作市内全域の下水道整備を終了しております。近年の人口減少にあわせて、下水道、上水道もそうですが、下水道の利用者も減少して、今後も総処理水量が減少していくことが見込まれる中で抜本的な経営改善が必要となってきております。水道事業と同じく、設備の老朽化も進んでおり、施設の統廃合を行い、まだ水洗化してない世帯に対し、水洗化の啓蒙を行うなどにより使用料収入の確保を図るとともに、未収金の回収を図り、収納率を向上させていただくことを期待しております。

以上で監査委員を代表しての意見書に関する事項の説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

ありがとうございました。東内代表監査委員、山本雅彦監査委員には、平成30年度決算を長期にわたり審査をしていただき、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は9月5日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 4 時25分 散会

令和元年9月5日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（令和元年第4回美作市議会9月定例会）

令和元年9月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	岡	本	泰	介						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海 健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	荒	木	利	明
教育長	大	川	泰	栄	政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	高	山	宏	明
市民部長	景	山	二	男	教育次長	山	名	浩	二
環境部長	森	元	浩	之	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	春	名	隆	広
消防長	皆	木	佳	久	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
代表監査委員	東	内	義	典	監査事務局長	神	原	秀	哲
管財課長	岸	本	正	人	建設課長	菊	池	広	幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
係長	金	谷	裕	子
主任	青	木	志	保

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切ってくださいますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

3日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号17番内海健次議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告いたします。

3日、議会終了後に決算特別委員会を開催し、委員長に重平直樹議員、副委員長に山本重行議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

改めまして皆さんおはようございます。

本来であれば1番で質問される方は秋を感じておればその時候の挨拶等されるんですが、私口下手でございますので、その挨拶は省略させていただきます。ただ、そのかわりに次のことをお話をさせていただきたいと思います。

去る8月19日に美作文化センターにおいて県内15の市議会議員の研修会がございました。そのときに早稲田大学の片山教授が地方議会のあり方ということで講演をされております。この方は御承知のように旧赤磐郡瀬戸町の御出身で、自治省、そして鳥取県知事、総務大臣も経験された方でございますが、その方が冒頭研修会で言われたことを皆さんにお話をさせていただきます。

3つあったんですが、1つは、首長と手を切ること、つまり是々非々でいかなきゃいけませんよということであったと思います。2つ目は、出された議案を無修正で通してはなりませんよと、そして3つ目は、これが一番大事なことだと思うんですが、議会は最終的な意思決定機関でありますよと、私はこのことについて、3番目のことにつきましては、執行部のほうでいろいろな情報というのは情報公開に耐えられるように出されて、私ども議会でけんけんがくがくと議論した後に決定された意思決定につきましては、それは皆さんは議会で了解をいただいたと、水戸黄門の印籠ではありませんが、そういったことを思われて平素から市民の方々といろいろ接されれば、改めていろいろ言われる一つの気苦労がなくなるのではないかなと思います。私としては目からうろこが落ちるような感じをいたしております。

さて、本議会の私の質問でございますが、教育行政につきまして2問、3番目は、ジビエ倍増モデル事業について、そして4番目は、大阪滋慶学園に対する補助金の1億5,000万円について、これは6月議会に続いてパート2になろうかと思えます。そして、5番目は、美作市公共施設等総合管理計画について、これは恐らくパート4かパート5になるんじゃないかなと思えますが、そして最後に、美作市新市建設計画と効率的な行政運営についてということ質問をさせていただきます。

まず、最初の教育行政の質問でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正についてでございます。

3点ございます。

1つは、改正の目的、内容は何であったか、また改正の前後で市の教育行政はどのように変わったかということでございます。

2つ目は、美作市教育大綱の策定の時期、その内容はどうなっているかでございます。

そして3つ目は、総合教育会議及び教育委員会の議事録が何ゆえ公表されていないのかということでございます。最後の議事録の公開につきましては、市民の数人の方から質問もございました。私なりに答えてはおりますが、その3点について、まず1回目の質問としてお答えいただきたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

皆様おはようございます。

それでは第1番目に、岡野議員の教育行政に関する御質問にお答えをいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の目的、内容、またどのように変わったか、そして教育委員会の議事録の公開ということに関してでございます。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的として行われております。

改正内容は、まず教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、そして新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、そして全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、そして教育に関する大綱を首長、美作市であれば市長が策定をするという4点でございます。これらの改正によりまして従来の教育委員長が廃止され、全ての面において教育長に一本化されたことで責任が明確化されております。また、毎年総合教育会議を開催し、その会議の中で、教育振興基本計画にかえ、教育大綱を定めております。

議事録につきましては公表でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第9項におきましては、教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するように努めなければならないというふうに規定されております。現在の教育委員会の会議規則におきましては、会議の公開の規定はございますが、議事録の公表は努力義務であることから、公表はしておりません。公開請求があれば公開をしているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

おはようございます。

議員お尋ねの教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会



議において教育委員会と協議し、首長が定めることとされております。

美作市におきましては、改正法が施行された平成27年度に教育、学術及び文化の振興に関しての美作市の現状と課題を整理し、計4回の総合教育会議を経て策定をいたしております。初版となる27年度版では、美作市の教育理念として、「すべての子どもたちを幸せに」、「知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成」の2本の柱を掲げ、子どもの教育、生涯学習、体育施設、高等教育などについて取り組むべき施策の記載も行っているというところでございます。

その後、毎年度各種施策の取り組み、そして進捗状況を確認するために会議を開催いたしまして、時代に即した見直しを行うというふうにいたしております。

昨年10月25日に開催をいたしました第7回の総合教育会議においては、大きな変更点として、2本の柱であった教育理念に、「福祉と教育の連携による先進的障がい児施策の推進」を追加するよう提案し、本年1月に平成30年度版として取りまとめを行っております。

次に、総合教育会議の議事録ということでございますが、同法律には総合教育会議の議事録について公表の努力義務、先ほど教育長も申されましたけども、努力義務がございます。秘書課におきまして随時閲覧が可能な体制をとって、紙媒体で公表に対応してきたところでございます。しかしながら、今年度に入りまして、総合教育会議に関するお問い合わせも受けるなどしましたので、関心度が高まっていることから、広く一般に公開することとして、現在では平成30年度版の教育大綱とあわせて市のホームページに掲載をさせていただいております。教育大綱でサイト内検索をしていただくなどしていただきますと閲覧いただけるものというふうに思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

4点質問しますが、2点は、まず総務部長が答えられるんだと思いますが、1点目は、教育大綱の公表についてです。今こう言われましたね。8月ごろから問い合わせがありましたから、後出しといたしますか、やったんだと。私も実はこのように教育行政について2問するというのを8月の初めから決めておりました。そして、秘書課長に電話をしました。教育総合会議と教育大綱は公表されてませんねと、そうすると、いや、してないんですと、もうそれ以上私は追求する気もなくなったんですが、そこで質問なんですけど、教育大綱は、総務部長、こう書いてあるんですよ。法律の第1条の3の3項では、定めたり変更したときは遅滞なく公表しなければならない、努力義務じゃないんじゃない、マストなんですよ。にもかかわらずどうして7回も開催されてるのに、今までですよ、公表されなかったのかというのが1点目の質問でございます。

そして2つ目、先ほど教育大綱3つの理念があるとおっしゃられました。当然私が今こういうふう質問しているわけで、その内容さえも知らないんですが、今初めて部長の答弁で聞いてるんですが、質問したいのは、3つの理念に沿った施策の方針とか、その指標があると思いますね。せめて今みまちゃんで見られたり、傍聴されてる方もあるんですが、一体何が書いてあるのかと、3つの柱ごとについて御説明をいただきたいと思っております。

3点目と4点目は教育長に質問いたします。

今おっしゃられたように教育長と教育委員長がかかわって新教育長になった場合に、教育委員は教育長である大川教育長をチェックするというふうな大事な機能があるんですが、その教育委員のためにそういった資質の向上のためにどういった研修の場を設けられたかということが1点目、そして2つ目なんですが、今会

議録の公開の件です。確かに法律には努力義務と書いてありますよ。言葉尻を捉えるんじゃないんですが、同じ教育会議のメンバーの中で市長部局はおくればせながら公開をしたと言っているわけです。なぜ公開しないのかということもあるんですが、それよりも文科省の通知の中で、努力義務とした理由は何であると考えられますかということでございます。

以上4点についてお答えいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

岡野議員の2回目の御質問で、まず1点目の今までなぜ公表しなかったかというふうな御質問でございます。

この教育大綱につきましては、4年あるいは5年に見直しをするように書かれておりますけれども、美作市の場合毎年見直しをしております、それも現在は公開をさせていただきとるところで御理解をいただきたいと思います。

それから、教育理念の柱の内容ということでございますけれども、まず「すべての子どもたちを幸せに」ということにつきましては、子どもたちが愛されていると実感できる、そして地域社会、家庭、学校、幼稚園、保育園を実現するということでございます。また知、徳、体のバランスのとれた子どもの育成でございますが、故郷、ふるさとの自然と人を愛せる子ども、夢や希望を持てる子ども、そして将来の夢に向けて頑張る子どもを育成するということになってございます。また、福祉と教育の連携による先進的障がい児施策の推進ということでございますが、これにつきましては、特別な支援を必要とする子どもが自立した生活を送れるようにすると、そして主体的に社会に参加できるよう支援をするというふうなことが内容になってございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

2回目の御質問で、まず新しく委員会制度になって、教育長をチェックするという機能が充実しなければならないということで、その資質の向上についてということでございます。

このことの研修につきましては、まず文部科学省が年に2回、場所を変えてでございますが、特に新任の教育委員に対してこの地方教育行政の改正に伴う趣旨、また教育委員の任務、そうしたことにつきましての研修というものを開催をいたしております。これにつきましては、今までは教育委員への出張というような旅費はございませんでしたが、これを機にそうした旅費も設け、そして東京や、あるいは福岡のほうへここ数年行っていただいております。また、そのほかにも市町村教委連における研修ということがございます。こうした会にも必ずおいでいただいたり、もちろん全員が、お忙しいので行けない場合もございますが、そうした形でさまざまな研修というのを受けていただいております。

次に、この教育委員会会議につきまして、公開が努力義務となったということでございますが、これにつきましては、文科省のほうもできるだけ公開をしなさいと、ただし小規模の地方自治体においてはこの公開をするということが過重な負担になってはいけないので、努力義務にとどめるものであるということの見解がございます。努力義務とした理由につきましては、そうした事務局の負担軽減ということも考えて、現在は公表はしておりません。議事録は作成はいたしておりますが、公表はいたしておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

総務部長、今の答弁はへ理屈というものです。つまり法律には決定したときに、そして変更したときには公表をしなければならないとなつとる。決定したというのは、既にもう数年前に決定してるわけですから、そのときに公表しなきゃいけない。そして、変わったときにも変更しなきゃいけないという法律になっておるわけです。それについてとやかく言うつもりはありません。そういうことで、言われっ放しになるのも私はいけない、待ってください、次に質問をいたします。

教育長と岡本部長にも関係あると思いますが、2つしますね。

私は実を言うと、情報公開請求をしまして、委員会の議事録と教育会議7回をして、ここに次に質問します学力の向上についてどこにも書いてない。これがこれほど重大な問題についてなぜ、学力テストというのはこれまでも開催されているんですが、それがどうして書いてないのかという質問です。

それから、今の努力義務ですが、教育長、私はこう思いますよ。重箱の隅をほじくってもいけないんですが、おっしゃられるとおりです。じゃあ、美作市の教育委員会が小規模でどうのこうのということにならないでしょう。村であれば小規模で、いろいろ教育委員会の事務と兼ねているから、それは言えますよ。そんなことは言えないでしょう。よくそんなことが言えますね。

もう一点、同じ教育総合会議の中で市長は公表してるというわけで、私は見ておりませんが、そうしたら同じように歩調を合わされるべきじゃないですか。そういう質問です。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

総合教育会議の議事録並びにその成果でありますところの大綱なんですけれども、ちょっと答弁が、第1回目の答弁と2回目で部長がやや議員の御質問の趣旨を呈さんがために変えちゃったものですから、誤解を生じてるんですが、第1回目の答弁において紙媒体での公表をずっとしてきたという表現があったんですが、公表につきましてはいろんな対応がございます。思い出していただければありがたいと思うんですが、第1回目の教育大綱を作成をしたときに、当然でございますけども、プレスに発表し、プレスを通じて大きく、ある程度大きくだったかな、市民の方々や県民の方々に対してお知らせが行ってるわけでありまして。これが公式となっておりますが、その後プレスが取り扱ってくれるかどうかというと、またプレスの方の御判断もあるんですけども、市としてプレスに対するお知らせを継続的にしてきたことをまず申し上げておかなきゃいけない。

それから2番目に、公表については、ホームページに載せることが公表というのではなくて、さまざまな形でアクセスができるような状態に置くことが公表なんだということもまたこれ重要なポイントでありまして、アクセスがより容易になるように、先ほども言いましたように問い合わせが増えたんで、公表の形態を拡大したというのが本来の答弁であります。そこを申し上げなかったというようなことの中で、若干の誤解を生じたんだろうというふうに思っておりますので、その点は訂正をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、学力の向上について議案になっていないのではないかとということでございますが、確かに議案は、

これは例えば教育委員会規則であったりとか、そうしたことの承認を求めるものでございますので、こうしたことには学力向上という案はなじまないかと思えます。しかしながら、各教育委員さんはそれぞれの学区の学校であったり、あるいは年に一、二回は教育委員会として学校訪問をいたしております。その中で各校長が学力向上施策、その他学校経営、運営につきまして御説明を申し上げる中でさまざまな指導、助言をいただくという中で、学力向上も含めて教育委員さんからいろいろなアドバイスをいただいているというところでございます。

また、教育委員会の議事録の公開ということでございますが、これは現在、先ほども申し上げましたように会議規則につきまして、会議そのものは公開ということにしております。実際に岡野議員にも来ていただきました。残念ながらそのときは非公開ということで、全てを見ていただくということではできなかったわけですが、そうした公開の規定はございます。

今後そうした議事録というものをどうするかということにつきましては、規則の改正等も必要になることから、また十分にいろいろと周辺市町村も含め、研究してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

最後に、まとめということにさせていただきます。

早くやられたほうがいいでしょうね。誤ってるということは早くやったほうがいいでしょう。なかなか後になると理屈ばかりが出てまいります。

総括なんですけど、私も議事録を公開し、傍聴にも2回ほど行って、もうあと行ってないんですが、感じたことを述べましょう。やはり私ども議会もそうですが、特に必要なのは教育委員会における公聴機能の充実ということです。公聴というのは広く求めるんじゃなくて、公に聴くということです。これがひいては今回の法律の改正の中にありますように会議の透明化にもつながりますし、幅広く意見を聞いて、それをそれぞれの市町村が教育行政に生かしていくことです。

新学習指導要領の中では児童・生徒にアクティブ・ラーニングという主体的学びの場ということが課されておりますが、私は教育会議のメンバー、つまり市長及び教育委員会こそこのアクティブ・ラーニングの課題が課されるべきだろうと思っております。この辺で後、時間がございませんので、次の質問に入らせていただきます。

よろしいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

よろしいです。2項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2項目めの質問なんですけど、美作市の平成31年度の学力テストの結果についてでございます。2つございます。

1つは、岡山県が実施した学力テストです。質問の内容なんですけど、岡山県公表の県学力テストの小学4年、5年及び中学1年、2年の各学科について、平成30年度と令和元年度を比較してどのように分析をしておられるかということでございます。そして2番目は、分析により見えてくる課題は何か。3つ目が、課題に対する対策は何かでございます。

2つ目の同じ時期に実施されております全国学力テストでございますが、岡山県公表の小学校6年及び中学3の各学科についてどのように分析をしておられるかということでございます。そして、分析により見え

てくる課題は何かというのが2つ目です。3つ目は、課題に対する対策は何か、よろしく願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

学力調査の結果についてお答えをいたします。

まず、小学校3年生から中学校2年生で実施をいたしました岡山県の学力・学習状況調査につきまして、国語、算数、数学の値は県平均をやや下回り、その中でも、中学校2年生の英語は県との平均が大きくなっております。

小学校6年生と中学校3年生で実施いたしました全国学力・学習状況調査では、小学校、中学校ともに、全ての教科におきまして全国の平均正答率を下回ると、特に小学校の国語、算数、中学校で初めて実施された英語、これは全国との差が開き、非常に厳しい結果でございました。いずれにしても、従来から計算問題や漢字の書き取りなど、基本的な問題は正答率が高いものの、応用的な問題は正答率が低いという課題がございました。今年度はそうした中で、調査問題がいわゆる全て応用問題へと変わっております。例えば算数の問題では、最初からいわゆる文章問題が出されております。例えばこれ小学校6年生の全国学力調査でございます。今までですと、これ1番でございます、1番にはこの計算問題が4つ、5つ並んでいたわけですね。ここのところは頑張っていたわけですが、しかしながら、そうした問題はもう1番から全くなくなりました。この文章をしっかりと読まないといけないと、あるいはこのグラフの読み取りができないと答えられないというような、非常に問題を読み取る力、問題文を読み取る力が求められる問題でございました。こうしたことから、問題の意味を読み取ることが難しいということで、時間もかかる、あるいはもうこの問題を見た時点で、あ、もうわからないという思いが先に立って、無回答率が増えたということも今回の厳しい結果につながったと考えております。この厳しい結果につきましては、教育委員会としては非常に危機感を持ちまして、もう8月から既に校長一人一人と学力調査の分析、もうこれは各学校でございますので、各学校での学力調査の分析、そして課題、今後の対応策というものを確認をする面談を全ての学校で実施をいたしました。そして、その中で学校に対しては、今までは基礎基本の徹底ということをお願いをしてきたわけですが、それに加えて文章問題を読み取る力、そして書く力の指導も徹底して取り組んでいただき、子どもたちの学力向上に努めるように今指導をしているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

4点質問いたします。

細かい各論の話になるんですが、県の学力テストの公表資料によりますと、中2の英語の標準スコア、これ全国を50とした場合をこういうふうに言うと書いてあるんですが、美作市は県下で最低の46です。そして、中3の英語の正答率は51で、15市の中では悪いほうから2番目です。この原因を具体的にどう把握されてるかということが1点目。

2つ目は、先ほど答えられましたが、8月から校長一人一人と面談をしていらっしゃるということなんです、その反応といいますか、その結果はどんなものであったでしょうかということが2つ目でございます。

それから3つ目は、県及び全国の学力テストが教員の異動後一番忙しい、引き継ぎとか、それで非常に忙

しい時期に実施されるように変更された目的はどのように考えていらっしゃるかということです。

最後の4つ目の問題でございますが、全国学力テスト公表結果の美作市教育委員会、ちょうど28ページにあるので私も読みましたが、中学校の標準スコア、28年当時は小学校6年なんです、国語、算数、数学で、それが平成30年度になりますと、いずれも50のラインを切って48、49、英語は初めてのようなんです、47です。これを同じ、例えば小学校6年の子どもさん、同じように中学3年になるんですが、この間の教育の過程にいろいろ課題があったからだと思うんですが、これをどういうふうに分していらっしゃるか。

4点について質問します。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、先ほど申し上げたように英語というのは大変低うございました。英語のこの学力テストにつきましては、今大学入試というようなことも見通して、ヒアリング及びスピーキング、実際にしゃべるという調査が入ってきております。例えば絵が出まして、その絵についてのいろいろな説明が英語でなされると。私はこういうものですよというサンプルを実際に見せてというか、やってみましたけれども、それは子どもたちが滑り台で遊んでいると、何人かの子どもが滑り台で、それについての説明があると。そして、最後に聞かれることは、How many children are there? ということでございます。つまりそこに何人の子どもがいますかと。そのときに慌ててしまうと、きちんと答えなきゃいけないということで、There are three children. と言うのか、それともThree. でオーケーなのか、そういうあたりが非常に難しいということもございました。それは事前には少しは練習はできていたものの、なかなかそうした英語、ふだんからなれていないと、そしてまた中学校ではできる限り、英語の先生には英語で授業をしていただきたいということもお願いしているんですけども、全てそういうわけにはいっていないというようなことがあったと思います。

次に、2番目でございます。校長先生方の反応というか課題でございます。

これ実は各校長と面談したそれぞれの学校からの資料でございますが、ある校長は一人で本当にお願ひしてから間がない間にこうした大部の資料を作成され、そして綿密に1問1問の正答率を検討され、そして今後どうするかということでお考えをいただいております。そうした中でやはりふだんからのことを今後も徹底していきたいと。例えばささいなことでもございますが、生活ノートというのがございます。毎日のいろいろな宿題をメモして帰ったり、何時間勉強しているというのを書いたりということでもございますが、そこに子どもたちのいろいろな日々の思いを書くという欄がございます。それを例えばもう毎日必ず4行あれば4行を力いっぱい書きなさいと。書きなさいというからは教員もそれに対して真摯にお返事を書く。私も実際担任をしておりますときにその生活ノート毎日集めておりました。中にはもう真っ白で出す子、たくさん、でも真っ白で出しても何らかのメッセージを発しているわけですから、そこに書いたりするわけですが、そういう書くという力、これも大切なことかと思うので、徹底してやっていきたいというようなことでもございました。

それから、4月に両方忙しいんではないかということでもございますが、この全国と県の調査はいずれにしても採点、そして問題の処理等は、これはもう全て委託された委託先が実際しておりますので、教員が実際に採点ということはありません。自己採点ということでもどの程度できたかということの確認はございますが、そして4月に実施ということに関しましては、4月に実施し、できる限り早く結果を返す、全国につ

いては夏休み、県については夏休み前等に結果が返ってまいります。それをもって今度は2学期以降の授業に早速生かしたいということもあり、4月に今実施をいたしております。

最後に、公表結果、これ当然経年という形で、例えば小学校4年生で受けていた子が次の年は5年生、次は6年の全国というふうを受けていくわけでございますが、これを追っていきますと、各学校での変化というのが見えてまいります。そうしますと、やはり授業についてどのように子どもが感じているかというようなこと、あるいは落ちついた学習環境にあるかということも課題として見えてまいりますので、そのあたりは各学校で分析をしていただいて、そして次の年にどのようにすればよいかということでやっております。

しかしながら、そうした中には、例えば5年生のときにはなかなか落ちつかない学級であったと、6年生になって担任が変わったと、そういたしますと、子どもたちの反応が、授業が楽しいと、クラスがよくなったというような反応をしているクラス、もちろん現在の6年の一番最初の全国学テではなかなか厳しい結果でございましたが、今後しっかりと伸びていただけるものと期待しております。そうした年次的な経年の結果というものも追いながら、そしてこれはもう一番最初に4月の段階で校長会でお願いをしておりますが、各、特に小学校では担任の先生がどうか変わったかということはしっかり校長先生に見ていただきながら、御指導をお願いしたいということは常に申し上げているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

やや学力の問題に対して答えるのは差し出がましいところもあるんですが、せんだって林野高校の竹内校長先生とお話をする機会がありまして、彼は県の学習能力を向上させるためのセンター機能になっているところにもおられたんで、この問題について大変彼なりに憂慮をされておられましたが、話を総合するところということがありまして、3年前の小学校6年生の自宅学習時間、今の中学校の3年生の学習時間というのを比較すると、岡山県ではこうなると、逆かな、要するに今のほうが下がってるんですね。3年前に例えば1時間20分勉強していた子どもたちが、中学校3年生になると1時間でしたと。ところが、全国では1時間勉強した子どもが1時間20分になっておりましたと。ここに竹内先生が一番大きな問題を見ておられたようでありまして、学習状況調査の世界なんですね。特に英語ってというのは、これはややスポーツと似たところがあって、歌や音楽とも似てるんですけども、自習でどれだけ時間を使ったかが基本的に勝負なんですね。学校の時間もそうなんだけど、朝の英語の番組でもいいんですけど、何らかの形で自分で発音したり聞いたり、そういう時間を何ぼ持ったかが、これ基本的に勝負の学科であるんで、自分で学習時間が減ると英語はまず伸びないということは、これ間違いない事実だってなことも含めて御指摘をいただいたことがありましたんで、御参考までに申し上げさせていただきます。つまり学力とともに学習の状況の調査もしているはずであって、そこんところに我々としても注目すべき点があるよということを御示唆をいただいたもんですから、ちょっと差し出がましいと思いましたが、答弁台に立たせていただいたということでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問を2つさせていただきます。

何も市長、差し出がましいことはないと思いますよ。教育総合会議の主催者でありますから、市長は。同じその中で教育委員会でいろいろ議論するわけですから、それほど謙遜なさらなくてもいいと思います。

さて、2つ目の質問でございますが、今教育長はヒアリングとスピーキングといったことを言われましたが、じゃあ私は読んで書くという点でどこに問題があるかという質問をいたします。今回の中3の英語の問題、日本語で言えば、駅で友人に会った、I have met my friend. ということと、次に、次のセンテンスが、I have no time to speak. です。その間に接続詞を入れなさいという問題があったんですね。4つありました。butと、それからbecauseと、それからorとandです。これ正解はbutなんですけど、55ぐらいかな、それでbecauseに入れた人が35%もあったと。これはどういうふうに思われるかということです。スピーキングとヒアリングではありません。

そして、2つ目なんですけど、御承知のように新学習指導要領の中では、来年から小学校は、高学年は英語が外国語学科として今まで通信簿の評定に加わることになっておりますが、現在移行期間中ということで、私も1回美作第一小学校の校長先生と一緒に参加もさせていただきましたが、ALTと（聴取不能）にしなげら日本人の先生にいろいろと頑張っていらっしゃると思うんですけど、今回の小学校6年を見たんですけど、この英語というのは一度失敗をしますと後から取り返しがきかないんです。つまり算数とか理科と違って、ステップアップがあるからなんですけど、この移行期間中の小学校の先生方の指導にどういうふうに生かされるでしょうかという質問です。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

残念ながら私英語の教員ではございませんので、butとbecauseというあたりはあれですが、私自身の経験からいきますと、市長もさっき多分基礎英語のことだと思うんですけど、私も中学校1年生、2年生、3年生と基礎英語などを聞く中で耳から覚えていくと、そうした経験がやはり美作の子どもたちというのは塾へ行く子の割合も非常に低うございます。そうしたことからあるかと思えます。これにつきましてはこれを非常に課題だと考えておまして、教育委員会といたしまして、前にもお話ししたかもしれませんが、一昨年から英語検定ですね、これを教育委員会として実施をすると、そしてできるだけ多くの子どもたちに受けてもらうと、そういういろいろな英語に関する経験を積む中で、少しでも耳で聞く、あるいは体験をするという機会を増やしていただくということで、ALTにつきましても、市長の御理解をいただき、予算をつけていただきまして、ALTを年次計画で増やしているところでございます。今までは小学校が2人でございましたが、現在は3人、今後は4人にまで増やしていきたいと。そうすれば、小学校の英語についても十分対応できるんじゃないかということでございます。

移行期間中の研修ということでございますが、これにつきましては、美作市内ではお二人の小学校の教員で英語専科の教員を、もちろんもともと英語の免許を持っておられる方がおられますので、そうした方をお願いをし、そしてその方が幾つかの学校を回るという中で、英語の模範的な授業をやるということで、ほかの方々もそれを習うと。また、当然教育委員会といたしまして、そうした機会を捉え、研修という機会を増やしているところでございます。小学校英語移行期間、来年からは本格実施ということで、3、4年は外国語活動、そして5、6年は教科ということになりますので、十分に準備をして進めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕



今の英語に関するお尋ねですけども、恐らく問題が悪いですが、これは。もちろん常識的にはbutなんですけれども、becauseにしても全然存在し得る意味があるんですね。例えば両者の関係が家庭内の家族であった、家で話す機会がなかった、駅で会った、何が悪いんだというような話になってくるので、文学的に言うと、ややorなんてのは無理でしょうけども、butが非常に常識的で、becauseはその次にあり得て、andがぎりぎりあり得るかというぐらいのことになってくるので、直観的に言うと、先ほどの質問についていうと問題が悪いと私は思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括で。

4番（岡野 鉄舟君）

議長が笑われますから私まで笑いをもらった感じもするんですが、総括をいたします。

私なりにこの英語の文章を、やはりbutの前にコンマがあるわけですから、becauseはつながりませんよ。問題が悪いんじゃないくて、いい問題なんです。

そして、教育長、8月1日の山陽新聞に岡山県小・中とも改善とあります。伊原木さんは教育をやるということで知事になられた方ですが、試行錯誤されております。1回県教委に聞いてみられるのも一つの手かなと思います。そして、非常にパッションだけじゃなくて、結果を、リザルトを出してください。

そういうことで、次の質問にさせていただこうと思よん、よろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

よろしいです。3項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

3番目は、ジビエ倍増モデル事業についてでございます。前置きなしに質問いたします。若干しましうかね。

これ繰越明許になりまして、この結果を聞くのがちょうど1年後になります。したがって、今補正予算の姿をここで経済部長のほうから、しかと言質をとっておきたいと、こういう目的がございます。

1つ目の質問ですが、平成30年6月議会補正時点での当事業の歳入、コンソーシアムへの歳出予算額1億3,924万8,000円の内容と財源の内訳など、それから2番目は、繰越明許費の進捗状況の2点についてお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

ジビエ倍増モデル事業について、まず昨年平成30年度6月定例議会で補正予算の議決をいただいております。この6月補正予算では、まず歳出でございますけど、コンソーシアムが行う事業の補助裏部分の負担金として6,232万5,000円、それから国庫補助金部分を一時立てかえるための貸付金として7,692万3,000円、合計1億3,924万8,000円を計上しておりました。

歳入では、コンソーシアムからの返還金として貸付金収入7,692万3,000円、補助裏部分の負担金として雑入6,232万5,000円、合計は歳出と同額の1億3,924万8,000円でございます。

次に、繰越明許費の進捗状況でございますが、高力ボルトの不足によりまして繰越明許としておりました減容化施設の整備事業については、建物の建築工事を平成31年4月15日に発注をしまして、減容化装置整備をこの7月11日に発注をいたしました。そして、既に建物内に装置が搬入されておりまして、9月8日までに完成をする見込みでございます。完成後は2カ月間試運転を行いまして、徐々に食肉にできない鹿やイノシシ

の搬入を増やして、11月からの本格稼働へ向けて取り組んでいくところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問を何点かさせていただきます。

私は数回地美恵の郷へ行ったことがあるんですが、もうあの坂を上るときに私の車が後ろにひっくり返るんじゃないかなという、もう恐る恐るローで上がるんですが、先般も行きました。進捗状況を私の目で確認をいたしました。何点かお聞きします。

それぞれ建屋と中の減容化施設、幾らかかったのかという質問です。

そして2番目は、支払いの時期です。業者に対する支払いの時期です。

そして3つ目は、大黒天物産からはいつ6,232万5,000円を調定をされ、収入されてるかという質問でございます。

大きい質問の2つ目でございますが、コンソーシアムの連絡会議の開催状況でございます。このコンソーシアムについては、農水省が補助金を出す場合にコンソーシアムの中の各構成団体が十分に連絡をとって、こういうことが大前提であると、そして2つ目は、会計処理がちゃんとできていることであると、こういうふうなことを言われました。私は岡山の農政局の担当の方に会いに行ったときには、もう私も細かい内容はよくわからんと、岡野議員、ぜひ厳重にチェックしてほしいと、こう言われております。そこで、申し上げましたようにコンソーシアムの連絡会議をいつやられて、その協議内容は何であったかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、10分休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時11分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

回答から入ります。

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の質疑について答弁させていただきます。

まず、金額でございますけど、建物について3,983万400円、それから減容化装置のほうは9,631万7,360円でございます。それから、大黒天物産からの負担金の収入でございますけど、調定を現在しております、近日中に支払っていただく予定です。6月議会の答弁で5月中旬に支払いたいというような意向を聞いたというような答弁をいたしました。その後会社の内部で再度調整ということがありまして、もちろん支払いをするという意味に変わりはありませんで、この工事の完了時期にあわせて納入いただくということで、既に納入通知を発行いたしております。

〔4番岡野鉄舟君「支払いの時期は」と呼ぶ〕

支払いの時期につきましては、9月6日、明日完了検査を予定しておりますので、そちらのほうに合格しましたら、請求書の提出をいただいて、支払いをしていくということになります。

それから、コンソーシアムの連絡会議の開催でございますが、平成30年度は3回開催しております。30年5月2日に事業内容や予算について、それから7月19日に規約変更について、それからことしになりまして、31年3月14日に平成30年度の実績見込みについて協議しております。今度この工事の完了を受けまして、平成30年度分の決算、それから全体の実績報告などについて連絡会議を開催する予定といたしております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

申しわけありませんね、出たり入ったりしてもらって。

1つ目は、大黒天物産からのお金、これ今部長がそういうように説明されて、一安心をしました。もしかして歳計現金を使おうとしてるんじゃないかなという疑心がありましたから、それはないということ聞いて安心をいたしました。

2つ目のポイントは、国庫補助金です。当然年度末になるんですが、これが入ったときの補正予算を組むのかどうなのかということです。ということは、どこにお金を収入するかということなんですが、この辺を明らかにしていただきたいと思います。

それから、2つ目の質問なんですけど、やはり百聞は一見にしかずということがあります。私も現場に行きまして、建屋と中を見ました。そこで、契約時というか予算をつくったときの見積もりとの関係なんですけど、お聞きしたいのは、どうも素人なりに疑問に思いました。あそこの排水溝の手前砂利がありますよね、あるでしょう、部長、あの建屋の隣に。あそこを長靴で従業員の方が行ったときに靴についた石とかが排水溝に入ったら、あそこ詰まっちゃったら、中に冷凍庫のほうに、それこそ今回の大雨じゃありませんが、行く可能性がある現場の方は言っていっしょるんですが、どうしてその前のところをコンクリートにしないんですか。つまりこれは常識だろうと思うんですが、それが1点。

それで、先般も猟友会の人にお会いしました。岡野さん、話を聞いてくださいと言われました。要は、あそこのパッチングというんですか、あそこの機械のところへ持っていくまでの事務量です。それと手数料、手数料ね、これを非常に心配されております。手数料当然指定管理者が収入するというのは年度協定の中にあるはずなんですけど、これはどういうふうにされるんですか。非常にこのことを心配されとります。それ何でかという、もう手数料が入るんだったら、何も遠いところへ持っていかんでも埋め立てをしたほうが油代も要らないし、こういったことも言われてるんですよ。これをコンソーシアムの中でもう納得のいくふうな説明をしなきゃいけないんですが、この辺をどういうふうと考えていらっしゃるか。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、国庫支出金の受け入れでございますけど、こちらはコンソーシアムのほうが事業主体ということで補助金を受け入れるという形になっておりますので、コンソーシアムのほうで受け取ると、市の予算で言いますと、繰越明許費の予算に従って収入、支出をしていくということになります。

それから、今敷地内のことについて排水溝とか、舗装整備について御指摘があった点につきましては、指定管理者や利用者の方の御意見もお聞きしながら検討させていただきたいというふうに思います。

それから、猟友会の方が今の獣肉施設じゃなくて新しくできる減容化施設に持ち込みをされる場合の手数料ということでございますが、当初3,000円とかという検討もしたんですが、納入をしていただいて、納入

量を増やしてペットフードとかに利用できる個体を増やすと、それから全頭処理に向けて処理頭数を増やすということがございますので、手数料については、ただいま再検討をさせていただいているところでございます。よろしくお祈りします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目ということで、総括的なことで確認をしたいと思います。

今の予算の関係では、要するに補正予算はないということですね。わかりました。

それで、もう一つの猟友会のほうは現実にもう危機感を持って私に説明をいただいたので、ぜひ施設をつくったことは大黒天物産も負担し、市のほうも七千数百万円負担してるわけです。それが閑古鳥が鳴くようになったらいかんと思います。それをちゃんと調整をしていただきたいと思います。

引き続きまして、質問させて、よろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

4項目めに入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

続きまして、大阪滋慶学園に対する補助金1億5,000万円について、これパート2でございます。私は6月の議会で一般質問したので、若干おさらいをしておきたいと思います。テレビを見ていらっしゃる方、傍聴していらっしゃる方に少しでもわかっていただかなきゃいけないので、これはどういった問題かということとを再度お話をしたいと思います。

美作市が滋慶学園に平成29年度、約10億円を出しております。そのうちの1億5,000万円は岡山県からもらえる補助金であったんですが、滋慶学園の都合で30年4月1日に開校したがために岡山県からは、滋慶学園さん、そうであれば28年の秋に着工するんであれば補助金は出ませんよと、こういうふうに印籠を渡して、滋慶学園と市のほうは了解をしているという前提があります。それが平成28年6月、8月、10月にいった段階です。さらに、10月にはだけでも認めてほしいという再要望をされてるんですが、そのときも岡山県はだめですよと念を押しております。このことは県の担当と上司と私が話しておりますので、これはもう紛れもない事実でございます。それで、今度は平成29年の決算を認定するときに議会の大多数で不認定になっております。今度は年度が変わりまして、私はこの6月議会で一般質問もいたしましたし、最終日には市長にも申し上げました。私は執行部を疑ってるんだと、一方で市長は、岡山県がそんなことを言ったのかなというふうに疑心暗鬼に言われたので、事実を調査する特別委員会の設置の動議を私出しました。それは残念なことに10対7で否決されております。今回先般の9月2日に新聞等で皆さん御承知のように市民団体の方が補助金の使い方、あり方について疑義を持たれて、決算の事実認定に係る事実説明をしてほしいという約820名あたりの署名を集められて、議長宛てと、その署名を添えて監査委員のほうへ住民監査請求をされております。それが今までの補助金をめぐる経緯でございます。失礼ながら、ここで市長に一つ御忠告申し上げておきたいのは、9月20日のOHKテレビ、私たまたま家におりまして見ました。そのときに市長もあのインタビュー（聴取不能）になっておられるんですが、こういっておられます。全て監査委員会において是非の判断をされることと思われまして、つまり、私はいつか申し上げました、監査委員会というものは地方自治法上存在しないということを今後は改められないといけません。もう岡山県のOHKテレビを見ていらっしゃる方が、萩原市長が何でこんなことを言われるのかなというふうに思われたと思います。御忠告を申し上げておきます。

さて、本論の質問でございますが、2つございます。

実際に交付を受けておられないものを控除することはできないと、平成30年3月に池田部長がこういう答弁をされてるんですが、こういった解釈は何を根拠に可能となるかということでございます。

そして2つ目は、美作市スポーツ医療専門学校建設費等補助金交付要綱の第4条は羈束裁量か自由裁量かということでございます。改めて確認の意味でこの2番目の質問はしております。

答弁をいただきたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

岡野議員の質問に対して答弁させていただきます。

平成30年3月議会における議会答弁の根拠につきましては、平成28年3月議会で、平成28年度予算執行額1億円、平成29年度への債務負担行為9億円として議決をいただき、平成28年6月1日に美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱を制定しております。この補助金交付要綱第4条に「補助金の額は、交付限度額を総額10億円とし、補助対象者が申請を行う国及び県からの交付金等がある場合は当該補助金等を控除した額のうち、市長が定める額とする」と規定しております。この規定が根拠になりまして、平成30年3月議会の答弁になったものと思っております。

次に、2点目の補助金交付要綱第4条が羈束裁量か自由裁量かという御質問でございますが、これにつきましては、本年6月議会、岡野議員の一般質問、3回目の質問だったと思えますけれども、そのときの答弁で萩原市長は、補助金の交付要綱は相当高い羈束性があるというふう認識しておりますと答弁いたしております。私のほうも、裁量は羈束裁量だと思っておりますと答弁いたしております。今も当時と同じ考えであります。美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱第4条につきましては羈束裁量だと今も思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2つ質問いたしますが、1つは、心得に対して質問いたします。

私は6月議会で一般質問をいたしますときに要綱が昔のものがなかったから、パソコン上で美作市のホームページから出したんですね。そのときは2ページ出るものが出ていたんですが、その後市民の方から問い合わせがありまして、岡野さん、要綱が出ないんですけどどうしてだろうというので、私もその後したら出なかったです。2日前に情報公開請求をされている要綱がございましたので、私はそれで出しているんですが、そこで心得に質問なのは、どうして私が6月の段階では市民の方がホームページで検索できたのにそれができない状態になったかという質問です。

2つ目は、市長に質問いたします。

羈束裁量、つまり法規裁量という認識が変わっていないということを確認したんですが、そうであれば話が早いと思えます。御承知のように羈束裁量、法規裁量というのは裁量の余地がないということです。市長は私の6月の答弁にこういう答弁をなさってます。市長は、もらった補助金がない場合は反射的に10億円の範囲内で補助できるという答弁をされてるんですが、この要綱の中で裁量の余地がないという性格を持つ要綱であれば、どうして私の6月の質問に対してのときにそういうような答弁ができるのですかという質問です。つまり、この要綱をびしっと読んだ上でのお答えをいただきたいということで、以上2つの質問をいた

します。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

同要綱につきましては、まず前提として申し上げますけれども、議会ともお話しを、そして議会に承認された1億円プラス9億円の市としての負担があるということですね。それから、その補助金を交付ができた場合には差し引くんだということが書いてあるわけでありまして。その補助金の交付を受けることができなかつた場合は今の論理の反射的な結論として、その分について減額することができないということになるということから、羈束性が高いというふうに申し上げた。さらに、もともとの話としては、我々としては折衝し、さまざまな誘致努力をしたわけですが、その一つの結論として10億円のさまざまな形での支援を滋慶学園が受けることができれば進出をしようということがあったということでありまして。さらにもう一点申し上げますと、我々としては10億円というものについて市民負担を3億円以下にとどめるということをお約束をしたと、さらにできれば、さまざまな補助金を活用する中で3億円が少しでも減る努力をしていきたいということをする申し上げておいたわけでありまして。そういうことを全体合わせた上で要綱ができていて、その要綱に我々は縛られなければならないということを6月も申し上げ、今も申し上げておいたわけでありまして。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

補助金交付要綱が今例規集のほうから閲覧できないという御質問でございます。この美作市スポーツ医療看護専門学校建設費補助金交付要綱につきましては、滋慶学園のためにつくった補助金交付要綱でございます。29年度限りの時限的な補助金交付要綱になっております。その関係でシステム上廃止になったものについては、例規が廃止されたほうに移行されまして、ホームページ等で公開されてる例規は現在生きてる、言い方は申しわけないんですけども、現在生きている要綱、条例、規則、要綱等が閲覧できるようになっております。そういった関係で廃止されたものにつきましては、今現在ホームページで市民の方等が閲覧できない、そういうふうな状況になっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、3回目です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

今これはそう言われましたけど、御承知のように住民監査請求は出されて、いずれ後住民訴訟どうのこうのというのはわかりませんが、いずれにしても市民が見れるという状態は、それは理屈じゃないんで、それは行政の理屈ですよ。やはり見れるというふうにしておくべきでしょう。私も実際きれいな原本を情報公開請求から出しましたけどね、そういう私の思いであります。

2点、市長に質問いたします。

市長、交付ができた場合には控除をするんだというんですが、よく補助金の交付要綱を見てください。いいですか。補助金の額は交付金等がある場合は、もらったとはいいませんが、控除したというのは、市長が定める額とするということです。つまり事業者が申請する必要がある場合は控除しますよということなんです。つまり具体的に言えば、その補助金を交付する事務の中で、滋慶学園さん、補助金あなたもらえるんがあるんだから、ちゃんと要するにルールに従って岡山県もやると言ってるんだから、開校時期を延ばすな

り、ちゃんとしてやりなさいよと、こういうふうにならなきゃいけない。それをしないのであれば、もともと1億5,000万円出すんじゃなくて8億5,000万円でもよかったわけです。つまり私はこの行政処分、補助金交付決定処分はこの要綱という法令に反した、私は法令違反だと思います。私はそう思います。これを改めて私の解釈がこう思います。市長はどう思われるかというのが1つ目の質問。

2つ目の市長に対する質問は、じゃあこの交付金4条のところに少し自由裁量の部分があるんだと考えたときに、私は一步下がって裁量権があるとした場合でも、その濫用また逸脱にあつて違法性があると私は考えております。その理由は、1つは、地方自治法においては最少の経費で最大の効果があるように、つまり無駄を省かなきゃいけないという行政のやる上の大前提がありますよということです。それで、私は6月議会で質問して明らかになりましたように事前着工は補助金が出ないと、一応1年延ばせば1億円もらえたんですよということは美作市も滋慶学園も承知してるわけです、平成28年の県とのやりとりの中で。そこで、池田部長がこういう答弁をしてるわけです。事業費削減の努力をされている、もらった補助金がないので控除しないと市長が判断をされたわけですが、私はこの判断自体が裁量権が誤っていると、むしろもっと悪く言えば、逸脱してると、もっと悪く言えば、滋慶学園も知ってるんですよと、その上で美作市が交付したということであれば、これはもうまさに裁量権の濫用だろうと僕はそう思います。

つまり2点を言いました。要綱そのものに抵触する補助金交付決定であるということと、一步下がって、裁量権を認めたとしても、それを逸脱、濫用があるんで、私は違法、いずれにしても違法だと、そういうふうに思います。その2つについて御答弁をいただきたい。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今の論点につきましては、議員が訴訟の可能性を言われた上での話ですんで、やや答弁がしにくいところもあるんですけども、6月議会でも答弁しておりますんで、そのラインに沿った考え方の整理を申し上げますと、1番目に、立法意思というのがあります、立法意思。これは何かといいますと、その交付要綱であれ、条例であれ、提案者あるいは作成者が何をどう意図したかというところがありまして、この立法意思については、その法文あるいは条例、要綱をどう解釈するかにおいて非常に重く受けとめられなければならないということでもあります。立法意思としましては、そこの交付については、補助金があるから、補助制度があるからという意味で使つてはなくて、補助制度があつて、それが現に交付された場合においていわゆる補助金額から控除できるという趣旨として立法されているという意思があるということをやまず申し上げさせていただきますというふうに思います。といいますのは、いろいろ国や県に補助制度があつたりなかつたりすることはあるんですが、それが本当に取れるかどうかについては、これはさまざまな努力や経緯や過程によって変わってくるということがあるから、そのように規定をさせ、あるいはそのように立法意思をあらわしたということでもあります。大体そう申し上げると、今の2点についての御質問についてのトータルな答えになつてるといふふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、総括でお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括いたします。

私の持論は今申し上げたとおりです。したがいまして、総括として、私はあえて総括させていただきますと、違法性の状態は変わっていない。つまり法令違反と、それから裁量権の濫用、逸脱は変わつてない、つ

まり違法性はあるんだよと、ただ行政処分といいます公定力がございます。単なるそれは違法性だけでも適用性の推定があるだけです。私は直ちに取り消し処分をして、補助金は返還をしてもらうべきだろうというのが私の意見であります。総括にかえます。

**議長（岡本 泰介君）**

5番目にお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）**

続きまして、5番目の質問をさせていただきます。

私も、何でこれを総務部長は岡野議員はこれほどこだわるのかなと思っていらっしゃるんだろうと思うんです、今のお顔を拝見しますとね。これはどういった問題かといいますと、見ていらっしゃる方が、要するに、学校があります、文化センターがあります、公民館があります、人口減少でもう使用料が減っていくと、こういった場合に将来的にどうやって限られた財源の中でやるかという問題なんです。

そこで、4点の質問をいたします。

現在の公共施設について、どんな作業をされているんだろうかということでございます。

2つ目は、当該計画の市道、橋梁などのインフラ整備の考え方はどういったものですかということでございます。

3つ目は、平成17年度から平成30年度までの公共施設とインフラ整備に係る普通建設事業費の決算額について、公共施設とインフラ整備についての決算額について、事業費の合計額、そして合計額に係る特定財源と一般財源の内訳でございます。

4つ目は、当該計画について市民への説明はいつどんな方法で行われるのか。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

それでは、公共施設等総合管理計画の御質問についてお答えをさせていただきます。

現在どのような作業を行っているかという御質問でございますが、昨年度から個別施設計画会議を随時開催いたしております、集会所設置条例の対象になっております施設等を中心に、それぞれの施設に出向くなどして、現在の状態、使用されている状況等を確認し、個別の調査表を作成しているというところでございます。

なお、御質問の総合管理計画につきましては、現在ある公共施設を現状のまま全て残し、更新した場合に要する費用を算出し、将来的に不足する資金を推計したものでございますが、最終的な目的は、施設の更新費用や維持管理に要する費用を削減することでありまして、個々の施設について、施設の長寿命化、廃止や統合などを検討し、それを実行に移すことであろうというふうに思っております。

このことにつきましては既に取り組んでおりまして、例を申しますと、多額の市費を投じておりましたクアガーデンを閉鎖、撤去し、その跡に現在あります大原保育園、大吉保育園を統合し、建設するよう進めておりますが、3カ所ございます施設が1カ所になることから、将来の負担額減につながるというものと考えます。

また、現在18カ所ある公民館につきましても、再編に向けて現在検討をされているところでございます。計画だけにとどまらず、既に行動に移しているというところでございます。

続きまして、平成17年度から平成30年度までの公共施設とインフラ整備に係る普通建設事業費の決算額ということでございますが、公共施設には、庁舎、学校、観光施設、住宅、ごみ処理場等がございます。ま



た、インフラでは、市道、農道、林道、公園、スクールバス、消防の緊急車両等がございますが、これらの平成17年度から30年度までの整備費用の合計は約413億5,300万円でございます。1年当たりいたしますと、平均29億5,300万円で、これをさらに人口を2万8,000人として割りますと、1人当たり10万5,000円ということになります。資料が29年度しかございません。この資料と比較しますと、全国平均が5万8,000円程度でございますので、人口1人当たりでは、全国平均の倍近い事業を行っているということになるかと思えます。

また、この合計額についての特定財源及び一般財源の内訳ということでございますが、特定財源が359億8,300万円で、1年平均25億7,000万円、そして一般財源が53億7,000万円で、1年平均3億8,300万円となっております。さらに、この一般財源を先ほどと同様に人口1人当たりいたしますと、1年で約1万4,000円、普通建設事業費のうち13%程度を一般財源で賄っているというふうなことになるかと思えます。

そして、市民への計画の説明ということでございますが、先ほど申しましたように現在、個別の調査票を作成中というところでございます。調査が大まかにでもまとまりましたら、まずは旧町村単位で開催をされるおります自治振興協議会等で説明をさせていただき、各区長さんからの御意見も賜りながら今後の計画に反映させていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

私のほうからは当該計画の市道、橋梁などのインフラの整備の考え方について答弁をさせていただきます。

道路や橋梁などのインフラは市民の日常生活や経済活動に欠かせないものであり、災害時の救援や復旧活動においても重要な基盤となる施設です。当該計画に基づきまして、維持管理における長寿命化を整備の基本指針として取り組んでおります。

市道につきましては、日常的なパトロールや地域住民からの情報提供を得て、損傷の早期発見、早期対応により適正な維持管理に努めております。例えば、道路のり面の老朽化の著しい箇所や落石のおそれのある要注意箇所などを定期的に巡視しながら対策を計画的に実施し、施設の長寿命化や安全対策を図っておるところであります。

橋梁やトンネル等につきましては、全国で道路橋梁は約70万橋、道路トンネルは約1万本が存在し、橋梁では約7割以上が市町村の管理となっております。これらの多くが今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加し、老朽化の進行による影響が顕在してくることが懸念されております。国土交通省では平成24年12月に中央自動車道笹子トンネルの事故を踏まえまして、平成25年をメンテナンス元年と位置づけ、インフラ長寿命化基本計画が策定され、国や地方公共団体等が一丸となり、インフラの戦略的な維持管理、更新等を推進する方針が出されました。これに基づきまして、平成26年度に道路法施行規則が施行されまして、全ての橋梁、トンネル等について5年に一度の点検が義務づけられ、平成30年度末で点検が一巡したところ です。

財源の面からは、これらの老朽化対策を推進するために橋梁等の点検や修繕に対して平成24年度に創設されました防災・安全交付金の重点配分など、財政支援も積極的に受けられるようになっております。

市においても、1回目の点検を平成26年より開始しまして、平成30年度末で816橋全ての点検が終了しております。

結果としましては、通行どめ等の緊急対策が必要な緊急措置段階の橋梁はありませんでしたが、早期措置を講ずべきものが30橋、率としまして3.7%ですが、そのうち50%が完了しております、また補修中という状況でございます。全国の市町村を集計した状況との比較では、全国の緊急措置分が0.1%、早期措置が9%となっており、美作市は全国に比べて問題の率は極めて低いと言えます。

市では引き続き、橋梁の長寿命化計画に基づき、重大な損傷や致命的な損傷に至る前に予備的な補修を行い、健全な状態で維持ができるよう橋梁の長寿命化を図ることで維持、更新コストの削減が図られるよう計画的に実施してまいります。

一方、道路改良につきましても、地域からの要望や、交通量、通学路、それから緊急車両が入れるか入れないとか、そういう道路を見まして、優先度によりまして順次改良事業を実施してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

私の通告の仕方が悪かったかなと思うんですが、まず事業費のところなんですけども、私が聞きたかったのは、公共施設とインフラを分けて全体の事業費が幾らかということと、その財源ごとの内訳だったんですが、もうこれ余り無理なこと言いません。もう後から教えていただければいいです。これなぜ質問したかという趣旨だけお話しします。これ、総務部長、つまり今でこそ最初の管理計画では326億円の不足額が出るんですが、更新費用が公共施設が707億円、インフラが826億円でね、それは17年から28年ぐらいまでの総事業費で、インフラに充当した後不足額がどれだけ出るかということだったんですが、これは、総務部長、絶えず検証しなきゃいけないということで、私はそれをただしたかったんですが、もうこれはよろしいです。

それで、質問なんですけど、市民の説明のところでも部長答えられましたが、施設の廃止、統廃合を検討するときに一番大事なことは何だと思われませんかということです、1点目の質問は。

それから、個別調査票というんで盛んに、個別カルテというんですがね、一回見せてもらいたいもんだと思うんですけど、何が書かれているんですかということです。どうもこれにこだわり過ぎじゃないかなという思いがありますので、その内容を教えていただきたい。

それから、建設部長には非常に丁寧な答弁をいただきました。8月19日の山陽新聞にこういうあれがあるんです。老いるインフラ、修繕のおくれに不安拭えずと、こういう大きな見出しがあるんですけども、ここにあることを1点、関連して質問いたしますと、長寿命化といえば人間と同様なんですけど、ふだんから健康管理に努めなきゃいけない、スクワットをしたりとか、いろいろせなきゃいけないんですが、道路についても予防保全が大事だと思いますが、現在専門性の知識のある技術職の職員の方は何人いられるのかということと、それで足りているのかと、足りなければ総務部長に言って増やしていただかなければ、残業は増えるしオーバーワークになります。これをまず教えていただきたいと。

それから、点検の効率化をするためには今A Iの時代と言われたりするんですが、816橋を全部見られたということなんですけど、例えばドローンなんかを使われてやられるというようなことは考えられないんですかということです。つまり人力ではなくてI TとかA Iの力をかりる方法というのはないんですかという、今どういう段階かという質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

この管理計画を進める上で一番大切なこととはということでございますけども、まず一番はその施設を利用されている方、あるいは近くの方の御意見を賜ることが一番であろうというふうに思っております。

また、カルテといいますか、調査票ですね、どのようなものかということでございますけども、今ちょっと手元に持っておるんですけども、その建物の建築された年度であるとか、それから大きさ、構造、そしてどういうふうな使われ方をしているか、例えば災害時の避難場所として指定をされているとか、そういうふうなことをチェックしたり、それから利用頻度ですけども、実際に中には現在使われていないような施設もございます。そういうふうなものを改めて洗い出しているということでございますので、御理解のほう賜りたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

岡野議員からは技術職の人数と、それから効率化、ドローンとかを利用したITとかをということでの御質問です。

職員数ちょっと私申しわけないんですが、現在正確な数値をちょっとお答えできませんで、後ほどでよろしいでしょうか。

〔4番岡野鉄舟君「部長から見られて足りているか足りないかと、それだけでよろしい」と呼ぶ〕

人数としましては、やはりかなり厳しい状態で、技術職の職員の応募もしておりますが、十分とは言い切れません。去年7月豪雨災害を受けましてかなり業務も膨らみまして、夜を徹して仕事をした職員も多数おりますので、そういうことからしてもなかなか人員的には余裕があるとは言いかねます。

それから、効率的な点検方法ということで、現在ドローンとかを利用するというようなことが技術開発等が進められておりますので、まだ具体的に市のほうではそういう機器を使ってはやっておりませんが、今後他市町村の動き等を見ながら、そういう効率的なことができるように進めていければというふうに考えておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、3回目です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、総務部長に1点、市長に1点を質問いたします。

まず、総務部長に質問いたしますが、作成中の個票がまとまれば自治振とかどっかで区長の説明をもらうと言われたんですが、借金の出世払いじゃないんで、いつごろやるとか、それはもう僕は必要じゃないかと思うん。それが1点と、ちょっと嫌みかもしれませんが、一つ僕のもう4回目です、この質問ね、部長、それほどこだわらなくていいです。どうでもいいとは言いませんけど、一番大事なのは、言いましたように個票、あれが、あれが言うてもなんですけど、どれだけの財源不足があるかということを知ってもらうということが、総務省が26年の通達で言ってることの一番大事なところなんで、そこで一つ提案なんですけど、もう今私が申し上げてるようにこだわらなくていいです。例えば文化センターで一回ちゃんとパワーポイントでこれだけのことがあるんだというようなことで、公募をされたらいいじゃないですか、おいでください、説明をしますと。その後、自治振とか個票がまとまった段階で各論の話をされたらいいと思うんですよ。総務部長、このお考えはどうですかということです。

最後に、市長に質問なんですが、いやしくも今部長が言われましたね。一番大事なのは利用者の意見、地

域の方の意見を聞くことが必要だと。そこで、質問なんです、部長はクアガーデンの例を出されましたけど、クアガーデンのあそこの廃止をするという条例を出し、そのときに地域の方の意見を聞かれてないでしょう。今総務部長はそういうふうには部下の方が答えられたんですけど、これでどういうふうの説明をなさいますか、クアガーデンの廃止をするということについて。それ2つの質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

両方私からお答えいたしますと、1点目の議論につきましては、議員としては財源不足ということ随分おっしゃっておられます。国もそういう論点をおっしゃっておられるんですけども、私どもといたしましては、公共施設の維持管理や建設等も含めて、今後5年間にわたって常に財政の総点検を実施する中で、当市が財源不足になるのならないかについて、なるだけ明確に具体の根拠を持って示し、それを公表させていただいておまして、財源不足はひとえに公共施設だけではなくて、例えば職員の数でございますとか、あるいは負債の額でありますとか、いろんなところから支出の必要性というのは生ずるわけありますので、やはり我々としてはトータルに市財政としてのレジリアンスといいますか、耐久性といいますか、あるいは安全性というか、それをしっかり検証して公表することが一番重要かというふう考えております。

それから、2点目の議論について、いろんな見方が多分あるだろうとは思っておるんですが、質問の論点のところちょっとはつきり理解ができないところがございます、どの部分を一番しっかり議論をして、もう一回ちょっとそこところを。

〔4番岡野鉄舟君「いや、要は総務部長は地域の方の意見を聞いて、やるのが一番大事だ」と呼ぶ〕

わかりました。クアガーデンの話でよろしいんですね。

〔4番岡野鉄舟君「それはそうです。聞いてないんじゃないかと僕言ってる」と呼ぶ〕

クアガーデンの話で申し上げますと、私どもなりに当然でございますけども、大原地域全般で毎年行政懇談会もしておりますし、そしてあるいは関係者として大原の観光振興協会などもありまして、そこの方々と意見交換をし、意見陳述を聞いた上で、例えば潰すことについては効率性から考えて、しょうがないんだけど、かわりに風呂を拡充してくれみたいな意見を頂戴しながら、それできてないといったらできてないんですが、今に至っております、当然のことでございますけども、意見を聞く場は少なくとも提供してあります。ただし、そのときに全部来たかと言われると、それは来るか来ないかについては市民の方々の御都合もあたりだと思っております、来てない方の意見を聞いたかという、それは来てない方の意見は聞いてないと言わざるを得ないというような状況であります。同じことは他の施設についても、当然規模が大きくなれば広く、規模が小さければ特定の方々に対して聞くことはございますし、また行政懇談会だけではなくて、特別の場を設定して御意見を頂戴することもあるというふうに申し上げておきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、総括でお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括いたします。

私なりに津山市の総合管理計画、真庭市の総合管理計画も何回も見ております。やはりよくやっておられます。地域の意見を聞きながらどうやっているかということには感心をしておるわけでございますが、当市

の場合余りに各論のところにこだわり過ぎております。やはり市民全体がこれだけ大変なんだという共有をまずはやることです。その後、地域の方々との話をしてやることが大事であろうと思っております。この質問についてはもうこれで最後にさせていただきたいと、前回も言って、こうなのですが、今後させないようにしていただきたいということで、この質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃ、12時が来ましたので、次の質問はわずか時間はないんですけど、回答の時間のこともありますので、ここで昼休憩にいたします。

1時から再開します。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を開きます。

ここで東内代表監査委員が出席されております。

それでは、岡野議員、6番目からお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

6番目で、ファイナルクエスチョンです。

美作市新市建設計画と効率的な行政運営について3点お聞きします。

1点目は、新市建設計画実現のための行財政改革大綱の内容はどうなっているか。

2つ目は、平成26年度以降の行政改革、職員力の強化の取り組み実績はどうか。

3つ目は、次期美作市新市建設計画の策定はどうなっているかでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

御質問の行財政改革大綱につきましては、合併当初の初年度の平成17年度末に平成21年度までの5年間を計画期間として策定をいたしております。当時行財政改革大綱を策定した背景には、地域の一体性の確保や市民の願いに応え得る財政構造の改善、また市民と行政のあり方など、新しい時代に対応した行財政運営のシステムを早急に構築しなければならないというものがございました。行政面におきましては、協働の視点に立ってまちづくりを進めること、財政面におきましては、地方交付税の合併算定がえ終了後を見据えた財政基盤の確立が大きな柱であったというふうに思っております。

また、26年度以降の職員力の強化ということでございますが、この取り組みにつきましては、定員管理上、5年間で14人、2.6%の職員の削減を図る一方、育、職、住の各分野に複合的に効果の高い施策を積極的に展開するため、組織、機構を再編し、適材適所の人員配置に努めているというところでございます。また、新しい行政ニーズに即応する意欲ある職員を育成するために、国の研修機関であります自治大学、市町村アカデミーを初め、岡山県市町村職員研修センター等が開催いたします研修に、経験年数や階層に応じて毎年延べ130人程度を参加させるとともに、職務遂行上の基礎研修として市独自の集合研修を複数回開催、実施し、毎年延べ500人程度が受講しているという状況でございます。

関係機関と連携をいたしました人材交流としては、国、岡山県からの職員派遣と、他方、総務省及び岡山県への職員派遣を行うことにより行政感覚や行政手法等を学び、新しい知識の習得と視野を広めることによ

る能力、資質の向上を図っているところでございます。人材育成に対します美作市の積極的な取り組みは、研修センターを所管いたします岡山県市町村振興協会からも高い評価をいただいております、この背景には市議会の活発な議論や充実した監査への対応、そして行政情報の積極的な公開等により、組織はもとより、職員一人一人が自己を向上させようとする意欲を持って主体的に取り組んでいる結果が、あらわれているものというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

それでは、質問の3の次期美作市新市建設計画の策定はどうするのかという御質問ですが、当市の新市建設計画につきましては、計画期間が平成17年度から令和元年度までの15年間となっております。平成30年4月に施行されました東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律によりまして、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことに伴いまして、令和2年度以降、合併特例債を活用するためには新市建設計画の計画期間等の変更が必要となっております。このために今年度中に当計画の変更を行う予定といたしております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

第1点は、この新市建設計画の37ページに、効率的な行財政運営ではこれを実現するために行財政改革大綱を策定となっておりますが、これを行政の効果をどういう形で検証されたかというのが1点目でございます。

それから2点目は、平成26年度以降の行財政改革委員会の開会実績とその内容でございます。

それから3点目は、本年度中に変更であるというふうに春名心得は言われたんですが、それではちょっと遅いと思います。来年度予算にかかりますので、早く予算審議までに提示をしていただく必要があると思いますが、いづれご提示をいただけるかということでございます。

4点目の質問は、副市長にいたします。副市長は行財政改革本部の副になっております。教育長と一緒になっているんですが、副市長が来られまして半年がたちました。各部からレクチャーを受けられて、もう自分の言葉で語るができるんじゃないかと思いますが、職員力の強化についてどんな展望を持っておられますかということです。

以上、答弁をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

岡野議員の職員力の強化についての御質問にお答えさせていただきます。

確かに4月に参りまして事業の概要を、またいろんな事業に関する課題とか、さまざまなレクチャーとか説明を受けておりますし、その対策、対応策について職員の方々からいろんな説明をいただいております。実際に実感として感じておりますのは、美作市の職員の方々というのは能力がすごい高いなというのを基本的に感じております。これから市の行政を担っていく立場として、その課題認識とか、取り組む姿勢という

ものは全体的なレベルとしてはすごい高い位置にあるというふうに元県職員として感じておるところです。これからまたさまざまな環境が変わってくるということも見込まれますので、そういった環境の変化にも柔軟に対応できるような形でいろんな研修なり経験を積んできていただいて、職員力の向上を市の組織としても図っていくべきと考えておりますし、職員の方々それぞれにもそういった意識を持って仕事に取り組んでいただきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、大綱による効果ということでございますけれども、26年以降の成果について御報告を申し上げます。

まず、定員管理のほうでございますけれども、26年から31年までですけれども、職員数につきまして14名の削減をいたしております。また、人件費につきましても同様に年々下がってきておりまして、26年から27年、27年から28年と順次減額とさせていただきます。そして、組織、機構の見直しをさせていただいております。平成26年4月では部が10部、それと課が35ございました。これが時代の必要性ということもございまして、現在は10の部と38の課を設置しているというところでございます。

〔4番岡野鉄舟君「行財政改革委員会の開催実績言われた」と呼ぶ〕

実績につきましては……

〔4番岡野鉄舟君「ほとんどしてない」と呼ぶ〕

大綱が17年から21年までの計画でございまして、それ以降はされているというのは認識しておりません。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

岡野議員質問の計画をいつごろ提示するのかという御質問ですが、今回の計画の変更につきましては、財政計画期間の延長も含むものではございますけれども、期間延長のみの変更でございまして、特段の変更はないということを御理解いただきまして、当初予算の編成に当たりましてもそれに支障のないよう今後策定業務を進めてまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問、ラストクエスチョンです。副市長にいたします。

御承知のようにゆでガエル現象とか井の中のカワズという言葉があります。我が家は私と妻と猫2匹の、まさにゆでガエル現象そのものなんです、副市長は外からの方です。井の中がよくわかるはずなんです、組織の中のよいところと悪いところはどいうふうに感じていらっしゃるんですか。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

3回目の質問にお答えします。

外から来てる人間として美作市役所の中のいいところと悪いところですね。

〔4番岡野鉄舟君「いいところと悪いところ」と呼ぶ〕

いいところから言いますと、今し方の答弁でもさせていただきましたが、職員の方々の能力の高さと、それから問題を認識し、それを処理する力というのは外から来た人間から見ても相当高いレベルにあるというふうに認識しております。ですので、これから先のさまざまな課題解決に向けて研修を続けながら、よりスキルを磨いていっていただきたいなど、これからの美作市を任せられるべき能力をお持ちの方々というのはたくさんいらっしゃるというふうな認識はしております。

悪いところですか。実は、自分は県の職員をしておりましたので、対住民の方々との距離が遠いというのがありました。こちらにお邪魔して、やはり基礎自治体という形になります市役所というのは、住民の方々との距離が近いというのは利点でもあり、裏返せば弱点にもなりかねない場所となります。そうしたことを適切に真面目に処理していこうとするが余り、事務の煩雑さに紛れてしまっているところがややあるのではないかと感じております。それは実際に基礎自治体に勤務したことがない人間のコメントですので、どちらの市町村においても同じような状況になるかもしれませんが、課題を解決していくのは当然必要なんですけど、全ての課題を一斉に整理はできない、処理はできないと思いますので、その辺の優劣感覚をもっと磨きながら、順位、優劣をきっちりつけながら処理していくという訓練を、ちょっと事務が多過ぎて大変かなとは思いますが、やっていただくことが必要なというふうには感じております。

以上です。よろしいですか。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「よくも悪くも言えない」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、総括。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括をいたします。

厳しい評価ですが、既にゆでガエル現象にはまっておられるんじゃないかなという感じがいたします。もっとアクティブ・ラーニングをしていただきたい。なぜかといいますと、遠慮し過ぎて。もっと悪いところあるはず。いいところがあるということは悪いところがあるんです。私はそう思います。

総括なんで、私はこれからの美作市をつくるのは市長ではないと思います。ここにいらっしゃる職員の方と平素働いている職員の方々であろうと思います。副市長は外から来られた人間なんで、職員の方々は声かけというか、手を差し伸べていただくことを待っていらっしゃると思う。そして、風通しのいい職場をつくっていくというのが、緩衝材になるというのが、副市長、あなたの役目ではないかと思っております。

もっと時間があればいろいろお聞きしたいんですが、一例を紹介いたします。真庭市の事例なんですが、9がつ4日の山陽新聞に出ております。人口減少対策で真庭市、全職員からアイデアを募る、11月選定、来年度事業化計画を目指す。当市では職員提案とかということも考えられると思うんですが、この記事を見て、この写真を見て、市長以下、職員の人たちとの風通しをやる中でこれからの真庭市をつくっていくという姿が見られます。残念ながら当市ではそれを見たことがないというのが私の感想であります。

以上で質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番2番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

なお、岩江正行議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

岩江議員、始めてください。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**



議長のご一般質問の許可をいただきましたので、令和元年9月議会の一般質問をさせていただきます。

今回は4項目にわたっての質問でございます。

一番初めには、災害に強いまちづくり、市民の安全・安心についてですね。

昨年の7月の西日本豪雨から1年が経過しました。安全・安心は市民の願い、災害のリスク危険を最小限度に抑える取り組みと昨年の被害の進捗状況について尋ねるでございます。

去年の西日本豪雨ではハザードマップで浸水のリスクが示されているにもかかわらず、地域でも住民の避難が難しく、大きな課題になりました。去年の西日本豪雨などの検証を行って、土砂災害や浸水想定地域、過去の災害から得られた教訓を最大限に生かす取り組みについてお尋ねいたします。広島は土石流災害が甚大な被害が出たわけですが、広島は災害が起きてから5年目、この土石流の関係というのは、この地域でも指定地域がたくさんございます。広島とよく似た地形もございますので、この辺についての取り組みについてもしっかりとお答えをお願いしたいと思います。

1番に、昨年の豪雨災害の進捗状況、農地災害復旧工事、復旧治山、土砂崩れ箇所、浸水被害、しゅんせつ工事の進捗率。

それから2番目、昨年の豪雨災害を検証し、災害のリスク危険を最小限度に抑える安全対策について、浸水被害地、排水ポンプ設置能力について、ことしもポンプは何台か買うとしようでございますけれども、こんだけの2台や3台で水害が出たときに十分市民の命と暮らしを守るために対応ができるんかできないのか、その辺のどこについての、時間50ミリの雨が降ったときについてはどのくらいな対応ができるんか、その細かい説明をお願いしたいと思います。ロとして、河川管理、洪水ときの通水断面の確認、堤防の耐震性の調査、これはアリこの穴ぐらいな穴があいて、それが大きな被害になるというようなことでございますので、その辺の堤防の耐震調査、それはどのような形の中でやられてきたんかということをお説明をお願いしたい。それから、ハとして、土石流、地すべり箇所の確認、荒廃砂防、急傾斜地崩壊対策工事、治山工事の必要な箇所、ダム、ため池の老朽化と安全確認、これはちょっとパネル持ってきとんやけども、これ今回の去年の7月の、これは大原から勝田へ抜けるところの西山、これ山の谷から出てきた、これ風倒木やいろんな形のもんが流れて、これまだこの道へあったやつだけは取り除いとんよ。けれども、これがどっと流れて出るとわけじゃな。これが下流側の橋に当たってあの川をせきとめたらどがいな被害になるかというようなことは、皆さん私が説明せんでもようわかっと思えます。それで、割合旧大原町というところは急傾斜とか砂防堰堤というのが割合岡山県の中でも先進地じゃないかと思うぐらいろいろと取り組んでおります。この砂防指定河川の赤見川、この上流にこういうふうな木が出たら、これダムだったら、土だけだったらこの上へ土が埋まったら、これ全部下流へ流れてしまうん。けれども、これ格子ダムといって、格子をしたら大きなパイプで。そしたらこれが全部ここでとまるというような、そういう考え方は、部長、あるんかないんか。こういう箇所が何か所あるんか。ここは大きな森林があるんよ、この上へ、山が。これ必要としたんでしょ。それと、今回の江ノ原のネスミのこの山の崩壊、これについてはもう砂防ダムは満タンになっとな。泥が流れてこなんだというのは、このネスミのどこにダムをしたん、砂防ダムを。それで、下流側にはたくさん人家があるんやけども、林道をちょっと埋めたぐらにおさまったというようなことでございますので、やっぱしこういうふうなことが非常に急傾斜含めて、このような取り組みが私は大事じゃないかと思うんですが、その辺のどこについての1回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

それでは、災害に強いまちづくり市民の安全・安心について、昨年の豪雨災害の進捗状況について、まず農地災害復旧工事の進捗から説明をさせていただきます。

農地、農林業施設災害につきましては、120カ所のうち、7月末で69カ所が完了しております、箇所による進捗率といたしましては57.5%となっており、収穫後着手するものもありますので、今年度中に完了を目指して頑張っておるところでございます。

続きまして、復旧治山、土砂崩れ箇所についてです。勝田地域、東谷地区ですが、において昨年豪雨時の際、宅地の裏山が崩壊しまして、住宅の間を土砂が流れたという事案がありました。岡山県と現地を確認してもらい、協議を行う中で、今年度県営治山事業に着手予定となっております。

また、その他の土砂流出があった箇所につきましても、下流に人家や公共施設がある2カ所、地区としましては金谷地区、川上地区であります。について岡山県と現地確認を行いまして、予防治山として事業化に向け要望を今行っているところではございます。

また、市が県の補助を受けて実施する林地災害復旧事業におきましても、治山堰堤にたまった土砂撤去について川上地区、猪臥地区の内示を受けておりますので、今年度から実施できることとなっております。

続きまして、浸水被害、しゅんせつ工事についてですが、県の管理する施設について、県からは平成30年7月豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧について、令和元年7月末現在、道路、河川及び砂防指定地の災害82カ所のうち、発注済みは75カ所、未発注は7カ所とのことです。発注済み75カ所のうち、46カ所は工事を完了しておるとのことで、河川のしゅんせつ工事は、平成30年7月豪雨を受け、27カ所で工事を完了し、現在9カ所を施工中とのことです。平成30年度から防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策予算を活用し、こうした取り組みをさらに進め、引き続き防災のための河川機能確保に向けて取り組んでまいりたいと伺っております。

市の河川につきましても、要望に基づき護岸修繕やしゅんせつ工事に取り組んでおるところでございます。

それから次に、昨年の豪雨災害を検証し、災害のリスク、危険を最小限に抑える安全対策についてということで、河川管理、洪水時の通水断面積の確認に関してですが……。

〔15番岩江正行君「ちょっと部長、もうちょっと大きい声できるかな」と呼ぶ〕

河川堤防につきましては、県から、県管理の河川堤防は年1回の堤防点検及び目視中心の巡視を定期的に行い、修繕が必要であれば、緊急度の高い箇所から対策を実施しているとのことです。また、断面積の確認については、河道内の土砂堆積や樹木の繁茂状況を現地確認し、河道内整備実施計画を策定することとしているところでございます。耐震調査につきましては、東南海・南海2連動地震での液状化危険度が極めて高い範囲を対象に耐震点検を実施しておるとのことですが、現地点で美作市内には該当する箇所はないと聞いております。

次に、土石流、地すべり箇所の確認、荒廃砂防、急傾斜地崩壊対策工事、予防治山工事の必要箇所についてです。土石流など、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生し、住民の生命、身体に危害が生じるおそれが認められる地域を土砂災害警戒区域、警戒区域のうち、さらに危険度が高いと認められる区域を土砂災害特別警戒区域として、これは県知事が指定を行います。

美作市の進捗状況ですが、土砂災害警戒区域の指定を終え、現在土砂災害特別警戒区域の指定に向けた砂防基礎調査が行われております。令和元年度には調査が完了し、その後、地元の説明等を行って、皆さんに

危険であることも知ってもらうということで説明会を行いまして、指定が完了する運びとなります。

次に、砂防施設についてですが、県によりますと、砂防台帳に基づき、年に2回の目視による点検を行っておるということで、特に要注意箇所については詳細な点検を行っているということでございます。

急傾斜地崩壊対策工事については、県事業として実施されておまして、市内では平成21年災で被害を受けました作東地域の田原地区での対策が完了し、現在は勝田地域の山元地区で対策工事が進められています。

治山関係では、山腹崩壊や土砂の流失、堰堤内の土砂の堆積等があった箇所について、県とも協議をし、現場も確認をしてもらいながら、採択要件に適合するかなど、対応できる事業の検討を行っておるところです。

次に、ダム、ため池の老朽化と安全確保についてですが、ダムの管理については、市内に現在4基のダムがあります。それぞれの管理規定に基づきまして管理や定期点検を行っております。また、ダム築造に当たって耐震性を考慮した設計基準となっておりまして、それに基づいて設計、施工が行われておりますが、地震発生時には震災対応マニュアルに基づいて直後の点検を行う体制を整えております。

次に、ため池については、6月に防災重点ため池の選定の基準の見直しがあり、157カ所が選定をされております。これら優先度が高いものからハザードマップの整備も進め、特に危険と思われるため池については、関係者と協議しながら、水位調整や事業化に向けての検討を進めていきたいと考えております。

〔15番岩江正行君「部長、土石流の指定地域は何カ所ぐらいある、指定地域。

土石流の危険指定地域は何カ所ぐらいあるんか。わからん」と呼ぶ〕

まず、土砂災害危険防止法の関係で言いますと、土石流は580カ所、そのうち特別警戒区域、現在指定しておりますのは48地区となっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

消防長。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、排水ポンプの設置と能力について御答弁させていただきます。

排水能力は毎分1.7立方メートル、最大揚程が24メートル、連続稼働時間はフルスロットルで2時間12分、重量は乾燥重量で71.4 kilogramsの可搬式排水ポンプでございます。吸水ホースを10メートルと長くすることにより運用者が用水路などに近づく必要を最小限にする仕様とし、本年9月中旬に10台が納入される予定となっております。

有事の際の配置場所につきましては、昨年の7月豪雨に伴う浸水箇所などを踏まえ、林野地区に2台、入田地区に2台、湯郷地区に2台、福本地区に4台の配備を考えています。また、追加購入も視野に入れ、対応を図りたいとも考えているところでございます。

具体的な設置場所は運用者の安全を考慮した上で現地確認を済ませております。なお、この排水ポンプの運用につきましては、消防団による活動というふうに考えております。

〔15番岩江正行君「時間雨量の50立米降ったら、どのぐらいの能力、これで処理できるんで。それを説明せにやいけん」と呼ぶ〕

詳しいデータが手元にございませんが、一つの例を答弁させていただきます。

本年8月、先般九州佐賀県の大町町でございました災害でございますが、当初の排水場ポンプ施設、これが毎秒7.3トン进行处理する能力を持っておりました。しかし、このような大きな災害を受けたということで、私どもの対応するポンプが全て対応できるかということ、それは難しい面があると思っております。た

だ、何も手をこまねくわけにもいきませんので、避難者の避難する時間を少しでも長くすると、そして浸水後の排水を少しでも短くするというのを考えまして、今回の導入に至っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

岩江議員からの質問2、イ、浸水被害、排水ポンプ設置、能力についての御質問に答弁させていただきます。危機管理室からは排水ポンプの設置タイミングについて答弁させていただきます。

まず、浸水被害地につきまして、過去の浸水被害地の把握ということで、21災等のデータをパソコン上の地図に落として、地域の把握を今しているところでございます。配置場所につきましては、消防本部が答弁のあったとおり林野地区、入田地区、湯郷地区、福本地区というような考えをしておりますが、追加配備により若干追加のところもあるかと思っております。配置場所へ設置のタイミングといたしましては、レベル3、避難準備・高齢者等避難の発令のタイミングということを考えて設置のほうをやっていきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕**

浸水被害地の対策についてでございますが、下水道事業における取り組みについて答弁いたします。

洪水浸水区域の取り組みにつきましては、昭和51年度に公共下水道事業で美作雨水排水処理区の認可を受けた湯郷、林野地区につきまして、過去に雨水排水整備を実施した経緯がございますが、昨年の集中豪雨の際は美作雨水排水区以外におきまして満足のいく内水排除ができない状況にありました。また、太陽光パネルの面積増加に伴い、樹木の伐採などにより保水能力がなくなるなど、内水排除の対策が高まっております。このような状況を踏まえ、新たに下水道事業によります雨水対策事業の採択を受けるため岡山県等へ向き、協議をしている状況でございます。

このたびの購入いたしました可搬式のポンプの能力等も加味しまして、浸水箇所を精査した上で、地域の実情に合わせ、経済的、迅速な対応が可能な整備手法について検討したいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

建設部長から土石流の危険指定地域、これが今言よる全部で580カ所あって、そこの中のまた48カ所が、地区がどのような状況なのか、それを昨年の7月7日の災害ではどのような状況だったのか、これが崩れたときにはどのような被害を想定しとんか、やっぱりそのくらいのことをちょっと説明してもらわんなら、みんながそこで安心してゆっくり仮眠できるというような状況じゃなかったら困るわけですから、その辺のとこの説明をしていただきたい。

それと、この前も県庁へ2日の日に行とったんじゃけども、県営パイロット事業、これが今もう解散してしまうとるわけ。じゃから、今市が管理しよんかな、管理の関係としては別として、市がペンキ塗るお金を1年に何ぼか出しよんでしょう。この前も地域の人と話しよったら、水がたまつとるときにはまだまうんじゃと、水を落としたら今度は上がさびてしまうんじゃと、さびてしまうと、今度はどがいにもまわんのじゃと。ほじゃから、県に行って話しよったの、おまえとこが県営パイロット事業でしたやつじゃから、あんたとこが、これについてのいい対策はないんですかと、できたらちょっと研究してくださいという言

うたら、県民局のほうとも話ちょっとしてみますというような話なんで、こういうようなことをやっぱり下流側にはたくさん家があるわけですから、ダムというのは災害のときに物すごく効果があるわけですから、梶並だけでも雨が降るぞ、水害が出るぞというて言うたら、事前にサイレン鳴らして水流しょうで放流しょうでしょう。しょうじゃろ。そのようにダムというのは災害を最小限度にとめるために大きな効果を生むわけですから、その辺のやっぱ一番大事なところ、羽子板を上げたり、蜂の子から水出すような、それが水の中へ入らいでもできるような、災害時ですから、この危険なところに行ってもらわなければならない、それが安全な場所でもできるような方法をひとつ考えていただきたいという話、質問でございます。

それから、危機管理監はずっとこの前から言よんじゃけども、カメラのことについてあ一つも言わんな、カメラのことについてあ。どがいなつとんかな、いまだにまだ映らんところがたくさんあると言よるが、あんたらのすぐしますというのは、いつがすぐなんかどがなんかよう知らんけども、その辺のところにしてもしていただきたい。

それと、ポンプ、ポンプと言よるけど、土方が工事するときに、この前あっこで一斉にして、土方の床掘りしたやつ水揚げるぐらいのポンプじゃ、あれ。時間の1時間に50ミリの雨が降ったら、どういうふうな想定をしているんか、消防長。あんたが九州のほうのせえでも、ここはもう再々降つとるわけじゃから、50ミリぐらい。そこの入田のほうはどがいなつとんか。それから、今そこの旧消防署のあった辺がどのような状況になるんか。そこの湯郷はどがな状況だったんか。あんた言よんのは今回三倉田は全然入つとらん。三倉田逆流して、あそこの（聴取不能）の辺のとこまで水が逆流するん。これらについてあ全然、あっこは同和地区じゃけんせんでもええというてほつとんかどがな知らんけども。そのようにやっぱあんたが仕事しとらんという証拠が出てくるんじゃ、一言一言に。

それと、内水排除についてあもうこれは部長、限られとるわな、流すのに。それと、萬代議員が言よんじゃけど、あそこのとこでポンプで流すのにあの長いじょうをホースが行くか、何か設置せにやいけんか。そのようなことについても全然言われん。萬代議員とこの辺が浸かって、あっこからポンプ揚げてじゃね、どこへ流すんな、ほれで。下山建設のあっこへ倉庫がある。あの下の辺まで水を流そうと思うたら何が必要なのか。市民の安全・安心を考えるんだったら、ここで補正で特別にあそこの辺のところにこのくらいなパイプでもずっと入れるとかというようなもんが必要でしようがな。あんたら言葉だけで人を愚弄するからね、ええことにならへん。その辺のとももあるし。

それと、部長、真野部長のときにも言うたんじゃけども、勝田の人がきょうも傍聴来られとん。この人と一緒にあそこ行つたら、あそこの杉原と矢田の間の山、これが動きようというて言うんじゃな、1年に。これらについても地元の人が言よるわけですから、この危険な箇所というのをピアノ線を張って、山が動き出したぞというたら、はい、避難しなさいよというような、これ大原のときにあったんよ。429号線の笹岡の手前のとこで山が動いた。山がほんまに動くんじゃから、どおつと。それはなぜかというたら、地下水の関係によって動いとる。これ早く言うて処置をしたんじゃけども、今とまっとりますけども。そういうような対策は大事じゃないかと思うわけでございます。それらについての今後どうしようと思つとんか。もう言うてもなんじゃから、しとらんのじゃから、あんたらは。危険箇所についても、これとこれとこうなんじゃと、今こらについてあ、今言よる土石流のこの上じゃがな、一番こらへ書いとる。こらの災害がここをほんならこの間広島へ降つたような雨が、バケツをばさつと移したような雨が降つたときにはこの地域にどのくらいな被害が想定できるんか、それはどこへ避難するんか、そないなことは一応私らが言わいでも、あんたら専門でそこで給料もらよるわけじゃから、やっていただきたい。

答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

まず最初に、土石流危険箇所の対策についてということのお尋ねです。先ほど説明いたしました土砂災害防止法のこの土砂災害警戒区域とか、特別警戒区域というのは、これに指定されたからすぐハード事業ができるというものではなくて、まずはそういう危険地がありますよということで、地元の方に知っていただくためのソフト事業ということで、これらがハザードマップ等に掲載されていくというものです。とはいっても、危険であるということは明らかというんですか、結果出とるわけですから、それらについて地元からの情報をいただくなりしながら、住民の安全が図れるような対応がとれればと思ひ、情報をいただいて、それらをまた県のほうにも伝えながら、事業化が図れるのかどうかというあたりも検討していかせてもらえればと思ひます。ハード事業による防災・減災効果は大きいのですが、全ての対策をするには膨大な時間と経費を要するというので、優先度の高いところから対策を図っていくというようなことで、ハードと、それから先ほど言われましたように危険箇所を住民に知ってもらって、避難体制を整えるとかというようなソフト事業とあわせて、お互い補完をしながら対応していければというふうに考えております。

それから、ダムの関係ですけども、昨年の7月豪雨で四国のほうでもダムの管理の関係で大変大きな被害が発生しとるところです。建設部におきましても、久賀ダム等の管理もしておりますので、台風とか放水の前には事前に放流をして水位を下げるといことで下流域に豪雨があっても影響が極力及ばないようにというふうに取り組んでいるところであります。

それから、ため池等につきましても、ため池の管理者は受益者ということになるんですけども、情報を提供の中で事前に水位を下げてもらおうとか、そういう取り組みをしていただけたらというように思ひます。

それから、杉原と矢田の地すべり地区ということなんですが、これについてもまた地区のほうから現場等を案内していただきまして、状況を確認し、どういう対策をとっていけばいいとか、どういうふうにするか、県等とも含めまして住民の方の安全・安心が少しでも向上するような取り組みを行っていければと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

50ミリ雨量に対する対応なんでございますが、この総雨量を考えたときに昨年の7月豪雨のことを考えていきますと、一日に総雨量がどれくらいあったのかということをもう一度私どものほうで精査しなければいけないと思っております。先ほども答弁で申しましたが、今回導入をいたしますこの可搬式排水ポンプにつきましては、排水能力が1分間に1.7トンということでございますので、必ずしもこの排水ポンプで対応できるかという、それは難しい面があるというふうに思っております。有事の際の対応といたしましては、まず大規模災害が起きたときには国土交通省の災害派遣チーム、TEC-FORCEなどの排水ポンプを応援に来ていただくということも考えております。

それと、納入台数でございますが、今追加購入を考えておりますので、配備箇所につきましても増やしていこうと思っております。

それと、排水ポンプを設置して、排水するに当たって、どうしても道路横断とかいろいろとなってきます。そのこともしっかりと考えて対応していきたいというふうに考えております。

〔15番岩江正行君「英田の関係はどがんとん。言わないけまあ」と呼ぶ〕

英田については非常に難しいことがございまして、この前も用水路の流れの確認もいたしました。大変難しいというふうに思っておりますので、今後しっかりと研究して対応してきたいと思います。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「ポンプ役かけへんがな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員の質問、カメラの件でございます。ぜひとも来年度予算にはカメラの更新を考えていけるよう頑張っていきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長、あんた言よんのおかしいよ。川上ダムの事前に水を落とすとってくれえというて。事前に落とすんだったら、避難すつと逃げれる、最近の災害というのはゲリラ豪雨で予期せんとばさつと来るわけよ。そうでしょう、予期せんと。もうそがんなったらあんたらが行って管理しときゃ……。危険なから言よんでしょ。管理してくれようの人が危険なから安全な方法考えちゃってください。さびてまわんなら、下流も被害が出るし、言うことと。それから、これを出したというのはほかじゃあないんで、これダムの上流なんよ、川上ダムの上流。あんたに言わせたらこの間この下に1つか2つか砂防ダムがあると言うた。そしたら世話ないんじゃ。世話ないことはない、そこの砂防ダムも満タンになってしもうとる。けども、この木が、この写真を撮ったというのは、この立木がダムの中へ流れてしもうて、何聞いてくれよったんか知らんけど、時間がもうすぐたつんじゃ、あんたらと話しようたら。下流側の橋にでもかかって、人家があるところの橋にかかったら、橋はめげるし、水せえでしもうたら、そこら辺のこの甚大な被害が起きたらいけんから、こういうやつをした。これは格子ダムというて、木をとめるダムなんじゃと、こういう方法もあるんじゃからというて、そういうのも検討して行政がやってもらわにゃ困りますよということを言ようるわけじゃから。そうでしょう。

それから、あんた、危機管理監、ようおまえ市長と相談せんなら、岩江が言ようるけん、わしはまた予算つけんというて言うやらわからんので。な、市長。

〔市長萩原誠司君「そがんことない」と呼ぶ〕

そがんことないことない、あるん。ほじゃから、来年にはつけますというて、あんた軽う言うて、はやもうここで何遍聞いとるやらわからん。そういうことなんで。その辺のどこについてももう市民の安全・安心を一番に考えた行政をやっていたきたい。

それと、今言ようる英田のやつ、英田のやつよう考えんなら、あんた新見のこの間何ぼ降ったと思うとんな。知らへんのじゃろう、消防長じゃけん。テレビ見ようらんのじゃろ。100の上降つとんじゃ。100ミリの雨が降たらどがいなるんな、そこらはほれで。このポンプでそれができんなら、あんたらの防災会議の中で、防災会議やこつくとらんのか、あるんかないんか、ここが。防災会議の中で、建設部長、ここは通水断面十分とってできるような対策講じてもらわんなら、うちのポンプ買うてもうちは機能せんということをやわにゃいけんのじゃろうがな。防水の関係についての防水計画についてのおんた方が考え方が全然頭へないから、場当たり行政の答弁ばいするんじゃ、そうじゃろう。答弁。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

まず、ため池の管理の関係です。川上ダムの件につきましては、6月議会のときにも岩江議員のほうから質問がありまして、設備の調子がよくないということであったんで、地元の管理者のほうへも声かけをさせてもらって、水が要らなくなってから一度点検をしようかというようなことで話をさせていただいております。

〔15番岩江正行君「何をするんな、しょうしょうかというて何をするん」と呼ぶ〕

施設のふぐあいがあるので、そこを点検をして、ふぐあいがあれば修繕に向けて代表者の池の関係者の方と協議をしてどういうふうな対応をとるかということのをさせていただきたい。

それから、川上ダムの上流部に崩壊地があって倒木があるということで、砂防ダムのスリット型といいますか、拮抗部のあるパイプ式といいますか、そういうダムが有効ではないかということでお話をいただいております。事業化には採択要件や優先度の関係で実施が難しい場合や、事業化に時間が要する場合もあります。しかし、下流域に影響が及ばないような対策は図っていかねばならないと思いますので、今後現場のほうも県とも確認をしながら、また山林保全の対応も必要かと思っておりますので、あわせて考えていきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

ポンプ、その他機材の関係でお答えしますが、まずポンプにつきましては、答弁がどこまで正確に御理解いただいたか別として、基本的に越流、つまり河川が堤防を越えて流れてきたものに対応する力はないんですけれども、内水、つまりその辺にたまる水、あるいは場合によっては林野地区あるんですが、河川の水位が上がって石垣の下通ったりして上がってくるやつがありますね、ああいうものに対して非常に有効だということになります。我々としては例えば湯郷で話をしますと、湯郷地域にございます農業用水は洪水時においてはまず取水をやめていただくということに当然なります。したがって、あの地域の内水を対象とするとしたときに一番どこでその排水をしたらいいのかということも含めて実地訓練をしてくださいと。そのときに実地訓練のときにはじゃあどこへ出すんな、基本的には大川ちゅうか吉野川に排水をするわけでありまして、そのときにどこの場所でもそうですが、大小の道路横断が大体必要になってきます。大小の道路横断が必要になる。湯郷の場合で言いますと、上が堤防道路なものですから、そんなに通行量が多くないんで、排水部における管の保全、ないし若干の通行制限をかければ済むのかなと、こういうような想定で今やっているんですが、いずれにしてもそういうことも含めてそれぞれの地域において、例えば浸水時にどこに設置したら一番いいんだと、どこへ出すのが当たり前なんだと、そのときの防護措置はどうするんだってことが訓練の内容として必要だということは指示をしております。

英田につきましては、浸水をする地域と、それから川の間には国道374が通ってるものですから、これをどうするかと、道路をやめるわけにもいかないのものであるので、どういう保護措置をとった方がいいのかとか、あるいは川へ流すときにそのポンプの吐出口を川まで持っていきのいいのか、あるいは堤防のところから川へ向けて傾斜つけてそこへ流したらいいのかとか、いろんな方法があるんですけども、その取水場所大体限定されてきますんで、その取水場所との関係でどうやって道路横断するかについて検討しろというのが今の宿題になっていて、それは現地のことをよく御理解の方々も含めて妙案というか、どうカバーするかという案を出していただくことになろうかというふうに思ってます。



また、危機管理監のところですかね、カメラ等につきまして別に予算をこれを買うてくれという話が地元から出れば、絞るつもりはございませんので、御安心を賜りたいというふうに思っております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「消防長、どがなんな、もうないんか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

排水ポンプにつきましての今後の対応でございますが、先ほど岩江議員からも御指摘受けましたことをしっかりと受けとめて、建設部等とも相談しながらより効率的な設置ができる方向をしっかりと研究してまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、総括。

15番（岩江 正行君）

総括。

とりあえず、消防長、防災会議の中で十分全体の中で議論してやってもらわにやあ困る。あんたの場当たりだけやりようたら命が何ぼあっても足りやあせん。

それと、この前は6月のときには古町の関係やこうでも堤防にひびが入るとるやつな、草が生えて、クラックいっとる、ずっと。あれやこでもパネルで説明したんじゃけども、それらについちゃあ全然きょう説明ない。どがなん、あえて言わなんだん。へえから、そこの下のところは穴になつとん。あそこの穴になつとるとこに水がたまるん。そこらについても全然ポンプを設置するような話は聞いとらん。あんたらが横着などいうことがもうはつきり証明しとる。そういうこつてこの項は終わります。

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員、2項目めからお願いします。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

これは交通安全対策基本法という法の中で美作市における交通安全計画、それから格差社会を是正、暮らしを再生についての質問でございます。

最近高齢者ドライバーの重大な事故が多発し、社会問題化されてる中、高齢や健康上の理由により免許返納の自主的返納する人が増えてきました。一方で日常生活における自由な物資を得ることもままならない社会、買い物難民、病院の通院と交通難民、車の運転が欠かせない地域が多く、移動によってのしかかる市民の負担、将来に希望の持てない社会、先が見えずあすに不安を抱えて生きなければならんような吹きだまりのような停滞した行政になっておりませんかということで、市長の言う市政刷新、法令遵守のこれが看板倒れにならないような形の中で、取り組みについてのお尋ねでございます。

1番として質問の趣旨は、誰もが自由に町に出て人と会ったり食事をしたり買い物を楽しむことは本当に当たり前のことです。でも、障がいのある人やお年寄りが町へ出かけていくことはとても大変でございます。

す。いかがでしょうか。認知診断、視力や判断能力が低下し、免許証返納者、車に乗れない高齢者や通院、通学生の利便性を高める弱者救済の地方では死活問題、生活ができないおそれ、交通弱者とも言われる人たちの対応は万全か、お尋ねいたします。それから、公共料金の設定、格差社会の是正の取り扱いですが、これは市内における公共交通の格差が非常にあるのではないかということは、もうこれで3回目ぐらいかな、デマンドタクシー、バスの関係で4回ぐらい質問したかな、これについても地域によって非常に格差があるということでお尋ねしたい。

それから、道路安全施設の整備、人優先の安全・安心な歩行者空間、交通事故が多発しやすい危険な箇所と整備状況について、どのような計画を立てて、どのような整備をしようとしているのか、障がい者、高齢者に配慮したバリアフリーの整備、ロ、歩行者に安全な通学道、自転車道、危険な交差点の進捗状況についてお尋ねするわけでございます。

この8月20日の新聞に、これ何新聞だったかな、朝日だったんじゃないかと思うんじゃないけど、園児が歩く道、安全協会ということで、検察庁のほうの方針を出しとる。大津市でのこれが問題、これ検察庁が来年度当初予算の概算要求に20億200万円余を盛り込んどると。ほれで、今言ようる危険な箇所の調査を早うこの9月までに結果をまとめとる。ほれで、美作市はどのような取り組みをしているのか、国土交通省も前向きに対応すると言うて言うとりらしいですが、市町村の道路管理者と協力し、施設周辺の道路について危険な箇所についての、この問題の取り組みについてのお尋ねでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

私のほうから、公共交通について答弁させていただきます。

まず、イの認知症診断、視力や判断能力が低下して免許証返納者、車に乗れない高齢者や通院、通学生の利便性を高める弱者救済の社会の地方で死活問題、生活ができない、交通弱者と言われる人たちの対応は万全かということでございます。

皆さん御存じのとおりことし4月に高齢者ドライバーによる運転する乗用車が暴走しまして、母子2人が亡くなりまして、その事故を受けて、高齢者ドライバーによる事故が増えるということで、免許証の返納の機運が高まっております。しかしながら、都市部では電車やバスといった民間事業者による公共交通が充実していると思います。免許を返納したとしても不便を感じない状況が見られることも確かでございます。山間部では民間バス事業者などは不採算路線、この路線については撤退して行って、地域の交通を守るためその路線を自治体が代替運送するというところでさまざまな対策をとっているところでございます。

美作市においても、地域内を循環する市営バスを初めとする公共交通を維持しながら、交通弱者対策を行っているところでございます。平成29年度から新たな交通弱者対策として、タクシー利用補助の実証実験を行っております。議員御指摘のとおり過疎地域における交通弱者対策は都市部に比べ重要課題の一つだと思っております。タクシー利用補助の実証実験の結果を検証材料としながら、美作市の交通弱者施策について利用者負担と財政負担の双方の視点から、より継続性のある交通弱者対策について検討をしてみたいと思っております。これは来年度から実施をしたいということで詳細について詰めていきたいと思っております。

続きまして、公共料金設定、格差是正差別扱いの禁止についてでございますが、公共料金設定でございますが、市営バスの使用料につきましては、美作市営バスの有償運送に関する条例の第8条で、特別の事由があると認めるときは使用料を減免できるということになっております。具体的には、身体障害者手帳の交付

を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、おかやま愛カードの交付を受けている方、美作市シルバーカードの交付を受けている方などにつきましては使用料が半額となっております。

また、主に津山へ通勤、通学に使われる勝田バス、英田バスでは距離制の運賃をしておりますが、対象者の方につきましては半額としております。また、通学定期や普通定期乗車券の購入時にも割引を行っている状況でございます。

その他、大原、東粟倉、美作地域の循環線につきましては、地域内一律の200円の定額運賃としております。先ほど申し上げた減免対象者につきましては、半額の100円で乗車可能としております。

今後とも利用状況や利用者の御意見をいただきながら、総合的に勘案し、利便性の向上を図りながら、目的に応じた公共交通について取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[15番岩江正行君「デマンドタクシー説明せなんだろ、デマンドタクシー。」と呼ぶ]

土居の分。

[15番岩江正行君「あんたそこじゃがな、デマンドタクシーは」と呼ぶ]

デマンドタクシーにつきましては、英田地域について新しくデマンドタクシー方式に変更いたしました。昨年まで英田地域では循環バスを運行しておりましたが、そのバスについて利用者数が非常に少ないと、1人当たりの単価が非常に高額であったということで、利便性の確保を図るために、電話予約が要りますが、自宅まで迎えに行き目的地まで行くというような形で利便性を高めた公共交通を英田地域の民間事業者が担っていただいているのがデマンドタクシーでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

保健福祉部のほうから①番のイのほうの交通弱者と言われる人たちの対応は万全かとのこの問いにお答えをさせていただきたいと思っております。

障がい児・者の外出支援につきましては、外出の際に支援を要する障がい児・者に対しまして、障がい福祉サービスとしてヘルパー派遣を行い、利用者の負担軽減と安全を確保する移動支援事業、行動援護事業、同行援護事業がございまして、また、移手段としては、福祉有償運送や介護タクシー等の利用が可能となっております。

移動支援事業等のサービスにつきましては、計画相談事業所から必要な利用者に対しましては、サービスの内容を十分に説明していただき、利用の促進を図っております。また、福祉有償運送につきましては、事業者である社会福祉協議会とともに、利用の促進や、乗り合い制度の活用による利用しやすい料金体系等の運用の調査研究を現在しているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

公共料金設定、格差の是正についてということで、主に水道料金の格差是正について答弁させていただきます。

市民の暮らしの根幹を支える上下水道の使用料金は、継続して安定的に供給していく上で必要な運営費の対価として市民の皆様から徴収しているもので、できるだけ低廉かつ公平でなければならないものでありま

す。町村合併時の協定におきましては、上下水道使用料は新市において適正な使用料のあり方について検討し、合併後5年以内に料金を統一するとされておりました。また、高齢化が進むにつれまして、離職等によりまして低所得者世帯が増加することが予想される中、合併後平成18年にはひとり世帯など、使用水量の少ない世帯に対しまして高負担を求めないよう基本水量の見直しとともに、基本料金の改定も行い、また平成28年には上水道地域と簡易水道地域におきましてそれぞれの地域の格差をなくす料金改定を図りましたが、いまだ上水道料金と簡易水道料金に格差が生じている状態であります。

水道料金の算定方法は、総括原価方式によるものとされておりまして、今後は簡易水道特別会計を地方公営企業会計に移行し、上水道事業とともに総括原価の内訳を明確にし、経営内容の分析を行い、将来的な費用も考慮し、適正な価格でまずは料金の統一をできるだけ早い段階で行い、格差の是正を図りたいと考えております。

また、下水道使用料につきましては、使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、国に対しましても、公共下水道等の建設及び維持管理につきまして、地方に対し手厚い財政支援をしていただくよう要望してまいりたいと考えております。

また、経済情勢の推移や市民生活への影響にも配慮しながら、適正かつ公平な負担となるよう努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

それでは、道路交通安全施設整備、人優先の安全・安心な歩行者空間、交通事故が多発しやすい危険な箇所と整備状況について答弁をさせていただきます。

最初に、障がい者、高齢者に配慮したバリアフリー化の整備に関しまして、バリアフリー化は平成18年に国土交通省からバリアフリー法が施行されたのを受け、障がい者、高齢者はもちろん、歩行者の誰もが安全かつ円滑に移動できるようにと歩道空間のユニバーサルデザインの推進が図られており、県や市においても近年の歩道整備は段差をつけないフラット形式で整備を進めております。

続きまして、歩行者に安全な通学道、自転車道、危険な交差点の進捗状況についてです。

歩道整備の状況ですが、現在道路改良にあわせまして実施されるものを含め、国・県道で6路線、10カ所、市道で2路線、2カ所で歩道整備が進められております。

また、危険な交差点については、新聞、テレビ等で報道されました大津市での信号待ちをしていた園児が巻き込まれた痛ましい事故が記憶に新しいところですが、この事故を受け、学校、PTA、地域から、通学路の交差点へガードパイプ、ガード支柱等の安全施設設備の要望書が提出され、県では広報、注意喚起標識、路面ペイント等、有効な方法の検討がされております。

また、通学路や危険な交差点等の安全対策については、県から平成27年2月に作成された美作市通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の対策を行うとともに、交差点における園児の事故を受け、現在通学路内の交差点や、未就学児の移動経路の合同安全点検を関係機関と実施しているところであり、今後この点検結果をもとに実効性のある対策について検討してまいりたいと聞いております。市からも早期に対策が図られるよう県、市、関係部署と連携をとりまして取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員、漏れがありますかね。

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

通学路の安全につきましてお答えいたします。

まず、先ほど建設部長が答弁されましたように美作市においては通学路の点検の実施、そして安全な通学路の確保に向け、通学路の交通安全プログラムを実施し、関係機関による協議をしております。

また、それぞれの学校においては、PTAで通学路の点検を毎年実施しております。そして、この実施結果を教育委員会に御報告いただき、教育委員会からそれぞれの関係機関に要望をしているところでございます。しかしながら、緊急性の高い事案、例えば江見小学校区で不審者が出るというようなことがございましたが、そうした場合には警察とも協力をして緊急の現場確認等をいたしております。

また、議員が最初に触れられました保育園でございますが、大津での事故を受けまして、もう早急に散歩ですね、園児の散歩の経路の見直しであったり、あるいは見学に行く場合も近距離であってもスクールバスを利用しての移動などを検討し、安全確保に努めているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ありますか。

〔15番岩江正行君「交通安全の関係どこが担当しとん。総務じゃねんか。交通安全、総務課は関係ないんか、市民部か。市民部がやとんか」と呼ぶ〕

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

これ交通安全基本法、安全対策基本法ということをごへわし一番書いとんじゃけども、これは1970年に施行されとるわけじゃな。推進を図り、目的を、1970年じゃ。それで、交通安全計画を策定するなど、必要な体制を確立し、交通安全に関する施策の基本を定めやいけんと書いとんじゃけども、これはどこが中心になって窓口になってしとん、これしとらん。交通安全対策基本法の中にどがにうたわれとんなら、ちょっとそれを教えてくれ、市民部長。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

2回目の質問でございます。

交通安全対策基本法についてでございますが、先ほど岩江議員が言われたとおり1970年、昭和45年に法律第110号で制定されております。これについては国の指定行政機関として長期計画として交通安全基本法、都道府県についても交通安全基本計画を立てると、市町村については努力義務ということで上がっております。今現在美作市では計画の策定はできておりません。その中で細かくいきますと、道路交通安全であるとか、道路交通の講習会、それから鉄道とかの計画であったり、踏切であったりということで、全般的なものが国、県のほうで計画をされてる状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

ちょっとな、まとめとらんちゅうような策定が全然策定しとらんというのは、1970年に法が制定されて、交通安全に対する、これ使用者、運転者、歩行者、住民の交通に安全・安心に対する責務、これいまだたつてこれ交通安全に対する一つの安全対策がまとまっとらんというような、こがいなばかな話はないぞ。ようそがんこと、おめえ市民部長、あんた窓口じゃとて言えたんじゃな、ほいで。とんでもない話じゃが

な。

それと、東栗倉の人が免許証返納したん。そしたら、やっぱし家ばいおったら頭がおかしゅうなると言うんじやな。出てくるのにタクシー、やっぱし時間がうまいことかみ合わんのじゃ、バスだけでは。そしたら、あっこへ出てくるのに半分補助金してもろうて1,000円要るん。300円のコーヒー飲むのに1,000円払わにやいけん。往復しようたら2,000円の上かかる。それから、あるうちの近所の人が免許証返納した、5月1日に切れとん。ほれで、夕方になってからわしんとこへ相談に来た。うちの家内に相談、話があるんかと思て家内が話しようった。お父さん、どこがいつでも言ようことがようわからんのんじゃ、私聞きようたんじやが、頭が私おかしゅうなつたんじやというて言うけん、それはおかしゅうなつたんじやろう。来られて、免許証が切れとるのに乗ってこられとるわけじゃ。ナンバーないんじゃ、単車のナンバーが。どがいしたんな、これはもうそういうふうな民生委員の人が行って、単車も何も、これ単車やこうももう売ってしもうたらええがなというやつ、それを今言ようこれがなかったらいけんというてまたとりに行ったりして、どえらいよう世話してもろうとつたんじやけども、それへ乗ってきて、ほれで免許証見せてみなさいというてわし言うたんじや。免許証あっこへ積んどんじやというて、どこへ積んどんというたら、うちの事務所の前のおのり道のところへ単車とめとつた、ここあるんじやというて。見たら免許証の真ん中、判ぼんと押しとんじや。これは使えんがな、5月1日に切れとるがなというような話じゃ。やっぱしもう長い間それが生活の一つの支えとして、それに乗ってカラオケや買い物に行きよつたわけじゃ。それがそこで一遍に免許証返納ということで寸断されてしもうたんじや。ほれで、やっぱし年金生活者じゃから、一月に、二月に7万円ほどもろうたところで、それはいわゆるバスやタクシーじゃというたらこれ大変なことになる。ほれで、家ばいおったら、やっぱし痴呆が進むらしい、痴呆が。ほじゃから、何かええ方法で考えて、市民部長は英田のデマンドタクシーだけ言うてじゃね、勝田のデマンドタクシーは安藤議員が質問したときには200円じゃと言うたやつ、こいつについちゃあ言わんのじゃ。あんたとこの地区だけ200円でしちゃって、大原やこうは中谷から大原のほう出てくるのに1,000円何ぼ払うて、こういうふうなことが差別行政じゃと言うんじや、はっきり言うて。同じように税金払うて。そこへ座つとんだつたらきちつと説明しんさいよ。英田についてはこれこれじゃと、大原についてはこうなんじやと、それから英田の出よつた角南というんか、今館長になつとる。あの子のそこでも再々わし言うたん。ほつたら、デマンドバスの関係質問したんじや。ほしたら、今調査研究しょうりますというて言うたんじや。大聖寺、宮原の関係、ここらも研究しようるというて、いまだたつて研究しょうるやつが、行政が継続じゃと思とんじやけども、いまだたつてこのことについては何もあんたら言わん。この前大原のほうは市営バスが通る、笹岡通つてずっと、じゃけど野形というところには何にもないんじや、バスも何にもないんじや。大阪から帰られた人がたまたま下町へ行たらしい。ほつたら、やっぱし歩いて出るんで、あの山道越えて歩いて出よつたらちょうどバスが行き過ぎた後だつたらしい、コメリのところで乗りに出たらしいんじやけども。そしたら、あと来るというて言うたらはやもう何時間もかかる。やっぱしそんだけに今言よう、ほれで普通走りようるというのは、それが今言ようたくさん満員になって走りようるバスじゃねえ、それはいつも空バスで走りようるわけじゃから。やっぱしこういうなものを一番に見直して、英田の関係があんた今話聞いたら、利用者が少ないからこういうふうなものにしたんじやというて言うんだつたら、こなんなとこももう一つ考えていったらええんじやねんか。英田についちゃあそんな利便性を言うて、大原じゃとか、ほんなら作東のほうについちゃあ利便性も何にもない。それこそ大きな萩原差別行政をむき出ししたような話じゃ。

〔市長萩原誠司君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

そうじゃがな。

〔市長萩原誠司君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

何がそうじゃがな、それが。

〔市長萩原誠司君「おかしいがな」と呼ぶ〕

おかしいのはあんたがしとるこっちゃがな。あんたがしとることを言ようるわけじゃから。何もわしが市長でわしが判押して決裁しとんじゃないんじゃ。あんたが決裁しとる話じゃがな。何言よんな、ほれで。そういうこっちゃ。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いろいろおっしゃるんですけども、この議会の初日おられましたか。この議会の初日はおられましたか、行政報告のときには。

〔15番岩江正行君「先日は」と呼ぶ〕

行政報告におられましたか。

〔15番岩江正行君「おりませんでした」と呼ぶ〕

そのときに実は行政報告の中で同じことをもう言うたんです。英田はうまくいったと、ついては大原を含めてこういう展開をしていかにやいけんことを考えにやいかんだろうなということを実は申し上げてるんです。

〔15番岩江正行君「それをあんたが早う言やえんじゃ、そこで」と呼ぶ〕

それを聞かずににおいて差別行政とは、差別行政と言うたんで、取り消してもらわにや困ります。

〔15番岩江正行君「取り消すわけがないがな、おまえ」と呼ぶ〕

取り消してください。

〔15番岩江正行君「初めて今聞きよんのか」と呼ぶ〕

何言よんで。それはだからさっき行政報告で言うとするわけよ、これ。

〔15番岩江正行君「行政報告で、予算書の中に載つとらんがな、今までに」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっとやり取りやめてください。

市長（萩原 誠司君）

以上が答弁であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃ、ちょっと休憩します。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 2 時 58 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さんには一般質問に過熱する余りに言葉遣いなんか厳しくなったり激しくなったりするかもわかりませんが、今後注意しながらお互いの議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岩江議員、総括です。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

総括な。

とりあえず安全対策会議がないと今市民部長言われたんじゃないけども、やっぱしこれは何が市民の安全・安心をいろんな角度から、今言ようる事業の取り組みについたらやっぱしその会議の中で十分議論することが必要じゃと思う。ほじゃから、さっきここ見せたんじゃないけども、これひどう説明しようたら時間がのうなるけんやめたんじゃないけど、これ下町、ここが通学路になつとる、通学路。ほれで、歩道の真ん中に電柱がある。シニアカーというのは大体歩行者と同じようなことらしいです。ほしたら、シニアカー通れへん、ここな。シニアカーの事故のやつはこの間も新聞にも出て賑やこうなつとった。ほれで、こういうふうな歩道がたくさんあるんじゃない、これ。ここで転ぶらしいな、こてつと。こういうなことについてもいろんな会議の中で、安全会議の中で議論して、それは今言ようる建設へ係る問題はあんたらが中心になって、歩行者の安全もいろんな角度から見て早急に対応していただきたいと思います。

では、この項を終わりますして、3項目めに入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

3番目に入ってください。

15番（岩江 正行君）

3項目めは、美作市内の観光施設の現状と観光振興について。

湯郷温泉は美作三湯の一つ、剣豪宮本武蔵、少林寺拳法開祖宗道臣の生誕の地とか、大自然の中のリゾート施設愛の村パーク、大芦高原、トム・ソーヤー冒険村などのたくさんの施設がございませうけれども、今回大原のクアガーデンの跡に保育園を建設するんじゃないかというようなことらしいんじやが、地元からまた反対署名が出た。ほれで、紹介議員になってくれというて言われて、紹介議員になったんじゃないけども、あそこを存続せえというときに800人からおって、皆ほとんどの人にも可決してもろうとった。これがまたいつの間にかくらくと市長が今度あつこへ保育園するというたらまたそれが変わって、どっちに軸足を置くんか知らんけども、認定こども園に軸足を置くんか、武蔵の観光行政に軸足を置くんか、あそこの施設は非常に静かでよろしいと、認定保育園に適しとるといような賛成討論をされた議員もおられますが、あそこは今言ようるもう何か武蔵のイベントがあるときにはたくさんの車が来る。大河ドラマのときにはあそこの武道館の駐車場満タンじゃ。大型バスが200台ぐらい来とった。タクシー置くんでも駐車料金取りようたらしいですわ。ほしたら、岡山の私の友達から電話かかってきて、まあ、おまえ300円ほどの、350円や400円のコーヒー飲むのに800円ほど払うていきょうちゃあかなったもんじゃないがなというような電話があつたりしましたけども、それが何でもねえ普通のとこだったらバスが200台も来りゃへんのんじや。ブランド武蔵先生の生誕の地じゃからということであんだけ来るん。それを怠つていくんか、それがわしは武蔵のこれからの美作市のまちづくりの本来の姿じゃないんかと思うん。それをあつこの中に認定保育園したら、子どもの安全も考えにやいけん。そこへ総務部長がさっき認定保育園が当たり前のような話をしてちょっと説明しゅうりましたけども、やっぱしあそこに美作市に生まれて、武蔵以上の人が誰が出られとる。世界に通用しとる。これを生かして美作市の観光振興を進めるのが私は大事じゃないかと思うわけでございます。

それから、前置きはそのくらいにしまして、1番目として、湯郷温泉、中心市街地整備改善活性化法という法の中で、湯郷温泉のまちづくりについて美作市はどがいにか考えられとんか。この前も副市長を中心に何人かの人が9人ぐらい行ったんか、5日間ほどね、外国にこの暑いのに頑張って営業しに行ってくれたらしい。どんだけの効果が上がったんか知らんけども、とりあえずその辺のとこの観光客の動向について、それから癒やしの温泉のみんなから望まれる町の実現に向けて何を考えているんか、どのような計画をしている



んか、いつごろまでにはこれを達成したいと思われとんか、その辺についてのお考えをお願いしたい。

それから、愛の村、武蔵の里、五輪坊指定管理業務委託6,334万円の投資効果、市民の皆様の流した汗の報われる市政について尋ねるということでございますけれども、これについても今指定管理が出ると会社が、あそこに1,180万円1年間に、1,180万円で、愛の村パーク運営改善計画にというてこういうな計画書を報告したわけじゃ。これを今言ようる自分が今度は受けとるわけじゃな、ここの会社が指定管理を。どがいにかに生かされてどがいな効果が出てきとんか、その辺のどこについてもお尋ねしたいなというふうに思うております。

それと、今言ようる公共事業するときには業務委託仕様書というのをつくつとるがな。指定管理者業務仕様書、武蔵の里、関連施設、愛の村パーク指定管理業務仕様書、ここの中で一番最後じゃな、モニタリングの方法、定期モニタリング、随時モニタリング、モニタリングに対する協力、業務不履行時の処理、こういうふうなことを書いとん、ずっと書いとん。これはどがいな形の中で認識されとんかな。監査委員の方も来られとんじゃけども、もうきょう監査委員のどこへちょっと寄させてもろうとつたら、監査委員どえらいほど保証されとんかと思つたら6万円じゃというて言うけんな。ほんなら、6万円で200億円からの予算を審議するのに、わしんところのうちの子どもの会社が今言ようる何億円しょんか知らんけども、恐らく5億円もしょうらあせん。その会社でも今言ようる岡山のほうの経理士さんに渡しようるお金だけが、これはあんたがもらいようるぐらいな給料は払わせてもらようるんじゃないかと思うわけです。金でどうこうじゃないけども、やっぱしいるんな形の中で職員がたくさん平均年収700万円で、その職員が仕事をしたやつを6万円で、交通費がほんなら神戸から来られて払よんか思つたら、交通費はもらようらんらしい。6万円でほんまにあんたできるんかなというてわし言うたんよ、あんたの仕事ほつとつて。この辺のところでこのモニタリングというのは観測調査、分析すること、監視することということ、これきちつとした指定管理者とこういうなものを交わしとるわけじゃ。それが守られてないというのは、これはいかなもんかと思う。あんた先ほど言うたけども、今韓国であのタマネギ男じゃというてどえらい今偉い人が有名になつとるが。あんたもここで、私も何遍も、あんたもう議会あるたんびに言よんじゃけど、同じような答弁ばつかしはか出んのんじゃ。タマネギの皮むきようるようなもんじゃ。その辺のところで何分皆さんは市民の皆さんも非常にまちづくりについても何についても期待しておりますんで、ほんまに前向きな対応が必要じゃないかと思つます。雨が降れば傘を差す経営ということを、このような雨が降りだしたというたら、あ、ぬれんようにしようと思つたら風呂敷かぶつたり、ちょっと軒へ入つたり、今度雨が降らへんかなと思つたら今度は傘を持って出るとか、そういうな経営をしていかなんだら、私はええ経営、指導ができんのんじゃないかと思うわけでございます。ほれで、今あつこ風呂がある。萩原市長もあつこ行くたんびに風呂をしちやる、風呂をしちやるというて言うるとらしいけども、この市長選挙の前にもわしが当選したら今度風呂を考えちやるというて言うると、どえらい期待しとるらしいんじゃけども、はや何遍も約束してくれとるんじゃというて、そのように地元のほうは言われようりました。ほれで、あそこに風呂、今言ようる一人だつたら風呂をたくのが大変じゃということで、あそこに利用しようる人がおられるわけじゃな。ほつたら、ちょっと団体が来たら、これはだめじゃというふうな形の中で言われとんで、そんなことではほんまにここが愛される施設になつとんか、なつてないんじゃないかということで、1件のお得意を守ることが100件のお得意を増やすことになるんじゃないかというの、そういうな方向であんた方の考え方をちょっとお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

三県境はえんですか。

15番（岩江 正行君）

三県境はええ。時間がない。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

観光振興について答弁をさせていただきます。

まず、観光客の状況でございますが、湯郷温泉の宿泊者は、入湯税ベースで平成25年度に19万5,000人、平成27年度に21万9,000人、平成29年度に17万8,000人と推移しまして、平成30年度は豪雨災害の影響もあり、17万5,000人ございました。また、市営観光施設の平成30年度の利用者数は、大芦高原国際交流の村、現代玩具博物館、オルゴール夢館、市営露天風呂及び大芦高原キャンプ場は前年度に比べ増加しましたが、武蔵の里、愛の村パーク、トム・ソーヤー冒険村及び作東バレンタインホテルは減少ということになりました。令和元年度になりまして、武蔵の里及びトム・ソーヤー冒険村は増加に転じているところでございます。

それから、中心市街地整備改善活性化法というものについては、現在は中心市街地の活性化に関する法律という名称になっています。美作市では、平成18年2月に美作市中心市街地活性化基本計画というものを策定しておりますが、国に認定されるまでには至っておりません。

次に、癒やしの温泉、みんなから望まれるまちの実現に向けてということですが、湯郷温泉の歴史は今から約1,200年前の平安時代に白サギに導かれました円仁法師が発見したと伝えられております。泉質はナトリウム、カルシウム塩化物泉で、効能は消化器病、神経痛、リウマチ、貧血症、婦人病、皮膚病などに効果を発揮するというふうに言われております。国民保養温泉地に指定された温泉の効能を周知していくことも必要ですが、湯郷温泉の源泉から各旅館、ホテルへの湯を送る配湯管の再整備や、木質バイオマスを活用したエネルギー削減の取り組みについて支援をしていくことを検討しております。

続きまして、武蔵の里関連施設及び愛の村パークの管理運営については、平成29年度から指定管理者制度により運営をしております。直営のころの特別会計繰出金と比較して1,400万円の削減となっておりますが、愛の村パークに宿泊施設が整備されたことにより、さらに1,000万円の削減となりましたので、平成30年度からは、合わせて2,400万円の削減となっております。両施設の利用状況でございますが、過去3年間の4月から7月までの4カ月間の状況を比較しますと、武蔵の里の宿泊者数は、本年度が1,275人と最も多くなっております。愛の村パークについては、コテージ宿泊は446人と横ばいですが、本館宿泊については、昨年の69人から本年度は473人と増えている状況でございます。現在の指定管理者による管理運営期間が今年度末で終了することから現在両施設を管理運営する指定管理者を募集しております。

それから、同じような答弁というような御指摘がありました。現在の指定管理者になる2年前ですね、平成27年度に業務管理指導ということで委託をしております。これは成果物として業務の改善計画といえますか、そういったものをいただいておりますけど、毎月の業務改善指導というのをもともと受けておりました。これにつきましては、両施設を連携して運営するとかという提案に基づいて、その後指定管理者の募集に至ると。提案につきまして経費のかかることもありますので、それぞれについて検討しておったということでございます。

それから、業務仕様書の実行についてでございますけど、定期的にとということで、できるだけ毎月指定管理者から業務報告を受けて、経営状況などを確認しておるところでございますし、それから昨年来御指摘を受けております草刈り業務につきましては、令和元年度は年度当初に年間計画の提出を受けて、それに基づいて実施していただくということで進行管理を行っているところでございます。

五輪坊につきまして温泉施設と日帰り入浴施設ということでございますが、運営について収支不足になるというおそれがあることから、引き続き検討したいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これ愛の村じゃ、この草、これこらでも、これ前じゃけんこのぐらい刈ったほう、まだこれこんだけの、この前の夏休みの最終日曜ということで倉地議員とあつこら辺ずっと回ったんよ。お客おらへんの、愛の村のほうも武蔵のほうもな。こんなことじゃどがんもならんなというようなことなんじゃ。あんたは今どえらい成果があったようなことを言ようるけども、資料館の関係やこうは全然説明がない。資料館のどういう、もう合併当時はこだけおったんじゃと、今はこだけじゃというようなことは全然ない。楽市楽座についても、これ便所じゃ、これ、シャッターおりてしもうとんよ、これ。まあそういうことで、こっちが今言ようる、あんた言よった、芽が出るというていつ芽が出たんか知らんけど、芽出とらへん、これ。あんた芽が出ると言うたんよ。この木見てみい、これ。それから、これ玄関じゃ、これ。この間行ったら取った、これ。玄関の入り口にこがいなごみ積むか。処分の仕方というのはあるわけじゃ、廃棄物処理法の関係の中で、ということ。きょう時間がないで、あんたと何ぼやれえと言つても、もう時間がないで詳しく言えんけど、12月にさせてもらうけども、これ駐車場、市営バスがこれこへ空バスじゃ、これ、ナンバーも何もないん。こらこだけ車が入つとんじゃ。こら置けえで、国道から向こうにも置いとん。なぜこれを、ほれでこれトラロープ張つとるでしょう。こへもう入れんのん。観光行政進める中でバスがこを占領してしもうて、こらへ持ってこいでもあいた倉庫もあるようなし、なぜ借らなんだんかな、おかしげなことをするな。ここの行政を疑わにやいけんような。

それと、これじゃろ。活性化検討委員会というのが資料をつくつとんよ、湯郷の。なぜいまだたつてこれが前へ行かんのか。その辺のとも聞きたい。再度答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

五輪坊の資料館とか、楽市楽座のお話がありました。確かに入館者数、それから利用者数が減っているところもあります。そういう意味では武蔵の里の武蔵の生誕地としてPRしていくという意味で、前回申し上げたのはボランティアの行政とか、案内ができる方を育てていくということが必要かなというようなことを申し上げましたが、資料館につきましても、展示方法などについて考えていく必要がある部分もあると思います。現在の指定管理といいますのは、従前の直営当時の管理を踏襲して管理をしていただいとるというのが実情でございます。現在令和2年度からの指定管理者を募集しているところでございますけど、民間の方が管理運営するということで効果が出るようなことを検討していく必要があるかなというふうに思っております。

それから、五輪坊の入り口のいわゆる庭木の剪定ですけど、従業員の方が積極的に管理せんといけんということで強剪定をされまして、これについては、議員御指摘もありましたけど、もう少し生育の状況を、芽の状況、木の状況を見ていきたいと、伸びていくことを期待して見ていきたいというふうに思っております。

それから、湯郷につきましては、現在は先ほど答弁で申し上げましたが、源泉からのホテルへの配管などの再整備、それからバイオマス活用について支援できないかということを検討していきたいというふうに考

えておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これ平成15年につくつとんじゃ。萩原市長になってからつくつとんよ、これ。これあんたの写真じゃ、違やあへんど。萩原誠司というたらあんたじゃろ。それをここの中でなぜまだこれから検討というような話になるん。する気が、何をしようとしとんか。地元とこんだけの資料をつくつとんで。その辺の答弁ができませんじゃ困る。次の問題があるから、これで終わりますけども、答弁だけをください。

〔「議長、平成15年じゃったら答弁（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

そうそう、ちょっと今の、岩江議員、年数が……

15番（岩江 正行君）

ぐだぐだ言うな。ここ書いとん、これ平成15年。

〔「25年でしょ」と呼ぶ者あり〕

〔「2015年」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

2015年、そうだろうと思った。

〔15番岩江正行君「2015年。ごめんなさい。失礼しました」と呼ぶ〕

〔「間違うたら、ちゃんと訂正せえよ」と呼ぶ者あり〕

〔15番岩江正行君「どうも済いません。お騒がせしました。2015年。それはおわびしたんじゃけん、その辺のところきちっと説明せえよ。何をしようとしよん。ああ、ふんということはなかるうがな、ほいで」と呼ぶ〕

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

津信のほうが中心となってまとめられた計画じゃないかと思いますが、湯郷地域の振興につきましては地域の方々、旅館経営の方々などと協議しながら進めていくことが重要だというふうには認識しております。

〔降壇〕

〔15番岩江正行君「何を計画しようとしとんなら。具体的に言わにやいけまあがな、おめえ。何を言よんな。おかしなことを言うな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

遠藤君は答えてるんですが、御理解をいただけないようですので申し上げますと、お手元の計画ってのは地元が津信と共同でやられまして、それでプライベートというか、公式の市としての計画ではありません。その中の精神に、市で頑張ってほしいなと思うことも含まれてます。例えば、私の記憶でいえば、健康づくりをとにかく重視しよう、そしてスポーツの合宿なども呼ぼうとか、そういうことについて明確にそん中に入っていて、そういうところについては市も一生懸命に協力をする中で、例えばせんだっての女子のセブンズラグビー、これも多くの方々に来ていただきましたけども、無事終了してると。ソフト面で割合効果があった計画ということになっています。

次に、市として何をやるかについては、今湯郷温泉地域の最大の課題は、温泉があれば源泉が1カ所ですね、2本ありますけれども、驚温泉がやっけていて、それを配ってるんですが、それが配れなくなると温泉としても大変なことになるんで、一体どうするんだという問題と、それから給湯温度が古い鉄管か何かを使ってるもんですから、それぞれの旅館についたときに大変下がっていて、エネルギーロスがあると、また温め直すということで、旅館の負担にもなってる。いずれにしても、温泉地として存続できるかどうかということも、将来が不安になってくるんで、まずそこだけはきちっと確保するだけではなくて、御時世に合わせてバイオマスなどを使いながら、できればコストを下げてもみんな得するようにしたいというところを、市のほうも一番の検討事項として遠藤部長が頭を悩ませながらやっているとこのところを答えたというつもりでございました。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**15番（岩江 正行君）**

副市長がこの間ベトナム行ったやつも言うとなんじゃ、ちょっとええ営業してきとんだったら報告せにやいけえ。せっかくの機会じゃ。夏休み休暇をとって行っつたんじゃなからう。

**議長（岡本 泰介君）**

何の営業へ行かれとったか、私は全然聞いてないんでわかりませんが。

**15番（岩江 正行君）**

夏休みとって行っつたんじゃなからう。公でベトナムのほうへ長いこと行かれとんだったら、何かの観光誘致でも観光客の営業でもしてきとんかと思うて。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員、ちょっとそれは通告にもないです。

〔15番岩江正行君「三県境、ほんな言おうか、三県境と書いとん言おうか。三県境と連携して行きようたんじゃから、あっちも行っつたんじゃから」と呼ぶ〕

ちょっと……

〔15番岩江正行君「時間がねえけえ、わしが言ようこと簡単に言うたらえかろうがなと言んじゃ。それ言われんのか。言われんのならええわ、もう。言えんようなどこ行っつたんじゃろ、金使うて。よし、次」と呼ぶ〕

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

4番目。

今、置き去りにされとる下町の圃場について、これきのうの晩、河川管理の草刈りについて、下町基盤整備組合という来とるというて、こがあなん来とんじゃけど、下町の整備組合というのは解散してしもうとるのにこがあな通知が来て草刈りせえとて、どがあなこっちゃろか、これも聞いてくださいというていうのと。

それから、今のここ書いとる、あっこが耕作放棄地がずっと残っとる。

それから、相続登記についてもまだできてねえらしい。こりゃいつごろなんか、今の進捗状況。まだこりゃ地元から裁判せえというてまた言われるんか。これは、副市長しょうる横山副市長があんたも協力せえとて言うけえ、協力しませとてわし言うつたんじゃけども、あの人もそのまま退職してしまわれたんで、これ後誰がされるんか。その辺のこともちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼いたします。それでは、下町圃場整備優良農地再生に向けての取り組みについてということで、耕作放棄地解消についてに関しまして、6月議会でも答弁させていただきましたとおり、工事完了後10年がたとうとしておりますが、完了に至らず、関係者の皆さんも高齢化が進んでいるという状況です。このような中、地元の状況としましては、早期解決を望む声も聞かれ、解決に向けた機運も高まっているように感じております。これを受け、今年度になってから複数回、関係者の方に面会や電話等でお話をさせていただいておりますが、現時点では残念ながら進展が見られておりません。話を伺うと、総論では解決を望まれておりますが、各論になると関係者それぞれの思いがあり、そこで足踏みの状態となってしまっています。6月議会の答弁と同じようなことになってしまいますけれども、利害関係者である地権者の皆さんの思いが1つにならなければ実現は難しく、これまでのいきさつはありますが、当事者である地権者の皆さんに解決していただくという強い意志を持ってお互い1歩踏み出していただくことが肝要であるとの思いです。市としましては、一日も早く解決できるよう、引き続き合意形成に向け話し合いができるような体制を関係者が築いていただけるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、相続登記本換地の手続はいつごろ完了するのかということですが、地元の合意形成が図られまして、具体的に進展があれば、次の段階として確定測量、換地手続に入っていきますので、議員におかれましては引き続き御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、先ほどおっしゃいました下町圃場整備組合の草刈りのという件につきましては、市としては関知しておりませんので、御了承ください。〔降壇〕

〔「副市長関係ないか」と呼ぶ者あり〕

〔15番岩江正行君「今度は副市長は関係ないんですかと言われよう。前は横山さんがずっとやられよったから、あんたも引き続いてやられるんか。この6月のときでも、今度は質問しますからなというてわし言うてるでしょ」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

どなたが引き継いでいかれるんですかという質問があったんですよ。それに対する答えは今なかったんです。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）〔登壇〕**

下町圃場整備の関係の担当はということの質問に対して、答弁させていただきます。

本来、業務としましては各局のほうで業務を担っておりますので、各部署の業務をベースとしながら、副市長の立場でそうした業務に関係、関連していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「これが答弁か」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

そういうことですね。

〔15番岩江正行君「議長、答弁と言うておかしかろうがな。長うなつとる原因を何ならというて言ようるで。これどがあに解決するんねというて言ようるで。何言ようるん、おかしいことを言うなあ」と呼ぶ〕

それは、今……

〔15番岩江正行君「今は、あそこはあその、ここはここの考えで、横山さん

はここのとこをどがい言うとな、おまえ。裁判でも何でもせえというていうようなことを言われとんで。裁判しょうても10年かからあとというて。裁判には一審、二審、三審があつて、最高裁まで行ったら10年かかるというて。10年もかかりようたら、わしも市長もおりやせんわというて。こういうのは議事録に載つて、見てみんさいよ。ほいで、今度はこの話を次にしたら、今度はわしも汗かくけん、岩江さん、おまえも協力せえと言うんじや。あんたが言うてきたらするがなと言うて、いよいよそのまま終わつてしもうとるがな。何も言うてこんけえ、わしも協力も何もしとらんかったで。あんたら、そがあな同じようなお百度を踏むような話をしんさんな。前行く話をせなんだら、そうじゃろ。あそこにや下町は、おめえ……」と呼ぶ]

岩江議員、ちょっと待ってください。

副市長。

[副市長荒木利明君「はい」と呼ぶ]

前の横山副市長はいろいろと汗かかれとったわけですよ。せえで、それを引き継いでやられるんか、今言われたように、各部局の応援でやっていくんじやということで、岩江議員は前のことを言ようられるわけですよ。じゃけ、その辺の整合性というんか、市としての取り組みをどうするかということちょっと言うていただかんといけんのじゃないかなという、僕のこれは思いですけど。前のことはわからんから言えれんのかもわからんのですけど、その辺は副市長、どんなですか。市長もどんなでしょうか、その辺は。

[15番岩江正行君「行政が継続という中で、私は……」と呼ぶ]

[「議長、答弁調整すりゃええんじや、休憩して」と呼ぶ者あり]

それじゃ、ちょっと休憩しましょう。

暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、副市長、答弁をお願いします。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

岩江議員の下町圃場整備に関する事務のことの質問に対して答弁させていただきます。

横山前副市長のお話も事例としてお話しさせていただきましたが、自分といたしましては下町の圃場整備もほかの業務と同じという認識を持っておりますので、各部がまずは業務を担う、副市長の立場でその業務に対して関係性を持っていくという立場で考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。2回目です。

15番（岩江 正行君）

副市長、これはあんた県庁じゃ事業畑業務に従事しとったんじやろうと思うけども、これは施工上に大きなミスがあったんじや、施工する中で。これは、県も絡んどる仕事なんよ。そこへ残土を入れて、それがそもそも大きな発端になつとるんで、解決法は部長に任すと言ようるが、県とのパイプもあんたは持たれとる

わけじゃから余計解決しやすいと思うんで、2,000立米、約11トンダンプに300台、三七、二十一じゃな、300台、7立ずつ包んで300台、2,000立ぐらいの土が、瓦のガラがそこに搬入しとるわけじゃ。それから、しゅんせつ工事をした砂利が、蛇かごやこがそこへ入るとということなんで、とりあえず一日も早い解決方法を考えていただきたい、かように思いました。私ができることは私がしますけども、一応事業主体は美作市です。ですから、あんた方が中心になってせなんだら、私にせえせえと言うても私はすることは限られとんで、前向きに対応していただきたいと思います。

時間が来ましたので、この9月定例議会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番2番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番3番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

**16番（日笠 一成君）〔質問席〕**

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回は、項目1で江見市街地、その付近の安全対策について。2項目めは、高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減対策について。3として、農林業の振興対策についてでございます。

まず、項目1の①については、大還橋を含めた北側の安全通行、渋滞対策でございますが、国道179号線、県道作東大原線合流付近の交通安全通行対策、渋滞解消対策は喫緊の課題です。当事業は、国、岡山県事業と思えます。そのことは承知の上で、市長にお願い、お尋ねをしたいのは、市長の強みである国県に対しての政治力、人脈を活用しての早期の具現化です。現時点での国県の動向と今後に向けての取り組み行動の計画等をお知らせください。

②の山家川・吉野川の氾濫被害防止対策については、現在山家川上流でメガソーラー事業が行われており、氾濫を心配しておりますが、幸いに今までには大氾濫はありませんでした。しかし、最近の状況により発生する想定外の豪雨による氾濫等に備える必要があります。そのためにも、堤防のかさ上げ、強靱化対策等についても国県に要望していただいていると思います。現時点での国県の対応状況と今後に向けての取り組み行動の計画等をお知らせください。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼いたします。それでは、日笠議員お尋ねの1項目め、安全対策について。

①の大還橋を含めた北側の安全交通、渋滞対策について、答弁をさせていただきます。

議員の発言されておりますとおり、川北地区の国道179号線、県道作東大原線の分岐付近の渋滞につきましては、平成27年に地域関係者から強く要望を受けておりました。また、通学路にもなっており、学校関係者からも改善の要望を受けております。原因としましては、江見地区方面より県道作東大原線への右折、大還橋付近での大型車両のすれ違い等によるもので、交差点、大還橋の拡幅が必要であると県へ要望をしております。県からは、岡山県でも改良の必要性を認識しており、事業化に向けて工法等の検討を重ね、今年度事前事業評価を行っております。今後は、事業化により工事着手ができるよう、引き続き必要な準備や関係機関や地元との調整を行ってまいりたいと伺っております。市としましても、車両の渋滞解消とともに、歩行者の安全性向上につながるよう、早期着工が図られるよう、地元調整等に協力してまいりたいと考えております。



続きまして、②の山家川・吉野川の氾濫被害防止対策についてです。

平成21年災害の被災により、大規模な河川改修が行われております。県からは、山家川については吉野川合流点から土居地区の鹿谷橋付近の間を河川災害復旧助成事業により整備を完了しております。吉野川については、梶並川合流点から山家川合流点の間は一部を除き河川災害復旧関連緊急事業により整備を完了しております。また、吉井川合流点から英田地区の尾谷橋付近の区間については、河川改修事業により事業が進められております。山家川、吉野川を含む県管理河川については、これまでも河道掘削や樹木伐採などを行ってきたところであり、平成30年度から防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策予算を活用し、こうした取り組みをさらに進め、引き続き防災のための治水安全の向上に取り組んでまいりたいと伺っております。

また、江見地区の防災・減災に向け、豪雨による河川の水位上昇、氾濫を防止するため、大還橋井堰の改修計画がございます。19年度に江見地区全体の要望として要望書が提出され、平成21年の集中豪雨では多くの人家が浸水するなど甚大な被害を受けたことにより、早急な事業実施が必要とのことから、平成26年度より転倒堰に改修する予定で計画しましたが、事業費負担金や維持管理費の負担の関係で地元調整がつかず、事業を断念した経緯があります。過去の被害で大きな被害を受けた地区であり、上流部に太陽光パネル施設の整備は進められていることから、市としても防災の観点から早期の改修が必要であると考えており、整備負担金についても市が負担する方針で考えております。事業化においては、財源確保とスピードが重要ですので、早期に着工できるよう、採択事業について国や県と協議を行っており、市単独でも事業着手できる手法がないか検討しているところです。また、取水方法について工法の比較検討を進めており、かんがい受益地区に説明できる資料ができ次第協議をさせていただきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

①について、当事業は橋の改良を伴うような大型事業だと思います。岡山県も改良の必要性を認識して、事業化に向けて事業事前評価が行われておる。これが認められれば、事業着手に向けて具体的な作業に入るとのこと。非常に確実に計画は前進していると感じます。しかし、安全通行、渋滞対策は喫緊の課題なので、スピード感を持って取り組んでいただきたい。市長の現状の認識と取り組み方針についてのお考えをお知らせください。

②につきましても、関係者等が広域に及ぶ大型事業なので、国、県、水利組合を初め、各関係者、組織との調整と、困難を伴う事業と思いますが、岡山県としては防災のための河川機能確保に取り組んでいくと伺っているとのこと。あわせて、江見地区の防災・減災に向け、大還橋井堰の改良についても、洪水時に井堰が影響とならないような工法の検討をして、関係地区者に説明する準備をしているとのこと。着実に前進していることを感じ、力強く思います。しかし、氾濫被害防止対策は喫緊の課題なので、スピード感を持って取り組んでいただきたい。市長の現状の認識と取り組み方針についてのお考えをお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、後段のほうからお話をさせていただきます。

きょうの質問にもございましたけれども、例えば一昨日、新見で時間雨量が100と、こういう数字が出たわけでありまして。幸いその100ミリ降った時間が余り長くなかったことや、範囲が割合限定的だったもんで

すから、大きな被害にはならなかった。しかし、中国山地の山間部においても時間雨量で100っていう数字が出たっていうことは、これは大変私どもとしても心にとめて何をすべきかを考えなきゃいけない一つの証拠なんです。

ただ、私のももとの発想は、たしか平成30年3月だったと思うんですけども、岡山県が吉野川水系の災害想定っていうものを水防法の改正に伴ってやり直したんですね。その水防法の改定に伴う県の想定で、江見を含む吉野川水系がどうなったかっつたら、今まで例えば21災のときに24時間雨量で二百数十ミリであったものが、ひょっとしたら600ミリ、24時間雨量で600っていうことも想定しなきゃいけないというようなことを、県として余り大きくはPRしなかったんですけども、新聞記事でこれぐらいの感じが出るような形で出されました。こうなりますと、先ほどの大還井堰の問題は21災でやっぱりやってあげよかったです。結局、今度は利害調整というか負担金の問題でできなかったっていうんで、完全な積み残しになってる上に、これも議員から御指摘がありましたけど、最近の雨の降り方を見るとより対策を急がなきゃならないと、こういうことになっている。

一方で、私ども悩まなきゃいけないのは、一旦私どもの市として、県がせっかく大還井堰を県の主体になってる事業として転倒井堰に改修をしようというようなことを御提案なすっていただいたにもかかわらず、それができなかったちゅうことでございますから、なかなかこりゃ難しいところにあるわけですね。したがって、一方で一旦断った人にもう一回やってくれてなかなか難しいとこなんですけど、それを考えながら、一方で早くしないかんっていうニーズが高まってるのが今の現状であります。

さらに申し上げますと、例えば公民館を江見地区で改築するという問題がある。これは、近々、できれば来年度には設計をきちっとしてやってこうと思っておりますが、令和2年度に設計、令和3年度には工事をし、4年度からオープンみたいな話ですね、これ。そうすると、それにある種スピード感あわせながら井堰の改修をしとかなきゃいけないということもまたこれあるわけでありまして、1つには災害の問題が今までよりもより重く考えなきゃいけないということ。加えて、議員も御指摘のように、太陽光パネルがある。災害がらみのニーズがある。それから、町の開発ということで、公民館を建てかえるっていう話がある。両面でもって、この問題ってのはとても急ぐことにしないかんっていうのが目に見えておったものですから、この4月に副市長が来られたんで、あなたの最初の一番力いっぱいやらないけんのはこれをどう早くするかということを研究してくださいねと、こういうことであります。

研究の結果として、今部長のほうはやや歯に衣を着せたような答弁をしておりましたけれども、県がすぐやっていただくんならそれでいいんですが、県が三、四年勉強してから五、六年、七、八年かけてやるんだってなことになる、だんだん間が合わなくなってくるんで、ここは思い切って市の事業としてできるかどうかも含めて検討しろということを部長にはお願いをして。部長のさっきの答弁の裏を言いますと、たまたま去年の7月豪雨の絡みもあって、国においていい制度ができていたのであって、それは単市町村事業を相手にする事業であるのであるから、条件が若干厳密な調査は要んですが、多分合うだろうから、市としても国の直接の助成を頂戴する中で、井堰の問題の解決もできるかもしれないというようなことになってきた。私どもとしましては、そういう状況の中で、余りお約束をするようなことは危ないんですが、できれば令和3年度中には流下の支障になっている問題を何とか整理をして、それで水位を、あれ1.5メートル下がります、あの川幅で1.5メートル下がったら相当流れますから、そういう対策が令和3年度中にはできるようになることを今目標として、事業の調整を急がさせていただいてるということでもあります。

なお、加えて申し上げますと、この問題についてはかつて頓挫した背景があって、そのときには井堰を転倒堰にするというようなことであります。転倒堰にしますと当然維持管理費が出てくるわけでありまし

て、その維持管理費については受益地である原の方々であるとか山口の方々のお懐から頂戴したいといったときに、いわゆる防災利益と農業利益が混同してんじゃないかと。それは、防災利益であって、それでもって田んぼが増えるわけじゃないんだから、そりゃあなかなかうんとは言えんぞなどというようなことで、恐らく議論があったんだと思います。今回も同じことがあるんで、我々としてはこれは防災利益として、やはり公共がその面倒を見なければいけないだろうとは思っております。加えて、できればそういった井堰の管理費とか、あるいはポンプした場合にはポンプの維持管理費とか、そういったものについて、今御提案をしております法定外目的税の使途としてそれを含めることによって、安定的に住民の方々の防災利益と農業利益を双方確保するということが必要であり、妥当かなというふうに考えてるというような状況でございます。

それから、橋のほうでございますけれども、これにつきましてはお話にもあったように、もともと江見地区には、別に27年からじゃなくて前からあった話なんですけれども、27といたのは恐らくこの年の行政懇談会で多くの方々がこの問題を指摘され、そのときにかつても出していらっしゃると思うんですが、もう一回念のために要望書を出してねということをお願いをした、そういう経緯があるというふうに記憶をいたしております。かつて出した要望書については、県が余り取り扱わなかったんで、どうもね、まあよろしいがみたい、金もないってなことで。ところが、たまたまそのときの美作県民局の建設部長さんたちが、私どももよく知ってる方々がいらしたんで、懇切丁寧に御説明をして、検討の端緒を開いていただいた。

そして、これも説明にありましたように、ことし、今年度事業評価に向けて事前のいわゆる調査をして、そして聞くところによれば事業評価は既に終了していると、丸のほうで、ということになりますんで、普通のペースで言えば、来年設計をしていただいて、その次の年から具体のものが動き出すと。その設計によっては具体の動きが、交通どめの問題とかいろんな問題があるので、それをどうさばきながらやるかってなことになりますと、完成までに若干の時間がかかるかもしれません。ただ、いずれにしましても、私どもには道路建設課におられた副市長がおられますので、その辺の情勢把握であるとか、さまざまなつなぎには大変ありがたい状況になっているということでもあります。

あえて一言言いますと、私どもとしては県の道路改良、つまり河川の上の橋梁拡幅とか橋梁補強ですけども、その事業と、先ほど申しあげました市として単独でもやってやろうと言ってるいわゆる河道の改善、水位を下げるための政策、これが非常に近い場所で起こるものですから、どういう順番でやったらいいかというところは若干調整の余地がある。2つの工事ががっちゃんこして邪魔し合うようなことにできないなというところにも若干調整の余地があるのは、今申しあげておかなければいけないなというふうに思います。

いずれにしましても、一つには交通安全対策であり、交通の円滑化であったり、一つにはまさに防災対策そのものであります。市として、これは今までの形じゃなくて、県にお願いするだけじゃなくて、我々も主体になってやるんだという心意気で、令和3年というのを1つの目標にしながらやっていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

①につきましては、広域大型事業なので、事業費の確保、各省庁、岡山県、地域住民、水利組合等との調整が必要で、困難さが伴うとのこと。市長の卓越した政治センスのよさ、外交、（聴取不能）力等を発揮して、早期に実現していただけることを期待をして、①の質問は終わります。

②につきましても、広域大型事業なので、①事業と同様、各省庁を初め、各組織との調整、財源の確保等

の困難さが伴うとは思いますが、市長の卓越した政治センスのよさ、外交、（聴取不能）力等を發揮して、早期に対応していただけることを期待をして、②の質問も終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2は、高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減対策について。

質問の要旨は、自動車急発進防止装置整備費補助金の交付状況等についてでございます。

最近、アクセルペダルとブレーキペダルとの踏み間違いによる悲惨な事故が多発しておりますので、その防止対策が必要です。この時期に自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱の制定は、機敏な施策で事故防止等への効果を大いに期待できます。今までの装着件数と今後の申請見込み等の推定数をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

自動車急発進防止装置整備費補助金の交付状況について、お答えをさせていただきます。

自動車急発進防止装置整備費補助金につきましては、当初予算と6月補正予算で20件分の予算措置をしているところでございますが、最近のアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故の多発により、交付申請が増えておりまして、8月22日現在、16件の交付申請を受け、うち4件の装着を実績報告により確認しております。今後、さらに14件の申請を見込んでおりまして、今回の補正予算に10件分100万円の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

山陽新聞が実施された高齢者運転アンケート結果では、安全面での不安と生活上の必要性との間で揺れる高齢ドライバーが少なくない現実を示したと報道されている。自宅、借家住まい等を含んで、日常生活を営む上においては、生活の質の維持のためにもやはり移動手段としての車が欠かせない事情の人が多くおられると思います。そうした現状を我が市は把握されており、その対策としてさまざまな方策を講じています。その一例が、この自動車急発進防止装置整備費補助金交付要綱が上げられます。この要綱について、質問をさせていただきます。

1つは、要綱上では装置のメーカー指定の項目はありませんが、実情はあると聞いておりますがいかがでしょうか。

2として、要綱の条文にはメーカー指定はありません。急発進防止機能を持ったどのメーカー製でも補助対象になるのか、ならないのか。

3としては、この要綱は平成31年度から適用し、平成33年3月31日でその効力を失うとありますが、装置の要望が多い場合の、装着の要望が多い場合の事業の継続の可能性はいかがですかをお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

2回目の質問、3項目めの事業の継続の話だけ私のほうから申し上げてきますが、私どもとしては今年度

の出足、あるいは他の自治体、岡山県庁を含みますけれども、それから愛知県の何とかとかで、いろんなところから話が来ております。そういった状況も踏まえながら、基本としては事業は継続をしていくべきだろうなというふうに、今は思っております。基本的にはと申し上げるのは、市民の方々に普及した中で、こりゃあいけんでとかというようなことになったらいけないんですが、多分そんなことないと思いますんで、基本的には普及を継続をしていこうということ。

加えて、1点申し上げるとすれば、岡山県当局がそれなりに関心を持っていらっしゃるような気もいたしますので、県との並行補助にすることで、私どもの負担が少し下がればいいかなというようなことも考えているということです。

一方で、私ども主に考えております踏み間違いというか、ストップペダルにつきましては、基本的に美作市の工場でできるわけでありまして、これはうまくいけばなんですけれども、ほかにつくってるところがないものですから、全国の特産品の一つになっていけばありがたいなといったこともちょっと頭の隅に置いてるってことも含めて、答弁の一部といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

私のほうからは、1つ目と2つ目の自動車急発進防止装置整備費補助金の対象装置についてのお答えをさせていただきますと思います。

美作市自動車急発進防止装置整備費補助金につきましては、交付要綱の中で自動車急発進防止装置の定義をオートマチック車のアクセルペダルとブレーキペダルとの踏み間違いによる事故を防止するため、純正のアクセルペダルにかえて取りつける誤操作による急発進を防止する機能を備えたアクセルペダルとしておりまして、新車に取りつけられたものや電氣的に制御する方式のものは対象としておりません。その結果として、現在申請があったものは全て市内事業所が開発されましたストップペダルということになっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

この補助金要綱の趣旨の抜粋では、高齢運転者の交通事故の防止、及び事故時の被害軽減に資することを目的としての云々とあります。この目的の継続推進を図る施策を講じていただけるとのことを期待して、この項目の質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

3項目めに入ってください。

**16番（日笠 一成君）**

項目3は、農林業の振興対策について。

質問の要旨は、農産物などの地域資源をブランド化し、生産、加工から販売まで一貫してプロデュースし、圏域内外に販売して収益を得る仕組みの検討状況についてでございます。

現在、主には野菜、根菜類は彩菜茶屋及び彩菜みまさか箕面彩都店で販売している。生産量と販売量が均衡していれば、今の形態で持続可能だと思います。しかし、ある時期、季節は毎年生産過剰の傾向があるのかなのか、お尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

農林業の振興対策につきまして、まず農産物の生産過剰の傾向ということでございますが、彩菜茶屋及び彩菜みまさか箕面彩都店の時期による農産物の出荷過剰ということでございますが、夏野菜、特にきゅうり、ピーマン、なすについては出荷が過剰になる時期がありまして、出荷者に対してバーコードの発券場所などの目立つ場所に5日から1週間程度張り紙をして、出荷調整をしていただくように周知を行ったというふうに聞いております。

また、ジャガイモ、かぼちゃ、サツマイモにつきましては、出始めのころが出荷過剰になりやすいということがありまして、張り紙などをして呼びかけると。それから、今年の場合は、桃について5日間程度、よいものでないと売れないと、こういった趣旨の張り紙をしたということでございます。特産館みまさかでは、年間を通して安定した出荷をしていただけるように、野菜づくりの勉強会を開いて、上手な品種の選び方などについて講習を行ってるところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

美作市らしい商品の創造を目指すことが将来的に大切でありますので、創意工夫をしていただきたいと同時に、生産力のある商品に付加価値をつける工夫をする必要があると思います。そのために、まずは官民が一体となって英知を出し合う組織づくりが必要と思いますが、いかがでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

先日、大原でゲートボール大会があって、その帰り道に久しぶりにきんちやい館に寄っているいろいろな状況聞いてきましたが、おかげさまで夏に欠品状態になりかけてたもち麦もしっかり入ってまいりましたということで、どんなんが売れてますかと聞いたら、かつて300グラム入りスタートが出たんですが、今完全にみんな2キロを買っていくということで、店の方に聞いたら、今これは官民組織ができてまして、民間と役所、若干農協も絡んできたということなんです、生産者の方そして市役所、これが絡んで統合組織をつくって動いてるんですけども、その組織のまとめを今市役所がやっておりますが、その担当者であるK君が最近えらい強気で、一切値引きをしてくれないんだと言って、嘆くようなうれしそうなような、両方とれるような。つまり、おかげさまで、これは保健福祉部の協力も大変厚いものがあったんですけども、ちょっとブランディングっていうのに近づいてきた感じがする。ブランディングっていうのは、こっちがブランドをしたいのはみんな思ってるんですけども、いわゆるマーケット、市場がそうかなっていうふうに言ってくれないとブランディングにならないっていう、まことに難しいところがあるんですけども、もち麦について言うとそれがちょっと出始めたかなということで、大変うれしく思っているところであります。

それからもう一つ、これは官民組織とまではいってないんですが、最近ジビエカレーっていうもので、大阪の調理師の方で有名な方がプロデュースした菓膳のカレーっていうのを今つくっております。これもひょっとすると、受けがよければブランディングということになるのかもしれない。それから、ちっこいブランディングですけども、私がこの地域で割といいなと思ってるのはバーガー系でして、割と前からやってらっしゃる黒豆バーガー、これも知ってる人は知ってるっていう形になってる。もうかっているかどうかという若干疑問があるんですが、もう一個は、やっぱりもち麦バーガーっていうのがあって、これはいろんな人

にも私も提供したことがあるんで、評判両方ともいいですね、これ。食べた人は割合いいって、そういう話を聞いてまして、これはまさに6次産業化の筆頭なんですけども、そういったことがこういうことについては役所が余り前に出ると押しつけになるんですが、民間の方々の動きもうまいぐあいに調和しながら出始めてると。これがある程度行ったら、正式に組織をつくるみたいなことになるんですけども、そういう日が来るのを楽しみに、お互いに待とうではございませんか。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

私のほうからは、もち麦とかジビエカレー以外のことで、主に彩菜茶屋の関係で答弁をさせていただきます。

付加価値をつける工夫と組織づくりということで、2回目の質問をいただきました。特産館みまさかのほうでは、桃やブドウのギフトに対応できる商品以外のもの、いわゆる規格外と言われるB品、C品とかと言われるものがございますが、彩菜茶屋などへの出荷について独自の出荷基準を設けました。流通対応商品以外のものである物でもある程度の価格で売れるのが直売所の強みでございますが、限度を超えるとお客様の信頼をなくすおそれがあります。生産者に出荷規格を守っていただくようお願いをしておりますが、部会運営が課題となっております。そういった規格外のものについて付加価値をつけるために、加工品にして販売することは非常に有効な手段でございますが、6次産業化で成功するのはとても難しいことでございます。栽培技術を磨いていただいて、企画に合ったものを多くつくっていただいて、規格外のものを減らすと、そういった努力。それから、糖度の高いものをつくっていただく。そして、天候に左右されず常に一定量を出荷するなど、消費者の求める付加価値を磨いていくことが、消費者に直接販売する場合も重要だというふうに思います。

また、9月3日には、勝英農協のほうで、美作ぶどう部会の設立総会が開催されました。とかく、美作市内の農業生産者はまとまっていないというふうに言われたりしますが、国の産地パワーアップ事業などを活用するには、こういった組織が必要でございます。市としては、農産物の付加価値を高めていくためにも、組織づくりや組織運営を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

多岐にわたる方策を検討していただいていることを酌み取ることができます。さらに、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケート調査結果、平成30年11月29日現在では、13問の設問中4位に農産物の生産や販売など、農業を守り育てていく取り組みへの要望がランクされております。その意向を尊重した施策を強く推進する必要があることを申し上げて、この項目の質問も終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日 6 日午前10時からです。

午後 4 時33分 延会



令和元年9月6日

(第 3 号)

1. 議事日程(3日目)

(令和元年第4回美作市議会9月定例会)

令和元年9月6日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久		14番	鈴	木	悦	子
15番	岩	江	正	行		16番	日	笠	一	成
18番	岡	本	泰	介						

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

17番 内海 健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	萩	原	誠	司	副市長	荒	木	利	明
教育長	大	川	泰	栄	政策審議監	春	名	利	亮
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	高	山	宏	明
市民部長	景	山	二	男	教育次長	山	名	浩	二
環境部長	森	元	浩	之	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見		勉	建設部長	春	名	隆	広
消防長	皆	木	佳	久	会計管理者	山	本	和	毅
企画振興部長心得	春	名	信	明	企画振興部長心得	平	田	幸	春
企画情報課長	小	林	健	一	財政課長	太	田	裕	二
くらし安全課長	中	島	浩	一	市民課長	藤	井	千	枝

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾	崎	功	三
係長	金	谷	裕	子
主任	青	木	志	保

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切ってください。お願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

議席番号17番内海健次議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番4番、議席番号11番萬代師一議員の発言を許可いたします。

### 11番（萬代 師一君）〔質問席〕

皆様には改めましておはようございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、令和元年9月定例議会での一般質問を始めさせていただきます。

先に、けさは殊のほか朝早くから朝日が差し込みまして、草におりた露が光り輝いておりました。爽やかな秋が近いと感じさせてもらったところでございます。

さて、学校行事の一大イベントでございます秋の運動会、あす7日には市内多くの中学校で地域の皆さんそして保護者の皆様が一堂に会されまして開催をされます。私も、多くの声援を送りたいというに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、今定例議会では1項目について質問をさせていただいております。

大阪滋慶学園への補助金約1億5,000万円についてでございます。

この大阪滋慶学園の補助金につきましては、私はこれまでに再三にわたりお尋ねをまいりました。新校舎建設の一部を補助するために制定をされました美作市スポーツ医療看護等専門学校建設費等補助金交付要綱につきまして、その条文中、第4条の補助対象者、こちらの場合は大阪滋慶学園であります。申請を行う国及び県からの交付金とは何を指しているのか、補助事業名そして補助金の額、それぞれをお尋ねをさせていただきます。

次に、2点目といたしまして、この国及び県からの交付金の補助制度の推移、それに伴う国・県との協議の経緯及びこれに係る大阪滋慶学園との協議内容を詳細にかつ時系列での説明をお願いいたします。

次に、3点目といたしまして、この国及び県からの交付金等の補助申請等に係るこれまでの一般質問への答弁の正当性についてお尋ねをいたします。

特に、平成28年12月定例における国から出向されていた森分総合戦略監の「国、県の補助金は平成29年度に滋慶学園が申請すると聞いている」、次に平成29年6月及び平成30年3月定例における岡山県から出向し

ていた池田企画振興部長の「当初予定していたが、補助のスケジュールから滋慶学園において申請を断念したと聞いている」、それぞれ「聞いている」との答弁でございましたが、確認しての答弁であったのか、当初から説明をされているとおり、補助制度を活用することにより美作市の負担軽減をするという取り組みの努力をしたのか、補助制度の推移との整合性は確保されていたのかをお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

おはようございます。

萬代議員の質問に対して答弁させていただきます。

まず、1点目の美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱第4条中の補助対象者が申請を行う国及び県からの交付金等とは何を指しているかとの御質問ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱は、平成28年6月に制定したもので、第4条中の国及び県からの交付金等につきましては、対象施設をつくることに対して交付される交付金または補助金のことでございます。

一方、市からの補助金の限度額は10億円以内とし、出雲市、鳥取市の例を参考に、純然たる本市の持ち出しを3億円未満に抑えるよう検討しており、平成27年度当時は施設整備に係る費用が国の地方創生の加速化交付金5,000万円、看護師等養成所施設整備費補助金1億4,772万円、看護師等養成所初度設備事業補助金666万7,000円が国、県からの交付金の対象となると考えておりました。

具体的に、市の負担を下げるために、地方創生加速化交付金以外に看護師等養成所施設整備事業補助金につきまして岡山県と協議を行っておりましたが、それにつきましては補助金の交付を受けることはできませんでした。

なお、看護師等養成所初度設備事業補助金につきましては、備品が対象であることから、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱の対象外といたしております。

議員御質問の美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱第4条中の補助事業者が申請を行う国及び県からの交付金等は何を指しているのかにつきましては、看護師等養成所施設整備費補助金を想定しております。

2点目の交付金等の補助制度の推移及び協議についてとの御質問ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の看護師養成所の施設整備に係る補助事業の変遷につきましては、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱に基づきまして、平成22年度までは岡山県看護師等養成所施設整備費補助金交付要綱により補助対象事業となっておりましたが、平成23年度に補助制度が改正され、岡山県医療施設等施設整備費補助金交付要綱に統合されました。

その後、平成26年度に国において、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律が制定され、国の財源を伴う基金を造成し、都道府県が策定した計画を国が認めることにより都道府県対象事業に対する補助を行うことが可能となる制度となりました。

岡山県においては、国の制度に合わせ、平成27年2月23日に岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱及び岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）を制定しております。

なお、看護師養成所の施設整備の費用につきましては、国は補助対象事業となっておりますが、岡山県は当時の判断として補助対象メニューに掲載していなかったと聞いております。

一方で、平成27年2月に岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱が制定された時点で、看護師養成所の施設整備に係る補助について岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱から削除しな

ければならない状況であったと認識しておりますが、平成27年8月14日に改正されるまで岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱の補助対象事業として掲載されておりました。

次に、国、県との協議の状況についてでございますが、まず国との協議につきましては、岡山県と補助金交付要綱に補助対象事業として記載されていなかったことから、平成28年7月1日に厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室の担当者に確認し、補助事業の該当事業になるので岡山県と協議をするよう助言を受けております。私のほうも、平成30年11月30日に改めまして厚生労働省の担当者に電話連絡ですが確認しております。個別案件による判断となるが、事業主体が学校法人であれば補助対象事業になり得るとの助言を受けております。

次に、岡山県との協議状況についてですが、平成27年度においては、平成27年5月28日に鳥取市役所政策企画課への聞き取り調査において、平成27年4月に開校した鳥取市医療看護専門学校の看護師養成所に係る施設整備の補助金として看護師等養成所施設整備事業交付金の交付を受けたと説明を受けております。

岡山県のホームページにより補助金交付要綱を調べた上で、平成27年10月16日に岡山県医療推進課の担当と協議を行い、看護師等養成所施設整備事業交付金の補助金があると説明を受けております。そのときに、平成26年度に国の制度が改正され、岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱について、補助要綱、手続等についての説明はありませんでした。その後、岡山県医療推進課より当時の竹田企画振興部長宛てに平成28年1月28日付で届いたメールにおいても、看護師養成所に係る施設整備の補助金があるようになっておりました。

このようなことから、平成28年3月議会、委員会での答弁となっております。この当時は専門学校の誘致を最優先に掲げ取り組んでいたため、補助金の手続等について具体的な確認を行っていなかったと反省いたしております。

平成28年度においては専門学校等設立準備室が設置され、岡山県と協議を行っております。平成28年6月22日に岡山県に補助制度について確認し、国の直接補助制度である看護師等養成所施設整備事業交付金が平成25年度で廃止され、平成26年度から新たな基金事業が創設されていると説明を受けております。岡山県の補助金交付要綱に看護師養成所の施設整備補助金が記載されていないことを確認し、他の都道府県と同様に補助対象事業になるよう要望しております。

その後、平成28年8月4日に岡山県医療推進課から、美作市の要望を受け、施設整備について平成29年度において要綱の整備を行うこととなったと連絡をいただいております。工期については平成29年度へ延期する必要があると説明をそのときを受けております。

県からの回答を受けまして、平成28年8月22日付で平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）の事業提案を行っております。

平成28年10月5日の岡山県医療推進課との協議においても、岡山県から補助決定前に事業着手をすることは認められないとの説明を受けております。

本市といたしましては、指令前着工の制度があることから、岡山県に指令前着工を認めてほしいと要望を行いましたが、そのときは県から明確な回答はございませんでした。

その後、平成28年8月22日付で事業提案を行ってございました平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）について、平成29年2月6日付で「平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会の財政支援制度検討会で議論した結果、美作市から提案した事業を国へ要望することとはなりません」との通知が岡山県から届いております。

次に、学校法人大阪滋慶学園の協議内容等につきましては、本市と岡山県との協議に大原総合支所内に設

置しておりました学校法人大阪滋慶学園の開設準備室の職員が同席しており、岡山県との協議状況は把握していると判断しております。本市の職員が学校法人大阪滋慶学園本部職員と建築工事の着手時期について協議を行った事実を確認する書類は残念ながら見つかることはできませんでした。専門学校工事入札時期、工事請負契約、地鎮祭等については、大阪滋慶学園と日程等の調整ができており、工事着手時期については協議がなされたものと思っております。

3点目のこの交付金等の補助申請等に係るこれまでの一般質問への答弁の整合性についての御質問ですが、まず平成28年12月議会での当時の森分総合戦略監が「国、県の補助金は平成29年度に滋慶学園が申請すると聞いている」と答弁いたしております。森分総合戦略監は、当時の担当である池田企画振興部長、高尾専門学校等設立準備室長から得た情報をもとに、内部で調整したものを議会で答弁しております。平成28年12月当時は8月22日付で事業提案を行っていたことや指令前着工の可能性があったことから、「国、県の補助金は平成29年度に滋慶学園が申請すると聞いている」と答弁したものと思っております。

次に、平成29年6月、平成30年3月議会における当時の池田企画振興部長が「当初予定していたが、補助のスケジュールから滋慶学園において申請を断念した」との答弁につきましては、先ほども申し上げましたが、平成29年2月6日付の通知の内容を失念しておらなければ、議会答弁は変わっていた可能性を否定できないと思っております。

平成28年度の県との協議状況、工事の着工時期等について丁寧な説明、議会に報告を行っておれば、議員の皆様にも御理解いただけたのではないかとと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員。

**11番（萬代 師一君）**

今る説明をいただきましたんですけど、1点目の国、県からの交付金事業については、当初は加速化交付金それから初度設備の事業補助金も対象に含めておったけれども、精査の結果は交付金等については看護師等の養成所施設整備事業交付金、額にいたしまして1億4,772万円との答弁であったというに理解をさせていただきます。

2点目の補助制度の推移及びそれに伴う協議については、国の直轄補助制度でありました看護師等養成所施設整備事業交付金は平成25年度に廃止をされたと、以降は岡山県の医療施設等施設整備補助金交付要綱へ移行し、その後、岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱、平成27年2月23日制定に移行されて現在に至っていると。つまり、当初は国の直接補助制度から県の基金事業補助制度に変わったと。そして、同要綱に岡山県の場合は看護師養成所の施設整備補助がメニューに載ってなかったもので、それを加えてほしいという要望をされたと。これを受けて、岡山県より28年8月4日付で施設整備については29年度のメニューに加えようと、しかし工期については29年度へ延期する必要があるという通知がありました。すなわち、指令前着工はだめですという連絡があったということでございます。

また、同年8月22日付で29年度の基金事業による事業提案等指令前着工を見てもらう協議を再三行っただけけれども、同年28年10月5日に再び県から補助決定前に事業着手することは認められないとの説明があったということでございます。

しかし、御承知のように、背景には、平成28年6月15日には建築設計監理の業務委託契約を締結をされました。また、28年11月25日には建築工事の請負契約を締結をされております。そして、28年12月13日には地鎮祭と、事業は進行しております。そして、平成29年2月6日付で岡山県から「美作市からの事業要望は国へ要望することにはなりませんでした」の通知があった。これが最後通告であろうと思っております。

以上が一連の補助制度の推移及び協議の経緯への答弁というふうに理解をさせていただきました。間違っておれば訂正をしてください。

そこで、お尋ねをいたします。

先ほどの国へ要望することにはなりませんでしたがの最後通告について、なぜ国へ要望ができなかったのか、その理由を確認されたのか、そして、その理由は何であったのかをお尋ねをいたします。

次に、結論といたしまして、施設整備に係る補助金1億4,772万円は申請すらしなかったということでございます。しかし、当初から本事業につきましては、市の補助金の限度額は10億円とする、ただし市の実施負担額は2億円台におさめる、そして市の持ち出しを少しでも少なくするように努めるの説明で終始されておりました。なぜ限度額10億円、実質負担額3億円未満——2億九千九百数十万円になるかと思いますが——のみを強調し、また正当化し、本来あるべき市の負担軽減の努力をないがしろにされたのかをお尋ねをいたします。

次に、平成30年4月7日開校をなぜ強引に進められたのか、延期する考えはなかったのか、このことについて滋慶学園との協議があったのか、あったのであれば協議内容もあわせてお尋ねをいたします。

3点目の議会答弁についてでございますが、森分総合戦略監の答弁では、平成28年12月、当時は指令前着工の可能性があったとの答弁でございます。先ほども申しました、28年8月4日付で美作市の事業は29年度のメニューには加える、しかし工期は29年度に延期が必要でと、また同年10月5日で補助決定前に事業実施は認められないとの県からの連絡があったとのことでございますが、何をもって指令前着工が認められる可能性があるとおっしゃられたのかをお尋ねをいたします。

次に、池田企画振興部長の答弁では、29年2月6日付で岡山県からの通知、「美作市の事業は国に要望することはなりませんでしたが」を失念していなければ、答弁は変わっていた可能性は否定できないと思うとの答弁でございますが、平成28年8月22日の事業提案、そして再三の指令前着工を認めていただきたいとの市の要望を受けて、施設整備補助金1億4,772万円はだめでしたの公文書を失念していたとは、うっかり忘れていたミスで済まされる問題ではございません。全く理解できません。失念について詳細な説明を求めます。

#### 議長（岡本 泰介君）

平田企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。5点質問をいただいたと思っております。

まず、1点目の国へ要望することにはなりませんでしたがの理由についてですが、先ほどもお答えさせていただいたとおりでございます。当時は確認を行っておりません。私のほうで電話により医療推進課のほうへ理由を確認したんですが、審査の過程における内容のお問い合わせにはお答えすることはできないとの回答でございました。

次に、2点目の市の負担軽減の努力をなぜないがしろにしたのか、平成30年4月の開校を強行したのかとの御質問ですが、美作市の実質負担を軽減するため、国の地方創生交付金、合併特例債等の活用を国、県と協議を行い、国の地方創生の交付金5,000万円、残りの全額が合併特例債の対象事業となりました。しかしながら、看護師養成所に係る補助金につきましては、岡山県と協議を行っておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、平成29年2月6日付の通知により、美作市から提案した事業を国へ要望することとなりましたとの通知が岡山県から届いております。

市といたしまして、実質負担を軽減するために国、県と協議を行ったところでございますが、具体的には

市の負担を下げるために地方創生の加速化交付金以外に、先ほども言っております看護師等養成所施設整備事業交付金につきまして岡山県と協議を行っております。これにつきましては、補助金の交付を受けることはできませんでした。

3点目の平成30年4月の開校を進めたのかとの御質問ですが、平成28年3月26日付で本市と学校法人大阪滋慶学園との間で、専門学校の開学の目標時期を平成30年4月とする基本協定を締結いたしております。学校法人大阪滋慶学園との協議内容等につきましては、本市と岡山県との協議に大原総合支所内に設置していた学校法人大阪滋慶学園の開設準備室の職員が同席しており、協議状況は把握しているものと判断しております。本市の職員が学校法人大阪滋慶学園本部職員と建築工事の着手時期について協議を行った事実を確認する書類は見つけることはできませんでした。専門学校の工事入札時期、工事請負契約、地鎮祭等について大阪滋慶学園と日程等の調整ができており、着工時期につきましては協議がなされたものと思っております。

4点目の指令前着工の可能性があったとの根拠についてでございますが、先ほどの答弁と繰り返す部分もでございますが、同じ岡山県の基金事業で、県の保健福祉部長寿社会課が所管する同じ基金事業の介護施設等整備分の補助金交付要綱の中に指令前着工の制度があるとなっていたことから、医療推進課に対して指令前着工を認めてほしいと要望を行ったものでございます。

5点目の通知を失念していたことへの御質問ですが、岡山県からの通知につきましては、私が当時調べた結果として知り得たものでございます。当時は専門学校の認可関係書類の提出、学生寮の検討など忙しい時期であったと思いますが、岡山県からの通知を失念することはあってはならないと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

若干の補足をさせていただきたいのはどういうことかといいますと、国の制度がかつてありました。これは、国がこういった事案に対して直接に補助をしていただくということでありました。それで計算すると、1億四千数百万円というのが出てくる。次に、ほかの県にも聞いてみましたと、出てましたと。ところが、協定を締結できそうだと、要するに滋慶学園がこっちに進出について10億円出してくれるんなら行くと言った時期においては、実は岡山県には制度がなかったんですね。これは、国がじかにやる制度と国が都道府県を通じてやる制度の差なんですけれども、それぞれの県の御判断というのがそこに絡んでくるものですから、制度がなかったというのが非常に大きな前提、制度がないものはこれは使えませんから、そこで私どもとしては一生懸命制度の復活を求めたというのが第1段階であって、そのときに特に文科省とか厚生労働省から岡山県に対しても何ぼかのコミュニケーションをしていただいて、県もそれじゃ検討するかというふうになったのがたしか平成28年の春ごろだったと思います。そこで、岡山県においてもひょっとお金がもらえるかなという状況にまで我々としては持っていったと。ところが、その協定をつくって期限が切れた後になってから、いや、指令前着工はだめだっという議論が出てきたちゅうのが事の本質なんだというふうに思っております。これが1点目です。

それから、2点目の補足は、平成29年の県からの、萬代議員に言わせれば最後通牒ですか、私もそう思いましたけど、その扱いは極めてずさんであったと言わざるを得ないわけでありまして。つまり、ある段階で文書の共有がとまっていたということになっていて、ここについては私も大変なぜなんだろうかということとで気にはなっているんですが、はっきりした理由がないと。その文書の共有がある一定段階でとまってい



まったことが失念というか何というか、事案を明確に議会に対して御説明あるいは直上である方々あるいは私に対する事案の説明の不徹底になったのかなという気はしております。

いずれにしても、私どもとしましては、岡山県においては適用がなかった補助金の適用を一生懸命国と協議をして、適用可能性ができた段階で協定を結んだ、その後、指令前は云々かんぬん、行ったり来たりしているんですけど、だめだとかいいとかいろんな議論がある中での話であったということになるかと思うんです。

最終的には、物事を整理をいたしますと、国へ要望することになりませんでしたという通知が滋慶の間で共有されていたかどうかは知りませんが、共有されていたとすれば、それは滋慶学園としては要望できないということになりますので、ようわからんことが大分起きたと思いますけども、整理をすると、もともとはなかった補助金かもしれないというところがあった、それを我々としてはある補助金にしてくれというので相当頼んでいて、大分実現しかかっていたんだということを補足として申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

今市長から補足説明ということで、滋慶学園との基本協定後に指令前着工はだめだということがわかったということと、それから他県にはメニューがあるけど岡山県にはメニューがなかったと、それについて国に要望してメニューに加えてもらうようにしたと。こちらについては、私の解釈では、29年度にメニューに加えるからという県からの通知がございました、ただその中で指令前着工はだめですと、29年度からの事業にしてくださいという但し書があった、そのことだろうと思いますし、失念については情報の共有が十分でなかったという一つの反省を言われたんじゃないかなと思います。

それで、今、平田心得のほうから2遍目の質問に対して答弁いただいたんですけど、私なりに、1点目についての国の要望については、審査過程の内容だから答えられないということの後から平田心得が確認をして、そういう答弁を用意されたんだろうと思うんですけど、このことは何を言うとならということ、当然のことでしょうけども、指令前着工はだめだから、その審査会においても不採択となって国のほうに要望をできなかったということが明白ではないかなと私は思います。

それから、2点目の負担軽減については、先ほども加速化交付金とか合併特例債の採択を要望し、それについては勝ち取ったんだということとございましょうけども、私が冒頭1項目として上げております施設整備事業の補助金1億4,772万円の交付は受けられなかった、このことが私は負担軽減の努力をないがしろにしてると言うところとございまして。こちらについても、途中経過でも我々議会のほうに説明があれば、そのときにしっかり議論ができとったと思うんですけど、いかんせん29年度の決算審議のときに初めてこういう補助金はなかったんですという平田心得の答弁からこの問題が表面化してきたと私は思います。途中での議会での協議というものをもっとやっておれば、またほかの方法になっとったんじゃないかなと思います。

3点目の30年4月に開校ということで、先ほどもその後に補助制度がなくなったんだということなんですけども、こちらのほうの、これは私が持っておりますのは基本協定書でございまして、第7条、協議のところにもこのように書いてます。この基本協定に定める事項について疑義が生じたとき及びこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上に決定をするというところとございまして。指令前着工をすれば施設整備補助金1億4,772万円はもらえないとわかった時点で、第7条の協議がなされて私は当然だと思います。

が、どなたが補助金の相当額を負担するとして工事を進められたのかなという思いがしております。

次に、4点目といたしましては、指令前着工の可能性についてということで、他の同様の基金の事業の補助制度が認められているから再三にわたって要望してきたんだとおっしゃられますけども、先ほども説明いたしました、28年8月4日付で工期については29年度へ延ばしなさい、また28年10月5日付の県の通知で補助決定前に事業着手は認められない、この2つの県からの通知を見る限り、一般常識から指令前着工が認められる可能性は私はゼロだと考えます。

5点目の通知を失念していたということで、先ほどの市長が補足されましたんですけど、確かに失念されてなかったら答弁の内容は変わっておるかもしれませんが、指令前着工はもう既に行っており、補助金額1億4,772万円は申請すらできない状態となっている。したがって、私は、失念か意図的か疑わざるを得ないと考えておるところでございます。

そのような2回目の答弁に対しましての私の感想も申し上げたところでございますけども、事業が実施された平成28年、29年には担当でなかった平田部長心得がそれなりに調査をされての答弁であります。当時の森分総合戦略監、池田企画振興部長に多少遠慮されとんのかなという気もいたしますが、私は全てにおいて曖昧な答弁と言わざるを得ません。

そこで、3回目の質問をいたします。

こちらにつきましては、市長みずから答弁をお願いをいたします。

1点目の補助金の経緯について、市長は担当者からどのように聞かされていたのか、そして聞いていた場合、どのように指示をされたのかをお尋ねをいたします。

2点といたしまして、大阪滋慶学園との工事着手時期につきまして担当よりどのように聞かされていたのか、また聞いていた場合はどのような指示をなされたのかをお尋ねをいたします。特に、指令前着工ありきで岡山県との協議をしたのであれば、平成30年4月開校の工期は変更しない前提での協議ではなかったのでしょうか、お尋ねをします。

本事業に係る重要事項に関する決裁者は、市の最高責任者であります市長でございます。施設整備補助金1億4,772万円がもらえなくなった原因はどこにあるとお考えなのか、再度お尋ねをいたします。その責任は市にあるのか、県にあるのか、大阪滋慶学園にあるのか。市にあるとすれば誰がどのように責任をとられるのか、県にある場合はどのように対応をお考えなのか、大阪滋慶学園にある場合は補助金に相当する額を返還してもらわなければならないと私は思います。

以上、3点につきまして市長からの答弁をお願いをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、助成制度の絡みでありますけれども、どういう話をしたか、どういう指示をしたかと、こういうことですが、基本的には、先ほどちょっと言いましたが、岡山県に対して窓口を開いてくれるように積極的に対応をしましょうという確認、指示をしております。それが平成28年の前半というか平成27年度の後半からそういう動きをしていると。それに対する報告は、何とかかなりそうですというような報告であったと思いますが、次に具体的な話として、指令前着工のよしあし云々が私のところに報告があったのは平成29年になってからなんです、その点については、平成29年になってから指令前着工でいいか悪いかという議論を県はしてるんだということがあったので、それで私は、今思い出しますと、平成29年1月に上京した際にそのことについて国にお話をさせていただいた経緯があります。あれはかなり急遽行ったと思ってます、もう着工し

てるわけですから。平成29年1月になって急遽、たしか1月10日か12日だと思うんですけども、上京してお話をした。そのお話はどういうことかという、こんなことを言ってるんだけど本当にそうなのかと、全国的に見たときにそれは必ずしも鉄則じゃないんじゃないのと、あるいは施設整備について見ると、例えば先ほど出ました介護については指令前着工であっても大丈夫なんだから、なぜそんなことになるのかっていうことが多分焦点じゃないかと思ってお話をし、そのときの感覚は、県の御判断でしょうけど、普通はそんなむちゃなことはないでしょうっていう御返事をたしかいただいたような記憶になっているわけであり

ます。

そういう状況でありますから、つまり指令前着工っていうものが絶対だめっていうな感覚をなかなかうちの職員は持ってなかったと思います。それが具体的に上がってるのは、さっき言ったように、29年になってからなんだけれども、なった後も、さっき言ったように、私どもが動いた感覚でいうと、そんなにむちゃなことを市が言ってる感じを国との折衝の中では受けなかったというようなこともこれあり、一方で事業っていうのはスケジュールがとって大切ですから、県の御都合によって事業計画を変えろっていうことはなかなか言えないというような話があったというふうに思うんです。

もう一個言わにゃいけないのは、これは誰の責任かっていうことになるけれども、私は、市の担当者のトップとして言うと、かなり一生懸命努力はしてます、これは。なかったものをあるようにするという、あるいは岡山県にも普通の対応をしてほしいという要請をかなり強くしたことは、これは評価できるというふうに思ってます。一方で、最終段階においてきちっとした分析あるいは問題の所在が明らかに把握できたにもかかわらず、それが例えば私に対する報告の中に入っていなかったとか、したがって議会との関係等、2月の通知、それがこっちに上がってこなかったとか、したがって私どもが議会に対して実はこうだったんだっていうことはしっかり言えなかったということについては、これは誰の責任があるか、最終的には市の、当局の問題ですから、私が責に当たらざるを得ないだろうと、こう思ってる。

一方で、岡山県に責任があるか、岡山県は岡山県の判断ができる、それは権限がありますんで、出さないっていうことを最終的に決めた権限があったので、そこへ持ってってああじゃこうじゃ言ってもしょうがない。国は、ちゃんとそれは原資は出すよと言ってるんですけどね。だから、その辺をどう議論するか、若干難しい点がありますけれども、滋慶学園としては、これはなかなか手の出しようがなかったのかなとは思っています。

したがって、どうなのかということですが、責任論っていうのは、もともと何が責任なのかということをは明らかにした上での責任論であって、補助金の場合にそれがとれるかどうかについての責任論っていうのはなかなか立論がしにくい。当然にもらえるものであれば責任論になってくると思うんですが、もらえるかどうか、さまざまな人の判断の中でしかできないものについて、それが責任論だということにはならない。例えば野球でいえば、出場する権利があるのに出場しなかったということについては監督も責任があると思うんですが、時間を忘れてましたとか、しかし勝った負けたについておまえ責任とれって言われても、それはなかなか難しい問題があるということかもしれません。

ただし、これについては、議員も御案内のとおり、監査請求が出て、監査請求の後、きのうの岡野議員の御発言によれば、裁判の議論にもなっているとおっしゃるんでありますから、そういう場での御判断っていうものを見ながら、最終的な責任っていうのが固まらざるを得ないんだろうかなという今は思っているところであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

総括。

この大阪滋慶学園の補助金につきましては、平成30年4月開校ということを強行し、私は、本来もらえるべき施設整備補助金1億4,772万円を放棄して、美作市の負担軽減への努力をないがしろにしたのではないかと、そういう問題提起をさせていただきました。

以上で私の本9月定例議会一般質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号11番萬代師一議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

議長（岡本 泰介君）

引き続き会議を開きます。

通告順番5番、議席番号12番山本重行議員の発言を許可いたします。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

それでは、議長の許可をいただきましたので、私の9月の一般質問をさせていただきたいと思います。

前日も一般質問の通告がおくれまして、かなりかぶった部分があったというふうなことで、私は、今回受け付け開始の日の当日の10時に提出をいたしましたけれども、5番目でございました。それでも重複するところが多々ございます。同じような質問になろうかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

さて、前置きからかぶるわけでございますけれども、先日私も、美作の文化センターで県内の市議会議員の研修会、片山善博先生の講演を聞く機会がありました。議会では是々非々で対応すべきと、そして議案は修正すべきだというふうなこと、それから議会で決めたことは議会で責任を持たにやいかんよと、そういった内容のことを言っておられました。なるほどなというふうなことを思って、すばらしい講演でございました。

その中で、一般質問についてです。先生は、電話で担当者に聞いても済むような一般質問はすべきじゃないというふうなことも言っておられました。言っとられる意味はよくわかるわけでございますけれども、ただここは県議会とは違いまして、美作の市議会でございます。みまちゃんネルというマスメディアを通じて市民の方々に情報をお知らせすると、そういった役目もあるわけでございまして、そういった質問も今回あるかと思っておりますけれども、そこを酌んでいただきまして、わかりやすい答弁をお願いをしておきたいと思っております。

今回私は、4項目について通告をいたしております。

1項目め、市民の安全・安心を守る施策について、2項目めとして市民の安全・安心を守るためのインフラ点検施策について、3番目として民法の大改正による市政の実務、市民との関係について、4番目として平成29年度一般会計決算書の不認定の責任についてというふうな4項目について通告をいたしております。

それでは、1項目めの質問に入らせていただきます。

まず、市民の安全・安心を守る施策についてでございます。

従来からですけれども、結構最近熊の出没というふうな放送を何度も耳にいたします。また、新聞等で見ますと、スズメバチであったりマダニであったりそういった被害も聞くところでございます。熊を初めスズ

メバチ、マダニの被害に遭うと、人命にかかわる、そういった場合もございます。熊、スズメバチ、マダニの被害はあるのでしょうか、またそういった被害の防止のためにどのような対策を講じられているのか。

また、最近ではイノシシ、鹿に続き、福山等でも猿が出て農作物の被害を受けてるんだと、そういった話を聞くわけでございます。猿に対しての被害の状況とか対策についてはどうなってるのでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、熊の出没被害、対策についてということでございますが、市内でのツキノワグマの状況でございますが、令和元年度は7月末までに24件の出没報告を受けております。内訳は、目撃が17件、痕跡があったものが4件、そして鹿やイノシシのわなに誤ってかかった、捕獲されたものが3件ということでございました。昨年同時期の62件と比較すると4割程度と少なくなっておりますが、目撃されても通報されないケースが増えているというふうに考えています。

人家に近い出没情報の場合は人身被害のおそれがありますので、有害鳥獣として捕獲許可を出しております。今年度は8月23日までに10件の捕獲許可を出しておりますが、8月22日に初めて1頭を殺処分しております。そして、9月になりまして2件を殺処分としまして、今年度は現在3件ということになっております。昨年は8月末までに16件の捕獲許可を出し、7頭を殺処分としておりましたが、ことしはなかなか成果が上がっていない状況でございます。

学校関係の熊対策としましては、児童・生徒の安全・安心を第一に考え、現在、勝田小学校の西町地区及び大原小学校の大野、大吉地区においてスクールバスの臨時運行を行っております。また、地域の方々の御協力によりまして登下校時の見守り活動を行っていただいております。

次に、猿、イノシシ、ニホンジカの被害、対策についてでございますが、まずこれらによる農作物への被害状況は、平成30年では被害面積23.8ヘクタール、被害金額1,639万4,000円と推定しております。個別に申し上げますと、猿が2.3ヘクタール、37万1,000円、イノシシが8.8ヘクタール、800万1,000円、ニホンジカが12.7ヘクタール、802万2,000円と推定をしております。

対策につきましては、猟友会に御協力をいただきまして捕獲を進めております。また、国、県の補助金を活用し、侵入防止柵の整備を進めているところでございます。

それから、猿につきましてですが、岡山県の調査によりますと、市内には英田地域を中心とする群れと美作地域を中心とする群れの2つが存在し、それぞれが拠点とする山林を中心に複数の集落を転々として野菜を中心に被害を及ぼしております。

猿の対策としては、追い払いに力を入れておりまして、猿の群れが集落に出没した際に、大きな音のする花火を使用して集落に定着しないよう取り組んでいるところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

私のほうからは、スズメバチの被害それからマダニの被害対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

スズメバチは、毒は強力で、人への攻撃性も強く、日本で最も危険な昆虫と言えます。刺される事故は全国で毎年数百件あり、30人から70人が死亡しておられます。

美作市消防本部によりますと、スズメバチに限定したものではありませんが、蜂刺されによる近年の救急

搬送は、平成26年に7件、27年に10件、28年に3件、29年に8件、30年に2件の計30件、本年は7月末時点で8件ということでございます。

スズメバチの被害から身を守るためには、巣を見つけた場合、刺激したりせず、近づかないことが最も大切です。

また、巣の駆除をお考えの場合は、自分では決して行わず、専門の蜂駆除業者をお願いするように御案内をしております。業者がわからない場合は、くらし安全課に御相談いただければ、市内にも優秀な蜂駆除業者がおりますので、御紹介いたします。

なお、万一刺された場合ですが、見える毒針は取り除き、冷湿布、冷やした湿布を貼るなどの応急措置をしていただきまして、医療機関を受診していただくようお願いいたします。なお、アレルギーが強く全身症状が起こる場合は命にかかわる場合がありますので、すぐに救急車で病院を受診していただきたいと思っております。

それから、マダニの被害、対策についてです。

マダニの生態につきましては、鹿、イノシシなど野生動物が出没する環境に多く生息しており、最近では民家近くに野生動物の出没が見られるため、民家の裏山や畑などにも生息をしている状況です。

マダニの中には病原体を保有しているものもあり、かまれることにより感染症が発生する場合があります。特に、SFTSウイルスによる重症熱性血小板減少症候群の発症が近年問題となっております。当疾患は、感染症法における届け出疾患となっており、本年は県内で2件の発症が確認されております。8月第1週までの報告でございまして、美作保健所管内では現在のところゼロ件ということでございます。

対策としましては、自己予防が最も有効であり、マダニが生息する場所に入る場合は長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴を着用し、肌の露出を極力少なくし、そのような場所に長時間寝転んだり座ったりしない、帰宅後はすぐに入浴して、着ていた服は洗濯するなど、マダニにかまれないように防御することが重要です。

万一マダニにかまれた場合は、直接手で取ったり潰したりせず、皮膚科などで適切に処置をしてもらうこと、また野山等で活動した後に発熱等の症状が認められた場合は早目に医療機関を受診していただくことなど、市としましても予防及び対処法について注意喚起をしまいたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

2回目の質問に入らせていただきます。

岡山県がツキノワグマに関する調査を委託しました丹後市の野生鳥獣対策連携センターというところによりますと、平成29年度末に推定生息数は、岡山県内に134から432頭の範囲で中央値254頭、それだけいるというふうなことでございまして、年々増加しているというふうなことでございます。以前、私が、もう20年近く前になると思いますが、担当していたときは、たしか十数頭とかそういったことを言われてたように思います。200頭もいるとなりますと、本当にいつどこで遭遇するかもしれないというふうなことでございます。

スクールバス等でも臨時のバス等で対応されているというふうなことでございます。今後十分そういったものについても対応されて、市民の方々が被害に遭わないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、マダニの関係でございまして、私を知ってるだけでも8人ですか、おられますし、この議場の中でもかまれた人が2人というふうなことで、それぞれ皆さん病院のほうで手当てを受けています。先ほどの話では県下で2人が感染されたというふうなことでございます。実は私の家族もやられておまして、病院

に行ったというなことでございますけど、いずれも私が知ってる方は感染症にならずに済みましたが、マダニの5%から15%ほどはウイルスを持ってるというふうなことでございました。

先ほどの答弁でもありましたけれども、今は庭にでもどこでもマダニというのがおります。うちの家族は、庭の剪定をしておってやられたというふうなことでございますので、公園であつたりあるいは校庭でもそうですけれども、草等がありますとマダニがおる可能性がございますので、その辺十分注意をしていただきたいというふうに思います。

次に、スズメバチでございますけれども、今はマムシにかまれて亡くなられる方は非常に少ないと、それでスズメバチについては、先ほどにもありました、年間で30人から70人ですか、そういった方が亡くなられとるというふうなことでございます。駆除を業者の方にお願いと約2万円はかかるというふうな聞いておりますけれども、さまざまな形で駆除の依頼があると思いますけれども、場所によって対応がかなり変わってくるんじゃないかと思えます。

具体例を挙げて説明をしていただきたいと思えますけれども、例えば橋の欄干にあつたり、あるいは民家の屋根の下にあるというふうなこともございましょうし、また同じ家でありまして通学路に接してるところの車庫にある場合があります。そういったところにあつた場合に市民の方々から駆除の依頼というのがあると思えますけれども、そういった場合についてどのような対応をされているのかというふうなこと。

それから、国内ではスズメバチに対する駆除を市がしたり、それから補助対策をしてるというふうなこともあるといふふう聞いておりますけれども、そういったところはあるのでしょうか。

次に、猿のほうでございます。先ほども申し上げました、結構あちらこちらで出てるわけでございます。農作物の被害は、被害的には全体と比べれば少ないわけでございますけれども、それでも猿が来ますと手に負えない、どこからでも入ってくるわけでございます。猿の駆除を今はできるというふうになっておりますけれども、そういった猿の駆除、またこれも猟友会の方も結構嫌がるんですね、猿の駆除といいますと。そういった駆除の状況はどうなんでしょうか。それから、猿に対する有効な対策というのが何かございますでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼します。建設部からは、道路沿いの蜂対策について答弁をさせていただきます。

国道や県道、市道においては、巣が橋梁等の施設や附属物など道路敷地内にある場合はそれぞれの道路管理者で撤去を行います。民地内の巣については、原則土地の所有者の方にお願することとなりますが、巣が道路に面した箇所であり、土地の所有者が不在地主や空き家等で対応に時間を要する場合は、関係部署と調整の上、対応を検討します。また、農林道では、通常の維持管理を行っていただいております受益者等にお願したいと思えます。

いずれにしても、被害を未然に防ぐ必要がありますので、状況により柔軟に対応してまいりたいと思えます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

景山市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

市民部のほうでは、自宅、家です、民家等のことについて御説明させていただきたいと思えます。

くらし安全課のほうに年間10件ぐらいの問い合わせがございます。家に蜂の巣、特にキロスズメバチだ

と思いますが、その蜂がいたときにはどうしたらいいんだろうかなという問い合わせがございまして、これにつきましては、くらし安全課のほうでこういう事業者がいるということで報告をさせていただいて、個々の判断によって電話をしていただいとるということでございます。

それと、国内での補助金がどうかということの御質問がございましたが、これにつきましては岡山県下ではございませんが、隣の兵庫県なんかに行きますと5,000円程度の補助金が出ているという状況を把握してございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

猿対策について答弁をさせていただきます。

猿につきましては、有害鳥獣駆除許可による捕獲奨励事業というのを行っております。1頭につき1万9,000円から2万6,000円の奨励金を交付する事業でございます。この駆除許可につきましては通年で出しておりますが、捕獲状況は平成28年度が2頭、29年度はなくて、平成30年度2頭と、非常に少ない状況でございます。

追い払いに力を入れているが、ほかに有効な対策はないのかということでございますが、猿につきましては、岡山県がニホンザル第二種特定鳥獣管理計画というものを立てて、猿の管理については群れを基本単位として、加害レベルの高い群れから除去するというので、効率的に全県下の加害レベルの低下を図るといふふうに計画でされております。

当市の被害レベルは著しく高い状態ではないとのことで、個体単位での駆除といった対応になっております。そのため、今後も追い払いに取り組みながら、群れや被害の状況の把握に努めてまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。先ほどのマダニの報告件数のことについてですが、本年、県内で2件、美作保健所管内はゼロ件という数字ですが、これはウイルスに感染して症状が発症したケースについての報告の数字でございますので、御理解いただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本重行議員。

**12番（山本 重行君）**

猿の関係ですけども、被害は少ないというふうなことで従来どおりの追い払いというふうなことで、なかなか難しい対策だというふうに思いますけれども、引き続きできるだけ被害が少ないようにというふうなことで対応をお願いしたいと思います。

それから、スズメバチについても、それぞれの状況によって対応が違うんだというふうなことでございました。なかなかこれもその場その場でというふうなことになりましようけれども、これについてもできるだけ速やかに、被害に遭われないようにという形でやっていただきたいというふうなことを要望をしておきます。

ツキノワグマあるいはスズメバチ、マダニ、身近なところに危険が存在をしております。改めて注意を喚起したいというふうに思います。これでこの質問は終わります。



議長（岡本 泰介君）

はい、2項目めに入ってください。

12番（山本 重行君）

市民の安全・安心を守るインフラの点検施策についてというなお尋ねをいたします。

中央自動車道の笹子トンネルの事故を受けて、インフラの点検が義務づけられておりますけれども、橋梁、歩道橋を初め、どのような施設の点検が必要で、そうした箇所の修繕状況、見通しは怎么样了のか、お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

春名建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

それでは、橋梁、歩道橋等の老朽化の点検の修繕の状況についてということで御答弁申し上げます。

道路法施行規則によりまして、点検は5年に1回の頻度で行うことを基本とすることと定められております。市内にある816橋の点検は平成30年度末で1回目を完了し、結果としましては緊急対策を要するものはございませんでした。

今後において、建設後年数を経過するものが増え、架け替えや大規模な修繕が必要となる橋梁も増えることが想定されます。大規模な補修や修繕は経費が大きくかかることから、計画的な補修工事を行い、経費の節減と予算の平準化を図られるよう、橋梁の長寿命化に基づいて適正な対応に当たってまいりたいと思っております。

それから、橋梁以外の施設ということで、例で道路のり面ですけれども、点検や道路パトロール、地域からの情報をもとに、既設構造物の老朽化や落石、崩土等を把握し、定期的な道路巡視も行いながら、補修や対策工事を計画的に進めているところであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

2回目でございます。

ことしの8月19日の山陽新聞の社説に、これもせんだってある議員が言っておられましたけれども、老いるインフラ、修繕のおくれに不安拭えずと、そういった見出しの記事がございました。橋やトンネルなど身近なインフラの老朽化とその対応のおくれが浮き彫りになったというふうなことでございます。

国土交通省や地方自治体が2014年から18年に行った点検の結果、全国の橋約6万9,000、トンネル4,400、歩道橋など道路附属物約6,000の計8万カ所で5年以内の修繕が必要とされたというふうなことでございます。一方、修繕のほうの着手率は、18年度末の時点で橋が22%、トンネルが36%、附属物が24%にとどまっているというふうなことでございます。また、岡山県内では5年以内に修繕が必要とされたのは、橋が2,249、トンネルが124、道路附属物が162カ所だったとのことでございます。

先ほどの答弁では、緊急対策を要するところはなかったというふうなことでございます。緊急対策の必要な箇所と5年以内の修繕の必要箇所とは、意味合いはどう違うのでしょうか。また、美作市内には5年以内に修繕の必要箇所はあるのでしょうか、ないのでしょうか。また、5年に一度の調査義務がほかのインフラには関係ないのでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

議員お尋ねの緊急対策の必要な箇所と5年以内の必要箇所の意味合いの違いですが、結論から申し上げますと、緊急対策の必要な箇所は、5年以内の修繕が必要なものに含まれております。その中でも特に、通行どめであるとか、緊急補修、架け替えなど緊急的な措置が必要なものという位置づけとなっております。これに加えまして、5年以内に措置を講ずるべきものには、構造物の機能に支障が生じてる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態のものということで、早期措置と呼んでますけども、というものがおります。

美作市には、5年以内に修繕すべき橋梁は、緊急措置が先ほど申しましたようにゼロ橋となっておりますが、早期に措置を講ずべき状態のものというのが30橋あります。そのうち平成30年度末時点で約50%が補修完了と現在補修中という状況です。

次に、橋梁を除く点検が義務化されているインフラはということですが、トンネルそれから道路公共物等であります。この道路公共物とは、大型カルバート、横断歩道橋、門型の標識等です。この道路附属物は、落下、倒壊することで道路の構造または交通に大きな支障を及ぼし、重大な事故につながるような大規模な施設とされております。

美作市の市道には該当するような大規模なものはございませんが、小規模な街路灯など道路附属物は多数存在しております。

これからも、これらを含め道路パトロールや地域からの情報もいただきながら、不良箇所の早期発見に努め、対応してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本重行議員。

**12番（山本 重行君）**

緊急な措置を要するところは、5年以内に、そのほかに含まれてるというなことでございました。

新聞紙上等で見ますと、なかなか修繕が進んでいないというふうなことで、その要因としては技術が足りないとか、あるいは予算の問題があったりというふうなことが報じられております。

せんだってのここの中での議論の中でもそういったことがございました。職員の問題あるいは予算の問題、そういったこともございますけれども、今聞きますと橋についてはまだ約50%というふうなことで、逆に言えば50%は残っておるというふうなことだろうと思います。これにつきましても、人命ということを第一に考えていただいて、早期に対応していただきたいというふうなことを要望いたしまして、この項についても終わりたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

はい。では、3番目に入ってください。

**12番（山本 重行君）**

次に、民法の大改正による市政の事務と市民との関係というふうなことで質問をいたしております。

平成29年5月に民法が大幅に120年ぶりに大改正をされまして、6月に公布されまして、いよいよ来年4月に施行されるというふうなことになっております。市政の実務にどのように関係し、市民とのかかわりはどのようになってるのでしょうか。

1回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

失礼いたします。議員御質問のとおり、改正項目が約200項目にも及ぶ改正民法が来年4月1日に施行されることとなっております。このたびの改正では、債権関係で時効制度、保証のあり方、売買、請負契約などにおいて大きく変わっているというふうに聞いております。

そして、これらの改正が自治体業務にどのような影響を及ぼすかということでございますけれども、考えられますのは、短期消滅時効の廃止に伴いまして、水道料金の未収金の時効関係、病院においては診療費の請求権、公営住宅の管理では保証契約や賃貸借に関する敷金の取り扱いなどに注意をする必要があるものというふうに思っております。

また、請負契約の関係では、従来の瑕疵担保責任が不適合担保責任というふうになり、担保期間等の改正、そして前払い金及び中間払い金などの取り扱いについても見直しが行われておりまして、これを踏まえて、現在、国土交通省では、中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループを設置されまして、標準約款の改正案を検討されております。我々もいたしましては、その結果が出るのを待っているという状況でございます。

そして、施行を半年後に控えた9月定例会でこのように民法改正についての御質問をいただいたことをよい機会と捉えまして、それぞれ関係する部署におきまして改正点を改めて確認し、遺漏のない対応に心がけてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本重行議員。

**12番（山本 重行君）**

この間、120年間にわたって民法については実質的な改正がなかったというふうなことで、今日の経済の複雑化であったりあるいは情報化社会の進展と、そういったことでありまして、また最高裁判所の判例に基づいて運用されてきた部分、そういったものを含めて、今の社会に対応して、そして判例によって確立された、そういった基本的なルールを明文化したと、そういった民法だというふうに聞いております。

民法は、本来、私人間の法律でございますけれども、先ほど答弁の中にございました工事請負契約であったり備品の売買契約あるいはシステムのリース契約等々、民法の適用になります。

先ほど少し消滅時効についての点に触れられましたけれども、それぞれの担当の部署におかれまして、次の項目で6点申し上げます。もし現段階でこの点についてはこう変わるんだというふうなことの御理解がございましたら、その点についてお知らせを願いたいと思います。

まず、短期消滅時効の制度の廃止に関して、法定利率の変更に関して、保証人の法強化に関して、住宅等の敷金に関して、瑕疵担保責任に関して、定型約款の新設について、以上6点について、どの辺が今の市政の実務と関係をしておられるんでしょうか、お尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼します。民法改正に関しましての2回目の御質問ですが、まず私からは請負契約に関係する改正点についてお答えをさせていただきます。

まず、瑕疵担保についてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現行民法の瑕疵担保責任は廃止をされまして、引き渡した売買目的物が契約内容から乖離していることに対する責任について、新しく契約不適合責任というふうに規定をされました。

変わった点は、現行法では、瑕疵の補修、損害賠償の請求は、仕事の目的物を引き渡したとき、または仕

事が終了したときから1年間、建物その他の土地の工作物が目的物の場合は5年間などというふうにされておりました。これが改正法におきましては、引き渡したときを改めまして、不適合を知ったときとされております。請求期間も、不適合の事実が発生したときから10年間、それから権利を行使できることを知ったときから5年間というふうにされております。

また、このほかにも、請負人の資金繰りを確保するため、請負代金債権について、譲渡が行われる場合の取り扱いなどの制限についても見直しをされるようございまして、これらを踏まえまして、先ほど申し上げましたワーキンググループで検討がされているところでございます。

また、西日本建設業保証株式会社からの情報では、地方公共団体では改正民法が施行されるまでに請負契約約款等の改正が必要になると聞いておりまして、同会社においても、この改正に伴い国土交通省が行う公共工事標準請負契約約款の改正について注目をされているというところでございます。

なお、今回の民法の改正を受けまして、他の行政事務、特に美作市のオリジナル事業、単独の事業でございますけれども、これらにつきましては国や県からの情報提供というのがございませぬ。このことから、関係部署と総務課総務係、法制担当とが連携をいたしまして、影響のあるものを洗い出し、適切に対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

森元環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

失礼いたします。私のほうからは、水道料金にかかわる事案について説明させていただきます。

まず、消滅時効制度についてですが、以前公債権として位置づけられておりました水道料金の債権が最高裁の決定によりまして私法上の債権として短期消滅時効の2年が適用されることになりましたが、今回の改正民法により職業別の短期消滅時効が廃止されるとともに、債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年の消滅時効が新設されます。

改正法の経過措置としまして、改正法の施行の日前に給水契約に基づいて発生した水道料金の請求権は、改正前の2年の消滅時効の期間が適用されることとなります。また、施行日後に締結されました給水契約に基づいて発生した水道料金の請求権の消滅時効は、今度は5年が適用されることとなります。

具体的な事例を申しますと、例えば借家に新しく入居された水道の開始届が出されますと、これを市が承諾した時点で給水契約が成立したと考えられますので、今回の民法改正施行日後であれば5年が適用となります。

また、相続の場合につきましては、従前の債権債務が包括的に承継されますので、非相続人の給水契約締結日が改正法の施行日前、後のいずれかによって水道料金債権の消滅期間の適用が変わってまいります。

いずれにしても、未収金の回収につきましては、水道事業の運営上、重要な課題でもありますので、今回の改正法を十分理解しまして、未収金の回収に努めてまいりたいと思います。

また、定型約款に関する規定が新しく新設されます。改正民法では、不特定多数を相手として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることが双方にとって合理的な取引に用いられる契約条項である定型約款に関する規定が新設されます。水道供給契約の条件を定めた供給規定がこの定型約款に当たるもので、給水契約の申し込み時におきまして、需要者に対して定型約款を契約の内容とする旨を表示することなどが今後は必要になってまいります。この法律につきましては、新しくできる法律でありまして、具体的な記載内容について早期に整備する所存でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。私のほうからも、短期消滅時効に関連した改正部分について答弁をさせていただきます。

病院、診療所関係ですが、現行の民法では消滅時効期間は原則10年ということで、先ほど環境部長のほうからもありましたが、職業別の短期消滅期間が特例として設けられており、医師、助産師または薬剤師の診療、助産、あとは調剤に関する債権は、債務承認から3年経過した場合に時効の援用により消滅するというようになっておりますが、今回の改正によりこの職業別の短期消滅時効の特例が廃止されますので、診療報酬の時効期間は5年ということになります。

また、大原病院におきましては、保証人の保護ということが関係することとなることを見込まれて、入院に当たりまして連帯保証人による費用支払いの保証契約をとっておりますが、保証人保護に関する改正もこのたび行われまして、個人が行う根保証契約について、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額を定めなければ保証契約が無効となる場合があるとのことでありますので、今般、保証契約書の様式の変更等の対応が必要になってくるものと考えております。

いずれにしましても、入院費用を主とする未収金の回収につきましては、病院運営上の過大な重要課題の一つでございます。今回の民法の改正点に留意しながら、債権額の解消に努めてまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

私のほうからは、住宅に関連して答弁をさせていただきます。

市営住宅の入居時に必要となる保証人が民法の個人根保証契約に当たるため、保証人が責任を負う金額の上限となる極度額の設定が必要になります。

一方で、近年身寄りのない単身高齢者等が増加しており、保証人の確保が困難となることが懸念されております。国土交通省では、住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないことが必要です。

そこで、平成30年3月改正の公営住宅管理標準条例（案）で、保証人に関する規定を削除し、各事業主体に対して保証人制度の廃止を求めています。

これらを受けまして、美作市では、近隣の事業主体の状況を調査検討しております。今後必要なことを踏まえて、条例改正を12月議会に上程を考えておりますので、よろしく申し上げます。

ほかに、条例改正に伴う内容としましては、法定利率の変更に伴う関連条項の改正を予定しております。

また、条例には影響しないものの、関係する項目としましては、保証人への家賃支払い状況の情報提供、借り主による修繕や原状回復義務、敷金の取り扱いなどが関係しているため、運用に当たっては適切に対応してまいりたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員、2番目も答えられましたかね、2項目め。

**12番（山本 重行君）**

2項目めも、残ってる部分があるんですけども……。

**議長（岡本 泰介君）**

そうでしょう。

**12番（山本 重行君）**

現段階なんで、もしその辺が把握されてなかったら結構でございます。把握されれば。

議長（岡本 泰介君）

よろしいか。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。今回の民法改正でということで、法定利率の関係の件が市民部に1件ございます。これは税に関するものでございますが、還付に関して5%から3%に改正されるというようなことを思っておりますので、今回の改正によりまして法改正に準じて改正するという予定をしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

3回目ですとめというふうなことにしたいと思います。

先ほどから幾らか答弁をいただいた、重複した部分もあろうかと思っておりますけれども、1つ目は短期消滅時効の関係でございますね。水道事業であったり病院事業、それと学校関係の債権についても、同じ今年5年の消滅時効ということになってくるというふうなことでございます。

それから、法定利率につきましては、変動の金利が今回導入されるというふうなことで、法定の分と約定の分と2つ出てくるというふうなことでございます。

それから、保証人の保証の関係でございます。これも先ほどございました極度額といえますか限度額というか、上限を定める必要があるというふうなことでございます。公正証書等が作成されてる場合にはまた別の考え方もあるというふうなことがございますけれども、その辺についても変わっていくと。

また、住宅の敷金については、原則的には返還しなくてはならない、そういったことを明文化されまして、その場合でも借り主に未払いの金銭債務がある場合については、貸し主は敷金から差し引くことができるという規定も追加されたりというふうなことでございます。

また、瑕疵担保責任については、欠陥の伴う修理や代金消滅額、そういった請求もできるようになりました。

また、定型約款の新設ということでございます。これも先ほど少し答弁がございましたけれども、不特定多数の相手方と行う取引で、内容の全部、一部が画一的な部分については定型取引という形で定型約款は定められたと。先ほどございました水道であったり電気、ガス、旅行等に関してはこういった約款が使われるというふうなことでございます。

まだ来年の4月というふうな期間がございますので、それまでには十分職員の方々がこういったことに研さんされまして、市政の実務に不都合が生じないように、また市民の方々がそういった不都合にならないように、機会あるごとにそういったことを説明をしていただきますように要望いたしまして、この項については終わりたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

これより1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本重行議員、4番。

12番（山本 重行君）

4項目めでございます。

29年度の一般会計の決算書の不認定の責任についてということで通告をいたしておりますけれども、議長、ここで休憩をお願いしたいと思います。どうでしょうか。理由を言ったほうがええでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

いや。

答弁調整のため暫時休憩します。

午後1時01分 休憩

午後1時32分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、山本重行議員、質問を続行してください。

12番（山本 重行君）

それでは、4項目めに入らせていただきます。

今回市民の方々の関心も高いというふうなことで、平成29年度の決算書の不認定の責任についてということで通告をいたしております。

あえてここで申し上げたいと思いますけれども、御存じのように、一般質問は行政全般についてできるだけ具体的に質問をすべきというふうなことで、そのことに沿って私は今回通告をいたしておりますので、あえて申し上げておきます。

それではまず、平成29年度の一般会計決算書の不認定をどのように捉えておられるのか、まずお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

決算の認定不認定につきましては、できれば、当然のことでございますけれども、認定という姿で次の年度にしっかりと移っていくべきでありまして、認定をされなかったというのは我々にとって残念であります。

一方で、なぜ認定が得られなかったかということにつきましては、3月の議会でも申し上げたと思っておりますけれども、私たちの執行部の中で十分に情報が上がっていなかったとか共有がされていなかったということが一つの原因となって、議会に対する説明に相当不十分なところがあったのではないかとことを申し上げ、そしてそのことについて執行部を代表して私が責任を感じているということ、けじめをつけたいなということも申し上げたような経緯がございますので、答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

残念というふうなことでございましたし、違法か合法か、あるいはまた妥当か妥当でなかったかというふ

うなことで、昨日もそういった話もございましたけれども、少なくとも今議会、決算特別委員会であったり、あるいは議会の中で今回のこの支出に関しては問題があるだろうというふうなことをこの議会の中ではそういった形で不認定になったと私は思っております。

特に、先ほどもございましたけれども、質問がダブるかもしれませんが、先ほどの質問と、萬代議員の質問とダブるかもしれませんが、少なくともそういった形での情報の共有ですか、そういったことであつたり、問題がいろいろとあるというふうなことで、今回の不認定ということになったわけでございますけれども、その責任といたしますか、それについては市の中にあるのか、あるいは滋慶学園あるいは県というふうなことでございます、それもありません。市の中にあるとすれば、市長は、最終的にはそれは私に責任があるんだというふうなことで、当然だと思いますけれども、ただそれにしてみても、本当に情報の共有がどこに問題があつたのか、例えば担当であつた森分氏にあつたのか、あるいは池田氏にあつたのか、それと市長にあつたのか、その辺についてを明確にしていくべきではないかというふうには私は思うわけです。例えば職員であつても重大な過失があつたとするならば、市長に一応あるにしてみても、そこに責任がいくだろうというふうには思うわけでございます。

再度、先ほどもあつて申しわけないんですけども、経過についてもう一度お伺いをしたいと思います。

平成29年度の一般会計決算書については、特別委員会でも議会でも不認定になったというふうなことでございまして、その当時担当であつた国から出向してこられた森分氏やあるいは県から出向の池田振興部長に対して、県との協議の経過あるいは補助金の申請の経過、議会答弁との関係について直接本人から聞きたいというふうなことで、私もそう思っていました。出席を何度も要請をしてきたわけですが、都合がつかない、都合がつかないというふうなことで、約半年ぐらいはかかったのでしょうか、そういった状況で来たわけですから、真相がいまだに明らかになってない。きょうの段階においてもまだ、平田部長心得さんも当時ある面担当された分もあるわけですが、本人でないといけない部分があるわけでございます。ですから、その辺についてはまだ真相が究明できてないというふうな分があると思います。

特に私が問題と考えておりますのは、岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金のうちの施設整備の1億4,772万円について、県のほうから平成28年の工事着手は補助対象にならないと何度も言われておる。そうした県との協議がありながら、なぜ建築の工事を9月に入札したのか。また、指令前着工についても認めないといった形で言われて、一遍は補助金を断念してると、そういった経過があつたわけですね。

その経過について、その年の28年12月の議会です、森分氏がその経過について全くしゃべらず、答弁することなく、「国、県の補助金、ほかの交付金の取り組み状況ですが、大阪滋慶学園より県に申請を行うものですが、学校教育法に基づく専門学校の設置申請を県に提出することが必要となっているとのことです。現在、年明けに設置計画書を提出する予定で作業を急ピッチで進めているところでございまして、当該補助金は29年度申請する予定と聞いています」と同じその年に、12月に答弁をされてるということです。

そしてまた、池田振興部長は、29年6月の議会答弁で「当初予定しておりましたこの補助金のスケジュール、そういったものから滋慶学園において申請のほうを断念されたと聞いております」ということで、本人たちでないといけないんですね。

あえて同じようなことになって、本人でないんで、部長が答えるのか市長が答えるのかわかりませんが、その辺苦しいといたしますか、本人でない部分があるかと思っておりますけれども、あえて次の点についてお伺いします。

指令前着工は認めないと言われていながら、なぜ9月に入札したのか、これについては誰の判断だったのか。先ほど申しました12月の答弁でなぜそのことを、指令前着工は認められないんですけど、県との協議をこ



れからも進めていこうと、そういった幾らかの希望があるんだというふうな、せめてそういった答弁だったんですか、それが全くその点については触れられていない。そしてまた、スケジュール等は30年4月のオープンに向けて協議をされたという事だったのでございますけれども、一体誰の判断だったのか、本当に学園の都合だったのか、その辺。それから、最終的な答弁の経過からいけば、今までの答弁からする限り、補助金をもらえなかったのは学園側のスケジュールというふうなことに無理があったというふうに聞こえるんですけども、それなのになぜ1億4,772万円を市のほうは支払ったのか、その点についてお伺いをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼します。まず、指令前着工の関係の御質問でございます。

実際の工事につきましては、9月入札、12月地鎮祭、着工という形で動いております。そういったことにつきましての判断は、当時、滋慶学園の準備室の職員が大原支所内に在駐しておりまして、そういったことも、岡山県との協議のときにも同席しておりまして、そういった流れの中で工事着手時期についても議論がなされるところと思っております。そういった中で、最終的な判断が誰かというところにつきましては、私も今回決算特別委員会等の指摘を受けまして調べましたが、記録等の確認はすることはできませんでした。これは萬代議員のときにも答弁させていただいております。

それから、森分総合戦略監の12月議会の答弁につきましても、当時の置かれた状況におきましては、指令前着工につきまして岡山県との協議をしますと、岡山県からは指令前着工についてはだめですという御意見をいただいとる。それに対して本市のほうは、他の長寿社会課のほうの補助事業においてそういう制度があるので認めてくださいと、そういった要望をしております。そういったことを受けまして、当時としては最終的なそのことについての、指令前着工についての県の最終判断はなかったというふうに、平成28年10月の時点ではそういう最終的な判断はなかったというふうに聞いている……。

〔「あったよ。私は聞いてんだ」と呼ぶ者あり〕

10月5日のときにはそういう。その後、平成29年2月になりまして、岡山県から通知が届きまして、補助金を国に進達することはできなくなったという通知でございます。

そのような流れの中で、森分総合戦略監につきましては、指令前着工の可能性があったという認識、それからそれに基づく手続も進んでいったところから、12月の発言になったと思います。

それから、池田部長の答弁につきましても、通知の存在というのは一番大きな重要な要素になってまいりますけれども、そういったことを踏まえておれば、29年度の議会答弁は変わったものと思っております。

それから、実際の工事のスケジュールにつきましては、基本協定に基づきまして平成30年4月に開校するという流れで動いたと思います。そういった中で、岡山県との協議で指令前着工、そういったことも協議しております。

そういった大きな流れの中から工事が着手されていったと。指令前に伴う実際大阪滋慶学園に対してどのような協議がなされたかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、記録の存在が確認できませんでしたので、私のほうはお答えできない状態になっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

漏れていますかね。

山本重行議員。

## 12番（山本 重行君）

補助金の支払いそのものが当初の予定からスケジュール的には相当無理があったんでないかというふうに思います。

全体の工事費が、最終的には減ったわけですけど、15億円というなことでなると、相当その点についてのスケジュール、その辺についてもどちらに責任があるんか、どこに責任があるかというふうなことも明確にもなってないですし、その辺に問題もあるでしょうし、また指令前着工そのものが、けさ何か医療関係の分で指令前着工が認められてるからというふうなことがございましたけれども、普通の場合、指令前着工というのはまずあり得ない、そういったことだと思います。

それから、通知の存在そのものについても十分把握できてなかったというふうなことで、いろいろと、当時の担当でなかった部長心得には大変申しわけないというか、非常に答弁しにくいところもあろうかと思えますけれども、そこら辺は非常に問題だというふうに思います。

私は、部長心得でなく、今でも本人から直接どうだったんかということを知りたいと思ってるわけですね。平成29年の地方自治法の改正で、決算の認定について、議案が否決された場合においても、当該否決を踏まえて、必要な措置を講じた場合、議会に対して、また市民に対して報告をしなければならないというふうなことを第233条第7項の中で定められたわけですね。ということは、今でも呼んで、どうだったんだということ、真相を明らかにさせてもらいたいと、それが1点なんです、私は。

それは、365日、森分氏にしてみても池田さんにしてみても、それだけ手があかないということはないと思いますね。その日に合わせて全員協議会でも開いていただいて、議員の方に呼びかけていただければ出てこられる人も多いと思いますので、その点は1点どうでしょうかということ。

それから、先ほど申し上げました、違法か違法ではないか、あるいは妥当か妥当でないか、この辺の判断については非常に難しいところはあるわけがございますけれども、少なくとも今回の1億4,772万円に対する支出に関して、本議会においては不認定となったわけがございます。この辺の支出についての責任というものについてはどう考えておられるのかについてお尋ねをいたします。

## 議長（岡本 泰介君）

市長。

## 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

不認定になった場合の責任ということについて、先ほど3月議会で申し上げたことを繰り返してお話をいたしました。その骨子というのは、基本的には十分な説明が十分な情報共有に基づいてできていなかったということについての責任というふうに考えておるわけですが、お尋ねのところは、今度は金銭的な問題というものも含むということになるというふうに理解をして申し上げるわけですが、そのあたりの問題につきましては、たまたまでございますが、市民の方から監査請求があったり、あるいは情報によると訴訟ということもあるというなことで、司法的な世界での判断も今動きがあるわけですから、そのあたり今ここでこうだというふうになかなか答えづらい状況になっているというふうに思っておりまして、大変恐縮ですけども、以上の答弁ということにします。

それから、前半の分については、心得のほうから何かあればお答えをさせていただきたいと思えます。

〔降壇〕

## 議長（岡本 泰介君）

市長。

## 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

森分元戦略監あるいは池田元部長、どういう考えでこうなったのかと、例えば平成29年2月に県から通知があったのがなぜ我々と共有できなかったのかといったところについては、確かに疑問がございます。そういった点について今議会でも山本議員から、意見をじかに聞きたいんだということ、あるいは当局として聞くべきではないかというような、そういう趣旨ですね、そういう趣旨の質問があったということについては、当然私どもとしてもそれを踏まえて御本人たちにもう一度確認をしてみたいというふうに思っておりますので、その結果が出ましたらまた報告をさせていただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員、総括で。

**12番（山本 重行君）**

監査請求が出てるというなことでございますけれども、それとここの議会とはまた全く別でございますので、その点はあえて申し上げときます。

今までも随分たくさんの方がこの件について発言をしますし、それからまだまだ質問をされる方もございます。その辺のことを十分踏まえられて対応していただきたいというふうなことを要望して、私の質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番5番、議席番号12番山本重行議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番6番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

**6番（倉地 重夫君）〔質問席〕**

6番倉地です。

では、ただいまより令和元年9月議会での一般質問を始めさせていただきます。

今回私は、森林環境税及び森林環境譲与税制度が始まり、その活用についてということと、それから2番目に30年末に行われた行政懇談会の中から3点、3番目として敬老会のあり方について、これも市民の方からどうにかしてほしいということで声が上がってますので、そのことをお伝えしたいと思います。そして、4番目として、ほかの議員の方もまた質問がありましたが、踏み間違い防止ペダルの設置補助金について、それから5番目として市民の要望について3件、以上をお尋ねしたいと思います。

まず、1番目の森林環境税及び環境譲与税について、市の森林政策について市の配分を政策にどのように活用しようとしているのか、また近隣の市町村では公共建築物に積極的に地元産の利用が取り組まれているが、美作市にその計画はあるのかということと、それと先ほどの森林環境税及び環境譲与税に関する法律案に対する附帯決議が衆参同じ内容の決議をされておりますが、その内容についてお尋ねいたします。

市内各地で樹木の切り出し、間伐が行われているが、どのような規模で行われているのか。材木として製材され、建築用にどのように利用されているのか。林業従事者の高齢化など人材面での問題はどのように把握しているのか。伐採した後の植林などの取り組みは十分行われているのか。県北森林議連に参加させていただき、毎年県民の集いなどを実施して森林の整備、林業、木材産業の振興などに関する要望などが決議されているが、美作市の取り組みではどのような成果を上げているのか。

2番目として、西粟倉村では、公衆トイレ、保育園、今度また新たな交流拠点を建築中の記事が新聞に出しております。それで、真庭市でも、小学校や保育園と公共建物に地元産の木材を利用した公共建築物に取り組まれてきているが、当市の取り組みがあれば、具体的にその予定なども含めどうなのかをお尋ねします。

6月議会で教育長は、大原保育園の構想について地元産材をできるだけたくさん使用したいなどと言っておられたが、木造にするとは言われてないと思います。

美作市は、全国、岡山県下でも市民の所得水準が低い行政区になっています。多額の税金を使って行う事業が、その事業費の多くが市外に流出するような事業では、市民の懐は豊かになりません。市産の木材を加工から建設まで市内の業者さんの懐が豊かになるような事業にもっと取り組むべきであると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

昨年の行政懇談会で、熊の出没について梶並で2件、大原で1件、東栗倉で1件、1回で殺処分の許可を出し捕獲し殺処分をしたのが6頭と言いましたが、先ほど7頭というお答えでしたので、数は訂正します。県と交渉し、権限の委譲を行ったことでスピーディーな対応ができていとされています。ことしも市内各地から目撃情報が上がっています。熊だけに限らず、イノシシ、鹿など、農産物に被害を与える害獣が近年、人間の嫌う、暮らしを脅かす状況になっています。その原因について、彼らの餌場である森に人工林、針葉樹ばかりで、餌になるものが激減していることが原因であるとの考え方もあるようです。

先般の新聞記事によりますと、西栗倉など全国31の自治体がSDGs未来都市追加選定の達成を目指し、村民から森林を預かり村が一括管理する百年の森構想の次のステップをスタートさせ、杉やヒノキといった人工林を間伐し、広葉樹をかわりに植えて山林の保水力を向上させる、土砂崩れなどの災害に強い森林にする、さまざまな種類の樹木が入りまじる本来の自然状態に近づけることで豊かな生態系を育む環境づくりを目指す取り組みが認められ、大変励みになるとの村長のコメントが出ております。

今のままでは、人間の生活圏を柵で囲って人間がおりの中で暮らす状態になっているのではないのでしょうか。この取り組みこそが自然環境を守り、災害に強い森づくり、必要以上に野生の動物を殺すことのない取り組みであると言えるのではないのでしょうか。

当市では、すぐ隣の西栗倉のことですので、美作にも人工林がしっかりあります、こういったことにどう取り組まれるかお尋ねします。

また、先ほど言いました森林環境譲与税の決議について、附帯決議の内容についてどのように把握されているかお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、市内の森林の伐採状況でございますが、森林の所有者などが森林の樹木を伐採する場合に、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届け出を行うことが義務づけられております。平成30年度には間伐の届け出が97件あり、伐採面積は540ヘクタールで、その樹種はヒノキ471ヘクタール、杉68ヘクタール、広葉樹5ヘクタールでございました。また、皆伐の届け出は44件ございまして、伐採面積は42ヘクタールで、樹種はヒノキ14ヘクタール、杉13ヘクタール、広葉樹15ヘクタールでした。皆伐後の造林計画は、針葉樹21ヘクタール、広葉樹19ヘクタール、その他2ヘクタールとなっております。一部が針葉樹から広葉樹に転換されているという状況でございます。搬出された木材につきましては、主に市場に出荷されまして、建築材、合板材などとして利用されております。

また、市内の林業従事者数でございますが、平成27年度の国勢調査によりますと85人で、年齢別では15歳から39歳が28人、40歳から59歳が32人、60歳以上が25人となっております。当市では就林奨励金支給事業に取り組んでおりまして、平成29年度に2人、平成30年度に2人、令和元年度も2人ということで、市内の林業事業体に就職をされております。

次に、岡山県北森林・林業活性化促進議員連盟の関係でございますが、平成21年の安定的な財源の確保についての要望が森林環境税の創設につながったと考えております。また、平成30年の岡山県に林業大学の

設置を求める要望と、この要望について美作市が中心となって要望を行い、勝央町にあります岡山県の森林研究所に技能実習施設の設置が検討されております。

次に、地元産材につきまして当市の取り組みでございますが、美作市では、市産材の利用促進のため、市産材利用住宅建築補助事業、市産材利用住宅リフォーム補助事業、まきストーブ設置補助事業などを行っております。

平成28年度からは広葉樹の更新伐事業にも取り組み、搬出した木材は愛の村パークのまきボイラーや総合支所のまきストーブの燃料として使用しております。

この更新伐事業につきましては、林野庁からの視察を受け入れております。また、平成30年度から市有林の搬出間伐も行っております。木質バイオマスの利用促進についても検討を行っているところでございます。

森林整備につきまして、今年度から森林環境譲与税が交付されます。森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用の促進など、有効に活用していかなければならないというふうと考えております。

具体的な取り組みといたしまして、今年度はまず東粟倉地域の森林所有者を対象にした意向調査を行います。山林意向調査の結果を踏まえて、現地調査などを行ってまいります。また、東粟倉地域に限らず、他の地域の方でも森林の管理を委託したいとの要望がございましたら、ぜひ森林政策課のほうへ御連絡をいただきたいと思っております。

それから、法律案に対する附帯決議ということでございますが、衆議院及び参議院総務委員会ではほぼ同じ内容の決議がされております。内容は、市町村に対する国の支援、人材確保など、森林環境譲与税を活用していく上で必要なことを政府に対して実行するよう求めたものですが、広葉樹も対象にするといったことにつきましては、当市の方針と一致しているというふうと考えております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

#### 6番（倉地 重夫君）

県が独自に取り組んできたおかやま森づくり県民税、市民税、地方税を払ってる人1人に対して500円ですか、同基金を通じて各種森林保全事業への給付金に取り組みまれてきて、その上、今回の国の制度、森林環境譲与税が新たに発足したことになります。

今回の制度には、市民の方から配分の見直しの意見書の提出を求める陳情が出されているように、配分係数に人口など森林政策を持たない大都市に多額の配分が与えられるなど矛盾を含んでおりますが、当市ではこれらの配分についてどれくらいの金額を試算しているのか。答弁の中にある人工林面積、林業従事者数などを上げられているが、これらが全てその支給の係数になっております。これらの配分金をどのように活用していくのか。

現場で作業されている林業者の要望などを聞くシステムはできておるのか。答弁の中でも60歳までの作業者が85人のうち60人と、若い方が従事されていますが、若い人たちが生きがいと希望を持って従事する環境はできているのか。

先般、私がお訪ねした森林従事者の方は、間伐材をその場で皮を剥いて、剥いた皮を山中に放置することで鹿の活動を防止する、剥いた皮が鹿の足にもつれるからということで、鹿の活動が規制できるんだというので、伐採したその場で皮を剥くということをされておりました。そして、それらの間伐材をカキいかだ用に出荷していると話されておりましたが、それらの実情は把握しておられるのでしょうか。

市産材利用の促進ですが、住宅建築補助事業、同リフォーム事業などは承知しておりますが、お尋ねして

いるのは、公共建物等に市産の木材を利用した建物に対する計画、予定などについて尋ねたのですが、その予定はないということでしょうか。

木造建築には、木材の切り出し、製材、建築と、市内の業者さんがかかわる仕事がたくさんあります。多額の税金を使って行う事業費が市民の生活に還元され、個性のある建築物には市外から多くの人を訪ねてこられる好循環、まさにSDGsにつながることになるのではないかと思うが、どのようにお考えでしょうか。

答弁にあるように、附帯決議には放置人工林の広葉樹化を進めることを求められています。御存じのように、針葉樹林は、集中豪雨などで根こそぎ倒木被害が起こるなど、土砂災害の発生、野生鳥獣の生息地の破壊、花粉症罹患者の急増など、深刻な問題を引き起こしています。そして、本来広葉樹林などを生息の場としていた野生の動物たちが餌場をなくしてしまった、これらのことがイノシシ、鹿、熊などが集落に出没し、農業被害を与え、近年人間に危険が及ぶ事態にまでなっております。

土砂崩れなどの過去の災害などから、針葉樹林から広葉樹林への切りかえが呼びかけられています。悲しいかな、こういったことに対する助成はまだ確定したものがありません。まきボイラーの燃料やバイオマス発電などの間伐材を利用することにはなりますが、これらを燃焼したときの1立米当たりの熱量は広葉樹と比較したときにかなり差があります。皆伐の届け出が44件、その中に広葉樹が15ヘクタール含まれており、19ヘクタールを広葉樹の植林をしたとされていますが、積極的に広葉樹化に取り組んだと言える数字ではないように思われます。

針葉樹林の植林には、枝打ち、間伐など管理に長い年月をかけなければなりません。野生害獣とのすみ分け、動物愛護の観点からも、野生の動物を必要以上に殺傷しない、そのためにも彼らの生息の場である広葉樹を増やしていく取り組みが必要であると考えますが、市の決意についてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

2回目の答弁をさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の当市への配分見込みについてでございますが、6月補正予算で2,170万円を計上しております。国の令和元年度の譲与総額200億円、これを基準として試算をしたものでございますが、私有林人口面積によるものが1,700万円、2,170万円に対しまして78.3%と、それから林業就業者数によるものが370万円、同じく17.1%、また人口によるものが100万円が4.6%となっております。

令和元年度が初年度で、15年目の令和15年から徴収総額全額が配分されることとなります。国の試算によりますと、初年度の3.375倍の交付が見込まれるということになります。

なお、都市部への配分についてでございますが、都市部において国産材の需要を増やすことで全国からの木材の供給を増やしていくということから考えると、都市部の自治体の取り組みというのも重要なものがあるのかというふうに思います。

次に、林業者の要望をお聞きする機会ということでございますが、勝英木材同業組合という組織がございます。御協力をいただきながら、新しい森林管理システムの運用などにつきまして御意見、御要望をお聞きしたいというふうに考えております。

また、間伐材の利用の実情はということでございますが、十分に把握はできておりませんが、カキいかだ用に出荷をされているということはお聞きしております。また、剥いた皮を山中に放置することで鹿の活動を防止するというにつきましては、専門家にお聞きしたところ、そういった効果は確認されていないと

いった返事をいただいております。

それから、公共建築物に市産材を利用する計画についてですが、令和元年度では宮本武蔵顕彰武蔵武道館シャワー棟新築工事において、内外装に7.6立米の県産材を使用しまして、また武蔵の里グラウンドゴルフ場の休憩所新築工事の内外装に県産材の使用を計画しております。今後の市産材の利用につきましては、小規模な木造建築への利用は当然のことですが、中規模、大規模な建築物についてはそれぞれの施設の用途によって積極的な利用を検討したいと思います。また、現在計画しております大原保育園は、木造建築という予定で、できるだけ利用するというところで進めております。

それから、SDGsということがございましたが、森林が持つ機能を発揮させることでSDGsが掲げる17の目標のうちの多くに貢献ができると思います。陸上資源、気候変動、水衛生、海洋資源、エネルギーなど、森林分野は多くの目標にかかわっているというふうに思います。

それから、広葉樹を増やす取り組みということですが、当市では平成28年度から更新伐事業に取り組んでおります。広葉樹の更新を図っておるところでございます。広葉樹を増やすということでは、市有林の施業で間伐したところを広葉樹に転換して針広混交林へ誘導していくことを研究していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

倉地議員、3回目です。

#### 6番（倉地 重夫君）

おかやま森づくり県民税については、2023年度まで5年間延長し、県独自の森林整備、普及啓発活動の事業に活用されています。

市の総合戦略では、森林振興に積極的に取り組むために、木質バイオマスなどの林業活性化対策や有害鳥獣対策などにも注力することにより、林業就業者が2020年には100人程度に拡大するとともに、関連産業の雇用も数人程度創出されるものと見込まれるとされています。これらの現状をどのように把握されていますか。

山作業は危険が伴い、若い人たちの参加が求められております。地域支援協力隊の人たちに美作で林業事業に従事、就業することの魅力を発信してもらい、参加者が増えるような取り組みも必要ではないかと思えます。

さて、今回私の主張のテーマは、放置された人工林を皆伐して広葉樹林に切りかえていこうということが本来の今回質問の中の中身であります。

質問の最初に述べましたように、近年野生のけものたちが人間の生活領域を脅かす事態が頻発しております。そして、熊の出没は、人体に危険を与えると殺処分につながり、種の絶滅や動物愛護団体からの批判も上がっております。

隣の兵庫県では、すぐお隣の宍粟市や丹波篠山市がこの広葉樹林化事業に取り組んでおります。先ほど言いましたが、これに対する助成とか補助金、こういったものが公的なものがない中で、市独自でこういう取り組みをしているわけです。放置人工林による土砂災害を予防する取り組みということでされてるんですね。今回も中国縦貫新見ですか、100ミリの集中豪雨であのような雪崩というんか、山が崩れてしまう症状も起こっております。

今回の森林環境譲与税の附帯決議にも述べられているように、放置人工林では荒廃が進み、集中豪雨などで土砂災害の頻発が各地で心配されております。

先般私も東粟倉地域の放置人工林を見させてもらいましたが、密集して生えているんで、1本の木の太さ

が20センチ未満です、こういった木が密集して山の中が真っ暗な状態でありました。これらの人工林は、間伐して残った木を育てるというやり方は適さないのではないかというふうにおっしゃってありました。

これらの人工林は、間伐をして残った木を育てるやり方でなく、皆伐して広葉樹林へと切りかえていくことが公益のために山を自然に戻す事業に取り組む必要があると思うが、当市の取り組みについてどのように思われますか。水源や野生動物たちを守る、ああいうふうなことでも、放置針葉樹林を広葉樹林化するという取り組みはぜひとも必要と思いますが、その件についてお答えをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

おっしゃるとおり、植林をして、ヘクタール当たり3,000本ぐらいいくんですか、その3,000本のままほっときますと大変なことになります。理想的にはヘクタール当たり1,000本ぐらいいだんだん間伐をしていくと、下に多少の下生えができて、保水力もある、それから地面が露出しないということになるんですが、現におっしゃるとおり、東栗倉にもあるいは市内のほかのところにも大変な密集のまま放置されて若干心配な人工林があることは確かであります。

これをどうするかにつきましては、程度にもよるんですけども、消費者の方が今回の森林環境譲与税を活用して、自分はどうにもできんだけでもどうかしてくれという御要請がありました場合には、それぞれの山の形であるとか場所の状況とか、それを勘案をしながら、どういう森林管理をしたらいいのかというのが個々具体的に決まっていくと思います。

一概に全皆伐してドングリを植えるんじゃないかという話をしても、なかなかそれはいかない可能性があるというのは、袴ヶ仙で同じことが起こったんですね。全伐をしてドングリの木を植えたんだけど、それをすぐ鹿が来て全部食ってしまうと、どがんもならなかったということもあつたりします。森林経営は言うほど簡単ではないと。

ただし、我々としては、遠藤部長のもとに優秀な森林政策課のスタッフがそろっておりまして、大分ノウハウが蓄積してきたかなというような感じですが、まだまだ勉強しなきゃいけない。人工林なんかについては西栗倉さんのほうが相当いってるんですけども、広葉樹林の更新伐については岡山県では我がほうが一番進んでるといったこともありまして、そういう近隣の方々と知恵もかり、みずからの研さんもやりながら、お尋ねのような心配がどうやたらなくなるか、もう少し研究をさせていただいた上で実行をしてみたいというに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員、総括です。

**6番（倉地 重夫君）**

針葉樹林を広葉樹林化していくっていうのは、ノウハウを蓄積したものが非常に少ないということなんです。先ほど言われたように、せっかく植えてもすぐに新しい若い木を鹿とかいろんなものに食害されてしまつて育たないというふうなことも実際に起こっております。

公益のために山を自然に戻すという場合は、山主は木を売つてもうけるわけにはいかないんで、山主の持ち出しがないように事業を組むことが広葉樹林化を広げていくポイントではないかと思ひます。そういった自然環境を確保していく上で、ぜひともこういった取り組みも優秀な経済部長の方にお願ひします。

それでは、以上、1件目をこれで終わります。

**議長（岡本 泰介君）**



では、休憩を10分します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

倉地議員、2項目めから入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

2項目めということで、30年末に行われました行政懇談会の中から3点。

昨日も同僚議員から質問がありましたが、内水排除に可搬式エンジンポンプを導入しますと答えておられますが、その内容についてお尋ねいたします。

それから、2つ目として、個人で合併浄化槽を設置している家庭での電気代等の負担についてお尋ねいたします。

3番目に、旧もうもう工場の跡地の活用について。

この3点お尋ねいたします。

1番目に、内水排除に可搬式エンジンポンプを導入するとしてる地域が福本で3件、湯郷、楢原、林野で各2件、合計7件の回答をされております。質問者が同じ箇所を質問されているケースもあるかもしれませんが、どの程度の容量のものを何台導入しようとしているのか。先般湯郷で運転テストに立ち会いましたが、口径75ミリ、能力的にどれほどの能力と考えておられるのか。また、運転責任を誰が負うのか。これから決めていくことと思うが、常襲浸水地域に居住しておられる市民の方の安全・安心に十分応えられるように検討してほしいと思います。運転に当たっては、少ないポンプを持ち回りするなどのことのないように、保管場所、運転時据えつける場所などしっかり吟味して、市民の期待を裏切らないようお願いしたいと思います。

2番目として、個人で合併浄化槽を設置されている市民の方からエアポンプの電気代、点検時の水道代金に対する質問がありましたが、市の回答は、受益者で負担していただくよう回答されていましたが、エアポンプの電気代について市は幾らかかると計算されているのか。広域下水道を利用している市民の皆さんとの不公平感はどのように把握しているのか。

3項目めとして、もうもう工場の跡地利用については、議会でも答弁され、豊国の質問でも同様の回答されているので、その内容については多くの市民が期待しているところでもあります。その計画の進捗状況はどのようになっているのか。美作市の玄関口と言える場所であり、また市内でも一等地と言える場所があります。市の財産である、現在50台近い車が無料駐車場として有効に使われておりますが、利用しておられる市民の皆さんの期待を裏切らない形での取り組みが必要であるが、具体的な計画についてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

消防長。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

昨日の答弁と重なる部分がございますが、答弁させていただきます。

まず、排水能力でございますが、1分間に1.7立方メートル、最大揚程は24メートルでございます。連続稼働時間はフルスロットルで2時間12分、重量は乾燥重量で71.4 kilogramsの可搬式排水ポンプでございます。

す。

当初、予算のほうではもう少し違う仕様のものがございましたが、倉地議員も御承知のとおり、湯郷の河川敷におきましてデモをしたときに、地域住民の方からの御意見とこれから運用をしていただく消防団の御意見を賜りまして、このような仕様にさせていただきました。

有事の際の設置場所につきましては、昨年の7月豪雨などを踏まえまして、林野地区に2台、入田地区に2台、湯郷地区に2台、そして福本地区に4台の配備を考えているところでございますが、追加購入も視野に入れて追加配備を図りたいと考えております。

排水ポンプの運用につきましては、消防団による活動をお願いするところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

落ちがありましたか。

**消防長（皆木 佳久君）**〔登壇〕

失礼いたしました。平時の始動点検などにつきましては、最低でも月に1回は点検をしようかと、消防本部、市または消防団におきまして対応する考えでございます。

今回導入するポンプにつきましては、堤防が決壊する等の大規模災害に対応するとは考えておりませんが、避難に要する時間を少しでも長くするというふうなことで、また浸水後の復旧作業を早急にするという考えでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

森元環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

2点目の個人で合併浄化槽を設置している家庭での電気代等の負担と公共下水道との不公平感についてですが、現在市で管理しております合併処理浄化槽は449基ございます。

合併処理浄化槽の運転管理にかかわる費用につきましては、試算しましたところ、ブロワーの運転にかかる電気代は1カ月約550円、また年1回の清掃時には水道代等が約1トン程度使用するかと思いますが、これを各戸で負担していただいとるところでございます。

これは、戸別処理事業区域の受益者分担金及び維持管理費について、合併協議会上下水道部会において協議されまして、受益者分担金については1戸当たり20万円に統一し、ブロワーの電気代につきましては個人負担とすることで確認し承認されましたので、新市におきまして条例等を整備し運用しているところでございます。

公共下水道等に接続する際の負担金と比べまして、合併処理浄化槽を設置する際の負担金を安価に設定しておりまして、その差額をもって電気代等の費用に充てているものとして各戸において負担していただいとるところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

私のほうからは、旧もうもう工場の跡地の利用について答弁をさせていただきます。

美作インターに隣接する商業跡地でございますが、施設解体後、高速バスの利用者の駐車場として、休日には60台程度が利用されております。また、美作インターの停留所は30分置きに発着便があり、1日当たり約150名が利用する重要な交通結節点であります。

行政懇談会の中でも、立地条件への期待とともに、駐車場の継続、トイレ、防犯灯、出入り口の改善等の

意見をいただいております。

市の計画としましては、高速バス利用者向けの駐車場、トイレ、来訪者へ情報提供ができる休憩施設を基本にした上で、施設を包括的に管理できる付帯機能として、レンタカーなど二次交通機能のニーズを確認するため、8月にアンケートを実施し、今分析をしているところであります。

また、停留所の移設、農道や敷地内水路の整理などについても、周辺地域、NEXCO、バス会社等から意見をいただきながら計画していきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

2回目です。

可搬式ポンプについてであります、その能力が1.7立方メートル、時間当たりの降雨量が大体どれぐらいの、何ミリを想定しているのか。常襲浸水地域に住んでいる市民の方々は、集中豪雨のたびに床上浸水を心配され、電気器具や畳を使用不能にするなどの被災をされています。9月中に購入を予定されているとのこと。このたびも連続して台風の襲来が危惧されております。市民の不安に応えられる対応をお願いいたします。

行政懇談会の中でお答えになってるんですが、これはややもすると非常に有効で、今度は床上浸水とかそういうものの心配がないんだっていうふうな印象を与えかねない、質問に対する答弁がそういうふうにつまみかねられないようなお答えも入っています。この能力であれば、今回の新見の豪雨のように時間当たり100ミリなんて豪雨には絶対に対応できんわけですから、過度な期待を対象地域に住んどられる市民の方に持たせることのないような説明っていうんですか、これは必要じゃないかと思います。ポンプが2台入ったからもう世話ないんだっていう印象を与えてしまうと期待を裏切るっていうことにもつながりますので、その辺をしっかりと対応していただくようお願いいたします。

それから、合併浄化槽維持管理費についてであります、答弁の電気代1カ月550円はどのように計算されたものでしょうか。私が試算したのでは、時間当たり100ワット、0.1キロワットを24時間、30日利用すると72キロワット、キロワット当たりの電気代を24円で計算しますと1カ月1,728円となるように思います。ブローポンプの消費電力は、100ワットから70ワットいろいろあるようですが、利用者の市民の皆様は通常使用料金に加えてこれらの料金を負担しておられます。

合併前の事業で導入時に地域ごとに説明会などを通じて料金を決め、納得して行われてきた事業であります、合併後15年を経過しようとしています。このように、市民が不公平を感じるような制度は改善していかなければならないと思います。簡易水道と公共水道との間の料金差も少しずつ調整して公平性が保たれるように取り組んでこられたわけですから、こういったこともぜひとも今後市民の皆さんに不公平感を与えないような形で取り組んでいただきたいと思います。

それから、3番目のもうもう工房については、行政懇談会等で答弁された内容と同じお答えであると思います。今現在、無料開放の形で多数の市民が有効に利用されております。一等地の市の財産、現在利用されておられる市民の皆さんの期待を裏切らない形での計画をよろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

可搬のポンプの話に若干お答えしますと、時間雨量が何十ミリとか100ミリとかということとほとんど実

は関係がないわけでありまして、これはどういうことかといいますと、例えば2台の今購入したポンプがあれば、小学校のプールであれば20分から30分で全部がはけるという能力なんです。雨が降っていなくても、例えば上流部で洪水があったりして、それで河川が氾濫をするといったようなことになってくると、これはもうほとんどお手上げ、物すごい量ですから。一方、100ミリ降ったとしても、時間雨量が100ミリであったとしても、それが1時間で終わりましたと、それから受ける地域が割合奥に大きな谷があって、それが全部自分の庭先に流れてくるようなところであれば50ミリでも大変です。一方で、割合平たんなところであれば、受ける面積が少なくなってくるので、1時間100ミリ降ったところでこのポンプであれば全然問題ないとかということになりますので、実はそれぞれの地形やいろんなことの中で計算をしなければいけません。

例えば福本地域で、一回計算してみてもいいんですが、用水とかの遮断を行った上で、例えば1ヘクタールぐらいの浸水面積があるとして計算をすればいいんですけども、それを10センチ下げるのにどれぐらい時間がかかるかというのを4台の能力でやってみるというのを進めておきますので、浸水面積がある、そうすると例えば10センチのかさであれば何立方メートルあるかってわかりますので、その10センチをどれぐらいの時間で下げれるんだってことを計算をしてまたお答えするように今指示をいたしましたので、御参考までにということであります。

もちろん過大な期待はいけないんですが、一方で必ず有効であるということもまた間違いないということをお答えとして申し上げてきます。また、今の結果等につきましては、さまざまな形で広報させていただきますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

森元環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

合併処理浄化槽の維持管理につきまして2回目の質問でございますが、まず電気代の算出根拠ですが、現在各戸で負担していただいておりますブロワーにかかわる電気代について、市が各戸に電柱を立てて検針メーターにより支払った場合どのような計算になるのか、実際に中国電力に問い合わせ、実際の単価表をもとに算出したものでありまして、契約種別は定額電灯で、料金種別が需要家料金1契約につき102円60銭、小型機器料金100ボルトアンペアまで1機器につき366円30銭、これに燃料調整費10円6銭、再生エネルギー発電賦課金68円で、合計しますと546円96銭となりまして、先ほど550円と申し上げた次第でございます。倉地議員のほうで試算をされたのは、恐らく契約種別が定額電灯ではなく従量電灯のほうで計算されているのではないかと思います。

また、合併処理浄化槽の整備につきましては、下水道整備計画によりまして、公共下水道などの集合エリアの地域について申請によりまして各戸に市が合併処理浄化槽を設置しております。申請者に対し、管理にかかわる水道使用料、電気使用料を負担をしていただく旨を説明をしまして、書面にて同意を得てから工事に着手するようにしております。

また、1回目の答弁でも触れましたが、美作市では、公共下水道エリアなどの集合エリアと戸別に合併処理浄化槽を設置する戸別エリアとは加入負担金に差を設け、維持管理におけます不公平さをなくすよう設定しているところであります。

以上のことから、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

3回目です。

可搬ポンプの性能については、そういうことで市民の皆さんが過度に期待したりということのないような対応、それを周知させることも必要じゃないかと思います。

それから、先ほど森元環境部長のほうから電気代の積算根拠について話されましたが、合併槽用に個別の電柱を引いて、個別に電力メーターをつけるところはありますか、どこの家にも。従量電灯で使っている自分とこのコンセントにつないでっていうところがほとんどです。聞いたことがないです、個別の契約でブローポンプだけを動かしているようなことは。これは認識が違うと思います。ほいで、先ほど言いましたように、環境部長が試算された440円と実際に負担されておる電気代の差額は3倍以上、これはもう確実にあると思います。きのうも不公平とか、差別とかというような言葉が出ておりましたが、市民が公共サービスを受けるに当たって、余分なお金を負担するっていうことは不公平な事例に当たると思っています、これは前向きにぜひとも早急に検討していただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長、反論はありますか。ないですか。

よろしいですか。

〔「議長、こっちは専門で、おまえ。専門家がおかしげな答弁したらあかんぞ、おまえ」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔6番倉地重夫君「その辺を前向きに検討してもらえるかどうかの返事はないんですか。」と呼ぶ〕

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

合併処理浄化槽、公共下水、それぞれ環境に対する負荷を下げる機能があつて、そういう意味では同じようなものというふうに考えたときに、もし仰せのように、受任の限度を超えた、あるいはこれは結構かなわんというような負担の格差があるということになれば、それなりの検討が必要かと思いますが、先ほどの説明だと必ずしもそういう格差のようなことが明らかになってはおりません。そこで、また議会が終わりましたら環境部にお願いをして、もう少し綿密な、負担の今の状況について聞き取っておきたいと思ひますし、その上で必要があれば所要の検討はさせていただきたいと思ひます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

総括。

先ほど言いましたように、ブローポンプのためだけに電柱を引いて、単独の契約をするようなところは現実にはあり得ないです。だから、その辺のところはちゃんとわきまえた上で、どれぐらい負担しているのかということを経査して、それが本当に市民にとって不公平でないのかということも検討して、今後の課題としていただきたいと思ひます。

続きまして、3番目に入ります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目め。

## 6番（倉地 重夫君）

敬老会のあり方について、旧行政区単位で行われていると思いますが、その敬老会の参加率、各会場ごと、またお世話をされる人たち、区長、愛育委員、栄養委員、民生委員さんなどボランティアとして準備段階、本番当日を含めて参加人員は、出演するアトラクションなども含めてどれぐらいなのか。それから、送迎車運行費用は、経費換算した場合どれぐらいかかっているのかということをお尋ねします。

形式上、4項目に分けた質問になっておりますが、それぞれの会場ごとに費用対効果を考えてほしいとの市民の方からの要望であり、事前に出欠の確認をして、送迎などの手配をし、それぞれできるだけたくさんの方に参加していただきたいところであるが、わずか20%前後の参加、また集落によっては一人の参加者もない地域もあるということです。地域の方から要望をいただいている、集落によっては一人の参加者もないなど、多くの対象者の中から現行のやり方を改め、より参加しやすい方法を検討してほしいとの声が上がっています。アンケートなどは実施しているものと思われませんが、対象高齢者の声を反映した会とされたいと要望であります。団塊の世代が75歳、私ももうあと一カ月で75歳になります。1カ月を切りました。後期高齢者となりつつあり、対象者が増加していく中で、どのように取り込まれるのか、決意についてお尋ねいたします。

## 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

## 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。敬老会についてお答えをさせていただきます。

敬老祝賀会は、敬老の日に合わせて9月中旬に旧行政区単位で行われております。各地域の参加率ですが、平成30年度におきましては、勝田14.8%、大原24.4%、東栗倉18.8%、美作18.4%、英田26.5%、作東地域におきましては平成30年度は台風のため中止となっておりますが、平成29年度は13.0%となっており、平成30年度の市内の参加率は20.1%です。

お世話をされる人たち、区長、愛育委員、栄養委員、民生委員さん等ボランティアとしての準備段階、本番当日を含めた参加人数はどの御質問ですが、敬老祝賀会会場準備及び当日におけるボランティア人数ですが、会場準備につきましては、美作、英田地域は職員が行っており、その他4地域におきましては、実行委員会や各地域からの動員もお願いしている状況です。敬老祝賀会当日は、実行委員会、区長、民生委員、愛育委員、栄養委員等々の御協力で、勝田地域はボランティアと出演者で45名、大原地域は81名、東栗倉地域70名、美作地域135名、英田地域で75名、作東地域は102名となっており、たくさんの皆様に支えられています。

次に、送迎車の運行費用ですが、送迎バスにつきましては出席者のバス利用率は43%で、平成30年度の運行費用は14万8,000円となっております。

経費換算した場合、どれぐらいかかっているのかという御質問ですが、各実行委員会に配分する事業費につきましては、全体の予算額が480万円でございます。

なお、作東地域におきましては、土居、福山、栗井地区が独自にミニ敬老会などの高齢者対象のイベントをしており、3地区の平成30年度の参加率は27.7%で、比較的高い率になっています。今後、敬老祝賀会自体を旧小学校区程度の地区ごとにすべきかどうかの意見が出ていて、地域や対象者の意向を踏まえ、各実行委員会と協議しながら、たくさんの人が参加したいと思える敬老祝賀会にしていきたいと考えております。

〔降壇〕

## 議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

旧行政区の規模や、集落の形態が一様でないので、単純に結論をつけることはできないと思います。できるだけたくさんの協力者や予算をかけて実施している事業であり、より多くの対象者が参加しやすい敬老会にしていきたいと思います。

1回目の質問でアンケート実施などを尋ねましたが、参加者以外、案内を出した中からも市民の要望などを精査して、かけた費用が納得のいく敬老会にしていきたいと思います。このことを私にぜひとも取り上げてほしいという要望を出されました市民の皆さんに、この質問と答弁のやりとりを見ていただいて、それぞれ何とか納得していただいて、いい会になっていくよう期待をしております。

続きまして……

**議長（岡本 泰介君）**

4番に入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

踏み間違い防止ペダルの補助金について、昨日も同僚議員から質問がありましたが、これも行政懇談会の答弁の中で、31年度当初予算で装置設置費用の3分の2を補助すると予算を計上しております。補助率を増やせないかという要望であります。

当市の踏み間違い防止装置に関しては、その取り付け補助について早くから表明されていることには敬意を表します。テレビニュースで悲惨な事故が相次いで報道され、大きな社会問題になっています。その補助率についてであります。行政懇談会の回答で3分の2を補助しますとのことですが、近隣の市町村の状況はどうか、確認をされているのか。今般、新聞によれば、悲惨な事故があった東京都は、取り付け費用の9割を補助しますと報道されています。当市の3分の1の負担で取り付け後に、近隣の市町村での負担の少ない制度などが実施されれば、せっかく先行して取り組んだことが混乱を招く事態になるのではと危惧されます。どのように対応されるのか、お答えをお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

失礼します。踏み間違い防止ペダルの設置補助金についての御質問でございます。

自動車急発進防止装置整備費補助金につきましては、ことし5月から交付申請の受け付けをしているところですが、現在のところ同様の制度を県内で実施しているのは、本市と美咲町のみです。美咲町も、補助率3分の2であり、この種の補助制度としては適切であると考えています。東京都では、9割補助という報道を先行させて、現在内容を詰めているようですが、美作市が影響を受けるのは、岡山県が補助制度を導入した場合で、その仕様に合わせた内容変更を検討する可能性はあります。

いずれにしても、現在交付申請している方は、早くつけたい希望があり、機種の特性を理解して取りつけていただいております。今後の動向による混乱はないというふうと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

近隣の市町村では、美咲町と美作市だけが先行して取り組んでいるということで、混乱はないであろうという答弁であると思います。今後そういうクレームがもし発生した場合の対応は、市民に不満を残さないよ

うな対応をしていただくことを期待いたしまして、この項は終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、5項目めに入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

5項目めで、市民の要望についてであります。市内各所の児童公園等の遊具について、壊れていたり、安全管理ができないからと使用できない状態になっていますが、これらの対応についてお尋ねします。

それから、2項目めは、私にこの要望を出された方から、ありがとうございますというお礼の言葉がありましたので、2項目めは省略させていただきます。

それから、3項目め、福本商店街の道路の安全対策について、この3つであります。

市には、幼児等を遊ばせる遊具等が備えられた公園が何カ所あるのか。そして、その遊具等が使用可能な状態であるのか、把握しているのか。同僚議員が、愛の村パークの遊具等に触れられたことがあるが、今回市民が私に尋ねられたのは、雲海温泉に併設された公園の遊具について、現在使用できない状態でロープが張られ、あたりは草ぼうぼうになっている、何とかしてほしいとの要望であります。この公園には、ミニ動物園なども設置されており、私も孫を連れて何度か訪れた公園であります。特に、ローラー滑り台は人気の遊具であったが、現在使用不可の状態になっており、何とかしてほしいとの要望です。グラウンドゴルフ場も整備が進んで、完成に近づきつつあります。雲海一帯の整備が進んでいるところであるが、集客を増やし、温泉の利用者を増やす上でも、一帯にこのような施設があるということは、せっかく訪れた人たちの期待を裏切ることになります。市内の子育て中の家族にも、身近に子どもを遊ばせる場所として喜んでもらえます。夏場にはプールも併設されており、バンガローやキャンプ場も利用者の多い場所です。一帯の整備に取り組んでほしいと思いますが、市ではどのように対応されますでしょうか。

それから、3番目の福本商店街の道路の安全対策についてであります。一部路面が傷んでおり、その改修を待つとの声もありましたが、改修も終わり、今年度中に実施。

これは答弁の後の。ごめんなさい。

失礼しました。福本商店街の道路の安全対策について、地元の区長さんを通じて要望も出されておると思いますが、実施に対する考え方をお尋ねいたします。

当道路は、地域の市民の生活道路であり、農協や郵便局、また買い物で利用される市民の皆様が利用されております。当道路には、国道374号線が並行して走っており、その抜け道として利用されている方もたくさんおられます。総合支所から岡山方面に行かれる方が、国道の信号待ちを嫌い、この道を利用される市民の方がおられます。その方たちが結構速い速度で走行されていると不安を訴えておられます。道路の制限速度は毎時30キロメートルと、林野地域のゾーン30に値するところです。道路に接する、子どもさんをお持ちの家庭から、飛び出して事故に遭ったらと心配しておられます。地元からは具体的な要望も含めて申請されていると思いますが、いつまでにどのような対応をされるのかお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

私のほうからは、大芦高原国際交流の村雲海に設置されております遊具について答弁させていただきます。

この雲海の遊具でございますが、大型ローラー滑り台などは平成元年度に整備をしたものでございますが、遊具点検を行ったところ、耐用年数の10年を大きく経過し、腐食なども至るところで発生しているとい



うことから、廃棄すべきといった結果が出ております。また、同時期に整備した木製のネットくぐり、ネット登りの丸太遊具についても、修理不能であることから現在使用中止としております。これら使用できない遊具につきましては、今後撤去したいというふうに思います。また、これら遊具の再整備につきましては、雲海の利用状況を見ながら検討してまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

私のほうからは、建設部所管で設置しております遊具と、福本商店街の道路の安全対策について答弁をさせていただきます。

建設部所管で遊具を備えた都市公園は、美作市総合運動公園と大谷川河川公園の2カ所です。ここには、ローラー滑り台など18基を設置しております。定期的な点検や修理を行い、全て現在使用可能な状態です。

それから次に、福本商店街の交通安全対策ですが、地区からの要望を受けて、黄緑色の幅の広い外側線を施行することで、通行車両に歩行者優先エリア、スピードの減速等の注意喚起につながるよう、今年度中に実施するよう現在準備をしているところですので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

それでは、倉地議員の福本商店街の道路の安全対策についてということで答弁させていただきます。

各地域から、道路の標識、一旦停止、信号機の設置、横断歩道の設置、消えかけている白線の引き直しなど、安全対策についてさまざまな要望がございます。そのうち、警察の規制に関するものは、市民部くらし安全課が窓口になり、その都度美作警察署に要望書を提出しております。その中には、倉地議員の御質問の福本地区から国道374号線に並行している市道を抜け道として利用されており、大変危険であると、どうにかならないか、道路の速度制限はできないかなどの要望があり、美作警察署に要望書を提出していただきました。美作警察署からの回答は、市道には30キロの制限標識と最高速度の路面標示をされておりました。しかしながら、現在一部路面標示が消えている状況がありましたので、道路管理者と協議をし、標示の設置を検討しているという回答をいただいております。早急な設置に向けて、今現在設置者と警察で協議を行っている状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

児童等が使う遊具については、安全ということが非常に大事な要件になってまいります。平成27年の調査で、6年間で遊具等の事故が1,518件、美作市で起こっておるようです。そのうち、公園での事故が661件、保育施設、保育園等での事故も147件、この中には含まれているようです。

美作総合運動公園のローラー滑り台は、確認したところ、耐腐食性の材質が使われており、安全に使用できる状態で管理されておりました。今回お尋ねした雲海の滑り台については、答弁にもあるように腐食が進み、安全に利用できない状態で、撤去をするとのことのお答えであります。私が現地を訪れたときは夏休み最後の日曜日で、多くの子どもたちがターザンロープなどを順番待ちで利用しておりました。せっかくお金をか

けて整備しても、利用者が少ないということであれば、これは費用対効果、これがないということで廃棄もやむを得ないかなということになると思いますが、遊具の再整備については、雲海の利用状況を見ながら検討するとのことですが、少子化の中で利用者が少ないからとこれらの設備を撤去してしまうと、子育て中の家族の皆さんの要望を裏切ることにもなります。1回目の質問でも指摘しましたが、雲海地域一帯はグラウンドゴルフ場整備も進み、より多くの集客を目指し、増やしていこうとの施設であります。市民の期待に応える方向での検討をお願いいたします。

また、3項目めの福本商店街の道路の安全対策については、一部路面が傷んでおり、その改修を待つとの声もありましたが、改修も終わり、今年度中に実施していただけるとの答弁でありますので、期待しておられます市民の皆様はその報告をしておきたいと思っております。

以上で私のこの9月議会での一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番6番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了します。

10分間休憩します。

午後3時21分 休憩

午後3時32分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順番7番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

**8番（安藤 功君）〔質問席〕**

それでは、失礼をいたします。令和元年度9月定例議会ということで、8番安藤の一般質問をさせていただきます。

通常、この定例議会の前段で、大体この議会はおおむね3カ月ごとに開催されておまして、その3カ月の間で明るい話題とか、いろんな目を引くような話題があったときに少しお話をして始めることが多いんですけど、ここ最近の3カ月は明るい話題というよりも暗いニュースが多かったのかなというような気がするんですけど、けさこちらに来る前にまたかというような、幼児虐待による幼い子どもの命が奪われたというようなニュースをやっております。一番聞きたくないニュース、胸の痛くなるニュースでございました。美作市ではそういったことがないように、多くの大人たちが市内の子どもたちにいろいろなかわり方をし、幼い命、特にそういうとうい命を守ってやらないといけないなということを改めてけさ深く感じて、ここにやっ来てまいりました。子どもの問題も少し質問のほうで触れさせていただきますけれども、またその折にお話をしたいなというふうに思っております。

また、理由があるような、ないような、よくわからないんですけど、殺意を持って京都のほうで三十数名が亡くなるような事件もございましたし、日本と韓国も相変わらずでございますし、美作市は前を向いて、明るい未来に向かっていけばいいなというふうに思いますので、御答弁のほうも前向きに、真摯にお答えをいただければというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

まず、この議会で5項目にわたって質問の通告をさせていただいております。

まず、1番目として、改正高齢者講習に関連して、市内の状況とこれからの対策についてということでお尋ねをいたします。

それから、2項目めとして、市内の鉄道、バス——市営を含みますけれども——等の気象警報や警報が出

る可能性が高い場合の取り組みについてお尋ねをいたします。

それから、市道の管理についてということでお尋ねをして。

4項目めで、あと一年弱となったオリンピック・パラリンピックの美作市でのキャンプ等の状況をお尋ねをいたします。

最後に5項目め、市内の小・中学校の児童・生徒の学力その他についてということで、お尋ねを順次させていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

この議会ではいろんな質問をさせていただきますけれども、市民の方々の強い強い御意見をもとにした質問というのが非常に、私の場合多いわけですが、この1項目めも市民の方々から強い御意見、御質問をいただきまして、それではということで1項目めで質問をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、改正高齢者講習に関連して、市内の状況とこれからの対策についてということで、まず1番目としまして、美作市の70歳以上の人数と、そして市の人口全体に対する割合はどれぐらいになるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それからまた、その方々の運転免許証の保有率、それから昨今話題になっておりますけれども、免許証の返納率、そしてタクシーチケット、デマンドバス、デマンドタクシー、市営を含む市内公共交通の利用状況について、順次お尋ねをさせていただきます。昨日の岩江議員のほうからの質問にも触れられておりましたので、若干重複する部分がございますが、お願いをしたいと思います。

昨今、特に高齢者の運転する車両での交通事故がクローズアップされております。そのことに関してお尋ねなんですけれども、日本は急速に高齢化が進んでおり、高齢者ドライバーの絶対数が増えれば、必然的に事故件数が増えてくるというのが当然の現象とも思います。しかし、高齢者ドライバーは危険であると決めつけるのはいかがなものかとも思います。確かに、認知機能の低下などで運転に不適格なドライバーも実際にはいるでしょうが、高齢者には経験豊富なドライバーも多いのも事実でございます。安全運転は、肉体的な能力だけではなく、経験に裏打ちされた正しい判断ができるかどうかとも重要であるというふうに思います。最近、よくあおり運転とかでやられて、映像とかが出てきますけれども、正しい判断が全くできてないというのが見聞きされますけれども、しかし相次ぐ事故で高齢者は運転免許証を返納せよとの風潮もございまして。みずからの判断で返納するのは、それはよいと思いますけれども、社会全体が返納すべきと圧力をかけるのは大きな問題があるというふうに考えております。高齢者も移動の自由があり、そして私たちの地域は特に車が足として欠かせない地域でございます。

運転免許証の返納率は、全国的に見れば昨年が、日本全国ですけど、42万人で、2年連続で40万人を超えているとのごとでございます。これも大きく報道されておりましたけれども、このうち75歳以上が70%近くを占めておりますけれども、この40万人のうちの70%が75歳以上ということですが、ただし75歳以上の免許を持っておられる方の5%弱というふうに聞いております。

そして、高齢者の免許更新は、70歳から74歳のドライバーは、高齢者講習のほかに動体視力や夜間視力及び視野の測定、ドライブレコーダー等で運転状況を記録しながら運転して、指導員から助言を受けなければなりません。そして、75歳以上になると、これに認知機能検査が加わります。自動車学校等での認知機能検査の判断で、所定の点数に届かない場合、専門医やかかりつけ医、医師等の判断、そこで認知症と判断されると免許の停止または取り消しということになってしまいます。それとは別に、信号無視や通行区分違反など、一定の違反があった場合、75歳以上のドライバーはその時点で臨時認知機能検査を受けることとなっております。

冒頭にも申し上げましたけれども、相次ぐ高齢者の事故の影響で、若干報道のあり方も多少疑問があるのかなというような気もしますけれども、高齢者の方には免許更新のハードルがかなり高くなってきているように感じます。これは美作市議会でございますので、公安委員会の答弁を聞かないといけないような場面もあるわけですが、答弁しにくい部分はあると思いますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、残念ながらさまざまな理由で免許証の返納となった場合、その他の理由で移動が困難な方々のための取り組みをされておられます。美作市のほうもされておるのは重々承知の上でございますが、タクシーチケット、またデマンドバス、デマンドタクシー、市営を含む市内公共交通機関の現在の利用状況がどうなっているのかをお尋ねをいたします。1回目とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。それでは、安藤議員の改正高齢者講習に関して、市内の状況とこれからの対策についてということで、4項目について答弁させていただきます。

まず、美作市の70歳以上の人数と、人口全体に対する割合はということでございますが、令和元年8月31日現在の70歳以上の人数は8,512人、昨年に比べまして177人の増ということになります。美作市の総人口は2万7,451人で、前年に比べまして459人の減少となっております。総人口に占める70歳以上の割合は31%の状況でございます。

続きまして、何らかの運転免許証の保有率についてでございますが、美作市の運転免許の保有者数は平成30年12月末現在、岡山県のホームページからでございますが、1万9,329人で、16歳以上に占める免許保有率は78%の状況でございます。なお、全国の免許保有率は74.8%、岡山県の免許保有率は78.6%の状況でございます。議員のお尋ねの70歳以上ということでございますが、70歳以上のデータがございまして、65歳以上で答弁させていただきますが、65歳以上では35.7%の方が免許を保有されているという状況でございます。

次に、免許返納率についてでございますが、昨年1年間で岡山県下運転免許証の自主返納者は7,779人で、そのうち美作警察署管内では272人の方が返納されております。美作警察署管内の免許保有率に対する運転免許自主返納率は0.83%の状況でございます。なお、岡山県の運転免許証の自主返納率は、0.60%でございます。

次に、タクシーチケット、デマンドバス、デマンドタクシー、市営を含む市内公共交通の利用状況につきましては、まずタクシー利用補助の平成30年度の利用状況について御説明をさせていただきます。

延べ乗車人数が2万7,643人で、運行便数は2万3,608便を運行しております。おおむね1人で利用されている状況でございます。タクシー料金平均額は1,472円で、乗客1人当たりの運行費用は710円、タクシー利用補助は総額で1,963万4,495円ございました。

また、令和元年7月末までのタクシー利用補助の登録者数も、平成30年度末1,225人から169人の増ということで、合計1,394人となり、少しずつではございますが登録者数も増加している状況でございます。

次に、勝田地域のデマンドタクシーでございます。民間のタクシー事業者2社により、事前に利用日の1週間前から前日まで予約を行い、予約した場所で乗車できる制度でございます。梶並地区では、週4日、地域ごとに曜日別運行を行い、利用者数は953人となっております。勝田地区では、週2日、朝、昼、夕方便を運行し、利用者数は86人となっております。

次に、市営バスの状況についてでございますが、市内バス運行の現状については、市内には地域別の市営バスがあり、大原バス、東栗倉バス、美作バスは地域内を循環し、目的地である病院、金融機関、官公庁までの運行で、運賃は1乗車当たり200円で市内地域ごとの統一料金となっております。

また、津山線につきましては、梶並からと福本からの2路線があり、距離別運賃を適用しております。主に高校生の通学と、病院への通院に御利用されております。

市内循環線の地域ごとの利用状況を個々に申し上げますと、大原バスは4つの路線を設定し、月曜日から金曜日までの各路線3便運行しており、昨年度の利用数は4,208人で、1便当たり乗車人数は1.5人ということになっております。

続きまして、東栗倉バスは、基幹線に民間事業者のバスが運行していることから、集落内を支線として月、水、金の週3日、3便半の運行をしており、大原地内の金谷地区は、東栗倉バスが予約により運行し、利用者数は2,856人で、1便当たりの利用人数は5.0人となっております。

次に、美作バスでございますが、林野駅から柵原病院までの路線と、ほかに2路線があり、月曜日から土曜日までの週6日、朝、夕各1便と午前、午後の各1便を運行し、利用者数は1万3,366人で、1便当たりの乗車人数は5.7人となっております。

津山線の勝田バスは、月曜日から土曜日までの週6日、3往復半を運行し、利用者数は1万6,968人で、1便当たりの乗車人数は7.9人の状況でございます。

津山線の英田バスは、月曜日から土曜日までの週6日、4便を運行し、利用者数は1万424人で、1便当たりの乗車人数は8.5人の状況でございます。

次に、土居小学校区デマンドバスは、土居地区と福山地区からそれぞれ作東、江見地内の商店や病院、美作インター周辺の施設や本庁までを運行を行っております。土居地区と福山地区にはそれぞれ1台の10人乗りのバスを置き、月、水、金曜日の朝、昼、夕方の3便を運行し、昨年度の利用者数は2,371人で、1便当たりの乗車人数は2.9人となっております。

また、昨年度に利用が低迷でありました英田バスの循環線につきましては、廃止に伴いまして、民間事業者による英田地域内にデマンドタクシーが始まりましたが、利用者の声を聞きますと、今まで循環線の運行がなかった地区の方も、デマンドタクシーでの外出が可能となり、生活の利便性が向上したということで好評を得ております。来年度からはタクシー利用補助の正式導入も予定しておりますので、他地域の循環バスにつきましても、利用実績を踏まえた上で、英田バス循環線からデマンドタクシーへの移行事例も検討材料にしなが、来年度の市営バスの見直しについても喫緊の課題として検討してまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

先ほどの答弁で、来年度からタクシー利用補助の正式導入というようなことが御答弁にありました。今実証実験中ということであろうと思うんですけど、美作市の地域性、集落の点在している感じ、バスももちろんそれはそれで利用価値もあるところもあると思うんですけど、これからはタクシーによる、小さい車による移動手段というのがメインになってくるんだろうなという気はいたします、その料金は別としまして。今の料金体系、補助率がどうなのかは別といたしまして、こういった地域では、先ほどの免許証を返納された方にとっても、いつ、どこで、誰が、どのような場所で免許証を返納されて、生活に困られるかというのはわからないわけで、バス停の近くとか、そういうところの人であればまだしも、山の奥のぽつんとある一軒

家とか、いろんなパターンがあると思われまますから、ちっちゃ目の車で自由に動けるような交通手段というのは構築してほしいなというのを、今の利用の数字を見ながら、特にそんな感じがいたしました。

そこで、2回目の質問でございますけれども、さまざまな数値をお示しいただいてありがとうございます。よくわかりました。これは利用を余りされていないなというのも散見されたわけですが、最初の1回目でも申し上げましたけども、私たちの地域は年齢を問わず、車なしでは非常に暮らしにくい地域でございます。恐らく、この市役所にお勤めの職員の皆様も、近隣の方を除けば多分車で通勤されておられるんじゃないかなと、健康のために自転車で来られている方も中にはおられるかもわからないですけど、基本的には車じゃないかなと思います。そうした方々も含めて、もし何らかの理由で運転免許証がなくなった場合、それこそ死活問題と言えらると思います。

そうした現実がある中、高齢者に対する運転免許更新のハードルが高くなってきていたり、免許自主返納の機運が高まっておるといのが現状でございます。確かに、高齢者ドライバーに限らず、交通事故によりとうとい命が奪われる、そうした交通事故は後を絶ちません。抜本的な対策と、我々も含めてドライバー自身の意識改革も必要であろうなというふうに思います。市としてできることも検証し、加害者も被害者も出さない美作市にしていかなければならないということを強く感じております。

先ほど、御答弁で、少し前段で触れましたが、市内の交通手段の利用率が決して高くないものも見受けられているのが現状だと思います。今後も地域に合った、また市民のニーズにも応えられるような交通体系を構築していただくように強く要望をいたしておきます。

さて、高齢者の運転免許証の更新に話を戻しますけれども、75歳以上のドライバーの場合、認知機能検査が必須となっております。これは、検査結果により1分類、2分類、3分類というふうなのがありまして、1分類と言われる、ある一定の点数に満たない場合、臨時適性検査診断書の提出が義務づけられております。それには、専門医または主治医、かかりつけの先生の診断書が必要となってまいります。

市民の方々のお声を聞きますと、専門医となれば津山市の病院まで行かなくてはならず、若い者にとっては津山市はすぐ御近所さんで近いというような感じがするんですけども、高齢者の方々にとっては津山というと、美作市よりも交通量も多く、大変危険で、そして遠くに感じられる方も少なからずいらっしゃるのも事実でございます。その専門医なんですけれども、専門医受診の予約も、聞くところによりますと2カ月、3カ月と待たなければならず、その間に免許証が失効してしまったという事例もあると聞きます。市内のかかりつけ医の先生に相談した方からお聞きしたんですけども、そのときは診断書の作成を断られたということでございました。先ほど言ったかかりつけの先生に作成を断られたんだというようなお話でした。市内全ての医院や診療所、病院が今現在どういう扱いをされているのかはわかりませんが、美作市として医師会等々と話し合い、協議をされたことがあるのかないかをお尋ねをしたいと思います。こうした、病院の予約を待っているうちに免許が流れてしまったというような、不可抗力で免許を失うということは、甚だ問題があるというふうに思います。市としてそのあたりのことをどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

先般、ある市民の方に自動車教習所に御一緒していただき、高齢者の免許更新に関するさまざまな問題点や疑問点、そして御苦勞をされているお話をお聞かせいただく機会がございました。よい機会になりましたけれども、高齢者講習を受ける教習所のほうの予約も、自動車教習所の繁忙期には、その講習の予約すら取りづらいというような現状があるというふうなことを言われていました。そうした場合、講習を受けるのは津山市内の教習所を紹介せざるを得ないということもあるそうです。その逆もあって、津山から、例えばこちらのほうの教習所に来られた方もいらっしゃるそうです。そのような状況にあることを市民の方々にも知

っていただきたくて、こういうような質問もさせていただきます。月日のたつのが早い、あっという間に私たちも70歳、75歳の当事者になります。多分、いらっしゃいます、もう既にその該当者になれる方もいらっしゃると思います。我々もそうです、あっという間だと思います。市としてのお考えをお聞きしたいと思います。2回目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

公安委員会の関係のことになりますので、公安委員会と警察等に聞いた状況をお話ししたいと思います。

まず、75歳以上の認知機能検査でございますが、議員御指摘のとおり、75歳を過ぎると、免許更新を希望される方は更新手続前に認知機能検査の受検と、高齢者講習を受検しなければならないようでございます。認知機能検査は、運転免許証の更新期間満了の6カ月前から受検ができ、更新満了日の約190日前までに検査と講習のお知らせがはがきで届くようでございます。はがきが届きますので、先ほど議員が言われたように教習所でなかなか予約がとれないということがございますので、皆様方におかれましては、はがきが着くとすぐに予約をしていただきたいと思いますと思っております。

検査は、教習所などで予約を行います。検査を受けてその結果は即日書面でお知らせがあります。その検査で記憶力、判断力が低くなっているという判断結果が出ますと、臨時適性検査の受検または医師の診断書の提出が必要となります。認知症と判断されれば、運転免許の停止や取り消しになりますが、認知症と診断されない場合につきましては、高齢者講習の予約をしていただき、受検をいただくようになるということでございます。高齢者にとっては、認知機能検査と高齢者講習と2回に分けて講習を受けなければならない、大変であると思います。しかしながら、今般の高齢者ドライバーによる操作ミスによる事故がマスコミでも多く取り上げられておりますので、安全運転にはくれぐれも気をつけていただきたいと思います。

それから、やむを得ない場合で失効したということで、皆さん諦めておられるんじゃないかなという御質問でございますが、あくまでも有効期間内に更新するのが原則であります。救済措置があるようございます。この救済措置につきましては、免許証の有効期限が切れて6カ月以内、やむを得ない理由がある方は再取得が可能となっております。添付書類は必要でございますが、書類を整えば学科試験と技能試験が免除され、適性検査とそれぞれ区分される講習を受検することにより、免許証の再取得ができるということがあります。いずれにいたしましても、そういう場合につきましては気がついたらすぐに、早急に岡山県運転免許センターに問い合わせをしていただくことをお勧めしたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、認知症の診断書のあたりを中心に答弁をさせていただきます。

先ほどからもたびたびお話が出ていますが、道路改正法の改正に伴いまして、75歳以上の高齢者が運転免許証の更新時に認知症検査を受けて、その検査結果の点数が、先ほども議員の話の中にもありました3分類のうちの第1分類、100点満点中の49点未満の方は、公安委員会へ認知症の診断書の提出が必要となっております。この認知症の診断書の作成に当たっては、先ほども議員御指摘のとおり、市内に認知症の専門医がいらっしゃらないため、津山市等の遠隔地の病院を受診していただく必要や、精神科病院の予約は慢性的に診察予約に長期間を要するなど、種々の課題を抱えております。

こうした課題の解消のために、市として医師会との話し合いをしたかとの御質問ですが、大原病院の塩路

院長が美作市医師会の副会長の職にございます。院長より医師会役員会にて認知症検査への対応についての依頼を提出し、協議をいただいております。結果としましては、大原病院におきましては自治体病院としての市民サービス向上への役割、また市内在住者で認知症が疑われる方への早期対応につながるよう支援を行います美作市認知症初期集中支援チームというのがございますが、その専門医としての立場から、相談並びに診断書の作成の対応を行うこととしておりますので、該当される方で診断書の作成について当惑している方がいらっしゃいましたら、美作市立大原病院に御相談いただければと思います。

岡山県警察からは、残念なことに運転免許証を自主返納した場合や取り消し処分を受けた場合に、今後の生活支援の要望を各市町村の包括支援センターに引き継ぐ連絡要望受理制度を設けているとの通知も受けております。高齢者が運転をやめた後の認知症発症率や、鬱病発症リスクが高まるとの報告もあることから、地域や家庭内でのコミュニケーションの確保や、閉じこもり防止活動等の普及推進活動に努め、高齢者の方がいつまでも住みなれた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、包括支援センターを中心に各地域で行っております認知症予防運動等の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

3回目です。

市民部長の御答弁で、救済措置があるんだということで、実は私もこれは知りませんでした。規定どおりに、免許が流れてしまったらもうそれで終わりなのかなってというような気がしておりましたが、知らない方ってたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。免許が切れそうになったことがないんで、そういう立場になかったのかもわかんないですけど、特に御高齢になられると、免許は今までどおりで流れたらもうこれでおしまいだっていうふうに、感覚的に思われている方もたくさんいらっしゃると思いますので、市民部長は公安委員長じゃないんですけど、市としてお知らせを何かの形でしてあげてください。私もします。

それと、江見部長のほうから大原病院のほうで診断書の作成をできるようになったよというような御答弁で、津山まで遠くに行かなくてよくなったのは非常にいいんですけど、私がこの問題にかかわり始めたときは、多分作成して下さってませんでした。それから慌ててされたんかなというような気もするんですけど、そんなことはないですね。ないと思うんですけど、そういうふう到大原病院のほうで書いてくださるということで、こちらも高齢者の方に、もしこういうように該当された場合には、今おっしゃいましたけど、またほかの場面でもお知らせをしていただきたいなというふうに思います。

それで、3回目、そういうふうに関連されました、診断書を出さなければならない方からの、これはコピーなんですけど、優しくないんですよ、文章が。いきなり診断書提出命令書と、ここに書いてあるんですね、上に大きな字で。これを見ただけで、多分80歳、90歳の方は、わしはどっかで悪いことをしたかなって多分思われるんじゃないかと思うんですけど、あなたは認知症検査の結果、記憶力、判断力が低くなっているとの判定を受け、認知症の疑いがあることから、道路交通法第102条第2項の規定により云々かんぬんってずっと書いてあって、認知症の専門医または主治医、かかりつけ医が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見書が記載されているものを提出してくださいと。またありまして、提出された診断書が上記の要件、認知症の専門医または主治医、かかりつけ医が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものを満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行う



か、改めて臨時検査または診断書の提出命令を行うこととなりますって、はあつて思いますよね、正直、こういう文章が届いたら。それだけでも萎縮してしまう、これはもう免許証がなくなるわみたいな感じになると思うんで、受け取られた方も近所に若い方とかがおられたら、これは何なんじゃろうかというふうに相談していただきたいですし、民生委員さん、愛育委員さん、さまざまなお役をされている方、区長さんもそうでしょう。それから、保健師さんなんかも定期的に回っておられる方もいらっしゃるでしょう。ぜひともそういう方に、これは何じゃろうかというふうに見せていただいて、とてもじゃない、運転はもうだめよという方も中にはいらっしゃるかもわからないですけど、それでも可能な限り自分の意思で自分の行きたいところに行って生活ができるような美作市であってほしいなというふうに感じます。今のこの命令書をお聞きいただいて、元県職の副市長、どう思われました。お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

診断書を求める通知の文章の内容を見てどう思うかという御質問でございます。

確かに、公務員がつくり上げた、法律にがちがちと固められた文章だなというふうには感じますし、この内容を高齢の方々が読んだ瞬間にすぐに判断できるか、認識できるかっていうふうなことを考えると、なかなか難しい内容だというふうに考えます。

今お話しいただいた内容も含めて、こういった意見がありましたということも、警察署か公安委員会かどこかに言えるチャンスがあれば、実現するかどうかわかりませんが、わかりやすい紙がつけられないかなぐらいの程度の話は投げかけてみようとは思いますが、ただ、できるという自信はないので、その辺は御理解ください。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

実は、私の知り合いの市民の方もその令書を受け取って、非常にショックを受けたんです。その人に言ったのは、ショックを受けたっちゃうことは認知症じゃないよと。要するに、しっかりあれを読むと、ショックを受けるんです。ショックを受けるということは、よく認知しているということなんですね。その方の場合には、たまたまかかりつけ医の方が診断書を書いてくれて、今でも運転をされているんですけども、ここで2つのことを追加で申し上げたいと思っているのは、一つは、だから、完全に僕も把握は全部はしてないんですけども、市内の診療所においても全部やらないということでも、どうもないような実例があると思っておりますので、これはまた調べてみて、ここはやっていただけるんだよということがあれば、それは何らかの形で市民の方々にお知らせすることができないかもしれないので、研究、検討させていただきたいと思っております。

それからもう一つは、きょうの議論でもありましたし、先日の議論にもありましたけれども、せっかく踏み間違い防止の装置の普及をしておりますので、そういったことで、診断書が要るようなことになったということには、ぜひ防止装置の装着もあわせて御検討いただければ、とてもありがたいなというふうに思っております。その2点を追加で補足をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

総括です。

副市長、びっくりされたと思いますが、突然の指名で済みませんでした。誰に指名しようかなと悩んだあげく、目が合ったもので、副市長でお答えいただきましたけど、踏み間違い防止装置を有効に使われる機会ではないのかなというように思いますし、ある方が僕におっしゃってくれたのは、運転が不安になって危ないなど、ブレーキとアクセルの踏み間違いがあるなって思ったら、マニュアル式の車に乗ったほうがいいんですよ。その方は、今までずっとオートマチックの車を買われてましたけど、もうこれが最後の大きな買い物なんだということでマニュアルの車を買われました。すると、オートマチックじゃないんで、いずれエンストしますよね、どこかの時点で。そういった自己防衛、自分なりに考えてそういうことをされている方も中にはいらっしゃるということですので、御紹介までさせていただきますと終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**8番（安藤 功君）**

市内の鉄道、JRですけど、バス——市営を含みます——などの気象警報や警報が出るおそれが高い場合の取り組みについてということで、本格的な台風シーズンを前に、市内の鉄道、バス等の気象警報や警報が出る可能性が高い場合の取り組みについて、そして他の交通機関との連携をどういうようにされているかということをお尋ねをしたいと思います。

最近では、台風10号が中国地方を縦断したときでございますけれども、バス、鉄道、飛行機、また瀬戸大橋など多くの交通機関や道路で運休や通行止めなどの規制が、台風の影響が出る前にそうした規制情報がテレビ等を通じて流れておりました。そうしたときに、大きな災害はなかったように聞いておるんですけど、若干南のほうではあったんですけど、美作市の場合、市営バスや共同バスなどはどのような、そういったことに対しての決め事やマニュアルがあるのかをお尋ねをしたいというように思います。

交通機関をストップさせてしまうことは、多くの市民の方々に御迷惑をおかけすることには、当然つながってくるわけですが、乗客の皆さんや運転手さんのとうとい命にもかかわることも起きないとは断言できませんので、改めてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。また、こうした有事の際、有事が予想される場合、他の交通機関との連携、情報、状況はどういうふうに連携をとられて、どういうふうに把握されているか、お尋ねをさせていただきます。1回目でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、2項目めの市内の鉄道、バス等の、気象警報や警報が出る可能性が高い場合の取り組みについてということでございます。

今現在、日本の南海上には、台風13号、15号という台風が発生しております。こういう状態の中で、今後の進行状況に注意が必要だと思っております。

市営バスの運休等に関する決め事についてでございますが、美作市では美作市営バス有償運送に関する条例施行規則第4条第3項において、市長は特に必要が認められるときは臨時に運行し、また運行を変更、中止することができるということがございます。具体的には、雨量が、時間雨量でございますが40ミリを超える場合、それから平均風速が秒速20メートルを超える場合、運行経路である道路に冠水がある場合、その他安全な運行が確保できないと認められる場合ということで決めております。いずれか該当する場合にあっては、市営バスの運行に支障があると認めるときで、運行を変更し、また中止することとしております。実際

に、災害時には委託先の運行管理者と連絡を密にして、雨量や風速が規定を超えてない場合であっても、それぞれの運行系統の状況により、安全運行が確保できないと判断した場合については、その時点で運休を決定しております。

それから、他の交通機関との連携はということでございます。有事の際の他の公共交通機関の状況把握や連携につきましては、市営バスと連結する鉄道、民間バス及び近隣自治体のコミュニティバス等に関する情報を収集することとしておりまして、状況把握に努めております。

また、今回のお盆に来た台風10号の際には、民間バス会社及び近隣自治体と計画運休の情報を交換するなど、有事の際の連携を実施したところでございます。

ちなみに、今回の台風10号の際には、近隣の自治体の多くで台風前日の午前中に計画運休を決定しておりましたが、これは他の自治体が運行するコミュニティバスがJRとの乗り継ぎを重視しているためでございます。JRが早い段階で姫新線等の計画運休を発表したことを受けたものでございました。

当然ながら、美作市においても鉄道や民間バスとの接続を考慮した運行をしておりますが、日ごろの市営バスの乗られる方の状況を見ますと、JR等に乗り継ぎで遠方に行かれるという方よりは、主に地域内での移動に御利用されている状況がございます。そのため、今回の台風10号の際につきましても、台風前日の午前中に他の交通機関の関係者から計画運休の情報を入手しておりましたが、市民の移動手段の確保をするという観点から、美作市ではあえて早い段階での計画運休を決定せず、当日の雨量、風速等の状況を見ながら、終日の運行を実施した次第でございます。結果的には大した影響がなく運行をしたということで、市民の方々の移動手段を確保できたと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

安藤議員からの御質問の項目2、他機関の連携について、危機管理室の答弁をさせていただきます。

危機管理室といたしまして、本年7月、中国地方整備局岡山河川事務所が事務局といたしまして、吉井川水害タイムライン検討会というものが設置されました。これは、吉井川水系における台風などによる大規模な洪水による内水、外水、土砂災害等の風水害に備えた多機能連携のタイムラインを検討するものでございます。

タイムラインといいますのは、災害を想定し、発生時を0時間として逆算し、いつ、何を、誰かの3つを要素として、災害に対するそれぞれの役割、対応行動を時系列で整理したものでございます。

吉井川水害タイムライン検討会につきましては、構成メンバーといたしまして、水系の市町村を初め、ライフライン関係、交通機関の関係、報道関係、その他行政関係などの各種の機関が集まりまして、多機関連携タイムラインを作成し、情報共有を行うものでございます。

危機管理室といたしましては、これらの情報を関係部局と共有し、必要な情報提供を市民の皆様に行っていきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

それでは、2回目でございます。

市民部長のほうからバスの関係、こういった状況で美作市の場合は計画運休とかということを経験せずにやっただということで、よくわかりました。結果的には運休せず、通常の運行をしたことによって、市民の皆様方

に御不便をかけなかったということは正解だったんだろうなというふうに思います。僕はとめてくださいというお願いをしているわけではなくて、安全な運行をしてくださいねということなんで、早い段階でとめてくださいということではないんですけど、安心・安全な市民の移動方法というのをこれからも守ってやっていただきたいなというふうに思います。

それとあと、今危機管理監のほうから、タイムラインということでございましたけれども、2回目で、一般の台風10号の状況はよくわかりました。9月3日、つい3日前、新見市を初め県北で時間雨量100ミリとも120ミリとも、この話はよく議会でも出ていましたけれども、猛烈な雨が降りました。昨今の気候は、いつどこで大きな災害が起きても不思議ではない状況になっているっていうことは、皆さんも御承知のとおりでございます。いち早く状況を把握し、適時適切な市内交通の安全対策をとっていただくようお願いをさらにしておきたいと思います。

タイムラインということに関してなんですけども、検討会が設置されたということで、まだ実際には運用されていないような感じに受けとめたんですけど、そのタイムラインというのは、比較的年代の若い人たちにはよくタイムラインという言葉が最近よく聞かれておりますけれども、このタイムライン、いつ、何を、誰がを3つの要素として、発生時を0時として逆算してというような、よくわかりにくいようなところもあるんですけど、このタイムラインを実際に運用するというのはどういうふうな予定を立てておられるか、お尋ねをしておきます。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

安藤議員から2回目の、運用開始をいつごろをめどに検討されているかという御質問でございます。

吉井川水害タイムライン検討会におきまして、本年は試行運用という格好になりますが、本年の9月から運用が決まっております、吉井川水系における台風などによる大規模な洪水等が発生するおそれがある場合に立ち上げるということになっております。当然、本年は試行運用ということで、出水期が終わった後、タイムラインの振り返りを行い、改善事項等の確認を行い、また令和2年度版に向けた、また取り組みを行っていくという方向になっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

本年は試行運用ということなんです。実際、そういう試行的なものを見たり聞いたりしてみないと、びんときにくいなというのは感じましたけど、いずれにしてもいろんな情報やさまざまなことを共有して、市民の安心・安全に常につなげてやっていただきたいというふうに思います。

この項を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**8番（安藤 功君）**

市道の管理についてということでお尋ねをさせていただきます。

まず、①として、市道の総距離数と日ごろの安全パトロールについてということでございまして、そのパトロール内容や美作市内の市道全てを満遍なくパトロールされているのかどうなのかをお尋ねをいたします。

そして、2つ目として、行政報告会でもよく話題となるんですけども、市道脇、市道の左右の側面、のり面なんですけど、その道路脇の山林や空き地、また空き家等から樹木が市道に覆いかぶさるように出ている場所が多く見られておりますけれども、そういった対策はどのようにされておるのかということをお尋ねをしたいと。

市民の方からの御意見で、この質問も市民の方からぜひ聞いてほしいということで御依頼をされたんですが、ひどいところは農耕車、トラクターであるとかもろもろの、コンバインであるとか、通行できないほど樹木の枝葉が市道に覆いかぶさり、以前は地元的地権者や有志で伐採なども行っていたんだけど、高齢化と人口減でもうこれ以上は限界ですと声をよく聞くようになっております。美作市としての対策について、また検討または実施をどのようにされているかをお尋ねをさせていただきます。1回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼いたします。市道の管理について、市道の総延長と日ごろの安全パトロールということですが、市道の管理延長は現在約982キロメートルあります。道路パトロールは、幹線道路を中心に市内全域をおおむね6日で一巡をし、走行距離にすると大体1日平均150キロぐらいになるんですけども、しまして、不良箇所を早期発見に努めております。パトロールでは、側溝清掃や路面補修、枝切りなど軽易なものについては、随時その場で対応をしながら、また落石履歴のあるのり面や要注意箇所をめぐり、状況の確認を行っております。毎日の報告書によりまして情報の整理と共有を図り、緊急度に応じて支障木の撤去や修繕工事等を実施しております。

次に、支障木の対応についてですけども、通行の支障となる民地から張り出している樹木等の伐採につきましては、原則所有者に伐採をお願いしているところです。しかし、危険が認められるような場合は、道路法で、道路管理者は道路を一般交通に支障がないよう努めなければならないとされていることから、所有者の了解を得ていただき、地元区長さん等からの要望申請により、市において対処する場合があります。また、倒木等で直ちに危険を及ぼすような場合は、緊急措置として所有者に予告なく伐採することもあります。

枝葉の伐採を初めとする市道の管理では、先ほど申しましたように、道路パトロールで随時対応しているところではありますが、市内に張りめぐらされている市道の管理は、地区の協力を得て、行政と地区の協働のもと、道路愛護なども活用していただきながら、交通の安全確保に取り組んでいるところでございます。議員御指摘のとおり、高齢化など地区での対応が難しくなっていることも把握しております。地区からの情報もいただきながら、柔軟な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、またお気づきの点がありましたら御連絡をいただければと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

2回目です。

今回の質問は、先ほども申し上げましたけれども、市民の方からの御意見を頂戴しての質問なんですけれども、実際に安藤君見てくれということで、現地には足を運ばせていただきました。写真を撮ってきてお見せすれば一番わかりやすいと思うんですけども、完全に道路の上で枝葉がもう手を結んでます、トンネルです。見ようによってはいい景色だったんですけど、それは当然そこを利用されている方にとってはとてもじ

やない、不便な状況でございました。背の低い普通車であれば何とか通れるんですけど、背の高い車や、ましてトラックに農耕車を載せて通るといったことは絶対に通れません。それを確認したところ市道でございましたので、パトロールの対象になっているのかなということでお尋ねしたら、おおむね982キロあって、市内全域をおおむね6日ということだから、その対象になっているんだろうなというふうにお聞きしたんですけども、私の乗っている軽四の乗用でも屋根をすすすすとすりました。だから、乗用車、ミニバンとかだったらもう絶対通れないような状況になってました。

そこを通り越していくと、ある集落に出るんですけど、当然その道の脇にずっと田んぼがあるんですね。それが9割方耕作放棄されてました。農耕車を運ぶのも大変だし、今までは地域の方が切っていたけど、先ほど言ったように高齢化になって、なかなか人数も少なくなって、そういう伐採ができませんから、もう田んぼもできんわということで諦めたんだというような話もされておられました。そういったところも現実に美作市にあるということで、行政報告会でもちょこちょこ出たりしていると思うんですけど、そういったところをパトロールされて、どのような報告があって、どのようなふうな対処をされているのか、再度お尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

議員御指摘の通行の支障となる枝葉は、地域からの情報やパトロール等により状況の把握に努め、対応をしているところではありますが、延長980キロ余りある市道の全線全てについて十分に対応ができていないかと、残念ながら完全とは言えないのが現実です。パトロールの頻度は、集落間や施設などを結ぶ主要な道路や集落内の生活道路に比べて、山間部などの人家のない、通行量の少ない路線については低い状況です。パトロールに当たっては、状況変化を敏感に感じ取り、異常等が確実に報告されるよう、徹底が図れるよう努めてまいりたいと思います。

また、先ほどの答弁と重複しますが、情報の提供や道路愛護など地域との協力も得ながら、市道の適正な管理が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、同じこととなりますけれども、お気づきのことがありましたら御連絡をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

ありがとうございました。

これは市民の方からの御意見ということで、きょうお話をさせていただいているんですけど、その方が最後に、安藤君、恐らくこういうことをお願いしたら予算がないからできんのんじゃというような返事が返ってきそうな気がするんじゃというような話もされて、その方が言われたのが、里山公園による交付金というのが今出てますよね。その方はよくそのことを知っておられて、もし予算がないのであれば、これも木の話なんで、少しだけでも予算をつけて、その地域だけじゃないですよ、そういう伐採というようなことを、老人を助けるという意味でやってもらえんもんかなというようなお願いをされました。電話でできるようなお願いでないんで、ここでお願いをしたいんですが、そういうことが可能かどうか、お尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

結論からいえば、可能です。市道を適切に管理する役割は持っております。ただ、部長が申しあげましたように、全部ちゃんと見れているかどうかという、通行量が低いところについてはなかなか目が届いていないという可能性もありますし、またあえて申し上げますと、一部の市道については、例えば1年間に1台も通んないというところもなくはないですね。そういうところをどう扱うかについては疑問があるんですが、今おっしゃったように、使われていて畑があったり田があったり、具体的な作業があるっていう場合にそれが通れないっていうのは、これは市民にとっては大変困ることですので、そういった道路について支障木を取るとかというようなことについては、現予算の中でも多分できると思いますし、今後で言いますと、真っ白い白線事業に大体片がつけば、維持管理費に充てるところにある程度の余裕ができますんで、里山公園と言わずとも、市道の維持管理を含めて市民の方々の、これも安全の一部なので、しっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひその方よろしくお伝えください。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

総括ですね。

その方も、必ずきょうのテレビは見とくからなということなんで、テレビの前で喜ばれているんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

先ほど、真っ白い白線事業の話が、道がそれますけど、勝田地区に終わっていないところがありますんで、ぜひともお願いいたします。

次に行きます。

議長（岡本 泰介君）

4項目めに入ってください。

〔「もう休憩せずに行きゃあええが」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

休憩せずに行こうと思うんですけど。

〔「終わらんのんだったら」と呼ぶ者あり〕

〔「20分。20分だったら行きゃあええ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、判断してください」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長いたします。可決されました。

それでは、10分間休憩したいと思います。

午後4時39分 休憩

午後4時48分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

萬代議員が通院のためここで欠席されております。

山本雅彦議員が葬儀のため欠席されております。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）〔質問席〕**

それでは、4項目めでございます。

開催まであと一年弱となりましたオリンピック・パラリンピックの美作市でのキャンプ等の誘致の状況はということでお尋ねをします。

まだまだと思っていたオリンピック・パラリンピックでございますが、開催まであと少しとなってまいりました。当初より、ベトナム女子サッカーやスペイン女子7人制ラグビーのキャンプ誘致でございましたけれども、現在どのようになっているか。また、他の競技や他のチームへの誘致活動をされているのかどうかをお尋ねをいたします。1回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

オリンピック・パラリンピックの美作市でのキャンプや事前合宿等の状況はとの御質問ですが、来年に迫りました2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプの誘致状況でございますが、本年4月に美作市でキャンプを行っていただきましたスペインの7人制ラグビー女子代表チームにつきましては、7月に行われましたヨーロッパ予選におきまして4位という成績になりました。また、男子チームも5位という成績に終わりまして、残念ながらオリンピックへの出場権を逸したところでございます。

次に、ベトナム女子代表サッカーチームにつきましては、現在アジア地区最終予選に進出しており、アジア枠の2枠をかけて、来年2月以降に開催される最終予選に挑んでまいるところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

御答弁いただきまして、残念な結果になったということでございますね。ベトナムの女子サッカーに関しては、今地区予選で頑張っているということで、ぜひ頑張ってオリンピックという大きな舞台に出場してほしいなというふうに思いますが、オリンピック・パラリンピックの日本での開催も、恐らく私たちが生きている間にはもう最後の大会になるだろうというふうに思います。日本で行われる場合ですよ。このビッグチャンスを逃すことなく、日本、岡山県、美作市の一体感の醸成に役立てていただきたいというふうに思っております。

キャンプ誘致に関しては、相手の国とかチームがあることなので、こちらの都合だけでなかなかうまくいかないと思うんですけども、以前よりお話のあった聖火リレーは今どのような状況か、お尋ねをさせていただきます。また、特にパラリンピックなんですけれども、パラリンピックにおけるキャンプや事前合宿などの取り組みと採火などに対して、どのように美作市として考えておられるか、お尋ねをします。

このパラリンピックですけれども、新聞にも掲載されていましてけれども、全国の障がい者へのアンケート調査で、障がいの理解につながるパラリンピックを機会に理解につながるんだとする回答が約62%あったとのこと。もちろん、このことを一過性のものにせず、継続的な取り組みにつなげていかなければなりませんけれども、この大会が大きなきっかけになることも事実だろうというふうに考えます。ぜひそのあたりのことも踏まえて、取り組みを今からでも美作市として始めていただきたいと思うんですけども、そし



てオリンピック・パラリンピックの機運を高めていただくことにも力を注いでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。2回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

まず、オリンピック聖火リレーにつきましては、2020年3月26日に福島県を最初に、121日間の日程をかけて日本各地を回ります。岡山県につきましては、5月20日から21日の2日間の日程で県内をめぐり、美作市は21日に実施される予定となっております。聖火ランナーの募集につきましては、本年7月から8月の日程で行われ、多くの方に応募をいただいているところでございます。美作市からは数名、多分2名程度になるとは思いますけれども、東京オリンピック聖火リレー岡山県実行本部へ推薦し、12月以降に東京オリンピック組織委員会から正式に発表される予定となっており、本市からは2名程度が選出されるものと思っております。なお、コース等の詳細につきましては、12月に公表される予定となっております。

次に、パラリンピックへの取り組みについてでございますが、パラリンピックにつきましてはオリンピックのような聖火リレーを行ってはいけないということがございます。聖火フェスティバルといった形で取り組んでまいりたいと考えております。内容につきましては、2020年8月13日から25日の期間に、県内各市町村等で採火した聖火を、県でまず1カ所に集火し、その後東京へ移送し、そこで各県等で採火した聖火を一つにまた集火するという形になります。美作市といたしましては、独自の方法で採火を行い、庁舎や施設への訪問、展示といったことを考えているところでございます。

また、パラリンピックへの機運を盛り上げるといった形で、教育委員会とスポーツキャンプ誘致実行委員会、そういったところが主体となりまして、パラアスリートによる講演会というのを本年9月17日に予定しているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

3回目です。

御答弁をいただきました。このパラリンピックに関してなんですけれども、先ほど紹介させていただきましたけど、8月18日の山陽新聞でございます。東京パラリンピックが障がい者への理解につながるというのが62%だったということが書いてありまして、東京パラリンピックの開幕まで25日で1年になるのを前に、共同通信が全国の障がい者を対象にアンケートを実施したところ、大会が障がいの理解につながるの回答が62%に上がった。選手の活躍や大会の盛り上がりによって、障がいへの関心が高まり、差別や偏見が解消されるとの期待が大きい。一方で、一過性の盛り上がり終わることへの懸念も根強く、政府が掲げる共生社会の実現には、大会後も継続的な取り組みが求められるというふうなことで、継続的にやらないといけないというようなことも書いてあります。

それと、パラリンピックって1964年の東京大会で名前がつけられたというふうに、今回初めて知ったわけですけど、それまでは障がい者スポーツとか、何とか大会というような名前だったらいいんですが、1964年の東京大会でパラリンピック、そして金メダルをとられた方が岡山県内にいらっしゃいます。県立盲学校の竹内先生です。教頭先生でしたかね。この方の御講演も何度となく聞かせていただいたことがあるんですけど、余りそういった自慢話というのはされていなかったんで、僕は新聞で見て、そうだったんだって思いました。この方も、64年の大会で金をとったってということで、すごい世界が広がったというふうなことで、皆

様御存じのとおり、世界的な御活躍をされています。その竹内先生が、こうした活動の原動力となっているのが、パラリンピックで培った経験だというふうにおっしゃっています。来年の大会には、陸上や水泳などの競技に、視覚障がい者選手も大勢参加する。竹内先生は、今度こそ会場を満員にして、多くの人にパラリンピックを見てほしい、さまざまな障がいへの理解が広がるきっかけになってくれればと大変期待をしているということでございます。美作市も、竹内先生というすばらしい先生が地元いらっしゃるわけでございます。ぜひともこのパラリンピックも、美作市としてでき得る限りの障がい者理解につながる大きなきっかけになると思うので、ぜひとも何かしらの継続的な行動を起こしていただきたいと思いますが、

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

障がい者のスポーツにつきましては、まだまだ認知度が低い状況になっているかと思っております。オリンピック種目ではございませんが、本年度も聾者、耳に障がいのある方の日本女子代表候補の合宿を予定しております。これは、4年前からずっと継続していることでございまして、そういったことを通じまして、障がいのある方のスポーツ、そういった方の周知、取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

御答弁ありがとうございました。

総括です。

オリンピック、そしてパラリンピックを通じて、健常者も、そして障がい者も、全ての方々に優しい美作市をともにつくってまいりましょう。

終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、続けて5項目めに行ってください。

**8番（安藤 功君）**

それでは、最後の質問となりました。あと8分39秒でございます。

それでは、市内の小・中学校の児童・生徒の学力等について、市内の小・中学校の児童、学力と体力、体格等についてお尋ねをさせていただきます。そして、問題行動でございますが、

先般学力テストが行われましたが、その結果並びに評価はどのようになっていますか。何人かの議員の方も質問されておりましたので、若干答えは重複しますが、お願いをしたいと思います。

また、家庭学習時間が岡山県は全国平均よりも短いという報道もございましたけれども、それをどのように捉えておられるか、考えておられるかをお尋ねをいたします。

それから、市内の小・中学校の児童・生徒の問題行動です。問題行動にも二通りありまして、反社会的問題行動、非社会的問題行動というふうにございますけれども、その現状はどのようになっているかをお尋ねをいたします。この地域を初め、結果的には日本の国家を支えていく今の子どもたちに対して、大人としての育て上げるという責務と責任を果たしていかなければなりません。学力をつけることはもちろんのことでございますけれども、それだけではなく、情操面、心の教育ということも力を入れたいといけない時代がやってきているというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをさせていただきます。1回目でご

ございます。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。先ほど、竹内教頭先生、もう今は退職されていますけれど、私は直接オリンピックに卓球で出たと、そして当時走り始めたばかりの新幹線の岡山駅で、初めて父親が万歳と言ってくれたと、自分は生きてよかったと感じた瞬間だったというお話を、私は直接伺って、本当に心ときめいた思いがございます。済いません、答弁とは違うんですけど。

それでは、お答えをしてみたいです。市内小学校、中学校の児童・生徒の学力等についてお答えをいたします。

調査では、岡野議員の御質問にお答えいたしましたとおり、全国学力では小・中学校ともに、全ての教科において全国の平均正答率を下回り、特に小学校の国語と算数、中学校の英語では、全国との差が開き、非常に厳しい結果でございました。

家庭学習時間について、平日1時間以上の児童・生徒の割合でございますが、小学校6年生が全国66.1%に対して市内では57.6%、中学校3年生が全国69.8%に対し62.2%と、ともに全国に比べ家庭学習時間が短くなっております。このため、学校では以前から家庭とも協力し、テレビやゲームの時間を減らすため、ノーメディア週間の取り組み、宿題の出し方や点検方法を見直すなどして、少しでも学習時間が増えるようにしております。また、家庭の協力も不可欠であり、就学前からの家庭教育支援をさらに進めているところでございます。

しかしながら、そうした中でも勝田中学校区、作東中学校区のように、全国平均を上回る結果を出した学区があり、ここでは中学校区の教育として小学校、中学校が連携し、指導方法の研究、中学校の教員による小学生への授業あるいは合同授業、家庭への啓発に足並みをそろえて取り組んでいます。また、文章の読み取りや書く力、これが必要というふうに申し上げたわけですが、このために例えば新聞のコラム、滴一滴であったり、天声人語であったり、こうしたものの書き写しや、行事の際には必ず感想文を書くなど、学校全体で統一した取り組みを徹底することで教育効果を高めております。こうした取り組みを、市内のどの中学校区でも、校長の指導のもと、進めるようにお願いをしているところでございます。

次に、体力、体格におきまして、平成30年度全国体力調査の結果では、中学校の女子は少し残念だったんですが、小学校男女、中学校男子は全国平均を上回っており、昨年度をさらに上回る結果となっております。また、一般的に市内の子どもたちはやや肥満傾向にございますが、この割合は減っております。

続いて、問題行動の状況でございます。今年度、小学校、中学校ともに対教師暴力等、重大な暴力行為の事案はなく、市内全体として落ちついた状況でございます。横断歩道で車をとめると、中学生が頭を下げてくれた、挨拶をしてくれた、あるいはヘルメットをかぶっていない中学生が一人もいなかったなどの地域の方からの声も聞いております。

このような落ちついた状況にあるのも、地域の皆様の声かけ、見守り、挨拶運動の協力など、毎日の努力の結果と考えております。今後とも地域の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

御答弁にありましたように、全国学力・学習調査では厳しい結果であったとのことでございますが、その

中でも今御答弁いただきました勝田中学校区、そして作東中学校区では全国平均を上回る結果が出ていたと、厳しい中でも一つの光は見えているのかなというような感想も持ちました。調査のたびに一喜一憂をしないほうがいいとは思いますが、これからもそれぞれの学校や学区のよい点はどんどん取り入れていただいて、今後も教育委員会としての御指導をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、家庭学習時間と学力には密接な関係があるのはデータからも見てとれます。御答弁にもありましたけれども、各家庭の御協力もいただきながら、具体的なわかりやすい取り組みをしていただきたいというふうに思います。

また、重大な暴力行為の事案もなく、子どもたちも落ちついた状況であるとのことですので、ひとまずは安心をいたしました。

いじめや不登校、ひきこもりなどに関しての数字的な推移はどういうふうになっているか、お尋ねをさせていただきます。

また、美作市では決してないとは思いますが、全国的には夏休み明けの9月中の月上旬から中旬にかけての自殺率が1年を通して一番高くなるというふうな報道もございました。日ごろから一人で悩まず、何かあれば絶対に助けてくれる人や理解してくれる人が必ずいます。万が一を未然に防ぐためにも、そうした心と体のバランスのとれた学習にも、今後も力を入れていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。2回目の質問とします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

家庭学習の充実ということでございますが、そのためには一定時間集中して学習する習慣と、規則正しい生活習慣を身につけることが必要でございます。そうした狙いから、小学校では毎日使う連絡帳を市内で統一した様式で作成し、家庭での学習時間、テレビやゲームの時間、寝た時刻などを書き込み、記録することで意識が高まるように活用しております。これが実物でございますけれども、このようにあすの連絡以外にも宿題を書いたり、あるいは自主学習はどのようなことをしたとか、あるいはどういう時間にしたと。そしてまた、もしも、こちらにございますように、印鑑だけではございますが、保護者の方に毎日見ていただいて出すという形にしてございます。こういうふうな形をして、担任はこの連絡帳から生活習慣への指導、そして努力への励ましというのをしております。

中学校では、それぞれ学校でやや形式は異なりますが、生活ノートを活用し、学習時間、毎日の生活で気になることを家庭で書くことで、一日の生活を振り返り、また担任が励ましの一言を入れることで意欲を高めております。

あわせて、こうした家庭学習の内容の充実のためには、頑張りや工夫が見える家庭学習のノート、宿題であったり、自主学習であったりですが、こういうノートを廊下等に掲示することで意欲を高めたり、家庭学習のヒントとして広まるようにしている学校もございます。

学校だけでなく、保護者からの一言コメントや声かけをお願いするなど、家庭の協力を得ながら家庭学習が充実するように進めてまいります。

続いて、問題行動、特に長期欠席、いじめ等でございますが、いじめにつきましては小学校、中学校ともに重大な事案はなく、軽微なものも見逃さないようにしておりますが、小学校はやや件数が増えているものの、中学校では、これは今30年のものしかデータがございませんが、29年は中学校は14件ございましたが、30年では8件というふうに減っております。件数として大変少ない状況でございます。

長期欠席は、残念ながら美作市では数として多いことは課題でございますが、昨年度とほぼ同様の人数で推移しております。

新学期初めは、自殺予防や長期欠席を防ぐため、様子の気になる児童・生徒は長期休業中から家庭への連絡をして、新学期がスムーズに迎えられるように事前に校長会議等でも指示をしているところでございます。

そして、学校では新学期の生活アンケートの実施、悩みや心配なことは教員やスクールカウンセラー等への相談を呼びかけるなど、教育相談体制が充実するようにしております。

こうした取り組みを含め、教育委員会といたしまして、知徳体バランスのとれた教育を進めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

3回目です。

御答弁いただきました。大きな問題は起きていないということで、ひとまず安心をいたしました。私も、小さなことは多分いろいろとあるのかもわかんないですけど、保護者として、また学校近くの近所のおっちゃんとして、その学校を見たときに、大きな問題はないのかなというようなイメージは受けています。よく挨拶もできますし、学校なんか例えに行くと、すごいこっちが恥ずかしくなるぐらい大きな声で挨拶してくれるんで、うれしいなと思っております。

時間もないんで、あれなんです、先般中学3年生の実力テストっていうのを、問題を見る機会があり、問題を解いた機会じゃないんですよ、問題を見る機会があったんですけど、我々の高校入試のときには英、数、国の3教科でございました。理科と社会はなかったんですけど、それはそれとして、たまたま数学の実力テスト、中学3年生です、見たんですけど、僕らがよくしていたテストは、最初はサービス問題と言うたら悪いかもわかんないんですけど、比較的安易な、簡単に解ける基礎基本の問題がずっとあって、だんだんと盛り上がって最後のクライマックスを迎えるころにグラフとか、応用問題の文章題が出ていたんですけど、今回見たのは、2問ほどやや比較的簡単な、比較的簡単というても、マイナス括弧マイナス括弧閉じて割るとか掛けるとかもありましたけど、その次の問題はいきなり関数のグラフがぼんと出ているんですよ。この点は何か、こうするにはどうすればいいとか、文章題もすごい、B4の裏表で4枚ありました。すごいなと思ったんですけど、そういうふうな、受験もそうですけど、そういうふうに難しい問題を解く傾向に行っているのか、伊原木知事の方針ももちろんあるでしょうし、学力全体を底上げするためにそういうふうな方向に行っているのかなというふうな気もしますけど。その文章題を解くに当たっては、数学といえども国語力をつけないと、もう書いてある意味がわかんないというようなことにもなってくると思いますので、そのあたりどういった岡山県の教育、学力のつけ方、テストのあり方というのはどういうふうな方向に行っているのかをお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

学力について、いろいろ御質問いただきありがとうございます。

中学校3年生実力テスト、結構問題の量もありますし、難しくなっております。先日も、小学校の計算問題1番は、もういきなり応用問題というふうに申し上げましたが、実は中学校も同様でございます、これ

が1番です。問題を申し上げますと、AとBが正の整数のとき、次の計算のうち計算の結果が正の整数にならないことがあるものはどれですかと、正しいものを全て選びなさい。A足すB、AマイナスB、A掛けるB、A割るBと。もう恐らく、皆さんこの問題を読んだ段階でえっというふうに思われると思います。実は、県立高校の入試問題も非常に、そういうふうにかうした文章というような問題、文章問題が多くなっております。昔で言えば応用問題でございますね。見ていただくとわかると思うんですが、私は理科ですが、理科の問題を見ても、ええ、国語の力が要るんじゃないのというぐらい、まず文章を読んでから解答に答えるというような形になってございます。これは、新しい学習指導要領でそうした学び、ほかの方と話をしたり、あるいはみずから進んでしっかり文章を読み取るというような力が求められておるということで、問題のほうも形が変わってございます。

先日も、校長と面談をいたしましたというお話をしましたが、ある中学校の校長は、定期テストの問題を子どもたちの達成感を高めるために、やや問題を易しくしていたと。そうすると、それではいけないというふうに考え始めた。達成感も必要なんだけど、今の求めるものに応じていかなければいけない、そのあたり今非常に難しい状況ですと、今後そういう定期テストについても少し難易度を上げていきたいと。もちろん、達成感を味わうための問題も必要なんだけど、難易度も高めていきたいというようなお話もございました。

今、こうした読み取りであったり、あるいはこうした問題に向き合っていく力、そうしたものを身につけるために、実は保育園、幼稚園のときのみずから選んだ遊び、つまり遊びを一生懸命遊ぶという力が、将来的には学びを一生懸命という力につながるということで、就学前からも取り組んではおりますけれども、まずは今の子どもたちにもということで、こうした読む力であったり、学びに主体的に向かっている力というものをごどのようにしてつけていくかと、日々悩みながら続けているところでございます。問題が難しいということは、そうしたことで御理解いただけると思いますので、難しくても最後に目指す県立の入試はこういうことになっているから頑張れよということで、皆様お励まされたいと思います。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

#### 8番（安藤 功君）

総括でございます。

そういった意味でも、現実が非常に我々のころと違って、難しい問題を解いていく、学力の底上げということが根底にはあるんだろうと思うんですけど、子どもたちも一生懸命頑張っていると思います。一生懸命何事にも、教育長が言われましたけど、遊びも一生懸命、勉強も一生懸命、そしてさまざまな習い事も一生懸命、本当にやっている子どもが多いと思います。

小学校だったら算数になるんですけど、答えはもうぼんと出せるんですけど、大人であれば。だけど、最近はそのに至るプロセスが、私たちが習ったのと違うんですね。繰り上がったり、繰り下がったりする計算のときに、この数字の成り立ち、計算の成り立ち、ええ、私たちから見たらそんな回りくどいことをしてこの答えを出すんかみたいな感覚になるんですが、今の小学校ではそういった教え方というのをしているんだっていうのを聞いたんですけど、うかつなことは言えんなと思いましたね。

学校の先生には、いろんな勉強を教えるだけでなく、生活面とかいろんなことで指導をしていかなければならないと思うんですけど、美作市の前途ある子どもたちを、学力もそうですし、いろんな意味で強い子どもに育てていただきたいと思ひますし、私たち保護者も、そして地域の全ての人が、子どもたちに、冒頭も申し上げましたけども、いろんなかかわり方をさせていただいて、市内の子どもがすくすくと元気で、立

派な大人になれるように、これからも皆さんで協力してまいりましょう。

令和元年度9月定例議会の8番安藤の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番7番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は9日午前10時からです。

午後5時20分 延会

令和元年9月9日

(第 4 号)



1. 議事日程（4日目）

（令和元年第4回美作市議会9月定例会）

令和元年9月9日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明								
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮					
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明				
市	民	部	長	景	山	二	男	教	育	次	長	山	名	浩	二					
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一					
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広				
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅					
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	平	田	幸	春					
高	齢	者	福	祉	課	長	有	友	一	正	森	林	政	策	課	長	福	永	道	広
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	中	村	伸	介	営	業	課	長	有	本	直	紀	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源をお切りください。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

6日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番8番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長の発言の許可を得ましたので、令和元年9月議会の一般質問をこれよりさせていただきます。

私は行政の方向性や議会での議論、内容を市民の方にわかりやすく丁寧に説明するという議員としての責務があるというふうに思っており、その中で市民の方にいろいろな説明をすると、その反対に市民の方々はいろいろな疑問点や問題点を提起されたり、質問をされます。

最近では、平成29年度の決算不認定の質問が一番多うございます。質問の概要はなぜ決算が認められなかったのか、何が問題なのか、不正行為があったのかなどの質問があり、私のほうが答えたのが、市が誘致した滋慶学園の工事で補助金がもらえるとと言われてたんだけど、結果的にももらえなかった。市がその部分を含めて約1億5,000万円出すことになったと説明をすると、何が原因だったのか。市が余分のお金を出したことは市民に損害を与えることになるので、その損害補填をしてもらわないと困るとか、市や議会は市民にわかるような説明をすべきではないか。29年度決算が不認定は理解したとしても、その後どうなるのかなど、多くの人から多種多様の疑問、質問を投げかけられました。

私はその質問に対して的確に答えることができずに、すると次の言葉として厳しいことを言われました。それは、議員の職務や責任とは何であるか。議会は何をしてるかなど言われたのです。私は返す言葉が見つかりませんでした。

決算特別委員会においても何が原因でこのようになったか理解できず、その過程において説明をした当時の当事者から直接話を聞くようになっておりましたけれども、そのことが実現しませんでした。

また、さきの6月議会の一般質問で私が特に疑問点を尋ねましたが、答弁は悪意がなく説明不足というふうなことを強調され、質問に対して的確な回答がなされなかった。それにより私の疑問を払拭することができませんでした。そして、より疑問点が深まったという現状でございます。

このたびの一般質問は6月の内容とほぼ同じであります。ただ、悪意がなかっただけでは理解できません。より具体的に説明がなければ故意に議員や市民をだましたことになります。これは逆に言えばまさに悪

意だと言われても仕方がないことです。執行部は丁寧な説明を行い、私たちが理解できる説明をする責任があると私は思います。決算不認定はそれができてないからです。少しはその状況を含めてわかるような説明をしていただきたいというのが今回の特の希望でございます。

しかし、一方ではこういう質問をすると滋慶学園への補助金についてということ根掘り葉掘り聞くということは滋慶学園の関係者、勤務されてる方や学校に通われてる生徒、その保護者の方は憤慨されるかもわかりません。事実、余り気分のいいものではないと私は思ってます。

私自身も一般質問には、この案件についてはそぐわないと思いますが、議会で調査するための特別委員会の設置が否決され設置がなくなった。執行部からそれ以降の説明もないので、私個人、一議員としての質問というのは一般質問しかないということで御理解のほうをいただきたい。

滋慶学園誘致や補助金については議会や委員会での発言、出張命令書の復命書、各種会議の記録や決算特別委員会の説明資料などを比較検討すればするほど矛盾が生まれてくる。もちろん時系列に並べて最初の発言じゃなしに後の発言のほう为正しいと思って比較をするんですけども、経過についても非常に疑問点があります。きょうの質問については、今まではこういうふうな動きがあったんだけど、こういう方向性の転換をして最終的にはこういうふうになったというふうに丁寧な説明をしていただきたい。わかろうとしてわからない、わかるまあとしてわからんわけじゃないです。一生懸命わかろうとしてるんですけどわからない。そうしないと勘違いにおける矛盾や不信感が生まれます。私は事実そのものが知りたいのです。疑問を解消したい、そういう中で質問です。

市長はこの問題が発生したときに丁寧な説明が不足していたとも言われております。だから、きょうは特に丁寧な説明を求めます。説明不足のないように、私や議員皆さん、そして市民の方が理解できるような説明をお願いしたいというふうに思います。

それでは、最初の質問でございますけれども、こういう問題が起きたときにはどなたかも言われてましたけれども、前に前に戻ってどうなのということで、結果的にどうなのということまで含めての議論をしないとわからないということで、最初にお尋ねするのは滋慶学園誘致に10億円の補助金を出す経緯について説明を求めたいと思います。

補助金の交付要綱で補助金の限度額10億円と定めております。議会や委員会の説明において当初、一番最初は延べ床が6,000平米、生徒数が680名、そしてこれをしようと思った場合15億円と見積もられておる。滋慶学園は市が10億円出してくれたら市のほうへ来る。設立後は負担を求めないというふうに言われております。これは27年11月の全員協議会や、12月の議会、それ以降、その後の部分で常に話をされております。

ただし、結果として面積が4,000平米、2,000平米減ったわけです。生徒数が360名、これも360名ですから三百数十名減ってるわけです。減ってるということは事業費が下がってるわけです。11億3,400万円ですか、11億3,000万円ほどの金額の事業費の縮小になった。15億円の仕事が11億3,000万円になったというのはこれは事実のことです。ただし、10億円の補助金というのはこれは下げる方向が全然なされてない。10億円の補助金のみがひとり歩きをしてるというふうに感じるところでございます。

また、この6月議会の答弁で、市長答弁では、市の直接的な負担の限度を3億円、それを逆算すると10億円になりますとも言われております。28年6月に交付要綱ができ上がっております。でき上がってるんですけど、それまでに15億円で10億円出しますよ、その金額が下がったことについては一切触れられてない。ちょこちょこ金額が下がる可能性もありますよという話もあるんですけど、そのあたりを含めて経緯を説明していただきたい。

2番目は、補助金は10億円以内とし、一般財源は3億円以内とすると説明をされております。どのような

ことや根拠を考えられていたのか。なぜ3億円になるかということです。合併特例債を全て10億円の財源に充てると3億円じゃ足らんわけですわ。これも説明をされてました。というのは、補助金が入らないとダメ。逆算すれば、3億円が正しければ10億円は無理があるということになると思います。そのあたりの説明は一切されてない。そのときに言われたのが、1億5,000万円の交付金が入るということで言われておりました。このあたりも含めて丁寧な説明をお願いしたいというふうに思います。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

おはようございます。

岩崎議員の質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の10億円を補助する根拠、経緯との御質問ですが、学校法人大阪滋慶学園に対する財政支援につきましては、平成27年12月議会で交渉の過程において学校法人大阪滋慶学園より本市が10億円を調達してくれば設立後の運営は学校法人大阪滋慶学園が責任を持って行うとの水準になっており、これを前提に財源確保について検討していると答弁いたしております。

その後、平成28年3月議会の一般質問に対しても同様の答弁をさせていただいております。平成28年3月議会におきまして、平成28年度執行額1億円、平成29年度への債務負担行為9億円として予算議決をいただき、平成28年6月1日に制定した美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱第4条に、補助金の額は交付限度額を総額10億円とし、補助対象者が申請を行う国及び県からの交付金等がある場合は当該補助金等の額を控除した額のうち、市長が定める額とすると規定をしております。このことにつきまして、事業費いろいろありましたけども、これについては議会に丁寧な説明がなされてなかったと思っております。

それから、2点目、補助金10億円以内とし、一般財源を3億円以内とするとされたがどのようなことを考えていたかの御質問ですが、平成27年3月11日開催の総務委員会で、私が市の純然たる財源について説明を行っております。

その当時、鳥取市医療看護専門学校と同程度の専門学校が整備されるとして、概算事業費を15億円、その財源として国の看護師等養成所施設整備費補助金1億4,772万円、看護師等養成所初度設備補助金666万7,000円、合計で1億5,438万7,000円となり、それを除いた8億4,561万3,000円が合併特例債の対象となる金額として算定し、起債充当率95%を掛けまして起債発行額8億3,000万円余りになり、そのうち交付税算入が70%ありますので、起債に対する市の純然たる持ち出しが2億5,000万円ほどになります。

先ほど言いました起債充当率が95%になっております。その5%、約4,200万円余りが一般財源となります。市としての持ち出しがトータルで2億9,000万円余りとなると算出していると答弁をいたしております。

最終事業費に対する補助金額は9億3,983万2,000円となっており、これに対する本市の純然たる負担は、国の地方創生交付金5,000万円を控除した8億8,898万2,000円が合併特例債の対象となり、借入額は8億4,530万円、一般財源が4,453万2,000円となります。

合併特例債に対する交付税が5億9,385万5,000円となり、本市の負担は2億5,451万円となり、合算した本市の負担額は2億9,904万2,000円となっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

### 3 番（岩崎 清治君）

1 回目の答弁いただいたんですけど、まず 1 点は、先ほど総務委員会が27年3月と言われたんですけど、28年3月の間違いではないでしょうか。これはちょっと見てもらったらわかると思いますけど。

私が特に知りたかったのは、今の答弁の部分でも初度備品の部分を10億円から控除するとかというふうに言われたんですけども、もともとの10億円の部分を10億円払おうと思ったら先ほど言われるみたいに約1億5,000万円のお金が10億円の中に入ってこなければ10億円にならない。だから、要綱は向こうが直接もらってですよ。もらって10億円を減らしてもいいよという要綱でしょ。どちらでもいいよと、お金だけの話。そのあたりの部分の説明がないわけです。

なぜ私がこういうことを議論するかといたら、もし10億円が半分の5億円でもなったりや、1億5,000万円が入る、入らんというのはそれほど影響ないわけです。それから、金曜日に、きょうですか。出雲市や鳥取市を参考に3億円を、純然たる一般財源を3億円を出した場合には逆算すると10億円になりますよ。補助金が全部入ったらゼロかもわかりませんよ。そうした場合に3億円というんですけど、そら逆じゃないかなという気がするわけです。

そういう意味で、最初からの質問なんですけれども、もともとのこの経過を見ると27年6月ぐらいから滋慶学園とコンタクトをとられたと思うんです、もともとの話をすると。27年6月ぐらいからとられてて11月ぐらいまでの間に、ここの復命書等を見ると、一番最初は鳥取並みの補助金は確約しますよと言われたわけです。これはもうわかるんです。お金出さないと、向こうも財政支援してもらわないと来ませんよってそれはわかるんです。

じゃあ、一般的にいうたら幾ら出してくれますかっていう議論があって、逆に市のほうから幾ら出せば来てもらえるんですかという話があるはずなんです。そしたら、今回の部分を俗に言う国のほうで言われるそんなくをするようなことを言うと、向こうのほうで10億円出してください、そしたら来ますよといたら、市のほうとしたら10億円か、厳しいな、でも10億円出せれるかっていって財源のことを考えるわけです。そしたら、3億円になれば何とかなるから10億円決めたんだという話だったらわかるんですけど、ここの文章を見ると、10億円で考えておりますって先うちから言うてるんです。逆じゃないですかということが聞きたいわけですね、はっきり言って。

だから、話がとんちんかんと日付がとんちんかんになってきて、一番最初言ったように私はやけむちゃを言って、正しいこと、実際にあったことを教えてくれて、わかるように教えてくれという部分と質問なんです。だから、10億円というのは補助金交付要綱つくってるからわかるわけですね。そうしたら、15億円で10億円しか見えないですよ、こっちから言うと。15億円が11億円何ぼ、12億円になったらそれが必然的に、次の質問にも入るんですけど、下がるような話になる。そのあたりがあるんで何で10億円なんですかというのを再度説明をしてください。

市長、手を挙げられる前なんですけど、まず一番最初言った27年3月に総務委員会があったんですか、間違いじゃないんですかということを知っているわけですね。一個一個やっぱり、違うこと言うたら直さないと、ここになったら厳しい話になってくるんですよ。お願いします。

### 議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。

先ほど答弁いたしました中で、総務委員会が平成27年3月11日と発言しておりますけども、申しわけあり

ません。御指摘のとおり平成28年3月11日の間違いでございます。訂正よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「ほかのことについては答えられないんじゃない。市長が答えるんじゃない」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今、岩崎議員がとても（聴取不能）しい質問されたんで、意味するところをよくこちらでも理解できたわけでありませう。

滋慶の誘致につきましては、思い出しますとたしか平成26年6月議会が発端であるというふうに出ておられます。その議会において、鈴木議員だと記憶しておりますけれども、大原高等学校跡及びその校舎の跡ちゅうか、それを活用して看護師の養成等の機関の誘致ができないかと。その背景としては町の活性化もあるけれども、我々の子どもたちの進学場所が確保されること、それから市内全体に当時から看護師、その他の医療関係職種の不足が随分言われておったので、その不足に対しても効果が大きいんじゃないか等々のさまざまな理由を上げられて、そういう提案含みの質問がありました。

その後、答えとしてはそれは非常におもしろいアイデアであるので検討してみたいなことで検討のお約束をして、そしてその年の夏にさまざまな出会いがございまして、出雲の市長さんとお会いしたときにこんな問題があったんだけどどう思いますかって言ったら、それは今の世の中の状況を見るととてもいいことなんだけれども、うちもやっとな。うちも滋慶学園というところに相談をして話をしたんだと、こういう話があつて。

その後、私、文部科学省等に行きまして滋慶学園ってはどういうとこなんだと、信用できるのかといたら非常にいい学園であると、今伸び盛りであるとなることがたしか夏から秋にかけてあつて、そこで御紹介をいただいて、26年中に最初のお話をさせていただいたわけでありませう。

最初はそう簡単じゃないよってほぼ門前払いのようなことにもなつたんですが、その後、いろんな活動を熱心に行っている中で話を聞こうじゃないかというようなことになり、ちょうどそのころ地方創生という問題が、議論が起き上がって、日本全体のためにも役に立てる可能性があるんじゃないかということを出していただくようになって、そして今の岩崎さんがおっしゃったどれぐらいの助成を出せばいいんだということになって、そこで我々としても下から5億円ぐらいどうでしょうかってな話もしたんですが、それじゃ無理だと。もう出してくれないと美作市の場合は無理なんだというようなことでお話があつて、それで10億円程度という話が、大体向こうからのお話としてあつて、わかりましたと。10億円限度ということはどうでしょうかというようなことで大体の整理がついたと記憶しております。

私どもとしては10億円出すというのは10億円限度なんだと。そして、その限度の趣旨としては市民の負担が3億円以内でおさめたいと。なぜ3億円ですかといたら、そら聞いて回ったらその辺でみんな市民負担二、三億円程度で手を打つてるということになってるんで、私どもとしてもぜひ3億円程度でおさめさせていただきたいと。

いろんな形の助成をとっていくんだけれども、それがとれないときには若干その10億円を切る可能性がある。現に、滋慶学園について最終的に何ぼお支払いしたか厳密な数字は覚えてませうけれども、10億円きつかりは払ってないはずで。補助対象経費の問題であるとか、いろんな問題があつて、高校は補助対象になつてませうので。その10億円は高校つくつたから10億円くれと言われてもそれは違ふよというようなこと

中で、9億何千万円かでしたね。

ですから、いずれにしても私どもとしては10億円全部払うんじゃないくて、市民負担が3億円限度の世界でお支払いするということになるのでよろしくお願いをしたい。だから、滋慶としては10億円ぐらい出してくれよ、私どもとしては議会に債務負担行為でもお願いしましたけど、10億円限度の債務負担行為を頂戴をして、そしていろんな計算、要綱に照らしながら、これは補助対象、これは補助対象外というふうなことを分けながらいろいろやった上で10億円弱の最終負担をしている。

そして、市民の方々にお願いしているところのいわゆる市としての純然たる持ち出しを2億九千万円何ぼか忘れましたが、2億九千何百万円だと思いましたが、そういう水準で抑えて今に至っているということですから、大体今のストーリーを手短かに表現するとすれば、岩崎議員が質問の中でおっしゃった流れと同じような考えで我々としてもこの金額設定をしまいったということでございます。

それからなお、追加的に申し上げますと、その債務負担行為のときも、あるいはその後の議論の中でも各種の補助金については取ればと、取れてますということは一回も言ってないはずであります。取る努力はしておりますが、相手のある話ですんで、それが取れるかどうかは若干これから見なければわからないというような意味で常に言うておる。

ただ、一方で取る努力は一生懸命させていただきますという流れで申し上げてきたということ、先ほどの28年総務委員会の答弁の要約でありますともう確定してるような感じが若干出ますんで、その辺も補正をさせていただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私の知りたいことの二、三割は答えていただいたんですけど、応分のほうがない。市長もちょっと言われたことと少し違うかもわかりませんが、執行部のほうから出された経過の部分の書類があるんですけども、そのときに出てる部分は27年6月2日の日に初めて会われた、職員がでしょ。市長がじゃないですよ。滋慶学園と初めて会ったようなことをここに書いてある。出張命令、会議等の記録を、これ全部じゃないと思うんですけど、何ぼかどなたにいただいたんかわからんですけど、私が今手元に持つてる。どなたかにいただいたんですけど、私が直接行っていただいてないんですけど。それをずっと見ると、11月ぐらいまで、27年11月ですよ。6月以降、ずっとまで補助金は、財政支援はしてくださいよ、しますよと、しないと絶対来られませんよ。しますよ。書いてあるからこれは会議録じゃないんで要点のみで、それも肝心なことだけしか書いてないと思うんですけど、それも鳥取並みにはしますよというて書いてあるわけです。

それが一挙に向こうとの協議、11月か12月ぐらいのときに一挙に10億円出しますよとなってるわけです。向こうが10億円下さいって市長今言われたんですけど、そのことが全然ないんですという意味なんです。だから、向こうが先に10億円言って、うちがじゃああなたの言うこと考えましょうという話であれば筋としては成り立つんですけど、そのことが全然ない。こっちのほうから提案してるような話なんです、これを見る限りの話ですよ。だから、実際のありのままを教えてもらいたいなと。

それから、もう一つは10億円出して3億円っていうのは後こじつけかもわかりませんが、補助金が入らないとだめなんです。補助金が入る場合だけではなくに、ここの途中経過のときに27年12月か、11月か、全協か、あのぐらいのときに公設民営の部分、これ公設民営の分は27年4月か、初めのころも言われるわけですよ。公設民営でしたほうがいいんじゃないかという議論、逆に言うたら執行部のほうが公設民営も考えてますということと言われて、ただ経費的に公設民営は高くなり過ぎるんでできませんというのが12月の結論

だった。

その理由としては、工事費が15億円かかるんですよと。うち10億円出した、15億円と10億円どっちが安いかわかりますかという議論をされてるわけです。それは、じゃあ本当に15億円の工事費かかったんか、結果的には11億円何がしかの金額しかなかったんじゃないかという話。

それからもう一つ、鳥取なんかの部分ずっと見ると、面積が非常に、美作市の面積、当初計画面積6,000平米ぐらいな分です。それが12億円でできてんですよ。そのあたりの部分の議論がどうされたのかなというも疑問点がありますんで、そのあたりも含めて御回答をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、お手元にある経過の記録の中で、滋慶と職員の方々が具体的な議論をしたのは27年になってからだということが書いてあるんですが、それより以前に私がいろいろ動かさせていただいたことはこれ間違いがございません。

そして、大まかに言って私どもの事務的な話を聞いていただけるような状況になったのが27年のある時期というふうに思っております。その前はやや政治的といいますか、大きな構想の中でどうなんだというようなことであると思います。

私の頭の中の記憶を申し上げますと、10億円になったプロセスではもっと低い水準で話をしたかったっていう強い思いがありました。7億円とか6億円とか8億円と言いましたけども、そういうことをぼろっと言って提示をしてみるんだけどなかなかそれじゃあ、うんという答えが出てこないという状況があったことを記憶しておりまして、したがって私の思いとしては向こうさんから10億円程度という話があって、こちらが10億円限度というふうに答えたというのが、全て私の記憶の中では経緯として残っているということであります。

それから、公設民営の議論もございました。簡単に申し上げますと、なぜ安くなったかっていうと、これはそのときの入札の仕方を見てびっくりしたんですけれども、何社か忘れまして来て、札が入って、両方とも滋慶さんの求める金額に届かないんです。そうすると、ああだこうだっていう交渉をして、もう一回入れてもらって、それでも届かないからまたいろいろこうやってという、とても役所ではできないような入札方式を、民間ですからとっておられて、そのあたりは何億円それで削減されたかについては私よく知りませんが、やはり役所でやるとできない経費削減の仕方というのを民間の方々はとっておられることは、これは間違いのないということを強く感じた次第であります。

したがって、結果として滋慶さんが11億数千万円で専門学校のところを仕上げられたことについては、私どもがやったらば相当かかっただろうなというふうに言わざるを得ないというふうに今でも思っております。いずれにしても1億数千万円というものが追加で出たのはこれは事実であると。

加えて、先ほど申し上げましたけども、滋慶さんとしてはその後のさまざまな内部検討を経て、ある段階から定員の何割かを高校に移したいんだと。高校に移すことによって将来的に卒業生が専門学校の学生となるという道も開くことによってこの全体としての学校組織を、いわゆる持続化のものにしたいんだということでありまして、現在の数でいきますと110名ぐらいでありますけども、高校生が。それが乗っかってきている。そのために施設整備が大原高校の旧校舎をベースに行われているのは御存じでありますけれども、それは私どもの、本当に申しわけないんですけども、負担ではなくて、滋慶さんのほうでやっておられる。それを何ぼか知りませんが、合算するとやっぱり相当な金額にもなっているというふうに思っているところ



であります。

いずれにしても、理解としては岩崎議員の理解と私ども、岩崎議員も市役所でいろいろ御苦勞をされたわけでありましたが、同じような思考経路で金額を設定し、その金額については補助金があれば満額払えるだろうけど、なければ若干減っていくという性質にしたといえましたんです。それが立法意思としてそういうふうにして、結果としても10億円限度であって、実際の支払い額も10億円には達してないはずと。

したがって、ほかに今いわゆる地方創生の交付金が取れてるんである程度挽回をしておりますけれども、これなかったらその分減ってるということになると思います。

さらに、調度についてあれ、いろんな業務ちょっと全部覚えてないんですけども、これは差っ引きたいという意向がこっちにはあったんですが、補助金の交付要綱を見ると補助対象が施設整備になって、箱物整備になってたんで、箱物整備の補助金から調度、中の物品に対する補助金を控除するのはおかしいじゃないかという議論がたしかあって控除できないという議論になったとたしか記憶をしています。

それもあってなかなか10億円には達することが最後までできなかったということで、それでも当初約束しており限度が10億円、向こうから見ても10億円程度と、照らすとそう矛盾がなかったので大きな衝突もなく今に至っているということでもあります。〔降壇〕

### 議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）

次の項目も同じような項目をずっとしてしますので、この項目は終わりにして、次に移りたいと思うんですけど、一番聞きたかった部分が答えられてない。入札で金額が下がるというのはよくわかるんですけど、面積が6,000平米が4,000平米に変わりましたよと、説明の段階で。ただ、交渉の段階と説明の段階、時間が、このことについて私は15億円が11億円何ぼの金額になったんじゃないかなという一番大きな部分をするんですけど、それは次の項目のところでもよろしいんですけど。

次の項目は同じようなんですけど、補助金交付要綱をつくられましたよと、これはまあいいんです。そのときに補助率を設けられてない。対象の部分は先ほど市長が言われたように箱物の部分を主体でこうですよ、備品は違いますよって、備品のことにもいろいろ言いたいんですけど、きょうの時間の分がないんですけど、なぜ補助率をつくられてないかというのが何点か疑問があるのが、先ほど言った面積の問題。面積が増減するのは当たり前なんです。限度額10億円はいいんです。

だけど、限度額が上がりゃあ10億円まで出しゃいいんじゃないけど、下がった場合には100%出すような格好になるわけです。そういうことが一般的にあるんで面積が少なくなったら金額が下がるというふうなのを何で補助要綱に入れられなかったというのが、滋慶学園との交渉の経過の部分についても、美作市の支出をできるだけ抑えたいというふうなことも向こうの理事長が言われてたわけです。

だけど、抑えたいといっても10億円限度で10億円いっぱいいっぱいだったら抑えられませんが。ということとは、例えば一番最初の15億円で行った場合、10億円を出しますよ、これはもうオーケーだとした場合ですよ。3分の2という数字が出てくるわけです。対象経費の3分の2出すということになれば、今回の1億5,000万円もし入らなかったらお互いの折半割りみたいな話になってくるわけです。だから聞いている。何で大体の部分は補助事業の分は補助率100%とは言いませんよ、つくられてるのに補助率を定めてないんかかっていう単純なこれは、深い疑問じゃなし、単純な疑問が出てるんで、これをお尋ねしたい。

### 議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

2項目めの質問に対して答弁させていただきます。

一般的な補助金は補助率が定められているが、今回定めなかった理由との御質問ですが、先ほどの答弁と重複する部分がございますが御理解いただきたいと思います。

平成27年12月議会で交渉の過程において、学校法人大阪滋慶学園より本市が10億円を調達してくれば、設立後の運営は学校法人大阪滋慶学園が責任を持って行うとの水準までになっていると報告しております。

平成28年3月議会で、平成28年度予算執行額1億円、平成29年度への債務負担行為9億円として議決をいただき、平成28年6月1日に、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱を制定し、同要綱第4条に補助金の額は、交付限度額を総額10億円以内とし、補助対象者が申請を行う国及び県からの交付金等がある場合は当該補助金等の額を控除した額のうち市長が定める額と規定しております。このことにより定額10億円を限度にという形で決められております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

お答えをいただいたんですけど、質問の中身と答えがまるでかけ離れて一つもわかりません。私が聞きたいのは、補助率、何で設けてないの。議会の一般質問のときでもこれはちょっとどういう意味かなと思ったんですけど、実際の部分だったら8掛けじゃないかと、補助金を8割減らせやというふうな一般質問もされた方もあるわけですね。

だから、補助率を定めてなかったらできないし、逆に言うたら今補助金交付要綱の中で市長が協議して定める金額ということもあるんで100%できないとは言わないんですけど、1つは先ほど言いましたように15億円かかりますよ、10億円補助金しますよ。これはみんな理解したとして、僕は半分ほどしか理解してないです。そうしたら、それが工事費が10億円になったら100%出したことになるわけですよ9億円になっても10億円超えませんがね、常識的に考えて。だけど、100%まで出す話になるわけです。だから、それはないことはないけど、滋慶学園の理事長も美作市の負担をできるだけ安うしますよって言うてるから、交渉の話ですよ。交渉に行かれた人がそういうふうにと何とも市としては最大限出して10億円出すんじゃないかと。でも、総事業費が下がったら多少は下がってもええんでしょというこの議論をなぜされなんなんならというのを私は聞いているわけですね。何か理由があるのかと。

市のお金を一円でも安くする方法をどがいかに考えてされたの、それだったら相手がうん、言わなんだっていうんだったらわからんことはねえけど、理事長のこの会議の復命書にはちゃんとそういうことも書いてあるわけですね。具体的に書いてはないんですよ、美作市の負担を下げるということを書いてある。

この問題の中で発言があったときには総事業費が下がったから補助金がもらえなくてもええかって、そりゃ滋慶学園の持ち出しが少ないだけで、市の持ち出し全然下がってないです。そういう矛盾点も補助率が下がったらなくなってたんじゃないですか。結果の話ですから、今からどうのこうのという話じゃない、そういうことも含めて交渉経過はどうだったんですかという質問ですから。そのあたり、今の答弁については一つも答えられてないと一緒です。

先ほどの結局15億円か10億円になった場合の議論は一切頭の中になかったんか、あったんかということも含めての回答をしてください。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、一般的に誘致絡みの補助金、特に学校施設等において率ではなくて金額的な算段で要綱をつくっていくということはレアケースではないというふうに理解をしています。それは先行する事例もそういうふうになっていたということなんです。

そこにどういう理由があるかについて、私なりに記憶をたどっていきますと、率の議論を雑談というか、向こうさんへ出向いてしたことがあると記憶しておりますが、余り乗ってこられないんです。つまり向こうさんとしては金額を確定をし、そして当然ですけども、その金額を確定した中で自分たちの負担を減らしたいという、こういう思いがあるということですから、10億円限度ではいいけどももらえるものは頂戴をして自分たちの負担は下げられるまで下げるとというのが民間としての手法なんであるからぜひそうしてほしいという思いがある。

この交付要綱につきましてもさまざまな折衝の集大成として制定するものでありますから、当然その補助要綱をこういうふうにしますよという協議が行われるわけでありまして、そこに3分の2というような補助率を入れたら多分破裂するというおそれがあったらというふうに思います。

一方で、逆のケースもありまして、逆のケースがあるのは補助率を決めていくんだけど、想定以上に投資経費が重なっていくというときに、今度はこちらの負担もそれにつろくして増えていくということになる可能性がございます。15億円が18億円になったのであるからというようなことを言われてもそれはなかなか難しいと言わざるを得ないと。

したがって、双方の観点から見て、トータルの金額についての向こうは10億円とあって、こっちは限度額が10億円だと、若干の差はあるんですが、それを決めておくことは後の事務処理、あるいは説明において割合予見性が高くなるわけでありまして。

ちなみに向こうさんが15億円使おうが、16億円使おうが、17億円使おうが、対象経費はこれ決まっていますので、対象経費じゃないものについては補助ができないと。現にしなかったということでありまして。そこんところをぜひ考えていただきますと、例えば9億円になったときには恐らく9億円以下、9億円全部出せるかどうかはわかりません。向こうさんは体育館を全部専門学校のほうで助成をしてくれと言うし、こっちは体育館については高校も使うんだからそうはいかないというような折衝を、実は裏側では繰り返して、それである程度のラインでこっちが合意をするということでありまして。

最後まで両方も、向こうはもう一歩でもたくさんもらおうとして、こっちは少しでも負担を減らすサイドで議論をして9億数千万円という形で最終的に決着をしているということですのでよろしくお願いいたします。

それから、私ども面積が何ぼであるから何ぼというふうに当初から余り算定をしていなかったわけでありまして。もちろん面積が下がればある程度の金額は下がるわけでありまして、それが面積が10%下がったから金額が10%下がるということではどうもなさそうでありまして、余分な部分から減らしていく、必須の部分はちゃんと、躯体のところはそれなりにかかっていく、それから地盤改良なんか当然同じみみたいなところがあるんで、そう簡単に面積が下がったから随分下がったんだというふうには想定ができないというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

ちなみに、トータルの面積は下がったか、上がったかっていうとよくわかりません。ひょっとしたら当初の出発点より上がってる可能性は、高校部分を含めてですけど、あるのではないかとも思っております。ただ、それは私どもとしては計算外でありますんで、滋慶さんとしては計算内でしょうが、こっちは計算外なんでそのお相手はしていないということでありまして。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今までの2つの質問については私が聞きたいというよりも質問を特に受けて何で何での中の一つだと、住民の方の。今の市長の部分についてはある程度理解します、ある程度。というのが、滋慶学園の立場を中心に言われてるみたいな気がする。美作市の考えを中心に言えば、一円でも安いほうがいいわけです。それが交渉の中で折り合いでここにしましょうというのが結果的に要綱としてでき上がったと。だから、その経過の部分、結果はわかってるんです。経過の部分で本当に美作市の立場を、一円でも安くなる立場をどの程度配慮してされたんかなというのが地域の方、住民の方の疑問だったんですよ。

だから、それはそう思うと、今の市長の言葉から聞くと、数割しか、全部わかりましたということはなかなか言えないぐらいな答えであったかなというふうに思いますけれども、これは要綱としてでき上がってることですので、もう結果ですので、それから逆に言えば全て順調に行っていればこういうことの質問をする人はどなたもいなかったけど、順調に行っていなかったんでこの質問が出てるということで。

ただし、私は今の回答ではなかなか理解ができてないというふうに思います。なぜならば、美作市の立場で話をされてない。結果的に美作市の立場で。鳥取なんかの場合については総事業費の半分以下、たしか3億円、12億円の工事費で、これははっきりした資料でないんでわかりませんが、12億円の工事費で市の持ち出しが3億円、たしか2億円から3億円に上げられたんかなと思うんですが3億円。2億2,000万円ほどはふるさと融資をされてるわけです。ふるさと融資が補助金だとしても半分以下の数字なんです。そういうふうな復命もされてる書類もある。そのことをとやかく言う気はないんですけど、来る、来ないという話がまず前提にあるんで。ですけど、そういうふうなシビアな交渉の話が聞けるかなと思ったら全然なかったから少し残念だ。

中身を言うと、もう少し美作市の立場で一円でも安くするような交渉をなぜできてないのかなって思うだけですので、お答えはよろしいです。

次の項に入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

では、3番目に入ってください。

3番（岩崎 清治君）

次の項は国の看護師等の養成所の施設整備事業交付金、看護師等の養成所の初度設備の部分については、これは実際基金として入ってるんで、これはただ年度が違うんで、この部分についてはどちらでも答弁については構わないんですけど。国の交付金が25年度に廃止されましたよ、これはもう何回も言ってることなんで、このことはもう結果はわかったんでこれをとやかく申すもんじゃないんですけど。

そのときからの説明で、私は回答やいろいろなものを見ると非常にわかりづらいと思うんですけど、廃止されたんじゃないけど県の基金で同じようなものがあるんだというふうな説明があったみたいに思ってるんですけど、いろいろな文章を見ると何か物わかりがしないように、ここに、歯に何かつかえたような文章の書き方で理解ができない文章を何回もいただいておるんですけど、同じようなあったというふうに私は理解してんですけど、先日、市長のほうで28年度、基本は28年度ですから。28年、29年の話ですから。28年度には補助金がなかったんですよと市長言われましたわね。補助金そのものがあるけど補助対象事業が入ってねえといったら補助金がないと一緒ですから。補助金がなかったんですよと。

何で僕がそんなふうに思い込んだというたら、同じ財源で同じ事業がずっと続いてたからそれ訂正しなん

だとかという話をされたものでそういうふう思ったんですけど、それは別として、実際議会の今まで、議会だけでないです。決算の特別委員会も含めてきょうまでの話で何が正しいかどうのこうのとかって非常に疑問が、ここがこの中で一番疑問があるところなんです。きょうの質問の中で。私の疑問です。

ていいますのは、もうとやかく言う気はないって言ったんですけど、私は一番最初から執行部の言われることは少しは言い間違いがあるかもわからんけど正しいと思ってたんです。正しいと思ってて、看護師等の養成する支援という部分をネットで出して、昨年11月の終わりから12月に県庁にこれを持っていったんですわ、国の補助金交付要綱もないんじゃないけどどうなんでしょうか。こんな25年にならなってますよ。え、あいた口が塞がらないというのはこのことだったですよ。大恥かいたみたいな感じでした。

そのときに同じような県の事業の基金事業がありますというて、基金の金額何ぼですか言ったら、70億円ほどと言ったら、70億円あるんだったら、たしかの記憶ですよ、はっきりしませんけど。市のほうの振りかえでも出るんじゃない。多少言い間違いでもやむを得んかなというふうにも思ってた時期があったわけですわ。

だけど、金曜日に言われたのにはなかったというて、それを市の要望でできるようにしたって、このあたりについて、改めて説明してください。私はきのうまでであると思いつたんですよ。28年度からですよ。29年度とか今あるという意味じゃないです。そうした場合には、補助金の交付要綱の見方や、スケジュールのそちらから出された文章なんか見ても、どうにもこの土日も含めてある程度見たんですけど理解できないんで、改めて丁寧な説明をしてください。

基本的には言い回し、言い回しっていうよりも、あるんか、ないんかが特に知りたいです。

#### 議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

議会での説明と実際の乖離の原因は何かとの御質問でございます。

平成27年度に医療・介護専門学校の誘致を進めるため、平成27年4月に開校した鳥取市医療看護専門学校の鳥取市の財政支援等を調査するため、平成27年5月28日に鳥取市役所政策企画課へ訪問し、看護師養成所の施設整備に係る補助金として看護師等養成所施設整備費補助金、備品等の整備に係る補助金として看護師等養成所初度設備事業補助金を活用していると教示いただきました。

その補助制度について、岡山県のホームページなどで確認したところ、看護師養成所に係る補助金として岡山県医療施設等整備費補助金交付要綱に看護師等養成所施設整備事業、備品等の整備に係る補助金として岡山県医療施設等設備費補助金交付要綱に看護師等養成所初度設備整備事業と明記されていることを確認しております。これを踏まえまして、平成27年度議会での答弁、委員会での発言になっております。

しかしながら、岡山県において、平成26年度の国の補助制度が改正されたことにあわせ、新しい制度に基づく補助金交付要綱が制定されておりますが、その補助金交付要綱が制定された時点で旧補助金交付要綱から看護師養成所に係る補助の対象事業を削除する必要があったものと認識しております。

岡山県との協議において、新しい制度に基づく補助制度の手続について、平成27年当時は説明は受けておりませんが、私が手続等について十分な調査もせずに議会等で説明を行ったことが発端になったと反省しております。

平成28年8月14日に改正されるまで、岡山県の旧補助金交付要綱に補助対象事業として記載されていたことにより、議会の答弁等で違った制度の補助を説明した要因の一つになったことは御理解いただきたいと思っております。

その後、28年度になってから国の補助制度が改正され、岡山県の補助金交付要綱も改正されていること、手続等についても岡山県の担当者から説明を受けております。

しかし、指令前着工により補助金がもらえる可能性があるとの判断のもと、岡山県と協議を行っていた事実もあります。平成29年度においては、補助金を断念せざるを得ない状況となっており、岡山県との協議の状況、専門学校の工事の進捗状況などについて、議会等で十分説明する必要があったのではないかと認識いたしております。また、時間も有していたと思っております。議員の皆様に丁寧な説明を行っていなかったことが、疑念を抱かせる要因になったのではないかと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

前から同じようなことを聞くんですけど、一つもわからんのですよ、はっきり言って。言われてる人はようわかっもらえるんでしょうけど、私は一つもわからんのですよ。わからんから改めて言ったんです。28年度当初に、当初にですよ。28年度から補助金交付要綱があつて補助金がもらえる状態のもんがあつたんですかっていうことを聞いてるわけ、改めて。そのあたりと、今の部分というたらもう私、頭の構造がよっぽど悪いんだろうと思うんですよ、国語的な。そっちおられる方は皆さん理解されたんだろうと思うんですけど、私は同じようなことを今まで何回も聞いてんじゃけど、どうにも理解できん。

初めて目からうるこみたいな感じで市長の、いや、なかったんですよ。え、何を今まで聞いてたのと思う状況なんです。回数がないんでもうこのぐらいでやめる。時間もないんですけど。本当にどうだったのというのを聞きたいんですよ。ちょっとゆっくりわかるように教えてください。わからんです、私には。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私が思ってる結論から言いますと、28年度当初にはやっぱりなかったと考えざるを得ないと思ってます。ていうのは、28年度以降、使えるようにしようと思って我々、国にも働きかけ、そして県にも働きをした事実があるんです。27年中は、実は、これややこしい話なんですけど、とてもややこしい話。これが混乱の原因なんですけれども、27年度中には実は岡山県は大丈夫だ、ありますよと。ただし、補助金の対象になり得るのは市役所ではありませんと。民間の学校法人であれば大丈夫ですよという答弁をうちにしてきてたんですよ。

ところが、その根拠を見てみると空白だったんですよ。要するに、県と市のやりとりでは、27年当時は市役所が補助主体になろうとしてもそれは無理だけでも、学園が補助主体になるんだつたら大丈夫だということなんですよっていう返事が返ってきたんですよ。ところが、それをじっと突き詰めていくと、どうもはっきりしないんですよ。県の担当者がおっしゃってる要綱がどこにあるのかっていうと、さっき言ってましたけども、改正前の要綱で県の人も言った可能性があると。それはもう廃止になってるわけです、附則でもって。ですから、もう何か実は我々も混乱をしていたかもしれませんが、岡山県の方も随分整理がされていなかった。

そして、全て決した上で言うと、28年度当初にはなかったと。その後、28年になってから、さっきちょっと言いましたけども、国の補助制度が改正されたことを踏まえて、28年度のどっかでじゃあ真面目に検討しないけんねということになって、そしてあるような、ないような話になったんだということであろうと思っております。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「一番肝心なことなんで、担当者からもう一回説明をしてください」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

私も先ほど市長が答弁いたしましたことの繰り返しになる部分がございますけれども、私が27年当時、岡山県のほうに補助金の制度について確認したところ、補助金があるということを受けております。その補助金がある根拠として岡山県からメールなんですけれども、看護師養成所の運営費補助については補助事業があるという回答をいただいております。そのことにつきましては要綱自体が私も確認、古い制度で確認しておりましたので、新しい制度で岡山県は説明した可能性もあると思うんですけれども、その新しい制度に基づく要綱はその当時、岡山県のホームページ等にも掲載されておられません。今現在もその看護師養成所に係る補助金は補助対象事業のメニューとして掲載されておられません。

そういった中で、私も当初、28年6月に前の担当が補助金が26年度で廃止になっているというような説明を受けたんですけれども、国の制度自体は直接補助から基金事業といったような形の間接補助のほうに制度が変わっておりますので、補助制度としては存続しておると思っております。

ただし、岡山県の補助要綱上、平成27年度においては補助事業のメニューとして対象になってなかったと。そういう事実があるんですけれども、私らが県に確認した時点では岡山県のほうからは補助金があるという説明を受けておまして、私もちょっと混乱した経緯もございます。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「全然答えになってないんで、ちょっと休憩してもらえますか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど平田企画振興部長心得より答弁がございましたが、先日の萬代議員のときの答弁と内容が異なっておりますので、その辺のことを平田振興部長心得はどのようにされるのか、そこら辺の整合性をきっちりしていただかんとちょっと進めにくいんですけど。

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

先ほどの答弁を整理させていただきたいと思います。

まず、市長が28年6月、補助制度がなかったというのが判明したというふうにおっしゃったと思います。それにつきましては、平成28年6月の県の担当職員が美作市の要望を受けて平成28年8月4日に、美作市の要望を受けて岡山県計画が認められれば29年度で補助制度を構築するといった形で説明を受けております。

〔3番岩崎清治君「28年当初にはなかったんじゃない」と呼ぶ〕

28年当初には岡山県の補助金の対象メニューとしては載ってありませんでした。

〔3番岩崎清治君「言い回しをするから余計わからんようになる。なかったん

じゃなっつんで、そこをはっきり言えばいい」と呼ぶ]

はい。それを受けまして、県のほうに要望いたしまして、県のほうが美作市の要望を受けて制度を構築するという話が8月4日に回答を寄せられております。

それを受けまして、平成28年8月22日に岡山県に事業提案を行っておるところでございます。その提案に基づいた結果が平成29年2月に岡山県のほうから医療制度検討会において検討した結果、岡山県計画に載せることができないと、そういった内容の通知をいただいております。

[「(聴取不能)」と呼ぶ者あり]

結局、国に……。

[「(聴取不能)」と呼ぶ者あり]

岡山県が……。

[「(聴取不能)」と呼ぶ者あり]

岡山県の医療制度検討会において国に岡山県計画を提出するんですけども、その計画に美作市の看護師等養成所施設整備の補助金が載らなかったと。

[「違う、違う」と呼ぶ者あり]

済いません、ちょっと本文。

では、平成29年2月6日に届いた通知の部分を読まさせていただきます。

平成29年度の医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業(医療分)については、貴市からも御提案をいただいたところですが、御提案いただいた内容については、平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において議論し、委員の方々からの意見を踏まえたところ、貴市からの御提案いただいた事業を国へ要望することはなりませんので御了承くださいと、こういう通知が届いております。

このことがありまして、私らもちょっと補助制度というのも岡山県の補助金交付要綱というのも確認いたしました……。

[3番岩崎清治君「指令前着工の話じゃねん」と呼ぶ]

その指令前着工については平成28年度において8月、10月、そういったときに岡山県のほうに要望いたしております。済いません。

県計画に載せることを前提に岡山県のほうも制度を構築するというお話だったと思うんですけども、その制度については載っておりません。27年度、私らが説明を受けた時点でも、28年度、県が説明したときと同様、岡山県の補助金交付要綱、そちらのほうの事業メニューには載っておりません。〔降壇〕

**議長(岡本 泰介君)**

市長。

**市長(萩原 誠司君)**〔登壇〕

今、平田心得からお話ししましたように、まず共通認識としては平成28年度当初においてはなかったと、これは間違いありません、実は、問題があるとすれば次の2点であります。1つは、平成27年度においては県の担当者はあると言っていたんです。これが大きな誤解だった。我々も調べ、県も調べて28年の恐らく3月から5月に至る時点で両方の確認ができて、どうもないぞということで物事がややこしくなりました。

もし27年度にあれば、当然28年度に存在するんで、その次の論点に行くんですが、指令前着工の議論はもうなかったんです。28年度当初から県が国に上げとけば何の問題もなかったんです。それがどうもできなかったんじゃないかなという気がいたします。27年度に県が言っていたように、もし27年度にあれば28年度当初



からあるんで、そうするともう時は置かず要望ができていたので何も起こらなかったんだけど、なかったことが明らかになったんでみんな慌てちゃったということが今の説明からおわかりいただければというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

はっきり言ってわかりません。といいますのは、1点はこれは言うた、言わんという話があるんでこれも話をしないとわからないですけど、昨年12月ぐらいに県庁へ行ったときに、美作市はこういうふうな部分で滋慶学園誘致してこういう施設づくりしましたよ。時系列の部分を含めて伝えたわけです。補助金をもらおうとした場合には実際どうしたらいいんですかって言ったら、県の職員、これ言うたか、言わんかという話になるんですけど、県の職員は、そら27年8月に、8月いっぱい、6、7、8ぐらいのときに要望してもらわないとだめなんですと。その要望部分を国に持って行って基金の財源をもらってこなんだから前へ行かんので、これはだめですと。だけど、だめは承知の上でもししようとしたら、27年に言うてもらうたら対象になりますよって言われたわけです。言われたように思ってるわけですよ、こっちは。

それから、もう一つは、何で納得できないかっていうと、この問題が昨年持ち上がって時系列も含めて下さって言ったときに、これも市長もちょっと言われたんですけど、補助金申請スケジュール経緯ってこの一覧表を出されたわけですね。その中で、27年8月に28年度事業提案の締め切りって書いてあるわけです。これは問題が発生してからつくられてる分ですよ。よう調べられてからつくられてるはずですよ。その横に、民間事業者、市長もさっき言われたけど、民間事業者による施設整備の場合、国・県の施設整備補助金を資すると回答ありということを書かれてるわけです。平成28年度分は要望調査は締め切っている。もうだから28年度分はできませんよという、こういう資料をつくられてるわけです。これと今言われたんとまるで違います。

だから、ちょっと最後まで言わせてください。もう回数がないもんで。

なぜかという、いろんな資料をもらったわけですね。決算特別委員会の中でおかしいって疑問点が出てからですよ。その出た資料と、前のことと今現在の話を、決算特別委員会で出た以降ですよ、言うた、言わんという話になったらいけんからということでこういうものを見ながら比較検討してるわけです。それが全部違うわけですね。何で決算の、それも特別委員会の中でこがいな資料出てくるんか。

それから次に、この色つきの部分で、補助金のメニューを書かれてる部分、だあっと一覧表があるわけですね。何ならというたら、医療提供体制施設整備交付金交付要綱という部分を対象のものかどうこうかというのがあるわけです。それが、今市長の説明やったら29年度から事業になったという項目が矢印一つもねえ、これメニューが違うかもわかりませんよ、1つないですよ。

それから、もう一回言われた医療分、基金の実施事業要綱の医療分の方で、確かにここに書いてあるのは29年9月20日から施行し、29年、これどう見りゃええんかな、29年度事業から適応するという附則改正をされてるのがある。附則をどういうふうに改正してどがいなっている、何か知らんけどごまかされてるようにか見えんのんですよ、聞こえんのですね。

問題が起きるまではこうこうこうでこうなんですよというて、でも調べたら実際はこうだったんですよという資料が出てないですよ。出たはずなんです。出たはずなんですけど、言われてることが全部違うんですよ。こんなばかな話はないですよ。

問題があつてから出てきた資料でしょ。問題になるまでは勘違いじゃどうのこうのという話はわかるんで

すよ、まだ理解するんですよ。だけど、問題が起きてからこういったこれ、白紙と一緒にですよ。間違いだらけの文章と一緒にするわけですね。

それで、県が補助金がある言うんだったら県のもん、僕だったらちょっと断り状でも出せやという話になってきますわ、県に対して。議会でこれだけ言われてるんじゃ、おまえの責任じゃがな、ちょっと来て説明せえという話が本当じゃないですかと思う。

だけど、今までの特別委員会じゃ何じゃかんじゃというの、全部ゼロと一緒になんですよ、今のこと言われると、これ見ると。そのあたり含めて何が何なんならわからん、余計わからんなる。時間がなくなるんでもうこれ以上しゃべれませんけど、非常にわからん。わかるように説明してください。

ごまかしてる、市長がこの間言われたように悪意じゃないんで、もう悪意だらけみたいな資料なんですよ、これ見ると。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

お手元の資料について分析が当方にあるんですが、その資料の作られるプロセスにおいて、例えば岩崎議員がおっしゃったように、県の今の公式答弁は平成27年に言ってくれば28年にあれするんだと、こういうことなんです。それを恐らく書いてるんだと思いますけれども。

一方で、私どもが平成27年度において県とやりとりをした中ではそういった発言は一切なくて、補助金交付要綱はありますよ、民間であれば出せますよというものしかもらってない。したがって、29年以降になって県がどういう言い方をしたかっていうのがその資料に反映をしてるんだらうというふうに思っております。

内心、断りに来いみたいなことを議員もおっしゃっておられるわけでございますけれども、私の内心で言うともさにそういう気が一部しております。27年においてはいいよと、27年度の終わりごろ、3月、28年度の初めごろ、4、5月になるとなかったっていう話ですから、これ。

これについては県の人事異動の問題があるんだというようなこともわかるんですけれども、それにしても後からやや、今までもえらい合意的にやっていたような説明を受けても、その前から知ってる者としては必ずしも十分に納得はできないという気がするわけでございます。

ただ、幸いにして全体として10億円以内、3億円以内という条件が国の協力によってできることになったというのが私どもの偽らざる感覚でありまして、県に世話になったなという感覚は余りないという気がしてるといことであります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

平田心得、先ほど2番、3番の質問答えられますか。29年より開始されたものが何もない、あるんか、ないんかということとか、附則改正がどうだったのかという質問が今2つ目、3つ目であったんですけど、それに対する答えはできますか。

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

改正経緯の御質問ですけども、今ちょっと新しい岡山県の補助金交付要綱が手元にないので明確なお答えはできないんですけども、ずっと見てきた限りでは看護師等養成所施設整備に係る補助金が対象メニューになったというふうには、記載されたというふうには思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）

一般質問ですから決められたルールの中でルールのように話をするんですけど、納得できないし、このことが事実であるならば、事実であるならばですよ。県に対して損害賠償でもしてもらいような事案だと僕は思います。執行部のほうが正しい話であれば。

ただ、執行部のほうにも言うのが、全てが終わってから調査をする、1カ月欲しい、2カ月欲しいというて調査をされた部分にそれが何でそのことが書かれてないのかと。僕がよっぽど頭が悪いんだと思うんですけど、この間の金曜日に萬代議員の質問の中で、補助金は実は28年度当初からなかったっていうのが市長に言われたから思っただけで、おかしげな文章、わからんような文章を書かれてるなっていうのが真意ですから、これは何ぼ何でもひど過ぎるよと。調査するときに何カ月待ってくださいって調査したと、こういうことか、議員をごまかす話かっていうふうなことです。非常に今は憤慨しております。

次の項目に入ります。

### 議長（岡本 泰介君）

4項目めに入ってください。

### 3番（岩崎 清治君）

なぜかという、先ほども少し触れましたけれども、交付申請の事務の流れと工事の進行計画ということ、県と協議というか、質問に行ったときに、県のほうは工事の前年に申請してもらわんと、今現在ですよ。今度は考えを変えてください。今の話はなしで、今現在、補助金がないんだっしょうがないですけど、今現在あるんでしょ。今現在、工事をしようとした場合、工事期間が1年近く、15億円の工事ですから1年近くかかりますよ、設計もかかりますよ、こういうふうにした場合に考えてみると、2年じゃ厳しいと。前年に工事申請しなきゃいけないって、これ県が言ったわけですから。そうした場合、2年じゃ困るんじゃないかなという疑問が起きるわけですね。

国庫事業の場合に、もろうてるんかもわからんですけど、国庫事業だったら当該年度にもらったかわからんのじゃけど、そのあたりを含めて調査をされてるわけでしょうから、問題が起きてから。もうちいとわかるように説明してください。

### 議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

4項目めの質問に答弁させていただきます。

補助金申請の事務と工事の進行計画を他市の例と比較しながら説明という御質問でございます。

まず、基本協定の締結と開校までのスケジュールについてですが、出雲医療看護専門学校につきましては、基本協定の締結が平成23年5月、建物の工事着工が平成23年10月、工事の完成が平成24年4月、学校開校が平成25年4月となっております。鳥取市医療看護専門学校につきましては、基本協定の締結が平成25年4月、建物の工事着工が平成25年10月、完成が平成26年5月、開校が平成27年4月となっており、基本協定の締結から建物の完成までの期間が約11カ月から14カ月、開校までの期間が2年弱となっており、本市が開校目標年度を平成30年4月とするとした基本協定を平成28年3月26日に締結したことについて無理があったとは思っておりません。

次に、補助金申請につきましては、旧補助制度に基づく補助申請となりますが、出雲医療看護専門学校、鳥取市医療看護専門学校の場合、補助申請は事業を着手する当該年度に行うこととなっております。

本市の場合、平成26年度に改正された補助制度による補助申請の手続となるため単純に比較することにはなりません、事業着手を行う前年度に岡山県に対して事業提案を行い、その事業提案を岡山県が調査・検討を行い、岡山県計画の対象事業とするか判断を行い、国に岡山県計画を提出・承認を受けた上で、当該年度に事業を実施する団体、この場合学校法人大阪滋慶学園になりますが、補助金を交付申請するというこの流れになっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今9月ですよ。9月に協定書を結んで来年開校というたら補助金出ますか。再来年だったら補助金出ますか。次の年だったら補助金出ますかという質問をしてるわけですね。今だったら出んわけですね。来年開校しようと思っても出ん。最低でも3年、工事の前年の8月に申請しないと出ないんですよっていうのを2年で適当だったっていうんじゃから、国の制度がどうなんだ、県の制度がどうなんだということを含めて今まで調査されたんでしょ。だから聞いてるわけですね。普通そうした場合に、普通だったら15億円に近い、10億円の上で実施設計、詳細設計していくときに時間的に工事期間も10カ月ぐらいはどうしてもかかるじやろうと、備品の搬入もかかるじやろうと、みんなにも検査やいろんな手続もあるじやろう、そしたら2年じゃ厳しいんじゃないかなと思うての質問をしたんですけど、妥当だったんじゃというんだったら、じゃあ来年の工事着手で今からだったら補助金もらえるんですかという質問をしてももらえんでしょう。

じゃから、その基本的な路線を締めた中でこうなんじゃという説明をしないと、今までの話はなしですよ。今後の問題があるから聞いてるわけですね。もう一回ちゃんと回答してください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私が理解してるところは、国のももとの制度であれば問題なくもらえるスケジュールであったと思います。それから、実際問題として出雲、あるいは鳥取、これについてちょうど制度の端境期であったとはいえず、当該年度で問題なくもらえるということでもあります。

次に、岡山県がそういうスケジューリングをしてるってことは、これは国からそういうふうにしろというふうな指令がおりてるわけではありません。岡山県の御判断でありまして、県内ではそれだけのリードタイムをとってほしいという県の強い考え方があるのであって、それが日本全国そうであるということの証左ではない。岡山県の中にある市として岡山県の御判断に従わざるを得ないということであれば今言って来年は取れないだろうと。

しかし、他の県であればそれは問題なくやれる可能性はあったかもしれない。あるいは、岡山県が他の県の状況を見ながら制度設計を変えればできるようになるかもしれないということでもあります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

時間がないでもうやめますけど、私は真実、本当のことが知りたいということを言ってるわけですね。責任論どうのこうのじゃなしに。だから、今から県の補助金制度もろうたらもらえるんですか、もらえのんですかというたら、もらえのんですと。何年かかるんですかということははっきりわかってるはずですから、そのあたりを隠さずにそのまま当たり前のことを言うてもらえなっていう気がするんです。

次の項目に移りますけれども。

**議長（岡本 泰介君）**

どうぞ。

**3番（岩崎 清治君）**

大阪滋慶学園に係る補助金についての調査報告ということではあるんですけど、本年1月に決算特別委員会で説明された資料に基づいて、いろいろ調べたり、聞いたりいろいろしたのに全然わからんのですよ。だから、わからんから何で1億5,000万円が入らなかったのか。補助申請するまでに工事着手したら補助金が入らない。指令前着工、介護はあると言われましたけど、僕のほうから思うと、今までの経験では災害なんかで危険があって特に緊急性の高いもんについては指令前着工を認めるよというのがありましたけれども、それ以外に介護があるというたらどういう制度でどうあるのというのを聞きたい。

それから、調査報告の概要っていうのを今手元にも持ってるんですけど、何回読んでも先ほどの話としてわかりません。わからんからわかるように説明をしてください。言葉で結構です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

5項目めの質問に対して答弁させていただきます。

平成31年1月30日開催の決算特別委員会で私のほうから説明した内容は、まず平成27年度、28年度、29年度の議会での答弁、それから委員会での説明を行った内容について、関係者の聞き取り、記録等を確認し報告させていただいたものでございます。

平成27年度につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、平成27年5月27日に鳥取市役所政策企画課への聞き取り調査や、岡山県のホームページで確認した岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱の改正履歴、岡山県との協議やメール等の内容により、平成27年度当時知り得た看護師等養成所施設整備事業交付金及び看護師等養成所初度設備事業交付金が国の交付金を財源とした岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱に基づくものであったと報告させていただきました。

平成26年度で補助制度が改正され、平成27年度には岡山県医療施設等施設整備補助金交付要綱による看護師等養成所施設整備事業交付金、看護師等養成所初度設備補助金事業交付金が補助対象事業として掲載されていたことから、これら交付金が見えるものと認識し、議会で発言を行ったものでございます。当時の状況を総合的に判断し、やむを得ないという答弁をさせていただきましたけれども、今になって思えば、私自身が当事者であり、やむを得ない答弁であったとの発言は控えるべきだったと反省しております。

平成28年度につきましては、岡山県との協議の状況を報告させていただいております。平成28年6月22日に岡山県と補助金について協議を行い、新しい基金事業についての説明を受けておりますが、岡山県の補助金交付要綱に事業が掲載されていないことから、岡山県へ補助事業となるよう要望を行っております。

8月4日に岡山県の保健福祉部医療推進課より、美作市の要望を受け施設整備について、平成29年度において要綱の整備を行うことになったとの回答がありましたが、そのときに指令前着工については認めないとの発言がありました。

岡山県からの回答を受けまして、8月22日に平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用した事業の事業提案を行ってございましたが、これにつきましては平成29年2月6日付で、岡山県保健福祉部医療推進課長から美作市企画振興部長宛てに平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業に係る国への要望事業について、平成29年度の医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業については、貴市からの

御提案をいただいたところです。御提案をいただいた内容については、平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において議論し、委員の方々からの意見を踏まえたところ、貴市から御提案いただいた事業を国へ要望することとはなりませんので御了承くださいといった内容の通知が届いております。この通知を当時の担当者が、私が聞き取りした時点では失念しておりました。なおかつ、その通知につきましても決済が部長までとまっていたということで報告させていただいております。

平成29年度につきましても28年度と同様の答弁を繰り返しておりましたが、県からの通知のことを失念していなければ平成29年度の議会答弁が変わっていた可能性があったのではないかと報告させていただいております。

他の今までの答弁内容と比較して物足りない内容と思われませんが、平成31年1月30日の決算特別委員会では、先ほど説明したような内容を説明させていただいております。御理解いただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

28年度当初に補助金がなかったということは、この議会の中で初めて私が自覚した。皆さん方はそのような感じで言われたと思うんですけど。それである程度この文章については理解をできたんですけど、その理解できた中、今度は逆に県の職員を呼んで弁償せえと、むちゃくちゃなことを言うてるわけですね。今こう言われてるの正しければで。ただ、言うた、言わんという証拠があるかないかというの、これは非常に問題がある。そらあんたが勘違いじゃ言われりゃどうしようもないけ。補助金交付要綱に載ってなけれりゃしょうがないで。

じゃから、それまでに指導したとか、ここに書いてある民間施設だったら補助対象になるとか、こういうふうなことも実際はなかったんじゃない。おいおい、とんでもねえ話になるがなど。それを何で言わないの。そんな文があったら僕らに最初からそれ言うてもろうたら県庁行ったときに言いますよ、責任とってくれと。言ったことに対しての責任とってくれと。

非常にこれでもわかりづらい。今の説明がうそですよという意味じゃないんですよ。なかなか理解しがたいというんですよ。理解できる人はすごいな。

もう時間も私なくなってくるんですけど、1つだけ、2つになるんかね。介護保険だったら指令前着工あり得るよというてこの間の答弁されました。そのあたりの答弁漏れがあるのと、それからそれこそ副市長、県から来られた部分なんですけど、県の職員ってこんな市の言うことが正しいとして、チャランボランな話があるんですか。そのあたり、県の実際の部分というて、この問題を県の職員に言う、誰に言ったら、知事に言ったらいいんですか。誰に言ったら話を通るんですか。それを教えてもらいたいな。これは私は県庁へ行っちゃってちょっと言うてこにゃ、おさまりがつかんと思います。その2点お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

まず、1点目の質問に対して答弁させていただきます。

指令前着工の御質問だったと思います。こちらにつきましては同じ保健福祉部長寿社会課が所管しております基金事業での岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱というのが

ございます。この交付要綱の第7条に、交付決定前着手の届け出というのがございます。補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届けを知事に提出しなければならないというのがうたってます。これを根拠にいたしまして、指令前着工を認めていただきたいというふうに県に要望をしたところでございます。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「特例中の特例ですね、それは」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

県のほうに、どちらのほうに今の内容が事実であれば申し入れをしなければいけないのかという質問であります。事業を担当している課が当然窓口になるべき内容でございます。一方で、ちょっと時間の流れとか発言の趣旨の具体性が明確にわかってないので、その辺も明らかにして担当課のほうに申し入れをするのが適切かというふうに考えます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

担当課じゃ話にならんと思いますけど、一回近いうちに担当課のほうへ行ってしまうので、資料、ペーパーとして残るものがあつたら下さい。じゃないと、言うた、言わんという話になりますので。

最後になんですけど、29年度の地域医療介護総合確保基金を活用する事業に係る国への要望事業を県に出したので、その結果が出るまで議会には説明しなかったというふうに言われてまして、これも何回か言われております。向こうから返ってきたのが29年2月6日で、29年度の補助金、1月30日の開催された医療対策協議会で協議した結果、対象から外れましたよという文章と、その申請書の中身は前年の部分、指令前着工のこの話の部分で、補助事業がこういうふうに工事をこれこれするんで補助金くれというこの文章がついてることなんですけど、これを、時間があと一分ほどしかないんですけど、ある人の文章を見ると、美作市スポーツ医療看護専門学校への施設整備補助金が交付されなかったのはなぜですかという質問に対して、先ほどの答弁も一緒なんですけど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定にある補助金交付要綱決定前の着工となり、対象から外れましたよというのを言っているのと。

8月に美作市は着工延期を行わないと県に言っているということを言っている、こういう資料が出てくるわけですね。これとの整合性がどっちが正しいのかなという気がするわけですね。これ適化法、適化法という法律だと思うんですけど、それをなりませんでした、さっき介護のほうについては対象から外れたというんです。詳しいことはわかりませんが、普通一般では指令前着工というのはあり得ん。災害復旧なんかの緊急性のあるものについてはやむを得ずにその部分だけ特例中の特例として出てくるというふうに思ってますけど、そのあたりのところを含めて、再度説明を、この部分だけでいいです。

それから、副市長のほうも県のほうで事業たくさんされてたんで、指令前着工について、適化法と指令前着工について知っておられる限りの知識でいいですから説明をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

6項目めの質問に対して答弁させていただきます。

まず、本市が平成28年8月22日付で岡山県へ対して行った事業提案の内容について少し触れさせていただ

きます。平成29年度の医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業として、看護師等養成所施設設備整備事業に要する額として、基金充当額1億4,772万円、看護師等養成所初度設備整備事業に要する額として基金充当額666万7,000円、事業の実施主体は学校法人大阪滋慶学園として要望を行っております。

指令前着工につきましては、これまで再三答弁させていただいておりますけども、平成26年度に補助制度が改正され、補助金の交付申請に係る手続について、事業着手の事業年度の前年度に事業提案を行い、当該年度に補助申請を行うよう岡山県から説明を受けております。

岡山県の補助金交付要綱に看護師養成所施設整備補助金が記載されていないことを確認しております。これにつきましては他の都道府県と同様に、補助対象事業となるよう要望を行っております。

その後、8月4日に岡山県保健福祉部医療推進課から、美作市の要望を受けて施設整備について、平成29年度において要綱の整備を行うこととなったが、工期は平成29年度へ延期する必要があるとの説明を受けております。

また、同年10月5日の岡山県医療推進課との協議におきましても、岡山県から補助決定前に事業着手することは認められないとの説明を受けております。

本市としては、先ほども言いましたけども、県の他の事業において指令前着工というのがあることから、岡山県に指令前着工を認めてほしいという要望を行っております。そのときには岡山県から明確な回答はなかったと聞いております。

指令前着工につきましては、岡山県は本市に対して認めない。美作市は岡山県に対して指令前着工の制度があるので、認めてほしいというお願いをしていたしました。本市としましては、同じ岡山県の基金事業で、同じ保健福祉部長寿社会課が所管する介護施設等整備分の補助金交付要綱で指令前着工の制度を認めていたので、医療推進課のほうに制度上認めていただきたいという協議を行ったものでございます。

これは先ほど岩崎議員が言われましたように、一般的に考えれば災害復旧、そういったものが指令前着工というのがあると思うんですけども、先ほど言いましたように同じ基金事業で他課が所管する補助金交付要綱の中でそのことがうたわれていたので市として岡山県に対して要望を行ったというところでございます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

適正化の法律と指令前着工の関係の問いに答弁させていただきます。

指令前着工、適正化法というのはちょっと一般法と特例法の関係がよくわからないんであれなんですけど、災害等においては可能ということは適正化法の外で行けるということで、多分特別法という位置づけになっていると思うんです。

その辺の法律の一般法と特別法の関係性がちょっと明確にわかってないので必ずすぐに違法になるって、今事例を申し上げましたとおり、基金事業で同じようなものがあるんであれば特別な部分に入っていれば適正化法から対象にはなっていないというふうにみなされてるんだと思いますので、そのあたりはちょっと申しわけございません。今すぐに手元にないので確認することはできませんが、指令前着工は本来適正化法に基づいて事業は行われるべきですので、事例に応じて指令を早めるなどして、そうしたとこにひっかからないように事務は行われてるというふうには認識をしております。

〔3番岩崎清治君「どんな事例」と呼ぶ〕



指令を早めるということですか。

〔3番岩崎清治君「まあいいや。どんな案件がほかにあるかということ。災害復旧以外にほかのもの、介護言われたけど、それ以外のものを知っとられたら教えてくれっていうだけで、知らなんだらいい」と呼ぶ〕

申しわけございません。認識ございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

もう時間がないのでこれで終わろうと思うんですけど、本来は全協なり何なりでもう一回この話をさせていただきたいなと思いますし、そうでなければ12月にもう一回仕切り直しでやりたいと思います。

以上で終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員が通院のため欠席されております。

それでは、一般質問を続行します。

続きまして、通告順番9番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、私の9月議会の一般質問を始めさせていただきます。

まず、ことしの美作市は野球が非常に熱い年だと個人的に感じております。まずはクラブチームのショウワコーポレーションが都市対抗野球の岡山県予選をここ10年間、シティライトと三菱自動車の2強だったところ、三菱自動車に勝って中国大会に勝ち進むという岡山県の歴史を変える大勝利をおさめて中国大会に出場しました。中国大会の結果は残念な結果には終わったんですが、出場8チームのうち7チームが企業チーム、ショウワコーポレーションが唯一のクラブチームであったことを勘案すると非常に大健闘ではなかったかと思います。

また、全国大会はシティライト岡山が岡山県ではこれ四十数年ぶりの全国大会出場だったんですが、監督は西栗倉出身の桐山さんが監督をされていて、これも美作市のゆかりのある方ではないかなと思います。

そして、夏の高校野球甲子園大会では中川君が学芸館、エースとして出場され、1回戦は見事勝ち抜き、2回戦は大差で負けたんではありますが、高校野球をしている者にとっては最終目標である甲子園へ出場ということを果たしたところで非常に充実した高校生活を送れたんじゃないかなと思います。

そして、最後は英田小学校のスポ少です。県北の津山、美咲町から東のエリアでの地区予選で先日優勝しまして、県大会に勝ち進むという快挙をなし遂げました。英田小学校としては実に10年ぶりの県大会出場だそうで、県大会は11月2日、3日あたりでされるということです。場所は玉野市で行われるということです。

ので、時間のある方はぜひ応援に駆けつけてほしいなと思います。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

私の一般質問は今回は2点について質問します。

1点目は全国学力テストの結果について、2点目は子どもの居場所づくりについてでございます。

ではまず、1点目の質問です。

全国学力テストの結果につきまして、7月31日に発表された2019年度全国学力・学習状況調査、全国学力テストにおいて岡山県全体の全国順位は小学6年生が前年度31位から29位と順位を上げ、中学3年生が前年度40位から大きく順位を上げて過去最高の19位となりました。一方で、岡山県内の市町別の順位で美作市は全国平均、県平均を下回る残念な結果となっております。

まずは、これまでの私の一般質問で学力について余り触れてこなかったことについては議員個人として反省している次第でございます。このような結果となった原因につきまして、執行部におかれましてはどのように分析されているかということをお聞きいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

全国学力調査の結果についてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査におきましては、小学校、中学校ともに全ての教科において全国の平均正答率を下回り、特に小学校の国語と算数、中学校で初めて実施された英語では全国との差が開き、厳しい結果でございました。議会ではこうした質問、何回もいただいております。こうしたことが厳しい御指摘と考えております。

その中で、特に応用的な問題の読み取りが難しく、時間がかかり、無回答になっているという傾向が見られるため、今後は学校で活用している問題データベースで多くの問題を解いてみるなど、授業や補充学習でも応用的な問題の解き方が身につくようにしていきたいと考えております。特に、課題である英語については、外国語指導助手の配置の人数を増やし、英語に触れ、文化を知る機会を増えるようにしております。また、本市では、塾に通っている生徒の割合が低いことから、英語検定を年間3回、教育委員会で開催し、小学校6年生から受検ができるようにしております。

こうした中、英田中学校におきましては地域、PTAで組織する学校運営協議会を活用して、学校の方針や活動を積極的に発信し、学習ボランティアや地域学習への協力を得て教育活動の充実につなげております。

また、小学校、中学校で同じ研究指定校となり、子どもたちが自分の考えを出し合い、学び合う授業づくりに取り組んでいるところでございます。こうした統一感のある取り組みが学力向上につながっているものと考えております。今後もさまざまな取り組みを進めていきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

2回目の質問です。

先ほどの答弁の中で無回答になっている傾向が見られるとありましたが、時間があれば解けたのか、それとも問題の意味がわからないため時間があっても解けなかったのか、どちらの傾向が強かったのかという点が1点。

英田中学校区で学習ボランティアや地域学習への協力を得て教育活動の充実につなげている。子どもたちが自分の考えを出し合い、学び合う授業づくりに取り組んでおり、こうした統一感のある取り組みが学力向上につながっているとありますが、今回の学力テストの成績にそれが反映されていたかが2点目。

3点目として、新しい学習指導要領が小学校では来年度からスタートしますが、学力向上との関係や準備状況も含めて教えていただきたいというのが3点目。

以上、3点について質問いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

まず最初に、無回答ということですが、時間が足りなかったのではないかと御指摘ですが、同時に行われました児童・生徒への学習状況調査の質問紙におきまして、回答に時間は十分だったのかという問いに対しまして7割以上の児童・生徒が時間が余っていると、ちょうどよいというふうに感じていると回答しております。こうしたことから、回答時間は足りているのではないかと御質問しております。

このことから、やはり読んで理解するというところに課題があり、限られた時間の中でしっかり問題を読み解く力を身につけていくことが必要ではないかと御質問しております。

続きまして、英田中学校区で成果につながっているのかという御質問でございます。

この取り組みにおいては学力調査の結果に反映されているというふうに考えております。これについては、特に英田小学校、以前いろいろとございましたけれども、現在非常に落ちついた学習の状況、授業の状況の中で頑張っていると。あるいは、昨年度から、先ほど申しましたように、岡山県から小学校・中学校ともに共同的探求学習モデル事業という名前でございますが、子どもたちがみずから進んで主体的に活動し、考えを出し合い追求していく授業づくりということの研究に取り組んでいます。こうした中で、英田小学校におきましては全国平均を上回るという結果を出しております。

このことは新しい学習指導要領で求められている授業であり、こうした研究も教育効果を高めている要因であると考えております。来年から新しい学習指導要領がスタートをするわけでございます。最近まではアクティブ・ラーニングという言葉、私も議場でお答えをいたしました。この言葉については積極的に学習するのではないかと、そういう感覚を与えてしまうということから、最近では文部科学省も主体的・対話的で深い学びというのが実現できるということを求めております。みずから進んで、そしてコミュニケーション、対話をしながら深い学びをする。しっかりと自分の考えを持ち、そして多くの意見や資料を通してより深く考えるということが授業で実現していきなさいということでございます。

これにつきましては、就学前、保育園、幼稚園の中で進めているみずから選んだ遊び、この中でも自分が遊びを選び、その中で遊び方を工夫する。あるいは、友人との役割分担を考えるなど、しっかりとその遊びに熱中し、いわゆる保育園ではよく遊び込むという言い方をいたしますが、遊び込む姿というものも今後は小学校、中学校においての学び込む、主体的にみずからが学ぶという学びにつながっていくのではないかと、今就学前からしっかりと力を入れて教育しているところでございます。

美作市においては現在も保育園、幼稚園、小学校、中学校、15年間の一貫した教育、そして中学校区におきます統一感のある教育を進めていることが今、新学習指導要領の求める教育へとこれにつながっていくものと考え、今現在も進めているところでございます。

皆様もどうぞ御理解の上、さまざまな地域での活動、あるいは地域でのボランティアに御協力いただける

と幸いでございます。美作の未来を担う子どもたちのために、どうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

まず、回答時間は足りていたということですので理解力に問題があったと。問題の意味がわからない傾向が高いということですね。ということは、訓練、要は応用問題を解いた経験が圧倒的に少ないのではなかろうかということがありまして、1日目の岡野議員への答弁の中で、基礎をしっかりと教えるように指導していたという答弁があったかと思うんですが、基礎がしっかりしてれば応用問題への順応が早いと思われまして、そういった傾向があるのであれば応用問題の解き方が身につく指導へシフトしていったらいいなというふうに思います。

また、今までちょっと基礎を重視する余り、学習内容がちょっとマンネリ化していたのではないかなということも思うところがありまして、その点を考慮してほしいというところですね。要は、野球に例えたら、毎日、毎日、キャッチボールとノックの練習しかしてないというような状況に陥っていたんじゃないかなというふうにちょっと危惧しているところがありますので、試合形式の練習を含んでみたりとか、ノックにしてもランナーをつけたちょっと変わったノックを試してみたりだとか、そういったように応用問題へもしっかり解くような授業をやってほしいなというふうに思います。

また、以前の一般質問でも、私の一般質問ですが、グループ学習を積極的に取り入れてほしいという話をしたことがあるんですが、今回の答弁でも英田中学校区の取り組みの中に子どもたちが自分の考えを出し合い、学び合う授業づくりに取り組んでいるとありましたので、こういった取り組みを全市に広げていっていただきたいです。

英語に関してかなり全国平均から下回っていたということですが、英語に関してはとにかく生活のさまざまなシーンで使うことが重要なのではないかなと、国語に関しては普通に生活していたら日本語で会話しますから、普通の生活、コミュニケーションの中である程度国語力も培われてると思うんですけど、英語に関しては授業の中でしか英語に触れることがないことが多いと思いますので、ぜひとも生活のさまざまなシーンで使うような工夫をしていただけたらと思います。

例えば、生活の中にはないんですけど、ほかの授業とのコラボレーションで、英語縛りでホームルームをやるですとか、ちょっと難易度高いかもしれませんが。英語の授業からちょっと外れたところでも英語を使ったりですとかそういった工夫をしていただければと思います。

また、今回の学力テストなんですが、私自分で中学3年の国語と数学の問題を実際に解いてみました。結果は割とよかったんで、結果については割愛しますが、90点ぐらいはありました。問題を解いていて非常にいい問題が多いというのが感想です。自分のときはどちらかというと計算問題のほうが多かったかなと思うんですけど、例えば国語のテストにおいてこれはいいなと思ったのが、生徒会で3人で会議をしているシーンがあって、1人が司会役なんですけど、会話の中で土足厳禁という言葉がちょっと表現がきついで、来ていただくというところから観点が外れてるんで別の表現にしたらどうかという意見があったんですけど、そのほかの人がほかの意見を言ったところでその議論が中断してるんですよ。そこで司会役の人のせりふが問題になっていて、今回出されたことの中でまだどうするか決まっていなくていいかなと思います。この後が空白になってるんですけど、何がまだ決まっていなくていいのか。どう発言するべきかというような問題がありまして、会議の進め方も同時に学べるような、これ非常にいい国語の問題だなと思いました。

また、数学については、例えば証明の問題で事実を並べて最初に立てた仮説が正しいか、正しくないかというところを導き出す証明の問題であったり、データ分析で平均値と中央値を比較してどっちがより実態に即しているかということがわかるような問題であったり、冷蔵庫の購入で3種類の冷蔵庫、本体価格と1年当たりの電気代を比較してどれが最もお買い得かというようなことを考えるような問題だったり、非常に考える問題が多くて、私のときに比べていい問題が増えたなというふうに感じました。

私も社会人やってまして会社においてさまざまなトラブルが発生したときにいろいろと原因を調べてみると、多いのがコミュニケーションがうまくいかなかったと。何でうまくいかなかったかという、一部の人が日本語を正しく理解してなかったということがよくありました。

また、トラブルが起きたときになかなか解決に向かない、そういったときに何が起きてたかという、事実が何であるかというのが把握できてない。先ほどの証明の問題につながる話なんですけど、私は社会人時代にこういったトラブルの原因は義務教育で習ったことがしっかりマスターできてないからそういうトラブルが起こるんじゃないかなというふうに思っていて、まさにその問いに回答をくれるような問題になってまして、非常にすばらしいと感じました。

そして、最後にできれば検討してほしいことがあるんですけど、今回のテストをもう一度やってほしいんです。学校の授業の中で時間をつくるのが難しいと思いますので宿題などで。もちろん時間制限があり、教科書や解説などの参照はなしで、正解した問題は省いていいと思います。これできない問題があるのを放置してほかの問題に取り組んでも、この問題が解けなかったという課題を残したままになってしまいます。

また、私の社会人経験になるんですけど、物づくりの考え方としては4つの工程があって、最初に要件定義といって、どんなシステムをつくるのかという、どんなものをつくるのかというのを最初に定義します。その後、その要件定義に基づいて設計を行い、製造をし、テストをして、運用開始というような流れになります。ここで最後のテストはつくったものが問題なく使えることを目的と考えられがちなんですが、このテストという工程はふぐあいを洗い出して運用前に修正することが目的なんです。ですので、テストで間違えたで終わるのではなく、このテストというのは自分の課題を洗い出す作業なんだということを強く意識してほしいですし、そうした考えを持って社会に出てほしいなというふうに思います。いろいろと言いましたが、そういったことを検討していただきたいなと思います。

そして、地域の学習ボランティア、私も英田でその存在は知っていたんですが、これまでちょっとかかわることがなかったので、これからは積極的にかかわって学力向上に協力したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

では、以上で1つ目の質問はこれで終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

いろいろとすばらしい御提言を含めた御質問をありがとうございます。

まず、応用が不十分であったと、やはりまずは基礎基本ということで基礎基本をしっかりやってまいりましたが、今回のように新しい学習指導要領ということで応用が不十分、先ほど野球に例えて御説明いただきましたけれど、学校の世界では吹きこぼれという言い方をします。いわゆる落ちこぼれに対して吹きこぼれです。学力上位の子どもたちが易し過ぎて興味を失ってしまうというようなこともございますので、しっかりと応用にも今後力を入れていきたいということでございます。

それからまた、グループ学習ということですが、今英田で進めております共同的探求学習というのは、ま

ずはグループでいろいろな仮説について話をすると。そして、それを持ってグループで意見をまとめ、それを発表しながら授業の結論へと導いていくという形でございますので、こうした成果を持ちまして、また市内全域へ広めてまいりたいと。これは県の指定でございますので、県内へも広めていける成果かと考えております。定期的に東大のほうから教授にも御指導いただいておりますので、成果が上がるものと考えております。

英語に関しましては、ALTということで、美作市ではいち早く、就学前からALTを導入して少しでも英語に触れる機会を増やそうということでやっております。

非常にいい問題が多いということで、私もそういうふうに思います。国語の話し合いであったり、数学で、単に計算をするのではなくて、その計算の過程を聞かれたり、あるいはなぜ仮説が正しいかどうかを考えるという問題が非常に増えております。

今現在、新しい学習指導要領ではさらに進むわけですが、例えば小学校の授業の中にも会議の進め方ということで司会をどうすればいいのか、あるいはクラスの中を半分に分けて、ディベートと申しますが、1つの結論に対して全く反対の意見を持つ、これは別に自分がそう思わなくてもそういうふうな仮定をするわけですが、その2つの意見を闘わせる。例えば、校内は静かに歩きましょうと。静かに歩かないといけない。いやいや、何で静かに歩いてはいけないんだというような2つの意見をそれぞれ理由を持って述べ合うというようなディベートと申しますが、そうした授業も小学校でも習い始め、中学校でも実際にやっております。

こういういろいろな問題の中で今回の応用問題ということでございますが、まだまだこうしたことがなかなか十分ではなかったというふうに反省をしているところでございます。

学校の授業でももう一度ということで、テストの問題をもう一度ということでございますので、これにつきましては1つずつ、各学校で正答率が低い問題を洗い出し、これをまた2学期早々から授業の中で少しずつ当たっていきというふうに考えておりますので、先ほど御指摘をいただいたテストというのはふぐあい洗い出すものであるという前向きな考え方に立ちまして、今後ふぐあいを洗い出し、よりよいところへ行きたいというふうに考えております。

地域の学習ボランティアの皆様には、例えば作東中学校区では夏休みの宿題を見るというような場合にも御協力をいただいております。ぜひ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

総括になります。

今回、成績が平均以下であったというところについては原因ははっきりしているということで対策も立てやすいかと思います。しっかり対策を立てていただいて、今後に生かしていただきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**1番（青山 慶君）**

2項目めです。子どもの居場所づくりについてでございます。

全ての子どもたちが安心・安全な環境の中で学ぶ意欲や一日の生活リズムを育むことで将来、子どもが自立する力の土台をつくる子どもの居場所づくりについて、美作市の対応状況を質問します。

この件につきましては、去年の6月議会で似た質問をしておりまして、そのときは具体的な検討を進めて

いきますという答弁がありましたので、その点も踏まえて御回答いただければと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

子どもの居場所につきましては、家でも学校でもない第三の居場所とよく言われますが、子どもの余暇活動における居場所ということでは保護者の就労により、日中、子どもを監護する者がいない家庭の小学生を対象としました放課後児童クラブ、また障がい児福祉サービスの一つになりますが、発達障がいや特性により療育を要する就学前の子どもを対象とした放課後等児童デイサービス、また不登校や学校生活で問題を抱えた児童・生徒を対象とした美術塾がございます。このほか、民間のNPO法人が中心となって、月1回程度の開催ではありますが、子ども食堂が開催されており、これらが今のところ子どもの居場所に当たるものと思われま。

これらの居場所を利用することにより、日常生活における学習習慣や社会性の習得等、子どもが成長する過程において大いに得るものがあると思っております。しかしながら、これらの居場所について、本来利用できる子どもが全て利用できているかとなると、そうとは言いがたいところもあり、利用に結びついていない理由として、家庭において複雑で多様な理由が存在しているのではないかと考えられます。

現代社会において、家族の形や働き方が変わり、子育てに地域がかかわることが少なくなり、子育て家庭の負担が増し、子どもたちが安全・安心な環境の中で学ぶ意欲や一日の生活リズムを育み、将来子どもが自立する力が十分に得られないまま成長せざるを得ない場合があるのではないかと考えられます。

美作市としましては、そのような家庭の保護者に対しましては相談支援、子どもに対しては学習やさまざまな体験を通じて将来の自立につながる力を身につけることができる居場所を提供する事業が実施できないかと考え、来年度からモデル事業として実施する予定としております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

2回目の質問です。

現状、置かれてる状況から来年度からモデル事業を実施する予定とのことですが、そのモデル事業の概要、具体的な利用イメージ、それから施設の体制について質問いたします。2回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

居場所利用のイメージですが、利用の対象児は小学校低学年を想定をしており、平日の放課後及び夏休み等の長期休暇中に利用をしてもらえればと考えています。場所につきましては、英田公民館を利用し、事業は先ほども申しましたように、来年4月から運営を開始したいと考えております。

具体的な一日の流れですが、居場所を訪問していただいた後、まずは落ちついた環境の中で宿題や読書などの学習時間を確保した後、別スペースで物づくりや美術活動等も取り入れながら、スタッフや友達と自由遊びの時間を過ごしていただきたいと思います。また、この遊びの時間において衣服の汚れが目立った場合には洗濯、場合によってはシャワーの利用も行える環境を整えたいと考え、生活習慣づくりにも努めていきたいと考えます。

居場所の運営に当たっては、スタッフ3名程度を想定しており、資格的には教員や保育士、社会福祉士等の資格を有した方や、子どもの健康面を考慮し看護師資格を有する方なども考慮していきたいと考えております。

居場所に通う子どもが安全・安心な環境の中で学ぶ意欲や一日の生活のリズムを育むことで、将来子どもが自立する力の土台をつくるもう一つの家となることを目指し施設運営に努めてまいりたいと考えます。また、保護者に対する各種子育ての相談支援にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

ほかの地域への展開はどのように考えられてるかということを3回目の質問としていたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

当該事業につきましてはある資金援助をいただいてやっていくんですが、その資金援助の横展開、大変難しいわけでありまして。一方で、人材の育成であるとか、ノウハウの蓄積等について言うと、この補助事業でもって相当のものは行けると思ってます。

私どもとしましては、現状に即しています例えば大原公民館での子どもたちの活動状況などを見てますと、それなりにいろんな活動がある中で、居場所にもなってるということもありますし、また県内の公民館活動を見ますと、午後からは子どもたち結構そこへ参加をして自然に居場所になっているとかそういう状況もあるもんですから、それがゆえに英田公民館を場所としてこの資金を使う。そして、できたノウハウは今後の私ども公民館整備の中で横展開をしていくということを基本路線として考えさせていただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員、総括でお願いします。

**1番（青山 慶君）**

本事業につきましては非常にすばらしい内容と思っております、ぜひともいいものにしていきたいと思っておりますので、私も協力いたします。

地域の方もかなりこの事業については関心が高いので、地域の方とともにつくり上げていただきたいと思います。

また、雇用も若干ながら生まれるとのことですので、子どもの居場所もできる、保護者の方の居場所もできる、雇用も生まれると、非常にすばらしい事業だと思います。応援しておりますのでぜひとも頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番9番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番10番、議席番号17番内海健次議員の発言を許可いたします。

**17番（内海 健次君）〔質問席〕**

議席番号17番、通告順番10番、内海でございます。



9月議会の一般質問をさせていただきます。

若干体調不良のため、声帯のほうは聞きづらいと思いますけれども、御容赦お願いいたします。

現在、アメリカ大統領はトランプさんですけれども、以前のオバマ大統領はこういうことを言っております。気候変動の問題を否定し去るのは次世代に対する裏切りであると。最近には経験したことがないとか、記録的なものとか、こういった言葉が非常に流行ではありませんけど、出始めております。けさも関東のほうに大きな台風が風速50メートルとか、そういったことでかなり荒れたようです。この今回の質問も森林を崩壊するかもしれないような大事業でありますので、あえて苦言を申し上げときます。

そして、経済部長に申し上げときます。変革をもたらすのは私だけでなく、あなた方の力であると、こういうこともオバマさん言うとりますから、そのことを肝に銘じて御答弁をお願いいたします。

さて、議長の許可を得ましたので、これから一般質問をさせていただきますけれども、今回2項目させていただきますけれども、1項目のほうは取り消しをさせていただきます。高齢者のほうですけども、これは今回はなしにさせていただきますよう御許可をお願いいたします。よろしいでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

2項目めを取りやめるということですね。わかりました。

**17番（内海 健次君）**

本年、令和元年6月13日、国有林野の監理経営に関する法律等の一部を改正する法律が成立いたしました。施行は来年、2020年4月1日とされております。昨年は自治体が水道事業の運営を企業に委託しやすくする改正水道法も成立をしております。こうした民間開放が相次いでいる現実と現況を自治体としてはどう受けとめるのか。

改正の概要としては、国有林の一定の区域において一定の期間、安定的に樹木を採取——伐採です——できる権利を民有木材の供給を圧迫しないよう、木材需要の拡大を行う川中、川下事業者との連携を条件としつつ、意欲と能力のある林業経営者に設定できるようにすると。その際、国有林野の公益的機能の維持増進等を図るため、権利を設定された者——権利者です——は5年ごとに樹木の採取の具体的な条件等について現行の国有林野の伐採のルールで箇所ごとの海拔上限面積、保残帯の設定等に適合した契約を国と締結する。

加えて、国は権利者に樹木採取と再生林を一体的に行うよう申し入れることとし、再生林が適切に行われるようにする。

次に、権利者が実施契約にかかわる重大な違反行為を行ったときは、国は樹木採取権を取り消すとなっているが、残念なことに水源確保、土砂災害防止、国土保全等、多面的な機能については国有林野が点在している各市町村では荒廃を防ぐ手だてを考える必要があると思われま。

そこで、質問でございます。

まず質問1、本市（5町1村）の国有林野の面積と樹種について、現在の管理状況はどうなってるか。

2つ目、改正の目的について、美作市はどう考えているのか。

これ2項目めについては行政の担当部長じゃなく、政治的な判断のもとに、市長か副市長が背景を踏まえておっしゃっていただいたらいいんじゃないかと思えます。

3番目、樹木採取権と採取権の存続期間については。

4項目め、樹木採取区を指定する基準と1地区当たりの規模について。

5番目、樹木採取権の設定を受ける者の要件は。

6項目め、樹木採取権の申請に当たって、どの程度具体的な計画が求められるか。

7項目め、樹木採取権の受ける者について、どのような法人を想定されてるでしょうか。

最後8項目め、樹木採取権の選定過程の透明性があると思うが、それらについてお答えをお願いします。

以上、8項目、お願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

国有林野の法改正、来年の4月施行であります。どういう感覚を我々が持つてゐるのかについて若干お話をいたしますが、1番目に、事実として、例えば岡山県の市長会、国有林野でいいますと私ども、津山市、新見市、真庭市等に割合の面積がございますけれども、それらを含む岡山県の市長会からこういう改正をしてくれという要望をしたこともありませんし、また今の管理が問題であるから民間を入れなきゃいけないなんてことを思った市長がいたという形跡が全く、これはないのであります。

したがいまして、もしこれが地方発であるとすれば全くほかの地域、例えば国有林野面積が我々よりも圧倒的に多くて、その未利用が問題になっていてと、北海道の方が言ったのかなと思ひますが、その北海道からこの問題が出てゐる形跡もやっぱりないわけでありまして、そういたしますと、本件改正につきましては大まかに言って国の都合なのか、民間の御都合のどちらかしか多分ないであろうというふうに思ひます。

次に、国の立場で物を考えますと、我々のように国有林野につきましては戦後しばらくしてから貿易の自由化という議論がある中で、一番最初に徹底的に自由化されたのが木材の輸入であります。そのころから実は経営が、経営的概念も使つていいと思ひますが、国であっても、経営が斜めになつたわけでございまして、それがゆゑに一般会計からの補填という作業がさまざまな形で行われた。つまり、赤字になつた。

昭和50年代においてはいわゆる国の赤字の3K、4Kつていうのがあつて、3ですと国有林野は入らないんですが、4には入つてくるというような位置づけになつてございました。

その後、今度は営林署の職員の削減、あるいは配置転換といったことで人的なリソースを減らしていつて今に至つてゐるわけでありまして、いまだに水面上には出てゐないのは間違いないといつたことから、財務省的な判断からいふと何らかの方策をそろそろつたほうがいいんじゃないかといふような議論があつたのではないかといふふうには推察をされてゐるわけでありまして、それにその民間のサイドで大規模な国有林を一括で手に入れて経営をしたいといふ林業体があらわれ始めてゐるかどうかについては過分にして私はその実態をよく知らないといふことでもありますので、直感するところでは、お国のほうの御都合の流れがここに来てゐるのかといふふうには思ひます。

地方からいいますと、したがいまして、余りそもそも要望したわけではないのでございますから、この法改正をもつて高く評価するといふことにはなかなかならず、むしろ若干の心配事のほうに頭が立つてゐます。

当市でいいますと、当市の山の奥のほうの地帯に国有林も多いし、市有林も多いんですが、いずれも民間の方々の利用にはそもそも余り適さなかつたと、難しい山といふことであつたわけでありまして。そこへ民間を入れるといふことは、果たして自然破壊、つまり大規模な道路設置をしないのでいいのかといふと、それはかなり難しいだろうなといふふうには思ひますし、もしできたとしても当該林地につきましては水源管理でありましたり、土砂災害の防止であつたりするといふ議員まさにお尋ねになつたような森林の持つ多面的機能の中で環境面の負荷といふもの、防災面の負荷といふものが上がる地域になつておられますのでちょっと心配をせざるを得ないといふことになります。

加えて、まだ私も十分にこの改正法、読み込んだわけではないのでございますけれども、余り強い形で所在地市町村の権利権限、あるいは意見が通る制度というふうに、今までの法律はなっていないのでございますので、もちろん所在地市町村の連絡会というのがあるんですが、連絡会についても岡山県内で連絡会をもうやめようじゃないかという声が林野庁から起こったりすると。いやいや、やってくれとって僕は頼んでるんですが、そういう状況もありますので、あえて言いますと森林を経済的な面から考えるということはとても大切なことでございますけども、所在の市町村からいうと、防災とか環境といった面からこれをどう守っていくかという観点も重要であり、そのことを今後はぜひ反映をしていただくように我々も考えなきゃいけないというふうに反省をしているというところであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、2番以外のところを答弁させていただきます。

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に関連してでございますが、まず1番目ですが、本市の国有林野について面積と樹種でございますが、林野庁岡山森林管理署にお尋ねをいたしました。市内の国有林面積は844ヘクタールで、その内訳は勝田地域に466ヘクタール、美作地域に136ヘクタール、作東地域に242ヘクタールとなっております。

樹種は、杉29%、ヒノキ46%、アカマツ11%、クロマツ2%、その他広葉樹12%となっております。林齢のほうは、9歳級から14歳級ということで、41年生から70年生ということになりますが、この歳級のものが80%程度に達しており、高齢級化している状況にあると言われております。

管理につきましては、二酸化炭素吸収作用を保全・強化する観点からも、育成途上の森林について間伐を適切に実施するとともに、伐期に達した人工林の主伐と、その後の再造林に取り組んでいるということでございました。

続いて、3番目の樹木採取権とその存続期間でございますが、樹木採取権は一定の要件を満たす地域の林業経営体が、国有林においてその一定の区域内の樹木を、一定期間、安定的に採取できる権利ですが、具体的な条件を定めた契約を5年ごとに国と締結する必要があるなど、一定の制約がある権利となっております。

樹木採取権の存続期間は、林業経営体が対応しやすい期間として10年を基本として運用していくとされておりますが、国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域への配慮から、50年を法律上の上限とし、10年を超える期間も設定できるということになっております。

次に、4番目の樹木採取区を指定する基準と1地区当たりの規模でございますが、指定基準は杉、ヒノキなどの人工林で、権利期間中、採取に適した樹木を確保するのに必要な面積を有していることなどが想定されております。

規模については、当面1カ所、数百ヘクタール程度の樹木採取区を10カ所程度、試験的に指定するというふうにされております。

5番目の樹木採取権の設定を受ける者の要件についてでございますが、まず1つ目は、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足る経営的基礎を有すると認められること。

2つ目に、木材利用事業者等——これは川中事業者と言われておりますが——及び木材製品利用事業者等——これが川下事業者と呼ばれております——この連携によって木材の安定的な取引関係を確立することが確実であること。

以上の両方を満たすこととされております。

6番目に、申請に当たってどの程度具体的な計画を求められるのかということでございますが、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として、取引先ごとの樹種や用途、量等について、当面5年間の計画の提出を求め、審査に当たっては木材利用事業者または木材製品利用事業者などと新たな木材需要の開拓を図ることを協定で明らかにするなど、木材の安定的な取引関係を確立することが確実であることを確認するとしてあります。

7番目に、樹木採取権の設定を受ける者について、どのような法人を想定しているのかということでございますが、単独の株式会社や個人のほか、複数の事業者が連携して、協同組合、一般社団法人、合同会社などの法人として申請することも可能としております。連携して法人化することで、地域の中小事業者間の連携が促され、地域の林業経営体の育成につながると考えられております。

8番目に、樹木採取権者の選定過程ですが、技術的能力と経理的基礎を有するなどの要件を満たしている者の中から、申請者が国に納付する樹木料の算定基礎、事業の実施体制、地域振興への寄与などを点数づけして評価し、選定し、関係都道府県知事と協議の上、権利を設定するとしてあります。

選定結果の公表については透明性の確保の観点から重要なので、その方法などについて今後検討するとうふうにされています。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

先ほど市長が背景というんか、大まかな政治的な判断を述べられましたけども、6月14日の社説、山陽新聞の社説に、新制度による大規模な伐採では資本力のある大手業者のほか、外資系企業の参入も考えられると。私もどちらかというへそ曲がりな人生を送ってますから、ひょっとしたら華僑のほうが入ってくるんじゃないかと、美作市には入らんでしょうけども、東北とか北海道ぐらいやったら入る可能性もありますわね。そういうことが見え隠れするので、いいようで悪いような今回の法律じゃないかと、こういう思いから質問をしております。

そこで、答弁をいただきましたけれども、特に分布について、勝田地域が市内の55.21%を占めてると。このような状況を見たときに、恐らくこの法律の改正については勝田の人、非常に躍起になるんじゃないかと。ほんまに森林の荒廃を防ぐ手だてがあるのかどうか、林野庁だけに任せていいものかどうか、この辺もしっかり行政のほうでもやっぱり、今度行政報告あるかな、それぞれ地域で。このときにぜひこういったことも親密な話をしてあげていただきたいなと思います。

ここ5年間の主伐と再造林について詳しくちょっと説明してください。

それから、3項目めの具体的な条件とは、具体的な条件。全くわからない。

それから、4項目め、採取に適した樹木とは。

5項目めの樹木採取権の設定を受ける者の要件について、効率的かつ安定的に行う能力、ここが問題なんです。ここらになると今言った社説の問題が出てくる。外資系の大企業が入ってくる。なかなか美作市でそんな企業はいらっしゃらないと思うんよ、皆さんがしっかり指導しないと。この辺も踏まえて御答弁をお願いします。

確実に行うに足る経理的基礎を有すると、こういうふうな文章がありますけど、なかなか山まで行ってそこまで本当にいらっしゃるかどうか、調べてください。これらが産業振興につながると、こういうことでもありますけれども、本当につながるのかどうかお願いします。

それから、新たな木材需要の開拓を図ることを協定で明らかにすると、木材需要の開拓を図ること、これをどういうふうな、具体的にはどうでしょうか。

それから7項目め、単独でもオーケーと。これ最終は知事が判断すると書いてますけど、単独でそういった企業の方がいらっしゃるかどうか、その辺もちょっと、今の段階で結構ですから答弁をお願いします。

それから、選定結果の公表について、今後検討、もう来年7月ですから、施行は。7カ月ぐらいでどういうふうな状況で、市の行政と林野庁との話ができてるか、この辺も答弁をお願いします。

それと、樹木採取権っていうのは物権とみなす、これは答弁じゃないですよ、私のほうで。物権とみなすところ書いてるけれども、物権とみなした場合、どういう恩恵がある、それもひとつあわせて追加答弁をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、市内の国有林の施業についてでございますが、市のほうで把握ができておりません。この勝田地域の分につきましても問い合わせをしておるところなんですけど、回答が返ってきていない状況で、今後国有林の施業についても市のほうで当然把握しとくと、そういう形になるように取り組んでいきたいと思いません。

平成30年には作東地域のほうでは主伐を行って、そこに再造林をした箇所があったというふうにはお聞きしております。

それから、要件等について具体的に幾つかお聞きいただいておりますが、林野庁なりからの公表されているものが、情報が非常に少なく、具体的ななかなか答弁できなくて申しわけないと思うんですが、具体的な条件については1回目にも少し述べましたが、木材の安定的な取引関係の確立ということで、取引先ごとの樹種やその用途、それから量、伐採する量等について、当面5年間の計画を提出して承認を得るといった形になっております。

それから、採取に適した樹木とは、これにつきましては杉、ヒノキなど、一般に流通しているものということでございます。

それから、樹木採取権の設定を受ける者でございますけど、確かに企業の参入が促されるような感じもいたします。それで、林業事業者を元気にしようとして取り組まれているということはわかるんですが、市内の事業者にとってはこういった国有林をそのまま全部一括して任すとかということじゃなくて、施業について単年契約じゃなくて複数年の長い期間の契約で市内の事業者に入札をして出すとか、それから国有林に隣接する民有林を同時に、同じように施業していくとか、そういったことをして林業振興とかにつなげていただけたらいいなというふうに思います。

それから、新たな木材需要の開拓を図ること、これを協定で明らかにということですが、これも協定以上のものは出ておりません。それから、単独ではだめですよとは書いてない、そういう状況です。

それから、最終的には関係都道府県知事に協議するとのみの表記でございます。また、選定結果の公表とかスケジュールについても今現在それ以上の公表が出てなくて、今後も情報収集に努めてまいりたいと思えます。

それから、樹木採取権は物権であると、物の権利というような書き方がしてあります。物権というのは物を直接支配をする権利で、所有権とか占有権、地上権といったものもこの物権といったものの中にあるようでございます。この場合の樹木採取権につきましては、第三者に売買したり、贈与したりすることが可能な

権利ということになってまして、こういう譲渡をする場合は農林水産大臣の許可を得て行うという書き方になっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

3回、まとめにします。

この法律の経過からいうと、市長がおっしゃったとおりで、なかなか難しいと思う。けれども、恐らくこの議会を見よる林業に携わってる人から電話がかかるかもしれませんので、ぜひ林野庁とよく協議の上、やっぱり林業活性化に努めていただきたいと思います。

今回、導入しようとしてる樹木採取権制度は現行の仕組みに加えて現在の立ち木販売で行っているような事業地をまとめて一定期間安定的に樹木の採取、これは伐採及び取得のみを行える権利として民間事業者を設定するので、間伐を民間事業者に行わせることについては今までと変わる部分である。国有林の管理経営を民間に委ねるものではありません。これですね。ここ、国有林の管理経営を民間に委ねるものではありません。このため、公共施設の運営全般を民間に委ねるPFI法の公共施設等運営権とは制度の構造が根本的に異なるものです。このことをよく理解してぜひ市民の皆さんに説得をして、林業の活性化に努めていただくようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号17番内海健次議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時08分 休憩

午後1時19分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番11番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員、始めてください。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、令和元年9月の定例会の一般質問をさせていただきます。

私は今回は美作市の総合長期計画についてということで3項目、一くりに言えばいいんですけども、まず基本構想、2番目が主要指標、3番目が土地利用についてですが、これは2項目めにちょっと順番を繰り下げていこうと思いますんで、答弁の都合上、少しダブルことがありますので、これを了解していただきたいと思います。

市民の将来を考えたまちづくりができていいのか。また、そのためにはどのような計画を立てているのか。地方自治法第1条の2、地方公共団体の役割、「地方公共団体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と述べているが、この規定の趣旨を達成するためには長期的展望を持った振興計画が必須だと思います。そのような計画をこれから質問させていただきます。

我々が安心・安全、そして幸せな生活を送るためには、この基本的な構想を今現在、萩原誠司市長にかじ

取りをお任せしております。その中で執行部の方々がそういう思いを持って基本構想をつくっておられると思いますが、まず1番に基本構想。市の将来像、まちづくりの基本理念、本市の主要課題は何か。2番目に、主要指標。人口、全てのことが人口に関連する、目標年次の想定数は。そして、経済、ITからAIの時代になる、目標年次の産業の構成、就業状況はいかんということでございます。よろしく申し上げます。

〔「土地利用」と呼ぶ者あり〕

いや、土地利用は……。

〔「一応言ってもらわないと」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

3番目はいいですか。

**5番（中山 忠明君）**

土地利用、住居地、商業地、工業地、農業地、林業地、そして観光のもとになります景勝地。本市における土地面積は山林が大部分を占める中で、どのような土地利用計画があるのかをお聞きます。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、私のほうからは基礎自治体、つまり市町村における基本構想等についての入り口の議論をお答えさせていただきたいと思っております。

かつての地方自治法には、このお尋ねにあったような総合長期計画っていうものをつくらなきゃならないみたいな規定があったわけでありましてけれども、それが確かにここにあるとおり平成23年の自治法改正によって強い義務ではなくなっています。一方で、さはさりとしてやみくもに行政を行うわけにもいきませんので、ある程度の方向性っていうものは名前は何であれ持っていかなければならないと、主たる目標を何にするんだと。例えば、私どもでいうと合併時に新市建設計画っていうのがあって、これは森羅万象全部を捉えていて、そこでも人口っていうのは強い指標であって、人口は3万5,000人合併時にあったわけですが、それを維持するという目標だったんですけども、なかなかそれは実態とはかけ離れてしまっていたので、実態と政策努力を両方勘案した目標設定をしなきゃいかんだろうというふうなことで、私どもとしてはほっとけば1万9,000という流れを、2040年でしたかね、それを2万5,000に引きとめるようなさまざまな施策をやっていこうという目的を明確にする形で美作市のまち・ひと・しごと創生総合戦略っていうのができたわけで、これが現時点における総合計画のかわりになっているということでもあります。

もう一個非常に重要な論点は、平成23年の改正のときの国の思いの一部に自主性の尊重と創意工夫の発揮っていう観点があったという一般的な解説はあるんですけども、もう一つは財源の裏づけのない計画っていうのは、いわゆる絵に描いた計画であって、なかなか実行できないということになります。したがって、常に財政的な見通しを点検しながら前に前に進んでいくことが必要であり、さらに言うとな計画実現については何らかの形で新たな財源をどっかから生み出していく努力を常に継続をすることが地方自治体に求められていて、そこに一番大きな創意工夫が働くわけであります。

当市としましては、平成26年以降、毎年その後の5年間を見通せる財政の総点検ということでずっとやってきまして、その成果もあって、割合要らぬものは要らない形で整理され、そして新市建設計画であるとか、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略に書いてある主要目標を達成するためのさまざまな施策の展開が可能になってきている。地方自治法の冒頭部分を読まれましたけども、住民福祉の向上っていうのが、これが基礎自治体、市町村の一番の目標であるわけでありまして、どっかに記念碑をつくるとかということ

ではない。そういたしますと、当市においては、例えば高齢者福祉でいえば、福祉のサービスは充足をしてるけれども福祉に係る市民の負担が高いと、介護保険料が高いというところをどう是正するかというところにその主眼が出てくる。あるいは、市の状況の中で若い世代に注目をいたしますと、例えば高校を出た後に行き場がないというふうなことになってくると、そこをどう確保するかということで新たな課題が出てくると、こういうことになるわけでありまして、今のところその目標を設定をした上で財政的な安定を勝ち得ながら、一步一步住民福祉の向上に新たな石を積み上げているということでありまして。前年度から今年度にかけてはタクシー券の半額助成、これを試験的にやって、この議会でも御答弁しましたとおり、今の状況を見ますと市民にとってこれは必要欠くべからざるものになりつつあるなというふうなことであるとか、あるいは財源的に見て、何とかこれは継続できそうだということであるので、これを正式な制度として来年以降も生かしていこうというふうなことがこれに該当するわけでありまして。

いずれにしても、長期計画の存在はその名前のいかんを問わず何らかの形で必要ではあるものの、それが実現するためには常に財政の点検というものをあわせて行う中でその計画が生きてくる。さらに言えば、創意工夫の非常に大きなポイントは、財源をどこかで捻出するための努力を常にやっていくと、こういう3本柱というふうに私どもとしては考えております。

残余の部分につきましては、担当部長からお答えいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

それでは、中山議員の美作市の総合長期計画についてという御質問にお答えさせていただきます。

市長の答弁と重複する点があるかと思っておりますけれども、答弁させていただきます。

まず、基本構想、市の将来像、基本理念、主要課題は何かという御質問ですが、美作市の基本理念は、人・自然・暮らし輝く元気なまちを掲げ、地域の人材交流、固有資源、産業の連携を図り、住んでいる人は住み続け、訪れる人はまた来たくなる、このようなまちづくりを目指しております。

具体的には、市の将来像を描いた基本計画が必要であります。平成23年の地方自治法の一部改正によりまして、総合計画の基本部分である基本構想の策定義務がなくなっております。これは、地方分権の一環としまして、各自治体の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点からということもありまして、本市としましては人口減少の克服と特徴のある地方創生の実現に向け、総合的に取り組むため、平成27年度から令和元年度の5年間を期間とした、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、産学官金労言の各界の有識者や住民代表の方々に構成される総合戦略会議や市議会の皆様の御意見をいただきながら、定期的に検証し、実行してまいっております。

美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の主要な課題としましては、安全で安心して暮らせる福祉の充実、個性を伸ばす教育、文化、芸術の充実、地域産業の活性化と観光振興の充実、そして自然環境を生かした魅力ある地域づくりを掲げ、特色ある取り組みを行っております。ことしはこの戦略の最終年度であります。これまでの地方創生の取り組みの継続を力にしまして、より一層充実強化し、国のビジョン、総合戦略を踏まえ、第2期の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を今年度中に策定し、令和2年度から5年間の切れ目のない取り組みをしていかなければならないと考えております。

次に、主要指標につきましては、人口減少対策は最重要課題でございまして、平成27年8月に美作市人口ビジョン、それから美作市まち・ひと・しごと総合戦略とあわせて策定しております。目標としましては、合計特殊出生率を2020年までに1.8、2025年までに2.10としまして、2040年の人口を2万5,000人以上として



おります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

土地利用はええんかな。

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

失礼しました。土地利用の御質問に対しまして御答弁させていただきます。

本市における土地面積は山林が大部分を占める中で、どのような土地利用計画があるのかという御質問ですが、本市の土地利用計画につきましては、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定める美作市森林整備計画、また優良な農地を保全するとともに農業振興のための各種施策を定める美作農業振興地域整備計画、そして都市計画区域内の土地利用や建物の建て方のルールなどの計画を定めた美作市都市計画がございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員、答弁漏れございますか、いいですか。

**5番（中山 忠明君）**

何にしても、美作をどうしていくかというような大きな問題なんで、なかなか執行部の方々も大変だと思いますが。

土地利用について、居住地、商業地、工業地、農業地、林業地、景勝地、これらについて説明をお願いしますか。

**議長（岡本 泰介君）**

具体的にはどういう説明を求められたのでしょうか。

**5番（中山 忠明君）**

いやいや、これをどういうふうな形で利用していくんですかということですよ。確かにそういう土地があるのはあっても、一般の市民の方にどういうふうな利用をしていただけるんか、またどういうふうな美作市をつくっていくかというようなことが見えにくいと思うんです。そこら辺のとこをひとつお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

失礼します。土地利用の関係で、主に都市計画の関係で述べさせていただきたいと思います。

先ほど答弁にもありましたように、都市計画では土地利用のルールというようなものが定めてあるんですけども、それが都市計画制度です。土地利用の中で居住や商工業の土地利用の集約ができるように土地を効果的に利用するために、整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しております。都市計画区域では、住居、商業、工業等の用途別に適した環境となるよう、建築物の用途や高さ、面積を制限する用途地域指定や重要な道路の施設の位置を定めて、長期的な建築規制や土地取引の届け出などによって将来の事業執行を円滑にするための制度があり、それは内容によって県や市が定めております。都市計画全般の基本計画としましては、岡山県で都市計画区域マスタープラン、美作市では美作市都市計画プランを策定し、取り組んでおるところです。

具体的に申し上げますと、仮に都市計画制度がなかった場合、それぞれの都合で建物の建築が進むと、住宅の隣に危険物を扱う工場ができたり、狭い道路の奥に住宅団地を開発するようなことがあります。特に人口密度が高い地価が高い地域では建物が密集し、環境や利便性が悪くなるという弊害が生じてきます。そこ

で、住宅、商業、工業などに区分した用途地区指定——ゾーニングみたいな格好になるんですけども——しまして、建築制限なども加えて、それぞれの土地利用に適した環境へ誘導していこうというもので、建物の建てかえ等によって徐々に町並みに変化していくというようなことで、理想の環境になるまで長い時間が必要にはなっていないと思います。美作市の用途地域は昭和51年に指定されまして、41年の歳月を経て現在の町並みになつるといふ状況です。また、施設整備の例で挙げますと、国道374号の湯郷バイパスのあたりですけども、都市道路として指定されておりまして、建築制度等がされたことで建物の補償費等の事業費を抑えることができています。このように、限られた土地の中で健康で文化的な生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画の各制度を組み合わせることで長期的な視点で計画を定めて取り組んでいるというような状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

私のほうからは、農林業の計画について答弁をさせていただきます。

まず、林業地につきましては、森林法に基づきまして美作市森林整備計画というものを策定しております。この市町村森林整備計画は、都道府県が策定する地域森林計画の対象となる民有林について市町村が5年ごとに策定するもので、10年を1期としております。この整備計画では、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に合った森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法、森林保護の考え方などについて定めているものでございます。地域に最も密着した行政主体である市町村が地域の実情に応じて、地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講ずることによりまして、適切な森林整備を推進することを目的としております。

また、農業地につきましては、土地利用計画としては農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして美作市農業振興地域整備計画を策定しております。この計画は、市内において農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。開発行為や農地転用の制限等の措置を講ずることも内容としておりまして、農業に関する公共投資等の農業振興地域の整備のための施策は、この計画に基づいて実施していくということになります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

景勝地はいいですかね。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

景勝地っていう定義はなかなか難しいんですけども2つの側面から申し上げますと、1つはその地域が大変すばらしいということで、瀬戸内海国立公園のように国が景勝を保全するために国立公園ないしは国定公園という形で指定をしている場合があって、これについては開発制限を含めて、その景観を保全するために必要な建築物等の規制が行われているということになります。当市においては、国定公園地域が一部ございますので、その場合にはそれなりの手続を経て、やっといういいこととやっといういけないことを国との関係で整理をした上で物事が進んでいくということになります。

また、これは当市にそれが多いとは言いませんけれども、文化財保護の関係で景勝地が指定されることがたまにあるわけでありまして、その場合には文化財保護との関係で一定の規制が行われます。これは、土地利用というよりは景観保全という観点からの保全になってまいります。なお、私どもが今やっております都

市公園においても、民間から土地の提供を受けてございますけども、一定のこういう制限はかけさせていただくことができるような契約をとらせていただいているところであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、3回目です。

5番（中山 忠明君）

まだまだ本当に土地を活用、施設を活用、施設も財産になりますが、しっかりと計画を立てるということも大事なんですけれども、率先して働きかけていくということが大事なんじゃないのかなと思います。先ほど市長も原資がなかったら何もできない、どこの世界でも一緒です。お金がなかったら動きもとれません。そのことにおいてしっかり、今現在、美作市にどのくらいのお金があるのか私にはわかりませんが、いろんな計画を立てながらそういうものをしっかりと使っていただき、また借金もあるようでございますので、そういうもんも含めて大変な作業をしていただいておりますというのは私もよくわかっております。

話がちょっと飛ぶようになりますが、萩原市長がNODAレーシング、ここの美作市に持ってこられてまして、それで野田樹潤ちゃんという、今は中学2年生ですけども、モータースポーツ界の中でしっかりと自分の足元を築いていっておられます。その方がこの11月8日ですか、ここの岡山国際サーキット、ここをラストランにするようでございます。別に美作市を見限ったわけではありません。これは、さらなる高台に、そして目標を高く持っていくために、今後は海外に拠点を移してしっかりとやっつけようということでございます。これも美作市のバックアップがあってこそここまで来られたもんだと、私はそういうふうに解釈しております。ぜひラストランを見に行つてあげていただきたいと思つています。

この美作市を訪れる人がまた来たくするような、そしてこの美作市に住んでみたいと思われするような環境の整備、そして今ここに住んで生活しておられる方々が安心して、そして子どもや孫たちに将来を託していけるようなまちづくりをつくっていただきたいと思つています。総括のようになりましたが、本当にみんなで力を合わせてこの美作市をつくっていききたいと思つています。

令和元年9月定例会一般質問をこれで終わらせていただきたいと思つています。御清聴ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了します。

次は、尾高議員ですが、パネルの持ち込みがありますので10分間休憩します。

午後2時52分 休憩

午後3時03分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番12番、議席番号13番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

なお、尾高議員よりパネルの持ち込みを申し出られております。そしてまた、そのパネルが議員の皆さんのほうから見えないということもありますので、それと同じものを皆さんに配付しております。それも許可しておりますので、御承知おきください。

それでは、尾高議員、始めてください。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

13番尾高でございます。議長の許可をいただきましたので、令和元年9月定例会の質問をさせていただきます。

今まさに台風15号が関東方面で猛威を振るっていることと思いますが、大過なく通り過ぎていただきますことを念じております。皆さん御存じかどうかわかりませんが、台風といえば今から約70年前に関東地方を襲ったカスリーンという台風、昭和22年に利根川の堤防が決壊し、死者1,077名、行方不明853名、負傷者が1,547名という大被害が及びました昭和22年の台風でございます。この台風を紹介するのは、つい先月の8月下旬に同僚議員と群馬の皆さん御存じの八ツ場ダムの道の駅、道の駅を視察するのが目的だったんですが、八ツ場ダムというところが来年の3月には完成するはずです。この八ツ場ダムは、皆さん御存じのように、民主政権で前原大臣がコンクリートから人へということで工事がストップしたと。向こうの社長いわく、あれで全国に名がとどろいて、観光客がもう後を絶たないと、去年がたしか四十数万人と。何が幸いするか、あざなえる縄のごとしと、禍福というものはそういうもんだというふうに何が幸いするかわからない。しかしながら、この後に完成したときにはお客さんが減るんじゃないかなというので、水陸両用のバスとかいろんなアイデアを出そうとしておられます。この八ツ場ダムはあのときに聞いただけであって、昭和22年のこのカスリーンという台風を聞いて、ある程度の人には、ああ、そうかと思われると思うんですが、ハリケーンは女性の名前をABCの順でつける、アメリカはそういうならわしです。日本はこれからいうと台風11号ですけど、足し算引き算したら9号だと言ってますけど、その当時カスリーンという台風をつけたのには、公民館の質問をし、入管法の質問をした際にも言いましたけども、常に占領下にある日本であったんだという思いがいたします。70年前にこの八ツ場ダムは、果たして目的は洪水だったけどほかにもそういう目的があったんじゃないだろうかなというように、ただ単に民主党のときから始まったのではなくって70年の歴史をもって地域の皆さんは非常に悩んできたものが、ある一定の方向ができたということを感じながら、今回の一般質問に入りたいと思います。

それでは、議長、よろしいでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

はい。

**13番（尾高 誉久君）〔質問席〕**

最初の質問は、まず今回の1項目めが学生向けマンションについてということで、美作市スポーツ医療看護専門学校の賃貸についてと。それから、2項目めが、特定空き家解体事業についてということで、2項目の質問をします。

まず、第1項目めは、美作市スポーツ医療看護専門学校の学生向けマンションの土地について無償貸し付けをしているが、一般利用をしたいという向こうの事業主さんからの要望があったとお聞きしたんですが、どういようにお話が合意に達したのかということが1回目の質問です。よろしくお願ひします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

失礼します。尾高議員の1項目めの質問に答弁させていただきます。

学生向けマンションについての御質問でございます。

美作市スポーツ医療看護専門学校等に在籍する学生、生徒のためのマンションにつきましては、本市の重要施策で、過疎対策及び定住促進対策として本市が所有する土地を無償で貸し付け、株式会社ショウワコーポレーションが一般財団法人地域総合整備財団——俗に言うふるさと財団でございます——から整備資金の

一部を借り受け、平成29年度に完成したものでございます。

学生の入居が厳しい状況が続いているということは承知しておりましたが、本年5月に株式会社ショウワコーポレーションより、学生マンション賃貸対象範囲拡大に関する陳情書が本市のほうに提出され、一般財団法人地域総合整備財団や岡山県等関係機関と相談を行い、内部で検討した内容、一般貸し出しを行う部屋数、貸出条件の変更に伴う貸付料の額などにつきまして議会総務委員会のほうに報告させていただき、そのときにいただいた意見をもとに条件等を再整理し、株式会社ショウワコーポレーションと内容についておおむね合意に達しております。その内容を覚書といたしまして契約を締結したいと考えております。

なお、賃借料につきましては、美作市公有財産規則第35条の規定により貸付料の額を算定しており、この予算を本議会の補正予算に計上させていただいております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

このことにつきましては、ショウワコーポレーションはもとより、当然この財団の一番大事なことですが、ふるさと財団のほうがこれを了解しているということで、先ほど言われました公有財産規則第35条の規定により、貸付料の額を算定したということですが、この点についてまた具体的にかつもう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。要するに、金額をはじくのどういう係数とか、そういうものをももう少し踏み込んで説明をお願いします。2回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼します。2回目の質問に答弁させていただきます。

まず、株式会社ショウワコーポレーションの学生向けマンションの概要につきまして説明させていただきます。

美作市中町138番地-1に敷地面積3,718平米の土地に鉄骨づくり5階建て、延べ床面積3,111平米、1人部屋75部屋、2人部屋25部屋、定員は100部屋で125名となっております。今年度の一般に貸し出す部屋数につきましては10部屋とすることを確認しております。貸付料の算定につきましては、美作市公有財産規則第35条第1項の規定により、固定資産税評価額の1000分の25で計算することになります。また、第2項で、貸付期間が1年に満たないときは貸付料は日割りをもって計算するとなっております。これに基づいて計算しております。固定資産税の評価額は約2,460万円、その金額に1000分の25を掛けた金額61万5,000円が貸付料の算定基準額となり、この金額に一般貸し出しに要する部屋数で案分した1000分の10を掛けた金額が6万1,500円となります。これが基準になります。本年9月から貸し付けるとして365分の210日で計算いたしましたところ、約3万5,000円が本年度の貸付料になると算定しております。今後、学生の入居状況により一般に貸し出す部屋数が増加する可能性もありますが、これにつきましては本市とショウワコーポレーションとの年度ごとの協議により決定してまいりたいと考えております。なお、一般貸し出しに要する部屋数については、最大30部屋とすることを覚書に明記したいと思っております。

〔「1000分の10と言うたけど100分の10じゃない」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。部屋数で案分した数は100分の10でございます。申しわけありません。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

1回目の答弁で、今回の予算に3万5,000円が計上されておりました。確かに確認いたしました。それから、最大限一般の方の貸し出しは上限が30部屋と、それで今現在が10部屋をこしは予定していると。それで、1000分の25ということで課税標準額の1000分の25、すなわち課税標準額というのが、当然税務のほうで調べられたと思うんですが、2,460万円に1000分の25を掛けて61万5,000円と。61万5,000円の全体の部屋が100なので、100分の10を掛けたものが6万1,500円だと。それで、日割り計算したものが365分の210ということで、3万5,000円をもうきつと切ると思いますね、もう210日よりは少なくなっているんじゃないかと思うんで。それはそれということで、最大で30部屋ということで、よく理解いたしました。このような説明をその都度やっていくことが大事かと思って今回質問をいたしました。急なふりでもよろしいか、景山部長、次の質問に入る前に、これ仮に全く考え方をさらこにして、例えばの例として、2,640万円が固定資産評価額だったら、このマンションの100戸の固定資産は幾らになりますか。概算で、できますか。それじゃ、そこまで。

**議長（岡本 泰介君）**

2,460万円。

**13番（尾高 誉久君）**

2,460万円の評価額だったら、課税標準額は別だろうから、それはあなたの頭で。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。先ほどのショウワコーポレーションへ貸し付けの3,718平米で100室ということだったと思うんですが、評価額が公有地なんで仮評価をしていると思います。仮評価については2,460万円ということ。先ほど平田心得のほうから答弁があったと思います。通常の固定資産税を積算する上では、評価額に0.7を掛けた数字が課税標準になります。2,460万円に0.7を掛けて、数字が1,722万円になると思います。1,722万円で通常は軽減措置があります。その中で……

〔13番尾高誉久君「その前に1.4掛けるがな」と呼ぶ〕

軽減措置を、小規模住宅用地っていうのが200平米まで減額になる制度が6分の1っていうのがあります。それから、200平米を超えた分については3分の1だったと思います。それがあって、そうしたときに1,722万円掛ける6分の1。この6分の1っていうのは、小規模の200平米掛ける100室ありますので、個々に考えれば200平米掛ける100室で2万平米が対象になるかなと思います。先ほどの貸付面積が3,718でしたので、全部の面積が6分の1相当かなと思います。1,722万円掛ける6分の1で課税標準額が287万円になると思います。それに税率の1.4%を掛けると約4万円の数字が出てくると思います。

急な形なんで、これが正しいかとは言えません、こういう計算だと思います。よろしく願います。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

おおむね正解だと思います。私が計算したら4万1,800円だと思います。これが景山部長にこの次に追及する、国のほうがこれが極端に言うとき空家状態になったとき、そのときに住宅特例をとるんだということになると、4万1,800円で済まなくて、先ほど言うた金額がすごい金額を払うことになるわけです、6倍

の金額を払うわけ。すなわち四六、二十四万円の金額。そのことを国が空き家を放置しとくとやるよということが決まったということの関連でこの質問は終わりました、非常に景山部長、短期間で4万円が出たのはすばらしいということです。

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、2項目めに入ってください。

13番（尾高 誉久君）

2項目めの特定空き家解体事業についてということで、ちょっと長くなります。

平成26年11月に制定された空家等対策推進に関する特別措置法に基づき、施行されようとしている特定空き家の解体事業についてということで、空家等対策推進に関する特別措置法、すなわち空家特措法、この法律によって何が変わったか。今まででは特定空き家等について特別な措置はありませんでした。この法律制定によって措置ができるようになった。では、特定空き家等とは何か。特定空き家というのは、条例にありますように、倒壊のおそれがあるもの、衛生上有害のおそれがあるもの、そして適正な管理ができてないために景観を損なうもの、またその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等、要するに管理不全の空き家等ですが、これは美作市の条例の中に市長のきちっとした認識というもんがおりになるんじゃないかなと思うた、防犯という言葉をちゃんと入れられております。私はそのことを大変思っております。なぜかといいますと、2020年にはオリンピックです。どこかでオリンピックのときにテロのような事件が起こったことがあったと思うんです。東京都においても管理不全なものがあると、各国の重鎮がどういう目に遭うかわからないというようなことも国は見通して、おもてなしと言われたすぐ後にこの法というものを制定されたんじゃないかなというような思いは私の勝手な思いでございますが。

さて、この法律制定によって、市町村長が一定の手続を踏んだ上で、危険な状態を解消するための必要な措置を行うことができる。すなわち、行政代執行または略式代執行を行うことができるようになりました。行政代執行というのは、今、普通に言う、略式というのは、これは答弁の中で求めるかもしれませんが、所有者がわからない所有者不明の建物をやる場合に略式で行う。この特措法に基づき、平成27年10月に美作市空家等の適正管理に関する条例の全部改正がなされております。その後、老朽化して、倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、美作市内にある老朽危険空き家の除去を行う者に対して、補助対象者に該当するならば予算の範囲内において、要綱に書いてあります、予算の範囲内、それは後ほどまた触れますが、予算の範囲内でないと予算をオーバーしたものは当然出すことはできませんので、交付する美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱の全部改正が、皆さん忘れてないと思います、平成31年3月に行われております。このような認識でよろしいでしょうか。

以上、ざっくりと流れを踏まえて、美作市において初めて行われる行政代執行と略式代執行について、美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱について質問いたします。

たくさんありますので、よく聞いていただきたいと思います。

所有者との話し合いは何回持たれたのか、1番目。

2番目、所有者は特措法の趣旨を十分理解されているのか。

3番、確約書や覚書のようなものはあるのか、ないのか、必要ないのか。

4番目、審議会には全てを説明しているのか、その必要はないのか。

5番目、近隣の要望書等はあるのか、ないのか、必要ないのか。学校関係者からの通学上の危険について市への働きかけがあったのか、なかったのか。

6 番目、建設業法の28業種に解体が、この7月でしたかいつでしたか、指名委員会の関係で追加されたのは去年かもしれませんが、追加されたとのことだが、市の対応はどうしているのか。

7 番目、議会関係者への説明、地元への説明は既にしてしているのか、必要ないのか。

8 番目、かかった費用について市で対応と思うが、所有者はその詳細について理解しているのか、費用は回収できるのか。

9 番目、現時点でなすべきことはないのか。

10番目、予算についてはどのように考えているのか。

11番目、今後同様な事業には全て対応するのか。

12番目、隣の家の安全についてどのような対策を行おうと思っているのか、行ってきたのか。

13番目、行政代執行で本当に大丈夫なのかと。

次に、補助金要綱でございますが、美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱。

14番目、上記の所有者は当要綱の対象にならなかったのか。そのことを所有者は理解しているのか。それで、現時点での要望件数とか判断基準について説明願いたいと思います。

15番目、空き家等の中に非木造の建物も対象になるのか、ならないのか。なるとしたら、例えばまだ踏み込んで用途、ホテル、旅館、病院等、これは建築基準法上、特殊建築物というんですが、これは対象になるか、ならないのか。

16番目、各自自治体によって補助金交付要綱の、お手元に配つとる資料がそれですが、金額は一律じゃない。美作市は近隣市町村より積極的な金額となっているが、30万円というのはめり張りのある予算措置を行うようになっておりますが、国庫補助金についても同様なのか、どうなのかと。

17番目に、空き家対策における行政代執行という特措法は国におけるというか、代執行法の中の土地収用法も絡んできますが、少なからず影響するのではないのかと考えますが、どう思いますかということで。この代執行法が最近行われたのでは、東九州自動車道の強制収用の福岡県豊前市のミカン畑が真っ二つに切り開かれたというようなことについて、建設部長、詳細がわかるようでしたらお答えいただきたい。

以上、17点質問いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。特定空き家解体事業についてということで御質問いただきました。

平成26年11月に制定された空家等対策推進に関する特別措置法に基づき、美作市が進めている特定空き家の解体事業、行政代執行についてでございますが、質問が多岐にわたりますので、1項目ずつ答弁させていただきます。

まず、所有者との話し合いは何回もたれたかについてでございます。所有者は2名、共有持ちでございます。そのうち1名とは4回面会を行いまして、その都度当該特定空き家の状況と今後の予定について伝えております。もう一人とは、9回住所地へ訪問しておりますが面会ができていないため、話し合いはできておりません。

なお、今回の特定空き家の所有者は2名であるため、各種通知については2名へ送達する必要がございます。2名とも所在地は判明しておりますので、うち1名については直接面会し、文書を手渡しすることも可能でございます。簡易書留で送付しても受け取りが確認できております。もう一人につきましては、簡易書留で送付しても、とめ置き期間が経過したことにより美作市へ返送された現実がございます。職員2名によ



り直接住所地に赴きまして、郵便ポストに投函する方法で差しおきと、ポストに置いて帰るといった形をとっております。

次に、所有者は特措法の趣旨を十分理解しているかについてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法は、全国的に空き家が急増し、その結果空き家近隣住民に与える影響が深刻になっており、放置された空き家を所有者が日ごろから管理し、賃貸や売却などで活用を促す法律でもあると思っております。また、近隣住民にとっては迷惑な空き家を除去することを目的とした法律であるとも解釈しております。

所有者に対し、戒告に至るまでの所有者に対する通知の文書において、特措法に基づき、所有者は適切に管理する義務があること、その義務を履行されない場合は、美作市が所有者にかわってその義務を履行すること。また、それに要した費用は所有者へ請求することを記載しているため、理解されていると考えております。そのうち1名とは4回面接を行いまして、その都度特措法に基づき当該特定空き家に対する美作市の対応方針について伝えておりますので、理解はされてると考えております。

次に、確約書、覚書はあるのか、ないのか、必要ないのかについてでございますが、今回の行政代執行に係る特定空き家の解体につきましては、市民からの相談、通報の情報提供により、市の責務として関与し、緊急安全措置や管理責任として対応してきたものでありますので、確約書、覚書はございません。

次に、4番目でございます。審議会では全てを説明しているのか、その必要はないのかについてでございますが、当該特定空き家が地域住民から通報により判明した平成28年度以降4回の審議会を開催し、その都度当該特定空き家の現状報告及び今回の対応予定について報告をしております。

また、審議会で定められた委員による外観目視調査、立入調査についても実施しており、また命令を行う場合、審議会からの意見を聞くこととなっているため、状況は報告をしております。その後の行政代執行に至るまでの手続についても、審議会に対して報告を行っている次第でございます。

次に、5番目でございますが、近隣の要望は、学校関係者からの通学上の危険について市への働きかけがあったのかについてでございますが、要望書や学校からの働きかけはございませんでした。当該特定空き家については、平成28年3月に近隣住民の方から情報提供がありまして、それ以降、美作市空家等の適正管理に関する条例第5条の規定に基づきまして、市の責務として対応しております。

6番目でございます。建設業の28業種に解体が追加されたとのことですが、市の対応はについてでございますが、解体工事につきましては平成28年6月1日にとび土工から分離されております。建設業者の受注体制を確保する準備期間として平成31年5月31日までの3年間、経過措置がとられておりました。その間、建設事業者におかれましては、経過措置終了後に解体工事が受注できるよう鋭意努力されてきていると思っております。その結果として、本年度の美作市建設工事等の指名願申請におきましては、市内建設業者から解体工事の指名願が提出されている状況でございます。今回の空き家の解体工事につきましては、市内建設事業者を対象にして指名競争入札を実施する予定としております。

次に、7番目でございます。議会関係者への説明、地元への説明は既に行っているのか、必要ないのかについてでございます。

美作市として議会関係者への説明は必要と考えております。去る8月20日に開催の総務委員会協議会におきまして、特定空き家の行政代執行について説明を行いました。また、地元への説明につきましても、議会関係者と同様、説明は必要と考えておりましたので、自治振興協議会の正副会長、それから地元の区長への説明は行っております。今後、解体工事の日程等が決まるまでの期間においても、地元への説明、周知活動を行い、関係各位と連携を密にして実施していく予定でございます。

次に、8番目でございます。かかった費用について、市で対応すると思うが、どうかということござい

ます。

代執行に要した一切の費用は、行政主体が義務者から徴収いたします。費用の徴収につきましては、国税滞納処分の例ということで強制徴収が認められております。代執行費用については、市町村長は国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有するとされておりますので、文書においてその納付を命じなければならないとされておりますので、今回の行政代執行に要した費用については所有者に納付命令を行い、納付がない場合については除却後の土地について差し押さえを行い、公売により費用を徴収することになると考えております。

次に、9番目でございます。現在なすべきことはないのかについてでございますが、戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行されない場合でも、直ちに代執行命令書による通知のに移らず、義務の履行ということでさらに延長する再戒告を行っております。しかし、再戒告を所有者に行い、所有者のうち面会ができない1名については、所在地に赴き、面会をする努力を続けております。

また、学校関係者につきましても、現状の報告を行い、解体工事を実施する際、通学路の変更などについても協議をしております。今まで幸いにも事故がありませんでしたが、解体工事前であっても通学路の変更も協議が必要であると考えております。今後も各関係者と情報を共有し、安全確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、10番目でございます。予算についてどのように考えているのかでございますが、予算につきましては予備費での対応を予定しております。今回の行政代執行につきましては、本来は所有者により必要な措置を講じていただく必要がございます。市としても、そのことについて所有者に再三にわたり伝えておりますので、最終的に所有者により措置が講じられない場合について緊急的に使用することとなる性質のものであるために予備費で対応を予定しております。

それから、11番目でございます。今後同様な事業には全て対応するのかについてでございます。

今回の行政代執行につきましても、特措法であったり市の条例の法令に基づいて行うものであり、今後も特措法、市の条例の関係法令に基づき、また必要に応じて美作市特定空家等対策審議会から意見をいただきながら、状況に応じて対応してまいります。

次に、12番目でございます。隣の家安全についてどのような対策を行ってきたのかについてでございます。

平成29年7月に隣家、隣の家ですが、方向へ傾いた部分がございます。これについて、緊急安全措置として一部撤去を行いました。また、その工事中には隣の方に被害が及ばないということで一時避難をしていただいております。その後、平成30年11月には隣接する畑へ瓦等が落下する被害を防ぐために、防護壁を緊急安全措置として設置いたしました。隣家の住民の方については、今後、行政代執行で除却を行う際には、安全を確保するため一時避難をしていただくよう親族や関係者と調整を行ってまいります。

次に、13番目でございます。行政代執行で大丈夫かについてでございますが、本来であれば所有者の方に対応していただくのが前提だと思っております。所有者にその義務がございます。行政代執行は、所有者がその義務を履行しない場合かつほかの手段によってその義務の履行を確保することが困難な場合で、その不履行をそのまま放置することが著しく公益に反する場合、市が所有者にかわりその義務を履行することになります。行政代執行は美作市では初めてのことでございます。今までも関係法令に基づき、手続を進めてまいりましたが、今後も慎重かつ適正に手続を進め、住民の皆様の生命、身体の安全を確保するよう努めてまいります。

次に、14番目でございます。美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱の関係でございますが、補助金

交付要綱の案件について、また現時点での要望件数、判断基準についてでございますが、平成31年3月26日付で告示第27号でございますが、先ほどの交付要綱の全部を改正しております。

美作市老朽危険空き家除却事業補助金の8月末現在の要望件数は16件でございます。そのうち申請されているのが4件今現在でございます。補助金交付の要件については、対象となる空き家の居住の用に供されていないことが常態である、常に空き家の状態であるということでございます。それから、そのまま放置すれば周辺の住環境に影響を及ぼすおそれがある空き家であり、公共事業による移転、建てかえ等の補償の対象になっていないこと、個人が所有権を有していることと。また、申請者につきましては、本人及び同一世帯に属する世帯員に市税の滞納がないことなどが条件でございます。

除却工事である場合は、補助金の交付年度の国土交通省住宅局の所管事業に係る標準建設費における1平米当たりの除却工事費の上限に当該補助対象空き家の延べ面積を乗じて得た額に2分の1を乗じた額を限度としております。今回の補助金要綱では、除却工事として上限300万円の場合につきましては、住宅地区改良法の施行規則の表にあります構造一般の程度及び構造の腐食または破損の程度の評点の合計が100点以上の建物については補助いたします。

次に、この計算上100点に満たなかった場合については、上限が30万円になります。この点数をつける場合には、建築士の資格を有する職員が立入調査により空き家の状況を確認し、点数をつけております。

次に、15番目でございます。空き家の中に非木造の建物も対象となるのか。用途は、旅館、病院等でも対象になるのかについてでございますが、ここでの空き家の定義は、使用実態が居住その他の使用がなされていないことが常態であることということでございます。空き家等の中には非木造の建築物も含まれます。

また、用途が旅館であったり病院でも対象になるのかという質問でございますが、当然、補助金交付要綱に該当すれば対象になりますが、あくまでもこの中では個人所有ということでございますので、法人所有は対象ではないというように御理解いただきたいと思っております。

それから、16番目、各自治体によって補助金交付要綱の補助金額は一律でない。美作市は近隣市町村より積極的な金額となっているがということでございます。

岡山県下の空き家に関する補助制度で除却をする補助率、補助額は各市町村によって異なっております。補助率は3分の1から2分の1、補助額は30万円から100万円の間で各町村ごとに違っております。美作市では、老朽危険空き家の撤去費用の補助金の上限を30万円としておりましたが、昨年度に空き家計画を策定したことによりまして国の補助制度を利用できるようになりました。このことで財源を確保しながら補助制度の充実を図っております。そのために300万円という上限を設けております。

次に、17番目でございますが、除却事業というマイナス思考の捉え方ということでございます。

除却事業と申しましても、市の事業として主体的に空き家の除却を行うわけではなく、所有者が空き家を除却される場合に市が補助金を交付する事業を行っております。所有者の方が除却される理由についてはさまざまではございますが、いずれにしても危険な空き家が市内から解消され、解体後の土地が有効に活用されることでありましたら、議員御指摘のとおり、今後美作市がよりよい生活環境になってくると思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

失礼いたします。それでは、18番目の空き家対策における代執行という特別措置は土地収用法に少なからず影響があるのではないかとということにつきましてですが、先ほどの議員の説明や答弁の中で若干重複する

部分があるかもしれませんが、答弁をさせていただきます。

空き家対策として平成26年に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法により、管理不十分で安全上や生活環境上など放置することが不適切な家屋等に対して行政代執行の措置があります。

一方、土地収用法は、土地収用法の第3条に該当する道路法、河川法、砂防法等に基づいて実施する公共の利益となる事業の用地取得で地権者の同意が得られない場合などの理由により収用を行う手続等を規定しているものでございます。

この土地収用法を活用し、公共事業等にあわせて空き家等を除却する例でいえば、起業地内に所有者不明の土地や建物がある場合などで有効な手段であると考えております。

なお、収用法を活用する場合は、事業認定や収用裁決など手続に年単位の期間を必要とします。

それから、先ほど議員おっしゃいました収用しました事例としまして北九州自動車道の例ですけれども、調べましたところ、平成18年から事業計画の説明や交渉が行われておりましたが、一部の土地で同意が得られないことから、平成23年12月に土地収用法の手続が開始され、平成27年1月に裁決となっております。その後も交渉が行われ、明け渡し期間までに引き渡しができない土地もあったということで、行政代執行が行われたというふうに確認をしております。このように、長期の期間を要するというところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

行政代執行のフローですけど、苦情があつて調査があつて指導等があつて代執行、戒告がなされて再戒告、この段階を言つとんです。もう前門の虎後門の狼という、もう引き返しても私を襲う人がいる、前に行つても襲う人がいる、ならば行くしかない。指導は勧告、命令、そして戒告、すなわちこの代執行の段階に入ってるということでございます。余り長く説明していると私の時間が超過しますので、これは本来は執行部においてやっていただきたいことであります。

それでは、2回目の質問に入ります。

行政代執行による空き家除却の事務フローという、今言いました苦情調査、指導の段階を過ぎて、代執行は戒告書により通知の段階、再戒告の段階にまで入っているという状況把握ができました。8月20日には総務委員会のほうに報告されたと聞いてますが、間違いありませんか。どのような報告をされたのか。

2番目、面会でできてない1名の方がおられると。要するに岡山県から出られた総理といたら皆さんが言うと思うんです、話せばわかるっていう。一度も話し合いがなされてないとのことですが、もうこれ以上の進展はないとお考えですか。

3番目、予算は予備費での対応を予定してとのこと。この点についても総務委員会に説明されているのでしょうか。美作市では初めての行政代執行です。全国的には何件ぐらいあるのか、岡山県では何件ぐらいあるのか、近隣では何件ぐらいあるのかということをお聞きします。

4番目、美作市老朽危険空家除却事業の補助金要綱についてでございますが、平成31年度予算の歳入歳出について御説明ください。

次に、このことによって国への計画や申請までの流れをもう少し詳しく説明いただければ幸いかと思います。それと、今現在でどの程度の予算消化ができているのでしょうか。

それから、5番目で除却事業補助金、先ほどもあるんですが、例えば一団の敷地の中で母屋は老朽化空き家に該当するが、今近くの倉庫を改装して住んでいるような場合には該当しないことになるのか。いろいろ

なケースの事例等があると思いますが、どのように判定していくのでしょうか。

そのためのマニュアルを、6番目、作成されていますか。

7番目に、各自治体にはいろんな自治体が、これお手元にあると思うんですけど、いろいろありまして、特筆すべきは美作市です。確かに30万円なんですけども、上限300万円までいけるということなので、限度額、上限300万円の補助制度を設けているのは美作市だけでございます。補助事業等が異なるのでしょうか。

8番目といたしまして、担当部長としては、私が今質問している空き家条例と補助金交付要綱の関係についてどのように考えられていますか。全く別物だと思われていますか。このことについては、相関関係が非常にあるもんだと。2回目の質問です、よろしくお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

多岐にわたるので漏れがあるかもしれませんので、漏れがあったときにはまたよろしくお願いします。

まず、1名の方に面会できていないということでございますが、これについては今現在も面会に向けて鋭意努力している状態でございます。

それから、予備費で総務委員会協議会で報告してあるのかということでございますが、予備費については御報告はしておりません。

それから、全国的にどれぐらいの件数を撤去しているのかということでございますが、平成30年度の実績で報告させていただきます。

まず、全国では行政代執行は18件、それから略式代執行は49件の状況でございます。ちなみに岡山県では行政代執行も略式代執行もございませんが、本年、令和元年でございますが、岡山市のほうで略式代執行をしております。

それから、補助金の歳入歳出でございますが、まず補助金の歳入でございます。歳入につきましては、保健衛生費の国庫補助金としまして、空き家対策総合支援事業国庫補助金150万円掛ける10件で1,500万円の歳入予算を見ております。それから、この150万円については、今回市が補助金として300万円出しますもので、その2分の1相当分が国庫補助金として歳入として入るということでございます。

それから、県の補助金がございます。県支出金で保健衛生費の県補助金でございます。空家等除却事業県補助金としまして25万円掛ける10件、これにつきましては県の補助金交付要綱がございまして、上限50万円でその2分の1が市のほうに補助金として入るということでございますので、この300万円について国から150万円補助が入ります。その残りが150万円ですので、市が150万円負担しているということで、50万円以上になりますので25万円が補助でございます。

それからもう一つ、30万円の補助金を市として設定しております、これは100点以下になる場合がございますが、これについては、30万円の2分の1で15万円掛ける6件を補助金として歳入を見ておりまして、その合計25万円掛ける10件の250万円と15万円掛ける6件で90万円、合計340万円の歳入を見ております。

それから、歳出についてでございますが、歳出については保健衛生費の環境衛生費の中の負担金補助及び交付金がございます。これについて空家等除却事業補助金として3,210万円を予算化しております。

それから、国への申請の流れでございますが、国へについては社会資本の岡山市地域住宅等整備計画というのがございまして、その中に社会資本総合整備計画を策定しておりまして、これについては計画期間が平成30年から令和3年、平成で言いますと34年までの期間で要求をしております、今回の空き家については

平成30年度は補助として入れておりませんので、要望としては3,000万円掛ける4年分、1億2,000万円の申請をしている状態でございます。その中で毎年度実績に応じて国のほうに申請をいたしまして、補助金が歳入として入るといふ形でございます。その中でどうしても3,000万円が残る場合がございますが、枠配分ということで次の年度に送れるという処置もあると聞いております。

それから、母屋、一部マニュアル関係でございますが、母屋が空き家で一部の部分にて住居されているというような状況があった場合については、これについては一団の土地全部が空き家であって、それが補助対象となりますので、一部でも住んでおられれば対象にならないということでございます。

それから、例えば母屋と併用住宅があった場合、こういう場合については、母屋が非常に危険であるということで100点以上出た場合、それから長屋については少し新しいので100点も出なかった、でも撤去したいということございましたら、例えば全撤去が基準でございますので、母屋と併用住宅を全部撤去した場合、母屋のほうは100点を超えれば100点のほうの除却費用、例えば何百万円かかかった分の2分の1で上限が300万円のほうが使えます。ただし、もう一個100点に満たない分の30万円がありますが、これは併用しては使えません。ですから、有利なほうになると思いますが、そういう使い方になっていくと思います。

それから、空き家条例と補助の関係でございますが、これについては空き家条例はあくまでも空き家を健全な形、所有者が管理をしてくださいよと、最終的には管理も全然できなったら行政代執行までして処理をするという形になりますが、相反しますが、特に管理ができないけども撤去はしたいという形があると思います。そのときに、先ほどもそちらのパネルのほうにありましたが、助言、指導とかという部分がございます。この助言、指導については、こういう補助金がありますよということで通知をしますよ、その状態のときに補助金を使っていただいて、撤去していただければ、そこの土地については有効活用できるのかなということ、条例と補助の関係はそういう形で思っております。

以上ぐらいだったでしょうか。

[13番尾高誉久君「マニュアル言うたかな」と呼ぶ]

失礼いたしました。母屋と一部居住の関係のマニュアルですね。

[13番尾高誉久君「全体のマニュアル」と呼ぶ]

全体のマニュアルですね。特定空き家等の措置についてはもともとガイドラインっていうのがありまして、この措置についてはどういう措置をするかというガイドラインに従って処理をしております。

それから、母屋と一部居住であるとかという市の補助金関係でございますが、これは県の補助金の関係もございまして、それと一体化したマニュアルでしております。

以上でございますが。〔降壇〕

[13番尾高誉久君「いいです」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

いいことと悪いことを聞いたんですけど、とりあえず病院とかホテルとか法人だった場合はこれに該当しないというような。というのは、これを見ただけでわかるといふように、西粟倉は100万円出すと云うんですね。何分の1じゃないんですね。だから、その辺はどうなっとんかなと思うことや、先ほど一団の敷地の中で離れが100点以上じゃなくても母屋をたしかそれに適用できるよという認識は非常に進歩だなと思っております。私が思ってたのは、全部空き家にならなきゃいけないのかということになると、低所得者の方に対して、倒したくても倒せないというような状況の中で、私が考えるのは、行政代執行というか、空き家の管理

の条例とそれを裏づけるのが強い形で行政が出る、公権力でもって出るんだけど、こういう補助制度があるよと、規制に対するある意味の緩和的な措置をとってるのが私は美作市が歩んできてる道じゃないかなと。それでいて、いかせん国はこういう市町村長に責任と権限を持たせてる。お金がついてきてないじゃないですかと、それでいて私から言わせれば管理不十分なため所有者不明の建物があると。それは行政側に責任があるんですよ。こんな建物も美作にはあると思います。

3回目ですけども、平成31年1月の総務省の行政評価報告によると、先ほど景山部長が30年は18と言われましたね。私は18だけ調べてきてないんで、御披露しますと、平成27年に国全体で行政代執行は何件あったか、1件だけです。28年が10件です。29年が12件。だから、30年が18に伸びておるんだなと思いますが。略式代執行は、ちなみに27年が8件、28年が23件、29年が40件、合計では行政代執行が23件と先ほどの30件を入れたら41件になりますか。それほどないということですね。だから、私が言よんのはくれぐれも慎重にとするのは。それに対して、略式代執行は聞くところによると7割は交付税で補填するんだと。おかしいんじゃないかと思っただけですよ。何を考えとんだ、国はと。自治体というのはその自治体の建物、いろんなものを管理するのが。確かに固定資産は個人の責任です。しかしながら、そういうものに課税をしたりするのは行政の責任なんですよ。今度はそれを除却するのに各地方の自治体の市町村長に権限と責任をかけて金を出さない。これが安倍政権が目指しとる地方分権なんですか、地方創生なんですかという疑問を持ちながら、3回目のところをこういうふうに書いてあります。ただ、特定空き家の所有者へのプレッシャーと税負担を高めたとしても、支払い能力がなくて、買い手も出せない場合には、そのまま放置される物件も出てくると考えられると。この場合、最終的には代執行に至るが、費用は請求しても払ってもらえず、費用回収のため敷地の売却を迫られると。迫っても国税が優先、その次には地方税が優先、第3位ですから、恐らく競売をかけたとしても入ってくる金はないんじゃないかなというようなことが書いてあります。空家法と税制改正で特定空き家の自主的解体は従来より進んだ。税制改正というのは、先ほど言いましたように、3分の1特例や6分の1、200平米までは6分の1なんだというのを、特定空き家になると排除するということがプレッシャーですね。そのことによってやりなさいよと、現に自治体が直面する問題はそれでも対応してくれない場合、全て代執行を覚悟するのか、あるいはそれ以前の段階で解体費補助など自主的対応を促しておいたほうが得策なのかという問題があると。それで、さまざまな解体支援については、実際これまで自治体は各種のインセンティブを通じて解体を促してきた。件数ベースで最も多く解体補助している自治体は広島県呉市、2016年度までに501件をやって、総額1億4,243万円の補助を実施し、呉市は斜面が多く、解体が進みにくいため、補助の仕組みを設けた。これにより、これまで処分に悩んできた所有者が空き家の解体に踏み切ったきっかけとなった。仮に501件が代執行となれば、自治体の対応能力を超える。人ごとじゃない、自治体の対応能力を超えるというて、おまえは評論家かと言いたいのが、国が言ってるこれは評論ですよ。一方、群馬県高崎市というのは八ツ場ダムの近くですけど、高崎市は上限100万円とより高額でと書いてあるんですよ、より高額で。2016年度までに427件、3億8,753万円の補助を実施したと。呉市の補助金は国が半分出すスキームを利用しているが、高崎市では全額を出して、支給の基準も10年程度空き家であればよいと、それで緩いと書いとんです、緩いのはおまえだと思っただけですね。高額な補助を出すことについて、モラルハザードの問題も大きいですが、それによって自主的解体が進み、将来問題空き家となり得る物件が現時点で多く減れば、そのほうが望ましいとの考え方に立つ可能性もあると云々と、こういうようなことがあって、このようなことを書く中で、先ほども建設部長が言われた代執行というものには18年から27年、すなわち9年ぐらい歳月をかけとるわけですよ。だから、このように長い、これは個人の尊厳というものを重く受けとめてのことだと思っただけです。もっと言えば、この議会でよく出ますけど、基本的人権とは何かというよ

うな思い、文化的生活とは何かと、やりたくても解体したくてもやれないんですよ。

以上のようなことで行政代執行を市町村長に権限と責任を持たせて、お金は市町村が出して、所有者から回収してくださいと。略式代執行では所有者不明の特定空き家を除却します、所有者不明のため回収できないでしょうからお金を出しましょと。交付税という形でいかにも的を射ているように思われますが、固定資産税の管理ができてないのは自治体そのものであると考えております。それで、美作市内にも略式代執行の対象となる特定空き家は何軒ぐらいあるか。例えば私はこの美作地域の山口地区にある、何か宗教的なもので、火災も出したところなんかは該当しないのかなと、どれぐらいあるのか。

それから、2番目で、美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱の上限300万円については、市長はもっと高いところから俯瞰的視野に立って萩原市政を推し進めるものだと私は思っておりますが、例えば営業してない空き家または廃墟のような旅館、ホテル、ストア、病院について、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、もって市民の安全に寄与する政治を、国のような小さな小手先の政治ではなく、地方分権とは何か、地方創生とは何か、美作市民がこぞって拍手喝采をする都市公園のような、また大原振興センターのような目からうろこの萩原市政を期待し、信じておりますが、市長はどのようにお考えですか。

3回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

空き家対策についての国と地方の関係をまずお答えしようと思うんですが、当市の空き家条例はたしか平成26年に最初できたような記憶、27年だったかな……

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

それで、その後、国が特措法をつくって、それに伴っていろんなところを改正したんで全部改正にしたんですが。実は私どものみならず多くの自治体が、そうですね、ちょうど平成25、6年ごろからこの空き家問題について何とかしなけりゃならないなど、防犯の問題であったり、火がついたりしたことも津山では随分ありましたけれども、そういった問題。それから、景観、安全性、近隣の方々の問題を含めて、これは何とかしなきゃいけないということをむしろ自治体発でこれやって始まった件であって、それを何とか国のほうでも受けてくれつつあるという状況だというふうにまず理解をしております。固定資産税の問題についても実は地方発で言い出して、それを国もだんだん理解をしたということです。まず、第1点目は、この問題は地方の発意でもって国と一緒に動かしてきたという経緯があります。

次に、国が十分動いたかという、必ずしも十分にまだ動いてはいないという発展途上にあるのではないかと考えております。交付税の使い方、あるいは助成の使い方の中でどうもでこぼこがある、不公平感がある状況が存在してる。あるいは、都市部であれば十分に回収できるんだらうからというふうなことを前提に制度を組んでもらうから、私どものようなところに来ると、それはちょっとあれっというふうな肩透かしを食うこともあるということで、2番目の論点が成立すると、発展途上であるのでまだ改善の余地があると。この点については、3番目に申し上げたいんですが。したがって、私どもとしては今後もいろんな機会を通じて、主に国でございしますが、制度改善について幾つかの点をお話をしていきたいというふうに思っています。

一方で、市の施策については、これもまだ発展途上であるところがある、そんな気もいたしております。300万円まで上限を上げたけども、30万円と300万円の間が必ずしもすこっと抜けてるのがいいのかどうかといったところも課題であります。この点につきましては今議論をさせていただいている具体の案件がどう



動くかということを見ながら、改善の必要があればそのようにしていきたいというふうに思っております。

ところで、今回大変勉強になったことが1点あるわけでございますけれども、それは何かというと、行政代執行というといかにも非人情的に見えるんですが、逆にそうではないということが個々のケースにおいてあり得るということを学んだわけでありまして。といいますのが、例えばある方が所有権はある、親子で共有をしているとしたときに、その親の方は結構元気なころには地域の方とのやりとりもあって、いろいろ地域貢献もしていたと。しかし、今はこの町におれなくなっているような状況があったときに、補助でございますとまた帰ってきて、契約をして、近所周りに挨拶をして、いろいろなことを処理せにやあいけんのだけでも、それを俺にまたやれというのかと、できたら市のほうでやってくれんかというのが人情であったとしたら、実は代執行のほうがある意味、人権の問題や人情に配慮した、そういう結果が得られることがあり得るんじゃないかということを私ども行政の現場で思わせていただいた。なるほど代執行っていうものも悪い言葉じゃない、きつい言葉じゃないなと新しい気づきを頂戴いたしましたけれども、こんな気づきも含めながら制度の改善に努めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

失礼いたします。先ほどの3回目の質問の中で、特定空き家の数だったですか。

〔13番尾高誉久君「略式代執行をするような、美作市に。把握できとんの」と呼ぶ〕

今現在の略式代執行をしなければならない部分については、現在そういうものについては把握はしておりませんし、ございません。

一つ空き家の推移だけ報告させていただきます。

実際、令和元年8月16日現在でくらし安全課のほうで把握している空き家の数が659件ございます。そのうち半数以上の391件については、所有者の方で完全に管理をされているということできれいな状態の空き家でございます。それから、家屋が一部破損しているということで94件ございます。影響があったりなかったりということなんですけど、実際にはこちらから通知を出して処理をしていただける物件もございまして、それから特定空き家になりそうな物件についても職員が再三にわたり所有者と調整を行いまして、補助金を使って撤去したという事実もございまして、今後とも空き家については少しでも補助金を使っていただきながら、土地の有効活用も含めてしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。総括でお願いします。

**13番（尾高 誉久君）**

総括でせっかく13分あるので、質問いたしませんけど、時間の関係でいつも尻切れとんぼはいけないと思って、部長が気を使って美作市の状況を言われたんで私が全国的な状況を言いますと、これは総務省が出した平成31年1月の評価結果ですけども、住宅・土地統計調査によると、平成25年10月1日時点で全国の総住宅数は6,063万戸、ちょうど2.5ぐらいいを掛けると日本の人口になりゃしないかと思っておりますけど、空き家はそのうち820万戸あるわけです。全国の総住宅数の13.5%、そのうち別荘等を除いた二次的住宅とか賃貸用または売却用の住宅を除いたもの、その他の住宅で長期にわたって不在、すなわち空き家ですね、その数は318万戸、全国の総住宅数の5.2%になっているということで、その中で行政代執行もあれば略式代執行もあ

ると。本当に大変なことなんだと、これから行くところは。過去10年間で1.5倍、過去20年間では2.5倍に増加しとるというようなことで、大変な時代になるなということで、総括の中で岡野議員が質問されたと思うんですが、荒木副市長の答弁で、美作市職員のいいところと悪いところの質問に美作市の職員の質は高いと、私も思います。特に税務課、この略式代執行を抱える市民部、どこも大変だと思うんですけど、皆さんから、市長は温かい行政代執行だなという場合もありますが、ほとんどはつらく当たられる部署じゃないかと思っております。行政的事務的な仕事がたくさんあって、煩雑になりがちだから大変だろうというような答弁があったように思いますが、私は職員の人に思うのが、責任ある仕事をやってもらうためにはそれなりの職位が必要だと思っております。充て職はよくない。しかるべき職位の決定もそろそろやっていただきたいと思っておりますし、それはモチベーションを上げるためにもそのことをお願いしたいということで、尾高はこれで終わるのかと思われたらいけないので、山本五十六先生も言われております皆さんのよく知っている明言を御披露して、今回の一般質問を終わりたいと思います。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず」山本五十六。最後に、この思いを込めて、遠藤経済部長、長い間彩菜茶屋の社長、お疲れさまでございました。どうも御苦労さん。

以上をもちまして令和元年9月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番12番、議席番号13番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時25分 延会

令和元年9月10日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（令和元年第4回美作市議会9月定例会）

令和元年9月10日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久		14番	鈴	木	悦	子
16番	日	笠	一	成		18番	岡	本	泰	介

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番	岩	江	正	行	17番	内	海	健	次
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明													
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮										
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明									
市	民	部	長	景	山	二	男	教	育	次	長	山	名	浩	二										
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一										
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広									
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅										
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春		
教	育	総	務	課	長	宮	前	聖	農	業	振	興	課	長	神	浦	克	史							
社	会	福	祉	課	長	大	佛	裕	彦	危	機	管	理	室	長	柄	岡	雅	之						

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

皆様おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番岩江正行議員が通院のためおくれです。議席番号17番内海健次議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番13番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

皆様、改めましておはようございます。

2番、公明党美作市議団和田でございます。議長の許可をいただきましたので、私の令和元年9月の定例会一般質問をさせていただきます。

今回は2項の質問を通告させていただいておりますので、1項目め、ひきこもり支援の政策について質問をさせていただきます。

高齢者の親が中高年のひきこもり状態の子どもと暮らし、やがて地域から孤立してしまう状態が社会問題化し、痛ましい事件にもつながっております。2016年、新潟県三条市では、70代の母親がひきこもりの50歳の息子を殺害し、その後自分も自殺、遺書には夫の元へ息子とともにいくと記されておりました。昨年12月、北海道札幌市では、82歳の母親が寒さと飢えにより死亡、その後ひきこもりの52歳の娘が飢えのため死亡しています。家族だけではどうしても解決し切れない問題に、今後、地域、社会の問題として取り組んでいく必要があると思われまします。そのためにも地域の方々と情報を共有し、難しいかもしれませんが、実態の把握と具体的な政策が不可欠であります。そういった状態を踏まえ、美作市の実態調査の実施状況をお尋ねいたします。

また、中高年のひきこもりの調査では、10%近くの方が引きこもるきっかけが学生時代にあったとされております。全国的にも不登校が増加傾向にある中、美作市の不登校の現状はどのような傾向にあるでしょうか。

また、学校に行きづらい生徒さんの受け入れ等で、作東バレンタインにある美作塾が成果を上げられているとお聞きしております。今年度より指導員を増員させ、3名体制で運営されているとのこととあります。増員に対して期待する効果と現状の課題をお聞きします。

次に、義務教育終了後に、引き継ぎや塾生のフォローをどの部署にどのように行っているかお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、和田議員御質問のひきこもりの実態調査の内容と結果ということで、美作市での実態調査、内容と結果の答弁をさせていただきます。

ひきこもりの実態調査についてですが、内閣府によりますと、昨年12月に全国で無作為に抽出した40歳から64歳の5,000人を訪問し、3,248人から回答を得たデータをもとに人口データを掛け合わせて全体の人数を推計したによりますと、全国で推計61万3,000人いるとの調査結果が発表されています。調査時期に違いはあるものの、15歳から39歳も合わせたひきこもりの総数は100万人を超えると見られています。

また、厚生労働省によりますと、都道府県や市区町村等の各自治体レベルでの実態調査の実施状況は、全自治体数1,788のうち128自治体となっており、割合にすると7%にとどまっています。さらに、その中で調査結果を公表している自治体の割合は34%ということになっており、この調査結果が非常にデリケートな問題であり、実施するにしても困難を要するものと思われまます。しかも、自治体レベルの実態調査では、調査方法、調査対象、定義などにばらつきがあり、その集計値が直ちに全国レベルでの推計値を実態に近づけるものとは言いがたいのではないかと考えられます。

美作市においては、直接関連するものではありませんが、昨年度大学研究機関の協力のもと、生活と健康に関する調査と題し20歳から65歳までの1万3,220人を対象としたアンケート調査を実施し、一般的な健康面や日常生活、社会生活、生活習慣の実態を把握するための調査を行いました。この調査は、直接ひきこもりの調査ではないため、あくまで参考ではありますが、結果が出ました後にはお示ししたいと思います。なお、その結果に基づき、地域において健康面や生活習慣上の課題を把握した上で、その課題に対応した見守りや支援の体制づくり、課題を抱えた方が安心して生活できる施策を検討して実施してまいりたいと考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

私のほうからは、美作塾の関係について御答弁いたします。

美作塾は、学校に登校しづらいという気持ちを抱えた児童・生徒に対しまして、学習指導や集団活動、教育相談などの支援を通して早期に学校生活への復帰を目指す施設でございまして、正式には適応指導教室というふうに申します。

確かに美作市内では長期欠席が増えておりまして、こうした中、保護者も含めさまざまな相談に対応できるということも期待をして、指導員を従来の1名から3名に増やして体制を整えております。

この結果、保護者との教育相談や家庭訪問も増やすことができて、今年4月から8月までの短い期間でも、保護者が子どもへ自信を持って言葉がけができるようになったと、少しずつ登校できるようになったなどの声が届いております。

中学校卒業後は、進学先の高校と中学校では情報交換をする機会があり、進路先での細やかな対応をお願いしているところでございます。進学後の高校で、今までは登校できなかったけれども登校ができるようになったというようなケースも聞いております。しかしながら、中学校卒業後は、教育委員会としての対応は難しいものと考えております。いずれにしても、情報交換の機会というのは今後も大切にしていきたいとい

うふうと考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

2回目です。

答弁にもありましたように、15歳から64歳までのひきこもりは全国で推計で100万人を超えるという結果が今回初めて内閣府から示されました。単純に計算すると、美作市でも200人以上のひきこもりの状態の方が存在するということでもあります。御家族の方も含めると、多くの方々がこの問題で大きな悩みを抱えているということでもあります。ひきこもりを個人や家族だけの問題と捉えるのではなく、地域で協力して長期化、孤立化をする前に解決に向けていかなければなりません。

また、答弁では、自治体での実態調査の実施状況は少なく、公表も余りしていないとのことありました。公表の必要はないと思いますが、相談に出てこれないひきこもりの方々に支援していくためには、民生委員や地域の方々に情報提供いただき、実情を把握していく必要はあると考えております。訪問支援に取り組んでおられるNPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事の谷口仁史氏は、本人から相談施設に足を運ぶことは難しく、彼らが自立に向けたきっかけを得るにはアウトリーチが必要である、だがアウトリーチには極めて高い援助技術を要し、熟練の支援員でも取り組むことは難しい、心を閉ざした当事者との直接接触はリスクも高く、彼らをさらに追い詰め、状況を悪化させるおそれもあるからである。また、1人の若者やその家族を支援するには、家庭生活や学校生活、就職先など、多面的に支えていく必要があります。関係機関との連携が必要であるということでもあります。ひきこもり、不登校、自殺未遂、社会の人間関係に傷つき、心を閉ざした当事者たちの多くが悩みや苦しみを誰にも打ち明けられず、孤独の中で暮らしている、そうした方たちを救うためにも、もっと積極的にアウトリーチ、訪問支援を行う必要があるのではないかと、また支援の質を保つために人材の研修が必要ではないかと考えます。

そこで質問ですが、専門の知識を持つひきこもりサポーターの育成や、就労準備支援員として活動をしていくことについてのお考えをお聞かせください。

次に、我が美作市におけるひきこもり支援は、どこの窓口で、どのような取り組みを行っておられるのでしょうか。近年の実績も含めて御答弁願います。また、岡山県の地域ひきこもり支援センターが美作保健所勝英支所に設置されていますが、美作市とはどのような連携が行われているのか、どのような支援につながっているのかをお聞かせください。

次に、適応指導教室美作塾ですが、増員して間がないにもかかわらず、早速成果がたくさんあらわれていることをお聞きいたしました。感謝といたしますか、感激するところでもあります。不登校やひきこもり状態はそれぞれどのような問題を抱えているわけで、保護者や本人一人一人に寄り添うには、どうしても人為的な配慮が必要だと思いますので、状況を考慮しながらの今後の対応にも期待するところでもあります。

また、義務教育終了後は、教育委員会では対応は難しいということでもありました。ある意味、当然であると思われま。

そこで、高校進学ができなかった子どもたちや途中から行けなかった子どもたちに、市としてどういった対応が望ましいか、苦勞して送り出した側として意見があればお聞かせください。

次に、少し話は変わりますが、不登校の定義には当てはまらないが、学校に行きづらい状態の生徒が、美作市では小学生が約40名、中学生で約60名ぐらいいるのではないかとお聞きしたことがあります。美作塾への登録は毎年約20人前後ということでもありますので、残りはどちらにも登校できないということになりま

す。また、美作塾に通っていたが、途中から行けなくなった生徒さんもいるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、現在美作塾への登校は、保護者の送迎か公共交通を使つての自力通学とお聞きいたしております。人員も増えたことですので、ケースによっては指導員の方に車で迎えに行っていただくことはできないのでしょうか。

初めて登校するのに、あと一步勇気が出ない生徒や、親に言われて送り出されることについつい反抗してしまう生徒さんに対して、間違いなく自分の味方である指導員の方と一緒に登校できることで、少しハードルを下げることになるのではないのでしょうか。指導員の送迎について、教育長の意見をお聞かせください。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の専門知識を持つひきこもりサポーターの育成や、就労準備支援員としての活用についての考え方ということでございますが、ひきこもり支援の先進事例では、平成29年4月に総社市社会福祉協議会内にひきこもり支援センターが開設され、支援センターでは2人の専門相談員による相談対応やひきこもりサポーターの養成を実施し、毎年40人を目標にサポーターを養成されているという事例がございます。美作市では、現在アウトリーチ型による援助支援の取り組みまでには至っておりません。サポーター養成は現在のところ行っておらず、将来的に市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会と連携し、アウトリーチ型支援を展開していく中で、サポーターの育成も検討していきたいというふうに考えます。

次に、美作市におけるひきこもり支援は、どこの窓口でどのような取り組みを行っているのかとの御質問ですが、まず平成29年度から美作市ひきこもり等若年者就労支援事業として、NPO法人山村エンタープライズに業務委託をしており、ひきこもり等若年者及びその家族を対象に相談窓口を開設し、当事者の宿泊体験、合宿を通じて集団や社会との関係を再構築する場の提供や、中間的就労の提供による就労支援、高等学校を卒業していない方等の学習支援、また就労支援フォーラム開催による啓発事業等を行っております。平成30年度の成果としましては、利用者20名のうち3名が市内企業で週5日以上勤務へとステップアップし、また啓発事業として開催しましたフォーラムに62名の方が参加をいただいております。

次に、ひきこもり支援に特化した事業ではありませんが、市の直営事業の生活困窮者支援としまして、国の補助事業の生活困窮者自立支援事業により、平成27年度より就労支援員1名を配置し、生活困窮者の就労支援を行っております。30年度の成果としましては、相談者数71名のうち、就労支援プログラム作成に至った方が17名、そのうち10名が一般就労に結びついています。

次に、同じくこれもひきこもり事業に特化した事業ではありませんが、地域共生社会の実現に向けて、地域の日常生活の諸課題を地域住民が主体的に把握し、その課題に対して解決を試みる体制づくりなどを目指した美作市地域力強化推進事業を平成30年度より美作市社会福祉協議会に委託し、実施をしております。30年度の成果としては、各地区社協単位で福祉会議を50回開催し、延べ793人の参加があり、また相談支援体制の整備として、美作市社会福祉協議会の各支所を含めまして相談員10名体制で出前ステーションと称しました地域の総合相談窓口を開設しまして、延べ219件の相談があり、解決に至ったもの11件、関係機関につないで終了したもの39件、継続相談となったもの169件の実績となっております。

最後に、岡山県地域ひきこもり支援センターとの連携についての御質問ですが、岡山県ひきこもり地域支援センターは、平成29年4月に岡山県精神保健福祉センター内に設置され、各県内保健所にその窓口が設けられています。美作市との連携ですが、相談内容が大変デリケートなことが多く、相談者の承諾も要る必要



があり、全ての案件について岡山県と連携して動いているわけではございませんが、中には県との同行訪問を長期間にわたり行ったことにより当事者とお話ができるようになり、各種の支援につながった実績もございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

高校進学ができなかった生徒とか高校に途中から行けなかった生徒への望ましい対応、あるいは送迎ということに関してでございますが、進学ということでございますが、例えば、先ほども申し上げたように、自分に合った進路に進むことができたという思いの中で高校へ行って、毎日登校ができるようになった子どもたちもおります。しかしながら、その逆もございます。どのような進路を選択するのか、また指導、助言ができるのかというのは大変難しいというふうに感じておりますが、いずれにしても、それぞれの子どもへのきめ細かい配慮というのは重要であると考えております。また、美作塾におきましても、指導員の資質というものは非常に重要でございまして、現在指導員の方お二人は校長OBであり、その中でも教育相談あるいは生徒指導、そうした面に非常にたけた方をお願いしているところでございます。

不登校につきましては、美作塾だけではなく、中学校区ごとの校園長会において情報を共有し、連携をし、児童・生徒本人、家庭の状況についてしっかり把握をし、小・中学校間の接続の改善、中1プロブレムと申しますが、中学校へ入ると途端に不登校というのが増えますので、そうしたことがないようにということで、そうした接続の改善についての協議など、学校に行きづらい状況から一人でも多く、一日で早く学校に戻れるようにということで取り組んでおります。

また、登校はできるんだけど教室に入りづらいという子どもたちが実際おります。各学校で状況に応じまして、例えば保健室登校という言い方をいたしますが、保健室でならば登校できると。あるいは、別の教室で授業を受けると。そして、段階を追って教室に戻っていくなどの対応をとっております。

ほかにも市内には、例えば高校への進学を前に保護者に経済的な支援が必要であったり、進学の手続がなかなかできないというような御家庭もございます。そうした場合は、保健福祉部の社会福祉課と連携して、保護者支援を実際に行っていただいております。こうした支援に係る情報を保健福祉部や進学先の高校と共有することが今後も必要であると考えておりますが、保健福祉部の御協力により、進学後も継続してかかわって、そしてこれに関しましては私は福祉部の御理解、御協力によって、他市町村よりは本当に細やかに連携ができていているというふうと考えております。

さて、美作塾の指導員の児童・生徒の送迎ということに関しては、今までにない御提言をいただいたということで感謝いたしております。信頼関係ができている指導員が迎えに行くことで、塾へ来ることができるという利点があると考えますが、しかしながら安全面、市内全域を対象とした対応が可能であるかどうかなど、ハードルが高いというふうに感じております。現在、各学校では教員が自分の車に子どもを乗せるということは全て禁止いたしております。また、子どもを送り出す力が弱い家庭も多くございます。なかなか通塾につながっていないという児童・生徒もありますので、こういうことは保護者自身が積極的にかかわることが塾へ通うと、そして学校への登校の後押しとなるため、保護者の意識改革のためにも送迎をしていただくということも重要であるかなと考えております。実際に塾へ来ている子どもたちの中には、こうしておうちの方が毎日送ってきてくれる、迎えに来てくれる、あるいは塾には給食がございませんので、お弁当をつくってもらおうと。そうすると、お母さん、毎日お弁当はいいよって言ったら、いやいや、あなたが行くんだから私は絶対にお弁当をつくるよというその言葉に、とても母親の思いを感じて少し元気が出たとい

うふうに言っていた子どももおります。いずれにしても、御提言いただいた送迎ということに関しましては、今後の研究が必要と思っています。これからまた、しっかりと研究してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

部長、教育長から答弁があったんですが、若干補足をさせていただきますけれども、まず不登校ないしは適応が十分できていない、そしてそれが成人してひきこもりという、この問題は大変大きな問題であるんだけれども、その手法がまだ開発途上ということで、いろんな方々がさまざまな模索をする中で、次第次第に道筋がついている。その中で、保健福祉部のほうから山村エンタープライズの話を申し上げまして、これなんかはかなり全国的に見ても注目に値する成果が上がりつつあるところであり、大変ありがたいなというふうに思っているんですが、もう一つは、大原にある滋慶学園の高等学校が、基本的に単位制ということの中で通学をしてもいいし、あるいは通信制ということでスクーリングだけでもいいよというようなことで、その感覚が出発点としては緩いところがあるものですから、結構市内において見ますと、通学生の中に中学校時代に不登校であったけれども、今はえらい頑張ってるというような改善の成果がある子も散見されるわけでありまして、また別の高校に行ったんだけど、そこで、先ほど教育長が言ってましたけども、適応が困難になって、いろいろ考えて滋慶に変わってきたというふうなことで、滋慶の場合年度途中で人数が増えるのは多分そういうこともあつてのことだと思っております。

おかげさまで、そういった民間の力が当市には若干動きつつありますんで、ある意味では、先ほど申し上げた模索している各地域の中で、いろいろ気づきであるとか手法であるとかにおいて、ほかの地域よりもありがたいことに先進性が出てきております。あと、その先進性を活かす上で、例えば、これも教育長が言いましたけれども、金銭的に御家庭がきつい場合のバックアップなどについて細かい配慮をすることによって、そういった当市独自にある支援の道に進むことができるというような状況を少しずつ拡大していくということを当市としては考えているところであります。

ただ、十分にそれができているかどうかについては、先ほど部長が答弁いたしましたけども、生活実態の調査の中でそんな問題が浮かび上がってくるのかこないのかわかりませんが、浮かび上がってくるとしたときに、じゃあどういった具体的な課題にそれが変わっていくんだと、その課題が今度はどうな施策につながるのかということは今後考えていけるかもしれないというような状況になっているというふうに考えております。ただ、じわっと、しかし余り派手にやるとこれは痛む人がいるんで、非常に落ちついた感じで力が一見抜けた感じでやんわりと寄り添えるような施策展開をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

市長にも答弁をいただきました。本当にデリケートな問題で、ひきこもり状態にある方、なかなか外に出ていけない方、また不登校の方、各自それぞれ違った理由でそういった状態になっているということなんで、それぞれに適応した対応をしていくのは本当に難しいことだと思います。今お話を聞かせていただいてまして、先ほど質問した進学してからの取り組みについては、教育委員会と美作塾と保健福祉部のほうで連携をとってやっていただいているということなので、大変だと思うんですが、しっかりとよろしくお願

たします。

美作塾について指導員の送り迎えについては、僕が考えていたほど簡単なことではなくていろいろとも問題があるということですが、ケースによっては、初めてそういうことで親子関係がもう一回築かれたとかという送り迎えですね。築かれたっていう点もあると思うんですが、逆にそこら辺でどうしても親との距離が離れていったお子さんもおられると思いますので、ケースによってはそういったことも考えていただけたらと思いますので、前向きに検討をよろしくお願いいたします。

次に、山村エンタープライズの人おこし協力隊のほうですね。もともと地域おこし協力隊としてシェアハウスを行っていた際に、学生時代からずっと引きこもっていた方がたまたまシェアハウスへ来られた、それで皆さんと接することによって社会生活、共同生活において自分にだんだん自信がついていって、そして就職し独立していったという話があって、そこからきっかけにこういった事業に展開していかれたということをお聞きしております。今年度も3名の方が美作市に就職されたということで、フォーラムでも10名の方が就職されたということをお聞きしましたので、すごい成果につながっておりますので、今後とも進めていっていただきたいと思います。

また、生活困窮者の就労支援事業は以前より成果を上げており、美作市の生活保護世帯の減少にも貢献するとともに、ひきこもり状態や、そうなる前に就業の成果を上げているということでもあります。また、答弁にありましたように、先日社会福祉協議会に意見を聞かせてもらいに行っていました。8050問題やひきこもり対策を含む「我が事・丸ごと」地域共生社会の構築に向けて、岡山市と倉敷市とともに3市が美作市を通して国から補助を受け、先進的な取り組みを行っているということでもあります。ひきこもりや孤立の情報をもらい、各地区社協や福祉協議会等からひきこもりや孤立の情報をいただき、出前ステーションの相談員が地域の顔見知りの方と一緒に訪問をしながら、少しずつ問題に取り組んでいくということでありました。この問題の改善には、家族を含めた各地域の方々や、学校、医療機関、また就職に協力していただく企業の方の理解が必要であります。こういった横の連携を構築するために、保健福祉部の役割についてどういうふうにお考えかお聞かせください。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

3回目の御質問で、ひきこもり支援に係る横の連携の構築、支援ということで、保健福祉部の役割ということですが、横の連携ということで市内にありますいろんな多機関の協働ということで、今年度から美作市社会福祉協議会に委託をしております他機関の協働による包括的支援体制構築事業というものがございませう。複合的な地域、家庭での課題を解決するため、行政機関でなく民間の活力を取り入れ、多機関が連携して包括的な支援体制を構築することによって、切れ目のない継続的な支援や柔軟な支援体制を構築することを目的としています。本事業の取り組みによる事業成果をしっかりと検証、分析する中で、今後の多機関協働による政策展開の方向性をしっかりと示していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員、総括でお願いします。

**2番（和田 広宣君）**

お隣の勝央町では、平成25年11月に1回目のひきこもり実態調査がされております。その調査結果をもとに、平成26年にひきこもり相談事務所を公民館内に設置、翌27年には訪問型の家庭教育支援チームを設置されました。また、悩みを抱える子ども、若者を応援するはぐくみサポーターを募集するなど、ひきこもりを

身近な問題として取り組んでおられます。個々の現状は民生委員、愛育委員、児童委員の方々に協力してもらってはいるが、家庭に直接聞きにくいと、現状の掌握に苦労しているのは本市と同様であります。何よりも、我が事として地域で取り組んでいることが大事だと思います。市長の話にもありましたが、本当にデリケートな問題で、手探り状態で今進んでいる中だと思います。私も近所でそういった経験もありますが、なかなか、何とかしてあげたいなど思っている手が出せない、そういう状況も何回も経験しております。

先日、8月26日総社市で全国ひきこもり支援基礎自治体サミットが行われました。その中で、山口県宇部市の久保田后子市長は、ひきこもり支援について「我が事・丸ごと」と受けとめ、寄り添い、つながっていく地域社会が重要であると語られました。ひきこもり状態から就業に至るには、一長一短で行くことではないかもしれません。地域と行政が連携し、まず地域社会とのつながりをゆっくり丁寧に育み、絶対に孤立させないという地域の強い思いをつくり上げていくことが大事であると思います。行政の力強いリーダーシップを期待し、この項の質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、和田議員、2項目めに入ってください。

**2番（和田 広宣君）**

2項目め、マイナンバーカード普及の取り組み、成果と現状についてお尋ねいたします。

令和4年度中にはほとんどの国民がマイナンバーカードを保有しているという想定をもとに、今後健康保険証利用やポイントの付与等を行っていく予定ですが、美作市としては、住民票や印鑑証明のコンビニ発行、タクシー補助の資格証明書、また保健福祉部で検討中の健康ポイントを自治体ポイントとしてマイナンバーカードに付与する等、他市が進めている政策について検討はどのように行っておられますでしょうか。内容についてお答えください。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、マイナンバーカードの普及と有効利用についてということで、取り組みと成果、現状と課題についてでございます。

市民のより多くの方にマイナンバーカードを取得していただくために、去る8月6日に市内及び津山市内の商業施設2カ所でカード取得に関するチラシの配布を行って、取得をしていただくように呼びかけを行っておりますし、街頭啓発活動を行いました。7月末現在のカード交付枚数は2,911枚で、10.5%の交付率となっております。また、マイナンバーカードを利用しての住民票などのコンビニ交付のサービスについては、8月28日現在で、岡山県内では岡山市、倉敷市を初め計11の市町が行っておりますし、全国の1,724市町村のうち631の自治体でサービスを開始しているところでございます。このコンビニ交付につきましては、市民サービスの向上につながる反面、多額の導入経費、例年経費が必要となってまいります。美作市で住民票、印鑑証明、課税証明等の交付をコンビニで取得可能とした場合、初年度は約1,330万円、2年目以降は例年経費が530万円必要となってまいります。また、発行手数料でございますが、1件当たり300円で窓口でしておりますが、今回コンビニ交付をしますと、1通当たり115円の手数料がかかります。これを差し引いたものが市の証明発行手数料になるなど、費用面から見ても、導入については今後の国及び他市町村の動向を注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、タクシー利用補助の情報をマイナンバーカードに付与することについての検討状況でございます。

タクシー利用補助の情報につきましては、タクシー利用補助の利用者証として使えるようにすることにつ

いては、先進事例として群馬県の前橋市が平成29年度から実施しておられます。前橋市のデマンド相乗りタクシーマイタクは平成28年度にスタートした事業で、当初は紙の利用者証を使用していたようでございますが、平成29年度からマイナンバーカードを活用する実証実験を開始しておられるようでございます。

美作市においては、タクシー利用補助の実証実験を平成29年度から始め、平成30年度の6月から市内全域での実証実験をしているところでございます。今後は、実証実験により得られるデータや現在いただいている問題提起などを踏まえ、正式な制度化について検討しております。来年度から正式導入をまいります。この制度化の際、ポイントの一つとして利用者証のICカード化について検討をしているところでございます。利用者証のICカード化についてはマイナンバーカードを含めた検討をしているところでございますが、利用者の利便性、タクシー事業者の負担軽減、コスト面、さまざまな角度から検討を要するものでございますので、これも慎重に進めてまいりたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

私のほうからは、健康ポイントをマイナンバーカードの自治体ポイントへの付与についてということで答弁をさせていただきます。

3月議会におきまして和田議員より御提案いただきました健康ポイントについてですが、現在その方法について健康づくり推進課で検討を進めているところです。健康ポイントをマイナンバーカードの自治体ポイントに付与することは、マイナンバーカードの普及につながることであり、一案であると思われま。ただ、健康ポイントは老若男女、誰もが参加しやすく、わかりやすい方法での実施が望ましいと考えております。具体的な内容は検討中ですが、御提案につきましては一案として参考にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの取り組みにつきまして、私のほうからは商工会の関係について答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードに付与された自治体ポイントの利用方法としては、まず店舗で代金を支払う場合に、マイナンバーカードをかざしてポイントを利用するということがございます。これは、各店舗のパソコン、タブレット端末などに所定の設定をすれば、マイナンバーカードをポイントカードとして利用して、ポイントで買い物ができるというものでございます。

経済部では、市内の店舗でのポイント利用を想定してみま。さか商工会と協議をしておりますが、今のところ、この制度に積極的に取り組みたいという店舗はない状況ということでお聞きしております。

本年度はプレミアム付商品券も実施されますことから、同時期に実施しますと混乱するというおそれもありますので、その状況を見ながら商工会と協議を進めていきたいというふうと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

マイナンバーカードの取得の推進に、商業施設でのチラシの配布による取得の推進を行っているとのことでありました。

先日から1階の市民部の受付前にも、マイナンバーカード取得推進ののぼりが目立つところに立ててありました。市民部のやる気を感じたわけであります。ありがとうございます。

さて、昨年的一般質問でも検討をお願いしていたマイナンバーカードを利用したコンビニの住民票や印鑑証明の発行ですが、導入費用が1,330万円、例年費用が530万円かかるので見送っているとのことでありました。昨年的一般質問で私は、今年度の導入で初期導入費用の2分の1、その後3年間は例年費用の2分の1が特別交付税措置として軽減できると提案させていただきました。また、総務省の担当課では、人口3万人以下の自治体には初期導入費用が抑えられる廉価版システムも案内しているとのことでありましたが、それも含めての検討結果でしょうかということです。

また、美作市で発行すると300円の手数料が、コンビニ発行になると手数料115円が引かれて、185円の美作市としての手数料ということになるという答弁がありました。そういった意味から少し不利であるという答弁であったのですが、窓口の職員が対応に当たることなく差額の185円が手数料として入ってくるのであれば、逆に美作市としてはメリットと考えるのですが、いかがでしょうか。

極端な例では、現在の住民票、印鑑証明の発行部数は、年間に住民票が約1万2,000件、印鑑証明が7,600件ほどあるということなので約2万の発行があるということでありますので、これが極端に全てコンビニ発行になると、職員なしで370万円の手数料が入ってくるということになりますので、職員の配置にも有利に働くのではないかと考えます。

次に、健康づくり推進課の健康ポイントを自治体ポイントとして付与することと、商工観光課による商工会の自治体ポイントの利活用について質問させていただいたわけでありますが、先日通告をさせていただいた後、9月2日の新聞発表で、自治体ポイントを付与するという予定だったものが全国共通のプレミアムポイントを2020年7月以降にすることになったので、自治体ポイントとしては今現在では難しいのかなと思います。

次に、タクシー補助の証明書はカード化に向けて検討中とのことであります。美作市へ（聴取不能）合理化等も検討を今後ともよろしくお願いします。

以上、住民票等コンビニ発行について2点お尋ねしましたので、その点をお答えください。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、2回目の御質問についての回答でございますが、12月に特別交付税があるということで、上限6,000万円で2分の1ということで3年間特交の補助があるということで、廉価であるとかということで、それを含めた決定であるかということでございます。

これにつきましては、今現在美作市のカード発行数が2,911枚、10%前後であるということを含めまして、それとマイナンバーカードを取得していた方からは、確かに全国ではコンビニ交付ということがありますが、今現在取得していただいた方からコンビニ交付についての要望は市民部のほうには来ておりません。確かに有効な手段であると思いますが、経費の面を含めて決定をしておりますし、現在住民票であるとか印鑑証明の発行の場所ですが、実際には郵便局で発行をしております。かなり細かく郵便局でも発行できるようにしてまして、それから毎週月曜日に延長業務をして、こういうことで対応しているということで、現在もう少しコンビニ交付については検討することが必要かということで、今現在では発行をするという結論には至っていないのが現状でございます。

それから、窓口の軽減になるのではないかとということでございます。これについては、確かにもっと交付

率が上がって、ほとんどの方がコンビニで交付を受け付けるようになれば、職員は減ると思います。ただし、今現在市役所、5つの総合支所、それから出張所が2つ、8地区の郵便局、それから延長業務、これが全てコンビニ交付で発行できるとは思っておりません。どうしても一部の方は窓口へ来て全ての発行ができるわけではなくて、例えばコンビニ交付する場合、マイナンバーカードを持っていても家族全員の証明書がとれない場合もシステム上あったりしますので、その辺のところを含めまして、幾らかは職員の軽減にはなると思っておりますが、今現在でのコンビニ発行については、そういうことを含めまして、軽減にはなると思いますが、今現在では検討をもう少ししていきたいという結論でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

総括させていただきます。

今、私が極端な例を言いまして、全員がとったらという例を挙げましたが、僕もまさか全員が行くということは考えておりません。しかし、今現在10%前後の発行率なんですけど、これはもう間違いなく国の政策的にはどんどん増えていくと思います。そのときに、例えばコンビニ交付が先か、交付率が上がってくるのが先かという、どちらも一緒に上がっていけば一番いいと思います。コンビニ交付に関しては、先日も僕は婦人の方と話をしておりましたら、この間行ったができなかったということを知りました。確かにできないんですけどね、行っても。美作市はできてないですよ、でも近々できると思いますので、もうちょっと待ってくださいって言ってますので、もうちょっとの間に検討をよろしくお願いします。

最後に、1つ要望をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及のため、政府は令和3年3月から健康保険の本格利用を開始します。また、令和2年4月以降、マイナンバーカードに全国共通ポイント2万円分をマイナンバーに入金すると5,000円のプレミアムポイントを付与するということがあります。今後、マイナンバーカードの発行が増加すると思われます。しかしながら、ポイントの出し入れにはマイキーIDを取得する必要があるということでもありますので、このIDを取得するには、比較的IT系が得意な人でもIDの取得にはかなり苦勞するということがありますので、せっかくカードをもらっても、プレミアムポイントの恩恵を受けられないということが出てくるわけでありまして。そういった方を少しでも少なくするために、カードの受け渡し場所の隣にID取得の専用の相談窓口を設置し、カードの受領のついでに隣のマイキーIDを取得できるところに行って、相談員が発行の手伝いをしてあげる等の対応の検討をよろしくお願いします。

ちなみに、特設コーナー設置の人的費用は国が10割負担とするとのことですので、研究をよろしくお願いいたします。

以上、マイナンバーカードを利用した利便性の向上やポイント還元等の恩恵を美作市民がスムーズに受けられる政策を要望し、私の9月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番14番、議席番号10番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

なお、山本雅彦議員よりパネルの持ち込みと資料配付の申し出がありましたので、これを了承しております。

それでは、山本議員、始めてください。

**10番（山本 雅彦君）〔質問席〕**

皆さんおはようございます。

まだ11時過ぎですので、おはようございますでいいのかなと思いますけども、同僚の同じ公明党美作市議団の和田議員の一般質問の後ということで、会派の中の2人が続けて一般質問をするというのは、これは初めてのことでございます。なぜこうなったのかわかりませんが、出した順番ということでありましょから、こういうこともたまにはあつていいのかなというふうに思いました。

早いものでもう長月という9月ということで、きょうは10日でございます。あとことしも4カ月足らずとなつてまいりました。秋を迎えて、大変夜空の美しい季節を迎えたわけでございますけれども、夜空に浮かんでいる月をめだ歌もたくさんあります。去年は、誰かがこの議場の中で月々に月見る月はというふうな歌もありまして、これは詠んだ人はわからないんですね。わからないんですけど、そういう歌もある。また、小倉百人一首には、月見る月はこの月の月というふうにあります、まことに9月の月は美しいと、こういう季節でございます。ことしの中秋の名月は9月13日、また10月は10月1日ということになるようでございます。ただし、これは満月ではないんです。満月は9月14日で、同じく10月は10月2日となる。3日ほど前に月を見てましたら、上弦の月がちょっと斜めになってるんですね。つまり、ということは月は地球の我々の見る角度によって満月になるか、あるいはつまり十五夜になるかどうかというのも変わってくるわけでありまして、そういう意味からすると、この中秋の名月というのが多少満月とずれ込むという、変わることです。そういったこともあるのかなというふうに思ったわけでありまして、私は満月も好きですけども、それぞれいろんな月の大きさによって呼び名が変わる、新月とか上弦の月とか立ち待ち月とか、いろんな呼び名があるんですけども、その中で好きなのは三日月型になつたときですね。これは非常に私は好きなんですけども、特に意味はないんですけども、見た感じがきれいだなというふうに思っております。

ところで、私はこの間、月の土地を買ったんですよ。どういうことかという、アメリカにルナエンバシー社という会社がありましてね。そのCEOにデニス・ホープさんという方がいらっしゃいまして、この方が月のことについて徹底的に法律を調べたら、月は誰のものでもない。また、国際宇宙条約には、特定の国が月を所有してはならないという、そういう決まりがあるんですけども、個人が所有してはいけないという決まりがないんですね。そういうことに目をつけて、世界中で販売しちゃったんです。単位としては、1つの区画は1エーカー、つまり約1,200坪ぐらいですね。だから、サッカーグラウンドぐらいの大きさになるんでしょうか。そういった大きさでございまして、値段的には約20ドル、もちろんこれは法的に今の世界の法律の中でそれが有効になるということではありません。したがって、買ってそれが必ず自分の所有になるということではない。言いかえれば、あの月の中に自分の土地が少しあるんだよという、そういう夢を買ってるという、そんな話なんですけども、そういうことで、例えばアメリカのトム・クルーズさんとかトム・ハンクス、あるいは日本の福原愛ちゃんとか、いろんな方が買って、日本人だけでももう15万人の方が買ってるという、そういうことなんですけども、どうも計算してみると、これは約1,000万人分ぐらいは販売できるだろうと思うんですね。そうすると、今現在600万人ほど買ってるそうですから、世界中では、まだもう少し余地がありますので、我々も思わん方は、奥さんにプレゼントするとか、いろんなこと



もされてもおもしろいのかなということでございます。そういったことで、月の権利証とか、あるいは月の憲法とか地図、そういったものが送られてくるということでございます。もう既に送られてきましたけども。そういうことで、少し秋の夜長に月を見るときには、あの月のどこかに自分の土地があるのだなと思いつながら見るのもおもしろいのかなということで御紹介してみました。既に市内では、そういうことで知ってる方、あるいは買われた方もあるのかもしれませんが、改めてそういうことをやってる事業もあるということをお知らせしてみたわけでございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

この9月議会では、私は5項目の通告をいたしております。

1点目が墓地について、2点目が災害対策、これは復旧を含めてですけども、これについて、3点目が鳥獣害対策について、4点目がSociety 5.0について、そして5点目がベトナム国との交流についてという、そういう5項目でございます。順次質問をさせていただきますけれども、まず、1項目めですね。これは、多分市民部長がお答えになるんだろうと思うんです。私は、ずっと議場で市民部長の答弁を聞いておりますと、非常によろしい。褒めてます。はっきりしゃべってますよね、よく聞こえるように。間違ってもいいからはっきりしゃべってる。間違ったら訂正すりゃいいわけですから。うそはつかないように。そういう意味では、これからの質問に対して答弁を期待しておりますけども、そういう発言の仕方は非常に私は好感を持てるなというふうに思っております。別に後で何か要求しませんので、御心配なく。

それでは、まず1項目めの墓地についてをお尋ねしておきます。

墓地というのは、個人の墓地あるいは共同墓地あるいは宗教法人とかが持つてる墓地とか、いろいろあるわけです。美作市も墓地を所有しておりますけども、この墓地について、どういった基準があるのかということでございます。近年では、高齢化また後継ぎ等の問題等で、従来の、例えば私の地域でいくと共同墓地があるわけですけども、その共同墓地から、できれば自分の自宅の近くに墓地を移転したいというような方も何人かいらっしゃるわけですね。それで希望されるんですけども、なかなかこれも簡単にいかないわけでありまして、墓地を設置したり、また今後その墓地を設置しようというふうに考えておられる方もいらっしゃるわけでありまして。そういった方々に対して、どういった手続が必要になるのかということ、これは実際にそれをやろうとしないかわかんないんですけども、なかなか墓地というのは移転したり新設したりすることは余りないんですね、自分の一生の中でも。例えば、家が代々墓があるからそれを使つてるとかということがあります。あるいは、これは例えば県外とか市外から移住してきた方がお墓をつくるということも、それはあるかもしれませんが、そういったふだん余り手続をしないことでございますので、なかなかわかりにくい。そういうことで、その手続用法などをお尋ねしたいと思うんです。

また、2番目に共同墓地、そして法人としての新設や移転についてはどのように定めがあるのか、まずはこの2点をお尋ねしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。お褒めいただきまして、ありがとうございます。

それでは、わかりやすく説明させていただきたいと思っております。墓地につきましては個人墓地、共同墓地、法人墓地ということで、新設、それから移設等々がございます。これについて1つずつ御説明させていただきます。

まず、個人墓地の新設についてでございますが、墓地につきましては以前から急傾斜地や山の中腹といっ

た場所に設置されている場合が多いと思います。これを自宅近くや道路に近い場所に移転される方が増えていっていると思っております。また一方で、管理する方が遠方に居住されており、墓地の管理ができないという理由から、移転を希望される方も多くなっていると思っております。

それでは、新設、移転の手続について説明させていただきます。

墓地の新設移転の相談がありましたら、新設につきましては、個人墓地を農地及び農地以外に設置する場合はまず墓地の予定地における事前調査を行います。図面であったり現地であったりということで行ってまいります。個人の墓地の設置条件ですが、20平米以下の小規模な墓地であることが条件になります。20平米以上の許可は出ませんので、20平米以内にするために土地の分筆登記が必要になってまいります。ほかには、近隣100メートル以内に墳墓が点在していること、災害等が懸念される急傾斜地などの場所でないこと、計画地より100メートル以内の民家に同意が得れることなどが適地の条件となります。設置が可能な土地であれば、墓地経営許可申請書、位置図、周辺100メートル以内の区域の状況図、墓地の区画図、墓地分筆登記の登記事項証明書、墓地の図面及び100メートル以内の同意書、土地利用承諾書などを添付して申請をいただきます。ただし、農地を墓地にする場合につきましては農振地除外や農地転用などの手続が必要となりますので、農業委員会等に提出した申請書を添付して申請をしていただいております。墓地の申請書類を審査後、墓地経営許可書を交付、次に墓地の工事着手となり、墓地の工事完了後、完了検査を行い、工事完了検査済証を交付して、この時点で埋葬が可能となります。この分につきましては、平成30年度では18件の許可を行っております。

次に、共同墓地、法人の新設についてでございますが、平成24年度から共同墓地、法人の新設に関して、県から事務移譲を受けております。なお、市町村が墓地を新設する場合は、県許可が必要になります。宗教法人の墓地の設置条件といたしましては、申請に先立って説明会が開催され、かつ墓地等経営の計画の周知が図られると認められるものであること、自己所有地に設置するものであること、付近に公営墓地等がない等、墓地の経営することにつき相当の理由があると認められること等が条件であります。許可までの流れといたしましては、申請予定日の90日前までに事前届け出書の提出、60日前までに墓地等の経営の計画の周知を図るための標識の設置、30日前までに予定地に隣接する土地所有者や地元住民に対する説明会を開催することとなっております。その後、墓地経営許可申請書、宗教法人規則の写し、登記事項証明書、位置図、周辺100メートル以内の区域の状況図、墓地の区画図、敷地の登記事項証明書、墓地の構造設備を明らかにした図面、経営の計画概要を明らかにした書面、造成工事を行う場合は造成工事の内容が明らかになった書類などを添付していただきます。墓地の申請書類を審査後、墓地経営許可証を交付して、次に墓地の工事着手となり、墓地の工事完了後、完了検査を行い、工事完了検査済証を交付し、この時点で埋葬が許可されます。30年度の申請はございませんでした。

続きまして、墓地をほかの場所に移転する場合の手続について説明させていただきます。

墓地に埋葬されて遺骨をほかの墓地に移転する際は、現在遺骨が埋葬されている市町村で埋葬許可申請をしていただき、改葬許可証の交付を受ける必要がございます。申請に必要な書類は各市町村で異なりますが、美作市では、改葬許可申請書にあわせて改葬先の墓地等の使用許可書と見取り図、改葬する者の死亡日が確認できる書類、これは死亡日が記載された戸籍等のコピーでございます。本籍が美作市にある場合は不要としております。このようなものを添付書類として提出いただきます。申請は、本庁の市民課、各総合支所の地域福祉係で受け付けをしております。30年度の市民課での申請件数は30件、許可件数は97件でございます。今後とも現在の墓地を管理することができない方が増えると想定されますので、新設、移転の手続が円滑にできるように努めてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

1回目の答弁をいただきました。なかなか、聞いておられますと難しいなと、煩雑なのかなと思いますけども、墓地という性格上、厳格にしていく必要があるのかなというふうに思わざるを得ないなと思っております。お答えを聞いておられますと、毎年何らかのそういった申請があるんだということでもあります。墓地の設置については、例えば個人で設置される場合なんていうのは、そういった手続があるのかどうかも知らなかったとか、そういう方も中にはあるのかなという気もいたしますけれども、いずれにいたしましても、なかなか大変だなと。

この中で、例えば田畑の場合、先ほど説明が少しありましたが、農業委員会等に提出した申請書を当然添付していただくということでもありますけども、それについてはどんな書類が必要なんだろうかなというのを確認してみたいんですね。このことについては従前ある方から話がありまして、墓地の移転をする場合に何か自分の貯金通帳まで見せえと言われたんじゃないかなという話がありまして、確かに何かその人にそういう墓地を移転する費用が確実にあるということを証明する必要があるのかなというふうに思うんですけども、それがそのときに面倒くさいから通帳を見せてくれと言うたんかもわかりませんが、そういった証明をしていかなければいけないということはあったようでございます。これはずっとそういうことがあるんでしょうけども、それがどの程度のことになるのかということですね。例えば、これは後からまたお聞きしてもいいんですけども、許可申請書の中の添付書類というところに、資金調達計画を証する書類というものがあるんです。これは書類ですから、どういったものになるかということですけども、例えば銀行の残高証明書とか、そういったものもあるのかもしれませんが、そこにこれから申し上げたいことは、余り個人のプライバシーに深く立ち入らないように、もう少し簡単に証明できるような方法を考える必要があるのではないかとこのことを提起しておきたいと思います。それについては、どんな方法があるのかというのはこれから検討していただければいいんですけども、私が思うのは、例えばこの方の銀行口座がある銀行の支店なんかが、この方の墓地移転については、その資金上何の問題もありませんというようなことを一筆書くとか、そういうものだけでも結構通用するんだろうと思うんですよね。例えば、定期預金の証書の証明を出すとか、そういうことじゃなくて、あるいは残高証明を出すとかじゃなくて、銀行としては、あるいは郵便局としては、この方の墓地移転については何の問題もないよという証明さえあれば受け付けができるのではないかと、この文章を読めばですね。添付書類の必要事項を読めば、そういうふうに捉えることもできる。そこからあたりの考え方を2回目聞いておきたいなというふうに思うわけでもあります。

また、遺骨を移す場合、改葬許可証が必要であるということでもございました。平成30年度は申請が30件、そのうち許可が97件とかありましたけども、意外と申請がたくさんあるんですね。ですから、窓口の業務も大変だろうと思うんですけども、今後も市内から市内へ、また市内から市外へと移転の申請がたくさん続くと思いますけども、円滑な手続をお願いしたい。この2番目については、円滑な手続をお願いしたいと要望しておきます。1点目については改めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

墓地の許可申請書のときの農業委員会等の許可申請書の添付書類でございますが、まず農地法の第4条、これは地目変更に伴うものでございますが、この農地法第4条の規定による許可申請書という1枚紙がござ

います。この1枚紙を市民部くらし安全課のほうに、これをつけていただくということになってまいります。それから、もう一つは農地法の第5条のところに所有権移転と地目変更を含んだものがあります。これについても、同じような状態で許可申請書1枚をつけていただくという状況でございます。〔降壇〕

〔10番山本雅彦議員「ちょっと答えになってないけどね。もう一つの……」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

墓地の関係につきまして、農業委員会へ提出した農地法の規定による許可申請書の写しを市民課のほうへ提出するというので、もともと農業委員会へ提出いただく申請書類などについて、私のほうから答弁させていただきます。

ちょっと重複しますが、農業委員会へ農地から墓地への転用申請については、農地法の規定による許可申請書というのを提出していただきます。この許可申請に必要な添付書類といいますのは農地法施行規則第30条に規定がされておまして、この規定に基づいた法定書類を提出していただいております。その書類と申しますのは、土地の位置を示す地図及び登記事項証明書、それから申請に係る土地に設置しようとする施設と、その施設を利用するために必要な道路などの位置をあらわす図面、それから3番目に資金計画、この資金計画に基づいて事業実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面、それから4番目に参考となるべき書類として、墓地埋葬法などの関係法令に係る申請書の写しなどがございます。そのほかに、申請に係る農地で権利を有する者が別にあつたり、土地改良区の区域内にあつたり、申請者が法人である場合には別な書類が必要になります。

それで、3番目に申し上げた資金計画に基づいて事業実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面ということでございますが、これは申請書に資金調達についての計画ということを記入する欄がございます。これは、土地造成費用であつたり建物や施設の整備費用を記入し、その費用に対する資金調達として自己資金なり借入金か幾らですと、それぞれ記入いただくようになっております。そして、自己資金の場合は通帳の写しまたは残高証明書と。借り入れの場合は、融資証明書などを費用の多寡にかかわらず添付していただいております。したがって、墓地に限った取り扱いというようなことになってないのが実際のところでして、議員の御意見につきましては農業委員会のほうへお伝えしたいと思います。それから、これらの添付書類については農業委員会における審議に必要な書類ですので、申請される方に対しては丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに思います。

それから、移転先が農業振興地域内にある場合は、別の申請といいますか手続が必要になりまして、6カ月程度の期間を要することもありますので、ぜひ農業振興課のほうへ御相談をいただいたらというふうに思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本雅彦議員。

**10番（山本 雅彦君）**

遠藤部長、内容によっては非常に丁寧な説明をされておられましたので、よかったなと思ってますけども、これからもよろしく願います。

そこで、先ほど言いました提案として、これは市民部長、聞いてってくださいね。先ほど言いましたのは、各金融機関が農地を移転しようとする、あるいは申請されようとする方の要望によって資金の全体の金

額がこれだけなんだということがわかれば、これについてはこの金融機関としては問題ありませんというようなもの、証明書といますか、残高証明じゃなくて、そういった金融機関の証明ができないかなど。あるいは、これを保証人に変える、第三者ですね。保証人がちゃんとこれについては同意しましたよと、私が責任を持ちますよというふうに変えろとか、何らかの改善ができないのかなどということを改めてここで提起しておきたいと思います。そのことによって個人のプライバシーを守りますし、また残高証明という、例えば通帳のコピーだとか定期預金の証書なんかを出すと、これは誰が見てるかわからんわけですから、どんな事故が起きるかわからない昨今の状況でございますので、そういったことについて細心の配慮をしていただきたいということが私の思いでございますので、このあたりについてこれから検討するということになるんだろうと思うんですけども、今の時点でどういうふうを考えていくかというのを最後に、3回目の答弁としていただきたいです。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

この事務処理につきましては農業委員会が所管をしております。法令に基づいた手続でもありますし、今御提案のことについて農業委員会のほうへ、先ほども申し上げましたが、伝えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

最後は少し歯切れが悪かったですけど、お任せしますので、農業委員会としっかり協議していただいて、適切に対応していただきたいということで、この1項目めを終わります。

2項目めに入ります。いいでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

10番（山本 雅彦君）

2項目めは、災害対策についてお尋ねをしております。

これは、議長の許可をいただいて、パネルを提示しながら、議員の皆さんや議場の中の皆さんには資料を配付しておりますのでごらんください。

この豪雨災害のことにつきまして、最近特に局地的な大雨が降ってくるわけでありまして、この災害対策について、私の記憶ではここ20年ぐらいかな、あるいはもっと前ぐらいになるのかもしれませんが、地域的に集中して豪雨になることがたびたびあります。これによって、大きな災害が起きてくるわけでありまして、この当地、美作市も以前そういったことがありましたけども、特定の地域や場所で一時的に大量の雨が降って、あっという間に河川が増水したり、あるいは雨どいの雨水が大きくあふれたりして家の中に水が入ってきたり、あるいは田畑に水がたまって災害が発生しやすくなる、こういったことが起きるわけでありまして、そういった豪雨災害についてはどのような認定基準があるのかということをまず1点目にお尋ねします。

2点目については、これも平成21年にありましたが、暴風雨等、そのときは竜巻だったんですけども、こういった災害もあったということで、この暴風雨等について暴風災害の認定のようなそういった基準が、こういった基準があるのかなという。そのあたりの基準についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

それでは、豪雨災害と暴風災害の基準について説明をさせていただきます。

まず、豪雨災害ですけれども、豪雨による公共土木施設災害復旧事業や農地・農業用施設災害復旧事業の補助対象となる雨量の基準は、最大24時間雨量で80ミリ以上、または最大時間雨量20ミリ以上の降雨が原則となっております。観測所ごとの計測によりまして等雨量曲線図を作成します。その図面にある観測地点の雨量と同じところの線を結んで、地図で言う等高線みたいなものをこしらえるわけですけれども、それを作成しまして、その中に災害箇所があるかどうかということで判断をします。

災害復旧事業は基本、原形復旧となっております。市が実施する公共土木施設では1カ所の工事費が60万円以上です。国庫補助事業の採択要件に満たない箇所についても、単独災害復旧事業の要件を満たせば起債事業として対応しております。

また、農地・農業用施設災害復旧事業におきましては、受益者の申請を受けまして、1カ所の工事費用が40万円以上となるものが対象となります。激甚災害に指定された場合は、補助対象とならない1カ所工事が13万円以上40万円未満のものも、起債を財源とする農地等小災害復旧事業により実施を行っております。いずれの災害復旧事業につきましても、施設の状況、被災の規模等の採択要件を満たすかどうかということで判断をしております。

次に、暴風についてですが、台風の報道等と言われております最大瞬間風速というのではなくて、10分間平均風速が15メートル以上の風が基準となっております。復旧の概要につきましては、先ほどの豪雨災害で申しましたとおりでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

山本議員からの2項目、災害復旧についての答弁でございます。私のほうからは、建設部、農業とか公共土木以外の件につきまして答弁をさせていただきます。

一般の住宅などにつきましては、一時的な大雨、風による災害についての復旧に関する補助は残念ながら今のところありません。ただし、昨年の豪雨のような激甚災害に認定された場合につきましては、美作市激甚災害による被災建物土砂等処理費補助金交付要綱により、「土砂崩れ、倒木等により建物が被害を受けた場合又は建物に被害はないが、土砂等が建物にかかっている場合における土砂等の撤去費用」として、補助対象になるものがあります。

それと、雨量計の設置についてでございますが、特に何平米に1個つけなさいという基準はないと思います。美作市内に建設のほうから行っておりました農地・農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等で岡山県が、先ほども言いました曲線図をつくる、降雨を証明する雨量計といたしまして、市内で13カ所あると聞いております。その他といたしまして、美作市が設置しているものが10カ所ございます。これにつきましては、市のホームページで時間雨量、10分間雨量の閲覧のみで、データの集積はできておりません。

それと、暴風災害につきましてはですが、先ほども言いましたが、家屋等につきましてはの一時的な大雨、風による被害がないということで、特に基準というのはないと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

豪雨災害についてでありますけれども、先ほど危機管理監から答弁がございましたように、雨量計が市内に13カ所あると。これは、きょう皆さん方にお配りしております資料でございます。ここにパネルで今提示しておりますけれども、美作市内に13カ所雨量計があるんですね。これは、県の雨量計、国交省のも含めてだと思っておりますけれども、これはリアルタイムで全部情報が流れていくということで、これが13カ所あると。それ以外に、さっき危機管理監が言われたのは、平成21年災を教訓として市内で雨量計を設置した場所があると。これが全部で10カ所あるんですね。だから、これについてはデータの蓄積がないということでございますので、そうすると時間雨量がどのくらい降ったかというのはなかなかわかりにくい、わかりにくいというよりもわからないということですね。だから、何のために設置したのかということにもなってくるんですけども、市の情報網を通じてこれを送信することも可能であろうというふうに思うんですね。つまり、テレビカメラがついてるわけですから、そういった技術的なことはできるだろうと思うんですが、こういった現段階ではこれは通用しないということになりますと、非常にこれは少し精度に欠けてくるんじゃないかと。というのは、先ほど言いましたように、近年の雨というのは1カ所、2カ所、集中的に豪雨が来る。そうすると、この範囲で、じゃあどれがどう基準になるのかということです。例えば、このあたりでもし降ったとすると、この辺の雨量計が基準になるのか、あるいは双曲線をした場合、どういうふうな線を引けるのかという、これはもう私たちにはわからないんですけども、その中の雨量計が全部機能しておればいいんですよ。つまり、データがあればいいんですけども、ない場合は証明できないわけですね。そういったこともありますので、ここについて少し、私は改善の余地があるというふうに思っているわけでありまして。

先ほど言いましたように、ことし7月にこういう例がありました。ここの久賀ダムというところ、ここに雨量計がある。そして、ここに壬生というのがある、ここですね。ここにも雨量計があるんです。今岡にもあります。また、作東総合支所にもありますけれども、このときに降った雨というのは西から東へずっと降ったんですよ。こういう感じで。それで、ここの2カ所、つまり久賀ダムと壬生のほうは雨量計というのは十分、時間雨量30ミリぐらい計上されたんです。ところが、作東総合支所は余りなかったんです。この3つを結んだところに円を描くと、当然基準に該当しないんです。これを何とかしようじゃないかということは今言ってるわけです。わかりますね。そうでしょう。昨今降ってくる雨というのは集中的に降るんですよ。そうすると、今の配置では足りないということを言ってるんですよ。もう少し配置できるものを増やしてしっかりとデータが収集できるようにしていただいて、災害等に対応できるようにするべきではないのかということをお願いしているんです。一度にどんと美作市が覆いかぶさるぐらいな大きな雲が来て雨が降りゃあ、それはいいです。けども、そういう雨もあるけれども、最近は集中的に降る雨もあるんだと、そこをしっかりと手当てしないと災害認定も受けられないし、自分で全部やらなきゃいけないと、そういうことになるので、少し考えていただきたいということをお願いしているんです。これが、今私が申し上げている2番目の話、2回目の質問ですね。

そして、家屋等というのは、これは暴風雨の基準というのは豪雨と一緒にだということでありましたので、となると家屋が暴風雨で損壊した場合は、いわゆる保険で直すしかない、民間の保険ですね。それしかないんだということです。つまり、行政としては余りお手伝いできないということになるんですね。ここらあたりもこれからの課題にもなってくるんですよ。ですから、激甚災害に指定されれば幾らか手当ができるとかありましたけれども、暴風雨とか、こういう自然災害、これについて、たしか二、三年前に東栗倉に大

雪が降ったときに、なかなか市としてはお助けできる事案がないんだというお話もあった、そのときに公的な、美作市として何とかそういったものを支援する、そういった制度も考えなきゃいけないんじゃないかということも申し上げたわけでありまして。そこらあたりも含めまして、この2回目の1番、2番の質問にお答えいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

今度は私のほうからお答えいたしますが、問題とされているポイントについては全く同感のところがございます、簡単に言いますと、国が激甚災害と認めるかどうかは別として、被害に遭われた方と実感としては同じ被害なんですよ。7月のときにも、お住まいの近くで畑の崩落があったり、あるいは梶並の地区で床下浸水があったりした、そのときに浸水については私どもはたまたまさまざまな形で義援金を頂戴してる残があったので、去年の豪雨災害と同じような配布をしろということでもさせていただいたんですが、それはとりもなおさず、災害被害者において国が認定するかどうかは別として、被害の大変さというのは変わらないという原則をそろそろ私どもとしても行政的に取り組んでいくべき柱にせにやいかんだろうと思うからであります。近年割とそういうことはやってまして、おととしもそうですけども、いろいろ相談をする中で、山の問題なんだけども、それを何らかの工夫でそこにあお線があったじゃないかというふうにして当てはめることをやってみたり、さまざまな努力を今させていただいてるんですが、今後の課題として、激甚災害にならなかった場合において、現に土砂が崩れてるんだ、現に床下、床上浸水があったっていうときに、国が面倒を見てくれないとしても、市として何らかの復旧助成ができるような制度の開発というのが必要だろうなというふうに、これは実は随分前から部内では申し上げてるところでございます。それに沿った形の今の御質問だと思います。雨量計の密度を増やすんじゃなくて、災害が起こったら災害が起こったところに対応しようというのが今の私どもの考え方ではありますけれども、若干その方向性が違うんですが、目的とするところは多分同じことを言っているんじゃないかということで理解をいたした上で、災害において規模の大小は個人にとっては関係ないんだと、被災者においては自分の家が浸水したら、それは100戸浸水しようが1戸浸水しようが、自分の家は1戸しかないんだから同じなんだという観点で今後政策に生かすための市としての制度づくりに取り組まさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本雅彦議員。

**10番（山本 雅彦君）**

市長から制度設計の話もありました。そういったことがどこまでできるかどうか、今後注視していきたいと思いますが、一番私がきょう言いたかったことは、雨量計、これは県が設置してるんです。先日も県のほうに言いましたけども、この数をもう少し増やしてほしいと。せめて2つ、3つ増やしてほしいです。それを市のほうからしっかり要望してもらえないかということですよ、県のほうへ。つまり、市のほうが幾らあっても役に立ってないわけですから。ですから、県の分をしっかりと増やしていただいて、あるいは市のほうでもいいんですよ。市が独自に設置したものできちんとデータに集積できるものを設置すると、それでもいいんですけども、増やしていただきたい。ここにありますが、雨量の設置場所、余り役に立ってないですけども、福山診療所とか粟井小学校、川上川、大原川、宮原、角南処理場、矢田、後山愛の村、海田川、瀬尾川ですかね。こういったところにあるんです、10カ所。ただ、これは今言いましたように10分間だ



け。データの集積はないということですから、これを改良していただいて、ここに当てはめていただいてもそれはいいんです。それで、市のほうでそれがきちっと把握できれば、証明になればそれでいいわけです。ただ、県までそれがつながるかどうかっていうのは技術的な問題でしょうけど。そういったことで、局地的な豪雨災害に対する証明ができるような形をしっかりと考えていただきたいということでございます。

答弁はありますか。

**議長（岡本 泰介君）**

どなたが答弁されますか。

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

山本議員、貴重な提案ありがとうございます。災害対策の基本は、同じことが二度と繰り返されないということが基本にあると思います。雨量計の測定値は、降雨の情報の重要なデータと考えております。雨量計の箇所を増やすことにつきましては、市が設置しているものがデータ集積できるようになるか、新たに増やすのがよいか、十分研究、検討してまいりたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、山本議員、2番目の総括をしてください。

**10番（山本 雅彦君）**

はい、総括ですよね。

市長の答弁もありましたし、また今高山危機管理監からの答弁もございました。これについては、明年3月にまた予算案も含めた定例会がありますので、それまでにしっかりと検討していただいて、こちらから再度お聞きすると思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、12時になりましたので、山本雅彦議員の3番目の質問は再開後ということでお願いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議に入ります。

先ほど、岩江議員から連絡がありまして、病院が手間取っているので本日は欠席するとの連絡がありました。

それでは、一般質問を続行します。

山本雅彦議員、3番目から入ってください。

**10番（山本 雅彦君）**

先ほどの休憩時間中に、私がきょうの冒頭に月の土地を1エーカー買ったという話をしてましたけど、青山議員も10年ほど前に買ったということで、ちゃんと権利証を持っとられました。多分、市内にはもっとたくさんいらっしゃるかもわかりません。余分な話ですけども。

それでは、3項目めに入ります。

これは、鳥獣害対策について質問をしております。これは、今まで何回かしたことがありますけれども、特に今回は1つに絞って質問をしたいと思っておりますけれども、まずは平成30年度までの被害状況とその課題とい

うことで、5年ぐらいいさかのぼっていただいて、被害状況はどういうふうになっているのか、またその対策と今後の課題、そしてどのようにこれに取り組んでいくのかということを質問いたします。

2番目として、各鳥獣害の捕獲状況について、これもデータとして報告していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

鳥獣害対策の状況について、平成30年度までの状況と課題ということでございますが、農作物等を鳥獣から守る防護と有害鳥獣の捕獲、そして捕獲した有害獣の利用に取り組んでおります。

まず、防護については、防護柵等の整備に係る資材費を対象に補助しております。資材費のほぼ全額が補助対象となる国庫補助事業では、平成26年度から平成30年度までの5年間に27地区、延長72キロを整備しております。そのほか、県や勝英農業共済事務組合の補助事業を含めて、資材費の5割から7割を補助しております。5年間で368カ所、延長210キロを整備しております。

令和元年度から農業共済事務組合の補助制度が変更になりましたが、市費によって7割の補助を維持しているところでございます。有害鳥獣の捕獲については奨励金を支給しております。平成26年度はイノシシ1頭当たり5,000円から2万1,000円、ニホンジカ1頭当たり1万円から2万7,000円の交付でしたが、国、県の補助単価の変更があり、平成30年度ではイノシシ1頭当たり5,000円から1万8,000円、ニホンジカ1頭当たり1万円から2万9,000円を交付しております。令和元年度においても同額で取り組んでおります。

この捕獲対策では、年間を通じて美作市猟友会の各駆除班などに有害鳥獣駆除許可を出して駆除をしていただいております。許可件数は、平成26年度から平成30年度までの5年間で鳥類が1万3,998件、獣類が3万5,914件でございました。捕獲したイノシシ、ニホンジカのうち、食用になるものは獣肉処理施設に搬入していただいております。平成26年度から平成30年度までの5年間でイノシシ851頭、ニホンジカ6,314頭を処理しております。

また、市内の狩猟者数は、平成26年度248人に対し平成30年度が255人となっており、新規狩猟者は5年間で78人増加しておりますが、総数は5年間で7人の増加にとどまっております。狩猟者の高齢化が進む中、今後捕獲の担い手、特に銃を持って猟をしていただく方、銃猟者の減少が懸念されまして、課題となっております。

次に、鹿、イノシシ、猿、ヌートリア、カワウ等の捕獲や駆除の状況、被害額についてでございますが、捕獲数については野生鳥獣捕獲奨励事業の支給対象となったもの、被害額については農林水産物における推定値でございますが、まずニホンジカの捕獲頭数は平成28年度が5,120頭、平成29年度が4,442頭、平成30年度が4,559頭で、被害額は3年間の平均で767万1,000円と推定しております。イノシシの捕獲頭数は、平成28年度が1,080頭、平成29年度が1,155頭、平成30年度が1,057頭で、被害額は3年間の平均で703万2,000円でございます。猿の捕獲頭数は、平成28年度が2匹、平成29年度はなくて、平成30年度が2匹ということで、被害額は3年間の平均で32万8,000円と推定しております。ヌートリアの捕獲頭数は、平成28年度が15匹、平成29年度が11匹、平成30年度が7匹で、農林水産被害額は3年間の平均で262万9,000円でございます。カワウの捕獲羽数は、平成28年度が11羽、平成29年度が2羽、平成30年度が23羽で、農林水産被害額は3年間の平均で182万8,000円でございます。サギ類の捕獲羽数は、平成30年度から奨励金の対象としておりまして、平成30年度は47羽で、被害額の3年間の平均は40万9,000円と推定しております。

経済部では、野生鳥獣捕獲奨励事業や有害鳥獣駆除班活動奨励事業、捕獲活動推進対策事業、銃猟駆除活

動奨励事業などによりまして猟友会に駆除を行っていただいておりますが、鳥類、獣類の農作物などへの被害について、依然として市民の方々から連絡をいただいております。猟友会と連携をとりながら、有害鳥獣の駆除に努めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

報告を一通りいただいたわけでありますけれども、イノシシの捕獲の金額が少し減って、鹿が少し増額したということになるんでしょうけれども、捕獲頭数と、それから処理場に搬入する頭数、このあたりはかなり大きな開きがありまして、そういったことの解決には今建設が進んでおる減容化施設も寄与するんじゃないかというふうに思うわけでありますけれども、それにしても、まだまだうまく処理できてないということは言えるのかなと思います。こういったことについては引き続きよろしくお願ひしたい、なかなか大変だろうと思うんですけども、猟友会とも協議しながら進めていただきたいと思います。

奨励金そのものは大きく変わってはないわけでありますけれども、私が特に気になるのは川の関係ですね。特にサギとか、あるいはカワウなんかの関係ですけれども、私が記憶しておりますのは、多分中学時代かなと思いますけれども、吉野川には毎年アユ釣りに来る方がたくさんいらっしゃって、それに伴って宿泊客があったり、あるいはいろんなお店が繁盛したりということで、にぎやかさが随分あったんですけども、近年はほとんどない、そういう状況であります。千種川を目にしてみましたけど、千種川も幾らかはいらっしゃるけども、かつてほどの人数ではないということで、どこでもそういった被害が広がっているんだろうというふうに思うんですね。そういった意味で今回2回目の質問では、カワウの捕獲羽数、これが平成30年度が23羽ですよ、それまではちょっと少ないんですけども、これはなぜ30年度から少し増えたのかということ、その理由をお聞かせ願ひたいということ。被害額そのものは182万8,000円となっておりますが、実際は漁業資源が随分減ってますので、もっと大きな被害になるんだろうというふうに思うわけでありますけれども、このあたりの推計がどうなのかなという気はしております。

また、サギ類については、これは白サギも今捕獲してもよくなったんですかね。その辺、私は白サギは例外だったと思うんですけど、そうじゃなかったんですかね。そのあたりを確認させていただきたいと思います。いずれにしても、これも捕獲総数が増えておりますけれども、積極的に捕獲をやっていただいているということのあらわれだろうと思いますが、どういう対策をとっていらっしゃるのかお聞かせ願ひたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、獣肉処理施設での搬入頭数でございますが、イノシシの獣肉処理施設への搬入頭数は平成28年度が120頭、平成29年度が181頭、平成30年度が166頭となっております。捕獲頭数に対する搬入率は平成28年度が11.1%、平成29年度が15.7%、平成30年度も同じく15.7%となっております。ニホンジカの搬入頭数は平成28年度1,099頭、平成29年度1,047頭、平成30年度1,283頭となっております。捕獲頭数に対する搬入率は平成28年度21.5%、平成29年度23.6%、平成30年度28.1%と増加しております。今後も猟友会の方々の御協力をいただきながら、また減容化施設も十分御利用いただけるように、搬入頭数が増えるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、カワウについてでございますが、カワウ対策につきましては平成26年に国、県、市町村及び関

係団体で構成する岡山県カワウ対策協議会が設置されております。岡山県が平成30年4月に作成した岡山県カワウ被害対策指針によりますと、平成14年度以降、生息状況の調査をしており、県南部の大規模なねぐら、コロニーから北部域に拡大してきたと推定されております。この指針では、県北部に点在する小規模なねぐらなどについては捕獲、追い出しなどの対策を積極的に実施する、南部の大規模なねぐらなどについては集中的、効果的な捕獲やにせの卵などやドライアイスなどを用いて個体数の調整を行い、県全体の個体数を減らすというふうにしています。

美作市では、猟友会の方による銃器捕獲や、吉野川漁業協同組合による花火を使用した追い払いなどで取り組んでおります。吉野川漁業協同組合ではどのような議論になっているかということでございますが、近年カワウが群れをなして飛来してきます。その食害は、1日に500グラム食べると言われ、河川の自然環境にも影響を及ぼしております。当漁協としても花火やてぐす張り、猟友会からのカワウ買い取りなど、年間を通じて駆除活動を行っているが、被害を防ぐまでには至っていないということで実績報告を受けております。カワウの買い取りといたしますのは、市の捕獲奨励事業である1羽当たり1,000円に加えて、漁協が別に1羽当たり2,000円を支給するものでございまして、このカワウを捕獲した際の提出先を漁協においても受けていただくことになったことから、平成30年度以降、サギについてもそうですけど、サギも平成30年度から奨励金の対象としたことから捕獲頭数が増えているということでございます。サギにつきましても、特段種別によって、これは対象外というような取り扱いは行っておりません。なかなかカワウやサギについて有効な対策がないのが実情でございますが、引き続き猟友会、吉野川漁協と連携して取り組んでまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

先ほど、カワウとサギのことも触れていただきましたが、これについては、なぜ捕獲数が増えたのかということをお聞きしたわけでありまして、先ほどの答弁では奨励金がアップしたからじゃないかということですね。そういうことなんだろうけども、私が聞きたいのは、どういうふうにしてそれを捕獲したのかということです。例えば、網を張ったとか、何か方法がなければ大量に捕獲はできませんから、あるいは狩猟をするとか、そういった方法もあったのかもしれませんが、効果的な対策で少しでも被害を減らしていただきたい。それから、白サギについては、私はこれは対象にならなかったのかなと思ったんですけど、今その区別はないということで答弁がありましたけども、そういう認識でいいのかなというふうに思いますね。

あえてこの項を挙げさせていただいたのは、漁業資源を何とか守る必要があるということで、これからもしっかりとそれに取り組んでいただきたいという思いの中で挙げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

これをもって総括にかえます。

議長（岡本 泰介君）

4項目めですね。

10番（山本 雅彦君）

4項目めでございますが、Society5.0ということを出しております。

これは、御存じの方は御存じなんですけども、新しい時代の幕あけが近づいているということだろうと思うんですね。つまり、サイバー空間、仮想空間からフィジカル空間、現実空間、これを高度に融合させるシ

システムがこの Society 5.0になるわけでありませうけれども、簡単に言えば、今まではインターネットからインターネットへ、機械から機械へという、M2Mとも言いますが、そういった形だったんですけども、これを今度は AI とか、そういったものを活用しながらモノのインターネットということでございまして、こういった時代が変わってきつつあるということでもあります。このことを国としても今積極的に推進しております。私は、美作市ではこれをどのように取り組むのかということをお聞きしておるわけでありませう。人類史上5番目の新しい社会を目指すものでございませう。全国的には各自治体でこれに取り組み、また実装計画は進んでいるわけでありませう。本市においてもさまざまな場所でこれに取り組むことができるというふうにお考えでありますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、4項目め、Society 5.0につきまして御答弁をさせていただきます。

美作市として取り組めるものがあると思われるが、どのように考えるかとの御質問ですが、Society 5.0と申しますのは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指すものでございまして、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱され、モノのインターネットと言われる IoT や人工知能と言われる AI などの現代の最新テクノロジーを活用することで経済発展と社会的問題を解決し、人間が質の高い生活を送ることができることを目指しております。

当市におきまして既に取り組みを開始しているものとしましては、ITを活用しました有害鳥獣捕獲通知センサーの機器の導入、災害時の状況確認等を行うドローンの導入、また消防業務関係では、聴覚、言語機能の障がいのある方がスマートフォンなどのインターネット機能を利用して119番通報が行えるNET119緊急通報システムの導入などがございませう。

今後の取り組みにつきましては、防災面では、ドローンにより得た映像情報をネット配信し個人のスマートフォンなどに知らせ、安全な避難誘導や二次災害の予防等が考えられます。また、高齢者の見守り事業としまして、センサー端末を活用して高齢者の日常生活を検知し、情報を遠方の家族などに発信することで安否の確認を可能とし、緊急事態の早期発見や家族の安心につながる仕組みを担当課で研究しているところでございませう。

このような構想は、携帯無線網5Gや遠距離通信を実現する通信方式LPWAなどの高度無線インフラ整備や各業務システムの構築が必要となりますが、今後本市としましては実用に向けた研究を行っていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

新しい時代に入りつつあるというのか、既に入っているというわけでありませうけれども、これからこれを積極的に取り組んでいくというのは、かなり時間とか、あるいは人材等が必要になってくるようになります。これを積極的に進めていく中で、美作市としての今後の取り組みとしていرونなところに活用できるということをお聞きしたいわけでありませう。そのことによって、少ない人数でより大きな効果も出るわけでありませうし、要はものものは自分たちでやりとりして、それを制御していくということになるわけでありませう。したがって、AIを活用しながらIoTでしっかりとこのことを進めていくことが必要であろうと思ひ

ます。

いろんな例があるわけですね。もう既にこれを実用化してるところというのがありまして、先ほど話がありましたけども、介護や見守りをすることも当然あります。また、モノのインターネットの接続として、例えば保育所施設のAIの入所事業とか、あるいは果物の安定生産と栽培促進事業、あるいはICTによる衣服生産のプラットフォームとか、あるいは山口県的美祢市では、美祢市地域IoT実装計画というのが進められておりまして、それぞれがいろんな取り組みをやってるということでありまして。この地域IoTの実装計画のための特別交付税措置というのものもあるようでありまして、私はつい数年前まで、各自治体がしっかり頑張ってくれよという、地方創生に関してしっかりと国は補助金をつけるなんて言って、いろんなプランを出してくれたところには補助金をつけるよなんか言ってましたけど、今回これでもそうですけど、いろんなプランを出して、それに組み込んであれば特別交付税ということで出しますよなんて言ってますけども、結局は地方は自分たちの力でやり切るしかない。そのために国のそういった交付税措置を活用しながら、いかにIoTによってそのまちを変えていくかという、そういったことも考えていかなければならないと。したがって、この庁舎内でそういったことを研究するプロジェクトチームなんかをつくって、これに対して積極的に取り組んでいくべきじゃないかということをお願いしたいわけでありまして。

また、このAIを活用して窓口業務を行っている自治体もありますし、また議会の議事録の作成業務などもAIがやっていると。あるいは、先ほど触れました保育所の利用の調整業務についてやって省力化をしていると。あるいは、休日とか土曜日とか役所も休みですから、そういったときには手続、申請等の自動処理と、こういったこともAIでできるわけでありまして、そういうことを今後積極的に進めていくためにそういったことをきちんと研究しながらやっていけるような、そういった体制をつくっていくべきではないのかということをお願いしたいわけでありまして、2回目の答弁としてお答えいただきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

議員からも御案内がございました美祢市の地域IoT実装計画を確認しましたところ、その内容につきましては教育と観光の2分野について策定をされたものでございます。事業内容につきましては、教育分野では離れた学校同士で学び合う遠隔合同授業や英会話の授業等、それから観光の分野では、秋芳洞の観覧料の徴収をキャッシュレス化することや、Wi-Fi整備などの推進体制の整備等を行うというものでございました。

先ほどの答弁の中でも申し上げました高齢者の見守り事業につきましては、複数の関係課によりまして現在研究を行っております。また、マイナンバーカードを活用し、全国共通ポイントが付与される消費活性化策が来年夏ごろから行われる予定ですが、本件につきましても関係課による調整会議を行い、情報共有を行っているところでございます。

議員御提案のプロジェクトチームということも一つの方法ではあるかと思っております。関係部局で今後とも情報共有を行いまして、研究してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本雅彦議員。

**10番（山本 雅彦君）**

これについては先ほど答弁がございましたけども、しっかりと研究していきながら取り組んでいきますという答弁だったように思います。なかなか実際やろうとしたら大変になると思います。しかしながら、こう

いった時代になってきたんだということ、またそういうことに積極的に取り組んでいかないと、これからの行政サービスそのものが追いついていかないこともあるんじゃないかということでもありますので、取り組んでいくべく、しっかりとやっていただきたいということでございます。多分、これについては市長のほうに総務省からずっとメールが来てると思うんですね。市長もよく御存じだろうと思いますけども、それを御存じの上でこれからそれを進めていただきたいということでございます。私たちも、これはしっかりと研究しながら、いろんな提言もできればなというふうに思っているわけでありまして。

きょうのところはこのぐらいにしときますけども、またいずれ機会がありましたらこのことについて少し掘り下げた議論をしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

さて、いよいよ最後の質問になりますけども……。

**議長（岡本 泰介君）**

5項目めに入ってください。

**10番（山本 雅彦君）**

私は、この夏も美作日越友好協会の一員としてベトナムを訪問いたしました。これで4回目になるんですね、ずっと初めから行かせてもらってますが。この交流について、ダナン大学との交流を4年前からやるわけですが、これについて今後の展開というものをごどのように考えているかということがまず1点目ですね。

それから、このたびの交流で最終日、ベトナムの外務省にお邪魔したときに、ハノイ北西部のイエンバイ省という、日本で言やあ岡山県ぐらいな規模なんですけども、その知事、つまり共産党ですから、地区委員長になるんですけど、その知事から交流の申し出がありました、美作市に。美作市には非常に興味を持っていらっしやいまして、当然市長の積極性もあるんですけども、岡山県よりもむしろ美作市のほうが名前が通ってるという、これはベトナムではそういうふうになってるわけです。そういうことで、うちの岡山県の県議にどうなってるのというふうに聞いたことがあるんですね。何か岡山県は余りベトナムには関心がないのかなということを言いましたら黙ってましたけど、美作市のほうがそれは随分進んでいると。私たちが行ったときも、この8月になってからだと思いますが、日本の5県の知事が近々お見えになるんだと、積極的に交流の申し出があるんだというようなこともありました。

それから、ちょうど日越のフェスティバルがある日に、私たちも参加して上を向いて歩こうを歌ったんですね。舞台上で歌ったんですけども、そのときに千葉県勝浦市に本社がありますホテル三日月グループというのがありまして、この三日月グループがダナンの海岸沿いに約120億円投資してホテルを建てると。そのちょうど調印をやったときがありまして、そのとき私たちも、ダナンの地区委員長と会談をしに行ったときでありましたけども、その調印式をやったわけでありまして。その日の夜にそういう友好のフェスティバルがありまして、三日月ホテルの関係者約100人ぐらい出てきましたね。一緒に踊ったりしながら友好を深めておりましたが、既に民間ではそういった投資も行われておりまして、ダナン市としてはそういったことを積極的に受け入れているということでもあります。ただ、少し話が前後しましたが、私たちが訪問したときの最後の日に、イエンバイ省からそういった交流の申し出がありました。これについて、副市長のほうが行方しておりましたので、副市長のほうも会談されまして、研究していくというようなことでもありますが、私はこのイエンバイ省についても交流を進めていくべきだろうなと思っております。その辺のお考えについてお尋ねしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、5項目めのベトナム国との交流についてで、まず1項目めのダナン大学との今後についてという御質問でございます。

平成27年4月に、ベトナム社会主義共和国の国立ダナン大学と5年間の相互の協力に関する協定を締結いたしました。この協定の目的は、人材交流や合同シンポジウム、講演会を開催することなどにより、相互の協力関係を発展させることにございます。これまでに、ダナン大学の卒業生を市の嘱託職員として採用し、市民を対象としたベトナム語や文化講座などを開催するとともに、市内在住のベトナムの方々に対する福祉、安全、生活支援などをしております。また、平成29年からダナン大学へ日本語教師を派遣し、ダナン大学の学生に日本語を教えるなどの人材交流を行っておるところでございます。平成28年4月には美作日越友好協会が設立されまして、市内在住の技能実習生等を対象としたバスツアーや、ダナン市で開催されるダナン越日文化交流フェスティバルに一昨年より参加しておりまして、美作市のPRなどの交流活動やダナン大学へ日本語の本を寄贈するなどをさせていただいております。

このように、ダナン大学との協定締結以降、官民における交流が深まってきております。ダナン大学を今回訪問した際には、レ・クアン・ソン副総長から、これまでの交流に関しては非常に高く評価しており、ダナン大学としても協定を継続するよう考えているとの御意見をいただくとともに、ダナン大学卒業後の就職先について、美作市の企業で働けるような流れをつくっていただきたいとの発言がございました。令和2年4月でダナン大学との協定期間の満了を迎えますが、今後とも技能実習生を初めとしたベトナムの方々の増加が予想されることから、ベトナムの方々の生活の安定と市民との調和を目指して協定を延長し、交流を継続してまいりたいと考えております。

次に、2項目めのベトナム国イエンバイ省との交流についてでございますが、先般7月にベトナム国を訪問した際、ベトナム外務省からベトナム北西部にあるイエンバイ省と美作市との交流をお願いしたいとの提案をいただきました。イエンバイ省は日本の県レベルの規模の自治体でございますが、ベトナムの北西部の北部丘陵・山岳地域にあり、高速道路によりましてハノイから車で約1時間半の距離にあります。人口は約80万人、面積は美作市の約16倍の6,886平方キロメートル、農地面積が約17%、森林は約67%で、鉱物資源が豊富でありまして、お米、お茶、シナモンなどの農業や林業が主な産業となっております。棚田もありまして、世界で最も美しい棚田の一つと言われており、昔と変わらない手つかずの自然が残っているところでございます。

日本の自治体等との交流の実績はイエンバイ省にはございませんで、ベトナムと積極的に交流を行っている美作市と交流を行いたいと、イエンバイ省の人民委員会委員長——先ほども議員からございましたが、日本では県知事クラス——からもお話をいただきました。ベトナムの外務省を初めとしたベトナム政府の高い熱意に基づいた話でもありまして、この申し出につきましては日本、ベトナムそれぞれの友好関係自体の問題ともなり得るため、できるだけ関係者の意に沿って対応をしていきたいと考えております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

市長。

#### 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

イエンバイ省の問題に若干の補足をさせていただきますが、せんだってこの話を議員から出張帰国後にいただきまして、私としては日本国政府はどういう感じかということでは幾つか聞いてきました、外務省関係者に。一様に積極的に考えてやってほしいと。何となれば、ベトナムは今や日本の準同盟国であり、今後社会のあらゆる分野で強いきずなをさらに強固なものにしていかなきゃならない国と考えているところであつ



て、その際、今まで美作市が果たしてきた役割を評価するとともに今後もその役割を拡大してほしいということで、イエンバイ省についても積極的に考えるべきであろうという御示唆を外務省関係者からいただいていることを報告させていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本雅彦議員。

**10番（山本 雅彦君）**

市長から答弁もございましたわけでありまして、このダナン大学とは今後も交流を続けていくとの答弁でございました。来年4月で一応5年間で満了するわけですから、その後も更新をするということでございます。私は、こういった交流事業というのは一過性であってはならないというふうに思っております。したがって、お互いの信頼関係のもとにこれをしっかりと継続していくことが、これから日本とベトナム、また美作市と各都市の交流そのものが安定していくんだらうと、また継続していくんだらうというふうに思うわけでありまして。ベトナム国での美作市の認知度というのは、先ほど少し触れましたけれども、非常に高くなっております。このことによって、今後もベトナムの皆さん方は美作市に思いをはせて、こちらに来たいという方も随分いらっしゃるようでありまして、これからは大学との信頼関係をより深めていながら、美作市としてしっかりと受け入れができるような、そういったことも取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っております。

したがって、この大学との交流について、先ほど更新をするというお話でございましたけれども、それをどのように進化させるのかという意味で、もう少し聞いておきたいというふうに思います。

2番目のイエンバイ省の地区委員長、副委員長、いわゆる県知事あるいは副知事という立場でございますけれども、この方々や、そのほか随行していらした幹部数名の方々とお会いしました。そのときにいろいろ会談して懇談をしておりますと非常に私も親近感を覚えまして、美作市のことも、先ほど触れましたように、大いに信頼をしてらっしゃる。これは大きいなと思えました。これは市長の信頼性も高いんでしょうけれども、そのことによって今回の申し出があった、そしてこの秋には地区委員長や副委員長も日本を訪問されるやに聞いておりました。日本を訪問されたならば、美作市に訪問される予定は今のところあるのかないのか、そのあたりもお聞きしておきたいと思うんですね。現在は、このイエンバイ省は農業や林業が主産業ということでございますけれども、美作市に通じるところがあるんじゃないかなというふうに思っております。美作市としてできる支援というのものもあるかなと思っておりますので、そのあたりも含めて今後の交流についてお尋ねしておきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、ダナン大学との交流については、私どものベトナム交流のもともとの発想の原点が、美作市に6年ぐらい前からベトナムの方々が実習生として増えていると。当時は、まだ中国からの方のほうが多かったんですけども、民間企業の皆さんの声を聞くにつけ、これからはどうもベトナムの方々のお越しをお願いするのが一番企業として、あるいは地域産業としていい方向じゃないかと。ついては、美作っていう名前を出すといい人が来るような、そういう環境整備をしてほしいんだと、こういう実は要望があったことがベトナム政策の発端であったわけでありまして、そこで姉妹都市から始めようかといろいろ考えてやっていくうちに、人材と言えはやはり大学だなということになって、これも御縁があったのでダナン大学をお願いをして、そしてまさに人材交流ということから出発をし、おかげさまで実習生の心のよすがになっている当市の

インターンも今3代目になりましたけど、継続的に来ていただいている。

せんだって警察からも表彰をいただいたわけですが、警察の関係はたまたま本市に流れ込んでいたベトナム出身の労働者の方々の問題であって、その気持ちを十分そんたくした通訳をできたことにおいて本市は評価されたわけでございますけども、聞けば、私はベトナムの在京大使館の大使とも話をしたんですけども、おっしゃるとおり美作市の名前はかなり高くなっていて、ホー・チ・ミン像を唯一日本で受け入れているということも含めて、ベトナムから見ると、人材供給のときに安心感があるんだと、あるいはいい子が行きたがるっていう特徴がだんだん出てるんじゃないかということであるというようなことも聞いております。そういう意味での必要性は今後とも高い。特にダナン大学との関係で申し上げますと、大学卒の方々をできたら高度何とかかんとかっていう手法であるとか、あるいは大学院卒の方々をしかりとしたワーキングビザの形で本市の関係の企業等に来ていただくことができれば、これは本当に両方ともウイン・ウインでありますし、それから医学部看護学科というのが向こうにありますけども、その卒業生の方々に、ようやく滋慶の日本語学科ができてるので、次第次第に来ていただきたい等々を考えますと、今後ずっと継続する付き合いが必要だろうなというふうに思っております。そして、今私が申し上げたような意味合いがもう少し、濃淡で言えば濃くあらわれたような次の協定にすべきじゃなからうかなと私本人は考えているところであります。

一方で、今度は都市間交流の話が、都市間というか自治体間交流っていうんですかね、出ております。一時ダナン市とどうだろうという話があったんですが、ダナン市自身は既に日本の幾つかの都市と姉妹縁組を結んでいて、そこにまた我々が入っていくっていうのがいいのか悪いのかようわからんなということを若干私も思ってたんですけども、今度イエンバイは、多分今後もし協定などを結んで交流が始まったとしても、いわゆるオンリーワン状況が多分続くと思うんですね。さらに言うと、どこへ目的を置くかということについては、ダナン大学については双方の人材交流というものをやっていこうと。それが目的の一番柱であって、それもある程度成果を上げた。今度は、市民同士の交流ということを目的とする、そうすると我々のところで林業を営んでいる方々がイエンバイの林業者と語るとか、私どもで棚田をやっている人がイエンバイで棚田をやっている人と語り合うみたいな、そういうマッチングというのが可能になってくる可能性があるんですね。ダナンで棚田をやっている人は探してもいません、これは。残念ながらね。我がほうで海水浴場をやっている人もいないということになりますんで、とても魅力的な町であって、ダナン大学を中心として交流を今後ともきちっとやっていくにしても、都市間交流っていうときに、私はイエンバイはイエンバイなりに、確かにダナン市より人口の小さい県ですから田舎って言えば田舎であるし、さえないっちゃさえないかもしれない。逆にそれが、私たちの市民の方々が行って交流するときの共通の理解のベースになったりするっていうこともあるんじゃないかなということを最近思ってるわけでありまして。

国と国が友好関係がある、準同盟国である、市民と市民が信頼関係を持つということが国と国との関係の永続に寄与するとすれば、私としてはイエンバイの地理的なロケーションあるいは自然、社会の今のあり方というものは本市とそう変わらないというか、山の中で海がないということも含めて、よい心の交流ができる環境にあるのかなという期待を持っておると。そんなことを、もし今度、まだ日程が確定してないんでわからないんですけども、イエンバイ省の方々が当地にお越しになって、時間があれば本市の田園風景、山岳風景を御案内しながら、そういう気持ちを伝えてみたいかと私自身は思わせていただいているということでご答弁いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

#### 10番（山本 雅彦君）

イエンバイ省というこの省、県ですけれども、この中にはイエンバイ市を含めて9つの都市があるわけでありまして、その集合体がイエンバイ省というわけでありまして、ここは、先ほど言いましたように、ハノイから車で1時間30分程度のところでありまして、非常に人間的にも親しみやすい方々だなというふうに感じました。私たち東洋人特有のそういった親近感もあるのかもわかりませんが、非常に正直であると。また、真面目というか、一生懸命なんだというようなどころを感じて帰ったわけでありまして。したがって、こういった交流がもし美作市として、例えば先ほど私は林業とか農業とかというのは美作市としてはいろんなことで協力できる場所もあるというふうな思っただけですので、そういうことでお尋ねしたら市長もそういうふうにおっしゃいましたけれども、そういうお付き合いもできるわけでありまして、できることからそういった交流ができれば、美作市としてさらなるこれからの国際交流も進んでいくし、またその交流によってベトナムの方々も美作市に来て、そしてお互いに信頼関係を高めていくと、そういったこともできるのかなというふうに思います。

今後の交流のあり方について私なりにいろいろ考えてみたら、こういった申し出があった今回の交流事業でございましたけれども、それなりの意味があったと、価値があったというふうには思っております。一緒に行かれた職員の方も随分御苦労なされたと思いますけれども、また行く機会がありましたらぜひ御一緒させていただいて、私は行くなら毎年行く必要があるというふうな思っておりますから、そういうことでこの質問を今回の一般質問の最後にさせてもらったということでございます。何かにつけて内政、外政、いろいろ大変なときでもありますけれども、しっかりと美作市そのものを内外にアピールしていきながら、これからも頑張りたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

少し早いですけど、10分休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時01分 再開

#### 議長（岡本 泰介君）

会議を再開いたします。

続きまして、通告順番15番、議席番号14番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

なお、鈴木悦子議員より説明資料として現物を掲示するとの申し出がありましたので、これを了承しております。

鈴木議員、始めてください。

#### 14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

14番鈴木でございます。それでは、お許しをいただきましたので、これより令和元年9月定例議会の一般質問をさせていただきます。私は2年半ぶりの一般質問でございます。少々上がっておりますけれども、頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、山本議員よりベトナムのお話がありました。私も一緒に行かせていただいたんですが、本当にすばらしい交流もできましたし、それから美作市の産業振興のための営業活動もしっかりできたと思っております。そしてまた、スポーツ関係におきましてもスポーツ交流、その点につきましても昨年より以上に、特に剣道の部門で1チーム増やすというようなこともありまして、しっかりと営業ができたかなというふう

に思っております。

そして、ことしベトナムから帰ってからですが、夏祭りがあちらこちらでありました。その夏祭りに、この8月の最後が30日でしたか、それまでに8回は参加させていただきました。美作地域といいますか美作市は、本当にお祭りが多いところだなというふう感じたところでございます。皆さんも結構行かれたんじゃないかというふうに思っております。そういうことしの暑い夏を祭りで過ぎてしまうのかなという感じしております。

そしてまた、農家の厄日であります二百十日が過ぎました。あすは二百二十日でございます。ことなく過ぎればいいかなというふうに念じているところでございます。

それでは、さて質問に入ります。

4月30日に30年間にわたり続いた平成時代から、5月1日には新元号令和が全ての国民に見守られ幕あけしました。誰もが笑顔で心から平成時代に感謝し、令和という新しい元号時代の幕あけを祝福されたことと思います。そして、令和時代の幕あけからはや4カ月が経過した今、私なりに議員として令和の時代が活気に満ちあふれた美作市や地域、地区を築くためにはどう進むべきか、何に取り組むことが市の発展につながっていくかを改めて考えました。平成時代を振り返り、30年間築いた礎をさらに強靱に、バランスのとれた新時代を目指して、議員活動に邁進したいと改めて思ったところでございます。

そこで、令和元年、私にとって最初の質問でございます。

それでは、いよいよ質問に入ります。

今回は、2項目について通告をしております。

1項目めは、美作市所有の貴重な建造物、美術工芸品の活用と保存管理について、2項目めは美作市立図書館の活用と自治体連携についてでございます。

合併後、6町村が所有していた多種多様な有形無形の文化財など、全て美作市に移行しました。私の生活拠点であります旧大原町においても、高額な値段で購入したり、あるいは先人たちが守り、私たちが継承してきた古文書、美術工芸品など、市の所蔵となっております。ほかの旧5町村においても合併前に所有していた歴史的価値の高い貴重な文献や文化財が市の所有になっていると思いますが、全国に誇れるような貴重な文化財がありますが、所蔵しているのであれば、これからも大切に保存していかなければいけないと思います。それには、次世代にも継承するべきと判断されている根拠があると思います。思いつくままに申し上げますと、購入金額、市の歴史と深く関係した美術品、有名な作者が作成した工芸品などが該当するのではないのでしょうか。

そこで、1項目めの美作市所蔵の貴重な建造物、美術工芸品の活用と保存、管理体制についてお尋ねいたします。特にお尋ねしたいのは、旧大原町時代に購入し、現在も市のホームページで剣聖宮本武蔵が筆者として紹介されている達磨頂相図、これは「ちんそうず」でも「ちょうそうず」でもどちらでもいいそうですが、私は「ちょうそうず」と呼ばさせていただきます。頂相図を初めとした武蔵資料館に展示されている美術工芸品についてです。

まず、達磨頂相図について幾つか質問いたします。

私の記憶では、平成元年に現在の武蔵の里五輪坊、当時は武蔵の里研修センターという名前でしたが、今は五輪坊でございます。完成したときに武蔵資料館も併設され、武蔵ゆかりの品から、武蔵とは直接的には関係のないよろい、かぶと、刀剣などが展示されておりました。その後、私が町会議員に当選させていただいて間もない時期に達磨頂相図、また沢庵和尚の掛け軸、そして武蔵がつくったと言われております瓢箪鯉図鐔、そして海鼠透鏝等々がございます。それと、それから海北友松のびょうぶがございました。

しかし、この達磨頂相図、沢庵和尚の掛け軸につきましては、私が出たときには購入することがもう決定しており、詳細な説明もないままに購入をしたという記憶しか残っておりません。今、私の心の中には、幾ら議員に当選させていただく以前に決定したことであっても、多くの町民の皆様が、この頂相図を買うに当たっては疑問に感じて納得していないことをお聞きしておりました。町民の代表である議員として、なぜストレートに尋ねなかったかという責任の念をずっと引きずっておりました。

そこで、私の気持ちの中で、平成から令和時代へとかわり、そして美作市に合併して15年という節目の年であります。特に大原の皆さんから、平成9年から11年ごろにかけて購入した文化財についてどこでどうなっているんだということをよく言われますので、議員としての責任を果たすために改めてお尋ねしたいと思います。

1点目、私も旧大原町が作成した達磨頂相図の掛け軸の複製品を購入しておりますが、そもそも平成の何年ごろ、どなたからどのような経緯によって旧大原町は購入したのか、また私は2億円という超高価な価格で購入をしたと記憶しておりますが、いかがですか。ここで、掛け軸のレプリカを私は購入して持ってきておりますので、かけさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

どうぞ。

**14番（鈴木 悦子君）**

早うせんと時間が。こういうものでございます。後ろもお見せしましょうか。こういう、見えますか。これが約2億円で買ったというものでございます。

そして、瓢箪鯨図罽、記憶では990万円です、これは。海鼠透鏢です。これは前の議員からまとめて買ってますんで、これが幾らという値段はわかりません。

まず、購入金額の2億円というのを私は記憶しておりますが、いかがでしょうか。

それから、2点目、私の記憶が正しければ、2億円という金額は当時の町税収に匹敵するか、それ以上の金額ではないかと考えております。当然これを購入するに当たっては、補助金は一切ございません。純然たる町の一般財源から捻出することになるわけですから、一般会計予算を計上する段階においても職員の皆さんは苦労されたことと思います。現在でも2億円を予算計上して何かを購入するとすると、当然議論が白熱すると思っております。現実として旧大原町が購入したわけですから、2億円を支払ってまで購入する価値や根拠、納得できる証明が存在したと思うのが自然な考えだと思います。さらに申し上げますと、宮本武蔵が書いた真筆という確たる何かがありますか。真贋のほどをお尋ねいたします。

3点目、私がインターネットで調べたところ、宮本武蔵の美術品を展示、所蔵していると公にされているのは、徳川美術館、島田美術館、国際水月塾武術協会、そして岡山県立美術館、それで今のうちの美作市武蔵資料館です。これだけの高価な美術品を破損させたりしないように、価値を維持するために細心の配慮を心がけながら保存、管理することはとても大変なことと感じておりますが、現在どこでどなたがどのような施設、どのようなところで管理をされているのか、その場所は管理に最適な条件が整っていますか、お尋ねいたします。

4点目、当然、達磨頂相図、沢庵和尚の掛け軸を購入後においては、旧大原町時代から今日まで宮本武蔵真筆の美術品をPRしながら幅広く観光振興に取り組まれていることは承知しておりますが、達磨頂相図を購入したことにより、観光行政を進める上で具体的な効果がありましたか。また、メリットはありましたか。達磨頂相図は、年間にどの程度展示されていますか。また、達磨頂相図の展示についてはPRされていますか、お尋ねいたします。

次に、5点目、武蔵資料館のホームページには、大剣豪宮本武蔵ゆかりの品を約150点所蔵し、その中から40点、50点展示しており、武蔵真筆の達磨頂相図、つば、小づか、頬当て、絵画、彫刻、金工の気迫を込めた作品を見ることができると紹介されております。

そこで伺いますが、達磨頂相図のほかにも沢庵和尚直筆の絵書のような掛け軸を、先ほど言いましたけども、購入してあったように思います。これも真筆かどうかお尋ねしたいと思います。あわせて、購入額と購入ルートも教えてください。また、五輪坊の資料館に入ってすぐ左側に海北友松の立派なびょうぶが展示されております。6曲びょうぶが2双展示されております。私の記憶では、びょうぶに描かれている作品名は忘れましたが、当時町が300万円で購入するという説明があったように思います。違っていますか。このびょうぶも、前の議員と、もう一人ある方の共同持ちでございました、海北友松のびょうぶは。それを300万円で買ってあります。そういう記憶にあります。それをお尋ねします。

このびょうぶの作者でもあります海北友松について、今回質問するに当たり改めて調べてみました。安土桃山時代から江戸時代初期にかけての絵師で、作品は大画面の水墨画が多いと言われておりますが、金緑の色とりどりなすごく鮮やかな緑とか金とか赤とか黄色とか、そういうふうな色を使ったりびょうぶ絵も描いているとのことでした。そして、びょうぶ絵の作品数は31作品が確認されており、そのうち国の重要文化財に5作品が指定されております。また、岡山県と滋賀県の指定重要文化財にも2点指定をされております。さらに、水墨画においても5点が国の指定重要文化財となっております。これだけ評価が高く存在価値のある海北友松絵師のびょうぶ絵が武蔵資料館に展示されていることをもっと全国に向けてアピールするべきと思うのですが、海北友松については一切インターネットや観光パンフレットなどで積極的にPRされておられません。なぜ、これだけの美術品を積極的に利用して武蔵の里への観光誘客につなげないのか、これだけの絵師が、真筆であるなら300万円、400万円は安い金額だと私は思っております。当然、鑑定書もしくは本物に間違いがないという証明が存在をしていることが基本での、今私が発言したのはそういう真贋であるということが基本での発言であります。

少し長くなりましたが、5点目の質問は、沢庵和尚が書いた漢詩の掛け軸と海北友松絵師のびょうぶの真筆性、そして瓢箪鯨図の罫、そして海鼠透鏝、それらの真贋について明らかにできますか。また、本物であるなら、もっと美作市が誇れる貴重な文化財としてしっかりと管理するべきと思いますが、いかがですか。そして、何よりも大きな観光資源として活用が求められていると思いますが、どのように考えておられますか、教育委員会、そして商工観光課にお尋ねしたいと思います。

まず、1回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

美作市所有の貴重な美術工芸品、この活用とか真贋ということでのお尋ねでございます。

これについては、私としては非常にお答えしにくい部分もございますが、事実のみをお伝えいたします。

まず、宮本武蔵の作として知られます、今議員が複製品をお示しの達磨、私は文化財の担当者からは「ちんそうず」ということで、そのように御答弁させていただきます。達磨頂相図につきましては、旧大原町時代からございます台帳によりますと、合併前の平成9年に旧大原町が東京の古美術店古汲洞から、宮本武蔵の生誕地としてのまちおこし推進の目的で、3年間にわたりまして1億9,550万円で購入しているというふうでございます。残念ながら鑑定書はございません。村上家伝来書との井芹氏の箱書きがございます。現在は、英田の歴史民俗資料館の24時間一定温度を保てる保管庫の中で、湿気を通さず、かつ燃えにくい桐製の

書棚の中に、県立博物館から御指導いただいた巻き方で大切に保管しております。

また、沢庵和尚の掛け軸についてでございますが、これには鑑定書がついており、一応真筆ということが確認できます。購入金額は300万円でございます。

それから、海北友松のびょうぶには鑑定書はついておりません。値段は309万円でございます。

以上の美術品につきましては一定の温度と湿度調整を行い、武蔵資料館で展示しております。

この文化財でございますが、各旧町から多くの文化財を引き継いでおりますが、これにつきましては、文化財保護委員会で市としての文化財の指定がふさわしいかどうかというのを1点ずつ審査をいたしまして、美作市の文化財として改めて指定をさせていただいております。文化財の保管につきましては、種類や性質によって定温管理が可能な英田資料館の収蔵庫、またその他の収蔵庫へ選別し大切に保管をしております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

私のほうからは、達磨「ちょうそうず」と申し上げますけど、これを活用した観光行政への効果ということとで答弁させていただきます。

達磨頂相図については、武蔵の里五輪坊内にあります武蔵資料館を紹介するパンフレットの表紙として現在利用しております。宮本武蔵が手がけた数ある絵画の中の代表的な作品として宣伝に利用をしております。また、平成29年10月21日から11月5日までの16日間にわたりまして、武蔵資料館において達磨頂相図の現物を——この当時で5年ぶりの公開となりましたが——公開して、期間中462人の入館者があったということでございます。

現在は、この達磨頂相図は複製を武蔵資料館に展示しております。武蔵資料館には、ただいま議員から御紹介がありましたけど、このほか海北友松のびょうぶ絵や武蔵自身が作成したといわれる瓢箪鯰図罈、こういったものが展示してありまして、昨年度は4,630人の方が武蔵資料館を訪れております。今後も、地域内外の人たちに美作市へ訪れていただき、武蔵資料館を見ていただけるよう、観光協会等の関係団体と連携して、展示品なり収蔵品などの魅力の再発信といえますか、そういったことに努めて観光振興につなげてまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

1回目の質問に対しての担当部署の答弁を伺いますと、残念ながらなるほどと納得できるような内容ではないと感じております。特に経済部長に言いますけど、16日間と言われたんかな、本物を展示されたんですけども、約2億円、1億9,550万円、この武蔵の頂相図を展示するのに、多分資料館の中に展示されると思うんです、ケースの中に。あのケース、私が日曜日にもう一回行ってみようと思って資料館の中に入りました。これぐらいすき間がずっとあいて、ドアがもうあくというか、すき間があいて閉まらないんです、きっちり。もちろん鍵もかかりません。そういうところで、大切に保存すると言いながらそういうふうな管理の仕方じゃあ、本当にどうかなというふうに私は感じました。ぜひ、きっちり戸を開けて鍵をかけるように、きちんとしていただきたいと思います。あのケースも、大原町のときに百二、三十万円かけてケヤキを買って防弾用のガラスを入れて特別につくっていただいて、あそこにはめ込んでいるケースです。そのドアがもう動かないんです。木がいがんでかなんかわかりませんが、大工さんをお願いして大至急直して、きち

と展示できるようにしていただきたいと思います。

なるほどと納得できる内容ではないと思いました。多分、みまちゃんネルを見ておられる市民の皆さんも、どうなんだろうかなというふうに思っておられるのではないのでしょうか。

そこで、2回目の質問をいたします。

私が疑問に感じていることをお尋ねしたいと思いますが、まず先ほどの答弁では、宮本武蔵作の達磨頂相図を購入された目的は将来のまちおこしに活用するためで、約2億円という大金を投入した貴重な財産であるとの発言でした。私といたしましては、旧大原町時代に真筆として購入された頂相図を現在は美作市が所蔵されているのですから、積極的に美作市の顔としてPRあるいはアピールを行い、今こそ購入当初の目的であるまちおこしに活用するときではないのでしょうか。そういうふうな思いを、最初の1回目の質問で言った思いをここできちっと言っていたら良かったなというふうに思います。説明では、英田歴史民俗資料館の保管庫において管理されているようですが、市の財産、宝である真筆を大切に守っていかなければなりません。武蔵が描いた本物を、市民や観光客に本物が発揮する魅力とすばらしさを感じていただくための行動を起こすことがまちおこしにつながるとは思います。今、英田の民俗資料館で保管されていると言われておりますが、保管というより盗難に遭わないために置いているだけで、実際まちおこしには全然役に立っていないというふうに思います。

達磨頂相図を生かしたり、それから鐺を生かしたり、いろんな沢庵和尚の絵書を生かしたり、それから海北友松を生かしたりするためには、真贋が、本物かにせものかが一番に問題になるわけでございます。当時、旧大原町が購入したときは、鑑定書は存在していなかったが、村上家伝来と井芹氏の箱書きがあったので購入をしたという答弁でした。では、鑑定書はなくても購入したわけですか。そこで、宮本武蔵と村上家と、さらには井芹氏、そして野田家の関係について教えていただきたいと思います。鑑定書が手元にあるなら何ら心配はしていないのですが、早急に信頼の置ける機関に鑑定をしていただくことが望ましいと思います。これは市長にお答えいただきたいと思います。

また、それぞれの美術品について、英田歴史民俗資料館や武蔵資料館を初め、他の収納庫において大切に保管管理されているという答弁でしたが、先ほども少し触れましたが、本物を有効に活用してまちおこしにつなげる施策に取り組むのであれば、教育行政としてどのようなことを考えておられるのか。全国紙の記事によりますと、来年度以降に小学校、中学、高校で実施される新学習指導要領には、地域の歴史や文化を積極的に学ぶために連携や活用が不可欠とされているようです。すなわち、教育委員会においても、武蔵資料館を初め旧町村において設置されている美術工芸品、歴史民俗資料を、社会教育あるいは学校教育の一環として鑑賞する機会、学習する機会を提供するべきではないのでしょうか。また、このような先ほど申し上げましたいろいろな文化財を、年間を通じて市民はもとより多くの方に鑑賞をしていただけるよう、展示あるいは歴史講座の開催などあらゆる機会を設けて、特色のある教育に取り組むことも必要ではないのでしょうか。さらに、達磨頂相図を活用した実績がありましたら、お聞かせください。

それと、遠藤部長にお尋ねします。

熊本県との交流は、剣道交流はもう既に十何年間やっております。熊本の剣道大会に行ったり、それからこちらで5月にあります剣道大会にも熊本県からも来てくれております。そういう剣道の交流はしておりますが、美作市と熊本との交流は、以前は前の荒木県議、あの先生が来られて講演をしていただいたこともありますが、そういった交流はいつの間にか途絶えてしまってできておりません。その点についてどういうふうに交流を考えておられるのか。そしてまた、真贋のほどを鑑定していただいた暁には、もしこれが、もしというより本物であると私も信じておりますが、この頂相図を利用しながら島田美術館との交流も図って



いってもいいんじゃないかな、レンタルで島田美術館に貸してあげて、展示していただくというような交流もできるんじゃないかなあというふうに考えます、はい。で、島田美術館は、もう本当に武蔵の一番有名な「枯れ木にモズ」の真筆が一番に飾ってあるところですし、ほかにもたくさん島田美術館にはあります。そういうことで、今言いました私の考えについて、お答えをいただきたいと思います。

2回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず最初に、展示に当たってのケースということでございますけど、これにつきましてはもちろんどういう状況かということを確認させていただきますし、御指摘の達磨頂相図、もちろん公開するとなると、それなりの費用や管理費用など改めて検討が必要だと思いますが、教育委員会と調整していきたいと、ほかの貯蔵品も含めまして検討させていただきたいというふうに思います。

それから、宮本武蔵を通じた熊本との交流ということでございますが、剣道を通じた交流としては、毎年春に熊本市で開催されます剣聖宮本武蔵旗全国小・中学校剣道大会へ美作市からも参加をしております、熊本の指導員の方とも交流ができておると聞いております。また、熊本からも、美作市で開催される剣道大会へ、毎年参加をいただいております。その剣道交流から、美作市と熊本市の宮本武蔵顕彰会が交流をしていた時期もあったようですが、現在は交流が進んでいないとお聞きしています。今後、美作市と熊本市において、お互いの観光情報を相互掲載するなど、交流の可能性について研究してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

たくさん御質問いただきましたので、1つずつ進めてまいります。

まず、経済部のほうで言われました武蔵資料館における公開と、鍵がかからないで大丈夫なのかということでございますが、教育委員会といたしましてはやはり非常に貴重な高価なものでございますので、施設のほうに見守り、それから厳重な管理ということは十分をお願いをし、必要に応じて担当課のものが見回りに参っております。

それから、積極的に活用すべきということでございます。また、その箱書きというものに関してということでございますが、これは実は山陽新聞で、この宮本武蔵の達磨頂相図を大原町が購入されましたときに、記事がございます。大きな記事になっておりますけれども、その中にも書かれておりますけれども、村上家と申しますのは、武蔵の弟子の中で村上平内という方がおられますけれども、この村上平内が武蔵のいろいろな遺品をたくさん持っていたと、そしてそこから明治時代に野田家を通じて井芹家に伝わり、この井芹家のほうで、これは村上家から伝わったものであるということで間違いのないということで箱書きをされたというふうに、こちらの新聞記事、あるいはその当時の担当が調べましたところ、そうしたお話を聞いております。村上家と武蔵、井芹家の関係というのはこのような状況でございます。

有効に活用するというところでございますが、実は今議員がおっしゃいました文化財講座等ということで、この3年ほどで文化財講座、4年目になりますが、文化財講座というのを毎年各旧町で開催をしております。その中で、一昨年、英田で長福寺を題材にいたしました。で、このときに、ちょうど、ちょうどと申しますか、英田の資料館にこの貴重な達磨の図があるということもございますので、1日限りではあるけれ

ども皆さんに見ていただきたいということで、無料にして、そしてこの達磨、この貴重な達磨、武蔵の真筆ですよということで、ぜひ文化財講座に来られた方はごらんくださいという形で公開をさせていただいております。

このほかにも、達磨以外にも、美作市には多くの埋蔵文化財や文化財、発掘されたもの等もございます。そうしたものにつきましては、昨年は大原公民館において掘り出しということで、今まで展示してないようなものも含めまして展示し、そして学習に活用ということで、必ずこれをまずは地元の小学校、ガラスケースを担当が運びまして、その中に説明書きも入れて、小学生や中学生に見てもらおうと。そのほかにも希望がある、これ作東中から、作東中は比較的階段の前が広い吹き抜けがございますので、そこで展示をしております。ことしにつきましては、この夏休みに美作の軌跡と——軌跡といっても珍しいという奇跡ではなくって、道筋という軌跡でございますけれども——古くからの美作の成り立ちというのを、発掘したものとかあるいは文化財で展示をするというものを、作東の美術館の一室で無料で公開をいたしました。今後は、ここで展示したもの、これにつきましては、現在教育委員会の社会教育課に、地域おこし協力隊で学芸員資格を持つ若者に入っていただきまして、その若者が学芸員という知識を生かしまして説明もずっと全部つくり上げ、これは今後は各学校を展示をして回っていこうと、美作市のことを知ってもらいたいということで、学習の機会を設けようということでやっております。

このように、なかなかツバとかそういうところもまでは今まだ行ってないんですけども、そうした美術品等、あるいはそのほかの文化財の工芸品等をしっかりと展示をしながら、子どもたちにもそうしたものに触れる機会というものをつくってまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

#### 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この真贋鑑定っちゅう話ですが、結論的に言うとどっかでやらにやあいかんのだとは思うんです。私もそれなりに、頂相図なり頂相図が購入されたときの大原町の動揺というか、一部には不透明だと言われていたり、急に金をこしらえとか言われて大ごとになったっちゅうことをおっしゃる旧職員の方の声とかいろいろあって、少なくともえらい計画的に調査をして、そして議会の合意を得ながら買ったって話とはどうも違うらしいということは、これ多くの方々が知っている。そのことが合併を経た後も、何となく近寄りがないとか、相手にしにくいというような先入観を植えてきたのじゃないかなあという気がするわけです。

先ほど、教育長の説明のとおり、それらしい手の方が順次受け継いできているということであるので、真贋の見込みを言えっつえば、私もそりゃあ真であると、こういうふうに当然思うわけでありますから、そうならば私どもが正々堂々と文化財として世に主張できる形にすべきでありますから、当然どんな形でもか知りませんが、よく専門家じゃないんでわかりませんが、鑑定の依頼をすべきだろうというふうに思っております。

ところで、実はそういった問題も含め、先ほど教育長の答弁の中にごさいましたけれども、学芸員っちゅう話があって、これ発端の一つは、当局から見ると、例えば美作市指定の文化財とかいろんなものがあるんですけども、体系的にそれがなされているのかとか、その利活用についての学芸員的な目から見た展示の仕方その他についてどうも不十分じゃないか、つまり美作市の文化財行政、もちろん委員会の方々が一生懸命リードしていただいているんだけど、職員レベルとして、もう言葉を選ばずに言うと、素人でやってきたというのはちょっとつらいんじゃないかっていうな発想がありまして、教育委員会もそうだなっていうこと

で、学芸員をお願いしようじゃないかというところできょうに至ってるんですが。実は、学芸員の方の仕事になるはずなんです。私が素人として鑑定してくれえといっても、なかなか何をどう、誰に鑑定してもらったらいいかかわからないわけですから、せっかく採用されている学芸員の方の仕事の一環として、どう鑑定すべきかっていうことについて、早速教育委員会のほうで目論見書みたいなものをつくってもらって、幾らかかるんだとかということも含めて提示をしていただくように求めておきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

ありがとうございます。もう一点お聞きしたいんですが、保険は掛けておられますか。例えば、保管するための火災保険だとか、それから持ち出して展示したときの移動の保険とか、それから資料館の中に展示しているときの飾る棚がドアが閉まらないというような状況の中で保険がどうなのか、掛けとかんと本当に大変なことになると思うんです。だから、その辺はどうなのかということが1点。それからもう一点は、今市長が言われましたけれども、本当に資料館の中は、もう直接海北友松のびょうぶの上に6本蛍光灯がありました。その蛍光灯の光が、何の遮りもなく直接びょうぶに当たってるんですね。そういうことじゃあ、本当に完全に保管できるとというような思いはしません。それから、水上水軍のよろいにしたって、本当にわらに水かけたような、形も何も崩れてしまっておりました。それから、藤原兼重、1,500万円で買った刀なんですけど、これも本当に曇ってしまって、刀文というんですか、刀の波、それもしっかり見えないような状況でございます。全ての面において、もう一度学芸員の方に見ていただいて、資料館の中を展示し直す、改めてリニューアルするという形でしてもらって、ことしじゅうにしてもらって、15年の節目で資料館を新たにしたいという形で、まずは市民の皆様に見に来ていただけたら一番いいかなあというふうに思いますので、ぜひその点をよろしくお願いします。経済部長に、今お尋ねした2点についてお願いします、保険について、それから展示について。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

保険については、まず火災保険につきましては、五輪坊全体として一つ動産に加入しておると、これが火災につきましては、資料館の中に展示しておるものも対象となっております。それから、資料館のものにつきましては、別に盗難保険に加入をいたしております。それで、先ほど照明のお話もありましたけど、この展示品の管理といいますのが、直営の管理、大原町のころの管理を引き継いで、現在の指定管理者も管理しているという状況で、特に専門家の指導を受けているというような状況ではございません。所蔵品の担当部局であります教育委員会と協議を行いまして、適正な管理、そして効果的な展示に努めてまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

英田の保管等に関しましても、きちんと保険を掛けております。なお、英田につきましては、皆様中をごらんになったことがないかと思いますが、二重の鍵がついておりまして、厳重に保管して、私も中を実際確認したことがございます。これにつきましては、達磨頂相図1点についての火災保険、それからまた展示イ

べントをするときには、この達磨頂相図について1カ月幾らというような保険が、これ実は1カ月で20万円保険金がかかりますけれども、こうした保険を掛けております。

なお、この達磨頂相図につきましては、これの保管方法につきまして指導、助言をいただいた県立美術館のこうした水墨画の専門の学芸員の方からは、早急に修繕をする必要があるのではないかということも御指摘をいただいております。修繕いたしますとなると、100万円を超える金額ということになりますので、そうしたことが済まない、やはり長期間にわたって展示をするとか、あるいは他の美術館に貸し出すというようなことは非常に難しいかというふうに考えております。とりあえずほかのいろいろなものも含めて、観光行政とも協力をしながら、美術展示も考えてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

総括です。

1点、聞くのを忘れてたんですけども、後で聞いたらいいと思います。保険に入るのに、それぞれ武蔵の頂相図が、これが幾らで査定して幾らですという保険料がかかってくると思うんです。それを幾らに査定してもらってるかということが聞きたかったんですけど、それはまた終わってから後で聞きます。いろいろ質問しましたが、ありがとうございます。市民の、特に大原の皆さんは、これじゃあ納得できんかなあと、まだまだ聞きたいことが、もっと聞いてくれたらええのと言われるかも知れませんが、まあまあしょうがないです。私が言いたいのは、とりあえず鑑定をしていただく。そして、今教育長が言われました、補修するのに100万円ぐらいかかる言われたんですけど、当然かかるでしょう、2億円のものをするんですから。約100万円ぐらいまでかかると思います。2,000万円のものだったら、もう普通に単純計算したら10万円ですから、それぐらいはかかるといふふうには単純に思います。で、その修繕をして、真贋のほどを見ていただいて、それから本物だということを感じて修繕をしていただいた暁には、もちろん英田の民俗資料館にしまっておかなくても、岡山の美術館なり、国立博物館なり、島田美術館なりいろんなところへ、美作市所蔵と書いて貸して、レンタルで貸してあげてもいいんじゃないかなあというふうに思います。そして、広く国民の皆様、美作市が宮本武蔵の生誕地であると、だからこういうものを持つてるといふことを知ってもらったら、もうそれは一番いいことじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひともそれをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で1項目めを終わりたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

時間が1時間たってますけど、続けていいですか。

**14番（鈴木 悦子君）**

いいですよ。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ、続けてください。

**14番（鈴木 悦子君）**

それでは、2項目めです。

美作市立図書館の活用と自治体との連携についてでございます。

秋と言えば食欲の秋、スポーツの秋、そして芸術、読書の秋という言葉がすぐに浮かんできます。そこで、読書の秋に関する質問をいたします。

小・中学校における授業においても、国語や読書を通して文字を読み、文字に親しみながら知識を得て、読解力を高めることが義務教育の一丁目一番地であると思います。そして、国語力と知識という能力を向上させる場所が、学校の教室であり、図書館ではないでしょうか。特に、学校図書館は、もう一つの教室であったり、もう一つの居場所の役割を担っていると考えております。また、子どもから聞いたんですが、図書館司書が配置されている場合は、子どもたちが読みたい本であるとか探している本の相談に乗ってくれたり、助言をしてくれるから、学校図書館に行くことが楽しいと言っておりました。もう一つの役割は、図書館を利用することで図書に親しみ、本好きの子どもを育てるとともに、大人になってからも地域の公共図書館を利用し、豊かな知識力を高めて、人生を過ごすための生き方や能力の礎を養うことにもつながっていくと思います。さらに、学校図書館を日常的に利用し、学習に取り込むことにより、培った知識や技能、能力は、子どもたちには一生の宝物や財産を身につけることになると思います。

ところで、皆さんは知の地域づくりという言葉をご存じでしょうか。この言葉は、鳥取県知事や総務大臣の要職時代に、積極的に図書館政策を推進された片山善博さんが言われました。片山さんの思いは、知的立国を形成するためには、人材の養成が重要であり、人材の養成とは、単に少数エリートを輩出することではなく、科学技術や文化芸術等を大切にしながら、それを担う人材を育成することだと言われております。さらに、才能を伸ばした人々が、地域社会や地区の活性化に貢献し、引っ張る能力を発揮することで、地区や地域が再生するという考えです。この片山さんの考えを実行していくのであるなら、再生の基盤となるのが教育であり、自治体が率先して取り組むべき施策は、年齢を問わず生涯学習講座や高齢者大学、また大人が参加する学校行事などさまざまな機会を通じて、市内で開館している図書館の利用促進を図ることが望ましいと思います。

そこで、今定例会では、学校図書館と市立図書館における取り組みや課題などについて質問したいと思います。

まず、1回目の質問ですが、読書活動は子どもが言葉を学び、個性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと、文部科学省は読書活動の重要性についてあらわしています。また、子どものころ読書活動が多いほど、未来思考、社会性、自己肯定、意欲、関心など、成人してからの意識能力が高いという調査結果も報告されています。

そこで、子どもたちの読書活動推進という観点から捉えたとき、1番目、市内の学校図書館の現状について伺います。

次に2点目ですが、図書館とは読書はもちろんのこと、さまざまな情報サービスを提供し、市民が知識や旬な情報を得たり、時にはレクリエーションを楽しめるようにアドバイスを行うことを目的とした社会施設と位置づけられております。現在市内には、旧町村ごとに6館の図書館が開館しております。6館が連携しながら、地域にとっては必要な施設として運営されていると思っておりますが、具体的に市民に向けて利用促進も含めて進めている取り組みがありますか。また、現在の市立図書館の運営状況などについて教えてください。

次に3点目、市民から市内図書館に置いていない書籍を希望されたときには、どのように対応されているのですか。多分、岡山県立図書館とは連携されていると思いますが、将来的には勝央町、津山市、そして兵庫県の近隣の図書館との連携を図ることについてのお考えをお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

読書活動、図書館についての御質問、本当にありがとうございます。この議会におきましても、学力の状況について多くの方から、皆様から御質問いただきました。そのときに、私は、読解力、読み取る力というふうに申し上げましたが、これはやはり読書ということにおいても養われるものと考えております。

そこで、まず現在の市内の学校図書館の状況でございます。現在、美作市内全ての学校に1校あたり約5,000冊の本を有する図書館がございます。そして、司書も配置をしております。子どもたちはこの図書館を、読書以外にも調べ学習の資料を探す、あるいは学習をする場として活用をしております。特に、今年度からは、学校図書館と公立図書館の連携を強化するために、公立図書館から司書を派遣をするという形にいたしまして、子どもの読書活動推進について専門的な知識を生かした活動や支援を行っております。

次に、市民に向けて進められている取り組み、また現在の図書館の運営状況でございますが、現在市内には、市立図書館は旧町村で6館ございます。全部で約14万8,000冊の蔵書がございまして、昨年度は4万5,000人余りの方が図書館を利用されました。この市内のどの図書館からでも、全部の図書につきまして予約、そして貸し出し、返却ができます。例えば、英田図書館に行って借りて、それを美作の図書館で返しても問題がございませんし、どこへ行っても返せるということでございます。また、インターネットを活用していただければ、自宅からでも市内の全ての本にアクセスができ、検索や予約が簡単にできます。インターネットで予約していただければ、一番近くの図書館に行ってそれを借りることができる。また、図書の司書が利用者からの問い合わせに応え、資料や本を探すレファレンスサービス、あるいは定期的に開催される読み聞かせ等、さまざまなサービスを行っております。加えて、昨年度から、市内のコミュニティ等に出向いて実施している出張図書館サービス、この充実を図るため、専門の移動図書館車両による巡回貸出サービスを計画しております。これにより、今まで図書館を利用することができなかった地域の方々にも、公立図書館サービスを広げることができるというふうに考えております。

最後に、近隣自治体との図書館の連携についてでございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、県立からは借りられるんであるということですが、これは岡山県図書館相互貸借システムというのがございまして、県立図書館はもとより、県内全ての公立図書館の本は、美作市のどの図書館からでも予約し、取り寄せることが可能でございます。既に多くの方は利用されております。実は私も、例えば一番近い作東の図書館でこの本を借りたいと、で、ありませんよと、ちょっと待ってくださいと、予約しますということで、1週間ほど、二、三日かかったと思いますが、取り寄せた本の蔵書を見ますと、久米南町図書館というふうになってございましたけれど、そういうふうに県内全ての図書館の本が取り寄せることが可能ということでございます。これは余り知られていませんので、今後はしっかりとPRを行い、新たな利用者の獲得、さらには市民の皆様の利便性の向上につないでまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

2回目の質問を行います。

先ほどの御答弁の中で、学校図書館との連携について答弁をされていましたが、具体的に図書館司書はどれぐらいの頻度で学校を訪問されているのでしょうか。また、連携を密にすることで、メリット、発展的な効果がありますか。次に、利用者の皆様から、さまざまなニーズに応えることができ、6館を統括する機能を備えた中央図書館新設要望の声をよく聞きます。当然、実現するためには高額な予算を伴うことは承知しておりますが、子どもから高齢者までの幅広い市民の皆様にご利用していただくことを重点に置いた魅力ある

図書館の新設、あるいは何度でも訪れたいくなる新鮮で斬新な効率的な効果機能を持った図書館の施策や計画、もしくは将来の図書館運営についての考えがございましたらお答えください。

最後にもう一点、岡山県図書館相互貸借システムが築かれており、何ら不便さは感じないとの答弁でございました。隣接しているお隣の県、兵庫県とか、智頭町とか、具体的に申しますと、今言いました鳥取県智頭町であるとか、兵庫県佐用町などの自治体、あるいは図書館との連携、交流を進めることについてはどのように思われていますか。昭和時代、いや、もっと以前から、私が住んでいる大原では、人と人との往来や伝統文化まで、いろいろな交わりがあり、歴史的にもつながりの深い地域であると思います。いかがでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

司書の学校勤務でございますが、学校の子どもの数、児童・生徒数により異なりますが、週に1日から2日の終日勤務というふうにしてございます。図書の整理業務のほか、図書委員会の指導、調べ学習の補助や、授業で使う資料の収集などを行っております。これを少しでも増やしたいという思いはございますが、現在のところは週1日か2日ということでございます。また、始業前の数分間を利用いたしました朝読書、あるいは低学年の子どもの授業を利用した読み聞かせ等、それぞれに工夫を凝らしながら、子どもたちが日常的に本に触れる機会を増やし、本と子どもをつなぐ役割を担っていただいております。

公立図書館と学校図書の連携がどこがいいのかということですが、連携をすることで、学校司書が各校のニーズに合った学習資料として選書——選んだ本を公立図書館から定期的に数百冊単位で借りて——資料の充実、学校図書館の本はなかなか古い本もあつたり、数も十分ではございませんので、公立図書館と本を入れかえることによって、できるだけ子どもたちに新しく、魅力的な本を渡そうということで、資料の充実に努めております。なお、私参りましてから、こういうので運んでいただいていたわけですが、荷物が、本を運ぶのに公用車で運ぶのでは大変重いというような声もございましたので、現在は物流のほうで運んでいただくと、そして司書の方は選んでいただくだけで、後は運ぶのはお願いをしております。

また、各学校には図書だよりというものがございますが、こういういろいろな本の情報とか、あるいはレファレンスに関しての情報を共有することで、さまざまに考えていただき、私は各学校の図書だよりというものも全て取り寄せて見せていただいておりますが、ことしになって少しずつ変わってきたなあというふうに感じております。また、試験的にではございますが、なかなか利用される方は少ないんですが、地域住民の方へ学校図書館の開放という形も試みをしております。今後、できれば学校図書と公立図書館の本の共有できる図書システムの導入も検討しながら、魅力的な図書館づくりというものを進めてまいりたいというふうに考えております。

ここ数年で、全国の図書館には本当に大きな変化が起きております。私も幾つか見に参りました。近隣では、高梁市がカフェを併設したすばらしいすてきな図書館、これによって利用者が非常に増えた。あるいは、久米南町の図書館、そんなに大きな図書館ではございませんが、司書の方が非常に工夫を凝らし、魅力的な、そして子どもの居場所として落ちついて過ごせるような空間づくりを工夫されております。そういうことで、本当に本を借りるだけでなく、子どもや高齢者に優しい空間づくりとか、居場所づくり、つながりづくりというものができましたらと考えております。美作市におきましても、新しい図書館ということもそうですが、市民の居場所としての役割を担う図書館をできるだけ考えてまいりたいと。また、先ほど申し上げましたが、移動図書館というものも十分に活用してまいりたいと考えております。

最後に、隣接自治体との交流でございますが、皆様にお聞きしますと、例えば隣の勝央町の図書館へ行ってみたらよかったとか、あるいは勝北町の図書館はたくさん本があるよなどというような声も聞いております。そうしたあたりとの連携というものも探っていきながら、3県境の話もございますが、そうしたさまざまな自治体との連携というものも、今後研究してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

総括です。

先ほどから、教育長の答弁を伺っておりました。本当に図書館の未来がとても明るくなるのかなというふうに感じました。その上に、先ほど言われたことを、教育長が言われたことを形にきちっとあらわしていただきたいなというふうに思っております。ぜひ実現を目指して積極的に図書館行政に取り組みられることを期待しております。

なぜ私が学校図書館や市立図書館についてお尋ねしたかと申しますと、学校図書館は分類整理された多種多様な数多くの書籍が収納されている本の部屋であり、図書館であると考えております。そのため、子どもたちは図書館に対して、本を読んだり借りたりする場所というイメージが自然と形成されていくのではないのでしょうか。また、学校図書館には、読む部屋としてだけではなく、調べる部屋であったり、発信する部屋であったりとしての役割も担っています。このように学校図書館は、美作市はもとより日本の未来を託す子どもたちがさまざまな知識を吸収する場所です。教材や情報機器といった学習環境を整備することにより、授業のほかにも放課後や春、夏、冬休みにも図書館が利用できるのであれば、人間形成の基礎を構築する義務教育にも好影響を与えるのではないかと考えております。昨日、その前から、子どものテストですね、学力テスト、そのテストについても算数、数学の問題、それから理科の問題についても、国語力が大変重要になっていると、読んで理解をするというそういう力が大切になっているというお話もされましたので、ぜひもう本当に子どもたちに図書館好きになってほしいなあというふうに思っております。市立図書館は、豊かな日常生活を過ごす中で、市民の知識、調査研究、レクリエーション活動などにおいて、必要不可欠な存在であると考えております。市立図書館と学校図書館に求められていることは、一層の連携強化に取り組むことを基本に、どこでも、誰でも、何でものサービスが受けられて、訪れたい図書館運営と読書活動の推進を目指すことが使命だと思っていますので、ぜひ人材を育てる、育った人材が地域を引っ張る、この知の地域づくりの言葉を心に刻みつつ、市民の意見を取り入れながら、図書館を発展させていただくことを要望して、令和元年9月定例会の私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号14番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時24分 再開

議長（岡本 泰介君）

会議を再開いたします。

続きまして、通告順番16番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。



## 9 番（金谷のり子君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、令和元年9月の金谷のり子一般質問に入らせていただきます。

昨日から関東地方を直撃しました台風15号は、瞬間風速50メートル超えの風で、電柱を倒し、そして停電が各地で起こっておりまして、台風が去った後、猛暑の中、介護施設等でクーラーの使用ができないとの報道もあります。そして、熱中症との次の二次被害となっているようでございます。先週は、新見市の新見駅近くで、半径5キロ圏内で、3時間で165ミリの局地的豪雨が襲いました。6キロ圏内では、わずか16ミリだったということもけさの新聞で読みました。市民の方の多くが夕立だと思っていたら、たちまち道路が水没したと、数々の人が証言してるという報道もありました。各地でのさまざまな災害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であります、災害時の被害を最小化、被害の迅速な復旧をする、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視してさまざまな対策を組み合わせ、災害に備え影響を最小限にとどめなければなりません。そのために過去に起こった災害を教訓に、絶えず災害の対策の改善を図り、住民みずからが地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取り組みをしなければなりません。

そこで、今回の質問は4項目、災害について関連することではありますが、まず1番目に住民主体の防災対策、2番目に福祉避難所について、3番目に防災訓練について、4番目に男女共同参画の視点の防災体制についてでございます。

1項目めの住民主体の防災対策から始めます。

平成31年3月に、内閣府が改定しました避難勧告等に関するガイドラインにより、住民はみずからの命はみずからが守るという意識で、みずから避難行動、行政はそれを全力で支援、住民主体の取り組みの強化、防災意識の高い社会構築とあります。美作市は、平成18年3月に、美作市地域防災計画を策定しました。その後、平成27年1月に、美作市地域防災計画策定防災会議を行い、全面修正しています。国は、平成30年7月豪雨を踏まえ、中央防災会議で、避難勧告に関するガイドラインの改定で、警戒レベルの運用についてとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化しました。美作市でも、8月の報道美作にこれは載っておりまして、市民の皆様も見られていると思います。そして、9月の初めの新聞でも、津山市や、そしていろんな新聞やテレビでの報道もされておりますので、皆さん御存じとは思いますが、美作市は、災害対策基本法に基づき作成された市防災計画は、毎年同計画に検討を加え、加える必要があると記載されているんですが、これを修正しなければならないとありますが、1番目に昨今の災害に対し、美作市の方針、計画はどのようになっていますか。2番目に、昨日の新見での豪雨も踏まえ、美作市地域防災計画の修正はどのようになっていますか。そして、自分の命は自分で守るということに一番近い計画としまして、地区ごとの防災計画の必要性について。4番目に、全ての地区ごとに防災計画を作成していくにはどのようにしたらいいのかということをお伺いいたします。

## 議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

## 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

危機管理監にお答えいただく前に、若干私のほうから予備的な話をさせていただこうと思ってるんですが、もちろん我々の地域でも自助、共助、公助ってことこのバランスの問題が中心になってくるんですが、地域の高齢化、あるいは一部地域における限界集落化といったような状況を考えてみますと、必ずしも我々の地域において、あるいは日本全体でも多分言えると思うんですが、自助、共助の力がどんどん強まっているってことを想定してはいけないと、下がるかもしれないんだということを念頭に置かなければい

けない。つまり、我々市が、市役所というか、議員の方々も含めて公的立場にあるものが、その荷を若干なりとも追加的に背負っていかなくやいけないということを、まず覚悟を我々としては固めておく必要があると思います。去年の豪雨や、あるいはその前の熊本の地震やいろんなことがあって、全国の市長会でも防災についてのさまざまな議論を今一生懸命展開をしておるとこなんですけれども、その中でやはりもちろん自助、共助が必要である、そこを力をつけなくやいけない、しかし最終的に市町村長はこの現場から絶対逃げることはできないという意識はまず持とうということ、今までの議論の基本としてやっている、そのことをまずぜひ心に刻んでいただきたい、市民の方々にも御理解いただきたい。何となれば、地方自治の基本っていうのは、大体自治であるとともに住民自治なんです。その住民自治っていうのは何かっていうと、我々が今やっていることが皆さん方の集合体としての住民自治の一つのあらわれであるということであるから。自助とはいっても、それが我々もやらなくやいけないところに含まれてくるんだと思っております。

以上申し上げて、あとそれから冒頭おっしゃった最近の事例から学ぶべき点について、1点だけ、想定しなかったことが起こったんで、追加で申し上げますと、千葉県の市原市で太陽光パネルが強風にあおられて出火したっていう、これはびっくりしました。どういう経緯で、どう出火したのか等については、まだはっきりわからないんですけども、こういった問題が、あれは水上パネルだったんですけど、水上パネルに限定されたことなのかどうかという点については、ちょっと研究を要するなあとか、あるいは私どもの地域にあるさまざまな太陽光発電所が想定してる強風のレベルが、今おっしゃったように毎秒50メートルですか、50メートルっていう、時速にするとこれ100キロぐらいなんですかね、そういうレベルを想定したのかどうかなどについては、若干担当部局を通じて確認しなければいけない。異常気象と言われ、きょうもどなたかおっしゃったように、次々と記録が更新されていくと。新見が100ミリだって、これは前半に言いましたけども、中山間地であるところの中国山地の近くで時間雨量が100を超えるっていうのは、これは本当にびっくりすべきことであるわけでごさいます、今までほとんど想定されてなかったんですね。そういったことが起きつつあることなども含めて、ちょっと脇を締めていく。そういう意味では、新見の100ミリも、我々としては現実にこの地域でそんなのが起こるんだっていう新たな学びになりましたし、それから風で太陽光が発火するっていうことについても学びになりました。ちなみに、暫定的な調べで申し上げますと、市原市で起こった事件っていうのは、海じゃなくて内水面であって、そして実施主体が京セラグループなんです、管理主体は、誰がやってもらってるかっていうと、千葉県の水道局なんです。どうも水源地であったんじゃないかと、水源地で太陽光が火災を起こして、中の液体がとろっと水に溶けたら、一体どうなるんだらうかってなことも、まだ想像でごさいますけども、大変な事故であったことは間違いなくて、そういったこともぜひ我々としても参考にしていかなくやいけないということをお知らせするために、ちょっと前ぶれの答弁をさせていただきました。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

失礼します。金谷議員からの御質問の1項目め、住民主体の防災対策について、答弁のほうさせていただきますと思います。

昨今災害が、先ほども言われましたが、予期しないと言ったら怒られますが、大規模なものが小規模な単位で多発していることには多分間違いないと、これからも多発してくると思います。こういう状況の中から我々が身を守っていくためにはということで、防災のほうにも気合いが入るといえるか、引き締まる思いがしております。

先ほども言われましたが、避難勧告等に関するガイドラインの改定があり、みずからの命はみずからが守るという意識で、みずから避難行動、行政はそれを全力で支援するとなっておりますが、自助、共助、公助のバランスについては、市長が言うておりましたが、とてもバランスが大切だと思います。これが崩れることによって、お互いが成り立たなくなると、自助ばかり強調してもだめであるし、共助を強調してもだめであるし、公助に頼り過ぎられても困るところがあると思います。市といたしましては、美作市地域防災計画のもとに防災対策を進めております。住民主体の防災対策について、強くリーダーシップをとっていき、美作市地域防災計画に反映できるように検討していきたいと思います。

続きまして、2の美作市地域防災計画の修正についてでございます。

美作市地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、美作市防災会議が作成する計画でございます。本市の災害防止、災害応急対応並びに災害復旧を、総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、災害による被害の予防、減災を図るものでございます。避難勧告等に関するガイドラインの見直しを含めまして、多々見直しをするところも出てきております。美作市防災会議におきまして、検討していきたいと思っております。

続きまして、3、地区防災計画の必要性についてでございます。

地区防災計画というのは、大変重要なことだと認識しております。地域にお住まいの皆様が、自分たちの地域の人命、財産を守るために、助け合いについて自発的な防災計画を策定することは、近年、豪雨、土砂災害が多発し、南海トラフ地震による広域被害が危惧されていますし、地区の特性により災害による被害の危険度が違ってくると思っております。地区でどのような災害危険があるかを想定していただき、地区に合った計画を立てていただくことについて、市といたしまして支援していきたいと考えております。

最後に、4番目の地区ごとに防災計画を策定するについてでございます。

市といたしまして、地区防災計画に定める主な内容として、次のとおり考えております。具体的な活動は、活動主体の目的、レベルに合わせて定めていただくものでございます。地区防災計画の策定を推進するに当たって、防災リーダーの育成が重要だと考えております。ただし、防災リーダーのみに頼るとかなりの負担になり、長くその計画が続かなくなると危惧をしております。地区の防災計画策定に当たりましては、自主防災組織設立時の規則に防災計画策定となっております。市といたしましても、自主防災作成時に立ち上げを支援するのは当然でございますが、よりよいものができるよう、地区に合うものになるよう助言を行うなど、リーダーシップをとっていきたいものと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問をさせていただきます。

ちょうどきょうの昼食時に、先ほどの市長がおっしゃった時速100キロとおっしゃったんですが、私が聞いた人は200キロの風であったと、200キロの車の前に行った風速と同じであったというふうに言われていた人がいましたので、すごい風であったんだなあとびっくりいたしました。そして次に、先ほどの危機管理監からの答弁に対してなんですが、地区において防災計画をつくる場合の、住民主体でつくっていくわけなんです、その働きかけですね、リーダーシップをとっていただいて、いろいろ助言していただけたらと思うんですが、どのように全地区でつくれるような働きかけができていいのか、自治振興協議会等どのような説明をされているのかなあというところが質問でございます。それをちょっと今つけ加えておきます。それで、美作市の防災会議は、いつ、何人で、どのようなメンバーで組織し、期間、いつ行うのかというこ

とですね、それから住民の意見を反映するために、防災会議にどのような手法をとられていくのかということもつけ加えて質問いたします。

そして、2番目に、地区防災計画策定の防災リーダーの育成とのことなんですけれども、現在何人のリーダーがおられ、策定が何地区でできているのかということをございます。

それから、学校等で保護者との間で、災害時における防災計画の中にあつたんですが、児童・生徒の保護者への引き渡しに関するルールということが、あらかじめ定めてあると防災計画の中に書いてありました。保護者との連絡方法とか、一度に学校に児童を、生徒を迎えに来た場合の混雑、混乱の対策ですね、そういったことはどのように学校で、学校と教育委員会で決められているのかという、この4つを質問させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

地区防災計画は住民主体ということで、策定ということをございます、一応規則をつくるに当たってひな形という格好でお渡ししているものをございます、手元に今ないんで、詳細を伝えることはできません。そういう格好で、ひな形をつくっていただくということになっております。それで、お願いとしては、自治振で自主防をつくってくれえというようなお願いをしたりして、現在、答弁が前後するかもわかりませんが、美作市内に141の自主防が立ち上がりをしております。市内の組織率としては約80.95%ということをございます。ということで、地区の計画についても141あるものと思っております。

防災計画を見直すに当たって、住民からの要望ということをございます、いろいろなことがあると思いますので、それはいろいろなところで、行政懇であるとかそういうところでお聞きしたことを積極的に取り入れればと思っております。

防災会議といたしまして、組織というかメンバー的なものですが、一応市長を会長に30名以内で組織するとなっております。構成メンバーといたしましては、指定地方行政機関の職員であるとか、岡山県の知事の部内の職員、岡山県警察の警察官、美作市の副市長、教育長、その他の職員、美作市消防団長、指定公共機関または指定地方公共団体の職員、自主防災組織を構成するもの、または学識経験のあるもの、その他市長が特に必要と認めるもの、というもので構成をするということになっております。

開催時期、期間につきましては、見直しを行う内容によって若干変わってくると思いますが、本年を準備期間といたしまして、令和2年度に実施ができたと思っております。

続きまして、防災リーダーの育成ということをございます、防災リーダーとして防災士の資格の取得を自主防災会にお願いして取得をしていただいております。平成31年2月末時点をございます、60名の方が資格を取得されているということになって、本年度は4名の方から受講の申し込みを受けておる、実際8月終わり、9月の頭に受講されております。受講に際しての御案内につきましては、5月ごろで各自自主防災会に郵送で御案内を送付してお願いしているところをございます。答弁漏れは、これで以上ですかね。

**議長（岡本 泰介君）**

何地区ぐらい、何地区ぐらい要るかという言われたんですけど、防災リーダーが何地区ぐらい要るか。

**危機管理監（高山 宏明君）**

地区的には詳細にわかりませんが、60名の登録があるということをございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

学校における引き渡し等のルールづくりということでございますが、引き渡しを行う際には、確実に引き渡しを行うために、例えば並び方や通路を設定したり、あるいは混乱を避けるために誘導係なども配置をして、スムーズな引き渡しの計画というのを整えております。例えば、ことしも美作北小学校においては、緊急のメール配信から、実際にお迎えに来ていただき引き渡しの訓練、運動場内を一方通行にして対応する、あるいは勝田小学校においては、裏庭に熊が出没したということがございましたけれども、その際にも訓練も兼ねまして、実際に保護者の皆様にお迎えをお願いし、引き渡しを実施をしております。少し違うかもしれませんが、21災のときに大きな被害を受けました土居小学校がございまして。土居小学校では、隣に土居幼稚園がございまして。小学校の教員、若手の教員が、隣の幼稚園の園児をだっこをしたり、おんぶをしたりして高台に逃げるといような、実際にさまざまなことを想定しての訓練、そして引き渡し等実施しておりますので、御安心いただければと、思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

3回目でございますが、地域の方の意見を聞くというところでございますが、行政懇を利用させていただいていいと思うんですけども、行政懇にほとんどが男性、女性の参加が少ない、そこをどのように、女性の声をどのように聞いていかれるかっていうのは課題であるかと思っております。それで、これは他市の防災計画をちょっと見させていただきましたら、ワークショップを開いて意見を聞くということも、つくったときに書いてある防災計画の中にあつた市もございました。方法としては、もう少し考えていただいたほうがよろしいかと私は思います。そして、いろいろこの防災計画も大変だと思います。前回27年につくられたときも30名ほどの委員さんがおられて、長期にわたり修正されたということもわかりますので、すぐにはできないと思うんですが、令和2年に向けて危機管理監がお忙しい中またこういうことも考えられていかないとはいけないんですが、災害は待たないでございまして、ぜひ忙しくてそれが後回しにならないように、いろいろ職員の中で連携していただいて、協力していただいて、時間がなければほかの人も応援に入るといような形で早く進めていったほうがいいのではないかと私は思います。それが3回目の質問として、その辺をもう一度、市民の声を聞くというところをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

金谷議員3回目の御質問の女性の意見を聞くということでございます。

貴重な意見をありがとうございます。参考にさせていただきます、ぜひとも取り入れるように検討していきたいと思っておりますので、協力のほうをよろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総括してください。

**9番（金谷のり子君）**

危機管理監も本当に去年途中でかわられまして、昨年の9月には十何人の議員がもうこの災害について質問いたしました。前危機管理監は、本当にその前の災害のときに3日間ほど寝ないで職務に当たられた後に、復旧をしているところへこの質問もやってきまして大変だったと思います。でも、今の危機管理監のほうも大変だと思いますので、頑張っていていただきたいと、応援いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

**議長（岡本 泰介君）**

2項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

美作市の福祉避難所についてお尋ねいたします。

これも防災計画の中に入っているんですが、福祉避難所とは何かということですね。それから、福祉避難所の対象者、福祉避難所の指定はどのようになっているのか。それから、福祉避難所の周知、それから福祉避難所の整備、そして物資や器材、人材、移動の手段の確保とかそういったところはどのようになっているのか。それから、社会福祉施設同士の、医療関係等の連携はどのようにされているのか、していくのかというところを質問させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

まず1の福祉避難所とはどんなものかということでございますが、指定避難所、指定緊急避難場所等で、避難生活が困難な要配慮者といわれる方が、生活に支障のない利用を確保するための措置が講じられた施設のことを言います。例えば、老人福祉施設をお借りするような格好になると思います。

対象者といたしましては、配慮を要する方ということで、御高齢の方とか、体に障がいのある方、乳児、妊産婦、病弱な方になるかと思われま。

避難所の指定といたしまして、現在美作市内の、先ほども言いましたが老人福祉施設などを、8月末現在で6カ所指定をしております。

周知につきましては、防災マップに福祉避難所という格好で記載のほうをしております。

続きまして、整備についてでございますが、災害時受け入れ態勢として、福祉避難所運営マニュアル等を施設のほうにお渡ししておりますが、受け入れについての訓練が不十分ということは認識しております。受け入れ、運営がスムーズにいくよう、関係者と調整をとり、訓練などを進めてまいりたいと思っております。

続きまして、福祉避難所の物資、器材、人員、移動手段の確保でございますが、物資、器材につきましては、一応緊急的には福祉避難所のものを使用させていただいて、かかった費用を市からお支払いするという格好になってはいますが、市としても必要なものは確保し、努めるということになっておりますので、至急確保するというところでございます。ここの搬送につきましては、基本的には家族であったり、支援をする人であったり、それが一応原則となっておりますが、場合によっては市のほうが動くということも考えられます。福祉避難所の開設に当たって、人員につきましても施設の職員が全てするわけにはいきませんので、保健福祉部のほうから福祉避難所へ2名程度配置を計画しております。

最後に、福祉施設、医療機関等の連携につきましては、福祉避難所に指定している施設と密に連携をとり、美作市医師会等をお願いをして、福祉避難所が円滑に運営できるよう対策を講じていきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目でございますが、この質問をした理由は、福祉施設にお勤めの方が、福祉避難所になっているんだ

けれども、いざそのときにどう動いたらいいのか何もわからない、不安を感じてるといってお声を聞きまして、はっきり言って施設の利用者を見るだけで手いっぱいではないか、どうしたらいいのか職員はわかっていないというようなお声を聞きましたので、先ほど危機管理監のほうもおっしゃいましたように不十分であるところがあるのではというふうなこともおっしゃいましたが、今後の課題としまして、ぜひ福祉避難所のほうで訓練していただいたり、何らか各6カ所のところへするべきではないかと思いますが、どのように指導されていくというか、お願いされていくんでしょうかね、その辺をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

福祉避難所に勤めている方につきまして、多分何も聞かれてない人は不安だと思いますが、一応開設に当たりましては、原則というか、運営の格好といたしまして、避難していただいたところでそういう配慮を要する方がおられたり、そういう方から連絡があってどうしてもそこに行きたいという連絡があって、そちらの施設をお願いして開設していただくという格好を前提にしております。それで、一応福祉避難所運営マニュアルというこれぐらいのマニュアルをお渡ししとんですが、それが読んでもなかなかすぐに理解できないということで、この夏前ぐらいですかね、各6つの福祉避難所には簡単なフローチャートみたいな図をつくりまして、こういう流れをお願いしますということを保健福祉部のほうと相談して施設のほうにお渡しして、これを周知してくださいとお願いしております。

それから、訓練につきましては、市の後の御質問にもありますが、防災訓練において、1カ所福祉避難所の開設運営訓練を、まずはやってみるということをやっていききたいということでございます。それを各6カ所に次々広げていけたらと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

もう総括といたしますが、周知していただいているようですが、その施設で職員の方に周知していただくのは危機管理監ができないことなので、再度職員の方が不安に思っているところがあるということをお伝えして、ぜひもう一度徹底していただくようにされたほうが、来年、ことしもまだ災害の危険性はございますので、早急をお願いしたいということをお願いして、総括とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

3項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

美作市の防災訓練について、次は質問させていただきます。

防災訓練の方針と訓練の実施、住民全体の避難訓練はできるのかどうか、それから要配慮者等の安全確保計画の避難訓練はどのようにされるのかということで、1回目とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

防災訓練の方針でございますが、目的といたしまして、市が主体となる情報収集、伝達訓練、市民の参加を主体とする避難訓練、福祉避難所の受け入れ訓練などを実施することにより、市民の防災意識の向上を図ります。

訓練の実施ですが、本年度は実施する年に当たっており、11月16日土曜日に、美作市総合防災訓練を美作地域で実施します。場所につきましては、北山の保健福祉センター周囲で実施する予定にして、計画を今進めておるところでございます。内容につきましては、細かい部分につきましては調整中でございますが、主な訓練として水害を想定し2部構成とし、1部では住民の方の避難訓練、または要配慮者の福祉避難所への搬送、福祉避難所の運営訓練など避難訓練を主体で行い、2部では孤立被災者の救出訓練等を計画しているところでございます。

続きまして、住民全体の避難訓練でございます。住民全体の避難訓練としてぜひとも取り組みたい課題でございますが、一部の地区におきましては自主防災組織を主体として避難訓練を行っているところもあるとお聞きしております。いきなり市全体で実施するのは、なかなか困難なことじゃないかと私自身は思っております。各地区で避難訓練を行い、最終的に全体で実施できたらと考えております。

最後に、要配慮者等の安全確保計画につきましては、要支援者台帳の更新を適切に行い、支援の必要な方を把握し、関係機関との連携を図ることが必要だと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

避難訓練のことにつきまして、2回目の質問をさせていただきます。

11月16日に、美作地域の総合防災訓練を行うということですが、例えば私の住んでいる地区が参加させていただきたいという要望を出せば、参加できるということなんでしょうか。もうどこかに想定して依頼をしていらっしゃるって、参加ができないんでしょうか。それで、私の住んでる地区は、吉野川にも本当に沿いでございまして、そして山側は土砂災害が危険ということで、川と山に挟まれているところで、川がもういっぱい、災害となりましたら山も崩れてくるということになりまして、危機を感じておりまして。なかなかみんなそれぞれに、昨年の豪雨のときにも、消防団の人が全戸に声をかけてくれたんですが、消防団の人が若いから押しが弱くなるんですが、その後女性が頑張って強く逃げようとか言って、言ってくれた人のおかげである程度の方が避難できたという状況もありまして、災害にはならなかったんですが、まとまってそういうことができましたので、今度はうちの地区などもぜひ訓練に参加してみてもどうかと区長と話しているんですが、そこをお伺いしたいんです。

それから、避難訓練の水害を想定して1部、2部と構成されているようなんですが、ほかのことはどういうふうな想定をされるのかというのも、もう決めとられるのかどうか、どこらあたりが雨が降って、どういう状況になりそうなので、避難の3ぐらいでどうのこうのとか、5にまでいったらもう災害が起こっているんですが、その辺をこれから決められていくんでしょうか、想定ですね、その辺の訓練の想定はどのように考えられているかということですね。

それで、あと本当に一気に全市で訓練するというのは大変だと思いますので、地区地区でした後、美作市全部でやってみるというのも必要だと思います。美咲町は全町でされたというのが、9月1日でしたかね、新聞に出ておりました、真庭でも大がかりな訓練をしたというふうに新聞で読みましたが。ぜひ来年は、遅くじゃなくて、また5月ぐらいに計画していただければ、ことしの訓練と、また来年の災害前にもう一度ということで、できれば早目に次の訓練もしていただきたいという要望もあります。そういったことで質問させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

危機管理監。



**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

避難訓練に訓練時のときに参加できないかということですが、ある意味参加を、地区の避難訓練を参加していただくとありがたいかなというところは思っております。というのが、これが第一歩になって、美作市全体の避難訓練につながるよう、ぜひともモデル地区という格好で参加していただけたらと思います。これ旧美作町内、美作地域で行いますが、全地域ですとそこの担当に当たる人間が足りなくなるということもございますので、何力所か手を挙げていただければありがたいということを思っております。女性の方が頑張って声をかけて避難をしていただいたということは、とても大切なことになってくると思います。避難するに当たっては、割と正常性バイアスとかが働いて避難しない人もおられますし、平島でしたかね、声かけによって地区の人が避難して、人災がなかったということもお聞きしております。声かけについては、大変大切なことだと、私自身も思っております。

訓練の想定でございますが、大雨を想定して、一応避難準備、避難勧告等が出てという流れになってくると、今現在そういう想定で行っております。市内全域の避難訓練につきましても、先ほど言いましたが地区地区で始めていって、全市内でできたらと、私の夢としてはそういうことに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

よろしいか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

総括はよろしいので、ぜひ成功して、参加する地区が増えていくように私も協力させていただこうと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、4項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

4項目めは男女共同参画の視点の防災体制についてでございます。

美作市の防災計画に防災現場における女性の参画を拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、被害時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するとあります。美作市の地域全体に防災面からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立はどのように進んでおりますでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

金谷議員4項目め、美作市内の地域全体に防災面から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立はどのように進んでいますかの御質問について御答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

現在、当市におきましては、残念ながら男女共同参画の視点からの防災体制につきましては余り進んでいないのが実情でございます。防災につきまして、女性の視点というのはとても大切なことだと考えております。特に避難所での生活が必要になったとき、乳幼児、高齢者等の災害時要配慮者や、女性のために必要な物資の要望、配布、プライバシーの保護、及び女性に対する暴力等の防止など、女性の視点を取り入れることにより、避難所での問題も軽減できるのではないかと考えております。男女共同参画の取り組みにつきましては、平時、災害時の活動の2点になるのではないかと考えております。平時からの取り組みにつきましては、先ほどの御質問にありましたが、防災訓練の参加についても男女問わず参加していただき、例えば炊

き出し訓練につきまして、女性だけが担当になるということがないよう、性別で役割を固定化しないなどの工夫が必要になってくるのではないかと思います。また、防災リーダーにつきましても、女性の防災士の方が少なく、ぜひ防災士として活動していただけたらと思っております。市のほうとしても、力を入れたいところではあります。さらに、地区のことになりますが、日ごろの活動につきましても、男性、女性にとらわれず、日ごろから参加できる環境をつくっていただきたいと思っております。災害時の避難所では、運営について男女両方が参画し、運営することで、少しでも女性の不安が解消できるのではないかと考えております。

以上のように、今後地域防災活動における男女共同の視点を取り入れた防災体制の確立に努めてまいりますと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

景山市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

それでは、男女共同参画の視点から防災体制ということで、市民部では男女共同参画を担当しておりますので、その関係で答弁させていただきたいと思っております。

市民部では、第2次の美作市男女共同参画プラン、平成23年度から令和3年度までを策定しております。地域創生や女性職業生活の活躍の推進に係る法律、女性活躍推進法の成立といった新たな動きも踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることとしております。このプランでは、4つの基本理念があり、基本理念に基づき3項目の基本目標を定めております。そのうち、男女があらゆる分野とともに活躍できる社会の重点目標として、政策、方針決定過程での女性の参画推進を上げております。今般の線状降水帯による豪雨災害で、全国各地で起こっており、去年は岡山県でも大災害が発生しております。こうした状況から、災害予防、応急、復旧、復興の各段階において、男女のニーズの違いに配慮することとともに、災害復興に係る意思決定の場に女性の意見を取り入れるようにしなければならないと考えております。先ほども危機管理監からお話がありましたが、令和元年は準備段階、令和2年は実施するというところでございますので、ぜひとも女性の意見が反映できるように、その会議の中においても調整をしてまいりたいと思っております。男女共同参画審議会などでも協議を進めながら、関係部署と連携をとりながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問をさせていただきます。

内閣府の共同参画局の男女共同参画の視点からの防災研修の基本教材というのを読ませていただきました。その中で、その資料に、災害時に女性は男性に比べ死者数が1.4倍に当たることがあったと、ほかの資料からでも、スマトラ沖大地震で、インドネシアのある地域では、女性の死者が男性の3倍に上ったということが書いてありました。女性の死者数が多い原因は、その習慣、文化が大きく関係していたとも言われています。泳ぐ、木に登るなど、サバイバルの経験がないことや、ふだんから子ども、家族の面倒を見る役割から、ケアをしているうちに被災してしまったとも書いてありました。東日本大震災のときに、女性は避難の呼びかけを行い、複数で避難するなど、地域のつながりが強いことも被災者アンケートの調査で明らかになっているとのことです。避難所の責任者にも、女性がいないことで女性の物資が不足しても言い出しにくい。復旧作業では、瓦れき処理は男性、避難所の食事準備は女性が担当する傾向が多いんですが、男性には

対価が払われ、女性は無償という、ふだんからのジェンダー概念がそのままであるというようなことも書いてありました。

災害での男女の格差を埋め、全ての人の被害を軽減するために、仕組みから取り組む必要があります。防災計画はもとより、自治会や自主防災組織、ふだんの地域の仕組み、防災や復旧、復興の過程で、重要な役割を女性が果たせる仕組みなどをどのようにつくっていったらいいのでしょうか。日常から意思決定の場や責任ある地位に女性がいない場合、災害においても女性は意思決定の場から外れてしまいます。今後の取り組みについて何が必要か、いま一度答弁願います。

そして、美作市、先ほどお答えいただいたんですが、市民部長のほうから美作市地域防災計画のほうのメンバーに女性をとということを答弁いただきました。前は1割だったというふう聞いております。今回はぜひ50%を目標に、メンバーを考えていただきたいと思います。というのが、10人おまして、そのうち1人だと意見が言いにくいんですね、女性は特に言わない。3人いれば、まあまだまだ言える。1人だと、1対1だと言うのかもしれないんですが、そういう傾向があるようなので、ぜひ女性が本当に大切なことを話ができる会議の場にしていただけたらと思っております。そのことについては、市長、答弁願います。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、内容の中で、先ほどから議員と危機管理監ないし部長のやりとりを聞いておまして、ちょっと我々としてなるほど新しい視点があるなと思ったんで、それをつけ加えますが、御地元というか、身内の避難誘導のときの消防の若いお兄ちゃんがやったけどなかなか力足らずで、そこへ女性が出て行って、どう言ったか知りませんが、かなり力強く話をして、みんながわかったとこうなったっていう、これはとっても大切なことでありまして、表向きはさておき、実態上リーダーシップを発揮する女性っていうのは、家の中でも外でもいっぱいおられるわけでありまして、避難誘導のときにそれがあらわれたっていうのは、まことにこれすばらしいことだと思って聞いておりました。そのあたりに女性としてのリーダーシップのとり方と、言葉を選ばずに言えば厚かましいとも言われかねないけれども、本当に真心のこもったおせっかい、なかなかいい言葉が出てこないんですけども、それが大切なんですよ、そういうときにはね。だから、それを少し正面から我々も受けとめながら、活躍の場を広めていくっていうことも一つ大切かなと思います。

それから、委員の選定については、今の構成だとちょっと無理があるんですね、充て職をたくさん使ってるんで。構成自身を変えた上で女性の参画を求めないと、これは多分無理だろうと。例えば、JHというか、西日本高速の何とかって人が充て職で来るんですけども、その人が女性である可能性ってのは非常に少ないんですね。前回の県民局の局長さんってのは女性だったんでうまくいったけども、それはもう違っているとかね。したがって、若干委員構成を少し変えないといけないかなと思います。その中で、私が思っていることをあえて言いますと、今度の北山で行う防災訓練については、福祉訓練だという位置づけをつけたんです。これはやっぱりやったことなかったっていうことがありますし、それからいろんな事例を見ると、福祉避難の重要性ってのは非常に高いんですね。あるいは、福祉避難を失敗するときの被害っていうのは、目を覆うばかりのことになっちゃうわけでありまして、これが大切であるというような視点でもって、当市の問題解決というのはやっていきたい。あるいは、人口構造を見ても、福祉避難の必要性が高い地域になってくるわけでありまして、そうするとその辺を色濃く反映できるような人的構成を求めた上でやっていく。今まで栄養委員が入ってましたっけ、で、しょう、ところが避難所においていろいろみんなが食事をどうバランスをとるんだってなときに、栄養委員が要ることは想像できるわけでありまして。あるいは、

健康保持のために保健師も頑張るとしても、愛育委員の方々が声がけをしていただくことも、もう避難が長期化すれば当然必要になってくるし。っていうなことを考えながら、構成メンバーを少し段取りできるかもしれませんね。あるいは介護職員の方々をお願いをするとしたときに、これは恐らくまず間違いなく半分は女性の方になっているわけであります。したがって、福祉っていうことをちょっと強く意識しながら、次の防災計画を考えるということになれば、それによって当初からの人的構成が、国が思ったような御指定型じゃなくて、当市の実態もあわせて考えられるような形になって、その結果自然に女性が増えるということが多分望ましいし、それがありがたいというふうに私は思っておりますので、まだこれ決定ではございませんけども、ここでこう申し上げれば、聞いている人は必ずいます、ですね。多分効果があると思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

市長の後でしゃべりにくいというところがありますが、御勘弁願いたいと思います。

ずっと答弁させてもらってるところとちょっとかぶるようなところが多々あると思いますが、答弁のほうさせていただきたいと思います。

防災、災害復旧、復興につきましては、女性の視点が、対応はとてウエートが重いと感じております。防災計画に盛り込むということは大変意義のあることだと思っています。しかしながら、ふだんで、地区内で、男女を問わず顔が見える関係が必要になってくるのではないかと感じております。ちょっとCMの話になるんですが、公益法人ACジャパンのCMにもあるように、万が一の災害のとき、まず頼りになるのは御近所の助け合い、いざというときに助け合える関係であるためには、日ごろのおつき合いが大切です。食事会やお茶会、地域の清掃会など、ふだんちょっとした集まりにも大切な防災活動になることを、防災に念を入れる会、防念会と名づけてアピールしますというCMが流れていると思います。少子・高齢化、人口減少、社会構造の変化で、地区のコミュニティが希薄になる中、積極的に参加していただける環境をつくっていただくことが大切だと思っています。

続きまして、2番目の日常からの意思の決定の場、責任のある地位の女性がない場合、災害において女性の意思決定の場が外れてしまいます。最後の取り組みに何が必要かの答弁でございます。1番目の答弁と重複するかもわかりませんが、やはり日ごろからの取り組みが大切であると考えております。よその県のほうの女性の視点からの防災パンフレット等には、避難所における女性の役員ということで、3割以上を目指しましょうということもありますので、こういうことも参考にさせていただきたいと思っています。いざ災害、復旧、復興だといったときに、日ごろのやってないことに対して、男性、女性問わずに急に対応できない。我々が急に御飯をつくれと言われても困ったり、女性の方にちょっとここにのこを使うてくれえと言われても困ったりするとは思いますが、やっぱりできるところ、できないところはある程度あると思いますが、日ごろからこういうことについていろいろと参加して体験していただくのが大切ではないかと思っています。

先ほど防災士の話がありましたが、60人と言いました、女性が2人しかおりませんので、ぜひとも積極的に防災士になっていただくとか、防災について参加していただければお願いで、私の答弁を終わりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

## 9 番（金谷のり子君）

福祉委員さんという方がおられます、それで社協の会合などに出て、福祉のことで地域の見守りをされておりますが、そういった会議等でぜひ女性の声を聞ける場でもありますし、それからそういったところに防災士の呼びかけなど、福祉と災害ですね、そういったつながりはすごくあるので、ぜひ御自分のテリトリーだけではなく、江見部長とも協力していただいて、広めていただいて、防災士なども女性が増えるようにできたらなあとも思いました。

それで、女性の防災士ではないんですが、女性の会という笑顔の会などもあります、自治振興で女性部があるところもあります。豊田地区、私の住んでいる地区も女性部を2年前につくりました。それで、その活動で、ちょうど皆木消防長が危機管理監でいらっしゃった去年、おととしの3月3日のおひな祭りの日に、豊田地区の女性ばかりがほぼ50名弱集まりまして、防災の話をしていただいて、そしてその後救急救命の訓練もさせていただいたということをおととしの3月にさせていただいて、去年はできていないんですが、こういったことを各地域で広めていただいて、本当に防災士を取ればいいんですが、何日かけて、どれぐらい、1日で済むことなのかどうかとか、まだ勤めている女性も多いですし、なかなか行けないって、取りたくても行けないっていうところもあるんで、手近なところのそういうことも考えていただければ、防災に関することがもっと強くなっていくんじゃないかと思っております。

それから、先ほどの福祉委員さんのことなども考えていただいて、美作市で災害が起きてても被災をしない美作市にしていくということ。先ほどの最初にも言いましたが、災害を完全に食いとめることはもうできないので、私たちはいかに安全に避難するか、そして災害が起きないように川の管理とかしていただくしかないですし、地震もとめることもできません。本当にいかに命を守るかということ、みんなで考えないといけないと思いますので、子どもたちも今度を含めて、今度国のガイドラインのほうも、子ども、地域、高齢者などでいろいろな避難訓練をしなさいってということも書いてあったので、この訓練は本当に大切なことだと思いますので、今回4つの災害についての質問をさせていただいたんですが、まともはないんですが、何らか市民の方もこれを見てくださってると思うんで、より一つでも私の質問で頑張って防災士になろうとか、いろいろ考えてくださればと思ってこの質問を考えました。今回、9月の議会の最後になりましたが、これで質問を終わらせていただきます。

## 議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番16番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は明日午前10時です。

午後4時33分 散会

令和元年9月11日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和元年第 4 回美作市議会 9 月定例会)

令和元年 9 月 11 日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第 1 議案質疑 (認定第 1 号～認定第 13 号、議案第 57 号～議案第 66 号)

日程第 2 請願・陳情について

陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2020 年度政  
府予算に係る意見書採択の要請について

陳情第 7 号 早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査」回答に関する陳情

陳情第 8 号 森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出を求める陳情書

陳情第 9 号 美作市の教育行政の調査等を実施しその正常化等を求める陳情書

陳情第 10 号 家庭で発電した太陽光発電電力の買い取りと、その有効活用などを求める陳情書

陳情第 11 号 議会音声インターネット配信に関する陳情

請願第 2 号 「クアガーデン武蔵の里」の適切な活用と新大原保育園 (仮称) の適地への早期建  
設を求める請願書

2. 出席議員は次のとおりである (17 名)

1 番	青 山 慶	2 番	和 田 広 宣
3 番	岩 崎 清 治	4 番	岡 野 鉄 舟
5 番	中 山 忠 明	6 番	倉 地 重 夫
7 番	重 平 直 樹	8 番	安 藤 功
9 番	金 谷 のり子	10 番	山 本 雅 彦
11 番	萬 代 師 一	12 番	山 本 重 行
13 番	尾 高 誉 久	14 番	鈴 木 悦 子
15 番	岩 江 正 行	16 番	日 笠 一 成
18 番	岡 本 泰 介		

3. 欠席議員は次のとおりである (1 名)

17 番 内 海 健 次

4. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 (18 名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	高 山 宏 明
市 民 部 長	景 山 二 男	教 育 次 長	山 名 浩 二
環 境 部 長	森 元 浩 之	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	春 名 隆 広
消 防 長	皆 木 佳 久	会 計 管 理 者	山 本 和 毅
企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明	企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春
東 粟 倉 総 合 支 所 長	竹 田 茂 雄	大 原 総 合 支 所 長	野 村 慎 恵

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (3 名)

議会議務局長 尾崎功三  
係長 金谷裕子  
主任 青木志保



議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますよう、携帯電話の管理をお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

内海議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑（認定第1号～認定第13号、議案第57号～議案第66号）

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「議案質疑（認定第1号～認定第13号、議案第57号～議案第66号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとして一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

初めに、認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第6号の質疑を終

いたします。

認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

### 3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、質問をいたします。

議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」ということで、条例の制定文と規則のほうをいただいて私なりに読みましたところ、1つは今賃金でお願いしている職員方がほとんど給与体系が変わってしまいますよと。給与については、時間外手当を含めて宿日直や特殊勤務手当等々が入りますよというふうに書いてあります。ということは、今現在の臨時で雇用契約をしている方が見ようによっては全員給与のほうへ変わる可能性があるなというふうな疑問があります。現実的にどういうふうにされているのかというのを特に具体的にお尋ねをしたい。

といいますのが、つい先日、新聞でも臨時職員とパートタイム職員とかということがあって、年金なんかもかけますよというふうなことも書いてあるんです。私自身がわからないのが、パートタイム職員と臨時職員との使い分けというか、このあたりを含めて具体的な説明をお願いしたい。

それから、報酬の関係で今お願いしている職員の方が、これも規則で定めている方の全てじゃなしに一部の方が給与のほうに変わられるというふうになってると思うんです。給与というのは時間によってお金を払

う、月給みたいな感じでね。だから、例えばここに一番最初に書いてある霊柩車の運転職員や地域おこし協力隊、外国語の指導助手なんかの方が働かれてる部分について、時間から時間まで働いてるということになれば、今現在でいう臨時職員みたいな形態であれば、これは何時間働いているから何ぼというのがすぐわかりやすいんですけど、例えば霊柩車の運転職員であれば基本業務ということで月額3万3,000円、これが給料に変わるわけですね。ほしたら、これは何を何時間されるんならというのが給与ですから疑問になるわけですね。この仕事をしてもらうたら何時から何時まで働かなくても幾ら出しますよ、業務委託みたいな感じの部分だったら理解しやすいんですけど、給与になるとそれを任命権者の人がどういうふうに判断してどうするか。

といいますのが、条例の本文の中に、第16条の中に給与の減額というのがあるわけですね。これは対象から外れるんじゃないしに、時間外のほうは外れますけど、減額のほうは外れないように読めるんですね。ということは、さっき言いました基本業務、霊柩車の管理を行うことに従事するのが月額3万3,000円。そして、これは朝から、8時半から、週45時間というて、時間がはっきりわからんですけど、何時間勤務してどうなのというのがあるのと、普通はですよ。給与ですから。

それから、逆に言うと運転業務に従事する場合には1回当たり6,000円というのは、これは特勤みたいに考えたらいいかどうなんかと。別の手当が余分には出ないように条例で書いてあるんですけど、そういうことも含めて具体的に説明をしていただきたいと。この条文だけではどういう運用をされるんかがよくわからない。

それから、地域おこし協力隊の場合につきましても、時間外はもう出しません。金額は月額16万6,000円ですから、ぴしっとわかりますよ。これはいいんです。ただ、片方で、もう少し具体的に言うと私用で昼の時間に、勤務時間中に私用で動いた場合、勤務してないわけですから、減額しなきゃいけない。ですわね。給与ですから。そのあたりをどういうふうに解釈するんか。一般的に考えた場合のそのあたりの具体的な説明を含めてしていただきたいなど。

#### 議長（岡本 泰介君）

総務部長。

#### 総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。岩崎議員の会計年度任用職員の条例につきましての御質問でございますが、まず初めに御質問のありました賃金が変わって今度は給料と報酬が変わるということでございます。

このさび分けというのが、この条例の中で一般の職員と同様に1日当たり7時間45分働く職員、これを1週間に5日間働く職員についてはフルタイムとして給料として扱っております。それから、現在、例を言いますと庁舎内の一般事務補助ということで嘱託職員で来てくれておりますけども、そちらの職員につきましては1日当たり7時間30分の勤務形態で5日間ということでございます。こちらの場合につきましては、報酬という形でこれからお支払いをするようになるということでございます。

それと、2問目の別表で書いております給料表を適用することがない職員、それから交付税等財源措置の範囲内で給与支給を前提とした職種ということでございますけども、これにつきましては現在の雇用そのものは引き継いでおるということでございまして、先ほど例にとられておりました地域おこし協力隊、そして外国語指導助手、ALTでございますけども、こちらのほうにつきましても勤務時間というのは設定しておりますけども、ALTについてはもともと1日何時間という指示がございまして。

ただ、地域おこし協力隊につきましては詳細についてはまだ情報というのがこちらのほうに来ておりません。現在のやり方でございますら、勤怠管理というのは隊員からの報告書で現在は担当課のほうで管理を

しているようなことをございます。したがいまして、別枠にしております会計年度任用職員につきましては一概に時間での拘束ができないということをございます。

なお、地域おこしにつきましては他の自治体も報告書で管理を今されておりますので、その動向を踏まえながら、また担当でございます企画のほうとも協議をしながら今後管理の方法については改めて考えていきたいというふうに思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

よくわからない。僕が条文を読んだぐらいな説明しかなかったんですけど。

少し表現を変えて、賃金で残る人がどんな人が今度おりますかと。予算上の話ですよ。運用ですから、市によって独自性があっても構わんと思うんですけど、どんな人が賃金で残るんですか。ほとんどの人が給与に変わるんでしょうというふうな意味合いで聞いているんです。

次に、例えば今まで報酬をもらわれよった人が、極端な話ですよ、きょうは私用で一切動きません、次の日にはきょうの倍仕事をしますでも報酬の人だったら、頼まれた仕事、行政からのすべき仕事をすればそれでもういいんですけど、給与というのはやっぱり勤務しなきゃいけないんじゃないかなという疑問点があるわけです。そのあたりをどういうふうに解釈してるのかなと。

それにあわせて、さっき言いました年金とか保険とか、そういうのはどうなるんならという、これも疑問点ですわ。今後の運用の部分。それによって、先ほど質問しなかったんですけど、市のほうの総支出額、ことしと同じとしたら多分増えると思うんですけど、可能性的には。それがどのくらい増えるんですかという単純な疑問ですから、それほど深く深く、条文を読んだだけではなかなかわからない部分があるので、そのあたりを説明してもらいたいと思うんです。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

それでは、2回目の御質問ですが、まず賃金で支払いをしていたものがどうなるのかという御質問でございませうけども、新年度からは賃金での支出というのは発生してまいりませう。全て給料とそれから報酬に変わってまいりませう。それと、これは条例の中にもございませうけども、手当というのは当然残ってまいりませうけども、基本は賃金というのはなくなってしまうということをございます。

それから、先ほども少し申し上げたんですけど、給料、手当として支給しますのはフルタイムの職員ということでございまして、それ以外の月額であっても短期の時間で勤務する職員につきましては全て報酬や費用弁償での支払いというふうになってまいりませう。

それから、確かに議員の御指摘のとおり別表でしております職員につきましては時間でなかなか拘束のできない職種でございませう。そういうふうなこともございまして、現在の雇用の形態をそのまま移行しているというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それと、どのくらい費用が上がるかという御質問でございませうが、主な要因としまして、ごらんいただいたらあったと思うんですけども、期末手当が今度は発生いたします。これまでは一時金という形で通常の事務補助職員につきましては年間1.2カ月を支給してございました。しかしながら、今度、来年2年度からは2.0月、そしてその翌年には2.3月、そしてその翌年には2.6月と、一般職員と同様にさせていただこうというふうに段階的に考えております。したがいまして、本年度支給しております1.2月と2.0月の差額約

5,500万円ほどが新しく増えてくるだろうというふうに、この会計年度任用職員で考えればそういうふうなことになってくるかと思います。

〔3番岩崎清治君「もうちょっと丁寧にしてもらって。わかりづらい」と呼ぶ〕

保険の適用ですけども、まずフルタイムの職員は社会保険等につきましては非常勤職員公務災害補償などが適用になっております。また、パートタイムの職員、時間の短い職員ですけども、こちらも同じく非常勤職員公務災害補償、または雇用保険につきましてもございますし、そして協会けんぽ、社会保険ですね。こちらのほうもございます。しかしながら、パートタイムの中でも時間で雇用する職員、スポット的に、例えば給食の作業を一時的に手伝うとか、そういうふうな時間で雇用する職員につきましてはこのような保険のほうはついておりません。

〔3番岩崎清治君「その人の上がる分は。金額がどの程度上がるの」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

保険で上がる部分はどんなかと言っております。保険で上がる部分はないんかと。

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

保険も今までどおりでございまして、それが特に影響するところはございません。

〔3番岩崎清治君「金額は変わらんということじゃな」と呼ぶ〕

はい。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

これはまさに岩崎議員が疑問に思うようなところが世の中全体で疑問に思われておりまして、大ざっぱに言いますと現行の賃金の形で払われてる方々がフルタイムの会計年度任用職員になりますと、身分保障の程度が上がります。それから、待遇の保障の程度が上がります。したがって、いろんな地域でいろんなことが起きるんですが、1つは全体を上げることによって、吸い上げることによって予算の負担を増やす方向に行くのか、あるいはそれぞれの方ごとにさび分けが行われて一部だけがフルタイムの定期的っていうか、会計年度職員になっていって、その他の方々が別の扱いを受けていくというふうなさび分けを奨励することになるのではないかという論点も残っております。

そして、そうやって今度は会計年度職員がしっかり今度は採用された形になって安定してきますと、正規の職員とほとんど変わらなくなってくるんですね。正規職員への任用がえが起これるか。正規職員にする。起これると今度正規職員の数を今までと違って採用が変わってきます。そういう調整が長い期間をかけて起これるだろうなというのが1点。

もう一個は、やってみただけでも必ずしもこれは正規職員にする必要がないなというような勤務実態が起こっていくというふうに見られた場合においては、これは全国で検討が行われてるんですが、外部リソースを活用する。つまり委託に出すとか事務委託とか、あるいは派遣になるとかという変化が起こるのではないかというふうな今いろんなところで議論がされております。

私どもとしては、私どもなりに考えて個々の方のお幸せも考えながら任用していこうと思ってるんですが、その後世の中の動きを見ながら次第次第にその変化が起きていくことを可能性としては見ながら、

今余り決め込んでいかないでやや柔軟に対応していくほうがいいかなということ、市民の方々の雇用の問題でもあるんで考えてると。どっちの効果になるのか、大きな流れや周辺の市町村の動きなんかを見ながら少しずつ態度を決めていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

国としても、この法律はややえいやってところがありまして、じゃ、最終的にどうすんだいってところについては運用の実態を見ながら考えていこうというような配慮があるというふうに私どもは感じてるところでございますので、長い目で見えていただきたいし、その都度またこういった御質問を頂戴できればというふうに思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

特に支払い方法の関係、賃金と給料の関係というのを割と独自の施策というのが、範囲内というのがあると思うんで、そのことは別にとやかく思うとるわけじゃないんです。ただ、私自身がよくわからないんで、丁寧な説明をしてもらいたい。もう一般質問化しないようにできるだけするんで、委員会ででも説明していただきたいなど。

例えば賃金で今払われてる方っていうのは、賃金という項目があって、正職員じゃない方は賃金で今現在払っている。その人が給料に移行するわけです。全員移行するんですか、残るんですかという話があるわけです。読みようによっては、フルタイムという言葉もある。パートタイムという言葉もある。それから、この中にはないですけど、世の中には臨時職員という方もある。フルタイムというのはもう毎日勤務するから、これはもう給料に移ると。これはすぐ理解するんです。パートタイムっていうのはほぼ毎日勤務で時間が普通の人は7時間30分と言われたけど、それが3時間とか、そういうことは理解できますよ。

もう一つは、1年間のうちに3日とか4日とか勤められる方がおられる。この方は多分今までどおりの臨時職員に残るかなみたいな気もするんですけど、そのあたりのところも含めて委員会のほうでいいですから、ちょっと丁寧な説明をして報告していただきたいなということのお願いをしてこの項を終わります。今幾ら聞いても多分すぐには理解できないところがありますので。私のほうはこれで終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

もしかして聞き落としたかもしれんのですが、任用期間は1年ですね。最大限ね。それは、ちょっと探したんですけど、どこに書いてあるんでしょう。それだけ聞きたいだけです。どこにそれを書いてあるかが、一生懸命探したんですけど。お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

多分だと思んですが、実はこれは法律が改正されてまして、地方公務員法の改正が一昨年だったかな、行われております。そこに会計年度任用職員という規定が置かれたわけでありまして、この条文で言いますと法第22条の第2第1項第2号に大体そういう趣旨が書いてあるはずであります。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

私はこの質問はたしかしたような気がいたします、一般質問で。長い間、10年ぐらい嘱託職員をされとる人がおられるんで、その人も希望が持てるんじゃないかな思うんですが、国のほうが本当にやっていただきたいのは何ぼ手当を、大変な優遇措置をしてもいつ首になるかわからない点が一番の問題だと思いますので、それをもうできるならば首が長く、細くても長い、細くて長い人は美人ですから、そのような首になるようにお願いして質問を終わります。よろしゅうお願いします。答弁は要りませんので。

議長（岡本 泰介君）

他に質疑を受けます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第57号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第58号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第59号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

間違っと思ったら申しわけないと思うんですが、これは美作市内にはあるんですか。あります。このよう

な。

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）

この手数料条例の改正の部分につきましては、特定屋外タンク貯蔵所になるものでございます。容量が1,000キロリットル以上のものが特定屋外タンクで、美作市にはございません。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

私の記憶が正しかったんで、よかったなど、自分で。まだ認知状態じゃないと思ってます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第60号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

本条例の一部を改正する条例につきまして、第2条でございますが、改正前、保育料は月額3,500円とし、毎月20日までに園長を経て美作市会計管理者に納入しなければならないという改正前の条項に対しまして、改正後が、今回の一部改正の内容が保育料の額は月額3,500円とするということで、先ほど申し上げました改正前の条例の後段が抜けているわけなんです、これを削除する理由は何でございましょうかということなんです、改正前と改正後を踏まえて幅広くお答えいただきたいと思います。そうすれば2回目、3回目の質問がないかなと思います。よろしくお願いします。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

この改正でございますけれども、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴いやっておるところでございます。その中で、3歳以上の子どもにつきましては保育料は無料化と、無償ということになっております。

それから、副食費につきましては保育料の中に含まれていたということで、それは今度取ることはできるとなっておりますので、その過程でこの条例を改正するものでございます。

それでは、今回の質問でございますけれども、「毎月20日までに園長を経て美作市会計管理者に納入しなければならない」を削除する理由ということでございます。

今回の美作市幼稚園保育料等徴収条例の改正では、保育料と給食費の徴収について規定をしておるところでございます。改正で削除した理由でございますけれども、納入の締め切りや納入先といった取り扱い方法を定めているものであったことから、今回の改正において美作市立幼稚園の規則のほうにその規定を変更させていただいておるところでございます。そちらのほうでこの締め切りや納入先といったことを入れているということでございます。この条例にはないですけど、規則のほうにそれを持っていったということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。



**4 番（岡野 鉄舟君）**

確認の意味になりますが、要は条例の改正前の条例は規則で十分にやっているという理解でよろしいでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

教育次長。

**教育次長（山名 浩二君）**

そのとおり、規則のほうでその分は言っとるので、それで賄えるということをおもっております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

よろしいです。これ以上、質問はやめましょう。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第61号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第62号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第62号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第63号「市道路線の変更について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番 1 番、議席番号 4 番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

じゃ、質問をさせていただきます。

変更路線が 3 路線ございます。実際、質問をする前に私自身が現地に行っておればいいんでしょうが、その時間もなくて、机上での質問になりますが、今回 3 路線についてそれぞれ変更しなければならない理由を教えてくださいたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

失礼いたします。市道路線の変更ですが、3 路線のうち 1 路線は地区からの申請によりまして、市道認定基準の道路の一方が法の道路、これは道路法の道路ということで国県道、市道に当たりますけども、その道路に接続し、他方が 2 戸以上の家屋または公共用施設等に連絡する代替のない道路というものとしまして要

件を満たしておりますので、既設の市道の終点を延伸するというものでございます。

それから、もう2路線あるんですが、2路線は国道429号の改良工事、粟井で行われるバイパス工事ですけども、その工事に伴いまして国道と市道の接続部分が移動したということなので、移動した部分を延伸するという内容でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

物事は全て最初から完全にということはなかなか難しいと思うんですが、一体一つの行政処分として認定をしているわけですから、後から出て実は変えますわというのは非常に認定をするときに事務的なものが十分じゃなかったんじゃないかなとは思いますが。

2回目の質問をいたしますけど、市道の認定ですからこの2年以内に申請が出ていたかどうかはわからないんですが、この3路線についてそれぞれ市道認定をしたのはいつかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、既に市道認定をされている部分について道路改良とかそれぞれなされているのかどうかということ、この2つをお聞きいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

申しわけありません、この3路線についていつ市道認定になっているかというところは手元に資料がありませんが、合併前から認定されている路線ということだと思います。

それで、改良につきましては市道認定をされたところと申しますか、市道について地区からの要望とか同意書を受けまして随時優先順位に基づいて改良を行っているという状況でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

事前に通告をしているわけでございますので、最低それぐらいはやはりお調べいただいた上での答弁をいただきたいと思いますので。

3回目の質問でございますが、私は素人でございます。例えば豊国原3号線につきましては、変更前が非常に短くて、変更後が非常にその、大体これで、センチでいけば7倍ぐらいの路線になります。それから、粟井中の路線につきましては、ほぼ並行的な路線を、横になっているという感じがします。

それからもう一つ、これはタンソウキョウセンと読むんですかね。ちょっと正式な読み方はわからないんですが、これも路線の長さがほぼ一緒なんですけども、素人から考えて豊国原3号線については路線が短いものが長くなるっていうのは私はなるほどな、それは長く年月が過ぎれば、それは変える理由があると思うんですが、長いものをそのまま横幅が同じようなところに変更認定をするというのは最初からわかるんじゃないかなと思うんですが、その辺は事務をされる上の中でどういう反省点があったのでしょうかということです。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

最初の説明が私が十分でなかったかと思います。豊国原3号線は……

〔「それはええんじゃ」「栗井」と呼ぶ者あり〕

栗井につきましては、今429号線のバイパス工事が県において行われております。それに伴って、以前は旧道の接続部分が、旧道の国道と市道の接続部分があったんですけども、改良に伴ってそれが動いたと。動いたので、その動いた部分を市道認定にお願いしたいと。

**議長（岡本 泰介君）**

それだけじゃない。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

公の道路と市道が接続しています。一方は国道です。国道の位置が変わりました。今までここだったのがここに来たので、この間を市道として延長しなければならないということが反射的に起こるのでそうやっているというのがこの2件です。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第63号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

議案第64号補正案件につきまして、議案質疑をさせていただきます。

予算書をお開きいただきたいと思います。

まず、13ページでございます。まず、質問の1でございますが、款20項5目4節1保険金でございますが、110万円の建物災害保険金がございますが、これの内容でございます。

それから、次の款項は一緒ですが目が給食事業収入の節1給食事業収入で、3歳以上保育園児及び職員給食代ということで407万7,000円ございますが、これは今回の条例改正に伴って、条例と予算というのが一致しなければいけないからここへ上げておられると思うんですが、条例の改正後の金額と、それから人数等をあわせて407万7,000円になるという積算の過程を教えてくださいと思います。

それから、同じ款項の中で目7の雑入、そこに3,000万円の1の雑入がございます。第三の居場所事業助成金というのがございますが、これは具体的にどこからもらえるのかということと、助成金でございますから、その補助率とか補助基本額とかできるだけ詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

その款3項2目1児童福祉総務費の中で、補正額が3,144万5,000円となっておりますが、これの節ごとの内訳について御説明をいただきたいと思います。

それから、同じ15ページの中で款と項は一緒ですが、目の保育所費の中で財源補正がございます。その他のところが2,767万5,000円減額になっており、一般財源がそれに振りかわっているという財源補正がなされ

ているんですが、その内容と理由をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。

款7項1、それからまずそこで目3の観光費で15節工事請負費で275万円の工請が出てるんですが、これはどういったものをどうするのかということでございます。

それから、今度は同じ16ページでございますが、款8土木費、項3河川費、目1河川改修費、それで節15で工請として4,100万円あるんですが、これのどこをどういうふうにするのかといったことでございます。

それから最後でございますが、16ページの中で款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費の中で、その財源内訳と19節の負担金補助及び交付金が若干その額が出ているんだろうと思いますが、その財源補正の理由でございますね。そして、美作市学校給食会計負担金の20万7,000円、これの根拠規定を教えてくださいたいと思います。

順次、お答えいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、1番の歳入、13ページの款20項5目4節1建物災害保険金110万円、この保険金の内容でございますが、ことし6月21日に落雷がございまして、武蔵の里五輪坊と武蔵の里交流館、宿泊施設などがございまして、これをつないでいる火災報知設備が落雷により破損しまして、その修理費全額につきまして保険金を受け取るというものでございます。

この火災報知設備は、製造から20年以上が経過しておることから、補修部品もないことから本体ごと取りかえるということにしております。

それから、6番の歳出の16ページ、款7項1目3節15工事請負費275万円、この内容でございますが、この工事請負費は武蔵の里五輪坊の南側にございます舟付門というのがありますが、その前に石を敷いた歩道がございまして、それにつきまして、約20メートルについて転落防止柵等の整備を行うものです。この場所では、昨年男児が転落をしたことやお年寄りが転ばれたことがありまして、幸い大事には至っておりませんが、武蔵の里大原観光協会や地元からの要望を受け、安全対策の工事を行うものです。防護柵の設置のほか、歩道の敷石の間の目地を詰めて段差を調整するというのも行う予定でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

教育次長。

**教育次長（山名 浩二君）**

私からは、②と⑤と⑨についてお答えをさせていただきます。

まず、ページ13、款20項5目5節1の407万7,000円でございますけれども、3歳以上保育園児及び職員給食代の内容ということでございます。

これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴いやっているものでございまして、食事の提供に要する費用として米やパンなどの主食費のみであったものが、おかずやおやつなどの副食費も含めて徴収するようになっております。このことから補正によりその副食費分の徴収額を計上しているものでございまして、積算内訳につきましては副食費月額1人4,500円としておりまして、徴収可能人数151人、そして10月からでございますから6カ月を掛けております。そして、この407万7,000円ということでございます。

続きまして、よろしいですか、⑤でございます。

ページ15、款3項3目2節4、特定財源から一般財源への財源補正ということでございますけれども、この分につきましては11ページの款9項1目1節1の地方特例交付金、ここへ2,930万8,000円がございますけれども、このうちの2,767万5,000円が保育所費のところに入ってくるということで、この内訳でございますけれども、11ページの保育料減額補正が3,175万2,000円ございます。そして、ここで徴収する407万7,000円を引いた額2,767万5,000円ということで、その他特定財源から一般財源へ移したものでございます。

この財源更正の理由でございますけれども、一般財源の歳入額は地方税とか地方譲与税、それから地方交付税及び地方特例交付金等のことであるから、先ほど説明したように地方特例交付金の増額補正のうち保育所費相当分2,767万5,000円を一般財源に財源更正したものでございます。

続きまして、⑨でございます。

16ページの款10項4目1節19美作市学校給食会計負担金20万7,000円ということでございますけれども、その内容と根拠規定ということでございますけれども、学校給食会計への負担金の内容でございますけれども、これも特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、低所得世帯及び第3子以降の園児に係る副食費につきましてはその徴収が免除となることから、給食センターから給食の提供を受けている2園、これは東粟倉幼稚園と土居幼稚園でございますけれども、その副食費の免除分、要するに今さっき言いました低所得世帯や第3子以降の免除という規定がございますので、その分の9名分掛ける230円掛ける100日ということで、6カ月間ですけれども、20万7,000円ということになっております。そういうことでこの補正をさせていただくものでございます。

それと、そのところの財源更正でございますけれども、特定財源121万5,000円を一般財源129万2,000円に振りかえる理由ということでございますけれども、この中には121万5,000円減額でございますけれども、この中身につきましては11ページの幼稚園の保育料の減額の57万9,000円、そして13ページの幼稚園の給食副食代46万円、そして預かり保育料の17万6,000円ということで、合わせて減額の121万5,000円、これが特定財源でございました。

そして、一般財源でございますけれども、先ほど申しました減額の121万5,000円、それから国や県の負担金が13万円ございます。それを差し引いて、そしてまたここで給食費を20万7,000円徴収するというので、合わせて129万2,000円ということになります。ですから、121万5,000円を一般財源129万2,000円に振りかえるものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

失礼します。私のほうからは③番と④番について答えをさせていただきます。

まず、③歳入、ページ13、款20項5目7節1の第三の居場所事業助成金の交付団体、補助率などという御質問ですが、後ほど説明をいたします歳出の児童福祉総務費の中にございますが、一昨日の青山議員の一般質問にもお答えしましたとおり、子どもの第三の居場所づくり事業を来年4月からモデル事業として実施する予定としております。その施設の場所となります田公民館の改修費用や備品購入費等の歳出予算に充当する財源でございます。

交付団体につきましては、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、いわゆるB&G財団  
……

[4番岡野鉄舟君「もう少しゆっくりはっきりと」と呼ぶ]

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団、いわゆるB&G財団ですが、財団から助成をいただき、補助率については100%の助成ということになっております。

次に、15ページの④番、款3項2目1児童福祉総務費の節ごとの内容ということでございます。

まず、節11の165万円のうち消耗品費155万円につきましては、今ほど申しました第三の居場所で使用します事務用品でありますとか、調理場で使います調理器具等の購入費でございます。それから、印刷製本費10万円につきましては居場所のパンフレット、またはパート職員等の採用等に当たっての印刷物の作製費用というふうに考えております。それから、13委託料220万円とそれから15の工事請負費2,200万円については、先ほど申しましたとおり英田公民館の2階の和室と研修室の一部を改修を行います。この工事費とその工事に係る設計監理費用でございます。それから、節18備品購入費421万5,000円のうち415万円については、同じく居場所に用います冷蔵庫でありますとか洗濯機、パソコン、ビデオ等、その他電化製品等の購入を予定しておるものでございます。

以上が第三の居場所に関連するものであります。

次に、この目の歳出総額の3,144万5,000円のうち144万5,000円は、子ども・子育て支援法の改正により10月1日から保育の無償化が開始され、保健福祉部では認可外保育施設の保育料無償化の所管をいたします関係で、18の備品購入費421万5,000円のうち6万5,000円につきましては保育の認定作業用のプリンター1台を購入予定にしております。この財源につきましては、子ども・子育て支援事業費の県補助金が充当できまして、補助率は10分の10ということで100%の補助でございます。

それから、次の20の扶助費ですが、この138万円につきましても認可外保育施設等の保育料の償還払いを行う必要がございますので、その給付金ということになります。この財源につきましては、国庫負担金が2分の1、県の負担金が4分の1ということで、市の負担金が4分の1となりますが、今年度に限り市の負担分は地方特例交付金で交付されるということになっております。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

それでは、私は⑧の歳出、16ページ、款8項3目1節15の工事請負費4,100万円の内容について御説明をさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策ということで、それに基づきまして地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するために、それに定められました緊急自然災害防止対策事業債を設けられておりました、それを活用しまして市が対応する普通河川のしゅんせつ、護岸整備、パラペットといまして河川のコンクリートなんかでかさ上げをする隔壁なんですけども、それとかフラップゲート、排水管の逆流防止弁ですね。そういうものを整備する事業を行うものです。

箇所としましては、今年度は美作地域の5河川についてこれらの工事を実施する予定であります。

〔4番岡野鉄舟君「あれ、修繕411万円は部長、言われたんじゃない」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっとそのことを言います。

岡野議員、⑦の質問が飛んだんです。岡野議員の質問が飛んでしまった。ですから、それは2回目の扱いとして次でやってください。よろしいですか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

飛ばしておりましたが、16ページの修繕料411万1,000円の内容が何かということでございます。

それで、江見部長に質問いたしますが、まず歳入の3,000万円、B&Gからということ、冒頭の部分ははっきり聞き取れなかった部分もあるんですが、B&Gの補助金というのは例えば来年度以降は可能性はどうかということが1点。

そして、山陽新聞をスクラップして今手元にあるんですが、英田がモデル事業でということなのですが、質問の第1点はこの整備の考え方です。なぜ英田なのかと。なぜ勝田でないのか、なぜ旧美作町でないのかということをお聞きしたいと思います。

御承知のように小学校のエアコンについては平成26年6月に英田が先に出て、あとの8校はようやくことしになって子どもたちが涼しく過ごせると、こういったような不公平感がありました。市民の方も問い合わせがあります。なぜ英田なのかと。逆に言えば、質問された私にとってみたら、そのときにいや、実はこういうことなのだという説明ができなければいけないんですが、ただいかんせん、議案質疑の段階ですから、また聞いてみますわと、こういうふうにお答えをしているんですが、第1点目がそこですね。

じゃあ、この新聞によればモデル事業とやるわけですから、モデルですから、次に普通の恒常的な事業があるはずなんです、残りの1村4町についてはB&Gの補助金を使うとか、あるいは財源を工夫する中でどういうふうにな次的にやられるかという質問をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

失礼します。来年以降のB&G財団からの助成金の見通しですが、来年度以降3カ年につきましては運営費上限2,000万円というのは、これは決定しております。

それから、モデル事業がなぜ英田なのかということでございますが、英田地域におきましては公民館等の施設を利用した子育て環境の整備の要望というものがもともと上がっておったというのが1点ございます。それから、具体的には申し上げませんが、本事業をする目的となる指標というものが我々もいろいろと分析をした結果で、その指標となる数値が高い学校区に当たる。対象エリアは英田ということにしておりますが、美作小学校、第一、それから北小ありますが、そういった学区も対象にするというように考えておりますので、英田だけではなく市の南部という位置づけで考えています。

それから、じゃ、残った地区の考え方はどうかということでございますが、青山議員の御質問のときに市長のほうからも答弁がありましたが、将来的には公民館の改修事業等とあわせて公民館を利用した地域活動の一部としてこういった事業を位置づけることができるということを目標としてやっていきたいというふう考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

7番の歳出、ページ16、款7項1目6節11の修繕料411万1,000円でございますが、これは武蔵の里五輪坊と愛の村パークにおきまして修繕が必要になったものでございます。

愛の村パークでは、1階トイレの脱臭ファンの取りかえが必要になりました。それから、武蔵の里五輪坊では漏水が激しくなっている源泉の貯湯タンク、貯湯槽の修繕を行います。それから、先ほど歳入のところでは保険金の説明をしましたが、落雷により被害を受けた火災報知設備の修繕などを行うものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

質問じゃありませんが、やはり私の性分として一言言っておかなければなりません。市長は平成26年6月の定例会でこう言っておられます。行き当たりばったりの行政はいかんと。私は何かあるたびにこの平成26年6月の議事録を見ることにしてるんですが、やはり総務部長、これはまさに公共施設等総合管理計画の問題です。いやいや、質問をしてるんじゃないですよ。つまり、全庁的にどうするかということを長いスパンの中で計画的にやるという、これがまさに計画的な行政だろうと思います。

以上で議案質疑を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

ここで10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順番2番、鈴木悦子議員、始めてください。

**14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕**

先ほどの岡野議員の質問に対する答弁、それから先日の青山議員の一般質問に対する答弁によりまして理解ができましたので、通告をしておりますが、取り下げをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

13ページの財産収入、土地の貸付収入という金額が3万5,000円、これは一般質問のときに少し話がありまして、そのときに聞いたのは大原にある医療看護専門学校の学生向けマンションの部分であるというふうに言われました。金額的なことはもうよろしいんですけど、そのときに面積案分で、はっきり聞き取れなかった部分もあるんですけど、面積案分でこの金額なんだと。その面積案分をもう少し説明していただきたいことと、それからそのときの話では無償だったのを有償にしたということも説明をされたんですけど、理由をもう少し説明していただきたい。まずは1回目。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

2点、御質問をいただいたと思います。

〔議会事務局尾崎功三君「2点は言ってない。1つだけ」と呼ぶ〕

**3番（岩崎 清治君）**

2つですよ。

〔議会事務局尾崎功三君「1つだけ、1件だけです」と呼ぶ〕



1項目につき、じゃないか。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

1項目につき1件と言われたもので、僕は1項目につき何点かいいのかなと思ったんですけど。

それでは、一番聞きたいところ。何でお金が入るようになったのか。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

この案件につきましては、本年5月に株式会社ショウワコーポレーションより学生向けマンションの賃貸借の範囲拡大に関する陳情が出されまして、それを受けて内部で検討いたしております。

当初は、市の施策として学生マンションを整備するというので無償で貸し付けを行っております。そういった中で、今度一般貸し付けにしたいという申し出になりまして、一般貸し付けをするということになれば当初の目的と違うということがございまして、財産を貸し付けるという一般貸し付けになりましては無償貸し付けに当たらないということを判断いたしまして、部屋数は今年度につきましては100部屋分の10部屋を一般貸し付けにしたいという申し出でございますので、それに対して案分したものを計算して今回貸付料として予算計上いたしております。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

市有財産の無償貸し付けの条例がございますわね。それに照らし合わせた場合にどうなのかというのが聞きたかった項目の一つなんですけど、当初、今の答えでは察にするのを察じゃなしにしたというふうなんで、少し疑問が出てくるんです。お金をもらうんだからいいんだっていう話じゃなしに。

それから、それ以外の経緯についても少し疑問が出るんで、事前通告してないんでやめますけど、特にこの部分については総務委員会のほうで詳細に議論していただいて、説明のほうを後で求めます。

議長（岡本 泰介君）

ほかに。

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

15ページ、先ほどの民生費、児童福祉費、児童福祉総務費でB&Gからの3,000万円、非常にいいことだなと思っております。南から北上することを望んでおりますが。

節の需用費、委託料、工事請負費、備品を足すと余裕が6万5,000円ですね。工事請負費が丸々2,200万円で落札はしないと思うんで、かなりの費用で落札したり、委託料が落札するとその分だけが補助対象より少なくなるんで、その点は返還されるのですか。返還されんように頑張っていたきたいから、このことは気づかんと。たった6万5,000円しか余裕がないんで、返還されるんだったら厳しく。返還の話が出るとるものですから。せっかくこれは補助金どころじゃねえ、100%の負担金に、教科書負担金みたいなものでしょう。やから、それは返還はしないようにしてもらいたいと思うんです。その点で返還するのかどうかだけです。わかりましたか、言ようる意味。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

事業につきましては、8月29日の日付で事業の助成金の内示をいただいております。入札等により事業費が減額になることも見込まれますが、事業内容をしっかり精査して行って、変更契約等を結んで、この助成金については有効に活用させていただきたいというふうに思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

全額、市民のお金、国民の金じゃあるかもしれませんが、でも、全額を使えるようにぜひともお願いして質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

他に質疑を受けます。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

先ほど岩崎議員が言われとる3万5,000円の関係について関連するんじゃないけども、ここへ今入っとるのは学生寮ということで入っとるわな、生徒が。若い女の子があそこを通うていきようるのを私もよう見るわけですが、入っとる人は学生寮という形の中で入っとんじゃないけども、子どもたちのアンケートや意識調査、そういうような調査はしとんか、してねえんか。これは話がどうどうどうどうわしらの知らんところで前、前、前へ行ってしまうんじゃないけども。

あと一般の人を入れておかしげな事件でも、おかしげなことでも起きたらこれ、どないするん、あんたら。学生寮ということで、それから市もふるさと融資をあそこは使うとるわけじゃから、それなりに市も応援しとるわけです。でしょう。学生寮ということで応援しとるやつを今度は一般の人が入るけえというて、経営ができんけえというて一般の人を入れるんじゃないというて、そがあなことができるか、そこら辺が物を建てたら皆市が土地を3万5,000円ぐらいで貸してじゃな、あるとこ。ふるさと融資を使うて、そういうような話ができるんですか、あんたら。話が何か知らんけどおかしいんじゃ。知らんところで話がどうどうどうどう前へ行きようるから。

学生の調査やこうをしたんか、してねえんか、それをちょっと聞かせてください。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**

学生向けマンションに入居されとる学生に対して意見を聞いとるかという御質問だと思いますけども、これにつきましては直接は私はまだ聞いておりません。ただし、今回の貸し付けに当たっては株式会社ショウワコーポレーションに対してまず学生、学生向けマンションなので入居しとる学生、そういった方に対して十分説明を行った上で募集手続を行っていただきたいと、そういうことを申し上げて今進めております。

そういった形の中で今回特例として一時的に一般貸し付けを承認するといった形ではしておりますので、その内容についてはこれから覚書を締結いたします。覚書を締結した後に改めて貸付戸数の申請をいただきまして、そういった中で私どもの貸付条件も、その中に現在入居しとる学生への配慮といったことも当然うたってまいりますし、美作市スポーツ医療看護専門学校の方にもちゃんと説明をしていただきたいと、そう

いったことも今申し上げているところでございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

話はしとらんのじゃな、ほんなら。説明を聞いとらんのじゃな。学生向けマンションをあっこへ建設するということがいぞ無償で土地を貸してくださいということで、それを我々は同意しとる。これは知っとんじゃ。いつからそがあに変わったんなら言よんじゃ。おかしいでしょうが言よんじゃ。あんたが担当しとるやつは皆おかしゅうなつとんじゃ。入つとる生徒がよそのおっちゃん、おばちゃんらが入り出したんじやと。私らは学生向けマンションじゃ思うとつたんじやと。ほつたら、一般の人までがごごぞ入り出したんじやと。これを言いだしたらどがいするん、これ。一番に入る生徒の意見というものを聞き取り調査をせにやいけんのんでしょうがな。ショウワコーポレーションはそりやもうかる思うてあるから、慈善事業をしよう思うて建てたんじゃねえんでしょうがな。これは初めからわかったこつちや。あつこの部長と話をしたんじや。あんた、生徒があんだけ100棟のやつをもう一つ建てる言ようたけど、そんだけ生徒が入るんか言うたら、そのことに一番悩んどんですというてあつこの部長が言うたがな。そのぐらいの商売を覚悟してしようらんなら、それを今生徒が入らんけんというて今度は学生寮を。学生を入れる努力をしんさい、あんたらは。何を言よんな、ほいで。

議長（岡本 泰介君）

質問ではないということでもいいんですか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

質問じゃねえがな。学生を入れる努力をしなさいよ言よんじゃ、一般の人を入れえでも。3万5,000円出えて。3万5,000円もらわんでもええで。こがいなものを。そのことを言よんじゃ。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、ちょっと質問が拡大してしまって……

[15番岩江正行君「拡大しとらへんがな。3万5,000円なぜここでもらわにやいけんのんならということ言よんじゃがな。拡大しとりやへんがな、何も。どうに拡大しとんな、ほんで。拡大の話じゃありやせんがな。予算書に3万5,000円上げとるから言よんじゃねえんか、ほいで。何を拡大しとんで、ほいで。おかしなことを言いんさんな」と呼ぶ]

平田企画振興部長心得、趣旨は生徒の意見を聞けということなので、それに対する答弁をもう一度ほんな、してください。

[15番岩江正行君「もうええつちや。もうあがあなもん聞いたってまたうそを言うぐらいの話じゃ」と呼ぶ]

[「前へ進めよう」と呼ぶ者あり]

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第64号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑

を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第65号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

## 日程第2 請願・陳情について

**議長（岡本 泰介君）**

日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおりでございます。

陳情第6号、第9号、請願第2号の項目(2)については文教厚生委員会、陳情第7号、陳情第10号は総務委員会、陳情第8号、請願第2号の項目(1)については産業建設委員会、陳情第11号は議会改革特別委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

なお、請願第2号につきましては紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**〔登壇〕

失礼します。請願第2号、令和元年8月26日、美作市議会議長岡本泰介殿。

クアガーデン武蔵の里の適切な活用と新大原保育園（仮称）の適地への早期建設を求める請願書でございます。紹介議員は、岩江正行でございます。

これについては、子どもの安全・安心と武蔵の里のまちづくりについての地元の思い、300人余りの署名が出ております。讚甘地区だけでも今ちょっと見ておりましたら200人ぐらい、讚甘地区だけで。これもはやことしになってから2回目ですかね、出ておりますんで、朗読はしませんけども、皆さん一応目を通していただきましてよろしく申し上げます。終わります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

請願の紹介が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は30日午前10時からです。

午前11時38分 散会

令和元年9月30日

(第 7 号)

1. 議 事 日 程 (7日目)

(令和元年第4回美作市議会9月定例会)

令和元年9月30日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 認定第1号～認定第13号、議案第50号、議案第57号～議案第66号、陳情第2号～陳情第3号、陳情第6号～陳情第11号、請願第2号(委員長報告・質疑・討論・採決)

追加日程第1 発議第5号 「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」

追加日程第2 発議第6号 「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」

追加日程第3 看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	内 海 健 次	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	高 山 宏 明
市 民 部 長	景 山 二 男	教 育 次 長	山 名 浩 二
環 境 部 長	森 元 浩 之	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	春 名 隆 広
消 防 長	皆 木 佳 久	会 計 管 理 者	山 本 和 毅
企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明	企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春
総 務 課 長	春 名 竜 也	上 水 道 課 長	景 山 一 美
農 村 整 備 課 長	安 東 栄 作	ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 課 長	小 淵 一 成

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
係 長	金 谷 裕 子
主 任	青 木 志 保

議長（岡本 泰介君）

皆様おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

9月11日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**日程第1 認定第1号～認定第13号、議案第50号、議案第57号～議案第66号、陳情第2号～陳情第3号、陳情第6号～陳情第11号、請願第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

議長（岡本 泰介君）

初めに、日程第1、「認定第1号～認定第13号、議案第50号、議案第57号～議案第66号、陳情第2号～陳情第3号、陳情第6号～陳情第11号、請願第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案につきましては、陳情第2号から陳情第3号は3月4日、議案第50号は6月7日、それ以外の議案は9月11日に各常任委員会及び特別委員会に付託になっております。いずれも各常任委員会及び特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

岡野委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔登壇〕

皆様改めましておはようございます。

それでは、令和元年9月美作市議会定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月13日金曜日、午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、荒木副市長、春名政策審議監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、閉会中の継続審査となっておりました議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」の1件と議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の5件でありました。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について順次御報告を申し上げます。



まず、議会閉会中の継続審査となっております議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、特定納税義務者となる太陽光発電事業者2社からの質問に対する市側の回答を7月22日付で行っているため、その内容について説明を受けました。

委員から、土居の案件について県土保全条例に従い事業者が対策を講じたことにより調印を行ったはずだが、水防法や県の条件が変わったことにより新税を課すことになったのかとの質問があり、執行部より、県土保全条例に従った対応がなされても市として対応しなければならない財政需要があるとの認識から、その財政需要への対策のため新税の創設を目指すこととなった、県土保全条例では206ミリメートルを想定雨量としているが、近年の頻繁に発生する豪雨のおそれから市として対応していく財政需要があるとの答弁がありました。

委員から、本税を課し、どこまで事業をやるつもりなのかとの質問があり、執行部より、事業用発電パネル税を課税した場合、年9,200万円、課税期間5年間で約5億円となり、想定される財政需要となる事業の一般財源負担が約5億円程度になると試算しているとの答弁がありました。

委員から、大規模太陽光事業者2社からの質問に対する回答について、総論は回答しているが、後段の各論について回答しているのかとの質問があり、執行部より、回答としては基本的に総論に対して回答しており、各論の内容については総論での回答で充足されると考えているので、総合戦略推進会議等の個別内容に関するものは回答を控えているとの答弁がありました。

委員から、本条例第1条にある目的と相違する用途について、本来普通課税で対応すべきとの質問があるが、それはどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、総務省との協議の中で法定外目的税ということで進めてきたが、このたび総合戦略会議を開き、用途となる財政需要について説明を行うとの答弁がありました。

委員から、総合戦略会議において税の専門家がいないが、どうしてなのかとの質問があり、執行部より、このたび開催が予定されている総合戦略会議において税の専門家の方に出席いただくと聞いているとの答弁がありました。

委員から、幅広く納税義務者の意見を聞くことについてどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、総合戦略会議の中で出た意見が本条例中にも反映されている、また今後の行政懇談会においてもお知らせする予定にしているとの答弁がありました。

委員から、大規模太陽光発電事業者に課税される市税は何か、本税は法定外目的税とのことだが、既存の税とは関係ないのかとの質問があり、執行部より、現段階で課税される市税としては土地、家屋、償却資産に対する固定資産税と法人市民税であり、また法定外目的税は既存の地方税法上の税目とは別の税を独自で市域を限定して課税するものであるとの答弁がありました。

委員から、本日は市側から特定納税義務者となる事業者への回答内容についての説明がなされたもので、特定納税義務者から議会に対する意見書を受領した後に議論を進めた方がよく、引き続き継続とすべきとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

続いて、議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」では、委員から、会計年度任用職員制度は現行職員に対してプラスの要素ばかりのように見受けられるが、強いて言えばマイナスとなるような要素はあるのか、また増加する人件費5,500万円の財源はどう手だてされ、将来的にはどのような傾向で人件費が推移していく見込みかとの質問があり、執行部より、ほぼ今と同様の制度で会計年度任用に移行するためマイナス要素は考えにくい、財源については事業費支弁で補助金、また交付税の対象となる職員もあるが、ほとんどが一般財源での手だてとなる、人件費の推移については現状の人

数をそのまま維持した場合には期末手当の2年間の経過措置などで令和2年度で5,500万円の増、令和2年度から令和3年度が5,200万円、令和3年度から令和4年度が4,200万円、令和4年度から令和5年度まで2,400万円程度、期末手当が収束することによって前年対比は落ちついてくるが、現給保障制度が完了した後も昇給などの影響で前年対比で2,000万円程度増加すると見込んでいる、人件費が増加することとなる制度であることから全国的にも人員を抑制する方向につながるものと思われ、それに伴い仕事ごと委託に出すということも考えられるとの答弁がありました。

委員から、交付税が増えるということは見込めないのかとの質問があり、執行部より、そういう動きは見られないし、交付税だどこかが増えてもどこかが減らされては意味がないとの答弁がありました。

他の委員から、この制度を望まれない人がいることも考えられるので、担当者はよく理解し、対象者に十分な説明をして丁寧な対応をしていただきたいとの意見が出されました。

最後に、委員長より、地域おこし協力隊は報酬から規則別表第3の対象となることでよいのか、賃金は給料、報酬、手当に変わるということでのよいのかとの確認がありました。

続いて、議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の3議案について、執行部からの説明を受けたところ、委員からの質問、意見はありませんでした。

続いて、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の総務部所管では、委員から、財産管理の修繕費はどこの出張所のもので、なぜ修繕を行うのか、また修繕の原因は長年の経年劣化によるものかとの質問があり、執行部より、旧立石出張所の屋根の修繕費で、老朽化もあるが、風水害が原因と思われることから保険対象となり、保険で50%が補填されるものである、またこの物件は現在地元の立石営農組合へ貸し出している建物であるとの答弁がありました。

続いて、企画振興部所管では、委員から、移住支援事業・マッチング支援事業について申請は期待できるのかとの質問があり、執行部より、県のマッチングサイトに企業が登録しないといけないが、現在企業を県が募集中で、9月中にサイトを開設予定である、企業がどの程度応募してくるかにもよる、また企業に就職後3カ月しないと本補助金の申請ができないので、早ければ12月ごろから申請が出てくると思う、今の段階では単身1件、世帯1件、計2件を見込んでいるとの答弁がありました。

また委員から、この補助金は企業に就職して移住した人が対象となるのか、市としては企業にもこのような支援事業があることをしっかりと周知した上で実施しないとこの事業は成り立たないのではないかとの質問があり、執行部より、補助金は企業に就職して移住した人が対象である、市内の企業には経済部を通じてこの事業の周知をお願いしているところであるとの答弁がありました。

委員から、対象となる企業は美作市内にあるのか、また転勤は対象になるのかとの質問があり、執行部より、転勤は対象外である、対象企業は岡山県内に本社か事業所のある中小企業が対象で、資本金10億円以上、本店所在地が東京圏にある法人は除くこととなっている、中小の企業が対象であるので、その企業がマッチングサイトに掲載されれば対象となるとの答弁がありました。

また、委員から、財産収入の土地賃貸料について、ショウワコーポレーションの学生向けマンションの一般に貸し出す部屋数は何部屋か、共有部分の計算はどうなるのかとの質問があり、執行部より、10部屋である、共有部分も含めて考えているとの答弁がありました。

委員から、財団はどのように考えているのか、一般に貸し出す部屋数をどのくらいまでならよいと言っているのかとの質問があり、執行部より、財団としては何部屋がよいとは言えないが、現に入居している方の

住む場所がなくなることを懸念しており、美作市の相談を受けて判断をしている、また総務委員会でいただいた意見を踏まえて、市の判断で最大30部屋としているとの答弁がありました。

委員から、一番重要なことは今住んでいる学生のことだと思うが、どのように考えているかとの質問があり、執行部より、人数は少ないが、話を聞いたところ、一般に貸し出しを行いたいことは理解できるが、管理上の規則がどのように変わるのかを一番懸念している、門限などの規則が同じように解釈されるのなら大丈夫だろう、一般の方の門限がいつでもよいとなると心配である、共通の規則であればよいとの意見があったとの答弁がありました。

委員から、この予算が議決されても入居している学生が反対したら実現しないのか、一人でも反対したら今回の話はなくなるのか、飲酒、喫煙はどうなるかとの質問があり、執行部より、基本的には入居している方の意見が中心になる、学生の意見を聞くなどの条件で許可を出そうと考えている、委員会でいただいた意見はショウワコーポレーションに伝えていく、ショウワコーポレーションと十分話をし、学生の総意となるようよく聞いてもらって話を進める、未成年者ばかりではないので飲酒、喫煙を否定していないと聞いていたとの答弁がありました。

委員から、現在の入居者は何人か、学生募集のチラシに学生専用マンションと書いてあり、単なる利用状況だけで判断すると将来に禍根を残すことになる、慎重に考えないといけないのではないか、市から利子補給を行っているが、そのことについてどう考えているのか、今入っている人への信義に反するのではないかとの質問があり、執行部より、9月当初の状況であるが、27名である、現在入居している学生の考えが一番重要になってくるので慎重に対応する、利子補給については県の市町村課に確認し、交付税には影響しないと聞いている、信義はあるが経営の問題があるので、それを十分考慮した上で入居している学生が受け入れられるかが判断になると思っているとの答弁がありました。

委員から、契約書の第5条に学生寮建設の用地に供さなければならないとなっており、一般に貸し出す場合は5条を変えることにならないか、利子補給については市の負担があるので、どのように考えているか、ショウワコーポレーションに不利になるのではないかととの質問があり、執行部より、指定用途は学生向けマンションにしている、今回は一時的な一般貸し出しという判断で、今回は契約変更ではなく、覚書で対応したいと思っている、私有物件である以上我々がやめとけと言える権限は十分でない、また他の法律をもって禁じられていない以上、私権行使に対して判断の苦しい状況だということを理解いただき、また利子補給については一時的な貸し付けの判断で行っているので、一般貸し出しに見合うだけ減額することは考えていない、ショウワコーポレーションには議員から意見があったことは伝えるとの答弁がありました。

委員から、いろんな方が入ってくれば問題が起きるのではないかと、心配しているとの質問があり、執行部より、一般の方については滋慶学園の教職員に入ってもらえるようお願いをしているとの答弁がありました。

委員から、一般の方についてはショウワコーポレーションの職員と野球部の選手とか聞いた記憶があるが、そのあたりはどうかとの質問があり、執行部より、ショウワコーポレーションの野球部の選手、滋慶学園の教職員を想定している、ショウワコーポレーションの運営に親和的な人をお願いすることを伝えてるとの答弁がありました。

委員から、ショウワコーポレーションの野球部の選手、滋慶学園の教職員だけに限定していないのではとの質問があり、執行部より、一般の入居者については最終的に確認できていないが、明確にしていこうと思っているとの答弁がありました。

委員から、現在の入居者の男女比率がわかるかとの質問があり、執行部より、男女の比率は把握していな

いが男性が少ないと聞いている、高校生も入っていることは確認しているとの答弁がありました。

委員から、女性が多いほど皆さんはセキュリティ面で心配する、女性が多いので親御さんが心配するのではないかと質問があり、執行部より、階によって男女を分けて管理できないかといったことをショウワコーポレーションにお願いをしている、滋慶学園からも同じ意向が伝わると思うとの答弁がありました。

委員から、市としては土地を貸与して保証料とかを負担している立場だが、どのあたりまで話ができているのか、権限があるのか、何か担保されたものがあるのかとの質問があり、執行部より、市が持っている権限は美作市財産条例上の権限で、特定の場合に減免できるとなっているが、特定の場合に該当しない部分が出てきたので貸付料を徴収することになるとの答弁がありました。

委員から、返済の猶予期間は当初に決めたらそのままになるのかとの質問があり、執行部より、融資する段階で償還方法などを協議し、猶予期間なしの元金均等償還となっている、最終的には財団が判断することになるが、非常に厳しいだろうと認識しているとの答弁がありました。

委員から、一時的というのは非常に曖昧な言葉で、1年か3年か5年かをはっきりしないといけないのではないかと質問があり、執行部より、財団は何年がいいということは言っていない、市としては数年が一つの判断であろうと思っている、経営状況が回復して本来の学生だけの入居にしてもらいたい考えである、学生数が増えてくれば一般の方に退去してもらわないといけない、そのことをどう担保するかが最大のポイントとなる、覚書の中に退去可能性の担保を強調するとの答弁がありました。

委員から、退去をお願いする可能性を契約にして成立するのかとの質問があり、執行部より、入居契約のときにそのことを使うことが大切であるとの答弁がありました。

委員から、金融機関の連帯保証料についてどう理解すればよいのか、一部有償となるが条例との関連性はどうか、学生向けマンションは当初女子寮であったが男女一緒になっている、今度は一般の方が入居する、政策の目的が変わってきている、違和感があると思うが、どのように解決していくのかとの質問があり、執行部より、財産条例を適用することになるが該当部分については適正に行う、学生マンションであることを確約されている以上、建設費に係る利子補給などについて継続していかざるを得ないだろうとの答弁がありました。

委員から、保証料補助については補助金交付要綱を制定しているが、自社の社員が入居することにより保証料を出す考え方が崩れるのではないかと質問があり、執行部より、学生を断らない以上、今の保証料についても変更ができないと思っているとの答弁がありました。

委員から、自社以外の人が入る可能性があれば借家法の問題が必ずしも出ないとは言えないのではとの質問があり、執行部より、入居契約を締結するときに退去条件を明確にするように伝えるとの答弁がありました。

最後に、委員長から、財団の方に確認をしたと、財団からは一旦貸し付けの融資をすれば市が貸し付けを受ける企業と話をすることになるので、できるだけ採算がとれることが必要じゃないか、企業から相談があれば市は相談に乗ってあげてくださいということをやったと、上司の方にも上げると、何かあったら御連絡くださいと言われたとの発言がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の総務委員会所管分につきましては、委員から、セキュリティ面で保護者は心配だと思うので反対する、また他の委員から、生徒は学生マンションということで入居しているのに後から一般の人も入るといことは信義に反していると思う、覚書はまだこれからだと言われるので、そのことに対して信用度が低くなる、入居者、保護者が全員賛成ということがはっきりしていれば考えも変わってくるかもしれないが、それもまだ十分ではないように思う、滋慶学園にもショウワコーポレーションにも美作市にもプラスにならない、貸し出す部屋数が今10部屋の予定がいずれ30部屋になる可能性もある、そういったことを考え、反対するとの反対討論がありました。

他の委員から、ふるさと財団や岡山県に確認をとっている、また委員会での意見を執行部がショウワコーポレーションにしっかり意見具申し、入居者の意見を第一で考えていくということなので、そういった部分をしっかりしていただいた上で賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

続いて、陳情の審査に入り、まず、陳情第7号「早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査」回答に関する陳情」につきまして審査いたしました。

委員から、協力すればいい、全国的にも回答率も増えている、他の委員から、以前回答した結果でランキングがついたようだ、その後現状は余り変わっていないので、それを特に提出する必要があるのかとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

次に、陳情第10号「家庭で発電した太陽光発電電力の買い取りと、その有効活用などを求める陳情書」につきまして審査いたしました。

委員から、内容を読むと一般の電力会社の買い取り額が7円から9円のところ、例として取り上げている静岡市は10円で買い取りを行っているという、今市は12円ぐらいで買っていると思うので、メリットを出すには11円で買い取り、その差額は1円であり、買い取った後、高圧電力に変換する業務も含め事務手数料を考えると、陳情者の考えはすばらしいが、美作市にはちょっとそぐわないのではないかと思う、静岡市は大きなごみ処理場2カ所で発電した余剰電力がかなりあるため市で活用できないか、委託をし、市民の家庭で発電した余剰電力を買い取っているというシステムの構築が要る、またフィット法自体、企業も20年の契約なのでまだまだ先になる、美作市では余剰電力がたくさんあるとは言えないので、家庭の余剰電力だけを買うにはまだ時期が早いのではないかとの意見がありました。

執行部に余剰電力についての説明を求めたところ、執行部より、令和10年度には余剰電力が148万キロワットアワーになるのではないかと試算しているが、2017年度の市有施設の電力使用量は2,022万1,700キロワットアワーであり、静岡市と規模が違うため、美作市が余剰電力で市有施設を賄えるかどうかはわからないとの説明がありました。

他の委員から、市としての研究もデータもない状況での判断は難しいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択となりました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

このほかにも審査の過程においてさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願いいたします。総務委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

中山委員長。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

おはようございます。

令和元年9月美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る9月17日、午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、執行部からは市長、副市長、政策審議監及び担当部長以下、関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

議案第62号「市道路線の認定について」では、委員より、市道認定された路線の維持管理について自治会が道路愛護事業として道路の草刈りや清掃などを行う場合申請はいつからとなるのかとの質問があり、執行部より、当該年度からとなりますとの答弁がありました。

次に、議案第63号「市道路線の変更について」では質疑はありませんでした。

次に、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、まず建設部所管では、委員より、緊急自然災害防止対策事業債で砂防河川の整備を行うとの説明があったが、県管理ではないかとの質問があり、執行部より、現在県の事業では流末について既設水路などへの接続までにとどまっている、流速などの上昇を考慮し、下流部の整備が必要な部分を市が実施するとの答弁がありました。

次に、経済部所管では、委員より、荒廃農地再生・利用促進事業補助金の採択要件について質問があり、執行部より、農業者が事業主体となり、対象となる農地は農用区域内の農地であり、農地パトロールによる荒廃農地とされたもので、再生作業後5年間以上耕作することであるとの答弁がありました。

委員より、荒廃農地を再生して収益を増やしていくことは難しい、担い手に農地中間管理事業によって農地の集積が進められているが、固定資産税や水利費などの負担の問題がある、貸し手と借り手の双方にメリットがある方向に進んでほしいとの要望がありました。

また、委員より、ジビエ倍増モデル整備事業で整備する減容化施設について、猟師の方々に負担がかからないように個体の処理費を検討するべきであるとの要望がありました。

全議案の質疑終了後、産業建設委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第62号「市道路線の認定について」、議案第63号「市道路線の変更について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

次に、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の産業建設委員会所管分については、反対討論として、ジビエの関係で質問したが、何のためにつくった施設なのか、持ってくる方向で考えないといけない、消費税関連で補正しているが、見通しのきかない予算には反対するとの発言がありました。

採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

続いて、請願・陳情の審査に入り、まず、陳情第8号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出を求める陳情書」について審査いたしました。

意見、討論はなく、採決の結果、賛成多数により採択いたしました。

次に、請願第2号「「クアガーデン武蔵の里」の適切な活用と新大原保育園（仮称）の適地への早期建設を求める請願書の項目(1)「クアガーデン武蔵の里」は、温泉施設として再利用を行うこと。」について審査いたしました。

意見はなく、賛成討論として、震度8でも大丈夫な建物に大きな金を投資して壊して、認定保育園という

ものはいかなるものか、以前武蔵のイベントをしているときは1日200台ぐらいの観光バスが来ていた、武蔵の生地ということで人を寄せる力を持っている、武蔵の観光資源を生かしていかないといけない、武蔵の観光振興ということで何かするのであれば賛成するが、先祖からの土地を提供していただいた方々の思いを酌んだとき認定保育園というのはどうか、武蔵の里のまちづくりをしようとするなら人混みの中の認定保育園はいかなるものかと考えるとの発言がありました。

反対討論として、長年この施設に市として多額の繰出金を出し、いろいろな方が知恵を出し、経営再建に努力をしてきたが閉鎖したと理解している、五輪坊など他の観光施設の集客は進めていく必要があるが、平成28年当時地元の方々との協議の上での結論であったと聞いている、現在の施設を改修して利用するとなると多額の費用がかかり、安定的に継続するかどうかはわからない、この施設の利活用は大変難しいと考えるとの意見があり、また反対討論として、湯を使う施設の運営は難しい、閉鎖は仕方ないと考える、これにかわる温泉施設は必要であると思うが、既に保育園の実施設計に入っているとの発言がありました。

採決の結果、退席者が1名あり、可否同数となったため委員会条例第17条の規定により採択といたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受けとめるとともに、しっかりと検討をいただき、事業執行に当たられますようお願いいたします、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

#### 8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、令和元年第4回9月美作市議会定例会文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る9月18日、午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全員、岡本議長出席のもと、執行部より萩原市長、荒木副市長、大川教育長、春名政策審議監のほか、担当部長以下、関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管分、議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の4件で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、審査において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」では、委員より、改正後の保育料は月額3,500円とすると規定されているが、改正後の附則において保育料等の特例として保育料は無料とすると規定されている、なぜ時限立法のような規定の仕方をしているのかとの質疑がございました。

執行部から、保育料徴収については3年後に制度見直しも予定されていることから特例として附則におい

て無料とするよう規定しているとの答弁がございました。

その他の意見として、委員より、幼稚園保育料の徴収は条例で規定され、保育園保育料の徴収は規則で規定されている、非常に見づらく、わかりにくいとの意見がありました。

次に、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、まず保健福祉部所管分では、委員より、第三の居場所事業について、本年度は施設整備、運用は来年の4月1日からを予定していると思うが、対象年齢と予定している人数、それに伴うスタッフはどのようなスタッフを予定しているのかと質疑がございました。

執行部より、施設整備については英田公民館2階を改修の予定で、運用として考えている対象年齢は小学校低学年を対象とするが、兄弟がある場合はその児童も利用可と考えている、利用の人数については定員を15名とし、スタッフについては3名程度で、資格要件として教員、保育士、社会福祉士などの有資格者を考えているとの答弁がありました。

委員より、居場所ということ具体的にどのような内容になるのかとの質疑があり、執行部より、通常の流れとしては学校のある日は午後3時から7時くらいまでが利用可能で、まずは宿題等の学習や読書等の学習習慣の習得、その後はプレールームでの遊びの中で集団行動や情緒的なところを支援できればと考えている、長期休暇中は午前9時から午後7時までとし、B&G財団の助成事業なのでプールやカヌー等の体験事業や、地域で協力いただいている方には一緒に調理実習や絵を描いたりといった活動にも取り組みたいと考えている、また利用はさほどないと思うが、服装の汚れ等が目立つ場合は洗濯やシャワーの利用も考えているとの答弁がありました。

委員より、居場所利用児童数を小学校学年ごとの人数や放課後児童クラブの利用人数等からどのように想定しているのかとの質疑があり、執行部より、本事業の運営に当たっては運営委員会を設けたいと考えている、保健福祉部サイドだけでなく、教育委員会等の部署にも運営委員会に入ってもらい、個々のケースについて協議を行っていく形としたい、また利用児童は美作地域も対象とする計画なので定員数は充足されるものと考えているとの答弁がありました。

委員より、今回改修を行う第三の居場所事業は対象児以外の利用はできないのか、例えば就学前の親子での利用などは考えられないのかとの質疑があり、執行部より、公民館としての機能がなくなるわけではない、第三の居場所事業で使用されていない時間は施設を有効に利用していただければと思うとの答弁がありました。

委員より、各部屋を有効に活用できるよう利用者の荷物が部屋のあちらこちらに置かれていることのないようランドセル等の荷物が十分収納できるロッカー等の設置をお願いしたいとの要望がありました。

委員より、国民生活基礎調査について事業内容を教えてほしいとの質疑があり、執行部より、国民生活基礎調査は国が行う統計調査であり、保健・福祉・医療・年金・所得等の現状を調査することにより国が今後の施策のための基礎資料を集めるためのものであるとの答弁がありました。

委員より、住宅改造事業補助金は当初予算で大幅に減額していたにもかかわらず299万7,000円増額することについて、どのような理由でどのような改修が増えたから増額しなければならないのか詳しく説明してほしいとの質疑がありました。

執行部より、改修が増え増額しなければならない要因として、消費税の増税前の施工、広報紙でのPR、施設から在宅生活主体の利用者が増えたことが上げられる、改修の内容については在宅で生活するために浴室を改修したいという希望が多く、5件、段差解消が4件、外部通路の改修が3件、床の張りかえが2件となっている、この事業は20万円が上限の介護保険制度を超えた部分が対象となり、特に浴室改修に多額の費



用がかかることなどから増額となったと考えられるとの答弁がありました。

委員より、認可外保育施設の利用料給付費138万円について、人数等を合わせた詳しい積算根拠を教えてほしいとの質疑があり、執行部より、現在市内の認可外保育施設は6施設であり、登録児童数は35名である、予算は所得に関係なく無償化対象になる3歳から5歳児の人数11名で試算している、保育料は保育施設により異なり、条件により高額なところもあった、これらのことから施設ごとの保育料と人数を積算し、6カ月を乗じた額と、保育園での一時預かりも認可外保育施設の予算の中に含まれるので、これを勘案し、合計138万円としたとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管分については、委員より、幼稚園費の負担金で20万7,000円の増額について、無償化により9名分の副食費が免除されるため学校給食会計にその分の20万7,000円を支払うとの説明があったが、市費から給食会計に負担金を支払うということは、今回の無償化により私会計の学校給食会計が公金会計となったのか、また改正された条例や規則の規定から見ると、給食費を一旦市が歳入し、学校給食会計に支出しなければならないように思うがとの質疑があり、執行部から、10月1日からの無償化により給食費の免除の枠が広がり、学校給食センターから給食の提供を受けている東栗倉幼稚園、土居幼稚園の園児9名分の給食費の中の副食費が新たに免除されることになったためその免除分を市が負担するもの、学校給食会計はあくまでも私会計であり、公会計ではない、また条例に規定している給食費については、給食費の額を決定するための規定であるとの答弁がありました。

また、委員より、そうであれば徴収について規定している規則に保育料等は毎月末日までにその月分を納付しなければならないとあり、自園給食であろうが学校給食センターであろうが、給食費を徴収するようになっている、条例、規則どおりにしようとするれば公会計でなければ条例、規則と予算との整合性がないのではないかとの質疑があり、執行部から、今まで東栗倉幼稚園と土居幼稚園は学校給食センターに直接納入する私会計として運用していたので、条例、規則の運用において少し合わない部分が出てきていると思う、正しく運用できるよう十分検討し、10月1日の実施に間に合うように規則の改正で対応するとの答弁がありました。

その他、委員より、無償化に伴い、延長保育の実施時間や金額はどのようになるのか、また延長保育の保育料は無償化の対象となるのかとの質疑があり、執行部から、延長保育の時間は、保育標準時間の場合は18時から19時まで、短時間保育の場合は、7時から8時30分まで、16時30分から18時まで、18時から19時までの3パターンがあり、保育料はそれぞれの時間で200円となっており、これまでと同じである、また今回の無償化では延長保育は対象外となっているとの答弁がありました。

他の委員より、副食費の免除対象世帯について年収360万円未満相当とあるが、どのような考えのもとに決めたのかとの質疑があり、市長から、就学援助の対象世帯は年収260万円未満であることから、国としては副食費免除の枠を広げるため世帯の年収ラインを設定していると思うとの答弁がございました。

次に、議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、委員より、指定管理料の消費税増税分2%の計算方法について、質疑があり、執行部より、委託金額の下期分を1.08で割り戻してから1.10を乗じて積算しているとの答弁がありました。

次に、議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」では、委員より、この条例に当てはまる対象となる施設は市内にないのかどうかとの質疑があり、執行部より、特定教育・保育施設には市内の幼稚園、保育園、認定こども園が該当し、特定地域型保育事業の対象となる施設は市内にはない、特定地域型保育事業は子ども・子育て支援法においてゼロから2歳の子どもの対象に集団または個別に保育を行うなど、保育園の待機児童の受け皿として

市の認可を受け、国、県の補助により運営する事業であり、今回新たに保育料無償化の対象となった認可外保育施設とは別の事業であるとの答弁がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の文教厚生委員会所管分、議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

続いて、請願・陳情の審査に入り、まず陳情第6号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を審査いたしました。

意見はなく、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成多数により採択いたしました。

次に、陳情第9号「美作市の教育行政の調査等を実施しその正常化等を求める陳情書」について審査いたしました。

執行部に対し、現状の説明を求めたところ、各学校で問題を分析し、今後どのようにすればよいのかお願いしている、8月に各学校から学力改善策の一案をいただき、現在公表に向けて作成している状況である、公表についてはプライバシーに配慮しながら各学校の判断で公表しているとの説明がありました。

委員からは、調査、分析等の概要報告を受けたい、教育行政は難しい、一概に点数だけではないとの意見がありました。

討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択いたしました。

次に、請願第2号「「クアガーデン武蔵の里」の適切な活用と新大原保育園（仮称）の適地への早期建設を求める請願書」の項目(2)新大原保育園（仮称）は、現大原小学校の隣地の適地に早期に建設すること。」について審査いたしました。

執行部に対し、地域への説明、設計委託の進捗状況について説明を求めたところ、地域、保護者に意見を求めたところ、早くクアガーデンの場所に整備をとる要望があった、建設する施設への要望もあったので教育委員会で協議し、設計業者に伝え、できた一案を保護者に説明した、その際にいただいた意見を練り、ほぼ設計が固まってきた、9月12日、17日には保護者に対して説明を行っている、地域への説明については昨年の行政懇談会、自治振興協議会で話をしている、また讚甘地区の自治会へ説明を行い、おおむね了承をいただいているとの説明がありました。

委員から、署名の数が多く、反対者がいないことがベストだと考える、また一刻も早く建設すべきと考える、以前から一番に保護者に対してしっかり説明するよう求めてきたが、説明は行っているとのこと、また第1段階での設計に対し、意見を求める場も設けているとのこと、これらを踏まえ、保護者の望む施設を早急に整備することが保護者や、これから子育てしていく方に対する行政の取り組みだと考える、検討の結果であると思うので粛々と進めてほしい、建設は観光のためにもよいことと考える、地震対策も大切、保護者の同意もあるので早急に進めてほしいとの意見がありました。

討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択いたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告申し上げます。

このほかにも審査の過程においてさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願いを申し上げます、文教厚生委員会委員長報告といたします。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまより10分休憩します。

午前11時05分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

重平委員長。

7番（重平 直樹君）〔登壇〕

これより決算特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月11日、本会議終了後、議員控室におきまして委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

委員は1人欠席でございました。この9月定例会で付託を受けました平成30年度決算認定第1号から認定第13号の審査につきましては、協議の結果、継続審査といたしました。

決算審査につきましては、議会閉会中に委員会を開催し、12月定例会までに審査を終了する予定であります。

以上、決算特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、議会改革特別委員長の報告を求めます。

日笠委員長。

16番（日笠 一成君）〔登壇〕

これより議会改革特別委員会委員長報告をいたします。

去る9月19日、午後1時30分より、議員控室におきまして、委員1名欠席で、17名の出席のもと、本委員会へ付託されました陳情第11号「議会音声インターネット配信に関する陳情」について審査を行いました。

まず、事務局に対し、音声インターネット配信について説明を求めたところ、例として取り上げている鳩山町議会ほか、3町議会の配信について説明を受けました。その内容は、4町とも映像で配信する設備、環境がないため音声のみで本会議の様子を配信している、2町については業者へ委託しており、サーバー料として月額約3万円と、編集に1時間当たり税別1,000円の経費がかかっているとのことでした。また、音声のみの配信の場合、発言者が特定できるのか確認したところ、本会議のように指名された人だけの発言であれば特定できるが、現在の会議室の音響設備は全ての発言を拾い上げる環境であるため難しいのではないかと説明がありました。

委員からは、インターネット動画配信プラス音声配信が安くできるのであれば常任委員会を配信すればよいのではないかと、また映像は必要ないとの意見を聞いたことがある、また現在取り組んでいるケーブルテレビでの生中継放送と録画再放送、インターネット動画配信を全部やめて、音声のみの配信に変えるという趣旨であれば反対する、また現在の音響設備の環境では難しいのではないかと意見がありました。

討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択といたしました。

なお、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」、陳情第3号「美作市議会の

臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」については、9月定例会初日に報告いたしましたとお引き続き継続審査とすることといたしました。

以上、議会改革特別委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、パネルの関係で、発電パネル、税金の関係、法定外目的税についてお伺いいたしますが、これ皆さんこのことについてよく知ってもらって議論されたんか、この前に湯郷で何か知らんけど行政懇談会があったらしい。そこで市長はこのパネル税についてちょっと説明しとる。そこでは今言よる総務省の判断待ちになっとんじゃと。判断待ちになっとるといような物すご話が前へ行とるやつを何で継続審議じゃあなんじゃあというて議会の中で議論しょんじゃろうか、ちょっと私納得がいかんのんですが、このことについてはどのような説明を受けて議論されたんかということと、それと対象者が10キロ以上じゃということ、160から上の市内にもたくさん施設の、そういうな発電施設をされとる人がおられると、ここの人の意見は行政側はどのような意見を調整を、話し合い調査をされたんか、調査結果についての議論はあったんかなかったんかということ、それと3万5,000円の寮の関係、これどないなんじゃろうかね、これひどう議会と相談せんまにぼんと予算書のほうに3万5,000円というて計上してきたんじゃけど、この議会に上程したんじゃけども、これらについてこの前も議案質疑のときにちょっとお伺いしたんじゃけども、中に入っとる、これ全国に発信しとるわけじゃ、これは全部セキュリティーについても安全・安心な寮なんじゃというような形の中で発信しとんじゃけども、これらについてセキュリティーについてどのような入っとる人が了解しとんかしてないんか、生徒が、これらの生徒の関係についての議論した説明がなかったんですよ。これらはどがんたんとんかということ、それから滋慶の理事長さんが滋慶学園が1学年に40人以上おらなんだら採算がとれんというて言うわけじゃね。ほれで、もう一棟建てるようになっとったん、あそこへな、そのように聞いとるわけです。そのような360人だったらもう一棟ぐらい要るんでしょう。それが、今、これ開校してから1年や2年目で生徒が入ってないからというて一般の人を入れるというのは、その辺のどこについてはいかがなもんじゃろうか、もう生徒はあれ以上増えんのじゃろうかというような一つの疑問を持つとんですが、その辺のどこについての議論はなされたんか、その辺のどこについての内容を聞かせていただきたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

4点の質問があったと思えます。

第1点目の行政懇談会で市長が発言されたこととございます。私もたまたまではありますが、その行政懇談会へ出ておまして、御承知のように委員長報告は審査の経緯と結果を報告するものでございます。ただいま岩江議員がおっしゃられましたことは私も委員長の主観を述べるということは非常に僭越な部分もございまして、二元代表制の中で議会を大事にしていくということは私も同感でございます。今岩江議員がおつ

しゃられましたことは今後の総務委員会において本件のパネル税について付託されました総務委員会として肅々と議論をしてみたいと考えております。

2つ目の点でございますが、パネル税についての対象は10キロ以上のものですが、その辺の調査結果の報告はどうだったのかと、賛成してるのかどうかということの御質問でございますが、先ほども簡単に委員長報告をさせていただきましたが、その行政懇談会等においてもお知らせをする予定であるという点が執行部より報告がございました。

それから、3点目のショウワコーポレーションからの賃料の3万5,000円の収入に関する関係でございますが、生徒の考えについても今後学生に負担にならないように意見を検討してみたいという執行部からの答弁がございました。

それから、4点目の今後の生徒の動向でございますが、具体的にはどうするという答弁はございませんでした。

以上4点についてのお答えをさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

聞いたわけですが、説明を受けたわけですが、とりあえず継続審査、パネル税の関係継続じゃということでも可決したという言よんですが、継続じゃというというのは、何で総務省の判断待ちになつとるようなものをうちの議会継続で、中身じゃな、なぜこのような状況の中で継続せにやいけんのんか、それについちゃあどがいにも疑問なんで、その辺のところがわかればもう少しわかるように御説明をお伺いしたいと思います。

それと、今言ようる市内にはたくさんの方がお金をかけて10キロ以上の人が160以上の施設をしとるというふうに聞いとるわけですが、この人らのやっぱし意見も聞かなんだら、この間もこの問題について年金生活者が国民年金だけじゃどがいもならんで、もう年とって仕事もどがいもできん、その上に、国民年金で生活するのに足らん分だけをパネル事業税の中で10年間ほどでもいただいたらと思うて、ある金を子どもやこうに保証人になってもらうたりしてお金を借って施設をしとんじゃというようなことも私もここで申したこともあるんですが、そのようなことについちゃあ全然委員会で議論されてなかったんか、継続継続というて、これがパネル税の関係が浮き草みたいになってしもうて、継続するんだったら継続する目的があると思うんじゃ、なぜ継続しなきゃならないかという、そこについての議論はなされずに継続されたんか、わかる範囲でよろしいから聞かせていただきたい。

それから、今3万5,000円の関係ですが、やっぱし入つとる人がショウワコーポレーションが一番募集するときに今言ようるセキュリティーも十分ですよというような形の中でしとる。それを初めは女子寮じゃったんじゃと、女子寮が今言ようる男子の生徒も入られておられるそうでございますけれども、今度はまた一般の人じゃというようなことになったら、これについたら今言ようる入つとる人が納得するんじゃろうか、評判が悪うなりやへんじゃろうか、その辺のところについての議論はなされたんかなされてなかったんかということ。

それから、利子補給の関係もございますが、女子寮じゃということで利子補給しとんの、これも今言ようる交付税の関係には影響がないというような、影響はないんかもわからんけども、民間の人に投資してやつとる施設に影響があるとかないとかというような問題じゃないと思うん、これね。滋慶学園に補助金を出して誘致して、そこに来る生徒の女子寮じゃということで初めはあの施設を建てた。今度は今言ようるもう

一棟建てるという言ったんじゃない。それがなぜやめられたんか、それは生徒が思うより少ないようで、これだったら経営ができんなどという形の中でやめられたんじゃないと思うんじゃないけども、とりあえず今度生徒が増えたときにはどがいになるんじゃない。今度は一般の入つとる人出てくれという言われるんか。その辺のことはどがに議論されたんかということについての2回目のお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野総務委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

4点あったと思います。

第1点目は、継続にする理由ということでございます。これは当初10分の1特定納税義務者からの最初の仮の意見がありましたときにお互いに議会として了解をしたと思いますが、本会議に特定納税義務者2社の報告があって、それから審査ができるという前提でございまして、これを現時点で考えてまいりますと、7月22日に執行部はようやくのこと回答書を出してる段階でございまして、きょう現在本会議の最終日でございまして、その状況も私のもとには届いておりませんし、本当に回答があったのかどうかも承知しておりません。したがって、当初の議会のうったてのときと今の状況は変わっていないということでございまして、実質的な判断ができないというものでございまして、委員長報告にはなかったではございますが、私は本件が継続になってるという理由はそこにあると思います。

そして、最初の御質問もございましたが、行政懇談会で市長が述べられたことは私も議会とは関係のないところでございまして、主観について言えば残念なことだと思いますが、それ以上のことは私から申し述べるのを控えたいと思います。

それから、順不同になりますが、利子補給の募集はどう考えるのか、先ほど委員長報告の中では問題ないといったことでございまして、今後も今の入居してる生徒さんの意見も聞くということは委員長報告でもさせていただいたところでございまして。

それから、パネル税の特定納税義務者2社以外の意見を聞く必要があるのではないかということでございまして、これも冒頭の委員長報告の中で説明をさせていただきましたが、法律上は10分の1以上の2社を聞くというふうになっているわけでございまして、やはり大きな事業でございまして、あらゆる形での意見を酌み上げていくということは必要だろうと思います。委員会の中では具体的にこの辺については特別のあつさるようするといった意見はなかったように思っております。

それから、4点目の3万5,000円についてインターネット上では安心・安全というふうにセキュリティ一面をうたっているんですけども、これについてどういった議論がなされたかということでございまして、それは委員からはどういうふうにして安全・安心を図るのかといった質問も出てございまして、これは委員長報告の中で私のほうから先ほど報告をさせていただきました。それ以上のことはなかったように思います。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

委員長、もう一つだけ、それは議論されたかされてなかったかというのは、40人以上おらなんだら採算がとれんという言うとのわけじゃない、理事長が。ものすごい心配になるんよ、これね。もう少し部屋があいとんだったら、行政は行政なりに行政のできる範囲内で、せつかく10億円も投資しとんじゃから、生徒を連れてくる方向で動かないけんと思うん。それをこういうふうなセキュリティをきちっとしとることを今度は悪い評判がばつと出てしまう。あそこは人ばあ来んけんという言うて、これは今言ようるいろんな人が

どっどっど入れるんじやということになったら、あつこの滋慶の寮やこ、おまえ、とんでもないことになつとどつというふうなことになったら、生徒が来てもらうどころじゃないんよ、反対にここで議会で議論してしっかりしとかなんたら、減らす方向に行てしもうたらこれ大変なことになる、もう。なぜこういうふうなことを考えたんじやろうか、もう少しここに予算書に出すまでにこの総務委員会でも相談して、いろいろと議論されたら、きょう私がこういうふうなことを言うようなことはなかったというふうに思うわけです。それについて十分聞かせていただきたいと思う。何か、どのような議論があつたんかなかつたんか、なかつたらなかつたでよろしいんで、お尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野総務委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の御質問に答えます。

あつたかないかと言われれば、ございませんでした。今後総務委員会で審議する際には今御指摘の点も踏まえて審議をしてみたいと考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかにございませんか。

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

陳情第7号についてお尋ねしたいと思います。

この早稲田大学のマニフェスト研究所の「議会改革度調査」の回答に関する陳情は委員長報告では不採択となっております。御存じのように美作市議会では議会改革特別委員会を長年継続しておりまして、議会の基本条例等も制定をしまして、それから次の段階へと発展していくわけでありまして、今回この陳情が不採択になった理由と伺いますか、それがもう少し委員長報告ではよく理解できませんでしたので、改めてその理由を教えてください。この陳情内容、陳情の趣旨としては、全国で790市議会のうち770市議会が回答をしているということですので、これは回答率が98.4%ということですので。したがって、美作市議会の議会改革度はどのように進展しているのかという、その一つの目安は私を含めて議員各位が知る必要があるというふうに思いますので、この点について総務委員会の中でどのような議論があつたのか、お尋ねしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野総務委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

私の委員長報告の中で申し上げました例で言いますと、賛成の方の意見としては、協力すればいい、全国的にも回答が増えるということですが、今回他のおっしゃられました委員から出たのは、もう一度申し上げますと、以前回答した結果でランキングがついたようだと、その後現状は余り変わっていないので、それを特に提出する必要があるのかという意見、この2つの意見がございまして、採決の結果、不採択となったということですので。

それから2つ目に、今議員がおっしゃられました点につきましては、当然私個人も議会改革を本件に関しては必要であろうと思っておりますし、議員御指摘のとおり積極的に回答するべきものと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

美作市議会の議会改革特別委員会が今後こういったことも含めましてさらなる議論が深まっていき、一定の成果が見られた後といいますのは、今年度末あるいは来年度末を一つの目安といたしまして、この議会改革特別委員会が一定の成果が出るように、そしてこの次にこういった改革度調査のアンケートが来たときはきちんと回答ができるように美作市議会として取り組むべきであると、このように思いますので、このことは要望として申し上げておきます。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

この陳情第6号につきましてお尋ねしたいと思います。

これは従来から岡山県教職員組合の美勝英支部というんですか、ここから陳情等が上がっておりまして、従来では学級数の定数の関係も含まれておりましたけれども、このたびの陳情書にはそのことは明記をされておられません。教員数が現在不足してるんだということで、教員の働き方改革を改善をしたいと、働き方改革によって教員のその作業時間、労働時間を軽減したいというような思いも見てとれるわけでありましてけれども、このことについて、つまり教職員、教員の人数が改善されていくと、そのことによって学級数はどうなるのかという、そういったことがここには書いてないわけですけども、そのことの議論があったのかなかったのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思うんですね。

教育費の義務教育費国庫負担制度の負担割合を従来の2分の1に戻してもらいたいということは確かに教育行政から見ると、私は大きな願いの一つだろうというふうに思うわけでありまして。厳しい国の財政状況の中で大変だと思いますが、これは私は一定の理解をしますけれども、そういった意味において先ほど前段で申し上げた学級数の定数について、こういったことがここでは全然うたっていないんですけども、そのあたりのことはどのような議論があったのかをお尋ねをしておきたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

安藤文教厚生委員長。

**8番（安藤 功君）**

それでは、御質問いただきました陳情第6号の学級数とか定数に関する内容についての議論をしたのかという御質問でございますが、申しわけございませんが、内容については意見また議論もなされておられません。

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。



**10番（山本 雅彦君）**

そうすると、その定数の議論はなかったということでございますので、この陳情第6号については、この陳情書そのものを我々は判断の材料とし、この陳情6号についてはそのようなこと、このまま受けとめて採決に加わればよいということでありましょうか。いや、このままの判断でいいのかどうかを聞いていただけです。

**議長（岡本 泰介君）**

安藤文教厚生委員長。

**8番（安藤 功君）**

委員会のほうで一応採択した後に中身についてというか、議論をした部分があるんですが、それはここで本会議のほうで、今の状態で採択されたのであれば、再度委員会開いて多分意見書等の協議をその中でするであろうというふうに私は理解しておりますので、この本会議では提出されている陳情書そのもので判断せざるを得ないのではないかと考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

そういうことであれば、後ほど新しく出てくる意見書について、それを見ながら判断をしたいと思いません。

**議長（岡本 泰介君）**

ほかに議論はございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

請願第2号でちょっとお尋ねしますけれども、あそこは武蔵の生地ということではいろいろと大河ドラマの舞台になったりして、そのときにはたくさんの観光客が来られておりました。美作市の観光行政の湯郷温泉と、それから武蔵の里というのは、観光行政を進める中でこれは絶対ここを中心にするということは私は一番大事じゃと思うんですが、この辺のこの皆さん一つお尋ねしたいのは、美作市の観光行政は今言ようる認定保育園ということで請願書出とんじゃけども、あそこの武蔵の里は軸足は観光行政に置くんか、それとも今言ようる保育園にするんか、保育園にした場合についてのセキュリティーの関係についてどのような議論なされたんか、たくさんお客さん来られたら人混みの中の認定保育園というような形の中で、そのことについてはどのような議論をなされたんか。

それと、設計書もはやできとるような話も聞いたんですが、設計書できとるということは、あっこを大体高いところは5メートルぐらいあるんじゃない、皆さんよく現場を知られて議論されたんか、今言ようる設計書できるというたら、あっこ敷地の中にレイアウトしてここに建物建てて、ここに運動場してというような形の中で恐らくもう大体できとると思うんですが、このような説明は受けられたんか受けられてなかったんかということ。

それから、今後の観光行政、私はあそこをほんまに保育園するんだったら、武蔵の里のまちづくりもちょっと考えにやいけんというふうに私は思うわけですよ。あそこに広い道路が通っております。やっぱり道路が狭かったら、車が入らない、狭かったら入らんけど、あの広い道路が武道館からこっちの製材所のある辺のとこまでずぼと抜けとるわけですが、広がったら交通の問題、それからいろんな人が来られる、大きな塀をして、その中で外からも中が見えんようにするんか、そのような議論があつたんかなかったんか、

極端なことを言いますけれども、セキュリティーについての子どもの安全・安心はどこまで議論されたんか、その辺についてのお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

安藤文教厚生委員長。

**8番（安藤 功君）**

まず、観光行政に関して美作市はどこに軸足を置いてこれから今後進むのかというようなことは、申しわけございませんが、今回の文教厚生委員会では観光行政に関しては議論しておりません。

それから、子どもたちのセキュリティー関係とか交通の問題というのが、このたびの委員会ではなく、前回、前々回ではそういった議論はかなりしておりますが、この9月定例会の委員会ではセキュリティーの関係とか交通の問題というのは議論はなされておられません。前回、前々回ではありましたが、今回はありませんでした。

それから、設計書ができていますので、その現場を皆さん見て議論したんかというようなお話ですが、お一人ずつ行きましたかという問いはしてませんが、当然現地を見られて文教厚生委員会に臨んでおられるというふうには私と考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

執行部から出たけん、これ皆賛成すりゃあええというような形の中でされたんかな、そうじゃなしにほんまに子どものことを安全・安心のために将来のこれからの国を担う健全な子どもを育成せにゃいけん、それには一番ここがえんじゃという形の中でされとんだったら、その辺の議論が恐らくなされてなからにゃいけんのもんじゃな、そうでしょう。それを議論なされずに、ここではや賛成多数で可決した、可決したという言うのは、議会というのは何するところじゃろうかと思うて私もちょっと疑問に思よんじゃけども、もう少し議論がなされてないんかな。どがなんな。そのとこをちょっと聞かせてくださいよ。こんだけの請願書が、前には800人からの署名とって、あそこの施設を存続してくれというやつが出た。今度は200何人ぐらいであそこはもう保育園はだめじゃというて言うのだった。今度は300何人の署名であそこは適してないと、観光施設を守ってくれというような、じゃろうと思うんじゃ、この請願書が出とん。それで、これずっと私見たんよ中身を、ほったら讚甘の人が多く、保育園のは赤田の人が多く、赤田の人、それから讚甘地区の人が物すごく多い。委員長の報告じゃあ、今言ようどえらいほど地元のほう賛成があったというて、賛成の割合がどがいどがいになっとんか知らんけども、大吉地区だけだったらなんじゃけども、讚甘の人もあんだけの人が反対しとるわけじゃから、あっこをしてもろうたら困るというて。その辺のとこについてもう少し議会としても執行部だけに任すんじゃなしに、文教委員会が地元の反対されよう人、賛成されよう人、そこら辺の一遍は話があっても私は議員としておかしゅうないんじゃないんかと思うんですが、これは自分の主観が入りようるけんなんじゃけども、やっぱりそういうな話はなかったんか、教えてください。

**議長（岡本 泰介君）**

安藤文教厚生委員長。

**8番（安藤 功君）**

どこまでお答えしているのかちょっとあれなんですけど、請願書に対する審査というか、採択するかどうかという協議をしたんですけれど、委員さんの中からの意見は、今議事録出したんですけれど、ちょっと読みます、若干その内容に触れられておりますんで。教育委員会が市民の方の意見を聞きながら安全・安心のもの

とに子どものために頑張っておられると思っています、この請願の項目の内容として観光地ということは欠かせないとありますが、このまま施設を放置しておくのは観光地としても見苦しいと思います、観光の面からもあそこに保育園という新しい施設ができるということもいいのではないかとということと、やはり地震のことです、ここまで進んでいるのですから、保護者の方の同意もあるということなので、ぜひ早急に進めていただきたいという御意見や、まずは保護者の方にしっかり説明してほしいということでしたし、大原、大吉それぞれの保護者の方にも説明していますし、第1段階の設計ができた時点でそれについても意見を拝聴する機会を設けているなど、そのように事を踏まえて地元の方々が望んでおられる施設を早急に整備することが保護者であり、子育てを一生懸命されている方への行政としての取り組みだろうと思います、請願についてはこれを採択することによってより完成時期がおくれることにもなりかねないので採択には至らないという御意見もいただいておりますし、また別の意見としては、大原保育園の新設に当たっては北小、湯郷、英田、大原、大吉、東栗倉も含めて計画的になされてきたのです、ここに来てこの問題にも直面したわけですが、現在の文教厚生委員会に前回の文教厚生委員が3人いますが、恐らく同様の思いを持たれていると思います、議員になって全体的に物事を見ることと局地的な部分を見ることと悩むこともあります、しかし私としては全体的なことから大原保育園については今のまま一刻も早くすべきであるというふうな御意見、それからまた、当場所を含めて検討の結果、クアガーデン跡地を利活用する案で保育園を建設すると計画を議決していますので粛々と進めていただきたいというふうな御意見が多数でございました。しかし、署名の中にたくさんの方が署名されてるのは余りよろしくないというような御意見も出ておりました。委員会ではそういう議論でございました。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

セキュリティーの関係で、次長がおられるんじゃないけども、このことを一遍尋ねたことがあるん。非常時のときにどがいするんならというて言うたら、田んぼをおりと言うたんよ、田んぼのほうにね。5メートルのところ田んぼおりるんじゃないたら飛んじゃあおりれんど。この辺のどこについちゃあもう全然なされとらんんじゃないろう。なぜわしがこのことを言うというたら、この議場で山名次長から聞いとるから、発言があったからそのことを言よんじゃから。ほじゃから、その周辺の田んぼの人にもおりるんだったらおりるような施設をこういうふうなのつくりたいんじゃが、どがいぞ協力願えますかというような、そのくらいのことをしとかなんたら、先。そうでしょう。何でも今言ようる活断層があるというて、活断層が通つとんのは武道館のところに2本、西町、あそこの佐用から分かれたやつが1本こっち来とんじゃ。下町まで来とんよ。あんたらどこまで断層どがいなされとんか知らんけど。そういうこつて、ひどう議論されとらんじゃろう。執行部が出すけん、ほれでそれを賛成すりゃあええと思うてするというのは、これは私は子どもの安全・安心についていかなもんかなと思うんで、これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、質問。

〔15番岩江正行君「もうよろしい」と呼ぶ〕

よろしいですか。

ほかに文教厚生委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、文教厚生委員長に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、決算特別委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、議会改革特別委員長報告に対する質疑ですが、議会改革特別委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認め、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

〔13番尾高誉久君「議長、動議」と呼ぶ〕

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

ちょうど昼前なので打ち合わせも兼ねて、議案第64号の修正動議を提出いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

ただいま尾高議員から議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正動議が出されました。修正動議の要件が整っているかを確認いたしますので、その間、暫時休憩いたします。

ただいまちょうど昼となりましたので、1時まで休憩いたしたいと思います。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど尾高議員より提出がありました議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案の動議につきましては、必要な要件が整っておりますので、成立いたしました。

修正案につきましては、休憩中にお手元に配付しております。

それでは、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）〔登壇〕**

失礼します。

議案提出理由を申し上げます。

議案第64号、款財産収入、項財産運用収入、目財産貸付収入、節土地建物貸付収入3万5,000円を減額し、繰越金をそれに充てて総額は減額しない動議を提出するものであります。

土地建物貸付収入3万5,000円の金額計上に至るまでの手続については不備はないものと確信しております。しかしながら、一般貸し出しを行うことは学生寮としての施設維持が難しくなると思われま

て、ショウワコーポレーション、アーミーマンション中町への入居学生はもとより、滋慶学園、地域の皆様、議会等関係者へのわかりやすく丁寧な説明を行い、学生を取り巻く環境が整い、合意形成がなされた結果として改めて予算への計上を強く望むものであります。

それでは、修正案読み上げます。

議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び美作市議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和元年9月30日提出。美作市議会議長岡本泰介殿。提出者、美作市議会議員尾高誉久、同じく、内海健次、同じく、金谷のり子、同じく、山本雅彦、同じく、日笠一成、同じく、安藤功。

以上でございます。

なお、別紙にその繰越金等の明細については添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願い申し上げます。

審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

提出者の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

この案を見まして提出者の名簿を見て安心したような複雑な気持ちではありますが、順次質問させていただきます。

今尾高議員の説明では一般貸し出しが学生寮は難しくなる、学生等への丁寧な説明がなされ、了解が得た後出されるべき、だから減額修正をするんだという、こういう論理構成だろうと思うんですが、ふるさと融資そのものについての基本的な考え方をどういったものかということ、それをどう考えられて今回の減額修正を出されたかということ、第1点目にお聞きしたいと思います。

それから第2点は、私ども総務委員会に係る所掌のものでございます。御承知のように私が提案、委員長報告で申し上げましたように3対2で可決されております。この内容を私は一切を申し上げておるわけでございますが、条件つきで賛成があったというもんでなくて、万機公論に決した後の賛成、可決という結果であります。この点についてどう考えられて今回この6人の提出者の方が出されたのか、この辺をまず2点お聞きしたいと思います。

第1点目は、申し上げましたようにふるさと融資なるものがどういった条件で貸し付けをなされるものかというあたりをどうお考えかということ、それから私ども総務委員会に付託されて3対2で採決になっているんですが、条件つきではなく万機公論に決した後の結果なんですが、これをどう踏まえられて出されたかということ、2点をまずお聞きします。

#### 議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

#### 13番（尾高 誉久君）

それじゃ、4番岡野鉄舟議員の質問にお答えいたします。

ふるさと財団の融資というものにつきましては、これは財団のほうが判断することではありますが、それに

対する融資の支援という形で美作市が過去においても日本フィルム、またもうもう工房等もあると思いますが、この美作市にとって非常に公共的な利益というか、そういう美作市の発展に非常に寄与するものであるということにおいて美作市がそれを支援するものだと考えております。

このことについてなぜ合意がなされたのということですが、私も議会構成そのものについてはちょっと不安を感じてるのは、1人が反対に回るとその委員会はそれで総意と、万機公論に決すことが非常に望ましいとまさに岡野委員長の考えに同感でございますが、何分にも委員会そのものが1人動くことによって総意というものが本当に議会に反映されとるだろうかというような疑問もちょっと持っております。その中におきましていろいろと話を聞く中で、このことについてはわかりやすく丁寧に、この岡野委員長に対する質疑で他の議員からあったように、もう少し丁寧にわかりやすい説明を行った上でも十分間に合うんじゃないかと、このように解釈しておるところでございます。ですから、先ほど両方答えたわけですけど、よりいい方法は議会の構成等も考え直して、より委員会の採択そのものが議会の採択につながるような、要するに委員会中心主義というものが本当に発展的な形をとるように私自身も望んでおるといようなことでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2点目の質問は、これ平行線たどりますから、ああだこうだというのは申し上げませんが、一番大事なのは第1点目の質問です。ふるさと融資はこれ2億7,900万円ショウワコーポレーションが借りているわけですが、これを地方債の上程をされるまではショウワコーポレーションが美作市に相談に来られてるわけです。そして、市のほうは財団といろいろと相談を途中でやっておられるわけです。何が申し上げたいかと申しますと、今回の今の尾高議員、皆様方の提案理由の説明では減額修正ということにはならないんじゃないかなということをお前は今申し上げてるんです。つまり、ふるさと融資なるものはショウワコーポレーションさんが、例えば最初は680人、次は360人ということの中で無利子融資を受ける中で採算がとれるんだということを後にも先にも判断をされて、美作市と相談し、財団とも相談をしているわけです。今回今尾高議員が言われました学生寮は難しくなる、丁寧な説明がなされてからということ、全く今回の減額修正そのものには理由にならんとお思います。この辺をどう考えられるかということ、質問の意図がわかっておられなければ再度説明をいたしますが、一番大事なポイントです。減額修正になじまないとお思いますので、その辺をお答えいただきたいとお思います。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

私の考えは減額修正でこれでいいとお思います。まず、ふるさと財団はこのショウワコーポレーション、アーミーマンションに対して条件が整ってるから、当初は普通財産使用貸付契約5条に、乙は貸付物件について、（仮称）美作市スポーツ医療看護専門学校及び（仮称）滋慶学園高等学校美作キャンパス学生寮建設の用途に供しなければならぬというふうに契約を結ばれております。それで、今回の説明の中では覚書ということで、数年はかかるだろうということをお岡野委員長が答弁されておりましたが、私はその財団の融資をすることは財団のほうの判断でこのことは継続できますよと、結論出ておりますが、もともとが学生寮と言われてたのが、女子寮で出発してたんじゃないんですよ。ここで私が皆さんにも言ったように女子寮じゃありませんよと、女子と男子のマンションですよ、池田部長、答えなさいと言ったことを皆さん覚えて

おられると思いますが、女子寮じゃなくて女子も男子も入れるマンションという形で出発したと。その中で向こうから経営的なもんも当然あります。27戸、約3分の1だけではいけないので、質問では野球部の職員であるとか、滋慶学園の職員という形のことというのは、私は初めてこの議会の答弁で聞いたんですけども、そういうようなことについてももっとわかりやすく丁寧な説明がなされて、それで学生の皆さんも納得、それから地域の方も納得、滋慶学園も納得、美作市議会等関係者の方が納得した上で前に進めたほうがいいんじゃないですかという意見が多々出てたように思いますので、そのことからいっても、この修正案は非常に皆さん賛成していただけるものと思って提出したものであります。

だから、もう一度言いますと、財団の話は財団の話でございます。うちはあくまで公益的な位置づけをして、土地の値段を30年間、建物の原則的な年数というのは30年がありまして、理由によっては50年にもなるわけですけども、30年間を土地で無償ですという考えだったんですけど、一般貸し付けをするならば、10戸というものになるならば、課税評価額の2,460万円に1000分の25を掛けた61万5,000円でしたか、それを100分の10を掛けると6万1,500円になりますか、それを365分の210日とたしか担当部長心得が言われたと思いますが、それが3万5,000円ということになって、恐らくもう3万5,000円未満になってるんでしょうけど、ただこの3万5,000円を一応減額して、十分な皆さんが理解を得られてからするほうが、これがわかりやすく丁寧な行政執行じゃないかと思っておりますので、この修正動議を出すものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

根本的な減額修正に対する考え方の差がありますが、3回目の質問でございます。

つまり財団が言っている条件が整っているというたら、女子寮を男子を含めての学生寮でもいいんですが、後にも先にもそれだけのことです。それを前提にショウワコーポレーションは無利子貸し付けを受けているということでございます。つまり、減額修正をする場合というのはいろいろなケースがありますが、今回の場合は、私の考え方は、行政がこれほど当初は680人が360人になる、それを学生寮として貸すんだという大上段のたてりを立てておきながら、次には連帯保証料を補助金交付要綱をつくってする、そして平成26年9月の無償貸し付けの条例に基づいて無償で貸し付けているところを一時的であれ有償で貸すんだという理屈というか、根拠を今回の委員会でも出してきてるわけでございますが、そもそもうったてが崩れてしまっているということです。したがって、私は尾高議員に質問したいのは、説明をされた方として質問したいのは、そもそも本件に関しては要するに3万5,000円を下げるのであれば、議会が減額修正をするというんじゃなくて、執行部そのものがその予算を下げて、新たな貸し付けをするというのが筋だろうと思っておりますが、どのように思われますか。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

申しわけないんですけど、私は執行部ではありませんので、執行部の考え方はわかりません。私の考えるのは、あくまで一議員として、賛同してくださった議員の皆さんとこの方法が一番いいだろうと思っておりますし、ふるさと財団の、または生徒数が云々かんぬんということについては、岡野鉄舟議員と考え方を異にしますので、幾ら答弁しても同じことだと思いますが、私が思っとなのは、これだけ言っておきます、事業というものは完璧なものが最初からできることはない。例えば佐久間象山という人がおられましたけど、奥さんがいなかったからこれは逸話かどうか知りませんが、要するに開国なり勤王というものを言う人が

象山のところに、おまえところの要するに主人は開国開国というて、そればかりしかよう言わんのんかと言ったときに、その奥さんが言ったせりふとして、あなた方はそれすらも言えんだろうという考え方を言ったんですけど、私は事業というものは最初から100%のことはできないだろう、できればいい、でもそれに向かって努力していく、そのことが全てだと思ってます、修正しながら。だから、人生というもんも同じように努力するというのが、人間が考えることであって最初から100%できるんだったら誰でもやります。私の考えを長々と言っても申しわけないと思いますんで、これぐらいにします。

**議長（岡本 泰介君）**

他にございませんか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

先ほどの議論を聞きながら私の考えも含めて疑問点のほうをお尋ねしたいと思います。

まず、総体的にお尋ねしたいことは、予算とは何ぞや、特に歳入予算とは何ぞやという意味の質問です。少し具体的な質問をしますけれども、まず今回の予算をつくるときに執行部のほうにおかれては予算計上する前にはこういう方向で行こうと、100%じゃないです、今提案者が言われましたけど、おおむね8割、9割の方向でこれで行けるだろうということで提案されたと思います、そうしないと提案できないわけですから。議会の委員会のほうについては、委員長の報告を聞けば、賛成多数ということで、多数の方についても条件つき、つまり皆さんがうんと言わなんだらだめですよということで可決されたわけです。3万5,000円の予算は10月から半年間の金額だというふうに提案者の方言われたんですけど、じゃあ今後どうするんなら、予算をつくる歳入の場合については、1年間だったらおおむねこのくらいで行けるだろうということで予算計上をして、その後交渉しながら行く。3万5,000円が3万円になるか、2万円になるかわかりませんが、スタートラインとして交渉する。そして、初めて決まった時点で調定というものが生まれる。これが歳入予算、歳出とは違いますから、歳入予算だというふうに思うんですけども、先ほどの説明では全部決まってから提案しなさいよというふうなことを言われたんですけども、そうであるならば、今の歳入予算について税なんかは調定額がちゃんとあるんで構わないんですけど、ほかの歳入予算については本当にその予算をつくる必要があるんかないか。例えば国・県の補助金なんかにしても申請をいつするんならと、する見込みですじゃあだめな話になる。だから、歳入予算のつくり方についてはいかが思われてこういうふうにされたのか、執行部の言われてることを信用せずされてるんかどうかと。私のほうはある程度信用してる部分で予算計上が必要ではないかなと。ただし、10割とは言いませんよ、8割、9割のおおむねこういう方向が決まったということで予算計上されてるんだらうと思うんです。歳出と歳入との予算のたてりは違うと思いますけれども、そのあたりを少し丁寧に教えていただきたい。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

これ時系列で物を申しますと、私が9月定例でこの質問をいたしました。貸付料について具体的に各詳細な説明との御質問ですがということで答えられたのが、現在の入居者は27名ですと、それで今年度の一般貸し出し部屋数は10部屋ですと、上限30戸までですということもされましたし、この予算計上されたのは皆さんとの申し合わせですから、こういう質問をいたしますからということをした後でこの予算書を見ましたわけですけども、この予算書の3万5,000円というものは今上げるべきじゃないという考えをもう一度、岩崎さんが議運の委員長をやられとる関係もあるんで議運のほうでもこの説明がなされたんだらうと、なされてな



いんですかね、なされてないとなると私は執行部でないで言えませんが、これがなされたならば、私ももしも議運の委員長をやっているならば、この計上する時期が今かなというふうに私なら判断します。もっと詳しくということですから、先ほど言いましたように評価額は2,460万円、これは鑑定士がこれだろうという評価額をもともとが鑑定評価額がないわけですから、その係数というのは1000分の25掛けたものが1年間で言うと61万5,000円の貸付料になりますよと、この金額の100分の10は6万1,500円になりますと、9月から貸し付けると360分の210日の日割り計算した金額3万5,000円が今年度の貸付料金になりますと。だから、来年度は6万1,500円、もしもこれが一般貸し付けを認めたならば、そうなると思います。

この答弁の中にも例えば野球部の職員なんだとか、滋慶学園の職員だという答弁ありません。だから、その中でもう少しそういうところもきちっと詰められて、女子の学生、男子の学生の人によく説明をし、また保護者の人にもそれが届き、地域の皆さんもそれを理解し、あそこは学生マンション当分やってたんだけど、これを当然経営という判断の中でせつかく3分の2があいてるんで、そういう形にさせてもらいたいと話があったんだけど、皆さんがよく理解してくれるようなことをやってから計上という形をとるのは、私、賛同とする議員としては、これを単に賛成すると全てを認めたということじゃないんですよという意味で修正動議を出しとるんで、もっと言えば、この雑入というものは入れようと思えば入れることができる、だからこそ繰越金でやってるけど、歳出をいらいることがないということだと思わんです、予算上。だから、これを修正動議として提出したということですけど、私は説明が下手なほうですから、頭にあることがうまく表現できてないかもしれません。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私の質問に対して答えが1割、2割だったもので、改めてですけど、予算のたてりとは何ぞやという質問を、歳入予算のたてりとは、そして調定とは何ぞやという部分で、3万5,000円の数字の根拠を聞いてるわけじゃないんです。

もう一つは、議運のときに説明は一切ありませんでした。私自身も議案質疑のときにこの案件であれば事前に質問しよう、ただし尾高議員の一般質問のときに初めてこういうことがあるというのを理解した状況です。ので、全然知りませんでした。

ただ、先ほど言いましたように全部まとまってから予算をつくるのか、予算をつくってしてから話し合いをしていくのか、それから先ほど少し言われたんですけど、3万5,000円のうちある程度の一定の金額入ったら雑入どうのこうのと、いや、それはしなくても財産収入に入れればいいです。歳入予算というのは予算がなくても収入はできます、これは調定がないとできませんけどね。歳入は項目ができます。歳出は絶対できませんけど、歳入は大丈夫です。そのあたり含めて、歳入の減額をするということはよっぽどなことだと思わんで、そのあたりについて予算上の説明、3万5,000円の説明ではなしに予算全体の説明で減額したという理由をもう少し説明していただきたい。金額の説明ではありません。

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

予算全体の云々じゃないです。私の考えは、これが賛同してくれた議員の多数の意思で、議会としてはこういう考えを持っているということをここに記したいわけですよ、議会に。それが非常に大事なことなんだと。このまま通すことをやるのを慎重にやりたいと、我々議会も。執行部も丁寧にわかりやすくやっていた

だきたいという思いでやってることであって、予算のつくり方とかそういうのはもう全部岩崎元副市長にお任せします。私がやりたいのは真っすぐなことをやりたい、自分としてはですよ。そういうことです。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

予算のつくり方を一切わからずに提案するというのは非常におかしいと思います。予算はこういうものだというのをわかった上で修正をすべきだと思いますし、もう一つだけ、一番最初の思いの中を聞いてないのが、じゃあこれから執行部のほうにこの滋慶学園の寮についてはどうするのという部分を、片方をとめたわけです。今まで執行部の言っていた話の8割、9割の部分で話ができたものをこれはもう全部無視ですよ、だめですよと片方では言ってるわけです。片方では全て協議をつくったら改めて予算をしなさい、これは矛盾じゃないかなと。だから、予算はある程度つくった上で100%入るか入らないかというのは別の話で、先ほど言いましたように予算がなくても調定というものがあるから構わんよというのを執行部のほう言われるかもわからんですけど、そのあたりを含めて議員発議をするならば、そのあたりの部分は十分理解した上で発議をしないと、この部分の説明と今の説明、2回目の説明と質問と説明については少し乖離があって、理解しがたいなど。予算のつくりを知らんけど気持ちだけわかってくれというお話には予算つくるもんからじゃあだめだし、それが発議として訂正をするからにはそれ以上の知識を持って、見解を持ってしなきゃいけない。そのあたりが全然気持ちだけを見てくれではおかしいんじゃないかなという意味での質問で、再度歳入予算とは何ぞや、今までずっと説明してるんで細かい説明は省きますけど、歳入予算とは何ぞや、執行部は今後どうすればいいの、この話は一切合財もうなしにするのか、で、次に予算つくるときにはいつなの、議会で報告してから予算をつくるのか、予算をつくってから報告するのか、卵が先か鶏が先かという話と同じ議論になるんで、そのあたりを提案者としてどういうふうに思われてるのかというのを質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

予算のつくり方も知らんのかという失礼なことを言うんじゃない、本当。私だって35年行政に奉職していたわけですから、そういう失礼な発言するもんじゃない。だったら、同じようなことになるん。副市長、おまえよくやってきたなというような発言と同じですがな。そうじゃなくて、私が言ってるのは、歳入における3万5,000円、極端に言えばなくっても雑入ってくるんですよ。

〔3番岩崎清治君「雑入じゃないんですよ」と呼ぶ〕

雑入としてでも入ってくるんですよというて、財産貸付収入だからそのものが入ってきますよ、入れようと思ったら。だけど、そのことをやってしまったら、このことそのまま物事が前へ進んでいくのが非常に危なっかしいんじゃないかなということで、わかりやすく丁寧なことを皆さんが納得した上で、合意形成がなされた上で前に進めたらどうですかということと言いますよ。そのための行為としてこの3万5,000円を削って繰り越しにして、そのことがまとまったときにはしかるべき報告をして、そして3万5,000円を計上したほうが私はいいと考えるとということなんで、だから別に岩崎議員に同感してくださいと言うとりやあしません。私の考えですから。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩江議員。

## 15番（岩江 正行君）

何点かちょっとお伺いしたいんじゃないけども、先ほども委員長に対する質問をさせていただいたんじゃないけども、いよいよ心配しとることが起きたなというふうな感じで、この机の上を見たら修正動議が出されておりましたんで、きのうもちょっと資料を見させてもらいよったん。資料はたくさん出とんで、整理せなんだらいけないと思うて見ようりましたら、滋慶の理事長と美作市とがお話し合いをしとる内容がございました。先ほど来言ったんじゃないけども、40人切れたら経営が不能になるというようなことも言うとります。実を言うと産業建設委員会で誘致企業との懇談会があそこであったんです、美春閣か、そこで終わってからあそのこのショウワコーポレーションの部長と名刺交換しとったんですよ。そのときに、ああいうふうな建物してから、あんたどがいなん、経営ができると思うかと言うたら、生徒が寄ると思うかと言うたら、そのことが一番心配しとんじやというて言われようりました。その一番心配しとることが起きとんじやな、これ。人が入ってない。滋慶学園も生徒が少ない。このことについて修正動議の3万5,000円でどうのこうのする、これ全体ひっくるめてせなんだらな。ショウワコーポレーションが今あっこへ40人からの生徒が入とん。理事長と美作市との話の中ではうちにはクアガーデンも五輪坊もございまして、西粟倉行ったらあわくら荘もありますと、東粟倉だったらこぶしの里、愛の村があるんじゃないというような、近くにはコンビニがあるとか、駅は近くじやとかというふうな、いいような条件ばいずると並べた。それで、滋慶学園も乗ってこられた、この話に。また、ほんなら生徒が、初めはまだこれ200人というて言よったんよな、もう一棟建てるというて。それがきょうになったら1棟じや。1棟がまだ4割ぐらいはか埋まってない。やっぱし商売するというのは利はもとにあるというて、これ今言ようる奉仕事業じゃないわけですから、もとを上げにやいけん。この辺のところ、尾高議員どがいと考えられとんじやろうかと思うてね。これをほんなら修正してしもうて、するのは簡単ですがな、過半数おったらええわけじやから。ほじやけども、ショウワコーポレーションは6億円近い金を投資して、ふるさと融資、今言われた2億七千何百万円を融資を受けて、ほれで自分の自己資本はこんだけじやというた形の中であのものを建てた。皆さん軽うここで判断ができるんじゃないろうか、簡単に。私が総務委員長の報告に議論があつたんかなかつたんかというのはそのことなんよ。議論なしにこれ否決しとんよ、はよ言うたら。私が今言ようとすることは議論されてないんでしょ。そのことに対して今言ようる3万5,000円については私今ちょっと苦慮しよんよ、どうしたらええじやろうかなと。ショウワコーポレーションほじやけどあんだけの投資してくれて、生徒は入とらん。これどがいしてあげたらえんじやろうかという。このことについて、ほれから滋慶学園の生徒がどっどどっど入ってくれたらえんじやけど、これについたら今言よる提案者がどがいしてあげようというふうなもんがなかつたら、やっぱしこのたつたの今言ようる3万5,000円と言われるかもわからんけども、3万5,000円だけじゃ済まん話があるん、この背景には大きな問題が。これについてどういふふうなお考えがあつてこれを出されたんか、お考えがあつたらちょっとお聞かせをしていただきたいと思います。

## 議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

## 13番（尾高 誉久君）

議長、発言で間違つた部分は訂正してくださいよ。委員会で否決されてないと私は、再度岡野委員長に聞きますけど、否決されたんですか。私は可決されたと聞いたんですけど、間違いですか。

〔「ごめんなさい、可決です」と呼ぶ者あり〕

そうでしょう。だから、3万5,000円ということ言ってるんじゃないんですよ。ショウワコーポレーションはどこに本社が建ってるか皆さん御存じですか。私が住んでる安蘇に建ってるんです。そのショウワコ

一ポレションを思うからこそ、だからこの3万5,000円を大切に扱いたいと、たった3万5,000円、されど3万5,000円なんです。それは学生の本当に環境というか、岩江議員が言う安心・安全ですよ、本当、そういうものが確保される。例えばほんなら一般の人と学生の人が入る、そこを仕切る、そういうことできないんですよ。なぜかというたら、消防法で二方向避難とか、そういう建築の問題だつて出てくる。屋外階段つけなきゃいけないというようなこともあります。でも、経営的なことについて岩江議員言われたように私もそのことを思いますよ。それは営利目的でやってる法人がボランティアでやってるわけじゃないんで、そのことを思うからこそこの修正案を出しとんです。それによってこのアーミーマンションというものが本当に学生を重視するマンションなんだと、滋慶学園という学園はそうなんだと、美作市にある学園は安全・安心な学園なんだという位置づけをするためにも十分練つてから出しても遅くないんじゃないかと、私はこう思っております。だから、岩江議員の質問に答えてないかもしれんけど、私の思いで出しておる修正案でございますし、それに賛同してくれた議員がいると。何回も言いますけど、私の考えです。皆さんの考えはおありでしょう。でも、今の選択肢は例えば3つあつたうちの何がこの中でベストかといったときに私はどれかを選択します、選択しなきゃ前へ進まんのですから。だから、この3万5,000円というものを、たった3万5,000円かもしれないけど、されど3万5,000円という位置づけをして重く受けとめて修正動議を出しとるんです。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

提出者の氏名見させてもらいよつた。初めからこの滋慶学園をすることに大半の人が賛成した人じゃないかと思うんですよ。それがきょうこのような形の中でここで議論するというのは、何か寂しいような気がしますわ。もう少しここへ名前書くんだったら、もう今までにあればできてからはや2回目生徒を募集しとるわけじゃから。一番心配しとることが起きたと言よんでしよう、わしが、今回、生徒が入らないというのは。一般の人でも入れてもらえんかというのは一番心配しとつたことではいふがな。経営者としてはこれ大きい方向を間違うとつたんよ、誤つとつたんよ、これ。わしは部長に会うたら今度は言うてみよう、誤つとつたんよというて言おう。この話しようと思うとんです。うちの美作市ももう少し責任を持った誘致しとつたら、今言ようるこればいじゃない、NODAレーシングもしかじか、もう少し生徒が寄らんのだつたら、寄るほうどがんであげりゃあというやつが全然なされようらんのだつたら、誘致だけして帰つたら。そうではいふがな。何も3万5,000円取らんでもええよ、これ。無償提供で皆賛成しとんでいふがな、これ。3万5,000円にした根拠というのは何ならというの、この辺のところが聞きたいけど、これは委員長に聞いても仕方ない話じゃ、向こうが提案しとるやつちゃからね。それは尾高さんにわしは聞こうと思うとんの、それは。そじゃけど、やっぱしそういうふうな物事を動かそうと思うたら、やっぱしその辺のとこ十分考えてもろうとかなんだら、私が一番判断に苦しんどるというのはそこなんです。これが早う手当てをしてあげなんだら、ショウウも困る、毎日が赤字じゃから。滋慶も困る、毎日が赤字でしょう。どがいしたらええんじやろうかと思うて迷よんよ、これ。これ賛同したらええんじやろうか、3万5,000円を修正出したやつを賛同したらええんじやろうか。こうじゃなしにもう一つ何かええ方法はないんじやろうかと思うて物すごく思案しよんです。そういうことです。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

本当岩江議員の気持ちうれしく思うのが、本当ショウワコーポレーションの立場になって心配してもらったのはもう私地元のある安蘇に住んだる住人として本当にうれしく思います。それで、何が根拠になってるかというのは先ほども言いましたように普通財産使用貸付契約というものがあって、この契約書というのが平成29年8月1日に結ばれてると、その中でこのマンションの、先ほども岡野議員の質問に答えたんですけど、第5条に滋慶学園高等学校美作キャンパス学生寮建設の用途に供しなければならない、供してもよいじゃないんですよ、なければならない、限定されとんですよ。そのものがあるから建物においては今度は、皆さん、美作市公有財産規則という中で第34条に貸付期間というものがありまして、普通財産の貸し付けは次に掲げる期間を超えてはならない、建物の所有を目的とする土地というのは30年、一応原則論としてはですよ。貸付料というものはこういうふうに書いてあるんですよ。普通財産の貸付料は年額とし、次に定めるところにより算出して得た額を基準として貸し付けた普通財産の時価及び収益性、貸付条件、近隣地域または類似地域の貸付料水準、その他の事情を考慮して定めるものとすると書いてあって、年額貸し付けは固定資産評価額掛ける1000分の25というものが基本になつとんですよ。このことについて公益性があると、非常に公益性がありますよね。学生寮で滋慶学園、学園の誘致、だから30年間というものは土地は無償で貸しましょうという契約が結ばれて、建物には固定資産税がかつとんですよ。みまちゃんネル見ようの方が建物までただだと思われてたら大きな間違いなので。だから、土地についてはこうしようといつて、きたわけですけど、事業というものはそんなにうまくいくことじゃないという岩江議員のおっしゃるとおりです。だから、ここでかじを切るんだと、ショウワコーポレーションかじを切りたいと、その合意形成がなされたのはよくわかってると。ふるさと財団の融資も打ち切りませんよということもちゃんと確認ができておる、全てのことがトマト銀行だって保証のこと云々についても全部できとると。その手続は十分できとるけども、心の問題を言つとんですよ。生徒さんが安心だと思つて学生寮入つたんだというような、それが一般の人が、今度は一般の貸し付けになるんだという不安を払拭できて、だから全ての人の合意形成、地域の皆さん、学園、それから市議会、または執行部、みんな関係者の人が合意形成ができたときに計上すれば、一つの目安として12月に仮にそういうことができたならば、ああ、きちつとしたことができたんだなという声を大原の皆さんから私はお聞きしたいなと、そういう気持ちの修正動議でございます。

#### 議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

#### 15番（岩江 正行君）

尾高議員と私とここで何ぼ議論してみてもやっぱりこれは執行部交えて話せんなら解決する問題でもないし、執行部だけじゃない、やっぱり世論にこのことを訴えて、どがいぞ美作市の全市の人方に協力してもらわんなら、あそこの寮も埋まりやあせん。じゃから、地区外の人にも呼びかけていかなんなら、滋慶学園の生徒も寄りやあせんというようなことで、私も非常にどがいしたらええじゃろうかというて、私とりあえず提案者に質疑をさせてもらいましたけども、私も判断に迷うてしもうて、この3万5,000円に賛成したらええもんじゃろうか、修正でやつて賛成したらええもんじゃろうか、3万5,000円を修正動議で賛成だけしてこの問題が解決つくんじゃろうかと、この背景にある問題のほうが大きい問題で、3万5,000円の話じゃない、背景の問題のほうが大きいんよ、これ。何でこの3万5,000円出したん、修正動議出すまでにこれは無償提供というてやつとるわけじゃから、それ今ごろになってから何で3万5,000円でタイでエビ釣るとかなんとかという話もいろいろとあるけども、その話は別にして、何でこの3万5,000円今ごろ出したんじゃろうか、賛成してええもんじゃろうか、悪いもんじゃろうか、とりあえず私も判断がつかんようになっております。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

いや、何で3万5,000円がというのだけは理解していただかないと、もともと学生の方たちだけの寮なんですよということであったから、土地は公益性があるものとして30年間無償で貸しますよということがなされてただけけれども、一般貸し付けをするならば契約と異なってくるので、それが10戸というのは100分の10戸分で、さっきも言うように2,460万円の1000分の25を掛けたものが61万5,000円で、その100分の10戸は、議長、聞いとられますか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

13番（尾高 誉久君）

6万1,500円で365、日割り計算で365日分の210日が当然約3万5,000円になるということで、ここが無償じゃなくて有償になったんだという意味のことで大きくかじを切ったんだと、それが企業の当然運営というもの、経営というものあるでしょう。だけど、我々は議会ですから、議会としてこの契約書をもとにそれをかじを切られたんだったら、ここでは十分な丁寧でわかりやすい説明を十分行った上で全ての方の合意形成がなされたときに計上されたら、それが一つの印となるんじゃないんですかということを使うだけで、だから賛成してくださいとか、反対してくださいじゃなくって、皆さんが考えてくださればいいことです。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで修正案に対する質疑を終了いたします。

なお、討論、採決につきましては、この後、認定第1号から1議案ごとの順に行いますので、そのときに行います。

休憩10分します。

午後1時49分 休憩

---

午後2時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、地方税法第731条第3項の規定に基づき、本日を期限として特定納税義務者に対して意見を求めておりましたところ、お手元に配付のとおり提出がございましたので、御報告いたします。

配付漏れはございませんか。御確認ください。会社が2つありますので、2部ありますので、御確認ください。よろしいですね。私もまだ読んでおりませんが、持ってきた人のお話を聞くと、少し違うところもあるということですので、よく読み比べてください。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第1号「平成30年度美作市一般会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第1号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第2号「平成30年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第2号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第3号「平成30年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第3号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第4号「平成30年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第4号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第5号「平成30年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第5号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案について、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第6号「平成30年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第6号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第7号「平成30年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第7号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第8号「平成30年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第8号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第9号「平成30年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第9号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第10号「平成30年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。



〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第10号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第11号「平成30年度美作市水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第11号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第12号「平成30年度美作市病院事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第12号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第13号「平成30年度美作市下水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、認定第13号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第50号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

私は総務委員所管で総務委員長でございますが、一議員の立場で反対討論をさせていただきます。

執行部の説明を受けた中で、今回の会計年度任用職員を新設されております。それは地方公務員法上の変更なんです、特別職の非常勤職員、そして一般職の非常勤職員、そして臨時的任用職員につきまして会計年度任用職員という条項が法律上第22条の2ということでそれぞれ定められております。この辺につきましては、正規職員に近づけるという意味では待遇の改善がなされておるんですが、1つは地方自治法上の給与体系の変更ということの中でももう少し条例の中で頑張っていたらという思いがございますので、反対をするんですが、会計年度任用職員のうちにフルタイムの職員につきましては、給料及び旅費を支給しなければならないと、そして各種手当を支給できるということができる規定に法律上なっております。そして、短時間勤務職員につきましては報酬を支給しなければならないというのはいいんですが、同じようにフルタイム職員と同じように費用弁償及び期末手当が支給できると、こういうことができる規定になっております。改善が改正されているということは非常にいいわけなんです、ただ思いますのに、支給できるという規定の仕方は、本来であれば今まで支給できなかったものを支給できるようにしたという意義、これは認められるんですけども、支給しないことも許容されるという意味で、まだ逃げ道といいますか、そういったものもございません。条例というのは御承知のように法令の中で制定しなければいけないんですが、目的と限度額を違えれば条例の中でも規定することができます。当市の条例の中でそこを頑張っていたらいいかなという思いがございますので、一定の成果は条例の中には認められるんですが、もう少し物足りなさを感じるの、私は反対討論をさせていただきます。

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

ないようですので、次に反対討論はございませんか。

倉地議員。

#### 6番（倉地 重夫君）

今岡野議員のほうから今回のいわゆる諸手当についてフルタイム任用職員に対して支給できるようなことがうたわれてるわけでありまして、今回の法改定は住民の命と暮らしを守り、地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換を意味するものだと思います。総務省の指導のもとに事務処理を行い、準備を進めるための条例制度であろうと思われま。従来住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は恒常的で専門性が求められ、臨時的非常勤的な職員が担当することを想定していなかったものと思われま。しかし、行政コストの削減から非正規化が進み、任用根拠も更新方法についても各自治体でさまざまな形態が生まれてきています。会計年度任用職員とはその名のとおり最長1年間の任用ということで身分が極めて不安定になります。このことにより非正規職員としての身分が固定化されることになり、正規職員との身分格差の拡大につながりかねません。そこには非正規化を進めてきた政府や地方自治体の責任は不問にされ、それどころか、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを非正規職員に担わせることを正当化するものにつながるおそれがあります。執行部からの説明でもありましたように初年度に5,500万円のいわゆる手当なんかの経費が必要になってくるわけですが、このことが経費を圧迫して、結局外部委託にするようなことも起こってくるだろうという説明がありました。これらが全て結局住民サービスを市の職員でなしに、そういう下請とか外部委

託とか、そういう人に任せて、市民に対して責任をとるという体制が崩れていくと、こういうことが懸念されますので、この条例に対して私は反対します。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号「美作市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第60号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号「美作市幼稚園保育料徴収条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第62号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第63号「市道路線の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の討論に入りますが、初めに討論の順序について申し上げます。

本案は修正案が提出されておりますので、まず1番目に、原案に賛成の方、2番目に、原案にも修正案にも反対の方、3番目に、原案に賛成の方、4番目に、修正案に賛成の方の順に行います。1から4を繰り返しながら発言をしていただきます。

〔「議長、退席しますので」「退席します」「退席します」と呼ぶ者あり〕

〔3番岩崎清治君、7番重平直樹君、15番岩江正行君 退場〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、討論に入ります。

それでは、原案に賛成の方の討論に入ります。

原案に賛成の方の討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、原案にも修正案にも反対の方の討論に入ります。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

原案にもそれから修正案にも反対の立場で討論をさせていただきます。

一言で申し上げれば、美作市の滋慶学園に対する補助金のうち……。失礼いたしました。ちょっと済みません。次の発言が……。議案第64号につきまして、原案にも修正案にも反対の立場で討論をいたします。

まず、原案の中で私は実を申し上げますと、反対の論点が2つあります。1つは、歳入の中の財産貸付収入3万5,000円につきまして、2つ目は、英田公民館を改修することによる第三の居場所事業であります。この2つ目につきましては、私は議案質疑でも質問いたしました。なぜ私がこれにこだわったかと申しますと、美作市公共施設等総合管理計画の考え方というのはずっと私これにあるんですが、なぜ英田なのかと、いつほかの旧町村についてはするのかといった考え方が十分な説明もなく、私は納得できておりません。

そして、修正案でございますが、るる先ほど尾高議員のほうから説明がございましたが、歳入の中の財産貸付収入の3万5,000円を減額するのみであります。したがって、私は原案にも修正案にも反対であります。

では、具体的に財産貸付収入の3万5,000円についてですが、これを説明をさせていただきますが、これはテレビを見ていらっしゃる方に初めての方もいらっしゃいますので、丁寧に説明をさせていただきますと、ショウワコーポレーションが美作市から土地の無償貸し付けを受けて、その上に滋慶学園の看護学校の女子生徒のためにアパートを建てていらっしゃいます。今回は一部一般人に貸し付けをすることに伴い、その部分に相当する家賃を美作市がもらい受けるというものでございます。この件は総務委員会に付託されまして、3対2の賛成多数で可決されています。このたびはこれがだめだという減額修正でございます。尾高議員からは気持ちの問題というような、るる説明がございましたが、予算上は減額修正そのものでございます。私はこの減額修正案を見たときに、よもや委員会で賛成された方が名前が載っ取るのではなかろうかなと危惧をいたしました。載っていなかったということもまずは安堵をいたしておりますが、私なりに本件に関して財産の貸付収入についてとるべき考え方を述べたいと思います。それは結論から申し上げれば、市長がみずから今回の補正予算を取り下げて改めて今回の補正額を削除したものを上程すべきであります。つまり、議会の減額修正になじまないというふうに私は思っております。

その理由でございますが、第1番目に、ふるさと融資の本来の趣旨が崩れに崩れてしまっているということでございます。この事業は事業者が無利子融資を受ける諸条件が認められた上でみずからの利息で地域振興を図る中でみずからの営業を行うということです。後にも先にもこれがスタートであります。これが守られていないことでございます。具体的に申し上げます、入居者が学生だけであるものが今回は全戸の一部であるにしても一般人が加わるものでございます。学生のみが入居して安全であるとして大原まで来ることを認めた親御さんの不安を解消できるかなど、セキュリティの問題が山積しております。これらの是非は貸し付けの申し込みをしたショウワコーポレーション自体が判断すべきものでございます。それを行政に相談して、一部について賃料を払うことを行政が認めたからといって許されるものではありません。これは一旦減額修正になされた上でこれが可決されたとしても、再度出されるということでございますので、その前提は崩れてまいります。

また、当初の枠組みを超えて、事業者の連帯保証を補助までしております。市内にはふるさと融資を使用して事業をしている事業者がたくさんございます。合併前のふるさと融資を貸し付けていらっしゃるものもあれば、合併後に美作市の中でふるさと融資を受けていらっしゃる事業者がございます。これらの事業者に対しては補助金交付要綱をしてまで連帯保証料を補助しておりません。つまり行政の公平を曲げてまでこの

ショウワコーポレーションの連帯保証に補助をしているものでございます。このような中で一般人が入居するので家賃を取ろうというものでございます。減額修正の理由の説明がありましたが、私はこれになじむものではなく、議会で減額修正という立場を待つのではなく、行政がみずから先ほど申し上げましたように予算を取り下げて、その減額したものを出し直すと、ほかの予算がございまして、そういった措置をとるべきものがベストだろうと思います。

また、無償貸し付けの条例につきました関連では総務委員会の中で一時的であるとの説明がありましたが、無償貸し付けをしなければならないというのが条例でございまして、一時的であるから有償だっていいという理由にはなりません。これは行政の考えるべき根本的なことであり、減額修正する理由にもなりません、これは私の一時的な考えでございまして。

いろいろ申し上げましたが、一言で言えば、減額修正を出されるという理由を説明されましたが、これは行政が今までいろいろと当初のうったてを変えた、変えたあげくに対する結果論でございまして、今さら一般の人が入居するということに対して許されるものではございません。私は議会の減額修正を待つまでもなく、既にきょうは閉会日でございまして、行政のほうから予算を取り下げて、やっていただきたかった。しかし、予算の審議でございまして、減額修正という議案に対する審議でございまして、私は原案にも修正案にも反対する立場でございまして。

以上、るる申し上げましたが、私はその両方の立場にも反対する討論でございまして。

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、原案に賛成の方の討論に入ります。

原案に賛成の方の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、修正案に賛成の方の討論に入ります。

討論ございませんか。

山本議員。

#### 10番（山本 雅彦君）

議案第64号の「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正動議について、私は賛成者の一人として賛成討論をさせていただきます。

この動議については、先ほどからお聞きのように議員それぞれいろんなお考えがあつて議論を闘わせたところでございます。それはそれとして、私もは議會議員としてそれぞれ自分の見識に基づいた判断をされるというのがこの議会であります。私自身はこの修正動議に賛成をしたそもその考えは、予算書そのものは議会でこれは修正するのはできるわけですから、問題ない。ただ、今回のこの修正動議については、先ほど提出者の意見がございましたけども、やはり当初は学生専用マンションであるということが一つのうったてであつたわけです。ところが、1年たつて、2年たつて、なかなか入居者が埋まってこない、しかしながら企業としてはこれはもう大変なことだというのは多分そういう危機感をお持ちなんだろうと思うんです。そういった中で各種関係機関と相談しながら一般の方を入居させたいというお気持ちになつたんだろうと思うんですね。その企業の論理というのは私はよくわかります。ただ、あの大阪滋慶学園大原校のスポーツ医療専門学校の生徒数がなかなか伸び悩んでいるということも原因があるんですけども、しかしあの学校の先生方は大変よくやっついていらっしゃる。そこへ加えてなかなか学生寮の入居が埋まってこない、いろんなそういったジレンマを抱えながら、何とかその学生寮の経営を続けていきたいという、その思いの中でこ

ういった相談があったんだろうと思うんですね。ただ、私はこの賛成者の方もお話ししましたが、まずはそこに入居している生徒さん、その方々がどう思われるか、多分幾らか話はできているんだろうと思いますけども、まだまだそれが十分にできてないという現実がひょっとしたらあるのかもしれない。また、保護者の方から見たらどうだろう。学生専用のマンションだと言いながら一般人がいらっしやるということになると、保護者の方も心配されるかもしれない。そして、このことについては、滋慶学園も、そして事業運営主体であるショウワコーポレーションさんも含めて、また美作市も関与してるわけですから、その中でしっかりと対話をしながらお互いに理解をし合って納得できる合意点が見つかる、その努力をするべきであるというふうに思います。その努力ができた暁にはこういったことで理解を得られて、このマンションの運営ができるんだろうと思います。したがって、現段階ではその合意がなされていないというふうに私は考えます。したがって、この原案である3万5,000円のこの原案に対してはこの修正動議で私は一旦は取り消すべきであろうというふうに思います。このことについては、12月定例議会でも、また3月の定例議会でもそれは十分対応できるわけですから、慌てて今する必要もないというふうに思いますので、賛成をしたわけでございます。

以上、賛成者の討論といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、もとに戻ります。

原案に賛成の方の討論に入ります。

原案に賛成の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、原案にも修正案にも反対の方はいらっしやいませんか。

討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

議案質疑の中でもる質疑されましたが、学生マンションということのできた建物にやっぱり一般人を入れるというこの信義というんですか、これがもう絶対的に失われるというか、いわゆる入居者も女性の方が多いということで、保護者の方がいろんな心配をされると思うんですね。だから、こういう学生マンションとして最初の目的ができたものに一般人と一緒に入れるということに、まずそのことについてそれは幾ら3万5,000円の賃料をもらったからといって認めることができないと思います。

それとあわせて、これを認めないということで修正案についても反対という形で、私の討論とします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、原案に賛成の方の討論に入ります。

原案に賛成の方、いらっしやいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、修正案に賛成の方の討論に入ります。

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

私は総務委員会の委員であります。総務委員会では賛成の立場をとらせていただきました。それなのにな



ぜということですが、総務委員会が終わって、2日、3日後に実は滋慶学園の学生がうちの家の前を毎朝晩行き帰ります。その中で男子学生にお会いして、そういったお話を聞かせていただいた中で、学生のほうはそういう話は寮のほう、コーポレーションのほうからあったと、あったけども、まだまだいろんな問題があるんだと、だからもう少し話し合いがしたいし、自分らは自分らのいろんな意見がある、例えば学生寮であるということが入ったのに一般の方が入ってきたら、普通の一般のマンションとかかわらんようになるかなということで、それでじゃあ今までつくられてきた規則とか規約とか、そういうふうなものはどうなるんだろうか、それから門限にしても一般の方が入ってきて10時の門限というのは、それで一般の方が了解するかなと、そういったいろんな問題があるというような話をしておりました。女子の学生はどうかなということをお聞きしたら、もうほとんどの女子の学生は一般の方が入るのはちょっとというような、そういう不安という心配を、学生マンションということで親も許してくれて、ここへ来させてもらってるのに、一般の人が入ってきて一般のマンションになるということ自体が親のほうとしても、それから入るとる女子学生にしてもちょっと不安があるような声がほとんどだったというようなことをお聞きしました。私は総務委員会で賛成をした立場ですが、その二、三日後にそういうお話を聞いたもんですから、やはり尾高議員が修正案を出されたとおりもう少しコーポレーションの思い、それから入ってる学生の思いが少しずつでも近づいて、何とかいい方向になるようにして、それからでも遅くないと思いますので、一旦はこれは修正に賛成をして、一応その予算を取り下げていただいて、改めてきちっとした、そういったお互いの環境をつくっていただくということが一番大事かなと、一番ベストじゃないかなというふうに思いましたので、総務委員会では賛成いたしましたけれども、今はそういうふうな思いでおりますので、修正動議に賛成をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、またもとに戻ります。

原案に賛成の方の討論に入ります。

原案に賛成の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、原案にも修正案にも反対の方の討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは次に、原案に賛成の方の討論に入ります。

原案に賛成の方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、修正案に賛成の方の討論に入ります。

修正案に賛成の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、4つの討論に対してもうないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

初めに、採決の方法について申し上げます。

まず、修正案について採決をし、可決された場合は修正部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決された場合は原案全体について採決を行います。よろしいでしょうか。もう一度申し上げてもいいですね。

それではまず、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案について採決を行います。

この修正案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、修正案は可決されました。

それでは次に、ただいま修正議決をいたしました部分を除く、そのほかの原案について採決を行います。

それでは、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の修正部分を除く、そのほかの原案については原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第64号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の修正部分を除く、そのほかの原案については原案のとおり可決されました。

それじゃ、ちょっと入場を、終わりましたので。

〔3番岩崎清治君、7番重平直樹君、15番岩江正行君 入場〕

**議長（岡本 泰介君）**

退席された方がお帰りになりましたので、結果の報告をいたします。

修正案は可決されました。そして、修正案を除く原案も可決されております。

それでは、10分間休憩いたします。

午後2時46分 休憩

---

午後2時56分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号「美作市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、委員長から本案について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について、委員長から本案について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、陳情第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第6号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

この陳情書につきましては、反対の立場の討論を行います。

この件につきましては従来から陳情書が出ておりまして、毎年出されるわけでありまして、これまで30人学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるためのというふうにありました。ところが、今回は教職員の定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための意見書ということになります。この中に陳情趣旨や理由がございますけれども、まずは今学校の先生方は確かに大変な激務であろうというふうに思います。そういった意味では教員の定数を増やしてほしいと、これはよく理解できるわけがあります。美作市としても、あるいは県としても加配を行いながらしっかりとこれは対応をしようと努力はしていращやる、このことは私は高く評価したいと思いますね。ところが、なかなか配置の予算についてはしっかりと国から回ってきてるわけではないと、そういった意味ではこの2分の1実現ということはある程度私は理解できるわけがあります。しかしながら、あの小泉内閣で三位一体改革の中で義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられたと、これからもう久しいわけでありまして、なかなかこれを2分の1に実現するというのは大変難しい、そう思います。加えて、この10月、つまりあしたから幼児教育の無償化の制度も始まるわけでありまして、こういったところにもその財源が充当されていくということは、時代の要請であろうというふうに思うわけでありまして。そうした中でこの教職員の定数改善を推進すること、これは理由はよくわかりますし、意味も私は理解できます。ただ、従来の30人学級とか20人学級というその看板はもうおろしたんだということになっちゃうと、今まで陳情してきたことは一体何だったのかというふうに思わざるを得ない。したがって、この陳情につきまして、内容的には私は理解はできます。できますが、今までの陳情の趣旨と少し変わってきているので、このことについての具体的な説明がないということなので、私はこの陳情書については反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第6号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、陳情第6号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、陳情第7号「早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査」回答に関する陳情」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなっておりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、賛成討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まさに議会改革をちゃんとやらなければいけないということで早稲田大学ではこの調査をされてるわけですが、回答を出すことに協力することに何のてらいがあるだろうかと私はもう理解に苦しみます。もう絶対にやらなきゃいけないと、そして全国のそれぞれの該当市町村のあるべき姿を反映してみずからの立ち位置を知ることが大事だろうと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

この件につきましても、先ほど委員長の報告に対する質疑を行いましたけども、確かに議会改革委員会で今審議中でございますので、今軽々にこのアンケートに回答するというのは難しいかもわかりません。美作市としては積極的に議会改革を行うという名のもとにこの議会改革特別委員会を行ってきたわけでありまして、現状はまだ合意できた部分が十分成果として実っていないということで、多分これはこのことに対して採択するのは難しかったんだろうというふうにそれは理解できるわけでありまして。しかしながら、議会改革そのものは今喫緊の課題でもあるし、また今後我々議会人としてもしっかりとこの改革は行っていかねばならない。私は議会というのは通年議会でいいというふうにかねがねから思っております。そういった意味も含めてこの大学の研究所の議会改革度調査に対する回答というのはできる部分で回答するべきであろうと、もちろんその結果として最下位に位置づけをされようと、それは仕方のないことでありますので、そういった意味ではこの議会改革の調査に対する回答というのはできる範囲ですればいいのかなというのが私の気持ちであります。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、陳情第7号「早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査」回答に関する陳情」につい

て、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第7号は不採択となりました。

[「8でした」と呼ぶ者あり]

いや、数えたんですけど、8人でした。

[15番岩江正行君「間違いないんか」と呼ぶ]

はい。

続きまして、陳情第8号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出を求める陳情書」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第8号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出を求める陳情書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、陳情第8号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、陳情第9号「美作市の教育行政の調査等を実施しその正常化等を求める陳情書について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなっておりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

全国学力テストにつきましては、私は今議会におきまして一般質問をいたしました。タイムリーにこの陳

情を出されてきたということですが、この陳情書の中を拝見いたしますと、やはり教育行政の中で教育委員会のあり方と、それから現場とのあり方がどうあるべきかということをおっしゃられるように思います。ちょっと話がそれますが、伊原木知事は教育行政を進めたいと、学力を回復したいということで、それをスローガンに当選された方でございます。当初はなかなかうまくいかなくて足踏みをされていたと思います。しかしながら、今回の学力テストにおいて全県内の平均が上がったというふうな新聞の見出しがありました。これはなぜかということをはたと考えてみるんですが、岡山県教育委員会が現場任せにしていなかったことだろうと思います。教育現場と教育委員会がキャッチボールをする中でうまく改革すべきところをピックアップし、よいところはさらにアドバンスしていくと、進んでいくと、こういったことをやられた成果があると思います。先般開かれました本市の文教厚生委員会をへりで傍聴させていただきました。批判することは非常にたくさんありますが、教育長はこう言われました。現場にお任せしてるんだと、こういうことを言われて、私は唖然としました。なぜこういうことを言われるのかなというふうに思います。同じ発言をするんでも、現場とタイアップしていきながらやるというそのスタンスが教育委員会の責任者としてあるべきことだろうと思っております。

さて、本会の陳情書の中を見ますと、私は一般質問しましたが、全国学力テストについて、つまり小学校6年生の集団スコアが中学校3年になったときに、前は標準スコア、全国50というらしいんですが、その50であったわけです、あの美作市の小学校においては。それが今度は、その生徒たちがずっと3年間移動したときに48とか49とか、そういうふうにレベルダウンしてるわけです。これは現場任せでは絶対に解決できません。英語においては46だったと思いますが、県内の市町村の中で最低です。英語については標準スコアの推移ということは考えられないんですが、しかし新学習指導要領の中で来年度から小学校には英語が正しい科目になっていきますから、なおさらのこと英語も含めて研究しなければいけないんですが、私は教育長がそういう発言をされるのにまことに情けない思いをいたしました。私なりに思うのは、つまり小学校6年の集団が中学校に行ったときに標準スコアをうまく確保できないという理由は、ひとえに教育長は私の質問のときに問題を示されて、文字がある、文章化だからできないというその問題の理由にされました。あれを聞いて私が思ったのは、皆さん生徒は同じ条件です。できる生徒となかなかうまくできない生徒がいるという結果がそのスコアなんですが、じゃあなぜ生徒ができるかということを教育長としては考えなければいけないし、教育現場も考えなきゃいけないわけです。教育に門外漢の私がこれほど発言するのは非常に僭越な思いがありますが、ただ門外漢であるだけにつまり教育総合会議のメンバーである市長と教育委員会がやらなければいけないことが余計に見えてくるのではないかなと思います。ここの陳情書が言っておられますように非常にシビアな表現はされてると思いますが、もうまさに私はこのとおりでいいと思います。これをどうやって改革していくかということは真摯に謙虚に考えなければいけない問題だろうと思いますし、私はこの表題にありますように「美作市の教育行政の調査等を実施しその正常化等を求める陳情書」というのは正鵠を得たものだと思っております、賛成討論いたします。

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、反対討論ございませんか。

尾高議員。

#### 13番（尾高 誉久君）

傍聴にも行かせてもらいましたが、結果的にはこれは不採択ですね。見識ある文教厚生委員の皆さんが十分な審議を尽くされて不採択にされたことと、それから岡野議員はこれ議会のあるべき姿で一言言っておきたいのが、きょうは行政側が反問権がないんですね。それだったら議会改革で反問権やれよ、そういう

ような形をつくらずして、物言わぬ、要するに蛍が身を焦がすようなことじゃあ困る。

〔4番岡野鉄舟君「そんなことは仕方がないじゃろうが、ちゃんと（聴取不能）」と呼ぶ〕

いや、俺が発言してんだ。

〔4番岡野鉄舟君「ちゃんとしたことを言え」と呼ぶ〕

俺が発言しとんじゃ、黙っとけえ。

そういうような観点から私が聞いたのでは決して教育長は現場任せということじゃなくって、現場には…  
〔4番岡野鉄舟君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

静かにしてください。岡野議員、ちょっと発言やめてください。

**13番（尾高 誉久君）**

責任ある校長先生という人や教頭先生、それぞれのポジションがあるわけです。それぞれのエリアがあるように行政においてもそうです。建設部がある、経済部がある、そのトップに立った人間という者がそれぞれにあって、部署にあって、その大きな総括をしているのが教育委員さんであり、教育長であると私は思っております。だから、そのような発言はできるだけ控えて私は反対討論なり賛成討論すべきだと思っております。私はこれは不採択がふさわしいと思っております。

以上です。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

賛成討論というか、とりあえず子どもの責任にすることもなし、学校の先生の責任にすることもなし、社会が悪いんか、誰が悪いんか、悪もんつくるんじゃなしに、このようなやっぱし教育行政を考えるとというような形の中でいろんな角度から調査研究するのは私は大事じゃないかと思うんです。なぜ学力が低下するんかというのは子どものせいにしてたり、社会のせいにしてたり、それから学校の先生のせいにしてたりするんじゃなしに、私の友達がスポーツしょうて、やっぱりスポーツでもうほんなら国体行く、国体からまたほんならプロに行こうというような、そういうようなやっぱし家族ぐるみで応援しょうる。また、その周囲がもう全体で応援していきょうる。今の美作市には何がちょっと足りないのかな、岡山県には何が足りないかなというようなやっぱしこういう形の中で出してくれて初めて気づいて、これは今言ようる調査研究せにゃいけん、私はそう思います。ですから、これについては私は賛成です。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

岡野議員からもるる説明がありました。今回の山陽新聞の報道によりまして学力テストが全てということじゃないんですけど、美作市の実績というのが市の中で一番下になってます。過去さかのぼってデータ



を引っ張り出して見たんですが、だんだん下がって、言い切れるかは知りませんが、少し下がってるというのが現状のようです。市としてもやっぱり子育てをするなら美作市というふうな形でいろいろ政策的には子育てを応援する政策をやっていながら、教育のデータそのものはこういう形で出てくるというのは非常に美作市へ移住して子育てしようかと思う人にはちょっと足を引っ張るようなことにつながりかねないんで、やっぱりこれはここの陳情で指摘されてるようにしっかりその原因とか、そういうものを研究して取り組んでいく必要があるという立場から、この陳情には賛成します。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、陳情第9号「美作市の教育行政の調査等を実施しその正常化等を求める陳情書について」、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第9号は不採択となりました。

続きまして、陳情第10号「家庭で発電した太陽光発電電力の買い取りと、その有効活用などを求める陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、陳情第10号「家庭で発電した太陽光発電電力の買い取りと、その有効活用などを求める陳情書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第10号は不採択となりました。

続きまして、請願第2号「クアガーデン武蔵の里」の適切な活用と新大原保育園（仮称）の適地への早期建設を求める請願書」について、討論に入ります。

本件は請願項目が2つあり、(1)は産業建設委員会、(2)は文教厚生委員会に付託し、審査を行っております。請願項目ごとに討論、採決を行います。

まず初めに、請願項目(1)「クアガーデン武蔵の里」は、温泉施設として再利用を行うことについて、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、1点目の武蔵の里活性化のためにクアガーデンを温泉施設として再利用を行うということですが、皆さん御存じのとおり当時の武蔵の里特別会計には平成17年から平成28年9月までの間に、28年まで、8億8,200万円という繰り入れをしてきております。そして、市内で一番大きな赤字を出している施設でございました。私も大原出身でございます。本当に心が痛む思いでございました。このことにより平成28年9月に閉館をいたしました。閉館してから既に3年が経過しております。施設も、そして機械も大変老朽化している中でまたこの施設をたとえ温浴施設だけを活用をするということになるにしても莫大な費用が必要になってくると思います。到底私はこの今のクアガーデンを温浴施設に再活用、再利用するということとは本当に無理なことだというふうに思いますので、反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

賛成の立場から討論させていただきますが、温浴施設というて、やっぱり武蔵の里を中心に武蔵を継承しようと言われてたくさんの方が来られておられます。この6日にはまた中国5県の空手の大会ということで、恐らくまた選手も五、六百人の人が来るんじゃないかと思えます。そういう中で汗をかいて、風呂も入れるところがない、温浴施設云々じゃなしにやっぱり宿泊施設というのは温浴施設がつきもの、それから武道館というのはやっぱりああいうふうな、あんだけの施設があつて、たくさんの方が来られて、汗をかいて、シャワー室を3つ、4つ増やしたからというて、500人も600人も人が全部シャワー浴びるというたら、これは大変な時間がかかる。やっぱりその辺のところでクアガーデンの赤字が出たというのはプールのほうで赤字が出ったんじゃないかというふうに私は聞いております。ほれで、プールばっかしじゃなしに宿泊施設でも総合的に考えておりますからね、今の7,000万円から8,000万円の赤字が出ようたやつを今指定管理に何ぼ出しようなという話になるでしょう。それで、それが指定管理に見合う機能しとんだつたらええけども、私もここで再々武蔵のまちづくりについて毎回毎回質問させていただいておりますけれども、全然指定管理に渡して経営アドバイザーに1,180万円からのアドバイザー代を払うて、それからその会社に指定

管理を払うとしても、指定管理へ渡しとしてもそんだけの効果が生まれとらんということで、閉める閉めんじゃなしに、やっぱしあの武道館を中心に武蔵を中心のまちづくり、これからの観光開発するについて何が必要なかというような議論もせずに、あるもの皆温浴施設はだめじゃとかというような一方的に言うというのはいかなもんかというふうに私は思います。何と申しましても世界に通用しとるとするのはこの美作市においても宮本武蔵だけではなかろうかと思えます。美作市の二大観光地、武蔵の里、それから今言よう湯郷温泉、これをやっぱしかなめにしながらのまちづくりしていかなんだら、美作市の観光行政というのは衰退の一途をたどるんじゃないかと思えます。何もほったらかしたったらこれ悪うなるのは当たり前なんよ。あの資料館がずっと3,000万円ぐらい売り上げあったんよ。今になったらもう恐らく200万円も足らんでしょう。一番おいしいとこのやつをお金もうけをようしていきようらん。これが全体にプールの責任になったり、五輪坊の責任になったりするん。もう少し私らがこういうふうに努力したのにというもんがなかったら、切るのはいつでも切れるんじゃ。ですけど、努力するということがやっぱしこれをするのには地元の人がいろいろと先人たちが先祖代々の土地まで提供してくれてじゃね、汗をかいてあのまちづくりを一生懸命協力してくれたわけですよ。やっぱしそれに報いるにも、もう一つには地元から出とる議員が先頭になってやらなんだら、地元のほうから反対出るとするのはいかなもんかと思うんですが、私はこれについては賛成でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

続いて、反対討論ございますか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

クアガーデン武蔵の里は合併前の建築当初より思うような集客ができてなかったということも聞いております。その後合併しまして先ほど鈴木議員がおっしゃいましたように8億8,000万円の赤字を生んできたということで、私もそのときの議会で閉鎖することに賛成をいたしました。そして、何度もクアガーデンのところに足を運ばせていただきましたが、廃墟となって、今はやはり前に向かってあそこをきれいにいたしまして、武蔵の里が今まで以上に活発にきれいになるということがこの観光行政につながっていくと私は信じております。この産業建設委員会の部門でも地元の方は五輪坊のほうに温泉ができればいいというようなことも声を聞いておりますので、今後そのような方向で行かれて、また温泉については今後の議会で話し合いをして進めていくべきではないかと思っておりますので、クアガーデンについては反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

続きまして、賛成討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

お二方の今反対討論を聞きましたら、そこに欠けておりますのは、一体どれだけのお金があつてどういふふうにするかという論点が全くありません。そして、もう一つ大事なことが欠けているのは、合併前のそれぞれの町村がやったものがどれだけの物を投資して今あるかということです。そして、人口減少化の中でもうふんだんにお金があるように、やれ壊してほかにつくるという、そんな論理はとてもじゃないけど、できません。その2つの論理がお二方の反対討論には欠けております。私は人口減少化を迎える中でいかにある施設を有効に使って、そして今回で2つ目の大原保育園を建てるという論理ですが、そこで考えなければいけないのは費用対効果です。2番のところは2番で私は賛成討論をいたしますが、その考え方をせずしてあるがごとくやるというのは、私はずっと言っております公共施設等の総合管理計画の視点が全くないと思

ます。つまりあるものはどうやって統合していくか、そして箱物を新しいのをつくるということは、もう避けていかなきゃいけないんです。そのメンテナンス費用がどれだけ要ることか。そして、私は市長にも、今市長笑ってますが、言ってみましたけど、いつかの一般質問のときに断層のことで私は軽々なことは発言すべきじゃないと思いますが、今のこの2番目の議論のところの大原小学校の隣地に建てるということと、観光地である武蔵の里をどのように存続させるかということは費用対効果をパラレルに考えることと、今の観光地をどうやっていくか、そして保育園児の安全・安心を考えるかということがまさに大事であります。したがって、私は1番目の武蔵の里はこれからの費用対効果、人口減少化を踏まえて温浴施設として再利用するという事は、費用対効果を考えても賛成であります。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

反対討論というか、どちらかといえば反対になるんでしょう、この請願から見ればですね。

私は委員会でもこのことについては討論いたしました。その反対討論の中で申し上げたのは、いろんなテーマパークが日本国内ありますけども、これもテーマパークの一類だろうというふうに思うんですけども、その施設が軒並み入場者減ということで経営不振に陥っていると、これは時代の今の流れでありまして、その流れの中でこの施設もそういったふうにならざるを得ないのかなというふうに思ってしまうんですけども、かねてから私が要望といたしますか、意見をしておりますが、あの地に温泉入浴つきの、あるいは宴会場つきの小さくてもいいからビジネスホテルを建ててくれというふうに言っております。あの地域では宿泊施設がないんですね、今は愛の村とかあるんですけど。ですから、そういった施設を建てることによって今の五輪坊のほうも生まれ変わることができる。そういった意味では私は理解できるんです。ただ、この請願を見ると、現在のクアガーデン武蔵の里は温泉施設を再利用するという事になると、これはなかなか難しいだろうと思うんです。そういった意味でこの今の施設をそのまま部分的に改良を加えて、あるいは使えるものと使えないものを分けて再利用するというのはかなり厳しいと、また予算もかなり必要になってくるということとあります。したがって、私は先ほど申し上げた、そういった施設をつくるのであれば、これは私は理解できる。しかしながら、これを再利用するというのは大変難しいだろうというふうに思いますので、その観点からこの請願については反対といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

請願項目(1)に対する委員長長の報告は採択です。請願項目(1)について、委員長長の報告どおり決定すること

に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、請願項目(1)は不採択となりました。

続きまして、請願項目(2)「新大原保育園（仮称）は、現大原小学校の隣地の適地に早期に建設すること。」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなっておりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論でございます。ございますか。

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

反対の立場で討論いたします。

新大原保育園の位置につきましてはクアガーデン跡地ということで既に議決をしております。その議決する前には讚甘地区、そして大原地域を初め、大原地域の役員さん、そして大原保育園、大吉保育園の保護者会にもしっかりと説明をされ、そして意見も十分に聞かれ、その上で両保育園より一日も早くクアガーデン跡地へ保育園を整備してほしいとの要望書も出されました。そして、それを受けて議会のほうでもクアガーデンの跡地ということで議決をいたしました。事業のほうも認められた予算を執行しながら事業も既に進んでおります。今さら何の請願書という私は気持ちでおります。地元、保護者、そしてそういった方にも説明をしっかりと、そして議決をしたことを簡単に覆すことはできるものではございません。請願者は子どもたちの安全・安心の保証ができるのか、そのことを考えての請願なのでしょうか、疑います。私は一刻も早く安全・安心なクアガーデン跡地での整備を進めていただきたいという思いで、この請願には真っ向から反対いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

また、同じようなくあいですが、大原が2つに割れて、賛成反対で割れとんですが、午前中にもこの文教委員会に付託されとる、そこの中で十分議論がなされとらん。何がなされてないんなどというたら、このセキュリティの関係よ。この前から7歳の子どもがいなくなつとる。自衛隊の方々が何百人というて出て1週間ぐらいわたって捜索しよんじゃけども、せえからこの津山では筒塩さんというておられた女の子が連れ去られてというような、やっぱいろいろな人混みの中で誰が誰やらどこの人やわからんような人がたくさん来る場所、こういうなところにセキュリティの関係を十分考えていかなんたら、この一番大事な子どもの命も人の命も軽う見ようたらこれは大変なことが起きる。猿だったら後から反省しても、あそこの高崎山の猿はすぐ反省したりしょうらしいけども、簡単に反省して済む問題じゃない、人の命というのは。その辺のこの十分な議論がなされとらんのに、これ文教委員会ですら採択しとる。このような形の中で議会というのは議論の府じゃ、そこの中で議論が十分なされ、いろんな角度から審議なされてない。そのものを簡単に今言ようる採決しとったけんどうのこうのというて、採決ちよいちよいしとる、さっき賛成しようったがな。先ほど、1時間もたつとらへんわ。そのようなことがあるわけじゃから。その辺のとこを十分、議論の府ですから、ほんまに子どもの安全・安心、将来を担う子どもの育成にはこれが一番環境がよろしいということへせなんたら、その議論が議会の中でなされとらんのにここで議会で反対するというのはいかなもん

かと私は思います。私はこの陳情書については賛成でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

もう既に私は出発してると思います。これ文科省の国庫補助もろうとんじゃなくて過疎債でしたね、たしか。過疎債をもらって位置づけて、設計を行い、解体のラップルコンクリートの上に建てるということまで決まって、前に進んでいると。要するに、昔で言うと薩摩のことは薩摩で、長州のことは長州で片づけるように、私は美作に住んどるもんで、大原の事情というものはお二方今議員言われましたが、十分相反する意見ですけど、その中でも父兄皆さんが賛同を得たから今現在進行中で物事が進んでるんじゃないかと思えますし、この請願というか、出てきた内容については、土地はいつでも提供する、それはただで提供してくれるわけじゃないんで、不動産鑑定士がまた入り、ましてや農振地域であり、圃場整備の問題がある中で、私非常に進むのが難しいだろうなど、ある意味ではこの美作の地から眺めててもそのように思えるわけでございます。子どもの安全ということをお二方ともに共通しとるわけですから、小さな子どもがあつてこそ美作市の未来があるわけですから、一刻も早くそれをつくって、お母さん、お父さんが安心し、おじいさん、おばあさんが安心するような、いろりを囲むような本当に昔の公民館のような雰囲気が出るような早くこの幼稚園というものの整備を行ってくださればいいわけですから、これが一に戻ったら5年、10年かかっててということならば、もうそんなにかかるとこだったら、せつかく萬代議員が早くやってくれと言よんですから、英田やることも考えりゃあええと思えますわ。もうそんなに難しゅう難しゅう言うんだったら、萬代議員がもう喜びますわ、私も前言うたんで、特にもうそれほどに言われるんだったら断念して、英田へ持っていったらどうですかと思えます。

反対ですよ、それは。じゃから、やったらいいと言うんです。いや、やったらいいというのは今のまま続けることであつて、このことに反対さりょうともうできなくなるんで、だったら英田へ持っていきなさい。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

順を追って説明をいたします。既に議決したということをおっしゃいます。じゃあ、沖縄は辺野古は一体何なんですか。もう何年もたち、歳出予算も履行されとる中で住民投票が75%以上もあるわけですよ。我が美作市の悪い例を言えば、こぶしの里後山があります。あれは実施設計どころか歳出予算までして天井だけが立派なものができて後は残つとるじゃないですか。あれがなぜ進まないんですかという議論がある。それを考えると、既に議決されたという論理はおかしいんじゃないですか。よくないものはいつまでたってもよくありません。変えるべきものは変えるべきだと、こういうふうを考えるべきだろうと思えます。

それから2つ目ですが、私は保護者会の方々と地元を考える会の方々と両方もうここ1年ぐらいを接してきております。保護者会の方から聞いておりますのは、いや、岡野議員、私は教育委員会が説明に来られて聞いているのは、もうあそこのクアガーデンしかもうないんですよというそれ的なことで言われてると、そうになると、保護者会をまとめるにも、大原と大吉をまとめるにももう大変なんですと、ほんまこういうことを実のことを言われております。それ裏を返せば、今はここの請願書の中にも大原小学校の南の方々が署名を

されてると聞き及んでおりますが、それはやはり土地を提供したいと、こういうふうに思っているからだろうと思います。地元と相談したということがありますが、私は今保護者会のことと一例を申し上げましたが、一番大事なのは岩江議員もちょっと言われましたが、いわゆるあそこを土地を提供された方々という地元の方々です。もちろんその親である自治振とか観光協会と相談するのも大事でしょうが、一番私が抜けているのは、27年度に岩江議員がもう何回も言われて、約1,000万円のコンサル料を出しているが、あれが一体何をしたんだらう、その後クアガーデンを切り離すという予算が28年の当初予算に出ております。地元議員の方々それは議論は分かっていたと思いますが、それが今度はどうです。28年の請願が出たときにはその請願存続に賛成をするということも言っておられるわけです。そういった論理一貫しないあれでクアガーデンが翻弄されてきとるという事実が過去あります。

私は、3番目にやはり考えなきゃいけないのは、1番目のとこでちょっと言いかけてましたが、費用対効果の問題です。軽々に金額のことを申し上げませんが、既に教育委員会ももうあそこを入札もしてるわけです、設計監理でね。プロポーザル出すときに上と下を合わせて解体と新設を踏まえて約6億5,000万円からそれぐらい書いてあるわけです。解体をしなければもっと安く、新しいところをつくれれば、もっと安く早くできる。私はそれを考えたときに、今のクアガーデンはそんなに高くなくて使えます。使えるだろうと思います。それがこれからの地域振興を考えていく上で新たな温泉施設を何億円もかけてつくるという比ではありません。そういった地域づくりが必要なということです。

そういうことを絡めると、2番目の請願の趣旨でありますあの大原小学校の隣地にせつかく隣地を提供してあげたいと、こう言っているわけですから、そうすれば親御さんもあそこに小学校を迎えに行きたついでに行ける、そして中学校の帰りに園児を迎えに行けると、こういったもう一石二鳥どころか一石三鳥の役割を果たせるという、それを努力すればいいだけの話です。私はるる申し上げたいことがあるんですが、言い出すと何かとまらなくなるあれがありますんで、結論を戻せば、2番目の新大原保育園（仮称）は現大原小学校の隣地の適地に早期に建設するという事は真っ向から大賛成であります。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

反対の立場から討論させていただきます。

まず、安全面でございます。小学校の横が安全とおっしゃいますが、私は反対でございます。保育園というところはお散歩に行きます。散歩をします。そこで、国道の429を横切っていくようなことも起こってくると思います。ことし事故もございました。そういう面からも保育というところに関しまして絶対に安全とは言えないと思いますし、反対に安全ではないと私は考えておりますので、場所はクアガーデンのところは最適だと思います。

それから、費用対効果についてですが、そういったこともあそこが小学校の横に建築された場合、保育園が、恐らくクアガーデンはそのまま解体されずに放置される可能性も大きくあるんじゃないかということもありますので、その2点からこの請願には反対させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

請願項目(2)に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決となります。

再度申し上げます。原案について採決となります。

それでは、請願項目(2)について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、請願項目(2)は不採択となりました。

続きまして、陳情第11号「議会音声インターネット配信に関する陳情」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、陳情第11号「議会音声インターネット配信に関する陳情」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第11号は不採択となりました。

ただいまより暫時休憩いたします。

午後 3 時 52 分 休憩

午後 4 時 21 分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

岩崎委員長。

**3 番（岩崎 清治君）**〔登壇〕

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。



先ほど議員控室におきまして、議長、委員出席のもと、議会運営委員会を開催し、文教厚生委員会、産業建設委員会から議案を提出したい旨の申し入れがあり、協議いたしましたので、御報告をいたします。

まず、発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」、文教厚生委員会からの提出がございます。

次に、発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」、産業建設委員会からの提出がございます。

以上2件を追加日程第1、追加日程第2として上程をいたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」、発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」、発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## **追加日程第1 発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」**

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、追加日程第1、発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**〔登壇〕

それでは、失礼いたします。

発議第5号の御説明を申し上げます。

先ほど議場におきまして陳情第6号が採択されました。先ほど文教厚生委員会を開催をさせていただきまして、意見書の提出に当たり会議をさせていただきました。表題及び内容につきまして若干の加筆及び修正を加えております。削除も一部行っております。しかしながら、内容につきましては趣旨が乖離するものではございませんので、あらかじめ御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

〔以下朗読〕

どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。  
反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。  
山本議員。

10番（山本 雅彦君）

先ほど陳情第6号につきましては反対の立場で討論いたしました。しかしながら、可決をいたしまして、その後こういった意見書が出てまいりました。この意見書を読みますと、非常に具体的にといいますか、簡潔に書かれておられて、こういった内容であれば賛成をせざるを得ないというふうに思っておりますので、この意見書については賛成いたします。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

## 追加日程第2 発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見

## 書の提出について」

議長（岡本 泰介君）

追加日程第2、発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第6号「森林環境譲与税の配分見直しを求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

〔4番岡野鉄舟君「議長」と呼ぶ〕

岡野議員。

〔4番岡野鉄舟君「動議」と呼ぶ〕

どうぞ。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議を提出させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

ただいま岡野議員から看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議について文書で提出したい旨の申し出がありました。これより文書を確認するため暫時休憩いたします。

午後 4 時 33 分 休憩

午後 4 時 42 分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

先ほど岡野議員から提出された看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議をお手元に配付しております。

配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

この動議については 1 名以上の賛成者の署名がございますので、会議規則第 16 条の規定により動議は成立いたしました。

次に、追加日程についてお諮りいたします。

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

追加日程についてお諮りいたします。

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることは可決されました。

**追加日程第 3 「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」**

**議長（岡本 泰介君）**

追加日程第 3、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」を議題といたしま

す。

これより提出者の説明を求めます。

岡野議員。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」を美作市会議規則第16条の規定により提出します。

〔以下朗読〕

続きまして、提案理由の説明をさせていただきます。

一言で申し上げます、美作市の滋慶学園に対する補助金のうち1億5,000万円について、1、滋慶学園がいかなる理由でもらえる1億5,000万円の補助金を岡山県に対して申請しなかった、このことについて判断にかかわった当事者、判断理由などがございます。

2番目といたしまして、美作市がいかなる理由で申請しなかった1億5,000万円を肩がわりして、起債をして、これを財源にして補助したのか、判断にかかわった当事者、判断理由など。

以上の2点につきまして、決算審査特別委員会において関係者の意見を聞くことができないままで明らかになっていないことであります。

私は去る今年の6月議会でこの滋慶学園の補助金について平成28年度における美作市、滋慶学園と岡山県のやりとりの事実を一般質問いたしました。3点でございますが、1つは、平成28年6月22日の件について、2つ目は、平成28年8月4日につきまして、3つ目は、平成28年10月5日の件についてでございます。この3件の内容は、私が岡山県の担当、そしてその上司と平成30年12月、そして年が明けて平成31年1月にかけて確認した事実について質問いたしましたものでございます。ここで明らかになりましたのは、美作市と滋慶学園は平成28年度秋の工事着工は指令前着工で、補助金は平成29年度交付されないことを了解していたということでございます。にもかかわらず、平成28年12月議会で森分元総合戦略監は平成29年度補助金申請をすると虚偽の答弁をしております。そして、この事実解明のため調査特別委員会設置の動議が今年6月議会の最終日に出されましたが、否決されております。この補助金の交付は平成29年度でございますが、関連事務は平成27年度にさかのぼります。この調査においては今さらという意見もあったようでございますが、そんな軽々なものでございませぬ。この9月議会の一般質問で岩崎議員が滋慶学園の補助金について詳しく一般質問されております。今回執行部からとんでもない発言がございました。それは平成28年当時県にはこの補助金交付制度がメニューになかったというものでございます。私の6月議会の一般質問で補助金制度があることを前提に岡山県は美作市と滋慶学園に対して平成28年の秋の着工では平成29年度には補助金は出ませんよと、こう言ってるというふうに私は話しました。今回の執行部の岩崎議員に対する平成28年当時補助金のメニュー制度はなかったという答弁は、この6月議会で市長が私の質問に対して、私どもには岡野議員の発言が正しいという確証がないと、こういう趣旨の答弁をなされましたが、今回の執行部の答弁はこれに輪をかけたように岡山県を信用しないという発言で、とんでもないことでございます。

去る9月2日には決算不認定に係る真相解明を求める署名が八百数十名もの方々から議長宛てに出され、さらにはこの署名を添付して監査委員宛てに住民監査請求が出されております。住民監査請求制度そのものというのは、制度の趣旨として市長も議会も当てにならないという市民の皆様方の怒りでございます。参考証人の意見を拘束力を持って聞き、事実解明をする百条委員会の開催しかございません。そういった趣旨で今回動議を提出しております。どうか慎重に御審議いただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、本件の委員会付託省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することといたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」については、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。

反対の方の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

続いてそれでは、本件に賛成の方の討論はございませんか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私は今9月議会の一般質問でも、なぜ滋慶学園の問題について調べるのかというのを前段でお話いたしましたけれども、地域の方からこの案件に対してすごく質問されます。その質問に対して私が答えることができない。なおかつ今議会においてびっくりしたことは、先ほど提案説明のときにも話がありましたけれども、28年当初さかのぼることなんですけれども、県の補助金もなかった、昨年以降の決算特別委員会のときには国の補助金はどうなのという話を聞いたところ、国の補助金のことは一切聞かれなかったんですけど、県の担当者のほうへ行けば、国の補助金はありませんよと言われました。議案質疑のときに、決算のときにお尋ねをしたところ、いや、国の補助金はなかったんですけど、同じ財源使って県の補助金があったから、それを少し言うのが忘れてただけなんですみたいな感じで言われました。ところが、この9月議会においてはその県の補助金もなかった。その後いろいろな書類を見比べながら県に対して事実確認をしようということで、まだ行っておりませんが、県のほうへ尋ねていこうというふうに思ってますけれども、市民の方は一個人ではなしに議会として何があったの、結果はどうなの、議会として報告すべきではないか、なぜならば決算が不認定になってるじゃないか、このことをはっきりしないと議会としての責任を果たせないんじゃないかというふうに特に言われてますし、私もそういうふうに思います。よって、百条というのは少し疑問がございますけれども、この特別委員会設置については賛成ということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

私は決算認定で反対をいたしまして、不認定いたしました。その私が考えて不認定した理由として、執行部のほうも説明不足ということでいろいろなことを議会のほうに説明していくことがなかったところを認めて反省したということで、私は今後そういったことがないようにきちっと説明していくことを求めて反対いたしましたので、納得しておりますので、これは百条ということにつきましては反対いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成の方はございませんか。

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対の方の討論はございませんか。

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

反対の立場で討論させていただきます。

既に今現在この件に関して住民監査請求が出されております。住民監査請求と、それから議会から出す百条は違うと言われるかもわかりませんが、まず住民監査請求の結果を待って、それからその結果を見て百条を出されるのなら出されてもいいんじゃないかなというふうに思います。監査事務局を無視をしているというふうにしか思えません。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成の討論はございませんか。

萬代議員。

**11番（萬代 師一君）**

それでは、私は賛成の立場で討論のほうに参加させていただきます。

29年度の一般会計の予算につきましては不認定ということになりました。こちらにつきましては、その要因とすれば、滋慶学園に対する補助金でございます。補助金総額よりも1億5,000万円、正確には1億4,772万円ですけれども、こちらについて本来ならもらえるべき補助金を滋慶学園のほうで申請しなかったという説明でございます。その要因とすれば、指令前着工というような説明がございました。議会といたしましては、この1億4,772万円についてどのような原因で補助金が申請すらできなかったのか、これを責任を明確にする必要が議会として私はあると考えます。したがって、今まで調査特別委員会につきましても賛成少数で否決されて、原因究明に至りませんでした。そういうこともございまして、本9月議会で一般質問で原因究明を図ってございましたけれども、やはり説明につきましてもいろいろの説明、本当にどの説明が、答弁が正しいのか、我々も信じるのが本当にできない状況になっております。私の場合は単に指令前着工により補助金がもらえなかった、岩崎議員の質問に対しては、もうこの補助制度はなくなっていたんだというような説明でございます。やはり原因を究明する場合、本百条委員会をもつての究明しかできないと

いう思いでございます。したがいまして、賛成の討論とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決いたします。

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査決議の動議」について、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、この動議は否決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月3日の開会、本日に至るまでの28日間ということでもございました。長い期間熱心な御審議、御討議をいただきまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今議会の一般質問においても昨年の記憶もあり、多くの議員の皆さんから防災・減災に関する御質問、御提言を含んだものがございました。貴重な御意見、御提案として重く受けとめているわけであります。これらを今後の取り組みにどう生かすかということでもございますけれども、昨年の豪雨の記憶もまだ冷めやらぬ間に新見での局地的豪雨、これも1時間雨量が100ミリを超えるというおおよそ想定外のことが起きたわけでもございますが、あるいは関東地方での台風の強風被害など、過去にやや類がないというか、初めてという事象が日本いろんなところで発生をされていて、いづどこでも災害が発生してもおかしくないし、その災害も今までの経験を超えるものである可能性に備えた対応が必要ということ強く感じているところでございます。

この11月16日の土曜日でございますけれども、北山の保健センター周辺で隔年実施をしております総合防災訓練の実施がございまして、今回の訓練におきましては、初動対応の確認や関係機関との連携体制の強化を図るとともに、避難行動の促進、要配慮者の避難行動、あるいはその支援の強化ということで防災意識の高揚を図りたいわけですが、そういう観点から2部で構成をして実施をしたいと思っております。

まず、第1部では初動態勢の確認、住民の皆さんによる避難訓練を行い、避難所の開設訓練、そして重要なポイントでございますが、要配慮者に対する福祉避難所の開設、運営訓練をメインに実施をしたいというふうに考えております。2部では、やや通常のことになりますけれども、土のう積み訓練とか、排水ポンプの運用訓練、この排水ポンプの運用訓練が通常の中では新しい分野になるわけでもございます。それから、孤立被災者のヘリによる救出訓練、こういったことを今想定をしております。同時に、炊き出し訓練とかパネル展示、消火器の使用法、AEDを使った救急法、それから応急手当てなどの体験コーナーもぜひ設置を



したいと思っておりますので、より多くの市民の方々にぜひとも御関心を持っていただき、御参加をいただければと思っております。

また、話は変わりますが、先ほど議論がありました、さきの6月の定例会において御提案をさせていただき、法定外目的税、美作市太陽光パネル税の創設により得られる財源を活用して減災対策に積極的に取り組んでいきたい、このことも先ほどの流れで考えておりますが、意見照会を議長から特定納税者の方々にしておられたわけですが、その意見書の返事がなかなか返ってこなかったんですが、幸いにしてきょうの午後到着をし、先ほど参考配付ということで私どもも頂戴をしたわけでございます。これで審議の前提が調ったということで、一方で議論をされておりましたように閉会中の継続審査ということになってございます。ぜひとも迅速なる御審議を総務委員会にはお願いをできればというふうに考えております。

あわせまして、大原保育園の工事関係予算が近々取りまとめられるということが確実になっております。令和2年度内の完成に向けては可能な限り早期の予算化及び発注事務の推進が必要ということになっておりますので、議長初め、議員の皆様方におかれましては、この状況に御理解を賜った上で、臨時議会の開催も含めて御協力をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

秋がだんだん深まってまいりました。各地での秋祭りや、本当にたくさんの文化やスポーツのイベント、市内でもありますし、また日本対アイルランドのラグビーのように、ああつというような声が全国から、うれしい声ですけどね、上がるような大きなイベントもありました。秋はそういう意味ではスポーツなどを通じて地域に生きていくことの幸せとともに、日本人であることの幸福というものも味わえる季節かというふうに考えております。議員並びに市民の皆様方におかれましては、健康と安全にはくれぐれも御留意をいただいた上で、引き続き本市発展のために御活躍あるいは御支援をいただきますようお願いいたします。どうぞありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

令和元年第4回9月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

皆様には9月3日開会以来、本日までの28日間にわたり、御熱心に審議を賜り、ここに全議案を議了し、閉会する運びとなりました。市長を初め、執行部各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市勢発展、向上のためより一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和元年第4回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時07分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和元年9月30日

美作市議会議長 岡 本 泰 介

会議録署名議員 山 本 重 行

会議録署名議員 尾 高 誉 久

そ の 他 資 料

一般質問【令和元年第4回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	4番 岡野鉄舟	1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について	①改正の目的・内容は何であったか また、改正の前後で市の教育行政はどのように変わったか ②「美作市教育大綱」の策定期間、その内容はどうなっているか ③総合教育会議及び教育委員会の議事録が、何故公表されないのか	45
		2. 美作市の平成31年度の学力テスト結果について	①県学力テストについて (1)岡山県公表の県学力テストの小学生（4年及び5年）及び中学生（1年及び2年）の各学科について、平成30年度と令和元年度を比較して、結果をどのように分析しているか (2)分析により見えてくる課題は何か (3)課題に対する対策は何か ②全国学力テストについて (1)岡山県公表の全国学力テスト（小6及び中3）の各学科について、どのように分析しているか (2)分析により見えてくる課題は何か (3)課題に対する対策は何か	49
		3. ジビエ倍増モデル事業について	①平成30年6月議会補正時点での当該事業の歳入、コンソーシアムへの歳出予算額（139,248千円）の内容、財源内訳など ②繰越明許費の進捗状況	54
		4. 大阪滋慶学園に対する補助金（1.5億円）について	①「実際に交付を受けておらないものを控除することはできない（H30年3月議会池田部長答弁など）」という解釈は、何を根拠に可能となるのか ②美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱第4条は羈束裁量か自由裁量か	57

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		5. 美作市公共施設等総合管理計画について	①現在、公共施設についてどんな作業をしているのか (具体的に) ②当該計画の市道、橋梁などのインフラの整備の考え方はどうか ③平成17年から平成30年度までの、公共施設とインフラ整備に係る普通建設事業決算額について (1)事業費の合計額 (2)合計額に係る特定財源及び一般財源の内訳 ④当該計画(公共施設及びインフラ)について、市民への説明は、何時、どんな方法で行うのか	6 1
		6. 「美作市新市建設計画」(H17～R1)と効率的な行政運営について	①新市建設計画実現の為の「行政財改革大綱」の内容はどうか ②平成26年度以降の行政改革(職員力の強化)の取り組み実績はどうか ③次期「美作市 新市建設計画」の策定はどうするのか	6 6
2	15番 岩江正行	1. 災害に強い町づくり 市民の安全安心について	①昨年の豪雨災害工事の進捗状況 (イ)農地災害復旧工事 (ロ)復旧治山、土砂崩れ箇所 (ハ)浸水被害、浚渫工事 ②昨年の豪雨災害を検証し、災害のリスク危険を最小限度に抑える安全対策について尋ねる (イ)浸水被害地、排水ポンプ設置能力について (ロ)河川管理、洪水時の通水断面積の確認 堤防の耐震性調査 (ハ)土石流、地滑り箇所確認、荒廃砂防、急傾斜地崩壊対策工事、予防治山工事の必要箇所について (ニ)ダム・ため池の老朽化と安全確認	7 0

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 交通安全対策基本法、美作市における交通安全計画、格差社会を是正、暮らしを再生について	<p>①誰もが自由に町に出て、人と会ったり食事をしたり買い物を楽しむことは本当に当たり前のことです。でも、障がいのある人やお年寄りが町へ出かけていくことはとても大変です。何故でしょうか</p> <p>(イ) 認知症診断、視力や判断能力が低下して免許証返納者、車に乗れない高齢者や通院・通学生の利便性を高める弱者救済社会の地方では死活問題、生活ができない恐れ 交通弱者といわれる人達の対応は万全か尋ねる</p> <p>(ロ) 公共料金設定、格差の是正差別扱いの禁止</p> <p>②道路交通安全施設整備、人優先の安全安心な歩行者空間、交通事故が多発しやすい危険な箇所と整備状況</p> <p>(イ) 障がい者、高齢者に配慮したバリアフリー化の整備</p> <p>(ロ) 歩行者に安全な通学道、自転車道、危険な交差点の進捗状況</p>	78
		3. 美作市内の観光施設の現状と課題、観光振興について	<p>①湯郷温泉街、中心市街地整備改善活性化法、湯郷温泉町づくりについて尋ねる</p> <p>(イ) 観光客の動向について</p> <p>(ロ) 癒しの温泉みんなから望まれる「まち」の実現にむけて何を考えているのか</p> <p>②愛の村、武蔵の里五輪坊指定管理業務委託料63,340千円の投資効果 市民の皆様の流した汗の報われる市政について尋ねる</p> <p>③三県境との連携は</p>	85
		4. 下町圃場整備事業優良農地再生に向けての取組について	<p>①耕作放棄地解消について</p> <p>②相続登記本換地の手続きはいつごろ完了するのか</p>	90

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
3	16番 日笠一成	1. 江見市街地・その付近の安全対策について	①大還橋を含めた北側の安全通行・渋滞解消対策について ②山家川・吉野川の氾濫被害防止対策について	93
		2. 高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減対策について	①自動車急発進防止装置整備費補助金の交付状況等について	97
		3. 農林業の振興対策について	①農産物などの地域資源をブランド化し、生産・加工から販売まで一貫してプロデュースし、圏域内外に販売して収益を得る仕組みの検討状況について	98
4	11番 萬代師一	1. 大阪滋慶学園への補助金について	①「美作市スポーツ医療看護等専門学校建設費等補助金交付要綱」第4条中の「交付金等」について ②「交付金等」の補助制度の推移及びこれに伴う協議の経緯について ③「交付金等」の補助申請等に係るこれまでの一般質問への答弁の正当性について	103
5	12番 山本重行	1. 市民の安全・安心を守る施策について	①熊の出没・被害・対策について ②スズメバチの被害・対策について ③マダニの被害・対策について ④猿・猪・鹿の農作物の被害・対策について	112
		2. 市民の安全・安心を守るためのインフラ点検・施策について	①橋梁・歩道橋等の老朽化の点検・修繕の状況について	117
		3. 民法の大改正による市政の実務・市民との関係について	①民法の改正による施行が来年の4月から始まるが市政の実務・市民との関係ではどのように関わるのか	118
		4. 平成29年度一般会計決算書の不認定の責任について	①平成29年度一般会計決算書の不認定をどのように捉えて、誰が何時、どのように責任を取るのか	123

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
6	6番 倉地重夫	1. 森林環境税及び森林環境譲与税制度が始まり、その活用について	①市の森林政策について、市への配分金を政策にどのように活用しようとしているのか ②近隣の市町村では公共建築物に積極的に地元産の利用が取り組まれているが美作市にその計画はあるのか ③森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対する付帯決議が、衆・参両院決議されているがその内容について、尋ねる	127
		2. 30年末に行われた行政懇談会の中から	①内水の排除に、可搬式エンジンポンプを導入しますと回答しているが、内容について尋ねる ②個人で、合併浄化槽を設置している家庭での電気代等の負担について ③旧もうもう工場の跡地の活用について	133
		3. 敬老会のあり方について	①旧行政区単位で行われていると思うがその参加率は(各会場毎) ②お世話する人たち、区長、愛育委員、栄養委員、民政委員さん等ボランティアとして準備段階、本番当日を含め参加人員は(出演者も含め) ③送迎車運行費用は ④経費換算した場合どれくらいかかっているのか	138
		4. 踏み間違い防止ペダルの設置補助金について	①これは、行政懇談会の答弁のなかで、31年度当初予算で装置設置費の3分の2を補助する予算を計上しているが、補助率を増やせないか	139
		5. 市民の要望について	①市内各所の児童公園等の遊具について、壊れていたり、安全管理が出来ないからと使用できない状態となっているが ②市役所本庁舎の前庭の植栽の草について ③福本商店街の道路の安全対策について	140



通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
7	8番 安藤 功	1. 改正高齢者講習に関連して、市内の状況とこれからの対策について	①美作市の70歳以上の人数と人口全体に対する割合 ②何らかの運転免許証の保有率 ③免許返納率 ④タクシーチケット、デマンドバス・デマンドタクシー、市営を含む市内公共交通の利用状況	143
		2. 市内の鉄道、バス（市営を含む）等の気象警報や警報がでる可能性が高い場合の取組について	①本格的な台風シーズンを前に市内の鉄道、バス（市営を含む）等の気象警報や警報が出る可能性が高い場合の取組について ②他の交通機関との連携は	150
		3. 市道の管理について	①市道の総距離数と日頃の安全パトロールについて ②行政報告会でもよく話題となるが、市道脇の山林や空き地等から樹木が市道に覆いかぶさるように出ている場所が多く見られるが対策は	152
		4. あと1年弱となったオリンピック・パラリンピックの美作市でのキャンプ等の状況は	①開催まであと1年弱となったオリンピック・パラリンピックの美作市でのキャンプや事前合宿等の状況は	156
		5. 市内の小中学校の児童、生徒の学力等について	①市内の小中学校の児童、生徒の学力、体力、体格等について ②問題行動について	158
8	3番 岩崎清治	1. 滋慶学園誘致に10億円の補助金を出す経緯	①10億円を補助する根拠・経緯 ②補助金は10億円以内とし、一般財源は3億円以内とすると説明されたがどの様な事を考えていたのか	165
		2. スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱に補助率を定めなかった理由	①一般的な補助金は補助率が定められているが定めなかった理由	172

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		3. 国の看護師等養成所施設整備事業 交付金及び看護師等養成所初度設 備事業交付金	①議会説明と実際の乖離の原因は何か	175
		4. 交付金申請の事務の流れと工事の 進行計画	①交付金申請事務の流れと工事の進行計画との整合性	182
		5. 大阪滋慶学園に係る補助金につい ての調査報告	①調査結果の要点は	184
		6. 平成29年度地域医療介護総合確保 基金を活用する事業に係る国への 要望	①国への要望内容 ②前年の平成28年に県との協議内容の整合性	186
9	1番 青山 慶	1. 全国学力テストの結果について	①美作市の小学校（6年生）、中学校（3年生）の平均点 が、ともに全国平均、県平均を下回っているが、原因の 分析状況はどのようになっているか	189
		2. 子どもの居場所づくりについて	①子どもの居場所づくりについて、美作市の対応状況	193
10	17番 内海健次	1. 国有林野の管理経営に関する法律 の一部改正について	①本年令和元年6月13日、国有林野の管理経営に関する法 律等の一部を改正する法律が成立し、施行は2020年4月 1日とされた (1)本市（5町1村）の国有林野について、面積及び樹種 について (2)改正の目的（国）と本市の改正への考え方について (3)樹木採取権と採取権の存続期間について (4)樹木採取区を指定する基準、一地区当たりの規模は (5)樹木採取権の設定を受ける者の要件は (6)樹木採取権の申請に当たって、どの程度具体的な計画 が求められるか (7)樹木採取権の受ける者について、どのような法人を想 定しているのか (8)樹木採取権者の選定過程の透明性について	196

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 単身高齢者及び認知症施策について	<p>①市内には1080軒独居高齢者世帯が生活されていると伺っている。現在もそれぞれ支援の体制をされていると思うが、更にふみこんだ考え方をお聞きします</p> <p>(1)認知症ケアパスの普及について  (2)みまさかほっとネットの現況と展望について  (3)美作市の医療・介護の多職種連携強化について  (4)認知症サポーター養成について  (5)日常生活を脅かすスズメ蜂の駆除等について  (6)成年後見の美作市の状況について  (7)総社市の救済制度への考え方について</p>	/
1 1	5番 中山忠明	1. 美作市の総合長期計画について	<p>①基本構想  市の将来像  まちづくりの基本理念  本市の主要課題はなにか</p> <p>②主要指標  人口（総てのことが人口に関連する、目標年次の総定数は）  経済（ITからAIの時代になる、目標年次の産業の構成、就業状況は如何に）</p> <p>③土地利用  住居地  商業地  工業地  農業地  林業地  景勝地  本市における土地面積は山林が大部分を占める中でどのような土地利用計画があるか</p>	2 0 1

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 2	13番 尾高誉久	1. 学生向けマンションについて	①美作市スポーツ医療看護専門学校の賃貸について	2 0 7
		2. 特定空家解体事業について	①平成26年11月に制定された「空家等対策推進に関する特別措置法」に基づき施行される家屋の解体事業について	2 1 0
1 3	2番 和田広宣	1. 美作市の引きこもり支援政策について	①美作市では、引きこもりの実態調査等、内容と結果 美作塾は今年度より、指導員を1名増員し3名体制で運営しているが、増員に対して期待する効果と現状の課題を問う 義務教育終了後の塾生のフォローや引継ぎは、どの部門にどのように行っているか	2 2 3
		2. マイナンバーカード普及と有効利用について	①マイナンバーカードの普及への取り組みと成果・現状と課題についてお尋ねします 又、他市の行っている住民票や、印鑑証明のコンビニ発行・タクシー補助の資格証明書・又、保健福祉部で検討中の健康ポイントを自治体ポイントとしてマイナンバーカードに付与する等の検討状況	2 3 0
1 4	10番 山本雅彦	1. 墓地について	①個人墓地の新設や移転について ②共同墓地、法人の新設、移転について	2 3 5
		2. 災害対策（復旧）について	①豪雨災害の基準はどの様になっているか ②暴風等の災害についての基準についてはどうか	2 3 9
		3. 鳥獣害対策について	①平成30年度までの状況と課題 ②シカ、イノシシ、サル、ヌートリア、カワウ等の捕獲状況について	2 4 3
		4. Society5.0について	①美作市として取り組めるものがあると思われるが、どの様に考えるか	2 4 6
		5. ベトナム国との交流について	①ダナン大学との今後について ②ベトナム国、イエン・バイ省との交流について	2 4 9

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 5	14番 鈴木悦子	<p>1. 美作市所有の貴重な建造物、美術工芸品の活用と保存管理について</p> <hr/> <p>2. 美作市立図書館の活用と自治体連携について</p>	<p>①旧大原町が購入した「達磨頂僧図」の掛け軸について、何年頃どなたからどのような経緯によって購入したのかそして金額はいくらだったのか</p> <p>②宮本武蔵の真筆ということだったが鑑定書が存在しているのか</p> <p>③貴重な美術品ですが、保存管理をどこで誰がどのような場所でしているのか</p> <p>④「達磨頂僧図」を購入したことにより美作市となつてから観光行政を進める上で具体的な効果があったか</p> <p>⑤他に貴重な美術品として、沢庵和尚の掛け軸、海北友松絵師の屏風がありますが、真筆性は明らかにできていますか 本物であるならもっと美作市が誇れる貴重な文化財として管理するべきと思いますが如何ですか</p> <hr/> <p>①現在市内の学校図書館の状況について</p> <p>②市民に向けてすすめられている取組みと図書館の運営状況について</p> <p>③近隣自治体との公立図書館の連携について</p>	<p>2 5 4</p> <hr/> <p>2 6 2</p>
1 6	9番 金谷のり子	1. 住民主体の防災対策	<p>①内閣府（防災担当）が改定した「避難勧告等に関するガイドライン」により、住民は「自らの命は自らが守る」意識で自ら避難行動、行政はそれを全力で支援、住民主体の取り組み強化、防災意識の高い社会構築とある</p> <p>(1)美作市の方針、計画は</p> <p>(2)美作市地域防災計画の修正は</p> <p>(3)地区防災計画の必要性</p> <p>(4)地区ごとに防災計画を策定するには</p>	2 6 7

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 福祉避難所について	①美作市の福祉避難所について (1)福祉避難所とは (2)福祉避難所の対象者 (3)福祉避難所の指定 (4)福祉避難所の周知 (5)福祉避難所の整備 (6)福祉避難所の物資・器財・人材・移送手段の確保 (7)社会福祉施設、医療機関等の連携	272
		3. 防災訓練について	①美作市の防災訓練について (1)防災訓練の方針 (2)防災訓練の実施 (3)住民全体の避難訓練 (4)要配慮者等の安全確保計画	273
		4. 男女共同参画の視点の防災体制について	①美作市地域防災計画に防災現場における女性の参画を拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮する。とあります (1)美作市の地域全体に、防災面からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立はどのように進んでいますか	275